熊谷市史料集フ

熊谷自由民権運動史料 「七名社」の時代

熊谷市教育委員会









1 (明治8年)3月25日 小室信夫書状写(竹井家6125·31頁·史料15)

愛国社の設立総会を終えて東京に来た小室信夫が、吉田市十郎に運動の連携を呼びかけている。吉田が謄写して、竹井澹如と石川弥一郎に送った写本である





2 明治8年3月頃 小室信夫が吉田へ送った民権運動の資料(竹井家6126~6130)

小室信夫は書状に添えて、自ら起こした阿波徳島の自助社や大井憲太郎の通志社の資料を送ってきた。これらも、吉田が謄写して竹井たちに送っている。





(裏面)

3 明治後期 七名社員集合写真(中村(宏)家254)

七名社員の集合写真であるが、風貌からかなり晩年のものと思われる。小泉寛則が明治 42 年に亡くなっているのが下限となる。写真師は、熊谷町仲町熊谷寺大門の中沢麗泉である。







4 (明治8年)2月16日 石川弥一郎書状(長谷川家1021·22頁·史料8)

この段階では翻訳小社とよんでいた七名社へ、稲村貫一郎たちを勧誘する方法を相談している。封筒の表書きから明治8年2月16日付と推定でき、七名社の結成過程を伝える貴重な史料である。







5 明治11年5月15日 竹井懿貞書状(長谷川家1557·78頁·史料74)

七名社の活動をなにかと支援していた竹井懿貞の書状で、大久保利通暗殺の翌日に出されている。義兄石川 弥一郎から七名社へ宛てられた「阿波通信」を転送し、区長を辞任した長谷川へ祝意を表している。このとき、 竹井は埼玉県庁に勤めていた。



6 (明治11年)4月23日 加藤政之助·朝吹英二書状(長谷川家927·77頁·史料70)

慶應義塾の加藤政之助が、熊谷での共同会の演説会に招かれ、帰京してからの礼状である。鴻巣在滝馬室村(鴻巣市)出身の加藤と長谷川は、その後も親交を重ね、またよきライバルでもあった。



7 (明治12年)3月20日 中村孫兵衛書状(長谷川家1011·92頁·史料89)

長谷川敬助の入間高麗郡長就任が決まり、稲村貫一郎と石坂金一郎に同郡役所の書記となるように斡旋した 中村孫兵衛の書状である。中村は、この事態を「七名社潰破」と表現しているのが痛々しい。

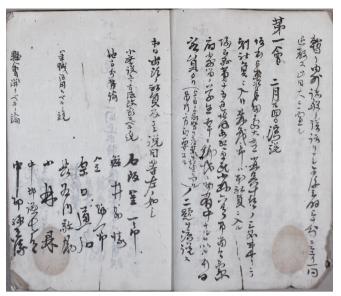


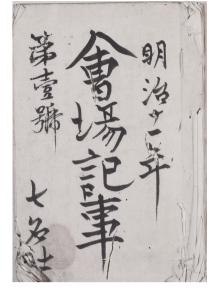




8 (明治12年)8月26日 石川弥一郎書状(長谷川家985·112頁·史料125)

明治 12 年 6 月、第一回県会がようやく開催された。これは福井の出張先でその議事録を読んだ石川の批評で、 白根多助県令と対決した医学校や娼妓貸座敷問題で、議員側の無定見さを痛烈に批判している。





9 明治11年~明治12年 第二期七名社会場記事(石坂家5·189頁·史料207)

第二期七名社の公式記録である。明治 11 年 2 月 11 日の結成集会から翌 12 年 1 月 26 日の第 29 会まで、集会ごとに、出席者、討論議題や演題、入社者、特記事項などが詳細に記録され、七名社の活動を伝える基本史料となっている。







10 明治11年~明治14年 烟雲雑誌(小林氏収集1·195頁·史料208)

稲村貫一郎の日記で、明治 11 年 6 月 1 日~翌 12 年 3 月 21 日までと、1 年以上の空白を経て 14 年 2 月 28 日まで記載されている。七名社関係では、警察の規制とそれへの対応に奔走した記述が詳しい。下段の見開きの中央明治 11 年 12 月 8 日条は、熊谷警察署長以下臨席で開かれた深谷演説会の記録で、演題の箇所の空白が、規制の厳しさを伝えている。七名社会場記事にも、出席者や演題の記載が一切無い。

熊谷市史料集フ

熊谷自由民権運 「七名社」の時代

熊谷市教育委員会



発刊にあたって

熊谷市教育委員会教育長 野 原 晃

この度、本市の市史編さん事業における『熊谷市史料集』の七冊目として、『熊谷自由民権運動史料1「七名社」の時代』

平成十九年度に開始した本市の市史編さん事業では、「歴史資料の調査及び保存」を重要なテーマとして掲げ、 古文書等

の調査を進めております。

を刊行いたしました。

の重田正夫専門調査員に御執筆いただきました。この解説は、個々の史料が作成された背景、関係者の経歴などについて 集の一冊目となります。なお、筆耕やデータ入力は「書状の会」の皆様にお願いし、解説は熊谷市史近代・現代専門部会 書館収蔵の古文書や、現在市史編さん室において調査中の古文書のうちの書状や日記に着目した、熊谷自由民権運動史料 で最初の民権結社である「七名社」に関連した史料を、編年史料編と記録編の二部構成によりまとめました。埼玉県立文 これまで、その成果の一環として『熊谷市史料集』1~6を刊行してまいりました。今回は、その新編として、 史料の内容についての理解を助けるものとなっておりますので、あわせて御覧ください。 埼玉県

めた一冊目であり、 明治維新を迎えた後の激動の中、熊谷の出身者を中心として政治活動を行った石川弥一郎や稲村貫一 地域の歴史資料として御活用いただければ幸いです。 郎らの動向をまと

近代熊谷を形づくった人々の交流や論議の一端を知っていただけるものと存じます。 また、本書とあわせて、平成三十年度に刊行した『熊谷市史 資料編8 近代・現代3 (妻沼地域編)』 も御一読いただければ

最後に、本書の刊行にあたり、 御支援・御協力を賜りました関係者各位に厚く御礼を申し上げます。

例

、本書は、埼玉県立文書館寄託長谷川家文書、中村 七名社関係史料集としたものである。 中の本石竹井家文書、中奈良石坂家文書、 県史編さん史料(CH本)をはじめ、市史編さん室で借用・調査 新聞資料等を活用して (宏 家文書、

、収録した史料の理解を深めるため、巻頭に本書全体の解説を置 館の記録の場合は、「国立公文書館・任A〇〇一一二一〇〇」の まれる履歴書などは、「明二一-一二二」のように、国立公文書 き、さらに史料ごとの解説で、年代推定の根拠、背景、 の説明などを随時記載した。解説で使用した埼玉県行政文書に含 関係人物

- 、史料の配列は編年順で、一連の番号を付した。
- 、本文に年月日が明記されていない史料については、封筒書、 内容などから推定し、 解説にその旨を示した。 消
- 、史料の名称は、書状類は、 内容を示す表題を付した。 誰々書状とし、その他の史料は適宜
- 、巻末に、各史料の内容を摘記した史料内容一覧を付したので、 細目次として、また年表として利用していただきたい。
- 、文書の形態や同封文書などについては、必要に応じて解説に記 、封筒類の記載は、年月日の推定に重要なので、消印を含め、判 読できるものは収録した。封筒裏書は、封印のみの場合は省略した。
- 史料の収録にあたっては、原本の忠実な活字化を原則としたが、

- 通読の便を考慮し、下記のように処理した。
- 1、漢字は、原則として常用漢字を用いた。 は正字を用いた。 常用漢字のないもの
- 2、史料を読みやすくするため、適宜読点「、」や並列点 を付した。清濁やふり仮名については原本のままとした。
- 3、誤字や意味の不明な場合は、史料本文の右脇に (ママ)、脱 字は(脱)、衍字(衍)、疑問が残る場合は(カ)と注記した。
- 4、変体仮名は、原則として現行の字体に改めた。但し、江 (え) は右脇上に小さく寄せ、而(て)はそのまま表記した。
- 5、合字「ゟ(より)」「ヿ(こと)」等は、適宜、平仮名・片仮 名で表記した。
- 6、踊り字は、漢字を「々」、平仮名を「、」、片仮名を「、」で
- 表し、「~」も使用した。
- 8、虫損・汚損などにより判読できない文字は、字数のわかるも のを□□で示し、字数のわからないものは□□で示した。

7、敬意を示す闕字は一字あけ、平出・抬頭は二字あけとした。

- 削除・訂正箇所は、原則として訂正後の文字とし、
- 要とみなした場合は、原本の左脇に見せ消し「ゝゝ」を付し、 訂正文を右肩に記した。
- 10 則として本文に挿入した。 て示し、右脇に(追記)などと注記した。行間の追記は、原 異筆・追記・朱書は、該当する文章・語句を「 」で括っ
- 11 などと注記した。 貼紙・付札・付箋などは「 」で括って、右肩に (貼紙)
- 12 割書は〈〉で括り、 ポイントを下げ一行で収録した。
- 13 段落の改行については、原文にはこだわらず意味のまとまり

で適宜行った箇所もある。

- 一字空けで追い込んだ。4、差出人の肩書、宛名の肩書や脇付は、原則として改行せず、
- 掛けで収録し、(原文一行)などと注記した。15、一行一名の連名が三行以上続く場合は、原則として二~三段
- 16、追伸が文頭にある場合は二字下げ、文末の場合は一字下げ
- 家として、その下に文書番号を記した。長谷川家・中村(宏)家・一、史料の典拠は、表題の次行に()で示し、文書群は〇〇
- 書館に収蔵されているため、機関名は省略した。なお、竹井家・根岸家・県史CH大河原家・県史CH中村家などは埼玉県立文
- 小林氏収集は、現在市史編さん室で借用中の文書群である。
- とおりである。一、本書に収録した文書群の目録及び七名社関係の内容は、次の
- 村(行田市)長谷川敬助関係文書1、長谷川家文書(県立文書館収蔵文書目録 第17集) 北河原
- 部未収蔵は県史CH) 上中条村中村孫兵衛関係文書2、中村(宏)家文書(県立文書館収蔵文書目録 第42集、一
- 青木丑五郎関係文書 (県立文書館収蔵文書目録 第57集) 下奈良村

するためである。

- 柳村高橋家文書(県立文書館収蔵文書目録 第54集) 高
- 青山村根岸武香関係文書 5、根岸家文書(県立文書館収蔵文書目録 第2集、追加仮目録
- 6、福島家文書(埼玉県史資料所在目録 第一集) 県史CH大

間村(鴻巣市)福島耕助関係文書

- 沼黒村大河原孟賀・有太郎関係文書-、大河原家文書(埼玉県史資料所在目録 第一集) 県史CH
- 8、竹井輝彦家文書(市史編さん室整理中) 熊谷町竹井澹如関

係文書

- 9、石坂健彦家文書(市史編さん室整理中) 中奈良村石坂金
- 貫一郎関係文書10、小林武雄氏収集文書(市史編さん室整理中) 上川上村稲村郎関係文書
- 11、古沢家文書(人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵) 大

麻生村古沢花三郎関係文書

- 本と照合し収録した。 収のものから七名社及び熊谷関係を選択し、縮刷版などで原収のものから七名社及び熊谷関係を選択し、縮刷版などで原12、新聞史料については、基本的に『埼玉自由民権運動史料』所
- これは、歴史的事実を正しく認識し、非人道的な差別の解消に資差別的な用語が含まれるが、歴史的用語としてそのまま用いた。一、史料は、可能な限り原文のまま収録した。史料の中には、一部13、その他既刊本などから収録した史料は、書名を記載した。
- が執筆した。校正は、重田正夫、滝沢きよ子、水品洋介が担当した。一部を水品洋介が行った。全体の解説、個別の解説は、重田正夫現代専門部会専門調査員)、白澤加代子(市史編さん室協力員)、一、史料の筆耕・入力は、書状の会の会員各位、重田正夫(近代・

		20 一八七五(明治八)年六月二日	石坂金一郎原稿 閏刑律論38
目		21 [一八七五(明治八)年ヵ]	石坂金一郎原稿 区戸長論39
		22 一八七五(明治八)年一〇月一七日	清浦奎吾書状41
		23 一八七五(明治八)年一二月二五日	清浦奎吾書状41
発刊にあたって		24 一八七六(明治九)年二月一八日	竹井懿貞の民会開設論41
凡例		25 一八七六(明治九)年三月一九日	林勘兵衛の民会開設論42
解説	1	一八七六(明治九)	石川弥一郎書状43
第一部 編年史料編		27 一八七六(明治九)年四月一八日	石川弥一郎書状4
1 一八七二(明治五)年四月八日	石川弥一郎の慶應義塾入社記録…18	28 一八七六(明治九)年四月二七日	石川弥一郎書状4
2 一八七四(明治七)年七月四日	大久保利通書状18	29 一八七六(明治九)年五月一日	土宜法龍の保証人となる田中正彜 …45
3 一八七四(明治七)年七月八日	五代友厚書状19	30 一八七六(明治九)年以前七月二七日	石川弥一郎書状45
4 一八七四(明治七)年七月二九日	楫取素彦書状19	31 [一八七六(明治九)年七月頃] 二八日	稲村貫一郎書状46
5 一八七四(明治七)年七月二九日	楫取素彦書状20	32 一八七六(明治九)年八月一五日	弁論会規則案及び回章46
6 一八七五(明治八)年一月二一日	石川弥一郎書状21	33 一八七六(明治九)年九月三日	進修会結立盟約書案48
7 一八七五(明治八)年二月一一日	田中正彜書状21	34 一八七六(明治九)年九月二五日	石川弥一郎書状49
8 一八七五 (明治八) 年二月一六日	石川弥一郎書状22	35 [一八七六(明治九)年九月二六日頃]	長井市太郎回章49
9 一八七五(明治八)年二月二〇日	吉田市十郎書状22	36 一八七六(明治九)年一〇月一日	進修会演説会の論案と出席者名簿 …49
10 一八七五(明治八)年二月二七日	竹井澹如・石川弥一郎の内務卿宛建	37 一八七六(明治九)年一〇月一五日	石川弥一郎書状50
	言書23	38 一八七六(明治九)年一二月三一日	竹井懿貞書状51
11 一八七五(明治八)年二月二八日	吉田市十郎書状24	39 一八七七 (明治一〇) 年一月一五日	川島楳坪書状51
12 一八七五(明治八)年三月七日	吉田市十郎書状25	40 一八七七 (明治一〇) 年ヵ一月一六日	竹井懿貞書状52
13 一八七五(明治八)年三月二〇日	吉田市十郎書状26	41 一八七七(明治一〇)年四月一三日	川島楳坪書状52
14 一八七五(明治八)年三月二五日	熊谷県県治之儀につき投書27	42 一八七七(明治一〇)年四月一六日	川島楳坪書状53
15 一八七五(明治八)年三月二五日	小室信夫書状写31	43 一八七七 (明治一〇) 年五月二〇日	石川弥一郎書状53
16 一八七五(明治八)年三月二九日	吉田市十郎書状34	44 一八七七 (明治一〇) 年五月ヵ	竹井懿貞書状54
17 [一八七五(明治八)年三月]	小室信夫資料転送の封筒表書35	45 一八七七(明治一〇)年五月三一日	川島楳坪書状55
18 一八七五 (明治八) 年四~五月	吉田市十郎より赤松力松宛書留信書	46 一八七七(明治一〇)年六月一六日	川島楳坪書状55
	不達一件留35	47 一八七七(明治一〇)年七月四日	川島楳坪·竹井懿貞連書状56
19 一八七五(明治八)年五月二六日	吉田市十郎書状37	48 一八七七(明治一〇)年八月一九日	川島楳坪書状56

一八七八(明治一一)年六月一一八七八(明治一一)年六月八一八七八(明治一一)年六月八一八七八(明治一一)年五月二	(明治一一).	70 一八七八(明治一一)年四月二三日69 一八七八(明治一一)年四月二二日66 一八七八(明治一一)年四月二二日	一八七八(明治一一)年三月一二八七八(明治一一)年二月一〇				59 一八七七 (明治一〇) 年一二月一〇日 58 一八七七 (明治一〇) 年一二月一〇日	57 一八七七(明治一〇)年一二月一日56 一八七七(明治一〇)年一一月四日	55 一八七七(明治一〇)年一一月三日54 一八七七(明治一〇)年一一月二日	(明治一○)年九月	一八七七(明治一〇)年九月二八一八七七(明治一〇)年九月五日	49 一八七七(明治一〇)年八月三〇日
(石坂金一郎)の (石坂金一郎)の 明書状 貞書状	1状 (封筒のみ)1状 (封筒のみ)	加藤政之助・朝吹英二書状77竹井澹如書状76竹井澹如書状76	状	稲村貫一郎書状70 石川弥一郎書状70	川島楳坪書状	永田健助書状	川島楳坪書状	共保会規則	川島楳坪書状64 63 竹井澹如書状64	意及び出席者	条学校にて臨時会議録 懿貞書状	石川弥一郎書状57
(明治二二)	一八七九(明治二二) 一八七九(明治二二) 一八七九(明治二二)	一八七九(明治一二).一八七九(明治一二).	一 一 八 八	一 一 八 八	92 91 一八七九 (明治二二)	— — 八 八	— — 八 八	86 一八七九 (明治一二) 明治一二)	84 83 一八七八 (明治一一	82 一八七八 (明治一一	- 八七八 (明 - 八七八 (明	78 一八七八 (明治一一)
五 五 四 四 月 月 月 月 月 月 日 日 日	应 应 应 P 月 月 月 月 一 一 一	年四月一〇日 年四月八日	年四月六日	年三月三一日	年三月二五日)年三月二〇日)年三月二日	年二月九日)年九月八日)年九月三日·四日)年七月] 三一日	七月二四七月二四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	年六月一二日

(明治二二) 年六月九日 (明治二二) 年六月二二日 (明治二二) 年六月二二日 (明治二二) 年六月二五日 (明治二二) 年六月二五日 (明治二二) 年六月二六日 (明治二二) 年六月二八日 (明治二二) 年八月二八日 (明治二二) 年八月二日 (明治二二) 年八月二日 (明治二二) 年八月二日 (明治二二) 年八月二日 (明治二二) 年八月二日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日 (明治二二) 年九月二八日	10 109 108 107 109 108 107 109 108 107 109 108 107 109 108 107 109 108 107 109 109 109 109 109 109 109 109 109 109
一 石 岡 稲 石 鈴 稲 鈴 石 川 演説 坂 在 石 中 村 所 藤 政 兵 石 田 村 坂 板 村 甫 ホ 林 黄 黒 県 赤 大 木 村 東 田 市 な な 和 木 木 村 丁 県 京 正 元 日 田 な た 村 丁 県 京 正 元 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	根岸武香書状101 中村孫兵衛書状
164 163 162 161 160 159 158 157 156 155 154 153 152 151 150 149 148 147 146 145 144 143 142 141 140 1	30 138 137 136
	一八七九 一八七九 八七九 (i)
	 八八八八 七七七七
一 一 (明治 二 三) 年 二 日 日 日 日	一八七九 (明 一八七九 (明

193 192 191 190 189 188 187 186 188	一八八二(明治一五)年六月二日一八八二(明治一五)年五月二八	176 176 177 176 177 176 177 176 177 176 177 17	175 174 173 172 171 170 169 168 167 166 165 一八八一 (明治一四) 年一〇月二日 一八八一 (明治一四) 年一〇月二日 一八八一 (明治一四) 年一一月二四日 一八八一 (明治一四) 年一一月二四日 一八八一 (明治一四) 年一一月二七日 一八八一 (明治一四) 年一一月二七日
談話会会員姓名表 153 159 158 159 158 159 158	玉県通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 泉寛則書状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鈴木庸行書状	中村孫兵衛書状
	ф <i>ф</i>		
	史料内容一覧	208 207 206 205 一八七八~八一(明治一一~一四)年 207 一八七八~七九(明治一〇)年七月~一二月 年 208 20 一八七八~七九(明治一〇)年	204 203 202 201 200 199 198 197 196 195 194 196 195 194 197 196 195 194 197 196 195 194 197 196 195 194 197 196 195 194 197 196 195 194 197 196 195 194 197 197 197 197 197 197 197 197 197 197

解説「七名社」の時代

①研究の歩み

熊谷女子高校日本史部 て「竹井幽谷翁」「石川平堂居士」などを収録している。 最初の演説会と外人の講演」「熊谷町会の濫觴」、 影響を与えている。 (『埼玉平民雑誌』第二号、 コレクション)や、無署名 今民権家品行録』 助の人物評として同時代から存在した。 や県会開設により、 も初期に属するものである。その後、 を担っていった。 に結成した団体で、 在でも基本史料とされる第二期の「七名社会場記事」を紹介した。 こうした七名社に関する紹介記事は、 『熊谷史話』と改題昭和五六年復刻)は、その後の研究にも大きな 治八年二月、 熊谷における七名社そのものの活動は衰退していっ それは新し おもに熊谷町政に携わった林有章 関係者以外の調査研究が行われるようになり、 (『武蔵野史談』 |の中心人物のひとり石坂金 この七名社は、地方の民権結社としては全国 熊谷周辺 郡長や郡書記、 本書には「七名社と進修会」をはじめ、 あわせて議会開設を中心とした民権 い時代に向けて書籍、 「県北の民権運動 「埼玉県人物評判記」のうち「長谷川敬助君」 秩山堂、 明治二四年) 第一卷第四·五号合併、 一の青年七名が「七名社」という集まりを 明治一五年、 県会議員などとして活 などである。 明治一二年四 七名社の中心人物長谷川 郎の息子石坂養平 久我懋正「長谷川敬助」(『現 (七名社·進修会·通 特に翻訳書の講読 国立国会図書館デジタル 『幽嶂閑話』 関係者の評伝とし 九 また、 [月の郡役所設置 五二年) 戦後になっ 七名 埼 「七名社 (昭和一〇 動 動 玉 を目的 0) 0 湯を 的に 翼 敬

が徐々に国

や県の官職に就き、

出発点を同じくする福島県の

河野広

は区 作氏 りでの最初の在地結社」と、全国 彩な結社の活動」 志氏編著 氏「「奇特之者」から官僚へー吉田市十郎の軌跡 法』吉川弘文館、一九九五年)は、 玉県史』 活動をその発端から終焉まで詳細に論じられた。さらに、 収録され、長島二三子氏「熊谷地方の自由民権運動」 七名社員の文書が編年で収録された。 古沢花三郎や吉田市十 兵衛の「手控」を詳細に分析した。 (『立正大学地域研究センター年報』 名社」の結成についての一考察 では、大麻生村の古沢花三郎文書を紹介し、さらに同氏「民権結社「七 名社」と古澤花三郎」(『熊谷市郷土文化会誌) 名社の活動を全県的な視点から位置づけた。一方、滝沢健次氏 の新聞史料とともに、 玉自由民権運動史料』 年~八四年の「自由民権百年」の運動の中で、その集大成として『埼 七名社に先立つ河瀬熊谷県令留任運動を詳細に紹介した。 近年では、 |長や戸長、 自 『近代移行期の名望家と地域・国 顧問の長島二三子氏は 由民権運動』 通史編五、 松沢裕作氏「古沢花 学区取締などの結社として成立したが、社員の多く (江村栄一氏編 近代1 (一九八八年、 (埼玉新聞社、 九七八年) 郎の活動 長谷川敬助、 (岩波新書、二〇一六年) においては、 が詳細に分析された。 『近代日本の軌跡二 「熊谷県人民の自由・自治思想」で 的 七名社の活動を は、 こうした成果をうけ、 第二〇号、一九九七年)で、 中村孫兵衛「手控」を中心として な民権運動のなかに位置づけた。 一九八四年) 一郎と明治前期の地方自治 中村孫兵衛、 部員による七名社員 家 また同書には関連論考五本が 渡辺隆喜氏執筆) 名著出版、 第四三号、一九八九年 が編集され、多く ―__ (ともに渡辺尚 古沢花三郎など、 「現在知りうる限 自由民権と明治憲 二〇〇六年)で、 は、 さらに松沢裕 福井淳氏「多 一九八〇 七名社の 0) 『新編埼 中村孫 が個別事 同

いう形で、七名社を含む、全県の関係史料を紹介した。 立歴史と民俗の博物館『埼玉の自由民権』(二〇一五年) は、展示と中たちとは対照的な歩をみせたことを指摘している。また、埼玉県

②本書の構成

雑誌」 当初の想定から大幅に増加していった。 新しい史料を理解するためには、『埼玉自由民権運動史料』 運動や民撰議院設立建白書の起草に関係した小室信夫の吉田 整理中の本石竹井家文書からは、 坂金一郎の新聞投書原稿や吉田市十郎書状、さらに市史編さん室で 館で新たに目録が刊行された下奈良青木家文書から、明治八年の石 と史料集の編集が開始された。 敬助宛の二○○通近い書状を解読している「書状の会」の協力を得 名社の中心人物のひとり稲村貫一郎の明治一一年からの日記 らも七名社関連の史料を抽出し収録することが必要になり、 宛書状など、これまで未知の史料がまとまって確認された。 なったのは、 七名社を中心に熊谷の自由 日記と書状を組み合わせ、 が確認されたことにある。さらに、 熊谷市下奈良の小林氏収集旧稲村家文書のなかに、 民権運動の史料集を編集する契機 作業を進めていく過程で、 「七名社の時代」として復元しよう 明治八年二月の楫取熊谷権令排斥 七名社を先導した長谷川 県立文書 分量も の中か これら 市十郎 雲

状 同 編 が基本となり、 本書の構成は、 年を中心とした稲村貫一郎の 明治八年を中心とした中村孫兵衛「手控」、 「事務日誌」、 概ね明治五年から国会開設の同二三年迄とした。 新聞史料や記録から抄出した記事も一部含まれ 編年史料編と記録編とからなる。 同一 年の「第二期七名社会場記事」(口絵9)、 「烟雲雑誌」 (口絵10 同一〇年の長谷 編年史料編は書 の四冊を 記録 る。

を合体し、史料内容一覧を作成した。収録した。巻末には、編年史料の内容摘録と記録編の主要記事目

録

それらはすべて第二集を期すことにしたい \$ ものぼるもので、 社々則のみを収録した。また、竹井家文書は総点数約一万五千点に 外に、途中から参加した古沢花三郎の文書は、 令留任運動関連の史料や小室信夫書状などを収録した。 録が刊行されているが、埼玉県立文書館分と併せて収録する予定で、 中なので本書には収録しなかった。 玉自由民権運動史料』に収録されているが、 文学研究資料館に分蔵されている。 については、 に参加した息子勘衛の史料は確認できない。 勘衛は先代勘衛の文書を本史料集第二、三集に収録したが、 貫一郎の文書は整理中で、 助と中村孫兵衛、 本書ではこれまで未紹介でもっとも基本的な史料である第二期七名 収録した文書群は、 七名社や熊谷の民権運 伝来文書が確認されていない。 現在目録の作成中である。 石坂金一郎の伝来文書が中心となっている。 凡例に記したとおりで、 日記 動に関する史料は各所に散見されるが 「烟雲雑誌」 国文学研究資料館分はすでに目 埼玉県立文書館分は 石川弥一郎と小泉寛則 以上の創設社員七名以 のみを収録した。 本書には、 現在全体の目録を作成 七名社員の長谷川 埼玉県立文書館 このほかに 河瀬熊谷県 一部が 七名社 と国

たに判明したことなどを中心にまとめてみたい。のように七名社の活動を描けるのか、さらに今回紹介する史料で新それぞれの史料に解説を記したので、ここではそれらをもとに、ど収録史料の年月日推定の根拠、内容の概略、背景などについては、

③河瀬県令留任運動から楫取権令排斥運動

短期間に次々と交替する県令人事に、明治六年一○月、熊谷県の

主張が、 南大区 では、 は、 運動に関する基本史料とされてきた「熊谷県県治之儀につき投書 された楫取素彦自身、 竹井澹如 谷県令の兼任を解こうと、翌七年七月、 は内務大丞、 年間の在任を要求し、 稿であることも判明した 0) かった (史料4、5)。 通 瀬県令の留任運動は、 研究論文などで紹介された史料を数多く収録した。それにより、 排斥運動へと発展していった(史料10~12)。 しなど政府中枢を絡む展開となり 吉田市十郎が 竹井家文書や青木家文書などから新たに確認された史料 旧 地域の民権運動の先駆けとして高く評価されてきた。 石川弥一郎を呼び出し説得に当たった。ここでの三人の 入間県域 さらに勧業権頭にも任命された。そこで、 『郵便報知新聞』 そして、 熊谷県への赴任を望んでいなかったことも分 熊谷県内部に止まらず、五代友厚や大久保利 県官もそれを約束した。ところが、 の副区長・学区取締・議者は、 (史料14 河瀬県令留任運動は新任 19 (史料2、3)、 へ投書し、 議者の中心人物吉田市 また、 掲載されなかった原 河瀬の後任に指 従来からこの 河瀬県令に六 の楫取権令 内務省は熊 河瀬県令 本書 郎 河

④小室信夫からの書状

社の結成までが述べられている。 関わった小室信夫から一 なども添えられていた 院論争の当事者大井憲太郎を高く評価し、 る計画を伝えていたようで、 立建白 こうしたなか、 愛国社合議書、 [から阿波名東県 吉田市十郎のもとに民撰議院設立建白書の起草に 自助社法則などを同封してきた。 (口絵1:2、 (徳島県) 通の書状 緒に運動をしたい さらに、吉田は が届いた。そこには、 の自助社、そして大阪 史料15~17)。 その設立した通志社規則 このように吉 , と 同 「関八州会議」 小 法の 室は民撰 民撰議院設 出 での愛国 京を促 田 な

> といえる。 排斥運動には共感を覚えるものがあったのであろう。 導権をめぐる争いがあり、 ら小室と五代が接触した際に、 氏『五代友厚』ミネルヴァ書房、二〇一八年、一八六頁)。 五代も大久保に自邸を提供し積極的にかかわっている(田村茉莉子 結成の前に、 の仕事をしていたことなどである (史料15)。 県の知事をしていたこと、 十郎と小室信夫の接点は、 則などの送付書類とともに保存され、 る。この書状は、 いる大阪での愛国社の会議は、 にその社則の制定という重要な時期に当たる。 年三月という時期は、 いであろうか。 斡旋で福島県半田銀山に勤めており、 は、小室信夫が明治元年から三年まで、 謄写して竹井澹如と石川弥一 をもちかけられているのである。 は当時の民権運動を主導していた小室から「 小室と吉田はかなり近い位置にいたことは確かである。 全国の民 板垣、木戸、大久保の大阪会議の設定に当たっており、 権運 小室らが自助社を結成する契機には、 動と繋がっていたことを示すまことに重要な史料 一時的ではあるが、 石川にとっても、 もう一つは、 つぎのようなことが想定される。 吉田らの河瀬県令留任要請から楫取権令 郎宛に送ったものであるが、 吉田市十郎の話になった可能性は 初期民権運動の画期をなすものであ この書状は原本ではなく、 熊谷の吉田 小室もこの翌年には鉱山関係 内容的な問題はない。 二月に七名社の結成、 この当時吉田が五代友厚の 熊谷県の前身でもある岩鼻 さらに、 同志」とよば 一方、 竹井・石川など 小室が述べて そんなことか 小室は愛国社 いずれにして 名東県政の主 自助社会 れ ひとつ 吉田 吉田 四月 市

⑤七名社の発足

こうした環境のなかで、石川弥一郎は長谷川敬助などを誘い、七

り (史料1)、 四九頁)。 さらに遡れば、 学書を県の師範学校教科書として採用するよう長谷川に依頼してい の兄は、 結婚している。 四七頁)、七名社の主唱者石川弥一郎も同年に慶應義塾に学んでお 軒に学んだ田中正彜は、明治五年に英学塾共慣義塾に入学し 焦点を当てた組織を自主的につくったのであろう。両宜塾で寺門静 みられたようである (『熊谷市史』資料編8、近代・現代三 (妻沼地域編)、 強するのである。こうした方法は、社員の多くが学んだ両宜塾でも され(口絵4、史料6、8)、二か月後の規約で「七名社」となってい 名社の組織をつくっていった。その規約の総論によると、結社 身近に存在していたようである。 に六左衛門の養子として渡欧した吉田 江戸本町に吉田屋洋書店を開き、 慶應義塾で英学を教えてもいる る (史料61、 に慶應義塾に入社した永田健助である。永田は自分が翻訳した経済 る(史料20⑨)。社員が貯蓄した金で高価な書物を購入し、ともに勉 ほとんど書籍 た書籍を、 (国公公文書館・贈位○○一九六一○○-○二七)。おそらく、パリ万博 お互いに所見を述べ合い異聞を交換し、そして共同で購入し このように、 御三卿清水家家臣の永田家の養子となり、慶応四年一一月 両宜塾の閉鎖後、維新の新しい空気を吸収し、翻訳書に 輪読し討論することになっている。それに続く各論は 63 ° 石川の妹はアメリカで学業を修め帰国した竹井懿貞と の購入・管理に宛てられ、これが中心の事業であ 長谷川敬助と同じ北河原村 四方寺村の吉田六左衛門 最初の名称は「訳書小社」あるいは また、 幕末維新期の熊谷周辺には、 埼玉県立学校中学科教師の広瀬敬四郎に、 (『埼玉県教育史』第三巻、 なお、 欧米の書籍を輸入し販売していた 二郎が切り盛りしてい さきに河瀬県令留任運動を (六三郎) は、 (行田市) 欧米文化がごく 「翻訳小社」と の小林呉十郎 慶応三年に 四一七頁)。 いたので (同前、 一の目

には関与していないようである。ともにした吉田市十郎は福島県の半田銀山におり、竹井澹如も直接

⑥ 創設社員の横顔

紹介しておこう。その略歴を表1(13~44頁)にまとめたので、それを補足しながらその略歴を表1(13~44頁)にまとめたので、それを補足しながら、七名社の創設社員は、熊谷および周辺の豪農商の子弟であった。

学資改正御用掛など全県的な委員の委嘱をうけ、 て県会議員 庁の川島梅坪と懇意となる。 イブズ)。公職では、学区取締、 け弁舌を得意とした(『現今民権家品行録』国会図書館デジタルアー 屋大身」とよばれた。 七名社通信、 局に出仕後は、 名社や進修会創設の中心人物である。 寺門静軒に学び、 へ宛てた膨大な書状と、第一五区区長時代の明治一○年「事務日誌 石川の緻密な文章で七名社の歴史を生き生きと伝えるものである。 本書に収録した七名社の結成から明治一四年半ばにいたる書状は 長谷川敬助は北河原村(行田市) 石川弥一郎は通称北石川とよばれる熊谷宿役人の家に生まれ (議長) 阿波通信などと称し、書信で七名社の活動に参加した。 東京に滞在、 明治五年慶應義塾に入社、 に転じる。 妻沼両宜塾の松本万年に漢学を学び、とりわ 郡制の開始により入間高麗郡長、そし 高知、 区長などを歴任し、 本書には、 の豪農で、生家は油を商い 福井、長野などへ長期出張 明治九年に国の地租改正事務 七名社員などから長谷川 翌年から学区取締、 その関係で埼玉県 その間、 油 カ

-で、学区取締や第一五区副区長、入間高麗郡役所書記、県会議員1河藩領で、その縁で少年期には古河で勉学をした。長谷川と同い稲村貫一郎は上川上村の代々名主の家に生まれた。当村は下総国

活動としては稲村と中 などを歴任 文化的な面での造詣の深さもうかがわれ な交流もよく記述され 一の女性画家奥原晴湖と親交を結び、 した。 本書に収 一村が担当した熊谷警察署との ている。 録した日記 また古河での修学の 烟雲雑誌」には、 書 画骨 董 交渉、 煎茶の趣味 縁から、 社 七 名社 員 0 当 日の

録編 京曙新聞』 年少であるが、 里郡郷土誌』一七二頁)。 年に学び、 及び大里幡羅榛沢男衾郡書記、 石 に収録 坂金一 などに多数掲載された。七名社の幹事とし 郎は中奈良村の豪農の生まれ した「第二期七名社会場記事」を残した。 さらに独学自 早くから新聞 公職は、 習して、 へ投書し、 県会議員を歴任する。 戸長、 詩文、 植竹緑 学区取締、 で、 法律、 はじめ のペンネー 経済に長じた 入間高麗郡役所 河宜 て活躍 七名社員の最 一塾で松本万 で 東 記

郡書記となるが、すぐに辞職し第一 七名社では、 社約では幼名の 家六○)によれば、 のち副議長を勤めた。 中 ·村孫兵衛は上中条村の名主の家に生まれ、 演説に警察との交渉にと活躍し、 「隆助」と署名している。 熊谷に進出して米穀商などもしてい 明 治一二年の雑記帳 回県会議員に当選し、 明治九年に戸長となる。 「過眼雑録」 長谷川の郡長就任で 明治八年 'n 常置委員、 村 名社 宏 0

県庶務課長などを歴任した。七名社での 学区取締から県に出仕し第五課学務の担当、 なる(『ものゝ 小泉寛則 は下奈良村の栗原家に生まれ、 は 第六号、二七頁)。 長文で内容 0) あるも 七名社の社員では最年長である。 0 実質的 が多い。 三ヶ尻村小泉家の養子と 、郡書記 な活 から各地の郡長 動 歴 は 少な が

目 名社には創設時 動記 は、 録はなく 玉井村の から 参加し、 一蚕種大惣代をした鯨井 当 時 進修会や共同会にも名前 の公職なども未詳 勘 である。 衛 所の息子 はみえるが 稲 で 村 !の「烟 あ る

> 修会、 族の鯨井勘一 共同 (史料 会に名を連ね、 208 郎と明記する箇所 は、 鯨井」 第一 口 の名前が の県会議員にもなって もある。 がかなり 勘 出 郎 Ŕ てくる 七名社、 が、 進

する 社の演説会にも出席、 に出仕し、 結婚し、 出身で、 谷町の竹井懿貞がい つぎに、七名社員以外で重要な人物を紹介しよう。 (史料50) 東京へ遊学、 竹井家の分家を相続した。 臨時教育会議の担当となり、 る。 その報告を新聞に アメリカに渡り、 上野国赤岩村 熊谷町政の整備に (群馬県邑楽郡千代田 長谷川敬助と一 寄稿している 帰国後に石川 同世 尽くし、 弥 世代では 郎 仕 0 町 七名 妹と 県 0) 熊

進修会 学び、 同会を設立したとみられる 町政、 的な立場で、 県令留任運動に参加した。 澹如は上州甘楽郡羽沢 七名社の先輩では、 熊谷宿本陣の竹井家を夫婦養子で相続、 教育の整備を図った。 (史料32、 会合にもしばしば参加している。 37 さらに義甥で慶應義塾の真中直 竹井 (南牧村) 吉田が熊谷の地を離れたあ た。たっぱいた。 (史料53)。 石川 の出 弥一 また、 自身で、 郎や吉田市十 |市十郎の存在 若 江戸の儒者藤森弘庵に 熊谷町 七名社員の 郎とともに河 が大きい。 でとも、 の重 道の絡みで共 一鎮として 相 石川 竹井

社員 の後、 出 に尽力してい 立場で民権運 任、 一方、吉田 0 河瀬県令留任運 |や愛国: 五代友厚の 談相 (史料 手とし 動に参加し 社 市十郎は下奈良村の豪農で父祖 208 0 設立 市十 縁で福島県 にもみられる。 そ 積極的にか !動では中心的な役割を果たした -郎は林家の塾で学び、 してい 関与した小 小の半田 た (史料15)。 かわっ また、 室信夫と交流をするなど、 銀山に移 ていたことは 冑山 内務省へ出 維新以後 の代 0 村 たが、 の豪農根岸 から農村救 仕後も、 民撰議院設立 稲村 時岩鼻県に 済事業

就まで話し合う仲になっている(史料42)。 のに居たが、政治的には立場を異にしていたようである(史料900)、県に出仕して白根県令の信任を得て学務で活躍に就き(史料2000)、県に出仕して白根県令の信任を得て学務で活躍に就き(史料2000)、県に出仕して白根県令の信任を得て学務の活動と近いとこ学区取締や県の学務担当に出仕するなど、七名社の活動と近いとこ学区取締や県の学務担当に出仕するなど、七名社の活動と近いとこ

卓之は、小泉寛則と親交があった(史料6))。身で奥羽征討軍に参加し、酒田県を経て左院の書記官となった太田じめ、田中正彜、吉田二郎などはよく知られているが、中奈良村出国の官僚となったのは、ここで述べた吉田市十郎、石川弥一郎は

を率いて、 が設立されると、 沢諭吉からの書状も届いている 竹井澹如の義甥の真中直道などと精義社という塾内の弁論グループ や稲村貫一 関係で顕著なのは、足立郡滝馬室村 ち土宜は妻沼歓喜院の副住職になっている(史料29、 七名社の周辺には、慶應義塾関係者も多い。入塾した石川弥一 田中正彜は土宜法龍が慶應に入塾するときの保証人となり、 (史料139)。 共同会の熊谷演説会に参加し、打ち合せの書状が多数あ 郎の弟関次郎 87 慶應義塾、 第一回埼玉県会には加藤が浦和に来て、そこへ福 石川弥一 (史料208)、 交詢社との交流はその後も続いている。 郎は入社し、 (史料115、 北河原村小林呉十郎の兄永田 (鴻巣市) 七名社員にも入社を勧めて 116)。また、 出身の加藤政之助が、 119 福沢の交詢社 民権との 0) 郎 健

⑦第一期七名社の活動

度である(史料8)。社員での討論の議題は、中村孫兵衛の「手控」に、のかは、活動が下火になった明治一五年の書籍目録から推測する程つぎに、七名社の活動をみる。七名社でどのような本が読まれた

料80)。 すると、継続的に行われていたようである(史料24 律論と区戸長論 かで、 政府を設ける主意、 テーマがみえるが、 今回、石坂金一郎が明治八年頃に執筆したとみられる、 演説会については、 (史料20、21)という新聞投書の原稿が確認された(史 民撰議院の設立など、いかにも民権運動らしき 討議の内容は未詳である 明治九年二月の竹井懿貞の新聞投書から (史料 205 そいうな 閏刑

てい 県庁との関係を強めていったようである。七名社が県の法令を丹念 20など)。こうした活動のなかから長谷川を中心とした七名社グルーは、長谷川が議長、稲村と石坂が委員として参加している(史料50、 県史』資料編19、一八二頁)。さらに、一○年九月の臨時教育集会に 竹井懿貞が連名で町村会仮規則案を県に提出している(『新編埼玉 議を開き、諸負担はこの議会の議決を経なければならないと主張し、 政府の元老院や地方官会議があるように、 ような日常的な問題はもとより、 に検討したことは、前掲『現今民権家品行録』でも高く評価している。 プが、白根県令の信任が厚い川島楳坪と親交を結び (史料42、45)、 通知を出している (史料20⑧)。また、明治九年一二月、七名社員と 助と稲村貫一郎が反対の建言書を提出し、県はその趣旨を生かした いた製糸館建設事業に対し、結社世話掛に任命されていた長谷川 動である。 心に弁論組織をつくっていたことも注目される。そこでは、 一方、上中条村の中村孫兵衛が主導した共保会のように、 [席者二五人のうち二二人の支持を得ている。 この時期の社員の活動で注目されるのは、県の施策と関連した行 長谷川が議長、稲村と石坂が委員として参加している(史料50 がここで再現されているかのようである。 (史料51)。ここでは、 例えば、 明治八年五月、 村町会は時期尚早という意見に対 民会設立をめぐる議論などを深め 県が殖産興業政策として進めて 村町会から区県会へと会 まさに この弁論の 「民撰議院論 居村を中 ル 消防の ールを

らに県の政策に対して提言し、 社はたんなる学習結社ではなく、 ていたことがわかる。 に酷似するものである。 定めた共保会規則 (史料57) こうして実際の活動を追ってみると、 は、 地域住民に普及する活動を繰り広げ 前年九月に進修会で作成 民権論的 な討論、 演説を行 した規 七名 z 則

⑧演説集会を目指した進修会

える。 七名社及びその周辺の人びとと、 第一回は一〇月一日に熊谷小学校で開催され、 制もうかがわれる (史料33)。 これらは政府の管掌するところで、この会としては平穏な集会を重 約書をみると、言論出版の自由や民会国会の開設は重要ではあるが、 熊谷県の廃止、 という名称で、 開設要求というよりは、 れに熊谷町の竹井懿貞が演説をした。 された盟約書では「集会」 たのは、石川弥一郎と竹井澹如のようである。この団体は 論会」という新たな組織をつくる動きが出てきた。 **浣伽らと熊谷宿に変則中学の折遼学社を設立した人びとでもある** 催とされ、 七名社を結成してから一年半ほど経た明治九年八月頃から、 世の中の改良を目指すことを主張している。ただ、新聞に報道 演題に続き、 |村の大河原孟賀の牧海社という二つのグループ、後者は竹 『熊谷史話』二三五~二四〇頁、『埼玉県教育史』第三巻、四三八頁)。 演説と討論の手順が詳しく定められている (史料32)。 埼玉県へ統合という大きな画期に当たってい 九月三日に代村の会合で結成された。時期的には、 当日 衆議、 「の出席者とみられる二九名の連名がある。 が「私会」に変更され、 規則では、会は毎月一回 弁論の重要性を訴えるものようにみ 荒川を隔てた村岡 演題をみると、 七名社から四名、 出版に対する規 中心となってい 対の長井市太郎 国会や民会の 日曜日に 「進修会」 る。 盟 そ

> 改正事 しかし、 発会直後の一〇月 に出 仕したこともあ 四日に、 ŋ その 主唱者の 後の活動は 石川 弥 未詳で 郎 が国の地 、ある。

⑨共同会の結成と慶應義塾

一一年四 う説が、 れる。 この史料には年月日がなく、 もほぼそれに一致する。 藤の慶應義塾への入社が明治八年五月以降であり、 説会が、 状などが残されている (口絵5、史料74)。 ろう。熊谷で開催のときは、 結ぶ結社ができ、 関連するとみられる。 幸手で開催されたという記事があるので、それが創立時期と推 している。 に幸手、春に熊谷で演説会を開催することになっている 同会である。 直道が慶應義塾で演説活動をしていた。 査した『郵便報知新聞』には、 つぎに熊谷で結成され、 自治自立の意識を人びとに体得させることを目的に、 会場が熊谷と幸手なのは、 林有章 |月の第二回 明治八年に真中直道や加藤政之助らにより開催されたとい しかし、 主意書には天賦人権説を掲げ、 『熊谷史話』 さらにその周辺の有力者が参加していったのであ 本書には収録できなかったが、 [共同会演説会の記憶違いであろう。 真中は川口村 七名社の人びとも参加した民権結社は共 長島二三子氏は明治一一年三月と推 (二六五頁) 竹井澹如や慶應義塾の加藤政 第一 竹井澹如の妻の兄弟、 回は明治一〇年一〇月 (加須市) この関係で、幸手と熊谷を にある。 なお、 同志が集まり講究合議 の出身で、 熊谷での最 しかし、 松崎欣 おそらく明治 真中忠直に 弁士の名前 その息子 (史料53)。 真中や加 之助 毎年、 四日に 敬初の演 氏 の書 定さ 定

第二期七名社の活動

(10)

明治一一年二月に始まる第二期七名社については、社則、毎会の

明弁に学び、 章四九箇条にわたる詳細なものである(史料6)。特に月三回の集会 が 翻訳文化の雰囲気に満ちた場所であった。 ている(『熊谷人物事典』)。このように、 三郎は、 会場とされた代村の清水賢良は、 における討論、 残されてい 要を記 県立師範学校で英書を学び国へ出仕、外交官として活躍し した七名社会場記事、 明治六年、 るので、 談話、演説という事業について詳しく規定している。 ある程度活動の実態が分かる。 敷地内に代村学校を開いていた。 社員稲村貫一郎の 第一期の会場であった養平寺の僧 会場自体が、学習とりわけ Ħ 記 社則は全一一 「烟雲雑誌 養子の精

田村、 則を逐条的に検討しており、 催されていた。 討論からの変更、 録が残っている(史料8)。談話会のなかには、 話が一三回で、 の六月が一回など月三回という規約には及ばないが、 を集計したのが表2である。村名や年齢などは、他の史料から補 記事項が書留められている (史料20)。この記録 集会の記録は「第二期七名社会場記事」には、 集会の数は、発会と臨時の各一会を含め合計三一回で、 犬塚村、 演説の区別、 討論が比較的少ない。演説会のうち三回は、 定例二九回の内容は、 深谷駅へ出張して開催された。 新年会なども含まれる。 出席者名、 その様子は九月八日の第一八会の議事 討論議題・ 演説が九回、 演題、 討論会は、 役員 からの集会と出 その他入会者や特 開催月 の選出 討論が七回、 かなりよく開 百 府県会規 や演説と 永井大 農繁期 討 席者 論

のように三つに参加している者もいる。発会時の本副社員合計二〇れている。しかし、副社員で入社しながら坂本与惣次郎や田島大重談話の三つの会に出席できるが、副社員はそのうちの二つまでとさ副社員一七、傍聴九、社外四人である。社則では本社員は討論、演説、この一年間で集会に参加したのは四六人、内訳は、本社員一六、

と称した書信で参加しただけである。 参加した小林六郎である。高知に出張中の石川弥一郎 社員で県へ出仕した小泉寛則、 ることになる。 江黒忠三郎のつぎが「同姝」と読めれば、 意味では、社員以外へは余り普及しなかったようにみえる。 えたことになる。傍聴人は名前の記載されたのが九人で延べ一九 人名無しが二会で九人なので総計でも延べ二八人である。そういう 人が、この表では三三人となっているので、一年間で一・七倍に増 社外の四人は、 北河原村小林呉十郎の弟で帰省中に 熊谷町の竹井澹如と竹井懿貞、 女性の参加者も確認でき は、「阿]波通 信

ある。 みてよいであろう。 たなかで、 竹井懿貞が不在で、 ただけで様子見という感じである。 懿貞は県庁へ出仕、 言及した永田健助、 辺も坂本与惣次郎や田島大重など三人とまとまっている。 妻沼地区の永井太田村や上江袋村に各三人、やや離れている深谷周 も七名社の存在は大きなものがあったとみられる。特色の 上川上、 かったので参加しなかったと回想している 河原村の小林呉十郎の兄で、 人物とは個別に連絡を取っ 家のような趣がある。逆に意外に少ないのが、最大の町場熊谷で 社員の分布は、 表2には四名載っているが、 中奈良、玉井の五か村には二人宛の本社員がおり、 竹井澹如は進修会や共同会を企画し、 たびたび顔を出 創設社員の居村や周辺に多く、 弟の六郎も客員で演説をするなど、まさに民権 なお、 熊谷町のことで大変だったのであろう。 副社員となった林勘兵衛も、 さきに進修会に参加した村岡村の長井市 ていた可能性が高く、 その上の兄は七名社の結成のところで している。 石川弥 本人は、 おそらく、 (『熊谷史話』二八九頁)。 他の七名社員に比べ若 郎は高知へ出張 七名社の会合にも 初期に二 上中 談役的な立場と 七名社の中 条、 あるの 坂本は北 回出席し 北 村内で 河 は 原 心

太郎などの名前もみられない。

ある。 ら三人が一九歳、 ためか史料的には確認できない者が多い 職業(公職) -齢については、 平均年齢は二七歳弱で、七名社の創立メンバーは若手といえ 最年長は永井太田村の荻原信有の四七歳で、親子ほどの差が ・純に生年から算出した明治 については、 以下石坂、 現在のところ判明しているのは半数弱の二三人 古沢、 戸長が多いとみられるが、 中村、石川、 一一年の年齢は、 長谷川、 長島作八郎 稲村らど 年齢が若 が

坂本、 は、 訪れたようである。 会では創設社員と地元社員が一体となり演説 ある (口絵10、 名」に近かったとある。 たく内容記載の無い一二月八日の深谷の演説会は、「演説倚一五 一二会は、上中条学校で演説会が開かれ、 記事にみられない情報も載せられている。 最初の四か月が不在で一二回、 孫兵衛の二七回で、以下石坂金一郎、長谷川敬助と創設社員が続き、 定例の二九回に結成と臨時を加え三一回あった。 「数十人」(十数人か)、聴衆三~四〇人が集まったという。 集会への出席回数は、運動への熱心度を示す有力な指標であろう。 傍聴や社外である。 長島、 、 史料 208 八木原と、 なお、 代村の定例会で演説の訓練をし、 出張演説会には、 第二期に入社した者となる。稲村は 稲村の「烟雲雑誌」には七名社会場 古沢花三郎も九回である。 傍聴人も多かったようで 雨中にもかかわらず社員 例えば、七月七日の第 最高の出席は中 か なり Ó また、ま 五. 傍聴人が 出張演説 回以下 \bigcirc 村

それに次ぐのが深谷地方の副社員である坂本と田島の四回、大麻生る長谷川、中村、石坂の三人が六回でトップなのは順当であるが、の総数は二一人である。各人の回数は、第一期からの創設社員であつぎに、同じく表2から、各人の演説実施状況をみよう。演説者

江仙五郎が演説をしている例もある。 る。また、 通弘も一三回参加したが、 の古沢花三郎、 創設社員 上川 の鯨井勘衛は 上村 中奈良の森茂三郎、 の八木原愛助は集会に 演説は行っ 回 稲村は途中からの参加で二回であ 上江袋の長島作八郎の三 ていない。 六回、 逆に、 西別 府村 傍聴人の黒 一回であ 0) 原

がわかる。 独壇場である。 国会を論じている。 張するものは八件、 議会開設関係が多いが、きわめて広範なテー では内容が推測できない演題もかなりある。 租改正は一件で、金融に関するものが多い。 係を論じる徳育とでも言うべき論題も数多くみられる。 の徹底に仮名書きが必要という長島の主張も面白 などの意義を主張するもの六件、 たのが表3である。 さらに演題の傾向をみるため、 憲法にも言及した坂本の二本が目立っている。 教育は学校教育と家庭教育、 そのうち半数が国会開設である。 まず民権として括っ 行政は四件であるが、 演説者は長谷 五五本の演説を一一に内容区 たのは、 郡長関連が二件で、 こうしてみると、民権 時事や社会、 そして社会での人間関 マが扱われていること 頂 自 議会の開設を主 中 由 法律は石坂 村、 中 演説、 対が県会と 古沢 題名だけ 地

)新聞投書と演説会規制への対応

(11)

六月一一日 る。 九月三日 ある。すべて「植竹緑」 とを二つあげておきたい。 ここで「七名社会場記事」を離れ、 「郡長撰挙論 植竹緑」 「学資論」 が石坂金 (史料77)、 の名前で、六月八日 (史料82) 一つは、 郎のペンネー 七月三一日 と立て続けに四本が掲載されてい 『東京曙 第 一期の活動で特筆すべきこ 新聞」 民権拡 ムであることは、 「閏刑律論 などへ 張論_ の投書で

戸長論」 とまって五本も確認されたことにより、 まれているのかも知れない。なお、石坂は「閏刑律論」と同時期に「区 認されたことである (史料20)。また、「学資論」については、 的に検討できるようになった。 は確認されていない。いずれにしても、 吉田市十郎からの依頼で郡長撰挙について七名社で新聞投書を検討 決定的なのは、「郡長撰挙論」 懿貞が七名社員の執筆ではないかと指摘している(史料78)。 のことから確認される。まず、「閏刑律論」とほぼ同文で石坂金 郎の個人的見解というより、七名社として意見、 が明治八年六月二日に執筆した原稿が、下奈良青木家文書 その結果、 (史料21) も執筆している。これも投書原稿であるが、 この経緯から推測すると、 石坂が原稿化し掲載前に稲村はそれを筆写している 」である。 稲村の 植竹緑名の新聞投書は石坂金 七名社の主張の一端が具体 石坂金一郎の新聞投書がま 「烟雲雑誌」によると という性格も含 掲載

基金を創設 ある。 覚的にはっきりと伝えているのが、 二五九~二六二頁)。そうしたなかで、 る一二月八日深谷演説会の記事である (口絵10)。この明治 くはその解説を参照していただきたい。こうした規制の結果を、 察署との折衝経過が「烟雲雑誌」(史料28)に記録されている。 玉県が行った演説会への規制強化と、それに対する七名社の対応で 状況はほとんど紹介されていない 規制については、 もう一点は、 (史料79)。 慶應義塾の加藤政之助へ問い合わせをし、その回答を 八月一八日には、七名社として万一の場合に備えて 警察との折衝担当幹事を選出した。以後、 明治一一年七月一二日付の太政官達二九号により埼 東京府下や大阪の事例は知られ 演説者と演題が空白となってい この七名社と熊谷警察署との (稲田雅洋氏 『自由民権の文化史』 ているが、 随所に警 一一年 地方 詳し 視

交渉過程の記録は、具体的な事例であり貴重な史料となろう。

⑫郡役所出仕で七名社の「潰破」

90 92 の職員が大挙してくる、 月一七日である。中村は三月二〇日付で稲村と石坂の返事を長谷川 断っている (史料20)。長谷川が入間高麗郡長の辞令を受けたのは 村のところへ長谷川敬助が来た。 る。それがようやく解消したら、 熊谷県という存在自体なかなか容認できないものであったと思われ える。旧幕府時代には、 で活気づく熊谷の地は、 し、そっくり川越に送り込みその難題に当たらせ、 ない地域である。 統合していまだ二年余、 城下町で旧入間県の県庁所在地、県西部の政治経済の中心地である。 ら姿を消すことでもある。彼らが赴任する川越の地は、旧幕時代の 石坂も了承し、四人が一度に熊谷の地を離れることになった(史料 いると書き付けた(口絵7、史料8)。紆余曲折はあったが、 へ報告し、両人とも川越へ赴任と聞き、七名社「壊破」と嘆息して 一緒に手伝ってくれないかと、という要請をであったが、 ているが、演説会は行っていない。そうしたなか、三月一五 雑誌」の記事よると、二月と三月は各二回、 了した。ここで七名社会場記事も終わる。 一二年一月二六日に幹事の改選も行ない第二期七名社の一年目が終 深谷の演説会のあとは年末となり集会の参加者も減るが、 93 95)。それは、七名社の中心人物四人が、 自治を唱えている七名社員を熊谷の地から引き離 つねに権力の所在地であった川越にとって まさに半年前に七名社が主張した郡長選出 県がしっ 埼玉県にとって慎重に対処しなければなら こんどは熊谷から郡長以下郡役所 かり掌握しようとしたようにもみ 用談は、 そのあとは稲村の 郡長の内示を受けたので 討論会と談話会を開 一方、 忽然と熊谷か 生糸景気 稲村も 稲村は 日 上 烟

論とは矛盾する事態の展開といえる。

⑬県会の開設と七名社員

石川弥一 のも、 (史料112、 された福沢諭吉の書状も残されている。 者を連れて浦和に来ており 令に妥協した医学校廃止問題と、 では、県会議員側に厳しい意見を述べている。具体的には、 れたのではないかと返信した かには区戸長未経験者もいるが を受け取ると、 る経費についてである (史料16)。 議事の詳しい様子が、 実にそのうち六名が、 二三日に開場式があり、 社員が県会議員として登場することになった。 北河原村の小林呉十郎も立候補し、ともに当選した。こうして七名 れた (史料106 一二日には中村が出京し福沢の演説会に出席予定と伝えてい この福沢書状に絡むのであろうか 所が開庁すると、 妓貸座敷 郎にとっても大きな関心事であった。八月二日、 14)。このとき、慶應義塾の加藤政之助も、郵便 ~10)。中村孫兵衛はすぐに郡書記を辞任して立候補、 竹井澹如議長や根岸武香副議長に言及し、 問題である 入間高麗郡役所の長谷川らに報じられ 七名社や共同会の参加者であった。中村から 正副議長、立案委員など七名の選出があり、 今度は県会を開設するための議員選挙が (史料115) (史料12)。ところが八月二六日の書状 (口絵8、 「幼稚議会」にしては成果が上げら 社会の趨勢をわきまえず県令に反 加藤は七月一〇日まで浦和に滞 117 史料125 内容は中学校教師を採用す (史料120)。 浦和滞在中の 第一回県会は、 県会の 加 県会日誌 報知 藤宛に出 開 白根県 れている 買のな 催 の記 は、 る 行 在

れとの関連は未詳であるが、翌一三年一月頃、東京にいる吉田市十を述べたが否決された(『埼玉県議会史』第一巻二四〇~二四二頁)。ここの県会では、竹井懿貞が中学校設立を建議し、中村も賛成意見

協力の意向を示しているので、 社の目指す方向としては妥当であろう。 ようなものを考えていたのではなかろうか。 などの考えはもっと新しい学問を取り入れ、 二三五~二四〇頁、 0 るよう依頼している 児玉地方で実行するのは未だ困難と、長谷川に伝えている 郎と石川弥 一方、石川は、 中等変則学科に準拠した折適学社ができていた(林有章『熊谷史話 吉田 郎 は「地方人材養成学校」 から、 私立中学校のことは、 『埼玉県教育史』 (史料149)。 私立中学校設立計画がでていた。 当時熊谷には、 中村孫兵衛や石坂金一郎に連絡を取 第三巻、 」を考えているようであるが 妻沼歓喜院にいる土宜法龍 四三八頁)。 学習結社としての七名 妻沼の両宜塾の 竹井澹如らにより県 しかし、 小泉寛則に

⑭それぞれの道

郎は、 那須 各地 回以 と県庁を往復し、 長谷川よりやや遅れ、 らは埼玉県庁に来ないか、 意識を維持していた。 とに各々の歩みをたどってみよう。 県議会へと、 主税局、会計検査院など、一貫して国の役人を勤めた。 不安を感じたのか、 熊谷の地に誕生した七名社の人びとは、こうして国政へ、 野や赤城 の郡長を歴任した。 来県会議 北陸から長野での滞在が続いたが、 それぞれの道を進むことになった。 0) 員を続け 開墾を行 その後は政治向きの話はなくなった。 貫して県政にかかわった。 副議 ところが、 児玉賀美那珂郡長を振り出しに四箇所の郡長 その間、 という誘いもあっ 長、 事業家の 明治一七年から県庁に転じ、 吉田 明治一四年の政変をうけ、 国の地租改正事務局の石川弥 側面もみられる。 市 十郎や長谷川、 交詢社にも入社 たが 中 改めて、 -村孫 (史料167)、 兵 小泉寛則は 稲村などと 村貫 長谷川 表1をも 大蔵省 改革 前 途に か

は、 私家版、 時代から士族を招き私塾を開いており、 異なり、 熊谷銀行など実業界に進んだ。石坂金一 歴任した(『ものゝふ』第六号、二五頁)。 証が残る 校を開設している(新井常雄氏『幕末明治初期における庶民教育史料集成 鯨井勘衛の経歴は不明のところも多いが、他の七名社創設社員とは から県会議員となり二七年に辞職、その後は郡会議員などを勤める。 長谷川とともに明治一三年に県会議員になり、一〇年間勤め 一二二頁)。 国や県との関わりが無かったようである。鯨井家では父の (史料197)。 明治二四年、 七名社の活動も継続し、 玉井村村長、 郎は、 勘衛も明治一五年に盍簪学 明治二一年の社費領収 引き続き村会議員を 明治一五年に郡書記 7

自由党の掘越寛介などと軋轢を生じていた(史料85~87)。 鉄道株式の募集に関することで、政府や県が推進したこともあり、社の理事委員に選出された(史料158~15、72~74)。理事委員の仕事は、辞し県会議員に転じ、翌年県会議長、一四年一二月には日本鉄道会によりした中で、長谷川敬助は、明治一三年四月に入間高麗郡長を

成には、 たのであろう。 区、郡、県と進んできた長谷川敬助にとって、国会は最終目的であっ に立候補するが次点、第四回まで立候補するが当選はならなかった。 から埼玉県書記官となる。 が残るのは一年ほどで、 計帳簿などは石坂金一郎が記載、 石川弥一郎などもかかわっていたようである (史料19)。発足後の会 明 治一五年一二月、談話会という組織がつくられた (史料191)。 かつての七名社の面々の再結集という趣である。これも記録 長谷川の他に竹井澹如、 長谷川は再び県政に転じ、北埼玉郡長など 明治二三年に辞職して第一回衆議院選挙 中村孫兵衛が警察への届出をする 中村孫兵衛、根岸武香、さらには 結

以上、創設社員を中心についてみてきたが、今後はさらに、第二

及ぼした影響を丹念に検証していく必要がある。期七名社で大幅に拡大した社員を含め、七名社の活動が地域社会に

(重田 正夫)

石坂金一郎	小泉寛則	鯨井勘衛	竹井澹如	竹井懿貞	吉田市十郎	根岸武香
		安政元年(1855)11 月5日⑨~大正10年				天 保 10 年 (1839)5
(1915)3月1日	(1909)5月25日	(1921) 6月17日⑩	(1912)8月7日	(1903)4月25日	(1906)12月2日	(1902)12月3日
			慶応元年竹井家相続、		明治2年岩鼻県肝煎名 主、明治3年郷長、明	嘉永3年胄山村名主、明治3年强正台巡察属
			熊谷町年寄、明治4年 熊谷駅取締		治4年岩鼻県等外二等	明治4年浦和県第一四
					出仕	区戸長 4月入間県第七大区五
						小区戸長、8月4日入 間県議者
	1月7日第八大区学校 諸務掛補			5 月アメリカ留学	1月地券掛、学校興立事 務掛兼議者、2月議者兼 戸長	5月28日学区取締兼 勤
	1 月甕尻学校保護役		7月河瀬県令留任運動、 12月熊谷県南第八大 区副区長⑬		7月河瀬県令留任運動、 福島県半田銀山管理 (鉱長)⑥	4月議者廃止
				2月帰国、12月熊谷駅 戸長		
	7月3日第十五番中学 区学区取締			3月熊谷駅戸長⑮		10月10日埼玉県出仕、 第五課担任(学務)
	12月7日埼玉県九等 属、第五課担任		1月長井市太郎などと 村岡村に書見場を開設 ④	6月埼玉県九等属、第 五課学務担当	2月26日内務省御用掛、庶務局事務取扱	3月24日教育会議掛、 7月2日依願免本官、 12月12日第七大区学 区取締
	7月15日浦和桶川熊 谷行在所御用掛				1月15日宮城県出張、 8月14日北垣少書記 官巡回随行(大阪府以 下5県)	
	3月18日児玉賀美那珂郡書記、12月13日 児玉賀美那珂郡長		5 月県会議長	1月13日依願免本官、 5月県会議員、立案委 員	3月8日松田大書記官 琉球藩出張随行、11 月10日地方官会議草 案取調掛	5月9日県会副議長
7月17日大里幡羅榛 沢男衾郡書記	(児玉賀美那珂郡長)		4 月県会議員辞職	4 月県会副議長、10 月 熊谷駅町会議長	3月26日取調局事務 取扱、12月7日事務 章程取調掛	4 月県会議長
(大里幡羅榛沢男衾郡 書記)	(児玉賀美那珂郡長)				5月9日埼玉県下備荒資 百円差出二付銀杯下賜、 11月7日内務省権少書記	
4月依願免本官、5月 県会議員	(児玉賀美那珂郡長)	玉井村に私立盍簪学校 を開校⑪			12月 27日内務少書記 官	
(県会議員)	12月11日北埼玉郡長				5月9日富山県大書記官、内務省少書記官	
(県会議員)	10月27日埼玉県庶務 課長				2月27日大蔵少書記官、租税局勤務	
(県会議員)	(埼玉県庶務課長)					
	8月25日北足立新座郡 長				3月9日大蔵書記官、総 務局監督課長、日本鉄道 会社兼日本郵船会社会計 監査官	
(県会議員)	(北足立新座郡長)					11 月県会議員
(県会議員)	(北足立新座郡長)					
(県会議員)	(北足立新座郡長)					
(県会議員)	(北足立新座郡長)			7月衆議院議員(群馬県選出)		10 月県会議長
24~27年県会議員、 25年県会副議長	24~26年北足立新座郡長、27~30年秩父郡長、秩父鉄道取締役	24~28年玉井村村長、 29~32年郡会議員⑫				24年県会議長 (~25年2月)、27~30年 貴族院議員
埼・明 910-121	埼・明 1935-169			埼・明 931-254	国・叙 00231100	根岸家 1455 根岸武香 事蹟取調

玉県行政文書の、それぞれの請求番号である。その他に、日下部朝一郎編著『熊谷人物事典』(国書刊行会、1982 年)、下田東江編『大玉人物事典』(埼玉県、1998 年)などで補った。それ以外を出典とした場合は、該当欄に丸数字を付したつぎの資料である。①本書史料船川家文書目録』解説、⑨『埼玉県大里郡制誌 全』p57、⑩『もかふ』第6号、p25(埼玉県立熊谷女子高校日本史部、1978 年)、資料編19、p166、⑭ ⑦に同じp230、⑮『熊谷市史』後編、p80、⑯埼玉県立文書館収蔵吉田(市)家22「記録第二」

表1 七名社創設社員及び主要関連人物の履歴

		関連事項	石川弥一郎	長谷川敬助	稲村貫一郎	中村孫兵衛
生没年				嘉永3年(1850)7月28日~大正11年(1922)7		
土汉牛			月 28 日	月 16 日	月	(1933)9月24日
明治4年以前	1871	明治4年7月廃藩置県、 11月入間県・埼玉県設 置			慶応3年名主	
明治5年	1872		4月8日慶應義塾入社 ⑥		上川上村副戸長	
明治6年	1873	6月熊谷県を設置	1 月熊谷県南八大区学区 取締⑦	6月5日北河原村副戸 長		上中条学校校務掛
明治7年	1874	1月民撰議院設立建白書 を提出、7月河瀬熊谷 県令留任交渉①	7 月河瀬県令留任運動	4月17日学区取締	戸長	
明治8年	1875	2月大阪で愛国社を設立、熊谷で七名社を結成②				
明治9年	1876	8月熊谷県廃止埼玉県に 合併、9月熊谷で進修会 結成③	10月14日地租改正事 務局出仕、11月11日 千葉県出張、11月25 日茨城県出張	5月4日学区取締兼務	第十五区副区長	3月23日上中条村戸長、 5月26日第十五区地租 改正調総代兼務
明治 10 年	1877	9月西南戦争終結、10 月熊谷と幸手を中心に 共同会結成④	1月8日千葉県出張	4月16日学区取締差免、 5月21日第十五区区長、 7月9日学資改正御用掛		2月23日依願兼務差免、 7月23日依願戸長差免
明治 11 年	1878	2月第二期七名社発足、 4月第2回地方官会議 を開催	3月21日高知県出張	4月24日区長差免		10月上中条村会議員、 同議長
明治 12	1879	3月埼玉県で郡制を施 行、6月埼玉県で第1回 通常県会開会		3月17日入間高麗郡長	3月26日入間高麗郡書 記	4月11日入間高麗郡書 記、5月27日県会議員、 立案委員
明治 13 年	1880	1月交詢社設立、3月国 会期成同盟第1回大会、 4月集会条例		4月26日依願免官、10 月県会議員	4月22日依願免本官、 10月県会議員	(県会議員)
明治 14 年	1881	10 月国会開設の勅諭、 自由党結成、11 月日本 鉄道会社設立	12月 19日大蔵四等属	2月県会議長、常置委員、 11月日本鉄道会社理事 委員	(県会議員)	(県会議員)、2月6日県 会常置委員
明治 15 年	1882	4月立憲改進党結成、 12月熊谷を中心に談話 会を設立⑤	12月27日大蔵三等属	5 月県会議員辞職	(県会議員)	(県会議員)、4月25日 県会副議長、5月8日 常置委員
明治 16 年	1883		10月 29日大蔵二等属		(県会議員)	(県会議員)
明治 17 年	1884	6月高崎線開通、11月 秩父事件	5月20日二等主税属、 12月27日一等主税属	10月30日北埼玉郡長	(県会議員)、副議長、 常置委員	5月23日埼玉県四等属、 土木課
明治 18 年	1885			4月9日北足立新座郡長	(県会議員)、常置委員	(埼玉県土木課)
明治 19 年	1886		3月 10日大蔵属、主税 局勤務、12月 23日兵 庫県収税長	8月12日埼玉県書記官、 第二部長	(県会議員)	1月12日秩父郡長、8 月31日埼玉県典獄、監 獄課長
明治 20 年	1887				(県会議員)	(監獄課長)
明治 21 年	1888			7月5日町村制施行事 務取調委員	(県会議員)、常置委員	(監獄課長)
明治 22 年	1889	2月大日本帝国憲法発布	9月28日会計検査院検 査官補		(県会議員)	(監獄課長)
明治 23 年	1890	7月第1回総選挙、11 月第1回帝国議会		3月3日依願免本官、7 月10日衆議院議員選挙 (次点)	8月県会議員辞職	3月24日南埼玉郡長、 10月25日大里幡羅榛 沢男衾郡郡長
明治 24 年以降(含民 間事業)	1891		会計検査院検査官、日 本弘道会熊谷支会長	熊谷銀行取締役頭取、 埼玉農工銀行頭取	愛生舎、熊谷銀行頭取、 熊谷貯蓄銀行	24~31年大里(幡羅 榛沢男衾)郡長、秩父 鉄道重役、那須埼玉開 墾社
履歴書			国・任 A00112100 な ど	埼・明 902-42、⑧	埼・明 910-83	埼・明 2006-48
		-				

出典 表の最下段履歴書欄に記した各人の履歴書を基本に作成した。「国」は国立公文書館、「埼」は埼玉県立文書館収蔵埼里郡郷土誌』(元版、1919 年、埼玉民報社)、『埼玉県議会史』第6巻「埼玉県議会歴代議員録」(埼玉県議会、1966 年)、『埼14、②史料 205 ⑨、③史料 33、④史料 53、⑤史料 191、⑥史料 1、⑦林有章『熊谷史話』 p 223、⑧ 『堀口家・長谷川家・①新井常雄氏 『幕末明治初期における庶民教育史料集成』 p 122(自家版、2014 年)、② ⑨に同じ、③ 『新編埼玉県史』

9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	公職など	進修会	共同会	談話会
演	談	談	演	談	演	談	討	演	討	演	討	談	討	談	演	演	談	談	新年	談				
	0	0	•	0	•	0	0		0	•		0	0	0				0	0	_	4月24日第一五区区長辞職	0	0	特
	_	0		Ō		Ō		•	Ō	•	0	Ō			0		0	_	0	Ō		0	0	特
•		0	•	0	•	0	0	•	0	0	0	0	0	0	•			0	0	0	上中条村村会議長	0	0	特
•	0	0	•	0		0	0		0	•	0	0			•		0		0	0		0	0	特
		0				0												0	0	0	玉井村副戸長	0	0	特
						0	0	•			0	0	0	0	0				0	0	第一五区副区長	0	0	特
0	0						0		0									0	0		西別府村戸長	0	0	
•		0	•	0	•	0			0	0		0	0	0						0				普
																								特
			•		•		0		0															
						0			0									0	0		玉井村戸長	0	0	特
•			•		•	0	0	0						0							中奈良村副戸長、知方社			特
	0					0	0	0	0	0	0	0			0			0			上川上村戸長	0		
																					柿沼村戸長			普
•							0	•		•				0	0			0			大麻生村戸長	0		普
						0	0		0	0	0		0	0	•			0	0	0				普
																			0			0		普
•	0		•				0	0	0	0														
•			•								0													普
			0		•		0		0			0	0	0					0		永井大田村副戸長			
•			0		•	0			0			0	0		0						永井大田村副戸長	0		普
							0	0	0												永井大田村副戸長			
					•			0	0				0								弥藤吾村副戸長	0		普
																								普
•			0	0	•		0	•	0	0	0	0			•		0	0	0	0				普
•			•	0	•		0			•	0	0	0					0	0	0				特
•																								特
									0		0										北河原学校訓導			特
	0					0			0	0														
								0	0						0									
						0	0																	
							0	0	0		0							0		0				
								0			0													
																				0				
								0													共保会会員			
									0	0	0				0					0				
			•																		西別府学校訓導			
																			0					
									0															
																					東京府寄留			
						0																	0	
																			0			0	0	特
																					地租改正事務局高知出張	0		
																			0		埼玉県庁第五課	0	0	
										2														
13	6	6	13	7	10	15	17	14	22	15	13	11	9	8	11		3	11	16	13				
12			10		10			5		5					4									

県行政文書の履歴書、『熊谷人物事典』などを参照した。年齢は明治 11 年のもので、生年から単純に差引き算出した。社員欄一次の〇は演説を行った者。最後の欄の談話会は、会員に特別と普通の区別がある。

表2 第二期七名社の社員と集会

		社	員		居住村	3.7.77		出席	演説	結成	1	2	3	4	臨時	5	6	7	8
No	氏名	一次	二次	入社日	- 居住村 -	生年月日	年齢	回数	回数	会	演	討	談	談	会	討	談	演	討
1	長谷川敬助	0	本社員	2 · 10	北河原村	嘉永 3.7.28	28	22	6	0	•	0			0		0	•	0
2	稲村貫一郎	0	本社員		上川上村	嘉永 3.5.5	28	12	2										
3	中村孫兵衛	0	本社員	2 · 10	上中条村	安政元 6.20	24	27	6	0	•	0	0	0	0	0	0	•	0
4	石坂金一郎	0	本社員	2 · 10	中奈良村	安政 4.5.14	21	23	6	0	•	0	0		0	0		•	0
5	鯨井勘衛	0	本社員	2 · 10	玉井村	安政元 11.15	24	11	1	0	•	0	0	0	0				
6	樋口善次郎	Δ	本社員	2 · 10	上中条村	弘化 2.5.14	35	11	1	0									
7	原口通弘	Δ	本社員	2 · 10	西別府村			13	0	0	0	0	0	0		0		0	
8	長島作八郎		本社員	2 · 10	上江袋村	安政 6.6.21	19	17	3	0			0	0		0			0
9	小林 鼎		本社員	2 · 10	北河原村	1		2	0	0	0								
10	中村謙七郎		本社員	2 · 10	酒巻村			11	2	0	0	0	0		0		0		0
11	鯨井勘一郎		本社員	2 · 10	玉井村	安政元 2.18	24	9	0	0	0			0		0			0
12	森 茂三郎		本社員	2 · 24	中奈良村	嘉永 3.12.25	28	12	3		0	0	0		0				0
-	八木原愛助		本社員	3 · 3	上川上村			16	0			0	0		0	0	0	0	
	四分一清作		本社員	4 · 7	柿沼村	安政 2.12.28	23	3	0			Ť	Ť			Ō		0	0
-	古沢花三郎		本社員	4 · 17	大麻生村	安政 2.3.9	23	9	3								0	0	_
	塚田啓太郎		本社員	8 • 4	蓮沼村	安政 6.10.22	19	11	1										
	瀧口哲二		副社員	2 · 10	西別府村	7.57 0.20.2	1	5	0	0	0			0					0
	林 勘兵衛		副社員	2 · 10	熊谷駅	安政 6.3.1	19	2	0	0				0					
	宇田川市郎		副社員	2 · 10	上江袋村	X 20.0.1	10	10	2	0						0		0	0
	長島徳三郎		副社員	2 · 10	1111111	1		6	1	0			0			0		0	
-	堀井庸寛		副社員	2 · 10	永井太田村	天保 15.4.17	34	11	1	0						0		0	
	荻原信有		副社員	2 · 10	永井太田村	天保 2.2.27	47	11	2	0		0						0	
-	武井敏太郎		副社員	2 · 10	永井太田村 安政 2.4.1		23	5	0	0								0	
	井田 諄		副社員	2 · 10	+	女以 2.4.1	23	8	1	0								0	
	吉岡庄三郎	_	副社員	2 · 10	弥藤吾村 北河原村		\vdash	2	0	0	0					\vdash	\vdash	\vdash	\vdash
	今村三五郎		副社員	2 · 10	南河原村	-	\vdash	1	0	0									
_	坂本与惣次郎	_	副社員	2 · 24	深谷駅	嘉永 2.7.2	20	20									\vdash		
	田島大重		副社員	2 · 24	西大沼村	+	29	17	4		0	0		0		0	_		0
_				+	-	嘉永 2.3.27	29				0	0				0	-	0	
	小林呉十郎		副社員	2 · 24 3 · 3	北河原村	嘉永 6.4.28	25	2	0		0					-			
-	今村喜代助		副社員		南河原村		-				_		-			-			_
_	代島久義		副社員	3 · 3	代村カ		-	5	0			0							
	藤木銈次郎		副社員	3 · 3			-	5	0			0	-			0	-		
_	肥留川唯二郎		副社員	8 · 18			-	2	0							-			
	鈴木孫四郎		傍聴		nn		-	1	0			-				-	-		
	江黒仙太郎		傍聴		明戸村明戸カ		-	6	0							-			
	江黒忠三郎		傍聴		明戸カ		-	2	0				_			_	_		
	同 姝 (カ)		傍聴カ		1.1.6.11		-	1	0							_	_		
-	樋口織三郎		傍聴		上中条村		-	1	0		_	_	_			_	<u> </u>		_
⊢	大井 中		傍聴				1	5	0			-				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
_	黒江仙五郎		傍聴				-	1	1			_	_			_	<u> </u>		
	堀井敬慎		傍聴カ		西別府村		-	1	0		_					<u> </u>	<u> </u>	\vdash	
	鈴木五郎		傍聴		玉井村カ	1	-	1	0		Ļ	-	_			<u> </u>	<u> </u>	\vdash	
	小林六郎		社外客員		(北河原村)		<u> </u>	1	1		•	•				<u> </u>	<u> </u>	\vdash	
	竹井澹如		社外		熊谷駅	天保 10	38	3	0			_	_	0	0	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
_	竹井懿貞		社外	1	熊谷駅	安政元 1.11	24	1	0		_	_				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>
	石川弥一郎	0	社外カ		(熊谷駅)	嘉永 5.9	26	0	0			_	_	_		<u> </u>	<u> </u>		
_	小泉寛則	0	社外		(三ヶ尻村)	嘉永元 5.25	30	1	0		_		_			<u> </u>	<u> </u>		
48	傍聴人						<u> </u>	9	0		7	_	_	_		<u> </u>	<u> </u>		
	出席計						\perp	361		20	22	14	10	9	8	13	5	14	13
	うち演説							55			6							3	

(出典は、史料 207 「七名社会場記事」を基本とし、中村孫兵衛「過眼雑録」(中村(宏)家60)所収の人名録、県行政文書の戸長名簿、 創設社員、△は途中から参加。出席回数から29までの欄は、集会の会数と内容、演は演説会、討は討論会、談は談話会、●は出席して

表3 第二期七名社集会での演説者と演題

主題		社員名	会数	演題
1.75	- 1	長谷川敬助	19	演説会ノ利益アルヲ論ズ
	本社員	中村孫兵衛	12	討論演説ハ国力ヲ振起スルニタルヘキノ説
	平江貝	古沢花三郎	17	政治ノ善悪ハ政体ニヨラサルノ説
1 民権		宇田川市郎	12	自由ハ人民ノ適度ニ応スヘキノ説
	副社員	坂本与惣次郎	14	圧制ハ自由ノ原素タルヲ論ス
	田江只	坂本与惣次郎	17	憲法ナキノ国民ハ自由ナキノ説
		長谷川敬助	9	国会設立ノ順序ヲ論
		稲村貫一郎	17	議員其人ヲ失スルトキハ却テ圧制手段トナルノ説
	木牡目	中村孫兵衛	1	県会開クベキノ論
	平江貝	中村孫兵衛	17	国会設立ノ機ハ在廷諸君印綬ノ解クノ日ニアリ
2 議会		古沢花三郎	9	国会起スペキノ説
		井田 諄	14	民会起スペキノ説
	副社員	坂本与惣次郎	9	国会設立ノ機来リシノ説
	町江貝	坂本与惣次郎	24	議員撰挙法
		長谷川敬助	14	新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任軽キノ弁
	本社員	鯨井勘衛	14	地方分権論
3行政	平江貝	長島作八郎	9	布告ノ徹底ヲ要スルニハ仮名書ヲ可トスルノ論
	可社目	田島 太重	19	郡長ハ公撰スペキノ説
	西江貝	石坂金一郎	12	
4 法律	本社員	石坂金一郎	19	れた 一般
		田島 太重	9	徴兵令改正スヘキノ説
5 兵事	副社員	黒江仙五郎	12	巡査ヲ賛成スルノ説
	十十日	石坂金一郎	1	小学設立ノ方法改良スベキノ説
6 教育	副社員	堀井 庸寛	14	教育之説
0		田島 太重	14	水胃に記 小学ヲ盛ニシ及ヒ家庭教育必要ノ説
		石坂金一郎	$\frac{14}{7}$	本邦女子ノ風俗
	本社員	石坂金一郎	24	品行論
		中村謙七郎	12	気力論
7 徳育		塚田啓太郎	24	上下協同之説
1 100 13	-N.I. E	長島徳三郎	9	権利義務ノ弁
	副社員	荻原 信有	14	交際論
	客員	小林六郎	1	品行方正ヲ要スル
	口只	長谷川敬助	1	金銭活用スベキノ説
		稲村貫一郎	19	禄券売買ハ禁スベキノ説
	本社員	中村孫兵衛	7	地租改正論
8 経済	平江貝	石坂金一郎	9	内国債募集主義ヲ説
0 性切		古沢花三郎	19	良工ヲ養成スベキ説
	副社員	小林呉十郎	9	分業論
		小林六郎	1	今日ノ急務ヲ産業ヲ起スニアリ
	廿月	長谷川敬助	12	主上御巡幸ノ趣意ヲ誤解セシ県官及区吏アルノ風聞ヲ説ク
		中村孫兵衛	14	日本政府英雄ナキノ説
9 時事	本社員	中村孫兵衛	24	方今ノ急務
2 44 44		長島作八郎	12	華(盛脱)頓之履歴英名ヲ賛ス
	副社員	長島徳三郎	12	西郷ノ死ハ国ニ益アルノ説
		荻原 信有	9	超数ハ切手ヲ以テ販売スヘキノ説
10 社会	副社員	田島 太重	12	流行ノ神仏ヲ析ルノ不可ヲ論ス
		長谷川敬助	7	任侠ヲ尚ブノ説
		中村孫兵衛	9	卑属人民ヲ御スルニハ案山寺(子)ヲ以足ルノ論
		樋口善次郎	17	名実適合ヲ要スルノ説
		長島作八郎	14	万物保護ヲ頼ノ説
11 その他	本社員	中村謙七郎	14	百事注意ヲ要スルノ説
		森 茂三郎	9	意 ノ説
		森 茂三郎	12	間接ノ害ハ直接ヨリ甚キノ説
		森 茂三郎	14	酒卜茶卜ノ利害軽重ヲ論ス
	副社員	宇田川市郎	9	目的論
	A41454	A POLYTINAMA	-	山村90万[

(史料207「第二期七名社会場記事」より作成)

んでの修学は一年足らずであったと推測される。

学校設立に奔走している(『熊谷市史』

資料編8、一五三頁)

ので、三田に住み込

慶應義塾への入社も、

入間県か

仮教師を命じられ

(『熊谷史話』二二三頁)、

この翌六年一月二四日には、

同一のように思われる(国立公文書館・建〇〇〇二三一〇〇)。入塾帳では、

学制実施以前であるが入間県から学校諸務掛兼学校

五月には竹井澹如や吉田市十郎と小

建白している東京府貫属士族で南伝馬町三丁目千代田三左衛門同居の富永高義と

この宿所と同じ三田になっているのが、明治五年八月三日に政府へ小学校建立を

第 部 編年史料

らの派遣のようなものであった可能性もある。

一八七二(明治五)年四月八日 石川弥 一郎の慶應義塾入社記録

府藩県

身分

宿所

石川弥 郎

入間県武州

三田二丁目松本常吉

父或ハ兄弟ノ姓名自分当主ナレ 父八郎右衛門

ハ記ルスニ及ハス

申二十壱歳

申四月八日

社中二入タル月日 入社証人ノ姓名

三田二丁目豊永高義

されてきたが(『熊谷人物事典』)、この記録の確認により、青年時代に慶應義塾に 石川の修学については、これまで寺門静軒に漢学、戸根木格斉に数学を学んだと 記しないが、年齢、父の名前からして七名社の中心人物となる石川弥一 『慶應義塾入社帳』にみえる石川弥一郎の入社記録である。熊谷宿とは明 最新の欧米学問を修得していたことがわかる。保証人の富永高義は、 一郎である。 石

> 2 答へ内務大丞河瀬秀治の熊谷県令兼任罷免に関し吉田を説得せ んことを依頼したるものなり) 一八七四(明治七)年七月四日 大久保利通書状 (『大久保利通文書第六巻』) (五代の書に

御答のミ早々如此候、 二而、其上熊谷県令迄兼勤ハ実地出来候処ニ無之、此度県令ヲ免ス 懸より川瀬も進退之事申立候事ニ相成居候、 被下候趣承知仕候、三字ニハ帰宅可仕と相考候事柄ハ、 不相済と之事ニ而進退スル訳も有之、 ルと申事、よろしく拾数名之官員人民立約束致候信義を不立候而は 迄も令ニ据置度、当春大丞≒登庸之時分も大ニ議論有之候処、 拝読仕候、 し候得はそれにて事済申候付、 大属以下拾数名動かさる様可致尽力と請合いたし候次第にて、其行 扨吉田なる者出京致居候付、 右之御含二而御説得可被下奉願候 到底吉田始之処承知さへいた 今朝御面会之由、 尤同人勧業権頭も兼勤 川瀬を何く 後刻御出

七月四日

松陰高台下

利 通

題は、 こで吉田を五代から説得して欲しい、という内容である。『大久保利通日記』 はすでに大丞、勧業権頭も兼務しているので、 の手紙で大久保は河瀬問題についての考えを明確に示している。すなわち、河瀬 久保に手紙を出し、 留任を大久保内務卿へ働きかけるよう依頼したようである。それをうけ五代が大 〔解説〕この書状によると、まず吉田市十郎が旧知の五代友厚に、河瀬熊谷県令の 県官が吉田らに県令を移動させないと請け合ってしまったことにある。 それに対する回答である。宛名の松陰は五代の号である。 熊谷県令の兼務は無理である。 下 そ 問

件についての経緯は、吉田の投書原稿(史料14)に詳しい。吉田らが内務省へ出頭し、林友幸大丞と面会するのは七月一○日である。この一巻(『日本史籍協会叢書』)によると、七月五、六、八日と大久保は五代に会っている。

3 一八七四(明治七)年七月八日 五代友厚書状(吉田市十郎存意確認)

投書被成下候処、折柄混雑御請も不申上失敬之罪御海恕被役書級不候処、折柄混雑御請も不申上失敬之罪御海知知知知。(『大久保利通関係文書三』五一)

此旨奉得尊意候、恐々頓首
「時比参上仕候ハ、御在堂被為在候哉、御口達にて御返詞奉伺度候、日前より出京罷在、今朝拙宅立参候第二御座候間、当人之存意承候日前より出京罷在、今朝拙宅立参候第二御座候間、当人之存意承候日前より出京罷在、今朝拙宅立参展第二御座候間、当人之存意承候日前は御投書被成下候処、折柄混雑御請も不申上失敬之罪御海恕被昨日は御投書被成下候処、折柄混雑御請も不申上失敬之罪御海恕被

松

陰

甲東高台下

七月八日

之今日迄は御省『御呼出御控置被下度候事猶々、吉田一条事柄は粗相分申候ニ付、何分当人存意承見申度、依猶々、

を内務省へ呼び出すことを延期して欲しい、 は何か行き違いか。 の所に来ることになっている。 状によると、 久保書状で依頼された吉田の説得をするのであろう。この日の午後四時に大久保 差出人の松陰は五代友厚、 そのあと五代が来て囲碁をしている(『大久保利通日記』下巻)。 吉田市十郎は三 五代は、 一日前、 今朝吉田と会って意向を聞くので、それまでは吉田 史料2で四日朝に吉田が五代の所に来たというの 宛名の甲高は大久保利通の号である。 七月六日から出京していて、 と大久保に依頼している。 八日の朝に五代 四日の大 この書

別紙古手形返上忘却仕居今般相送り候、

以上

4

就而ハ内外多端一入差間候間、 敢出京候得ハ、 早く東上相成候様吾兄よりも御勧諭被下度 更計算候得ハ自カラ驚々程之事、 チ又々東上為致度、此辺方々食客且ツハ無余義救助等不少入費、 二厚ク御心ヲ被為用候次第、 任シ度候処、存外之地ニ被擬再応辞避も仕見候得共、 難治ト称シ候土地柄、 日大久保内務卿より用談之次第有之、至急出京之義被相達単身不取 赴任序一寸帰宅、家政向改革相談も仕度相楽候処、 生転任長崎県ニ而モ被差越候哉之模様有之甚喜悦、 宅御見廻被下候様子、一時ハ頗ル掛念候処漸快候ニ趨候哉ニ而、追々 無之候哉、 十九日同県権令拝命、二十二日より小田原御用引送りニ被差越、 前条大県独任ハ甚無覚束、 殆ント当惑、同県は八拾五万石も有之、入間・群馬合併民情獷強往々 自筆之書翰も差越先ツ安心仕候、 痛相悩一時ハ劇痛候共、 大暑難凌候得共弥御揃御健康奉賀候、 ノ任地ニ而ハ家内暮ニ相改メ度、 一十八日出京、是より来月五日六日比熊谷『入県之覚悟ニ御座候、 拙生も頑健消日万御省念可被下候、 先ハ御吹聴御見廻旁匆々頓首 品々談話之末熊谷県汽転任候様内意被申聞、 加之近来老境魂気も薄く帰田之念難禁折柄 岡田以伯も来診、 兼々関以西之県ニ候得ハ結尾之奉職も相 懇篤被相諭無余義御請仕、 阿久弥全快ニ到り候得ハ、秋涼ヲ待 乍此上宜布御心添奉希上候、 爾来阿久来り候得ハ厳重改革、 何卒養生旁別段御心ヲ被添候 北堂君御老体聊時気御支りも 殊ニ吾兄も山代より御帰 尚緩々得御意度件不 扨去々月より阿 豊図ンヤ過ル六 右相運ひ候得 朝旨地方人民 遂ニ過ル |久胸

素。

好候得ハ、乍不及地方官之稽古ニ而も為見習候ハ如何哉すゝめ、私許迄ニテモ被差越候ハ如何、当時之学風玉木翁抔不被御伝意可被下候、河北義之助より承り吉田小太郎子事申居候御尚々、時令御用心専一ニ奉存候、北堂君・玉木翁御近族間宮可然

民治達

楫取は四六歳、妻も病気で家庭的にはかなり厳しい状況にあった。兄の民治には、 任を大久保へ願い出ており、 が辞退しようとした三つの理由のうち難治の県ということについては、二日前の 郷里に帰りたい心境であると述べている。「存外之地」なので再三辞退したが説 松陰の兄で萩在住である。このとき楫取は足柄県参事で、つぎは長崎へ転任と思っ 叔父玉木文之進、 妻久の病状が回復したら熊谷に来るよう頼んでいる。 大久保利通書状にあるように、 強」(荒々しい、悪ずるい)で難治の県、 「殆ント当惑」と語っている。その理由は、熊谷県は八五万石もある大県、民情は「獷 ていたところ、七月六日に大久保内務卿に呼び出され、 病状を聞き東上を依頼した書状である。宛名の「民治」は杉民治で、妻久や吉田 楫取素彦が熊谷県権令に任命された経緯を報告し、 七月一九日に拝命、 吉田小太郎は民治の長男である。 そうした状況も聞かされていたのであろう。 八月五、六日頃に熊谷へ赴任の予定と伝える。 吉田市十郎が五代友厚を通じて河瀬熊谷県令の留 そして自分は近年「老境魂気」も薄く 追伸にある玉木翁は民治の 熊谷県権令の内示を受け 併せて妻久 寿 楫取 0)

一四一頁の写真版から解読した。一四一頁の写真版から解読した。一四一頁の写真版から解読した。一四一頁の写真版から楫取への排斥運動へと進んでいった(史料16)。なお、本書川弥一郎らによる楫取権令の排斥運動へと進んでいった(史料16)。なお、本書にが、この人事には当の楫取も消極的で、熊谷県では吉田市十郎、竹井澹如、石とのように、河瀬から楫取への熊谷権令の交代は、大久保の強い意向で実現してのように、河瀬から楫取への熊谷権令の交代は、大久保の強い意向で実現してのように、河瀬から楫取への熊谷権令の交代は、大久保の強い意向で実現している。

|八七四(明治七)年七月二九日||楫取素彦書状(熊谷県権令拝命)

5

匆々奉呈一書候、 被成候、小生も微力を以大県之主任に膺り候儀前途之運ひ方如何可 始んと困却之際、大保卿態と出京を被命懇切面諭之旨も有之、依! 日足柄権参事拝任、柏木退休論に付而は追々尊聴を相煩し阻抑に. 乍此余厚く御心添奉希上候、 前日之議差控一先勤続之事に一決安着仕候間、 御承知にも可相成、 御保養とと奉賀候、 御寛晤に接し尊論縷々万謝、 酷熱中尊候、 有之哉と甚無覚束候得共、一層奮励力の及候限丈は勉務も可仕候間 有之事歟、 其議は相止み熊谷県権令転任過る十九日拝命仕候、 御清泰御起居可被成と奉敬賀候、 恐惶頓首再拝 河瀬は大丞引除に相成り、 将御内諭之崎陽行窃に企望仕居候処、 奉別後京摂間大分御遊覧之由、 先は御帰県後之御見廻転任御吹聴旁 (『木戸孝允関係文書第三巻』 | 七六 人一六) 此辺は総て御降神 小生代りは城多董 扨過日は於湯本村に 御都合も 頓 可 而 ŧ 同

化月廿九日 经性电管再找

被遣候、以上追而、時令御大切御加養専禱仕候、乍憚奥様にも可然御鶴声可追而、時令御大切御加養専禱仕候、乍憚奥様にも可然御鶴声可

木戸従三位殿閣下

権令、 状の冒頭で湯本村に言及しているのはこのことを指している。 た。 明治七年五月二八日に横浜を発して帰国の途につき、 (解説) 翌日、 への転任の話があったようで、 楫取は明治五年八月から同県参事をしていた。 楫取素彦が木戸孝允に熊谷県権令を命じられたことを伝えた書状。 「柏木・楫取来訪閑談数字」とある(『木戸孝允日記』第三)。 楫取もそれを望んでいた。しかし、 このとき木戸から崎陽 その日は箱根湯本に泊まっ 当時柏木は足柄県 何か都合 長

木戸へ率直に心境を吐露している。であり、「甚無覚束候得共」できる限りの努力はするので、お心添えを願いたいと、があったようで、七月一九日に熊谷県権令を命じられてしまった。熊谷県は大県

訳書小社相談) 6 一八七五(明治八)年一月二一日 石川弥一郎書状(助教人選、

より一○歳近く年長である

「新慶惠」第一月廿一日 一円十銭五厘」 「北河原村長谷川敬助様奉答 熊谷駅石川弥一郎」 「銀憲惠」

を御報知被下度、是亦奉願候、但幸便之節両名之学業、算書如何候間、左様御承知有之度奉願候、但幸便之節両名之学業、算書如何間、其者を篤ト取調、若欠員有之候得は、其旨早速申上御依頼可申間、其者を寛ト取調、若欠員有之候得は、其旨早速申上御依頼可申問、其者を篤子取調、若欠員有之候得は、其旨早速申上御依頼可申

右申上度、書余残之譲面陳候也、草々頓首

第一月廿一日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍中

締なので小学校の教員の人選をしていたのであろう。ここに「訳書小社」と出て料8)に先立つ、明治八年一月二一日と推定される。長谷川、石川ともに学区取(解説)年代は記載されていないが、「訳書小社」の内容から石川弥一郎書状(史

長谷川が中心で、鯨井、稲村に誘いをかけたようである。小泉香巒は、石川など介人とされる。今のところこの書状が七名社の結成を伝える最初の史料で、石川、であったことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛であったことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛であったことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛であったことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛であったことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛であった。

落手、一級昇進、石川に書状依頼)(長谷川家一〇二〇)一八七五(明治八)年二月一一日(田中正彜書状(年賀、鶏卵

7

長谷川敬助様田中正彝」

不暇乎、敢問、石川兄出京ニ付一書拝呈候也、匆々頓首、不暇乎、敢問、石川兄出京ニ付一書拝呈候也、匆々頓首以身不堪慚愧候、尊大人幷北堂君御無事之事奉南山候、閑暇之節大に妻をして喜バシム、難有々々、小弟儀も客歳極月一級昇進、不新年之御吉慶千里同風申納候、然は去歳御帰郷後、鶏卵正ニ落手、

追而、中邨清介君へ宜敷二月廿一日

後東京に出て勉学、 中正彜依頼と明記される。 (解説) 四八頁 差出人は、 明治八年と推定される同封の石川弥 当時は内務省に勤務。 田中正彜は、 妻沼出身で両宜塾に学ぶ。 詳しくは『熊谷市史』資料編8、四七 一郎書状 (史料8) 寺門静軒 で、 の没 田

8 一八七五(明治八) 翻訳小社之義相談 年二月一六日 石川弥一 郎書状 (長谷川家一〇二一) (上京田中

河原村長谷川敬助様要用 熊谷駅石川 弥 郎

是非共拝眼仕度存候処、 社之義及相談候、 相託候間差上候、 其後は甚御疎濶申候、 年失敬御序も有之候得は、
 同氏より貴兄ヹ照会之上、会同之日限、 定而同氏より已ニ申上候義ト奉察候、乍併会同以前 本月六日稲村氏を訪ひ、 至極妙卜申、速二同意、 然は此程一寸出京、 頃日は甚多忙ニ而、参堂仕候義ニも不相成 御来駕奉願上候 且外社人入も大略相定候 兼而御相談申上候翻訳小 田中氏相訪候処、 迂生方より報知致呉 別封被

石坂金一 郎君江は貴兄より御相談相成候哉、 是亦御序之節御報 知

存候也 二御座候、 社員あまり多数ニ相成候而は、 即今十名内外ニは可相成見込ニ候間、 却而不都合も可有之ト申 先つ是ニて足矣ト 同之評

右申上度、 二月廿二日 長谷川敬輔様 書余譲面陳候、 石川弥 侍史御中 郎郎 頓首

廿日以前は他出

仕候

伸にある廿日まで不在と関連するのであろう。 となり、 石坂への声かけは長谷川からするか相談している。この段階で会名は「翻訳小社 未詳としている。本文で、 社員も一○名内外とされ流動的である。 年代は、 日付を「廿一」から「十六」に変更しているのは、 封筒表書による。 文書館の目録はこれを見落し、 稲村へは二月六日に石川が話 明治八年四月一六日の七名社規 追

> しているのであろう (史料209)。 約第五条に「本年二月結社セシコト、看做シ」とあるのはこの辺りの動きを意味

頁。 吉田! 訳書の講読にあったことは、 訳書の講読を目的とした組織をつくっていったのである。 結婚している。こうした環境のなかで、 この書状が書かれた明治八年二月に、 應義塾に入社している永田健助である(史料61)。さらに石川の妹は、 敬助と同じ北河原村の小林呉十郎の次兄は、慶応四年一一月一八日に二三歳で慶 八日には、 かなり身近なものであった。実際、 出品した羽生の清水卯三郎と四方寺村吉田六左衛門の養子吉田二郎など、 卿の随行として慶応三年のパリ万博へ行った渋沢栄一、幕府の依頼で同じ万博へ 翻訳書という形で具体化されることである。この地域の豪農にとって、 をして購入し、 れる石川弥一郎と推測される書状に、「書講」の掛金徴収に言及したものがある 書状に「購書醵金」に言及したものがあること、またそれよりやや遅れるとみら してみよう。まず、 (『熊谷市史』資料編8、四九頁)。書物が高価であった時代には、 『熊谷史話 七名社の成立過程については、 二郎がパリから出した書状が残っている(『熊谷市史』資料編8、四八~四 石川弥一郎は寺門静軒に漢学を学んだとされるが、二一歳の明治五年四 慶應義塾に入社し、三田二丁目に住んでいる(史料1)。また長谷川 〔幽嶂閑話〕』所収〕がよく知られているが、ここであらためて検討 共同で利用するのは、 両宜塾との継続の視点である。 この二通の書状で初めて知られることである。 彼らより少し若い林有章の「七名社と進修会」 両宜塾の世話をしていた小池水斎のもとには アメリカで学業を修め帰国した竹井懿貞と ごく普通のことであろう。 石川弥一郎は長谷川敬助などを誘い、 両宜塾を主宰した松本万年の 結社の目的が明確に翻 講のような積金 問題は、 徳川民部 欧米は それが 翻 月

則送付 一八七五 (明治八) 年二月二〇日 吉田市十郎書状 (竹井家四〇九一) (弘成館規

9

「竹井澹如様 侍史御中 吉田市十郎拝 」

奉多謝候 華翰難有拝読、此程ハ邂逅 御光臨之処、乍例失敬御麁末之段

一、御大切之御書拝借難有仕合奉存候、一両日中否可奉申上候、御写済之上ハ別冊参事公室御房之節御伝話奉懇願候、上申候間、貴殿様室御取置之分ハ御手許二て浄写御命奉願上候、上申候間、貴殿様室御取置之分ハ御手許二て浄写御命奉願上候、上申候間、貴殿様室御取置之分ハ御手許二て浄写御命奉願上候、上申候間、貴殿様室御取置之分ハ御手許二て浄写御命奉願上候、上申候間、貴殿様室御取置之分ハ御手許二て浄写御命奉願上候、上申候間、貴殿様を御書を持ている。

竹井澹如様 侍史御中二月廿日 吉田市十郎

先は右御受迄、

匆々頓首

のものであろう。
□○八九として現存し、弘成館の内部出収課規則(竹井家四○九○)もこのときう。津田の在任時期から明治八年の書状と推定される。弘成館規則写本は竹井家翌七年に東京に設置した。文中の「参事公」とは、熊谷県権参事津田要であろい。対成館は、五代友厚が鉱山事業のために設立した組織。明治六年に大坂、のものであろう。

| 言書(熊谷県長次官を転免し天下の英傑を懇願) (竹井家六二三三)| 10 | 八七五(明治八)年二月二七日 | 竹井澹如・石川弥一郎の内務卿宛建

「明治八年二月廿七日郵便ニ付テ差出ス

矣、旧県令河瀬秀治殿来リ莅ムニ及ンテ、深ク民情ノ向背ヲ察シ広謹白、大久保内務卿閣下、某等地方長官ノ屡変更スルヲ嘆スル久

シ、一朝県令転任ノ命アレハ、百方控告決シテ人民ノ方向ヲ誤ラシ トヲ 殿以下ノ誓書ヲ返納ス、同月十九日河瀬秀治殿兼官ヲ免サレ、 テ予知シ難シト雖モ、某等ノ上陳セシトコロハ必ス大臣閣下へ上申 センコトヲ乞ヒシニ、林大丞殿、 タラシメハ、民情ニ適スルヲ信スルヲ以テ、之ヲ諸大臣閣下ニ進言 ヲ欠キ、現任権参事津田要殿、七等出仕田辺輝実殿ヲ以テ其責ニ当 参事以下ノ誓ヲ渝ユヘシト諭ス、某等其示諭ヲ速ニ奉シ、 得ス、然ルニ権参事以下誓書アルヲ聴ク、宜シク 明治七年一月ニ至リ、河瀬秀治殿内務大丞兼熊谷県令ニ転任シ、而 下僚属、 者アルヲ称シ上京、 年来楫取権令殿病ヲ称シテ庁ニ臨マズ、 素彦殿権令ヲ命セラレ尋テ来莅ム、 月十六日諸同志ヲ会シ林大丞殿懇篤ノ示論ヲ伝言シ、 情態ヲ陳述シ、新ニ県令ヲ任スルモ其人ヲ得ガタケレハ、姑ク長官 シテ同年七月十日某等ヲ内務省へ召シ、大丞林友幸殿ヨリ河瀬秀治 ヒ、九十万ノ人民ト共ニ至治ノ沢ニ浴セントセシニ、豈ニ図ラン、 メサルヲ諭シ、遂ニ連署ノ誓書ヲ賜フ、某等宿志ノ纔ニ遂ケルヲ喜 トアリ、窃ニ以謂ラク、此時ニ当リテ長官数、 ク衆議ヲ容ルヲ以テ、某等モ亦衷情ヲ吐露シテ献芹之微忠ヲ致スコ 京シ、権令殿モ亦上京シ廿四日帰県、 ノ兼官ヲ免セサレハ、本官ノ事務挙ラサルヲ以テ兼官ヲ免セサルヲ 人民ノ幸ナラント、諸同志ト共ニ書ヲ作リ、 某等之ヲ道路ニ聞クニ、長次官ノ間意見ノ合ハサルヲ以テ不 廟議参考ノ一端二供センコトヲ諾スルヲ以テ直ニ帰県、七 其事ノ嫌疑ニ渉ルヲ以テ、其書ヲ権参事以下ニテ姑ク領収 大政府ニ願請アランコトヲ乞フ、然ルニ権参事城多董殿以 廿五日権参事殿モ不得已ノ事故アルヲ称シテ上 取捨ハ素 爾来管下静謐二属ス、然ルニ新 先ツ一日七等出仕殿親戚ニ病 権参事殿七等出仕殿互二上 在任ヲ六年ト期スルコ 更ノ弊ヲ撝メハ管下 政府ノ特権ナルヲ以 十七日権参事 廟議ヲ奉シ権 且ツ管下

谷県ヲ委スルノ器ニ非ルトノ 則長官ヲ転免シテ両次官ニ委センカ、某等曩ニ新ニ県令ヲ任スルヨ Ŧ, 某等ノ微衷ヲ諒シ其懇願ヲ聴シ、 敢テ尊厳ヲ冒瀆シテ肝胆ヲ吐露シ スルハ忠ナラス、 召シ、民情ノ向背ト鄙見トヲ陳述セシメシヲ追懐スルニ、今日黙止 ル□測知スル能ハス、実ニ長大息ノ至リナリ、曩ニ某等ヲ内務省へ 至リテハ在任ヲ期スルヲ望ム能ハサルノミナラス、県治ノ如何ニ至 次官タラシメンコトヲ、是レ懇願切望スル所ナリ、始某等長官ノ数 レハ、速ニ現任ノ長次官ヲ転免シ、更ニ天下ノ英傑ヲ挙テ、之ヲ長 ルヲ信スル所以ナリ、 ナキ知ルベシ、是レ某等ノ熊谷県九十万ノ人民ヲ、託スルノ器ニ非 ラズ、抗抵シテ不和ヲ生スルニ至ル、其度量ノ狭隘ニシテ統御ノ才 権令ノ大任ニアリ、然ルニ壮年ノ両次官ヲ籠絡スル能ハサル 歳ヨリ国事ニ尽力シ、頗ル老成ノ人ナリト、即今齢已五十ヲ超ヒ身 ヲ、託スルニ足ラサルノ器ナルヲ信スルナリ、聴ク楫取権令殿ハ壮 シテ長官ニ委センカ、某等楫取権令殿ハ決シテ熊谷県九十万ノ人民 陳セシニ、採用セスシテ更ニ楫取殿ヲ権令ニ任スレハ、両次官ハ熊 転免セサレハ政令一途ニ出スシテ、遂ニ県治ノ弊害タル必セリ、 和ヲ生スト、 此末 長次官ノ間意見合ハス、不和ヲ生スルニ至リシナレハ、孰レカ 両次官ニ其責ヲ委セハ寧ロ民情ニ適スルコトヲ、林大丞殿へ上 九十万人民ノ大幸ナリ、 河瀬秀治殿ノ来莅ヲ喜ンテ在任ヲ期スルヲ乞ヒ、今日ニ 即今ノ景況ニヨリテ観レハ、某等モ亦其或ハ然ルヲ信 廟議 寧ロ不敬ニ渉タルトモ、黙シテ不忠ノ人タラズ、 ノ如何ハ某等ノ得テ知ルベカラザル所ナリト雖 廟議熊谷県九十万ノ人民ヲ度外ニ置カサ 誠惶誠恐頓首頓首 切望二副ヒハ将某等ノ幸甚ノミナ 廟議ナルベシ、抑モ両次官ヲ転免 廟議参考ノ万一二供ス、 ノミナ 閣下 然

内務卿大久保利通殿明治八年二月廿七日

竹井 澹如

るので、 すでに福島県の半田銀山に移住し熊谷県民でないからであろう。 下之英傑」の就任を懇願する、というものである。ここに吉田市十郎がいないのは その結果、新権令が権参事ら両次官と不和を生じ、両次官は熊谷を去ることになっ 出仕で県政を運営するよう提言したが、 令の転任をめぐり内務省に呼び出されたとき、しばらくは津田権参事と田辺七等 明記する。 である。 (解説) しかし、楫取権令は九○万熊谷県民を託する器ではないので転任させ、 料紙は八行の罫紙で、表紙中央に「建言」、右端に郵便で提出した旨を 提出されたことは確実である。 同年五月二六日付の吉田市十郎書状 澹如と石川弥一郎が連名で大久保利通内務卿に提出した懇願書の控 内容は、 国では新たに楫取素彦を権令に任じた。 (史料19)でもこの建言に言及す 竹井らが明治七年七月の河瀬県 - 天

利通から内示を受けたときの書状(史料4、5)から明らかである。 た内務省へ県令を取替へて貰ひたいと申出た人もあつたと云ふ」と回顧してのは、 に内務省へ県令を取替へて貰ひたいと申出た人もあつたと云ふ」と回顧してのは、 な楫取県令と評し、「其内に誰れ云ふとなく今度の県令は駄目だと云ひ振らし竊な楫取県令と評し、「其内に誰れ云ふとなく今度の県令は駄目だと云ひ振らし竊

官不和二付直言書) (青木家一五八六)11 一八七五(明治八)年二月二八日 吉田市十郎書状(本県長次

書牘ニヨリ両閣下大ニカヲ県治ニ尽シ、管下ノ事務燠然タルノ状ヲニ従事シ、本県々治ノ状体ヲ詳ニセスト雖トモ、石川・竹井両友ノ謹白、津田熊谷県権参事・田辺熊谷県七等出仕閣下、僕昨年来鉱山

熊谷県南第八大区壱小区熊谷駅

石川弥一郎

ルナリ、 懼ルヘキカナ小人舌端ノ巧言誣告禍害ヲ構成スルコト、夫レ本県 出県其状情ヲ問フニ曰ク、本県長次官ノ間意見合ハズ、不和ヲ生ジ 賀ス、然ルニ曩日来示中、本県言ベカラザル艱難ヲ醸成シ、心胆ラ 誤解ノコトアラバ希クバ指教ヲ垂レヨ、 トモ、発程明日ニアリ、其志ヲ尽ス能ハズ、豕突ノ直言ヲ献ジ大威 副ユルコトアランコトヲ、 ト雖トモ、此末政府特命ノアルアラバ、願クハ小節ニ拘々セズ正大 ル末節何ノ両閣下ニ貴ブ所ナランヤ、 何ゾ進退ヲ決スル遽然ノ太タ甚シキ出タル、僕疑ヲ容レサルヲ得ザ ル弊履ノ如シ、進退ノ間綽々然トシテ余裕アルニ似タリト雖トモ 言ニアラサルナリ、両閣下這般ノ挙動、本官ト人民ノ繋望ヲ抛擲ス 九十万ノ人民ハ、望ヲ長官ニ繋ズシテ両閣下ノ身上ニ繋グ、僕ノ諛 長官ノ命ヲ奉セスト、此讒果シテ昌熾シテ今日ノ景況ヲナセルヤ、 務省ニ讒ヲ放ツテ言モノアリ、 ヤ家什ヲ搬運シ、家眷ヲ携帯シ再ビ帰県ノ意ナキヲ示スモノヽ如シ 廿三日田辺閣下出京シ、 両友書牘ヲ以テ、本県一大事件ノ生スルヲ示シ僕ノ会同ヲ乞フ、僕 而シテ両閣下ニ謁ス、亦異状アルナシ、欣喜家ニ還ル、超テ十九日 憂ニ堪へズ、帰郷直ニ出県両友ニ質ス、答フルニ它ナキヲ以テス、 ガ為ニ寒シ云々ノ高論アリ、 六十里外ノ地ニ了知スルヲ得、 人望ヲ撹シ虚誉ヲ買ヒ、 僕愕然失錯ノ至リニ堪へズ、 如何トナレバー身ヲ潔フスルハー匹夫ノ所為而已、 是両閣下眷遇ノ万一ニ報スル所以ナリ、 公明ヲ以テ志ヲ行ヒ、我熊谷県九十万人民ノ期望ニ 且ツ声息ヲ旧県令ニ通シ相凌、 廿五日津田閣下出京ス、両閣下ノ出京スル 面謁所見ヲ縷陳シ教諭ヲ乞ント欲スト雖 僕ノ臆測猜着スル処アリ、私心窃ニ杞 両友ノ厚情ヲ歓ビ管下人民ノ大幸ヲ 両閣下管下区長ヲ曲庇眷愛姑息ニ其 頃日窃ニ道路ニ聞クコトアリ、内 言ノ出タル駟モ及ブヘカラス 款懇迫切ノ至ニ堪へス、 所見ノ不逮ト 抗抵シテ新 些|々タ 頓

首々々

明治八年二月廿八日 津田熊谷県権参事 閣下

田辺熊谷県七等出仕

吉田 芾 上郎

ている。 ている(国立公文書館・叙○○一六五一○○)。 の河瀬県令留任運動の延長にあるもので、 いと内務省に讒訴した者があったという。 らが管下の区長と結託し旧熊谷県令の河瀬秀治に通じ、 民のためにと両人へ直言した書状である。 辺七等出仕が楫取素彦権令と不和で県を去るということを聞き、 良村青木家文書に伝えられる写本である (解説) 吉田 なお、 市十郎 津田の履歴書によると、翌月三月 が、 石川弥一郎と竹井澹如から、 ちょうど七名社の結成時期とも一致し 巷で聞くところによると、 いずれにしても、明治六年一〇月から この書状は、吉田と懇意の下奈 一四日付で内務省七等出仕となっ 熊谷県の津田要権参事と田 楫取県令の命令を聞かな 熊谷県九〇万人 津田権参事

|八七五(明治八)年三月七日 吉田市十郎書状 (県庁刷新案建言)

12

謹啓、 下ノ出京スルニ逢ヒ其志ヲ果サス、 喝一声、 ニ至ルト、是レ其悔悟自新ヲ竢ノ違当寛大ニ出ルト雖モ、 ハ則我ハ印幡党ナリ、 ノ害ヨリ甚キハナシ、 旧長官転任来判任官員頓ニ整粛ノ気象ヲ失シ、 台侯愈御万祉不堪抃喜奉存候、 之ヲ閣下ニ呈シ、 判任官ノ睡 一眠ヲ驚愕警醒セシムル一 僕頗ル間然ナキ能ハス、僭越ノ罪ヲ冒犯シ大 少シク怠惰非違アルモ、 参考ノ万一二供セントセシニ、 将来時機ノ到ルヲ竢テ取捨ヲ乞 僕帰省中本県々治之状体ヲ問 建言アリ、 長次官無如何我ト云 朋党相為シ其甚 (竹井家六一二一) 名曰沙汰官 凡事朋党 両次官閣

法方詳細ニ至リテハ、時機ノ到ルヲ待テ献言セントス ルモノハ悉皆免黜シ、器量品行適当ナルモノヲ挙、其責ニ当ラシメ、 現下人員五分ノーヲ減シ、一県協議ノ上更ニ内務省『上申シ、出勤 現下人員五分ノーヲ減シ、一県協議ノ上更ニ内務省『上申シ、出勤 現下人員五分ノーヲ減シ、一県協議ノ上更ニ内務省『上申シ、出勤 リントス、甚其概略ヲ言ハ、悉皆ノ正権大属ヲ免黜シ、更ニ三名ヲ

定テ相達候義ト奉存候、右草白頓首一、御下命福島県警察規条一部本月五日購得郵便ニ託シ送呈セリ、

津田参事閣下

三月七日

吉田市十郎

県庁を去り時期を失したが、将来を期して伝えたもので、 ある者を登用すること。「素餐」とは、 あろう。「黜」とは退けること。黜陟(チュツチョク)で、 熊谷県庁の官員が党派をつくり弊害が多いことを指摘し、 とができる。末尾に、福島県警察規条を送るなど、情報提供も行っている。 に提案している。「印幡党」とは、 と聞き、 年号は無いが、 吉田市十郎が送った書状である。「旧長官」すなわち河瀬秀治の転任後 内容から明治八年と推定できる。 河瀬の前任地が印幡県であることによるので 功労なく徒に禄を食むこと。津田が熊谷 吉田の官員像を知るこ その刷新方法を具体的 津田要が熊谷県を去る 功無き者を退け、

八年三月廿日午前 「中山道熊谷駅竹井澹如様 陸羽道中岩代桑折在半田銀山吉田市十郎」「中山道熊谷駅竹井澹如様 陸羽道中岩代桑折在半田銀山吉田市十郎小室氏へ返書、本県両次官への呈書同封)(竹井家六一八六二三二) 13 一八七五(明治八)年三月二〇日 吉田市十郎書状(内務卿へ献言其後、13 一八七五(明治八)年三月二〇日 吉田市十郎書状(内務卿へ献言其後、

*消印「マ/二九/号」

*消印「東京/明治八・三・二三・朝_

#消印「□代□□ []・[]・二○・午後」存居申候

を居申候

を居申候

を居申候

を居申候

を展し種々之御高論教示拝戴、頗ル胸臆之豁然タルヲ覚申感激不浅奉在候、以来ハ稟生之至愚一層ヲ加、智識相後レ歎息之至奉存候処、殊ニ種々御高論拝聴頓ニ茅塞ヲ開キ、実以御礼筆紙ニ難尽荒陬ニ僻殊ニ種々御高論拝聴頓ニ茅塞ヲ開キ、実以御礼筆紙ニ難尽荒陬ニ僻な条、年失敬御放神奉祈上候、先頃帰郷中は再三拝趨御厄介相成リ、上で、中後」を居申候

失敬御様子拝承仕度奉願上候一、先頃内務卿殿≒御献言之事件ハ其後如何之景況ニ相成候哉、乍

御下示奉願上候其他本県下人才之名前等申遣置申候、御投書御下案出来候ハヽ、「、小室氏≒は帰国之節諸君之御高案も有之、追テ呈書可致云々、

三月廿日午前 吉田市十郎 吉田市十郎 おスト存申遣申候、別封入奉読貴覧候、御一笑、右匆々頓首々々ト雖モ、両次官此上ノ進退ニヨリ、必シモ無用ニ属スル而已ニも、本県両次官当地ヨリ呈セシー書アリ、十日ノ菊タルヲ免レス

竹井 澹如様

石川弥一郎様 侍史御中

帰国したときに聞いた竹井たちの意見を入れ手紙を出しておいた、という意味での「小室氏」は、三月二五日付書状(史料15)がある小室信夫で、吉田が熊谷への「小室氏」は、三月二七日に提出した楫取権令排斥の建言への反応はどうか。つぎ書で、最初は二月二七日に提出した楫取権令排斥の建言への反応はどうか。つぎの「小室氏」は、三田の一名の意味である。用件は箇条は解説)内容から明治八年と推定される。吉田市十郎が熊谷へ帰郷したのち、福

室へ出す書状であろうか。最後は、二月二八日付の吉田書状(史料1)であろう。あろう。それに続く「御投書御下案」は何を意味しているのか。竹井たちから小

14 一八七五(明治八)年三月二五日 熊谷県県治之儀につき投書

(中村(宏)家三五八)

定期在任表 定期在任表

某等ニ命シ某等ニ任スル所以ノモノヲ辱ムヘカラサラント欲スト雖 住ノ民ニシテ父祖ノ墳墓村里ニ列ナリ五等ノ親族郡邑ニ蔓レリ、 シテ其意ヲ人民へ伝へ人民ヲシテ其意ニ遵ハシムルハ某等ノ任 実物ニ施スニ及テハ長官ノ目的意向ニヨリ異同ナキ能ハス、 更ルコト三タヒ、 置レシヨリ明治六年六月廃セラル、マテ僅二二十月、 久ク留ルト否トニアリ、某等努力ヲ奮ヒ心志ヲ凝ラシ、誓テ閣下ノ ヘカラス、然リト雖モ其利益興リ損害除ク所以ノ根源ハ閣下ノ茲ニ 益ヲ興シ、 ハ各自必然務ムヘキノ通義ナリ、 下本県ヲ撫育スルノ義ニ報シ 令議者ノ命区長ノ任ナキモカヲ民務ニ尽シ身ヲ国事ニ致シ、 人民ヲシテ苟且偸安ノ俗ヲ成サシム、旧入間県明治四年十一月 ハ則前ニ急ニスルコト今ハ緩シ、 固ヨリ当ニ努力ヲ奮ヒ心志ヲ凝シ其区ノ損害ヲ除キ其村ノ利 |議者副区長等謹テ河瀬県令閣下ニ白ス、某等数百年来本県定 朝官ヲ移シ任ヲ転スル時ハ徒ニ其功ヲ奏セサルノミナラ 而シテ閣下ノ某等ニ命シ某等ニ任スル所以ノモノヲ辱ム 大政府、 ノ制度法令 況ヤ其命ヲ受ケ其任ニ当ルニ於テ 朝廷民権ヲ保護スルノ仁ニ浴スル ーナリト雖モ、之ヲ実際ニ行ヒ 前ニ緩スル所今ハ急ニス、 而シテ長官 以テ閣 異同ア

キナリ、 サシメント慨嘆スル所以ナリ、 ヲ必スル能ハス、 政府ニ詣テ請フトコロアラントス、 閣下若シ願請ノ自己ニ係ルヲ以テ上請スルヲ憚ラハ某等直 某等当ニ務ムヘキ通義ノ一部分ヲ尽サント欲スルノミ、然リト雖モ 夫レ是ノ如クセハ人々旅舎ヲ去テ旧廬ニ帰ルノ思ヲナシ 上聞シ、以テ閣下ノ居任ヲ六年ト定メラル、許可ヲ得ンコトヲ請フ、 所謂徒ニ其功ヲ奏セサルノミナラス、人民ヲシテ苟且偸安ノ俗ヲ成 以テ、正則学校モ長官更レハ亦廃セラレント 然リト雖モ山間僻邑ニ至リテハ変則学校設立ノ後忽チ廃セラルヽヲ 之ニ由テ之ヲ観レハ テ釐革スルニ如スト、某等其意ヲ奉シテ従事ス、然ルニ閣下ノ本県 以謂ク、直二正則ヲ施スハ民心ニ適セス、姑ク変則ヲ設立シ漸ヲ以 ラサレハ只唯々トシテ遅延シ、 シテ三タヒ其方向ヲ変ス、 ヲ緩フセヨト謂へハ其狐疑ヲ懐ク、亦宜ナラスヤ、夫レ二十月間ニ 如ク請フ所以ノモノハ敢テ 亦沛然トシ徹底セン、進ンテ欧米至治ノ域ニ至ルモ年ヲ数テ待ツへ ハスシテ仮託固循興学ノ意アルコトナシ、地券ノ如キモ亦然リ、是 私塾・家塾等ヲ禁スルノ令ヲ布ク、 立ルノ簡易ニ如カサル所以ヲ諭シ、断然四月三十一日ヨリ変則学校、 エ臨ムニ及テ已ニ学校ヲ立ルノ後釐革スルハ、

寧ロ始ニ正則ヲ以テ ノ言ヲ信センヤ、今其一端ヲ挙テ之ヲ言ンニ、学校ノ如キハ前長官 ハ、今日某等ノ所為他日人民 某等ノ責ナリ、 豈惟村区ノ損害ヲ除キ利益ヲ興スノミナランヤ、 閣下寝食ヲ忘レ暑寒ヲ忍ヒ以テ治ニ労スト雖モ、 無智ノ人民へ或ハ之ヲ急ニセヨト告ケ、 政府学制ヲ編スルノ旨不日全県ニ徹セン、 某等一意之ヲ諭スト雖モ、其私情ニ便ナ 閣下ニ阿諛スルニアラス、驥尾ニ附シ 某等謹テ某等陳述スル所以 以テ長官ノ更ルヲ待ツノミ、 爾来正則学校日ニ増シ月ニ開ク、 若シ願請スルトコロ允准ヲ得サ 政府ヲ信セサル 大政府ノ学制ヲ問 ノ原因タラサル

治六年十月廿一日 南第一大区一小区ヨリ第十一大区七小区マ

副区長九十四名

権中

内 藤 沢

左

郎

権中属

学区取締数名 連署

議者六名

河瀬熊谷県令閣下

誓士

後緩急ヲ異ニスルヨリ民心ニ於テ方向適従ヲ失ス等云々ノ情願、其今般本県令河瀬秀治ニ上申セント欲ス、長官屢変易スル其施設ノ先

令ノ苦心トヲ推量シ、我輩僚属ニ於テ熟議評論誓テ一同ノ情願ヲ確ルヤ、現任ノ県令事素ヨリ処シ難キモノアリ、依テ一同ノ情願ト県愛国ノ至誠実ニ感動ノ至ニ堪ス、然リト雖モ其書一タヒ県令ニ達ス

人民ニ代リ其懇願ノ情意ヲ遂ケ、決シテ方向ヲ過タシメス、其企望守シ、仮令一旦移官転任ノ命アルモ、百方控告尽力固執必ス一般ノ

印記シ確信トナス者也

明

ニ副エンコトヲ担保スルヲ約ス、

故ニ暫ク各君ノ申牒ヲ領収シ一行

十五等出仕 神保 守

へ返納仕候、

此段奉申上候也

治七年七月十六日

吉田市十郎代兼

竹井

澹如

石川弥一

郎

十五等出仕

十五等出仕 佐溝 敬忠

権少属 大木 親

権少属 馬場 信志

少属

議者

天区 学区取締 中

副区長

私共ノ所見ニ異議無之候間、兼テ県官ヨリ被渡置候誓書田辺輝実殿本月十日御省ニ於テ御口諭ノ趣本日連署ノ者一同相会シ協議候処、

てる。木プミル

内務大丞 林友幸殿

明治七年七月内務省ヨリ我熊谷県ニ令アリ、南第八大区一小区熊谷

権大属

ニ過ス、 言ス、 ルニ忍ヒス、責ルニ士君子ノ廉恥ヲ以テセント欲スルニアルナリ 員ナルヲ以テ、 トナレハ某等管下区長等百余名ト共ニ河瀬秀治殿以下 ルヲ以テ、一片ノ廃紙ニ過スト云ハ大ニ某等ノ意見ト相逕庭ス、何 意ヲ暁諭シ該県下ノ状情ヲ諮詢スト、 藐忽排斥スルヲ欲セス、 下民ノ願請ヲ其間ニ容ルヘキニアラス、 某等ノ下附セシ誓書ヲ消却シ河瀬秀治ノ兼官ヲ免セラレンコトヲト アラサレハ某等管下人民ト私ニ条約ヲ結フノ罪ヲ治メ、而シテ後チ 治ノ兼官ヲ解クコトナカランコトヲ百方懇願シ、且ツ 書ヲ下附スト、 命アルトキハ、百方控告固執、必ス人民ノ情願ヲ誤タシメサル ルヲ得ス、 治ノ兼官ヲ免セサレハ、本官事務ノ挙ラサルヲ以テ、 省工出頭スヘキノ命ヲ奉シ、 駅竹井澹如·石川 政府ニ願請アランコトヲ乞フコトアリシニ、事ノ嫌疑ニ渉ルヲ 某等今日 而シテ誓書ノ事タルヤ素ヨリ私ノ条約ニシテー片ノ廃紙タル 前ノ権参事城多董以下僚属ヨリ現任県令河瀬秀治移官転任ノ 河瀬秀治ノ兼官ヲ免セラルヽヤ 大政府我熊谷県人民ニ特殊ノ恩典ヲ垂ルヽヲ謝シ謹テ答テ 管下 然ルニ聴ク、管下人民河瀬秀治ノ在任ヲ六年ト期スルヲ 大丞林友幸殿出テ接見ス、 政府特権ヲ逞フシー片ノ廃紙タルヲ以テ之ヲ排除抛擲ス 且ツ免兼官ノ命アルヤ、 某等モ亦タ法律ト雖モ束縛シ得サル天賜 条約書エ印紙ヲ貼用シテ違約アル時之ヲ 人民ノ上表ト前権参事以下連署ノ誓書、 弥 政府既定ノ 郎、 非常特殊ノ典ヲ垂レ某等三名ヲ召シ 同三小区下奈良村吉田市 同月十日本県七等出仕田辺輝 廟議ニ抗抵スルヲ欲スルニアラ 吉田市十郎立テ熊谷県 曰ク、 七等出仕田辺輝 雖然 政府ノ特権ニシテ敢テ 大丞兼熊谷県令河瀬秀 政府人民ノ願請ヲ 十郎ノ三名内務 兼官ヲ免セサ 私ノ条約タ 実・河瀬秀 ノ思想自 法庭ニ訓 類廷ノ官 廟議採用 実殿ト共 人民ニ 上

テ、縦令死ストモ破廉恥ノ品行アラサルヲ信スレハハナリ、此ノ地 特権ナルヲ以テ、其担保確証ヲ閣下ニ乞フ能ハスト雖モ、 貴大丞閣下ノ目前ニ於テ、上陳スル所ノ条件懇願取捨ハ アラサルナリ、而シテ其人民ノ情願ニ就キ召サレシ某等、 理権限ヲ識別シ、 二行ハレサルヲ知ル、某等素ヨリ河瀬秀治殿ハ有名ノ人物ナルヲ以 破リ廉恥ヲ顧リミス、 得ス、夫レ閣下 任ヲ乞ノ上表幷前権参事以下連署ノ誓書、 ト云と、 ルヽコトヲ誓フカラハ、某等モ亦忠厚心ヲ抱キ閣下ノ命ニ服従セン 求テ之ヲ為スハ某等ノ素ヨリ甘心スル所ニアラサルナリ、 ルニアラサレハ 位ニ至リテ 恥ノ条アルニアラスヤ、 シテ内務省ニ坐シ、天下ノ士君子ニ接面セラルヽヤ、 廉恥上ヨリ約定セルヲ以テ、一言ヲ閣下ニ吐露シ高答ヲ乞ハサルヲ レ尚ホ未タ止マサルヘシ、応ニ河瀬秀治殿ニ至リテ言ハン、 ノハ閣下ニアラスシテ誰ソト、 条約ナルヲ以テ廃紙トシ、 ノ権アリ、 ナルヲ以テ乞ヒ得ル能ハス、 、材アリト聴ト雖モ、請ヒ得ルヲ必シ能ハスンハ姑ク長官ヲ欠キ 河瀬秀治殿免兼官後我熊谷県人民ノ位価相当 其懇願ト状体トヲ大丞林友幸殿エ上言ス、 諸大臣閣下ニ進言シ、 熊谷県全管下同志輩ト共ニ進退ヲ決センノミ、 政府如何トナスヤ、 全国人民位価ノ中等以上ニ位スル、 廟堂上ニハ数十名ニ下ラスト雖モ、 政府ノ特権ト雖モ束縛シ能ハサル、 政府誓書廃棄ノ命アルヲ僥倖シ、 傲然トシテ 果シテ然ラハ今日我 約定ノ効ナキノ教諭ヲ奉セリ、 此言ヤ 必ス 六十県現下奉職長次官中 雖然我熊谷県人民ノ如キ個々条 大政府ノ栄命ヲ奉シ、 政府御詮議ノ一 今日 政府ノ特権ハ決シテ実地 政府ヲ汚辱スルモ ノ新任長官タルへ 其略二曰 政府上ニテ私ノ 人民ノ約定ヲ 某等ノ誇言 其レ律ニ破廉 必用ノ人物 端二加 困難ノ事ヲ 一二傑出 止ヲ得サ 某等素ト 上陳ノ条 某等今日 而シテ此 恬然ト 閣下在 政府ノ

管下ノ情体ヲ咨詢セラシヲ以テ、不言ノ責アランコトヲ恐レ、

ヲ上言ス現任ノ両次官ヲ以テ其責ニ当ラシメハ寧ロ民情ニ適スルヲ信スル

スルノ弊ナカランコトヲ希望懇願スルヲ上言ス(吉田市十郎)、将来熊谷県長次官民情ノ向背ト人材ニ関セス、乍チ任シ乍チ免(竹井)澹如

政府将来熊谷県人民ヲ藐忽ニ附セサルヲ誓ハレンコトヲ上

言ス

署ノ諸同志ニ代リ、 僕等ヲ去年内務省ニ召サレ特殊ノ恩典ヲ我熊谷県九十万ノ 名ヨリ其趣旨ヲ大丞林友幸殿ニ申報ス、 懇篤ノ示諭ヲ伝言シ、十七日前権参事殿以下ノ誓書ヲ返シ、 ヲ允ルサル、 テ如此暗昧ノ所為ヲナシ 冒犯ヲ甘シテ黙止スルノ人民ニアラサレハ其効ナシ、某等モ亦決シ 諾ナリ、 スルハ、 上ルヘシト諭ス、 七等出仕田辺輝実殿ヨリ、 承シ、誓書返納センコトヲ協議スヘシト上言ス、大丞林友幸殿本県 シ、貴大丞閣下ノ高論ヲ伝達シ、河瀬秀治殿ノ兼官ヲ解カルヽヲ奉 於テ某等三名河瀬秀治殿免兼官ヲ敬承シ、且帰県連署ノ諸同志ヲ会 ニ寄留シ鉱 上陳スル所ノ条件逐 連署諸同志二代ルノ権ナシ、枉テ代理ノ書ヲ上ルモ某等ノ 竹井澹如・吉田市十郎・石川弥一郎各自一身ノ奉承ナリ敬 当山開拓し 足柄県参事楫取素彦殿本県権令ヲ命セラル、僕福島県下 端ニ加ラル、コトヲ大丞林友幸殿ヨリ許諾セラル、 退省ス、同月十六日管下諸同志ヲ会シ、大丞林友幸殿 石川弥 一従事スルヲ以テ、其後ノ顛末ヲ詳ニセスト雖モ 河瀬秀治殿ノ解兼官ト誓書返上ヲ諾スル 某等既ニ 上旨ヲ奉承セシ上ハ管下連 郎謹テ答テ曰ク、某等ノ上旨ヲ奉承敬諾 政府ヲ欺罔セスト、大丞林友幸殿其旨 大臣閣下ニ進言セラレ、必 同月十九日河瀬秀治殿 吉田市十郎 人民二垂 ノ書ヲ 政

シト九十万人民ノ繋望トヲ反顧シ、 至リナリ、僕等三名罪ノ償ヘキナシト雖モ、 期スルヲ乞ヒシニ、 如何トモスへカラサルニ至ル、僕等三名ノ罪タル軽浅ニアラサルナ 誓ヲ諭ユルヲ諾セシヨリ、 リ、而シテ僕等昨年内務省ノ示論ヲ管下諸同志ニ伝言シ、 新長官ノ熊谷県九十万ノ人民ヲ託スルノ器ニアラサルヤ信スヘキナ 拾スへカラス、僕ハ一個ノ平民ニシテ 彦殿モ亦上京シ、二月廿四日帰県、 ニ臨マス、 ク、長次官ノ間意見ノ合サルアリ、新年来楫取素彦殿病ヲ称シテ庁 以来県治事務ノ煥然タルアラント曩日帰省之ヲ二三ノ有志ニ問ニ曰 材タルハ聞 ミナラス、県治ノ如何ニ至ルヲ併テ測知スル能ハス、 允諾ヲ軽忽過信シ、 議決定其ノ 又人ノ栄誉ヲ毀ツモノニアラスト雖モ、其実蹟ニ就テ之ヲ視レハ、 庁官員頓ニ整粛ノ気象ヲ失シ、一大変革アラサレハ其頽勢ヲ挽回収 解体シ、又力ヲ県治ニ尽スモノナシ、百物漸次退歩ノ勢ヲ成シ、在 意ナキヲ示スモノヽ如シト、 ス、其両次官ノ上京ニ当テヤ家什ヲ搬運シ家眷ヲ携帯シ復タ帰県ノ 者アルヲ称シ上京、 忌諱ヲ顧リミス直 シテ僕ハ始メ其事ニ関渉スト雖モ、 /如キハ本県管下ノ本籍ニ在ルヲ以テ 初メ僕等長官数更ノ弊ヲ憂ヒ河瀬秀治殿ノ来莅ニ及ンテ在任ヲ 権参事津田要殿七等出仕田辺輝実殿互ニ上京シ、 知セスト雖モ 上旨ヲ奉承セシヲ追懐スレハ、僕等大丞林友幸殿 其趣旨ヲ拡充シ協議ヲ決シ、前権参事殿以下ノ 今日ニ至リテハ在任ヲ期スルヲ望ム能 廿五日権参事殿モ不得止ノ事故アルヲ称シ上京 今日熊谷県九十万人民ノ大不幸ヲ醸成シ 又其情状ヲ遣スナケレハ楫取素彦殿 而シテ管下ノ状体ヲ視ルニ有志輩既ニ 政府特別ノ撰挙ナラント確信シ、 先タツー日七等出仕殿親戚ニ病 其義務ヲ尽ス所アルヲ信ス、 今日福島県下ニ寄留シ公然諫争 政府ニ諛ルノ徒ニアラス、 政府ヨリ特殊 竹井澹如・石川弥一 実ニ長大息ノ ノ咨詢プ 即時二協 ハサル、 楫取素 アリ 郎 丽

九十万ノ人民ニ謝シ、併テ

川湖諸彦ノ指教ヲ乞フ、 懇願スヘキノ道ナシ、此ニ其事ノ顛末ヲ詳記シ、罪ヲ我熊谷県 頓首

福島県下第四区岩代国伊達郡半田銀砿寄留熊谷県下南第八 大区三小区武蔵国旙羅郡下奈良村

治八年三月廿五日

平民 吉田市十郎

稿なのである。その後、市十郎の手元で保存されたのであろう。なお、割注の「両 なように、吉田市十郎が明治八年三月二七日付で作成し、報知新聞に投稿した原 両君内務卿『上書ノ事ハ言ス〉忌諱ニ触候事故歟刊行セズ」という文言で明らか 竹井家文書から、明治八年五月二六日の吉田市十郎書状(史料19) 之儀ニ付投書」という文言には余り注意が払われてこなかったように思う。今回 社「七名社」の結成についての一考察」注三二)。しかし、表紙の「熊谷県県治 来文書も混じっており、これはその一つと考えられている(滝沢健次氏 用されてきた。原本は、中村孫兵衛の子孫宏平氏から埼玉県立文書館へ寄贈され や竹井澹如・石川弥一郎らによる熊谷県令河瀬秀治留任運動の基本史料として利 君内務卿泣上書」は、 在任以来長次官不和云々迄之顛末詳記、題名こて報知社『投書致置候得共 この表紙の意味が判明した。すなわち「本県々治之義は、三月廿七日、河瀬県合 (解説)この史料は、 (宏)家文書として整理されている。中村(宏)家文書には吉田市十郎家伝 史料10のことである すでに『埼玉自由民権運動史料』に収録され、 が確認され 吉田市十郎 「民権結 **〈尤御**

ら成り立っている。三通の文書は、①明治六年一〇月二一日付で「乞期在任表」 と題し、 め提出したものである。②明治六年一○月付で、熊谷県権参事の城多董以下二○ 及び吉田市十郎ら議者六名が連署して、河瀬秀治熊谷県令宛に六年間の在任を求 内容は、この運動の画期となる重要な文書三通の写しと吉田市十郎の意見書か 議者らの懇願趣旨を実現する旨を約束した誓文である。 南第一大区から第一一大区まで九四小区の副区長九四名と学区取締数名 ③翌明治七年七月

> ている。 田・田口は熊谷県を去り、管下の有志も解体しどうすることもできない、と述べ て新県令楫取素彦と権参事津田要及び七等出仕田口輝実との不和、 内務省に呼び出されたときの、林友幸大丞との応答から誓文の返却、 市十郎の投稿原稿となる。主として述べられているのは、 返却した旨を、内務大丞林友幸へ報告したものである。これ以下の長文は、吉田 一六日付で、吉田市十郎代竹井澹如と石川弥一郎が、 ②の誓文を県官田辺輝実へ 明治七年七月一〇日に その結果、津

しい検討がある。 官僚へ」(ともに『移行期の名望家と地域・国家』)にも、それぞれの視点から詳 運動」、松沢裕作氏「古沢花三郎と明治前期の地方政治」同氏「「奇特之者」から ついては、すでに前掲の滝沢健次氏の論文、長島二三子氏「熊谷地方の自由民権 といっているのは、 リ」とする文言も、そのような文脈で理解すべきなのである。また、ここで「閣下」 内務省の林友幸大丞への反論に「法律ト雖モ束縛シ得サル天賜ノ思想自由ノ権ア 会うため上京する、というような行動の中で記されたものである。吉田市十郎が 助社小室信夫と情報交換をし、民権結社の資料を取り寄せ、竹井と石川が小室に 示しているとみてよいであろう。ということは、史料15にみるように、 このようにみてくると、本史料は明治八年三月段階の吉田市十郎の現状認識を 内務卿大久保利通を指しているのであろう。なお、 阿波の自

其地同志出京要請、吉田県治上建議感心、大井憲太郎通志社書類同封) 設立意図、自助社法則同封、関八州会議同意、大坂愛国社合議書同封、 |八七五(明治八)年三月二五日||小室信夫書状写(御細書拝誦、自助社

15

(竹井家六一二五)

「当時ノ居所東京両国矢ノ倉町二番地編集業

小室信夫閣下ヨリ信書写 本月廿九日午後着

民之幸福此事二御座候、 関八州会議之御創意ハ到底御同意同論ナリ、我輩ハ既ニ頃日坂府ニ 県地江立越節、 御勉励是祈 可 兄ヨリ御申越、 国社之方法も同趣向同旨趣ナレハ、往々一混之者ニ致度存候間、 素ヨリ同志人ナレハ右合議書御示申候、就テハ関八州会議も全右愛 テ旧十五六藩之有志ヲ会同シ、大二前途之事ヲ合議致候、 自助社法則未決定之者ニハ無之候得共、 加シ、大ニ帝国人民タル之権利義務ヲ覚ユル之場合ニ相成居候、 同方法ニ候間、民権論ヲ講究仕候事ニテ、此砌ニテハ人々気力ヲ増 御開設も無之、 曩ニ民撰議院御開設之建議ヲ為スト雖モ、 又々無間坂府『罷越候態ニて、今日迄遷延仕候段御海容是祈、 一月一日帰京拝誦、 被下候、 迚も愛国心も出ス候間、 時下春色相增候処 将又昨年来度々県治上ニ就御建議之件々は感心、 陳昨冬ハ御細書被下候得共、 朋友故人ト相謀自助社ナル者ヲ開設候、 旁何分人々其権利義務之アルモノタルヲ知ラスシテ 其地之御同志之人両三名二ても早々出京候様御申 御申聞条々委細奉承知候、 何分ニも御尽力此国ヲ維持ス之策、 右之社ヲ開候モ全高知立志社ト同主意 筆研益御多祉奉大賀候、 御覧二入候間御一閲是祈 其砌ハ旧県へ立越、 政府之所見尚早トテ速ニ 早速御答可仕之処 則吾兄 乍此上 実二人 吾 通 11

書類も御回申上候也、先ハ右之段迄御報旁如此御座候、草々頓首合度存意ナリ、此人も学者丈ケニテ意見頗ル妙ナリ、参考之為メ其二会議ヲ始メタレトモ、其着目主意も同一ナレハ、是も愛国社江結人も、通志社ナル者ヲ起し会議ヲ始メタリ、此人素ハ不知人ニテ別大井憲太郎〈新聞紙上ニ屡馬城台二郎ノ名ニテ論説アリシ人ナリ〉ト申大井憲太郎〈新聞紙上ニ屡馬城台二郎ノ名ニテ論説アリシ人ナリ〉ト申

吉田市十郎様

月廿

<u>Ŧ</u>.

信夫

随時為国御自愛是祈、吾兄ニも暫時ニても御出京被成候様ニハ相至

申間敷哉

愛国社合議書

自助社法則

同演舌書

報知新聞

ナレハ、時々御□リ申候様仕候間御覧可被成候 LI型い曽而人民ノ気風ヲ興シ権利□伸張スルヲ目的トスル新盟のである。

通志社典則弁

同社規則

同社稟議

立志社主意書

右之書類御廻申上候

かけで明治八年二月二二日に大阪で開かれた、 いう結社をつくったとある。 進まないので、 室は明治七年一月の民撰議院設立建白書の起草に関わり署名もし、 室はかつて徳島藩の大参事をしていた。つぎの「坂府」は大阪のことである。小 が遅れた理由に「旧県」に行ったとあるが、これは名東県(後の徳島県) られたものであることは、 状が福島の吉田に二九日午後に到着している。すぐに謄写をして竹井・石川 絵1)料紙は半田銀山罫紙である。小室は東京に居り、三月二五日付で出した書 『日新真事誌』に掲載させた人物でもある。この書状によると、 一月二○日付の吉田書状(史料13)が言及している小室信夫書状である。 高知の立志社と同様に民権論を講究するため、名東県に自助社と 自助社からの参加者は三五名で、 史料16の吉田書状でわかる。 ここで大阪に行っていたというのは、 愛国社創立会に参加していたこと 会議参加者の過半を占めたとい 内容をみていこう。 さらにこれを 一向に へ送 $\widehat{\Box}$ 小

則を送られるような人間関係が、小室と吉田には形成されていたのであろう。 社長井上高格が名東県へ提出、さらに三月二八日に名東県が内務省へ提出し指示を求め、内務省が七月九日に第四·五·六条を削除して許可する旨上陳していることが判明している。自助社は、前年八月に結成し実質的な活動をしてきたが、改めて社則を定めたものと推定されている。小室が吉田に送ってきたのは、まさにめて社則を定めたものと推定されている。小室が吉田に送ってきたのは、まさにとが判断を定めたものと推定されている。小室が吉田に送ってきたのは、まさにとが判断を定めたものと推定されている。小室が吉田に送ってきたのは、まさにとが判断を定めたものと推定されている。小室と吉田には形成されていたのであろう。

これらについては、史料17で説明する。 これらについては、史料17で説明する。 これらについては、史料17で説明する。 これらについては、史料17で説明する。 これらについては、史料17で説明する。 これらについては、史料17で説明する。

治元) は 知事を拝命した。 尊氏三代木像梟首事件に連座、 は生糸問屋、回漕業を営んでいた。尊王攘夷運動に参加し、文久三年二月の足利 ろうか。小室信夫は天保一○年に丹後国与謝郡岩滝村 では、 当時この岩鼻県の管下にあった。 年 へ派遣され岩鼻県時代は終わる。一方、 このように吉田市十郎と小室信夫とが繋がる契機はどこにあったのであ 二月 維新変革で釈放され、 小室は農民的な視点から県政を執行したが、三年二月一二日 その後自首して徳島藩預けとなった。 吉田家は当地方きっての豪農で、 同年一二月七日に新政府から上野国岩鼻県 吉田市十郎の住む幡羅郡下奈良村 (京都府) に生まれた。 慶応四 近世後期 明 家

> ある。 触をした可能性は大きい 田吉十郎の助成金存続出願の頃 で新政府に出仕していた吉田二郎を介して五代友厚に取りなしを依頼したことも ている。岩鼻県の対応は芳しくなく、吉田は明治二年六月二六日、 出願している。その際、 が問題になり、慶応四年八月から明治三年一月にかけ、 合などを助成したことで知られる。ところが維新の変革によりこの助成金の存続 から幕府や忍藩に多額な献金を行い、 五代は薩英戦争後の一時、 管轄の岩鼻県を介さなければならず、 小室信夫は岩鼻県知事であるので、 吉田家に匿われていた縁がある。このように吉 その利金で利根川普請組合や熊谷宿助郷組 数度にわたって新政府に たびたび折衝をし 市十郎の本家 何らかの接

建白書、 室も民権運動から離れ、 事件で壊滅的な打撃を受け、 者の交流が始まったのではなかろうか。しかし、この直後に自助社は たこと、愛国社を結成し民権家の結集を図っていたこと、こうしたことにより両 の熊谷県県治について運動をしていること、小室の自助社も名東県と対立してい 合った小室信夫と吉田市十郎が、かつての岩鼻県のこと、さらに吉田がその後身 触も考えられる。これらのことから、一つの想定として、鉱山関係の仕事で知り ○○一八九七一○○)。こうしたことから、 島県下鉄山請負人津田達蔵と組合稼をしている史料がある(国立公文書館・公 たま眼についたものであるが、ちょうど一年後の明治九年三月九日、 が、 動の直後で、吉田の言論活動がもっとも盛んな時期である。小室は民撰議院設立 厚のもとで福島県半田銀鉱山の管理に当たっていることである。河瀬県令留任運 もう一つの契機として考えられるのは、 この書状の頃を境に、経済界での活動に重点を置くようになってくる。 自助社結成、そして愛国社の創立など民権運動家として行動していた 以後の交流は確認できない。 愛国社も板垣退助の政府復帰で尻つぼみとなり、 吉田市十郎が明治七年七月から五代友 半田銀鉱山にいた吉田市十郎との 小室が広 「通論書 小

楫取素彦新県令と津田要次官らとの不和・転勤をめぐり、楫取素彦県令と対明治八年三月という時期は、吉田らにとって、前年の河瀬熊谷県令留任運動か

5

期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六年)などを参照した。 手塚豊氏 館貞吉氏 履歴』下巻 自由民権運動の性格」(『立命館文学』一〇八号、一九五四年)、修史局編『百官 室信夫」(『黒船前後』筑摩叢書、一九六六年)、盬尻正氏「小室信夫に見られる 中島明氏 年)、三好昭一郎氏『徳島自由民権運動史論』(教育出版センター、一九八一年)、 川などが、全国の民権運動と繋がっていたことを示すまことに重要な史料である。 は の制定という重要な時期に当たる。一方、 峙した時期である。また、 一九九三年)、小室万吉氏『小室家系図・山家屋志』(一九三五年)、服部之総氏「小 、「「奇特之者」から官僚へ―吉田市十郎の軌跡―」(渡辺尚志氏編著 初期民権運動の画期をなす会議である。この書状は、 小室信夫については『阿波の自由民権運動』(徳島県立文書館、二〇〇一 『吉田家五世の事蹟一斑』(大日本偉人顕彰会、一九三四年)、松沢裕作 「明治八年・阿波「自助社」社則」(『法學研究』五六一八、一九八三年) 「岩鼻県知事小室信夫の政治」(『幕藩制解体期の民衆運動』校倉書房 (日本史籍協会叢書、 石川にとっては、二月に七名社結成、四月にその社則 一九二八年)など。吉田市十郎については、 小室が述べている大阪での愛国社会議 熊谷の吉田・竹井・石 『近代移行 浜

合議書小室氏へ返却、管下及び埼玉県下の人物同行如何)え別紙回答、出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同道如何、愛国社一八七五(明治八)年三月二九日(吉田市十郎書状(小室氏より書類添

16

(竹井家六一二四)

御報知置奉願上候也

石川弥一郎様 侍史御中 」「 即 (吉田)「竹井澹如様 吉田市十郎

処、今午後相達別紙之通リ申越、且書類数通被差越申候ニ付テハ、 拝啓、愈御多祥奉祝候、然は兼テ申上置候通リ小室氏ュ概趣申遣候

> 事ニて、且追々小器械据付之積リニて、 出京且拝顔も仕御論拝聴可仕候、 月計リ之内ハ出祓候義ニ付、 私義も是非出京仕度候得共、当時ハ追々人員相増殆五百人余使役候 為成候ハヽ、 奉願上候、 何共恐入候得共御両君御出京、 且是迄六左衛門江は右等之義申遣不申候得共、 御逢之上同論ニも候ハヽ、 此段不悪御承引被成下度、 小室氏汽御面会之上御協議被成下度 御出京之義ハ呉々も御聞済奉願 作事等も相始居、 御同道被成下候ハヽ如何、 其内必差操 何分二ケ 御出京被

願上候而日中不残御廻申上候、右之書類ハ御出京之節小室氏汽御返却奉、書類之義は写中二付先ツ愛国社合議書丈ケ不取敢差上申候、一

右奉願上度、余は後便万可奉申上候、頓首々・

三月廿九日夜

吉田市十

郎

竹井 澹如様

石川弥一郎様

一、此書状相届候ハヽ何日頃御出京ト申義、直ニ信書ヲ以小室氏ュ候得共、右願御聞届被成下候社、真ノ 御懇交ト奉存候一ハ差加御聞届被成下度、御帰宅後御示奉願上候、失敬至極ニハ尚以末節ニテ□上候も却テ失敬ニハ候得共、御出京御入費之義三分

趣旨は、竹井と石川が小室氏に会うため出京することを要請している。その際、(解説)三月二九日に届いた小室信夫書状を送付したときの吉田の書状である。

三行目

のうち、 半田銀鉱山にいて、仕事で出京できない、と述べている。小室から送られた資料 市十郎の本家、 「被成下候社」の「社」は「こそ」と読むのであろう。 愛国社合議書だけを同封し、残りは一両日に送るとある。 四方寺村の六左衛門も誘うよう依頼している。吉田は、 なお、 福島県の 後から

17 [一八七五(明治八)年三月] 小室信夫資料転送の封筒表書

(竹井家六一一八に同封)

8は、 六一五号附録、⑦は印刷物、 の手元に置かれたままか。⑤は罫紙の写本、年号無し。 紀元二五三四 小室の書状にのみ見え、 (明治七)年一二月一六日、井上高格は自助社社長、 ⑥は印刷物、

自助社書類 会議場演説 同 同 法則

通志社稟議

通志社典則弁

小室より被差廻候分

絵2)。そのほとんどは現存しているが、左のようにまとめてみた。上段が小室 家文書で確認された史料のタイトルである。 の三月二五日書状でのタイトル、中段がこの封筒の表書、 小室から送られた書類を、 吉田が謄写して竹井に回送した封筒である(口 下段が現在までに竹井

18

一八七五(明治八)年四~五月

吉田市十郎より赤松力松宛書留信書

(竹井家六二九)

不達||件留

- 愛国社合議書 → (送付済み) → (未確認)
- 2 自助社法則 →同法則 →自助社法則 竹井家六一二六
- 3 同演舌書 →会議場演説か

井上高格 会議開場ニ付演説 竹井家六一二九

- 4 報知新聞 \downarrow (未確認) → (未確認
- (5) 通志社典則弁 →通志社典則弁 →通志社典則弁草案 竹井家六一三〇

- 同社規則 →同 (通志社) 規則 →通志社規則 竹井家六一二七
- 同社稟議 →通志社稟議 →通志社稟議稟告 竹井家六一二八
- 立志社主意書 → (未確認) \downarrow (未確認

→自助社書類→ (未確認)

9 (8) (7) 6

より、 認できていない。小室信夫が、こうした最新の情報を一括して送ってきたことに ②は罫紙の写本、明治七年八月、詳細は史料15小室書状の解説を参照。 二月二二日付の全文が収録され、植木枝盛「立志社始末紀要」で校訂している。 垣退助監修、 示があり、写も返却されたのか。今のところ竹井家文書に確認されていない。板 ①は吉田書状(史料15)に添えられ竹井に届いたはずであるが、小室へ戻す指 吉田市十郎や関東の民権運動に対する期待の大きさがうかがわれる。 遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』(上)(岩波文庫)に明治八年 報知新聞五九四号附録、中身は明治八年二月三日 ⑨はこの封筒表書にのみ見え、いずれも現物を確 報知新聞第 ③は印刷 ④は吉田

①明治八年四月二七日 駅逓頭宛吉田市十郎上書

鹿児島県士族五代友厚開拓福島県下岩代国伊達郡半田銀鉱長吉田 市

十郎謹而上書

僻邑ニ至ルマテ線路ノ不通ナク、書柬ノ不達ナク、慶弔喜戚ヲ相通 シ緊要事務ヲ相弁シ、 駅逓頭前島密君閣下、 実ニ大政府ノ恩典ニ出ルト雖モ、 全国ノ広キモ隣伍ニ異ナラサルノ思ヲナサシ 曩二 大政府郵便規則 僕窃ニ閣下施設得宜ノ所致ナ ノ発行アルヤ、

折駅郵便局、 多々ナリト雖モ、 トシテ報知ナシ、是レ僕ノ堂々タル我大日本帝国郵便規則 テ御本寮エ、 出信書ヲ以同人ヨリ不達ノ報知アリシニ付、 発スルノ、至急緊要ノ事件申遣シタル書留信書タルヤ、 賛ナリ、 我皇国近来国歩頓ニ進ミ其施設ノ善美ナル、欧米各邦ニ恥サルコト ヲ発シ実験シ篤ク信スル所ニシテ、其法タルヤ善、且ツ美、 歎ナカラシム、 上失誤アルモ其調査ヲ遂ケ、 ルヲ信スルナリ、 欧米各邦ノ遠ト雖モ信書 ハサルヲ惜ミ、 内国郵 原因ヲ、 是レ僕ノ諛辞ニアラス、其施設ノ善且美、 閣下夫レ其ノ懇願ヲ聴シ速ニ調査ノ命ヲ下シ、 而シテ独リ怪シム、 僕不幸未タ閣下ノ徳容ヲ拝セスト雖モ、 其規則ノ 右信書不達 本年第十一号ヲ以テ、 |便ノ如キモ緊要ノ信書ハ、書留ノ一則ヲ設ケ、 詳細教示アランコトヲ不堪款悃待命之至、 是レ御規則発行以来両三年間、 而シテ本年御発行ノ規則タルヤ一層緻密整斉ヲ極 僕ノ愚見窃ニ謂ラク、其最タルモノハ郵便ノ一事 且歎セサルヲ得ス、敢テ疎放ノ責ヲ顧ミス書ヲ 実践ヲ懇願シ、 ノ調査ヲ願シニ、 本年第一月十四日午前岩代国伊達郡桑 本人ヲシテ信書達否ヲ知リ能 ノ達セサルナク、 大坂靱北通リ一丁目赤松力松エ 其信書ノ調 是又三十三日ノ今日迄杳 同月二十六日書! 隔海思人ノ歎ナカラ 僕ノ数十百通ノ信書 整且厳、 日常喋々賞賛シテ 査ヲ切 而シテ其信書 客月十八日 稿スル所以 、整旦ツ厳 不得不賞 頓首々々 ハサル | 面ヲ以 万一途

逓 頭前島 年 -四月廿七日 密殿

> 吉田 市

②明治八年五月 駅逓頭宛吉田市十郎再

逓 国伊 頭前島密君 達郡半田銀鉱長吉田市 閣 下曩二書留信書不達、 十郎頓首再拝 調査ヲ御本寮ニ懇願セシニ、 再上

> 懼ル、僕ノ冒突閣下ノ怒ヲ来シ、 |教旬ノ後査トシテ報知ナキニヨリ、 ||激力|| 而取 帝国郵便規則ヲ度外ニ付シ、 詳細教諭シ、 ヲ得ヘケンヤ、 惜スヘキハ国家ノ憲典ナリ、 規則実践ノ乞ヲ聴サヾルノコトアラバ、是レ堂々タル大日本帝 必セリ、若シ果シテ威権ヲ弄シ、 ラレシニ非ル無キヲ得ンヤト、 スルニ、 ヲ允サスンハ、 レ速ニ調査ノ命ヲ下シ、 家憲典ノ信ヲ中外人民ニ失ハンコトヲ痛惜スルナリ、 責ニ任セサルヲ得サルニアラスヤ、 ルニ過ス、閣下亦タ虚誉ヲ僥倖シタル一俗吏ニ過サル而已、 治八年郵便規則ハ、 テ、一身ノ私憤ヲ逞シ威権ヲ弄シ公事ヲ不理ニ付スルノ事アラサル 下ニ上リ、 ニアラストスルカ、寮中ノ事務一物モ其所ヲ得サルアレハ、 進止 十四日ノ今日悃願書ノ達否ヲ併テ知リ得ル能ハス、 信書不達ノ原因ヲ調査シ、 僕ノ惑ヲ解クコトアランコトヲ、 僕亦タ何ヲカ言ン、 夫レ駅逓頭ハ些々タル信書ノ不達ハ職掌ノ関スル所 文明ヲ外貌シテ中外人ヲ驚嚇セシムル 郵便規則ノ実践ヲ允シ、 国家ノ官名ナリ、豈私ニ軽蔑汚瀆スル 信書不達ノ調査ヲ不理ニ措キ、 而又思ニ閣下ノ賢明人々ノ所知ニシ 信書調査ノ懇願ヲ不理ニ付シ、其 其懇願ヲ抛擲シ、之ヲ不理ニ付 尊厳ヲ冒犯シ客月廿七日 只之ヲ長大息ニ付スル而 僕ノ喋々閣下ヲ煩擾スルハ、 詳細教 示アランコトヲ 雖然閣下威権ヲ弄シ 信書不達 伏願 一鬼面 ノ原因ヲ 嗚嗟痛 其悃 僕退 閣 書ヲ閣 玉 謹 丽 願

治 八年五 戸十

逓

頭

前島密殿

吉 田 市 郎

③明治八年五月 7一五日 吉田市十郎 宛駅逓寮回答

之趣了承、 其許ヨリ大坂 右 は同 靱北通リ 地 ェ 再三 赤松力松宛書留信書、 一往復ヲ重取調候処、 未達ノ義 配達人之内不都合之 二付 再度 中越

八年五月十五日

田市十

郎殿

駅逓寮

④(明治八年五月日未詳) 赤松力松宛吉田市十郎書状略

赤松力松大坂弘成館文通節略

前書ハ一片之遁辞ニシテ政府取調ノ都合アレハ、豈人民ノ問合ヲ数 旬不理不答ニシテ可ナランヤ、 理論ニ拘泥スルハ事務ノ障碍ニ付、 是レ僕ノ決シテ寛恕セサル処ナレト 一歩ヲ退キ含忍ニ付置候也

⑤明治八年五月二二日 吉田市十郎宛真中駅逓権助回答

之顛末通知可致儀卜了承可有之、 之義ニ付、再応申立之趣ハ、既ニ本月十五日及回答候通、 其許ヨリ大坂靱北通リ壱丁目赤松力松『発スル、 配達人之不都合二出、 即今裁判処ニ於テ糺弾中ニ付、 此段相達候也 書留郵便信書不達 処断之上委細 大坂於テ

八年五月廿二日

前島駅逓頭代理

真中駅逓権助

〇実印

田 市 郎殿

19

⑥明治八年五月二五日 駅逓権助真中忠直宛吉田市十郎返答書

付ヲ以、 右調查奉願置候処、 調査懇願候得共、 大坂靱北通壱丁目赤松力松行書留信書不達之義ニ付、 右信書不達之義ハ大坂配達人之不都合ニ出候義ニ付、 御報知無之ニ付、 去十五日附御本寮ヨリ五 駅逓頭殿エ親析之書面ヲ以再度 ノ第二百五十五号御書 其原因 目今

> 御書付ヲ以、 裁判所ニ於テ御糺弾中之趣ヲ以、 有之旨御達有之、 同様之趣旨御 猶又 ·達之趣奉敬承候、 閣下ヨリ同廿二日附五ノ第弐百八十八号 追テ蹤跡相分次第顛末御報知可被 犯人御処断之上顛末之

御報知、 謹而可奉竢候也

明治八年

五月廿五日

鹿児島県士族五代友厚開 岩代国伊達郡半田銀鉱長

吉田市十

駅逓頭前島密殿御代理 駅逓権 助真 中

いる。 創設に尽くした。 真中家の養子となり、 駅逓権助として対応した真中忠直は、惣新田 件であろう。 問題をめぐり、 (解説) 書留の郵送先は五代友厚が経営する大阪弘成館の赤松力松で、 吉田 吉田市十郎の几帳面な厳しい性格がうかがわれる一件である。 [が史料19で同封と言及した書類である。 駅逓頭宛に詰問書を出し、 竹井澹如の妻の兄弟である(史料53の解説参照)。 蘭学・漢学を修め、 明治 それに関する往復文書六通を書留めて (幸手市) 生まれで、川口村 三年に民部省に出仕、 書留の信書が届かなかっ 仕事上の用 郵 (加須市 便事業の

末記投稿、前次官津田氏鹿児島出張、駅逓頭往復書同封) 会、来月地方官会議で有志輩勧誘、河瀬県令在任以来長次官不和 一八七五(明治八)年五月二六日 吉田市十郎書状(小室氏病臥で不面

(竹井家六一二〇)

本月十八日御発御懇書、 同念二日相達難有拝読 両閣下弥御清

適奉抃賀候 ○本月一日御出京被成下候趣、 於私も難有奉存候、 折 悪敷小室氏臥

御出京、 輯致、 趣大歎息之至奉存候、 早々出京仕候様可仕候、 病ニて御会面不相成趣、 廿七八日頃出帆之由ニ御座候 上書ノ事ハ言ス〉忌諱ニ触候事故歟刊行セズ、○新次官至愚鄙劣之 迄之顛末詳記、 ○本県々治之義は、 可奉申上候、 分急度奉申上兼候間、 ハヽ、其頃上京可仕旨、 好機会ト奉存候、 引続坑内鉄道敷設、 各県下有志輩御勧誘被成下候趣、 ○愛国社其他御本県々治之模様委曲御教示奉敬承候、 題名二て報知社

江投書致置候得共

〈尤御両君内務卿

江 三月廿七日、 ○前次官津田氏ハ本月十日鹿児島県出張被命、 其頃寸閑ヲ得テ上京出来候節ハ、至急御報知 何分為国御尽力奉願上候、私義も操合相成候 御教示之趣奉敬承候、精々操合寸閑ヲ得ハ、 乍併来月十日頃友厚入山致、 残念之至奉存候、 アマルガム器械建築等着手之積ニ付、 同県々治之模様視察改革御用之様子 河瀬県令在任以来長次官不和云々 来月地方官会議之節又々 何共御苦労ニハ奉存候得 本鉱諸規則 何 編

別紙駅逓 八年五月廿六日 頭 往復書御笑覧 一供候、 吉田市十郎 右御受迄、 匆々頓首々々

澹如様

石川 弥一 郎様

井らから熊谷県治のことなどの報告もあったが、 いることである。 県令留任運動の顛末を 政体樹立」 で何らかの情報は得たのであろう。 小室が病気で会えなかったようであるが、 小室信夫に会いに上京した竹井・石川の報告を受けた、 の詔勅で打ち出されたもので、 これにより、 『郵便報知新聞』 史料14の 地方官会議は、 「熊谷県県治之儀ニ付投書」がその原稿 に投稿したが掲載されなかったとして 第一回が六月二〇日から開かれた。 後半では愛国社への言及もあるの 注目されるのは 去る四月一 四日の 吉田の回答であ 田が河瀬 漸次立憲 竹

> 権参事、 分課 ○○一六五一○○)。末尾で言及している駅逓頭往復書は、史料18として収録した。 書状にあるように鹿児島出張を命じられた。 あろうか。 であることがわかった。 覧表」 廃県により 前熊谷県権参事の津田要は、 (『群馬県歴史』第一巻、 、岡山県大書記官と順調に栄進している 熊谷県の新次官とは、 折込み) 三月 その後は、一〇月に山陽の小田県 一四日付で内務七等出仕となり、 明治八年九月二〇日 にみえる、 七等出仕の根本公直で (国立公文書館、 「熊谷県職員 本 叙

|八七五(明治八)年六月| 日 石坂金|郎原稿 閏刑律論

青木家一五八七

20

故何ゾヤ 付ス、 二風、 知ラザルユヘニ、 我輩平民ト同等ナル罪科ヲ犯ストモ、 時ノ法律上ニ於テ、華士族ノ為ニ設ケタル一種特別ノ典例ニシテ、 タル、我輩黄口モ容嘴シテ講究セサルヘカラサル所以ナリ、 下民ハ余リ頓着モアルマイト、是レ蓋シ我邦数年前民際ノ実況 亜国ハ別シテ税ハ軽シト云コト、 来マシタ、シカシ各藩々エ納メ来シ重税ヲ納ル積リニナツテ居レ 政務ハ政府デ請負テ、 レ其慣習然トナス、政府モ之ヲ是トナシ、閏刑ヲ設ケ下民ヲ度外ニ 我邦従来ノ慣習、 テ除カスンバ何ヲ以テカ其愛国心ヲ興スヲ望マン、是レ其燃眉ノ急 民ヲシテ愛国心ヲ興サシムル、 -士族諸君ハ廉恥ヲ知ルユヘニ刑罰ヲ軽クシ、 而シテ今ヤ上下共同維持ノ論、 何カ政府デハ御心配筋ノ御容子、各藩々衆モ請負仕事カ嵩テ 我輩以テ疑団シ、 是ヲ以テ往時彼理ノ来航云々、 刑罰ヲ重クスト、 下民ハ田地ヲ耕耘ナシ、 未ダ了解セザル所ナリ、 閏刑蓋シ人民眼上ノ癭ナリ、 孰レエ税ヲ納ルコトニナツテモ、 嗚呼何ゾ其事理 同等ナル罰ヲ与ヘズ、 御下問条項民会ノ目アリ、人 租税一途ニ従事スル 我輩平民 人民ハ聴テ馬ノ耳 ノ逕庭ナルヤ 或ハ云フ、彼 閏刑現 、廉恥ヲ 是

セル、 受クベキナリ、是ヲ以テ、之ヲ観レバ、彼ノ華士族諸君ハ、 ナキヲ祈ル、 ヲ除カザル、 国勢諺ニ所謂盗ヲシテ索ヲナワシムルノ勢アリ、 百般西洋ニ模倣シ、学校以テ民智ヲ進動セシメントスル、岌々タル 欧洲ト対等雄峙ヲ望ム、是レ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルノ説ナリ、今其 此逕庭ナル律ヲ以テ人民ノ愛国心ヲ興シ、皇国ヲ共同維持、 以テ国家ノ紀綱ヲ恢張セズンバ、果シテ孰レノ日ヲカ待ントスル、 ノ今日実ニー大欠典ト謂ハザルヲ得ズ、今ニシテ是等ノ弊害ヲ除キ ヲ脱セザルノミナラズ、其弊害タル豈ニ浅少ニシテ止マンヤ、 二今其重クスベキヲ軽クシ、軽クスベキヲ重クス、啻二野蛮ノ風習 レバナリ、 族諸君ノ罰ヲ受クベキ罪アリト雖トモ、其罰ヲ受ケズシテ可ナラン 民ノ罰ヲ受ケザル軽罪ト雖トモ其罰ヲ受ケ、我輩平民ハ、 シ、故二上過チアル時ハ下罰ヲ受ケザル、 又上ハ僅ニ奸佞ヲ施スモ其弊広大ニ及ビ、下ハ重悪ヲ行フモ其害狭 何トナレバ、上ハ知テ施スノ悪、下ハ知ラザルノ誤リ多ケレバナリ、 リ、我モ人ナリ、 何ゾ彼ノ華士族諸君ノ幸ニシテ、 治八年六月二日 ・刑ハ上ニ重ク、 如何トナレバ彼ハ知テ施スノ悪、 何ゾ如此、 其如此ニシテ而シテ後刑罰其当ヲ得ルト云フベシ、 熊谷県下南八大区三小区内ニ住スル黄口豎子石阪金 蓋シ既ニ晩シ矣、 賞ハ下ニ重クシテ、理当ヲ得タリトナスベシ、 其甚乎哉、 均ク是レ日域ノ民ニ非ズヤ、而シテ幸不幸ノ懸隔 況ンヤ四民同権ノ今日ニ於テヲヤ、 是ヲ以テ敢議ス、貴社其余白ヲ吝ム 我輩平民ノ不幸ナルヤ、 我ハ知ラズシテ行フノ誤リナ 軽罰ト雖トモ必ズ其罰ヲ 而シテ未ダ其閏刑 彼ノ華十 彼モ人ナ 開明 郎 夫 如

えて科する刑罰 「刑というのは、 ここでは華士族の特権を指している。 官人・武士・僧侶または婦女・身障者などに正刑に代 石坂は、 「四民同権」

> 現在、 ながっている。 ようにしなければならないと主張する。 『東京曙新聞』 そうした特権を廃止し、 この論説は、 に、 植竹緑のペンネームで掲載される(史料80 この時点では日の目を見ず、 人民の愛国心を興し、 民権の重視がそのまま国権の主張へとつ ひいては欧州と対峙できる 明治 一一年七月三一 Н

[一八七五(明治八)年ヵ] 石坂金一郎原稿 区戸長

21

0)

サベラシムルニ在ルナリ、 ヲ得テ上旨ヲ下達シ下情ヲシテ上暢ナラシメ、以テ上下ノ否塞ヲ致 諭 慣習二坐スト雖トモ、 ラザル此ノ如クンバ、 ヤ管見ノ能ク窺測スベキニ非ズト雖トモ、 実二千載未曾有ノ盛時ニシテ善政美事枚挙ニ遑アラズ、 以テ、王ニ幸セラルハ駿馬ヲ得タリ、造父之ガ先後ヲ為スガ如シ、 駟馬ノ軽車ニ駕シ、 シ、冗ヲ去リ簡ニ就キ開明ノ新域ニ進歩スルヤ、 セシムル所以ノモノ、果シテ何ノ具ゾヤ、 以ハ万民ノ政府ヲ信スルニ在リ、 夫レ国力ノ強大ヲ致ス所以ハ民心ノ一和ニ在リ、 在ヲ知ラザル者、 八禩ノ久シキニ至ルト雖トモ、 躍ニ堪へザルナリ、然リ而シテ天下ノ広キ人民ノ多キ、 ルニ過ギズト謂ハザルヲ得ズ、 ノ、民間ノ景況ヲ以テ之ヲ推察スルニ、 、遍ネカラザルニ依ルナリ、 蓋シ亦天下十ノ八九二居ラン、王化ノ未ダ洽ネカ 熟路二就テ而シテ王良周穆王ノ時御ヲ善スルヲ 畢竟区戸長其人ヲ得ザルニ、 実二政ハ 今ヤ維新鼎革大二旧習古態ノ弊風ヲ一洗 維新 尚四民封建ノ余習ニ拘泥シ朝旨ノ所 抑モ区戸長ノ職務タルヤ、 是レ其故何ゾヤ、 然リ而シテ其万民ヲシテ政 ノ政ト雖トモ、 維新以降年ヲ経ルコト茲ニ 是レ他ナシ、区戸長其 先ヅ吾輩実際履行スル所 駸々乎トシテ恰 蓋シ人民抵由来ノ 民心ノ一和スル所 根生シテ教督説 民 (青木家二一八二) ハ昔日 其景況タル 吾輩実ニ雀 其区村駅

ヤ我邦上下戮力、 スルノ時ニ於テヲヤ、 爪要牙ヲ磨キ剛柔ノ勢ヲ狼顧シテ、 至ラン、 殆ンド縁木求魚ノ愚ヲ免レズ、竟ニ上下否塞シ秦越ノ肥瘠 区戸長ヲシテ此人民ヲ教督説諭シ、 ホ画餅ノ食フ可ラズ、木吏ノ言フ能ハザルガ如キモノアリ、 布告読メズ、会計成ラズ空ク其名ヲ帯ビテ曽テ其器ニ非ラズ、亦猶 啻二人民ヲ教督説諭スル能ハザルノミナラズ、其甚シキニ至ツテハ 蛮風ヲ存シ却テ自ラ人民ノ嚆矢トナリ、 方今ノ区戸長タル者ヲ視ルニ多クハ 以テ其責任ヲ重大ニシ、 ヲシテ専ラ民事ニ鞅掌セシメ、其給ヲ民費ニ取リ其級ヲ官等ニ準ジ、 標準トナリ、 上下ニ対シテ其責ヲ免レズ、 ニ在テ普ク其区内百般ノ事務ヲ担 米各国ト 、秋ナラズヤ、 カラザルナリ、 センヤ、 嗚呼政府ノ意ヲ実際ニ注グ、 更二喋々ヲ俟タザルナリ、 嗚呼王化ノ民ニ洽ネカラザル、 平素人民ヲ教督説諭スルノ権ヲ有ス、其任ノ重キ其 ノ日ヲ待ツテ期ス可キゾ、実ニ長大息ニ堪ヘザル 厚キ朝旨ヲ体認シ百般ノ制度身親ヲ遵守シ、以テ人民 対峙屹立セント欲セバ、 今果シテ我邦人民□ 毎事布告ノ条件等速ニ民心ニ浹治融徹セシムルコトヲ 況ンヤ五洲ノ雄国動モスレバ強弱 而シテ内未ダ万民ノ悉ク政府ヲ信ゼザル、 以テ国家ノ衰弱ヲ、 何 トナレバ夫レ苟モ官ハ民 豈二寒心セザル可ケンヤ、 人民ヲシテ愛敬倚頼スベキヲ知ラシメント 故ニ其区内土地人民ニ関スル細 習□ヲ進動シ、 故ニ政府夙ニ是ニ見アリ、 |任シ、若シ事務ノ挙ラザルアレ 以テ開明輔導セシメント欲スル、 噬喫ノ 先ヅ区戸長其 至レリ尽セリト云ベシ、 旧来ノ弊□ヲ脱セズ、 ^(虫損) 挽回セズンバアルベカラザル 政令何ニ由テ行ハレ、 昔日封建ノ陋法ヲ欽慕シ、 、口ヲ張リ各相食 ノ標準ナリ、 上下戮 外此ノ如キ懼ルベ 人ヲ得スンバアル ノ機ヲ虎視シ、 うり以 ルナリ、 其レ之ヲ ノ如キニ 圧制 区戸長 デ彼 大事 治国 今

テ、

布キ、 神州ヲシテ海外ニ光耀セシメ、 ヲ維持シ、下ハ万民ノ幸福ヲ保全シ、 和セン、民心一和スレバ富強亦何ゾ言フニ足ラン、於是乎所謂不抜 民之ヲ守リ、百事能ク行ハレン、百事能ク行ハルレバ民心亦茲ニ一 猶ホ精神ノ支体ニ於ケルガ如ク政府令セバ民之ヲ守リ、 リ、靡然トシテ奉戴趨向スル所ヲ知ラバ、 ク、峻阪ヲ下テ坦路ニ歩スルガ如ク、 愚極闇ノ民ト雖トモ、 二異ナル所以ヲ知ラシメ、且加フルニ政府ハ天□人民ノ父兄、 クナラズン□、 タル者其挙動此ノ如シ、其言行此ノ如シ、是レ必ズ我儕モ亦此 ヒ之ヲ事ニ施シ、其区内人民ヲシテ皆其挙動言行ヲ信シテ、 其干渉スル所頗ル大ナリ、故ニ今此人民ノ陋ヲ解キ、 行ノ細目ナルモ、一トシテ人民ノ標準トナラザルハナキニ於テヲヤ、 行ノ細目ニ至ルマデ豈ニ□歩ニ干渉セザランヤ、 敢テ大方ノ高聴ヲ煩サント欲ス、 ル所アラズト雖トモ聊カ愚見ヲ草シ、軽躁無識 行ノ間常ニ冥勧黙誘ノ意ヲ存シ、人民ヲシテ政府 人民ハ政府ノ子弟タル所以ヲ、懇々教督説諭セシメバ、 ノ大基礎始メテ確立スト云ベシ、 而シテ天下ノ人民政府ヲ尊信シ、 新二就カシメント欲セバ、 ノ気脈ノ繋ガル所、 熊谷県下南八大区三小 吾輩未ダ乳臭ヲ脱セザルノ黄口児 アルベカラザルナリト思ハシムルニ在リ、 飜然悔悟スルコト雲霧ヲ披テ白日ヲ睹ルカ如 民ノ親シク接スル所ニシテ、 以テ 其此ノ如クニシテ而後、 区戸長タル者率先シテ之ヲ身ニ行 貴社其余白ヲ吝ムナクン 区 永ク万国ト対峙屹立 必ズ能ク感発奮励スル所アツ 石阪金 弱然トシテ朝旨 天皇陛下、 則チ政府ノ人民ヲ御スル、 ノ謗リヲ 郎 ノ福祉ヲ昌 ニシテ、 況ンヤ区戸 ノ趨ク所大ニ昔日 旧ヲ去リ化ヲ ラ在ル所ヲ知 政府制セバ 如何ナル至 邈然知見ス 其挙動 盛ナラシ 区戸長 長 ブ如 ブ如

ない。 している。 ある。封建の世には対峙するが、国家主義的な新政府の方針にはぴったりと一致 民が政府を信じること、そして区戸長は人民の教諭を職務とする、という主張で 木家に送られたものと推定される。 目的とするところは国家の強大化、そのためには民心の一和が必要、それには万 八年と推定できる。「禩」は「シ」で「年」の意味である。論旨は冒頭に明確で. (解説)年号は無いが、 史料81により、 なお、末尾の文言からすると投稿原稿であるが、掲載は確認できてい この原稿は閏刑律論とともに、 一二行目に 「維新以降 (中略) 八禩」とあるので、 明治一一年頃に石坂から青 明治

22 一八七五(明治八)年一〇月一七日 清浦奎吾書状(校長岡正靖派遣の添状)

「第十五区区務所

埼玉県

「第千四百七十三号」

(長谷川家九四四

付其辺御諒察、畢竟為校事精励致候様御引廻シ有之度、右添書旁、学術モ亦強而浅狭ナラス、尤神奈川県辞職、爾来零丁辛酸之情状ニ今般高知県士族岡正靖同校権中掌教トシテ差遣及候、同人儀は嘗而今般高知県士族岡正靖同校権中掌教トシテ差遣及候、同人儀は嘗而公学本校々長欠員ニ付、学術優等之教師派遣之儀兼テ御頼嘱ニ付、公学本校の長欠員ニ付、学術優等之教師派遣之儀兼テ御頼嘱ニ付、公学本校の長欠員ニ付、学術優等之教師派遣之儀兼テ御頼嘱ニ付、公学本校の長欠員ニ付、学術優等の教師派遣之儀兼テ御頼嘱ニ付、公学本校の長欠員に付、学術優等と教師派遣之儀をはいるといる。

明治八年十月十七日 清浦奎吾[印]

草々不官

長谷川敬助殿

内容は、県庁の学務課職員が第一五区学区取締取へ出した事務的な書類である。(解説)現在この書状の入っている封筒は、月日などからみて別物と考えられる。

九月には司法省へ出仕、のち総理大臣となる。差出人の清浦奎吾は、第一大学区学務委員会議員や埼玉県学務課長を経て、

発会、東京出張要請) (長谷川家九二〇)名 一八七五(明治八)年三一月二五日 清浦奎吾書状(第一大学区教育議会

可申上候也 「第捨五区区務所長谷川敬助殿 埼玉県学務課清浦奎吾 ⑩」 「第拾五区区務所長谷川敬助殿 埼玉県学務課清浦奎吾 ⑩」

明治八年十二月廿五日 清浦奎

長谷川敬助様

ろう(史料20億)。 のため東京で会議が開催された。長谷川敬助は、第一五区の学区取締として出 でのため東京で会議が開催された。長谷川敬助は、第一五区の学区取締として出 のため東京で会議が開催された。長谷川敬助は、第一五区の学区取締として出

24 一八七六(明治九)年二月一八日 竹井懿貞の民会開設論

(『東京日日新聞』明治九年二月一八日寄書欄)

君ノ鋭意従事セラルヽヲ賀ス会ノ盛大ニシテ他日必ズ喜ブベキノ成蹟アランコトヲ望ミ、併テ諸我輩ハ今日幸ニ始テ此ノ演舌会ニ列スルヲ得タルヲ以テ、益々此ノ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 七名社演舌会

其身ヲ善クシテ足レリトセズ、開化ノ精神ヲ振起シ低度ノ人民ヲ作

以テ金甌不欠ノ帝国タル基礎ヲ固クスルハ、今日吾人ノ義務

ニシテ又諸君ノ喜デ進取勇為スベキノ事業ナリト信ズル也

諸君ハ此地方ニ於テ已ニ率先誘導スベキノ地位ヲ占メタレバ、疎通スルノ策果シテ何ニカアル、曰ク民会ヲ興立スルノミ

独り

ズ、下民ノ情意ニ達セザレバ安寧ヲ破ル無キヲ保ス可カラズ、

之ヲ

苟モ人民自治ノ精神ニ乏キトキハ至美ノ良法モ下民ノ情意ニ達セ

豈二敢テ之ヲ賀セザルヲ得ンヤ ・治八年ニ開キ、今九年ニ至テ切瑳不怠初志ノ終アルヲ期セラルヽハ、 が、一、治八年ニ開キ、今九年ニ至テ切瑳不怠初志ノ終アルヲ期セラルヽハ、 が、善ヲ揚ゲ害ヲ避クルハ人生ノ至楽ニシテ、政府ノ起ル所以モ亦シ、善ヲ揚ゲ害ヲ避クルハ人生ノ至楽ニシテ、政府ノ起ル所以モ亦夫レ人ノ此世ニ居ルヤ、互ニ相親睦シテ意見ヲ交通シ、思想ヲ暢達

見ヲ吐露シ明示ヲ仰ガント欲スメニ多少ノ裨益ヲ与ヘラレントスルノ美挙ヲ賀シ畢リ、聊カ茲ニ浅我輩ハ諸君ノ此会ヲ創起セラレ、大ニ各自ノ性識ヲ養成シ世上ノ為

スルノ忘想ヲ起スモノナキニ非ズ、嘆クベキノ至ナラスヤキ、革命ノ日猶浅ク開化ノ精神ヲ振起セント欲・必ズ先ヅ民会ヲ起我輩ハ今茲ニ関化ノ精神ヲ振起セントス、今ヤ学校ハ教育ヲ進捗シナザ、ルベカラザルノ事由ヲ詳述セントス、今ヤ学校ハ教育ヲ進捗シサ、ルベカラザルノ事由ヲ詳述セントス、今ヤ学校ハ教育ヲ進捗シシト雖トモ、眼ヲ転テ一般ノ世俗ヲ視レバ、政府人民ノ関係如何ヲシト雖トモ、眼ヲ転テ一般ノ世俗ヲ視レバ、政府人民ノ関係如何ヲシト雖トモ、眼ヲ転テ一般ノ世俗ヲ視レバ、政府人民ノ関係如何ヲシト雖トモ、即ヲがルノ精神ヲ保有スルモノ果シテ幾人カアル、是故ニ至ノ良法モ多クハ却テ下民ノ情意ニ乖馳シ、遂ニ武断ノ寛使ヲ追懐美ノ良法モ多クハ却テ下民ノ情意ニ乖馳シ、遂ニ武断ノ寛使ヲ追懐スルノ忘想ヲ起スモノナキニ非ズ、嘆クベキノ至ナラスヤスルノ忘想ヲ起スモノナキニ非ズ、嘆クベキノ至ナラスヤスルノ忘想ヲ起スモノナキニ非ズ、嘆クベキノ至ナラスヤラスや日本政府ハ昔日ノ面目ヲ改メ、文武ノ制民治ノ方皆能ク其形体

武州熊谷 竹井懿貞

ある。 月に埼玉県に出仕するが、 の会ではその立場で演説したことになる。 田中正彜が仲介している。 月に帰国し、 の出身で、 資料一一 名社員との交流も深い(埼玉県行政文書 明九三一-二五四、『熊谷市史』 資料編8 (解説) 時期的にみて七名社結成一周年か。竹井は上野国赤岩村 四。 明治二年東京へ遊学、 、懿貞が七名社の演説会に出席して、 熊谷宿で石川弥一郎の妹と結婚し竹井家を継いだ。 同年一二月に熊谷駅の戸長になっているので、 石川弥 同六年五月に北米合衆国へわたった。 郎の義弟ということもあり、 未だ二二歳である。 民会開設について論じた要旨で 竹井は、 (群馬県千代田町 長谷川敬助ら七 この縁談には 同八年二 七名社

一八七六(明治九)年三月一九日 林勘兵衛の民会開設論

25

(『東京日日新聞』明治九年三月一九日寄書欄)

セント欲ス ○民会起サヾルベカラズ ・ 熊谷 林勘兵衛 ・ 本立ト欲ス ・ 大型・ルボ、民権論や民間誰カ民権ノ論題ヲ知ラザル者アランヤ、 ・ 大型・ルボ、民権論や民間誰カ民権ノ論題ヲ知ラザル者アランヤ、 ・ 大型・ルボ、民権論や民間離カ民権ノ論題ヲ知ラザル者アランヤ、 ・ 大型・ルボールが、国ナリ、世 論者ガ雄弁ヲ揮テ持論ヲ主張スル ・ 大型・ルボールが、国大のアント、 ・ 本型・ルボールが、は、 ・ 本型・ルボールが、 ・ 本型・ルボールが、 ・ は谷 林勘兵衛 ・ セント欲ス

ヲ以テスレバ、急進漸進ハ共ニ偏軽偏重論ト云ハザルヲ得ザルナリ、才固ヨリ上等社会ノ紳士ト弁論スル能ハズト雖トモ、我輩ノ見ル所ノ状アリ、漸進論者ハ雄弁快筆以テ人心ヲ醒覚セシム、我輩浅学不急進論者ハ恰モ瀑布懸下ノ勢ニテ、論鋒ノ激烈ナル当ルベカラザル

国会モ、皆此ヲ一時ニ起立スベキナリ如何シテ可ナラン、曰ク急進漸進ヲ合併シテ町村会モ区会モ県会モニシテ国ノ存亡ヲ目撃シテ毫モ頓着セザレバ此ヲ如何セン、然ラバ且ツ尚早ノ論ノ如キハ内憂既ニ起リ外敵既ニ迫ルモ、若シ人民愚蒙

実アリ、此ヨリ蔓起スル弊害ハ実ニ云ニ忍ザル者アリ、肝要ノ学問 島原二洩スノ習風ハ云マデモナク書生一般共同ノ常例ナリ、此ノ情 誤マルモノ十ノ八九ニ居レリ、其言ニ曰ク、 実況ヲ見ヨ、 二開化ノ社会ニ連リ、開化ノ人民ヲ以テ、自ラ任ジ人モ亦之ヲ許セ 知ラザル漢学書生ハ暫ラク論ゼズ、若シ夫レ洋学書生ノ如キハ、 ナリ、一ハ洋学書生ナリ、 今日ノ洋学書生ハ精力ノ限量果シテ此ノ如キカ〔一般ニハアラザル 在ノ政府ヲ論ジ、今日ノ官員ヲ評セザル者ナシ、何ゾ誇語ノ甚シキ 万国史ノ素読位ニテ僅ニ十中ノ一ニ過ス、其云フ所ヲ聞ケバ常ニ現 ニ至リテハ嘗テ意ヲ関セザル者ノ如シ、 肉食ニ非ザレバ以テ肢体ヲ養フニ足ラズ、勉励過スベカラズト、此 請フ都下洋学書生ノ実況ヲ述ベンニ、概シテ云フ時ハ懶惰放逸身ヲ テ後来国家ノ幸福ヲ托スベキヤ我輩ハ此ヲ危マザルヲ得ザルナリ、 今ヤ我国ノ文学ヲ修ムル者ハ概シテ此ヲ二派トナス、一ハ漢学書生 ルモ猶今日ト甚シキ相違ナカルベシト想像スルナリ 三千五百万人中民会ノ議員ナシト云フベカラズ、仮令ヒ十年ノ後ナ 日ヲ以テ之ヲ興シ十年ノ後ニシテ大成ヲ期スルニ如カズ、 尚早シノ論アリト雖トモ、寧ロ之ヲ十年ノ後ニ起スヨリモ、 ノ数件ノ如キハ緊要ナラザルニ非ズト雖トモ、意ヲ品川ニ焦シ情ヲ 故二我輩ハ備ハランコトヲ此輩ニ責メザルヲ得ズ、試ニ今日 且ツ洋学書生ニシテ現在我国ノ文学ヲ読ミ得ザル者尠カラズ、 開化ノ社会ニ連ナリ開化ノ人民タル洋学書生ハ、果シ 暗室幽窓ノ下ニ伊晤シテ更ニ変通 而シテ学術如何ト問ハヾ 人間ノ精力限リアリ、 ノ道ヲ 今日 今 既

云フモ、我輩ハ之ヲ目シテ妖学狂生ト云ハンモ〕、若シ夫レ誇言シテ、予ハ拿破翁ヲ学ブ、予ハ華盛頓ニ倣フト

開明富強ノ実立ツベシ、是レ国安ヲ無窮ニ維持ニ良策ニ非ズヤーのヲ知ラシメバ、自ラ自治ノ精神ヲ勃起シ、三年効アリ、七年小成興起スベシ、而シテ上ハ 天皇ノ聖意ヲ奉ジ、下ハ万民ニ其ノ方興起スベシ、而シテ上ハ 天皇ノ聖意ヲ奉ジ、下ハ万民ニ其ノ方明起スベシ、而シテ上ハ 天皇ノ聖意ヲ奉ジ、下ハ万民ニ其ノ方明を員トナシ国家ノ事ヲ任スベケンヤ、我輩ハ為メニ疑ヲ容ザルヲリのキ景況ナレバ十年ノ後ニシテ民会ノ起ルアルモ、果シテ此輩

たが、 町では、 開されているが、洋書学習を掲げる七名社への批判であろうか。 たと述べている で、当時一七歳である。町会に没頭し、年も若かったので七名社には参加しなかっ 谷史話』二七三~二七七頁、 い出深いものだったようで、回顧録では掲載紙を保存しているという(林有章 議会を興し、この寄稿を行った翌九年には副戸長になっている。この寄稿は、 七名社と並行して行われた林と竹井懿貞、 る熊谷の町会は (解説) 明治八年に町の惣代人に推薦され、 熊谷の林勘兵衛が民会の即時開設を主張した寄稿である。 すでに明治七年一一月に町会を開設していた。林自身は漢学を学んでい (同前書二八九頁)。この寄稿では、 注目すべき民会の実践といえる 四九四頁)。林は安政六年(一八五九) 竹井懿貞とともに変則町会といえる協 おそらくそのバックには竹井澹如もい 洋学書生に対する批判が展 いずれにしても 林の住む熊谷 生まれなの 思

払下) (長谷川家九九二) (長谷川家九九二) (長谷川家九九二) (長谷川家九九二) (長谷川下九) (明治九) 年以前四月四日 石川弥|郎書状(旧諸藩引継書籍

今般本県ニ於而旧諸藩より引送り相成候書籍を払下候ニ付、経書ハ

此段得貴意候 目録等御熟覧之上成否御相談被下度、 歴史も多分有之候間、 御入用ニ候得は、七日以前ニ御尊来被 尤価直は至而低下之義ニ

石川弥 郎

稲村貫一 郎様

長谷川敬助様 侍史

、*稲村貫一郎添状

長谷川君幸便急

拝

別紙之通石川氏より申来候、 四月九日 幸便昨八日相達し乍延引其段申上候也

と心算仕居候也 迂生儀胸痛猶又相発シ候ニ付、 明日あたり治療旁出

年以前と推定した。七名社の書籍収集方法の一端を示す史料であろう。 (解説) 年代は明らかでないが、文中の「本県」は、 熊谷県と考えられ、

頭可致 明治九 平寺で会合をもっていたことによる。 いで活動していたのである。「原島『持参」とは、 轄なので「貴県」と称している。七名社の人々は、 といっている。一方、長谷川の北河原村、 此段宜敷御通知被下候様奉願上候

27 埼玉県小学規則持参依頼 |八七六(明治九)年四月|八日 石川弥一郎書状(埼玉県大試験拝観: (長谷川家九九六)

「上川上村稲村貫一郎様(野筒表書) 「御他出被遊候得は長谷川敬助様汽御届可被下候倒魔書」 至急要用 郎

九年四月十八日午前

意見有之候処、 事ニ付種々議論も有之、 過日之大試験拝観、 参考書類を務而蒐集仕度存候、 実ニ近来之盛挙発明不少、今般弊県ニ於而も学 近日会議相開候順序ニ相成候ニ付而は夫々 先頃貴県小学教則御

> 度候間、 御送り被下候得は最幸甚、 見仕候、 送り被下候処、外ニ小学規則ト申モノ有之趣、 来会廿三日原島泊御持参被成下候様奉懇願候、 毎度御手数奉恐入候得共、 右申上度、 右小学規則を参考之ため熟覧仕 最余人所持仕候を一 但其以前こ

四月十八日 石川弥一郎

長谷川敬助様

稲村貫一郎様

侍史御中

過日中村君立後会は廿二日ト申上候処、 右 時之誤解

、解説) 年代は、封筒裏書による。 石川の住む熊谷宿は熊谷県の管轄なので 「弊県 稲村の上川上村は、ともに埼玉県の管 七名社は毎月一回 熊谷県と埼玉県と二県をまた 原島村の養

28 一八七六(明治九)年四月二七日 石川弥|郎書状(訪問日時打合)

(長谷川家九九三)

埼玉県拾五区池上村区務所ニテ北川原村長谷川敬助

「九年四月廿七日 賃済

至急要用

石川弥

郎

(*本書状は全文朱筆)

候処、 事故出来、是非共 其後は甚御無音仕候、 突然拝趨仕而も、 不相変御繁忙之義奉恐察候、 貴下を奉煩度候ニ付、 御不在ニ而は其効無之次第ニ付、 参堂之上委曲申上度存 然は頃日不得已 乃以書面

御都合奉伺候、 右申上度、書余期面陳候也 乍御手数何日頃ハ御在館ニ候哉、 此段被仰聞候様奉

石川弥 郎

長谷川敬助様 侍史

事宜ニより池上区務所江参り候而も宜敷事ト奉存候

が込められているのであろうか 年代は、 封筒裏書による。 本書状は全文朱筆であるが、どのような意味

|八七六(明治九)年五月|日 土宜法龍の保証人となる田中正彜

29

(『慶應義塾入社帳 第二巻』)

当主及ヒ年齢 府県住所身分 証人ノ住所姓名 入社ノ月日 誰何男カ弟或ハ 土宜法龍 明治九年五月一日 三重県伊勢国第七大区一ノ小区 東京府五大区三小区下御徒士町一丁目 樋口文右エ門附籍 安芸弟稲生村三百廿四番地平民 廿一年八月

明治九年五月一日入塾、 大人三番ノー

一十三番地

内務中録

田中正彝

られるが、 するときの保証人が、 ているので交流を深めるよう勧めている(史料19)。その土宜が慶應義塾に入社 料編8、五〇頁)。 そのとき、 (解説)土宜法龍は著名な真言学者で南方熊楠に学問的な影響を与えたことで知 明治一一年から数年間、 妻沼両宜塾出身で当時内務省中録の地位にあった田中正彜 石川弥一郎は七名社員に対し、土宜は英学にも優れ 妻沼歓喜院の副住職をした(『熊谷市史』資

> 名社との交流がみられる は だったのである。土宜と田中との接点は未詳であるが、 歓喜院住職の稲村英隆などが想定される。こんな処にも、両宜塾の人脈と七 両者に共通の知人として

30 |八七六(明治九)年以前七月||七日 石川弥|郎書状(七名社集会日取)

(長谷川家一〇〇一)

「左右封袋なし御」 「上川上村稲邨貫 財簡表書) 長谷川敬助様 一郎様 要用 封 七月廿七日午前 熊谷石川弥 郎郎

罪此事二御座候 中ニ滞留十六日夕刻落手、已ニ十日之菊ニ属し候間、返報も不仕多 は長谷川君『御書状被下、七名社会延引之義被仰越候処、 拝啓、其後は甚御無音仕候、迂生義一昨廿五日夕刻帰宅致候、 御書状途

平寺江も其旨御通知被下度、 御報知二不及候、 被仰越度、此段得貴意候也、 御差支無之候得は、社員汽御通知被下度、 あまり延引相成候も不都合ニ候条、来八月一日ニ集会仕候而は如何 七名社集会之義迂生留主中御延引之旨、御廻達被下候趣承知仕候! 右申上度、 草々頓首 小泉氏ハ今日面会相談可致候間 愈八月一日ニ而御差支無之候得は、養 御差支有之候得は、 日限

七月廿七日 石川弥一郎

稲村貫一郎様 侍史御中

願上候 集会之義炎熱之候ニ有之、午前七時出頭之事ニ仕度奉存候間 長谷川君江ハ別段書状差上不申間、 是亦社員江御通知可被下候 貴君より宜敷御通知奉 御

同意二候得は、

書き足したもの。封筒裏書の「左右封袋なし の部分は、 寛則である。 谷を留守にしていることも多いようである。養平寺は定例の会場、小泉氏は小泉 る内容で、 (解説) 年代は、 石川弥一郎を中心に会が運営されていた様子をよく伝える。石川は熊 稲村が石川の手紙を入れ、長谷川へ書状(資料31)を差出したときに 附属の封筒は、石川から稲村に出された時のもので、「長谷川敬助様 石川が熊谷にいるので、 明治九年以前と推定。集会日時をめぐ 御」までは稲村貫一郎の追筆か。

31 [一八七六(明治九)年七月頃] 二八日 稲村貫一郎書状(七名社集会 (長谷川家一〇〇二)

御都合次第二而よろしく、日期決定之上ハ熊谷石川≒ハ僕ヨリ報知 被成下度候、迂生儀ハ一日ハ少々差支も有之候得共、一己之儀ニ付、 別紙之通り昨夕申越候ニ就而ハ如何可仕哉、 いたし候而もよろしく、右得貴意度、 ハ中村君賁臨之事ト存候間、 廿八日認 御決定被下、 書余拝謁面叩、 御両君ヨリ社員汽御通知 御相談申上候、幸今日 頓首、 以上

長谷川大兄

弟貫拝

向ケ候事いたし度、委曲ハ米上氏口陳々々 リ書面中ニ養平寺『通知云々ハ、社員報告書回り止りの人ヨリー封 本文一日差支云々ハ、詮議ノ次第ニテ取消更ニ差支なし、 石川氏ヨ

石川弥一郎書状 七名社員の中村孫兵衛である。 (史料30)を受け、稲村貫一郎が長谷川敬助へ送った書状

|八七六(明治九)年八月|五日 弁論会規則案及び回章

32

(県史 CH 大河原家一七六)

「弁論会定則」

規則案

本会ハ毎月第一日曜日某所ニ於テ開ク

毎会午前十時開場午後三時間会ノコト

第三条 記シテ幹事ニ報スベシ、 意見ヲ演説シ疑義ヲ質問セントスル者ハ開場前 但十二時ヨリ一時マテハ喫飯時間トス 幹事ハ順序ヲ定メテ其題目姓名ヲ会頭ニ 二其題

第四条 弁論ノ順序

通シ会場ニ掲示ス

第一款 第二款 意見アル者ハ会頭ノ令ヲ須テ演説スベシ 演説畢ルコトニ其主意ニツキ了解セサルコトアル者

会頭ノ令ヲ須テ質問スベシ

異見アルヤ否ヲ問ヒ、異見ナケレハ之ヲ衆論ト公認シ、アレハ 会頭ハ会衆已ニ演説ノ主意ヲ了解セリト認ムルトキハ、

更ニ令シテ弁論ヲ尽サシム

第四款 アルトキハ、会頭ノ可トスルトコロヲ以テ衆論ト認ムベシ 意ヲ表セシメ、多数ニヨリテ衆論ヲ公認ス、若シ同数併立 会頭ハ会衆ノ弁論已ニ熟セリト認ムルトキハ、令シテ同

第五款 疑義ヲ質問スルモ其順序前款ニ照準スベシ

ノ如何二関セス、会衆之ヲ確守スベシ 凡ソ会頭令スルトコロハ〔コノ規則ニ触レサレハ〕 其事

スルヲ須テ発言スベシ 凡ソ発言セントスルモノハ起テ会頭ト呼ヒ、 其何番ト応

凡ソ言語ハ温和ヲ旨トシ、 嘲笑罵詈ニ渉ルベカラス

第九款 弁論中ハ喫烟耳語スベカラス

第十款 規則ヲ犯スモノアレハ会頭令シテ退席セシムベシ

第五条 開場中ハ衆人ノ蹤聴ヲ允ス

允許ヲ得ハ深ク本会結約ノ主意ヲ体シ確ク会中ノ諸規則ヲ守ルベ第六条 自後会衆タルヲ望ムモノハ書面ヲ以テ其旨ヲ幹事ニ請ヒ、

第七条 幹事会衆タルコトヲ請フ書面ヲ得ハ、其人ノ履歴品行ヲ探

キ誓書ヲ出スベシ

第八条 已ニ会衆トナルモノト雖モ、品行不正ニシテ本会ノ面目ヲ訪シ、之ニ自己ノ意見ヲ添テ会衆へ公告シ衆論ニ付スベシ

汚辱スルコトアルトキハ脱会セシムベシ

旨ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ会衆へ公告シ其公認ヲ得ベシ第九条 会衆タルモノ不得已事故アリテ脱会セントスルトキハ、其

幹事ハ三月ヲ以テ任期トシ再撰セラルヽヲ允ス第十条 会頭一名幹事五名投票ヲ以テ撰定ス、会頭ハ任期ヲ立テス、

任トス年十一条の会頭ハ会中一切ノ事務ヲ総轄シ、本会ノ隆替ヲ以テ其責

コノトキハ会頭・幹事モ全会衆ト同視ス第十三条 会中一切ノ費用ハ幹事会計シテ全会衆へ均一ニ賦課ス、ケ会頭欠席スルトキハ其事務ヲ代理ス、弁論中ハ他ノ会衆ト異ナシ第十二条 幹事ハ庶務・記録・会計ノ三課ヲ分掌シ、以テ会頭ヲ輔

尚ホ旧ニ依ルへシ三分二以上ノ意見一致セサレハ、三分二以上ノ意見ニヨル、若シ三分二以上ノ意見一致セサレハ、雖モ、入会ヲ允許シ脱会ヲ命シ、及ヒ諸規則ヲ増損改正スルハ、第十四条 会頭及ヒ幹事ヲ撰定スルニハ投票ノ多数ヲ以テ決スルト

シ、先例ナキコトハ衆論ヲ尽シ、多数ノ意見ニヨリテ処分スベシ第十五条 成規ニ掲ケサルコト、雖モ、先例アレハ之ニヨリテ処分

回章

調印之事ニ候、○会場ハ成会論定ノ事ニ候
登録見留メ捺印被下度、猶本会社員名簿≒登録シ、来会〈九月三日〉登録見留メ捺印被下度、猶本会社員名簿≒登録シ、来会〈九月三日〉談及ヒ此規則案ヲ請取候、此案書中ノ可否ハ互遠慮ナク御加筆ヲ乞談と止規則案ヲ請取候、此案書中ノ可否ハ互遠慮ナク御加筆ヲ乞

八月十五日 大河原孟賀

代理 長井市太郎

松葉君 小林君

長沢君 堀君

塚本君 大河原君

小池君 山岸君

塚本君 須長君

田所君

田口君

(解説) 大河原孟賀代理の村岡村長井市太郎が、「竹井先生」(澹如であろう)かの別別は詳細なもので、これが九月以降の記録には「進修会」とみえる結社に「一般選別」という結社をつくっている。『埼玉自由民権運動史を含め宛名の一二名は牧海社という結社をつくっている。『埼玉自由民権運動史とである。 (解説) 大河原孟賀代理の村岡村長井市太郎が、「竹井先生」(澹如であろう)かであろう。

異なるところは、第一条で会場を熊谷小学校と特定したこと、第一○条で、全体の『郵便報知新聞』に掲載された(『新編埼玉県史』資料編19、三五四~三五七頁)。この規則案は、次号の盟約書とともに、九月三日に正式決定され、九月二三日

の名称を「埼玉県」を冠しているが、これは県外からみて付したものであろう。及びそれに伴い第一二条に組幹事の仕事を明記したことなどである。また進集会を三組に分け、組ごとに幹事一名を選出し、全体の幹事は三名に減らしたこと、

33 一八七六(明治九)年九月三日 進修会結立盟約書案

(県史 CH 大河原家一七六)

案シテ世人之ヲ信用シ、 改良スル所以ノモノハ、或ハ英邁卓逸ノ士異説ヲ首唱シ新工夫ヲ考 ミナラス、之ヲ改良スルヲ以テ人類当然ノ義務トセリ、而シテ之ヲ 雖モ已二人為ニヨリテ養成セラル、モノナレハ、又人為ニヨリテ改 世ノ人不知不識其タメニ籠絡セラレ、視テ天性ノ如ク然リ、然リト 唯其生ル、国土ノ気風習俗自ラ然ルノミ、 今マ夫レ地球上ニ碁布スル各国ノ文化如何ヲ比較スレハ、 テ彼ノ是ニシテ倣フヘク、 墨守スルモノナキヲ保タス、況ヤ中等以下ノ人民ヲヤ、 上等社会ノ紳士ニシテ身天下ノ観望ヲ繋クモノト雖モ、或ハ旧見ヲ セシヨリ頗ル昏夢ヲ驚破スト雖モ、如何セン積習ノ圧抑スルトコロ 屈ノ習慣依然旧観ヲ改メス、幸ニ近来外交ヲ開キ泰西ノ文化ヲ見聞 ヨレリ、 良セラレスンハアラス、性理上ヨリ之ヲ論スレハ唯改良セラルヽノ 層ナルヲ知ラスト雖トモ、蓋シ其人固有ノ智力敢テ然ルニアラス、 、ハ当初人為ニヨリテ養成セラルヽト雖モ、其久シキニ及ンテヤ挙 其正鵠二達セシヨリ、已二数百年ヲ経ノルト雖モ、 顧フニ我国ニ於テハ、曾テ隋唐ノ文化ヲ羨慕シ挙国之ニ倣 勇往敢為ノ気ヲ奮テ正鵠ニ達スル 或ハ他国ノ文化ヲ羨慕シテ国人之ニ倣フニ 我 ノ非ニシテ改ムヘキヲ已ニ自ラ信スル 而シテ其気風習俗ナルモ ノ地歩ヲナシ、 コノ際ニ当 以テ人類 其階級幾

> 筆削増損都テ衆論ニ決スベシ、若シ盟約ヲ論ユルアラハ甘心シテ唯 謀ルヲ以テ自ラ任スルモノ、平温集会ヲ舎テ何ヲカナサン、 リ平温集会ハ吾人ノ自由ヲ聴スニアルノミ、然則今日世事ノ改良ヲ(譽) 中央国会地方民会ヲ興シテ興政ノ習慣ヲ養成スルナリ、然リト雖 学校芸宗教ノ別ナク平穏集会ヲ所在ニ設ケテ意見ヲ交換スルナリ、 所以ノモノヲ探求セバ、千種万状ニシテ際涯ナキカ如シト雖モ、 当然ノ義務ヲ尽サヽルヘカラス、今マ其正鵠ニ達スル レ視ヲ意必固我ノ念ヲ絶ツベシ、品行ハ方正ナラサル可ラス、 宇宙ノ真理ヲ是レ究メテ拘旧安陋ノ弊ヲ去ルベシ、事物ノ是非ヲ是 党ノ茲ニ盟約シテ本会ヲ設クル所以ナリ、凡ソコノ会ニ加ルモノハ ルトコロナレハ、区々ノ論鋒管城ヲ以テ支吾シ得ヘキニアラス、 言論及出板ノ自由ヲ許スト国会民会ヲ興ストハ固ヨリ政権, 神ヲ培養スル所以ノモノモ亦多端ナルヘシト雖モ、 自治ノ精神ヲ培養スルニ如クハナシ、自由ノ心思ヲ発展シ自治、 中ニ就テ最モ緊要ニシテ最モ急務ナルモノハ、自由ノ心思ヲ発展シ 命是奉セン、 ハ該博ナラサルヘカラス、若シ夫レ会中諸般ノ条規定例ニ至テ レハ言論及ヒ出板ノ自由ヲ許シテ公議輿論ヲ皇張スルナリ、 左二住所姓名ヲ自記シ実印ヲ捺シテ憑拠トス 其大ナルモノ挙 ノ地歩ヲナス ノ管知ス

各員性名 自記印

右は去ル九月三日代村会席ニ於テ写 長井市太郎

には、 識を示す。 そして国会や地方民会を興して政治の習慣を養成することが大切であるという認 とされているのは (解説) 「言論及ヒ出板ノ自由」 修会の結立盟約書案で、 しかし、 「自由ノ心思ヲ発シ自治ノ精神ヲ培養」することで、 具体的な方針については、 を許し 広く地球規模で世界を見渡して、 「平穏集会」を設け意見の交換をすること、 言論出版、 国会や民会は政権の管 その ため

19 誤植ではない。おそらく掲載段階でさらに規制を意識して修正されたのであろう。 郎が九月三日に代村の会席で写したものとある。この盟約書も前号の規約ととも 穏集会」が、 三五四~三五七頁)。両者を比較すると、この案文で進修会が目的とする「平 九月二二日の『郵便報知新聞』に掲載されている(『新編埼玉県史』資料編 知するところとして脇に置き、「平穏集会」を提起する。末尾に、 新聞報道では「平穏私会」と改められている。三箇所とも同じなので 長井市太

34 |八七六(明治九)年九月||五日 石川弥一郎書状(進修会会場決定)

(県史 CH 大河原家一七四)

「封 九月廿五日午後」 「村岡邨永井市太郎様貴下 「村岡邨永井市太郎様貴下 熊谷駅石川弥 郎郎

草々頓首 出頭被下度、右は先日之御約束ニ従ひハ大河原氏『可申上之処、 進脩会々場之義、 宜も無之候間、 貴下江申上候、乍御手数宜敷御致声奉願上候、 愈熊谷小学校ト決定仕候間、 来月一日ニハ右汽御 申上度、 便

九月廿五日 永井市太郎様 石川弥 郎

明治九年と推定される。 本紙・封筒ともに年号はないが、 これをうけて、 長井から回章 進修会の発足時のものとみられるので (資料35)が出される。

35 [|八七六(明治九)年九月||六日頃] 長井市太郎回章(進修会出席案内)

(県史CH 大河原家一七四

当村ト平塚≒差出し候回章之写

弁論会改唱進修会会場之儀、 熊谷駅小学校ト決定候条、 来ル十月

> 成リタル者ニ付、 本日御持参被下度、 日同所江御集会被下度、 本日ハ各自御くり合無不参御集会、 此段御達シ申上候 右会場熊谷駅江移転候ハ、 当社ノ発論ヨリ 尚集金之儀も

大河原代理

被下度、尤当村・平塚ハ右之通り之回章今朝差出し申間 東ハ尊家ヨリ即刻御回達被下度、 進修会弥熊谷駅と相定り候上ハ、不参なく集会致し候様至急御達し ○奈良東条一件未タ確定不仕ニ付、 此段申上候 様々外等も周旋中 -二御 座候 中曽根以

(解説) 九月二五日付の石川弥 郎書状をうけ、 長井市太郎が村内及び隣村に出

した回章である。民権集会への参加がどのように呼びかけられたのか、

具体的

知られる貴重な事例である

36 |八七六(明治九)年||○月||日 進修会演説会の論案と出席者名簿

(県史 CH 大河原家一七六)

十月一日論案

官舎ヲ壮麗ニスルハ暴政ノーナルヲ論ス 石川弥 郎郎

弁論ノ性質利害ヲ論ス 百事衆議ヲ要スルノ説 人力車ノ多キハ国ニ益無キノ論 竹井 中村孫兵衛 長谷川敬助 懿貞

国ニ朋党アルハ国歩前進ノ機関ナル論 **旛羅郡西別府村** 原口 寛則

大里郡大麻生村 古沢花三郎 通弘

同郡村岡村

長井市太郎

埼玉郡北河原村

長谷川敬助

.那上中条村

大里郡村岡村

 旛羅郡玉井村
 鯨井勘一部

 大里郡熊谷駅
 石川弥一部

 「日郡今井村
 茶原 信息

 「日郡今井村
 一部

 「日郡の東田本村
 一部

 「日郡の東田本村
 「日本村

 「日郡の東田本村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日郡の東京村
 「日本村

 「日本村
 「日本村

 「日本村
 「日本村

 「日本村
 「日本村

 「日本村
 「日本村

 「日本村
 「日本村

 「日

同郡玉井村 鯨井 勘衛 福羅郡玉井村 鯨井勘一郎 后那中奈良村 石坂金一郎 后班金一郎 后川弥一郎

|郡三ヶ尻村

五郎

(解説)明治九年一○月一日、熊谷小学校で開催された進修会の演説会における をうである。 をうである。 のが九名、 がかえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、この会には会頭と幹事を置くことる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、この会には会頭と幹事を置くことる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、この会には会頭と幹事を置くことる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、この会には会頭と幹事を置くことる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、この会には会頭と幹事を置くことる。 なお、史料32の規則案第一○条によると、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さる。

澹如と相談、七名社委員の継続) 石川弥一郎書状(進修会詳細を竹井37 一八七六(明治九)年一〇月一五日 石川弥一郎書状(進修会詳細を竹井

中山道浦和駅山口清兵衛方寓長谷川敬助様平安

馬喰町三丁目近江屋二而石川弥一郎

事二御座候、草々奉答

·月十五日午後 石川弥 郎

長谷川敬助様

紛擾ニ際し作字草卒不免誤謬、

海容是祈

う関わるのか、 ○○一一二一○○)。本書状では、 九年一〇月一四日付で、地租改正事務局に出仕している(国立公文書館・任 また前年四月に結成した七名社についても、 谷で設立した進修会について、出京中の竹井澹如と詳細を打ち合わすとしている。 年代は、 見通しを述べている 封筒裏の消印による。 自らが中心となって出仕直前の九月三日に熊 石川の履歴書によると、この前日、 国に出仕後、 委員をはじめ活動にど 明治 Α

38 「北河原邨長谷川敬助様(新篇表書) 竹井上州行、石川千葉出張) |八七六(明治九)年|||月三|日 貴答 熊谷竹井懿貞 竹井懿貞書状(町村会規則案差上、 (長谷川家九九五)

「 封筒裏書) 十二月三十一日封

調査之書冊ハ竹井澹如所持之処、 花墨拝誦、被仰越町村会規則案差上候間、御落掌是祈、本県第一課 二就クヤ否御尊書到来、 ル七日進修会力、 小生も四五日前公私混用ニて上州ニ表き奔馳仕、 又ハ其内幸便之節差上可申候、此段御承領被下度 匆々筆ヲ採て貴酬迄如此候 同人不在ニて相分兼候、 今日帰宅、 頓首 いつれ来 华

十二月卅一日

敬助様

弥一 郎義も稟議之次第有之、 昨今滞京之趣、 尤も一月三四

> 日頃ハ再ひ千葉へ行クトノ報有之候間、 今日当地へ被参トノ報有之候 御伝言仕候、 田中正彝先

されていたことがわかる。 き」は「赴き」の「意」か。 熊谷の竹井家の養子、それ故、上州行きを「公私混用」と表現したのであろう。 「表 の書状に符合するので、 月に千葉や茨城へ出張、 石川の履歴書(国立公文書館・任 A ○○一一二一○○)によると、明治九年一一 年代推定の有力な根拠は、 明治九年と推定される。竹井は、上野国赤岩村の出身で、 翌一〇年一月八日にも、再び千葉へ出張を命じられ、こ 竹井懿貞や澹如を通じて重要な情報が長谷川らに流 追伸にある(石川) 弥 一郎の千葉出張である。

39 の件、出県依頼 |八七七(明治|〇)年|月|五日 川島楳坪書状(帰省中拝顔、学事会同 (長谷川家九四三)

「埼玉県第十四区行田町樋口利喜太郎様枢要書 従浦和川島楳坪

*消印「浦和/武蔵・足立・一・一六

被下候、陳は此頃帰省中は拝顔大喜候、 震之見舞ニ有之候、 来月二可相成、就而は学資御取下は御都合次第御出県可然奉存候、 小生も時宜ニより廿日・廿一日は出京も難計、 筆拝呈仕候、時下烈寒之処益御清迪奉南山候、 手探申上候、 其中地方二移候事有之候ハ、見合ニも可相成候 書余は拝晤可申上候、 其節申上候学事会同之件は 草々頓首 是は各省之颱風・地 小生無事御安意可

敬堂 二契

十年一月十五日

辱誼楳坪

欣堂

重而申上候、 加藤 松岡 田口之諸公二宜布御転語是祈、 退庁前

早々走筆、 御推読可相成哉

う。 町の出身、 の区長などである が長谷川敬助の号なので、 の一月一六日からすると、本文と封筒は合致しているようである。すると、 田町樋口利喜太郎」となっているが、本文の宛先は「敬堂・欣堂」である。 追伸の加藤 長谷川は一五区池上の学務兼医務担当で、ともに川島とは旧知の関係であろ 差出人の川島楳坪は、県庁第五課 明治一〇年の職員録(長谷川家一六二六)では、一四区行田の医務担 (栄之助) 欣堂は樋口利喜太郎の号となる。 は一五区、 松岡 (半六) と田口 (学務)担当である。封筒の表書は、「行 (広右衛門) 樋口利喜太郎は行田 は 四区 消印

40 地租改正日限切迫、田中正彜帰京) |八七七(明治|〇)年ヵ|月|六日 竹井懿貞書状(不在の謝、宴会大酔 (長谷川家一〇一四

之処、 昨夜ハ御来訪被下候趣、不在中不得拝顔失敬之段奉深謝候、去ル新 懐候、尤モ其品ニ寄リ拝趨可仕候、 年宴会ニハ意外ニ大酔仕、 日匆卒帰京被致候、 昨今地租改正落成日限ニ迫り、日夜鞅掌罷在候次第、 貴兄へよろしくト伝言被相托候、 妄状多々更二御海恕是祈、今朝参謁可仕 御左右相伺度、 田中正彜子も過 頓首謹言

「長谷川敬助様貴下 ^(奥封上書) 月十二日 竹井懿貞拝

地租改正日限云々も丈量調査とみれば矛盾しないので、ひとまずそこに配置する 京というのも、明治九年一二月三一日の竹井懿貞書状(史料38)の追伸と符合し、 租改正に従事しているようなので、それ以前の可能性が高い。 竹井は明治一〇年六月に県に出仕しているが、 この書状は熊谷にいて地 田中正彜が忽卒帰

> 書いた出所と宛所が表書になるような形式である。 竹井は、アメリカで勉強し、帰国後に石川の妹と結婚している。七名社員と極め て密接な関係にあった様子がうかがわれる書状である。 料紙は前から巻き、

|八七七(明治|〇)年四月|三日 会議の評説毀誉、頼山陽書軸代金 川島楳坪書状(跡役選挙内々通知 (長谷川家九〇〇

41

「埼玉県十五区埼玉郡北河原邨長谷川敬助様(韓蘭素書)

<u>Fi.</u> ·封筒裏消印「[浦和川島楳坪 /武蔵・足立・四・一

四

御郵書、 爾後は契濶多罪此事ニ御坐候、 日は於熊駅小泉ニ御致声之趣、拝承いたし候、且会議之評説毀誉内々 依之跡役選挙之件、区長迄申遣候、 冀望此事二御坐候、 書外在後音候、 兼而御素願之云々も不日相運可 為御心得御内々御通知申候、過 公事蝟紛、 早々頓首 申

十年四月十三日

敬堂雅契

(*同封別紙

之 山陽書軸之代金之儀、飯田より促来不申候得共、 御序二御投可被下候 何歟希望之額金有

久しく会わないこと、末尾の あろう。同年四月一六日に許可されている(長谷川家八六五)。冒頭の「契濶」は、 は この書状で「兼而御素願」といっているのは、 頼山陽のことである。封筒表に「五」「一」の文字が見えるが意味未詳 「蝟紛」は、事の多く集まりみだれること、別紙の「山 長谷川の学区取締辞職で

も辞表の意思) (長谷川家九二四)42 一八七七(明治10)年四月1六日 川島楳坪書状(長谷川本日解任、川島

「行田ヨリ別仕立」 浦和 川島楳坪 」「埼玉県下第十五区埼玉郡北川原邨長谷川敬助様平信親展(韓華)

*消印「行田/武蔵・埼玉・四・[]」

*封筒裏消印「[] /武蔵・足立・四・[]」

草々、 内々二御坐候得共、 此上草莽中ニ御出相成候とも、 書は従庶務課郵送之筈ニ御坐候、右は立学以来非常之御尽力奉謝候、 右ニ付小生解職前、 合不申、其実は、小学教員を巡査ニ招募之事ニ有之、事情難尽筆紙 書拝呈、 、其後多々紛議も御坐候得共、 百花艶発之候、 不日辞表之心事ニ御坐候、此頃日々上司と議論 先生之一段相運置申候、 愈御清迪奉南山候、 折角為邦家御決可被下候、 本日解任之運ニ相成申候、 宜布御承知可被下候 陳は客年以来素願之 小生も御 辞令

四月十六日 辱知楳生

43

|八七七(明治|〇)年五月二〇日

石川弥|郎書状(鯨井と東京で邂逅

励、区会議員選挙、仏蘭西などの現住地主義、西南暴徒再燃)の論談、小泉寛則の動静面目なし、内国博覧会に出京要請、稲村の勉長谷川の学区取締辞任、稲村の区長辞任、根岸と川島の引退は我社友

(長谷川家一〇三四)

「埼玉県下熊谷駅在北河原村長谷川敬助様 御親展」

千葉県出張先石川弥一郎

*消印「東金/上総・山武・五・二」

弐朱ノ下妓ニ淋ヲ得タリ

申上候、 成候間、 之鼓撫ニヨリテ大ニ面目ヲ変シ候様認定候処、 拝啓、 所仰ニ御座候、 サントハ、小弟区民ニ対シ面目ナキ次第ニ御座候、 爾来小泉寛則之動静社論ノ擯斥スルトコロトナル由、 七名社・進修会之タメニハ窃ニ喜悦罷在候得共、 邨君も区長御辞職被成候義承知、 之近況委曲承知仕候、当節ハ貴下も学務を御抛擲被為在候趣、 セシ乎トハ、手前味噌苦キノ諺ニ類スルカハ知ラスト雖想像致候、 ス、実ニ吾県下之一美事ニ御座候、 付県員ト不相協、 ヲ思惟致候時ハ、不堪歎息候、 而採用致候風説も有之趣、 寸出京仕候処、 十年五月廿日 小弟も無事奔走罷在候間、 其後は甚御疎遠打過候、 却而百般宜敷都合ニ可有之、併採用スルヤ否鯨井君ニも能 内国博覧会之節社友諸君御出京之義は、 且石坂君之如キハ是非々々御出京相成、 適鯨井君出京被成、久々ニテ快談終日、 断然引退被致候趣、 投函 果而採用相成候得は、 ○川島・根岸両氏学費金収納之義〕 時下益々御清適被為渡候御義ト奉恐 右ハ何等之原由有之候義ニ候哉 乍慮外御放神可被下候、 併是も吾社友之論談幾分歟刺衝 果而然は両氏平生之〇〇二似 *消印「東京/十年・五・二二・い」 豈図乎、 又一度其区之タメ 偏二貴家之御唱首 石坂君之全権二相 同人も本県ニ於 右は一時社友 都会情況御 其素ヲ露 去月下旬 因而御地

一二貴下之御誘導所仰候熟覧相成候而、天性之美質ヲ琢磨被致候様、為国家不堪企望、是又

佩、隔絶之小弟ト雖モ又之ヲ聞テ悚然稲村君頃日非常ニ御勉強可被成、従而社友一同憤励致候趣、不堪感

是ハ他日面陳スルヲ期スル耳の会議員撰挙之義ニ付、小弟等之意見貴説ト相反シ、今日之処ニテ区会議員撰挙之義ニ付、小弟等之諸国は我国ノ如く戸籍ナク、何も民生証書相用候のとの、仏蘭等之諸国は我国ノ如く戸籍ナク、何も民生証書相用候のの。

寒心々々西南暴徒再燃之勢相生候様被察候、官薩成敗は数旬日間ニ可有之、西南暴徒再燃之勢相生候様被察候、官薩成敗は数旬日間ニ可有之、

ハ近恐御報知被下度、不堪企望候也、草々頓首官遊致候ニ付、心書を得ルトキハ其人ニ遇フ想ヒアリ、御閑暇之節右ハ頃日聊閑暇有之候ニ付近日之所懐を吐露スルノミ、久敷他郷ニ

十年五月廿日 石川弥一郎

長谷川敬助様

侍史御中

間、是又宜敷御致声相願候也御面会之節は同君宜宜敷御致声相願候、稲邨君立も久敷無音致候追白、去月出京之節中村君御出京之趣、御発足後承知不堪遺感、

(解説) としている。 て、一人ひとりについて細かく批評している。 ○○一一二一○○)、「去月下旬一寸出京」と書いている。七名社員の近況につい 七名社や進修会の活動にとっては喜ばしいが、 この当 しかし、 時 石川は千 実際には長谷川はすぐに加藤栄之助に代り一五区の区長に ·葉県に出張していたので 長谷川の学区取締、 区民にとっては残念である、 (国立公文書館 稲村の区長辞 任 Α

> いが、 している。 員選挙法に七名社内で議論があり、石川は戸籍のないフランスの状況まで持ち出 である。石坂(金一郎)に出京を促し、 れたのか、 たちの作成した案を成立させている。 岸家一○四五)。そして、九月の臨時教育会議では、 免官になっている。ところが、一週間後には学資改正御用掛に委嘱されている 摘は興味深い。川島は辞任の意向があったようであるが、結局は取りやめている 合わず退任という話が、七名社の論談の刺激を受けたものではないか、 就任している。稲村の上川上村も一五区なので、稲村が辞任したのは戸長であろ (史料42・45)。 つぎの、 「近況」を「近恐」と書いたのは、 末尾で手紙を求めているのは一人だけ離れているさびしさかも知れな 慎重な検討が必要であろう。 川島 根岸は確かに、七月二日に埼玉県第五課の教育会議担任掛を依願 (楳坪) と根岸 七名社の意見を通したのか、 つぎの、 稲村貫一郎の努力を褒めている。 たんなる誤字ではなかろう。 が、学資金のことで「県員」 小泉が擯斥をうけた内容は未詳 長谷川が議長となり、 県に取り込ま と意見が 区会議 川島

明早朝参上) (長谷川家一〇一七)一八七七(明治一〇)年五月カ 竹井懿貞書状(模範等級一条にて困頓、

44

井は、翌六月に県に出仕している(埼玉県行政文書 明九三一 - 二五四)。治一○年五月末頃と考えて矛盾はない(『埼玉県行政史』第一巻、二○○頁)。竹(解説)年代については、「模範等級一条」が、地租改正作業の一段階を示し、明

取次、頼襄書幅代金、川島帰県、川島出京) (長谷川家八七六)45 一八七七(明治一〇)年五月三1日 川島楳坪書状(長谷川の区長新任で

不宣

「埼玉県第十五区北河原邨長谷川敬介殿親展 浦和川島楳坪」

賢兄玄長斩壬之義ニ寸云々卸申逑、承印士侯、与よ卸申逑之主趣卸南山候、小生無事御安意可被下候客月廿五日出之御書相達居、昨丗日拝見仕候、清和之節益御清迪奉客月廿五日出之御書相達居、昨丗日拝見仕候、清和之節益御清迪奉

候、不日何分之回答可有之奉存候同意二御坐候間、其辺笹田早々申遣候、同子此節県令随行出京罷在賢兄区長新任之儀二付云々御申越、承知仕候、右は御申越之主趣御

こと。

宛名の

「敬堂」は、

長谷川敬助の号である。

候、御落手可被下候賴襄之書幅代金拾壱円郵着、飯田二相渡申候、別紙請取証書差上申賴襄之書幅代金拾壱円郵着、飯田二相渡申候、別紙請取証書差上申

可申尽候陶淵明ニ被笑可申奉存候、御一粲可被下候、該事は約定之次第拝顔、湯二有之候所、頻々県令之使者呼ニ参り、不得已帰県致候、実は過日御話申候小生心事之儀ニ付、縷々難有奉存候、右は兼而申上候過日御話申候

公務蝟紛中御回答如此御坐候、頓芦

五月三十一日 辱知楳平

敬堂日

下遠全国一段と画女E、民費と削一官ニザ目戈、佐市よ庁女上あ々在被申付、旁以延引致候、宜布御照知可被下候重申、本書篤二回答可申上之所、小生此頃出京中白根君ニ逢ひ、滞

生も来月四日頃熊谷出張可致候、其頃拝顔仕度奉存候、草々閣筆、京中一見、少々賛画いたし候、奇事新聞も有之、拝顔可申上候、小之変革相生可申、此節内務省ニ地方官之会議有之、御下問之公書在不遠全国一般区画改正、民費之制一定ニ可相成、依而は行政上多々

趣味の世界を大切にしている。末尾近くの「蝟紛」 何らかのわだかまりがあったか。そんな中でも、頼襄 帰県したことがわかる。 谷川家九○一)。この前に、川島もいったん郷里に戻ったが、白根県令の説得で 川家九二三)を出し、最終的には翌一一年四月二四日まで在職したようである(長 九四〇)。 谷川家九三五)、 (解説) 長谷川敬助は、 結局これは慰留されたようであるが、一二 この書状と同じ五月三一日に辞職願を出している(長谷川家 明治一〇年五月二一日に区長の辞令を受けているが 埼玉県と合体して半年余、 は、 旧熊谷県側の青年官僚には、 一月一〇日にも辞職願 (頼山陽)の書幅の取引をし 事の多く集まりみだれる

46 遺憾不少候、 相済、今夕熊谷泊、 渇望仕候、本日は拝顔之積ニ而当区務所迄立寄候処、 「北河原邨在第十五区々務所長谷川敬助殿親剪 方法書之儀、至急本県迄御郵送奉仰候、 寸書謹呈、過般は得拝晤、大喜此事ニ御坐候、 熊谷地方巡回、長谷川区務所に不在、出県を渇望) |八七七(明治|〇)年六月|六日 且御家事粗整斉次第御出勤可然相考申候、 一両日之内ニ帰県之心事ニ御坐候、 川島楳坪書状(学資金方法書、川島 小生も此頃御区中其外巡案 其節御話申候学資金 川島楳坪」「メ」 (長谷川家九一六) 御出勤無御坐 不遠御出県 右申上度如

六月十六日 辱知楳坪

此御坐候也

(解説)年代は、長谷川の区務所在勤より明治一○年、川島は学資金のことで巡

るので、

根岸の仕事を引き継いだことになる

回している。差出名の上にある「辱知」は、知り合いの謙譲語である。

改正御用掛依頼) (根岸家五〇八〇)4 一八七七(明治一〇)年七月四日 川島楳坪·竹井懿貞連書状(学資

「学第千百丗一号」 埼玉県川島楳坪 第七大区四小区大里郡甲山村根岸武香殿公信

*消印「浦和/武蔵・[足立] /七·四

「明治十年七月四日 」 (新簡素書)

励御尽力所希望候、書外拝鳳万縷可申述候、頓首、一層奮、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日のでは、一日の 一つ では、 一日の では、 日の では、 日の

七月四日 川島楳坪

竹井懿

ろう。実際の発令は、七月九日であった。竹井懿貞は、六月から県に出仕してい七月二日に県を辞職しており、それで民間人をも含むこの職を委嘱されたのであ月からは学資改正を扱う教育会議掛となっていた。ところがこの手紙の二日前、頼した公信である。根岸は明治九年一○月から埼玉県に出仕しており、この年三頼説)県庁第五課の川島と竹井が連名で、根岸に学務改正御用掛への就任を依(解説)県庁第五課の川島と竹井が連名で、根岸に学務改正御用掛への就任を依

会議規則印行出来、現況視察巡回日程) (長谷川家七〇二)一八七七(明治1〇)年八月1九日 川島楳坪書状(学資改正、臨時教育

48

「長谷川敬助殿 川島楳坪」「「〆」「「最高の景質の景質を表す」

之処遅々可相成奉存候尚々、本文規則は明日各区頒布之都合ニ有之、法案残りも同一

七・八・九区巡回、来廿六日熊谷支庁着之積り、 件ニ付、各区之現況視察之為ニ、明日より巡回之日割決定相成申 知申候、右申進度、如此二御坐候、 十一・十二・十三・十四・十五・十六区巡回之上、同庁会同之積ニ有之 帰区之頃御話申候臨時教育会議規則印行出来申候条、二部差上 候、就而は其節は拝顔、 筆拝呈、 小生は竹井同行ニ而、 内壱部は掘越氏ニ御分与可被下候、当課ニ而も前資本改正之 此頃は学資改正之儀ニ付御出県、 万事御相談可申候得共、 廿三・廿四、一・二・三・四・五・六、 草々頓首 万事御尽力奉謝候、 尾崎・飯田は十 為御心得一寸御 廿五 御 申

八月十九日 川島楳坪

長谷川敬助様

廿三日頃迄、七・八区之区務所ニ向ケ、壱封御投可被下候追而、貴区其外近区ニ而、現時学資改正之真況承知致度候条、来

方法が決定され、埼玉県に共通の学資制度が成立した(『埼玉県行政史』第一巻、民間の学資改正掛と吏員で原案を作成。九月の教育集会により学資方法及び出納の議題は学資改正で、明治一○年六月の川島の「請改正学資金議」の建議を受け、の議題は学資改正で、明治一○年六月の川島の「請改正学資金議」の建議を受け、合任習学校で開催される臨時教育会議の事前準備の書状。県庁から担当者の川谷伝習学校で開催される臨時教育会議の事前準備の書状。県庁から担当者の川谷伝習学校で開催される臨時教育会議の事前準備の書状。県庁から担当者の川谷伝習学校で開催される臨時教育会議の事前準備の書状。県庁から担当者の川谷伝習学校で開催され、長谷川の区長在任で明治一○年である。同年九月一三日から熊

澹如 名の委員のなかには、 は笹田默介・尾崎班象・川島楳坪・竹井懿貞など、民間側では掘越庭七郎 この会議関係の史料が多数保存されている 詞を寄せている(『埼玉県教育史』第三巻、二一六~二一七頁)。 長谷川家文書には 員が並んでいる。会議では、 二三二~二三三頁)。 ・根岸武香・長谷川敬助などの名前が見える。 この会議の出席者は、 稲村貫一郎・石坂金一 長谷川敬助が議長を務め、 主事 郎・小泉寛則など、 (学資改正掛) として、 各中学区から公選された五〇 石坂は改正法成立後に祝 七名社の創設社 県側で

49 数資料落手、府県会条例案起稿中、七名社として選挙法検討を要請、 仏国五法講義全部の写本購入依頼 |八七七(明治|〇)年八月三〇日 石川弥一郎書状(被選挙人及全戸 (長谷川家一〇三五

埼玉県第十五区々務所 東京神田小柳町 長谷川敬助様・稲邨貫 河屋与右衛門止宿石川 弥 郎 郎 様

被為在候得は、 も八大区各小区各町邨之分送致呉候様申遣候間、 致候義ニ付、或は其等閑歟ト想像致、今日右之小使糺問及ヒ候得共 被下昨夜正二落手仕候、 面ニテ事足リ候得は甚僥倖之至、 正ニ投函候様子、然は全く駅逓局之間違ト存候、 ハ最初役所より差出候書面は御落手無之趣、右は小使『託し投函為 過日不顧御多忙相願候邨町会被撰人及全戸数等、 御区之振合御話被下度候也、府県会条例案起稿二付 且被仰越候趣一々奉敬承候、 十年八月三十日投函 右被撰人之義ニ付而は今朝竹井江 *消印「東京/十年・八・三〇・ぬ 近日竹井御面会も 乍併第二誤 御書面ニよれ 早速御送致 正之書

> 付一人撰挙可致歟、是亦決定不仕候間、 又ハ財産ヲ問スシテ可ナル歟、未タ決定不仕、 キヤ、一次ノ主撰人ヨリ財産ヲ多クスヘキカ、 は之ヲ除クト迄ハ略決定仕候得共、 地価ノ一部分有スルモノヲ以テ主撰人トナシ、復撰法ヲ用ヒ華士族 法御起稿御討論被下度、 丈精細御討議被下候得は最幸甚 尤町邨会被撰人トナル権アルモノ、 第二主撰人及被撰人ハ如何スへ 其辺御集議被下度、 且議員人員幾万人二 或は同フスヘキ歟 即各村 併可成

弟在京中御決議被下成否御通知相願候、 法中或は民法或は刑法、入用ト認定候分丈講求致候も可也ト存候間 兼候間、 樣都合可相成候間、 写本ニテハ全部相揃候者有之ニ付、 右申上度、 候様被存候、 在京之期ハ最初之目算より長く相成候勢ニテ、多くハ十日頃迄相懸 テハ紙価・写字料ニテ殆五拾円ニ相成ト申事、 ○仏国五法講義之中、司法省ニ於而已ニ板刻発売致候分も有之候処 漸々ニ相成候得は百円相懸候共差支ハ無之歟ト存候、又五。。 草々頓首 其内御閑暇も有之御出京ニも相成候得は望外之幸也、 七名社ニテ購求致候事御衆議被下度、 依頼致候得は漸々写取相送り候 〈弟ハ何トモ御同意仕候、〉弟 併とても一時ニハ写 最全部ニ

八月三十日 石川 弥 郎

長谷川敬助 様

稲邨貫 二郎様 侍史

尚々、

過日長谷川

君被下候御書面

ハ正ニ落手、

縷

々御高諭之趣委

之歟 曲奉敬承候 より留主宅

工催促有之候趣、 昨年中原嶌養平寺より虞初新誌借用致候処、 御序之節同寺江返却被下度、 此段乍御手数及御依頼候也 鯨井君 然ルニ右ハ七名社『持参致居候間 石阪君ハ能々御存知ニ可有 頃日返済 **一一致旨** 同

御意見相伺候処、

其細則云々被仰聞も有之候処、

候所は

撰挙法之一事二御座候間

可相成ハ七名社ニ於而至急撰巻

右ニ付而最困却仕

(解説)年代は封筒表書による。この書状は、石川が府県会条例案を起稿しており、その中の選挙法の資料として長谷川や竹井(懿貞)から資料を集めていること、さらに七名社において選挙法の議論を進めることを要請している。復撰法は間接選挙の別称。地租改正事務局に勤務する石川が、なぜ府県会条例案の起稿をするのか詳らかにしないが、もしこれがうまくいけば、七名社の意見が石川を通じて国政に何らか反映されることになる。石川が七名社の活動が盛んなときに、新政府に就職したことはこんなところに目的があったのかもしれない。司法庁で翻訳・行中のボアソナード『仏国五法講義』の写本購入計画を持ちかけている。なお、七名社は原島村養平寺で定期会合を開いていたが、追伸にある書物の返却依頼をみると、別に決まった事務所みたいなものがあったようである。『虞初新誌』は、清朝初期の短編文言小説集である。

50 一八七七(明治10)年九月五日 竹井懿貞書状(臨時教育会準備打合)

(長谷川家七〇一)

(⁽) 第千五百八十一号」公信 (⁽) 第十五区□務所長谷川敬助殿 埼玉県竹井懿貞卿

明治十年九月五日

*消印「浦和/武蔵・足立・九・五

*消印「イ六八号」

追て十四日公撰議員姓名は、昨四日到着仕候

午迄二伝習校へ集合之儀ニ申進候処、右ヲ繰上ケ九日夜迄ニ会同シ、人帰県次第相談之上、尚小生等之意見可申進候、先便ニハ十一日正之事ト奉存候、川島氏公用ニて昨四日出京、明後七日帰県之筈、同掛集合之義は、昨四日附ヲ以テ各御用掛へ書面相呈候、不日御落手尊書拝読、然は臨時教育会之儀ニ付縷々御申越之趣奉承知候、御用尊書拝読、然は臨時教育会之儀ニ付縷々御申越之趣奉承知候、御用

置被下度奉願候、貴酬旁匆々頓首忙御察申上候得共、議場之模様、議長、答弁者等ノグアイを御考ひに御察申上候得共、議場之模様、議長、答弁者等ノグアイを御考ひ三名位ニて、他ノ御用掛ハ相除き候テもよろしく哉ト奉存候、御繁候、尤も九日迄二集合ノモノハ、貴兄幷竹井澹如・根岸前八等属殿十日、十一、十二日ト三日間も猶予有之ハ大概間ニ合可申哉ト奉存

十年九月五日 竹井懿貞⑩(竹井)

長谷川敬助様

教育会録事三名昨日辞令相成候

川越 大枝美福

持田 村上多熊

熊谷 根岸常二郎

県教育史』第三巻、二一二~二一九頁)。

「対れている。議題は学資改正で、議事終了後に石坂は祝詞を述べている(『埼玉で議長に選出され、七名社からは稲村貫一郎、石坂金一郎、小泉寛則が議員に選別の担当者である竹井懿貞がその準備の手筈を指示した書状。長谷川はこの会県側の担当者である竹井懿貞がその準備の手筈を指示した書状。長谷川はこの会に解説)臨時教育会は、明治一○年九月一三日から熊谷の伝習学校で開催された。

51 一八七七(明治1〇)年九月二八日 上中条学校にて臨時会議録

(中村(宏)家五四 - 六)

ナス明治十年九月二十八日夜、上中条学校ニテ議員二十一人臨時会議ヲ

消防法ノ議、十番議員樋口善次郎演説

非常モ亦数種アリト雖、火災消防ノ事ヲ最重トス、何トナレハ消防人間社会ノ義務タル其数多シト雖、就中尽スヘキハ非常ノ時ナリ、

防モ届サス、 左ノ方法ヲ論ス ハ尽力ノ及フ処ノモノニシテ、器械人数ニヨリテ直ニ其功ヲ見ルモ 、ナレバナリ、然ルニ該邨ノ如キハ其方法更ニ無之、届クベキノ消 故ニ各戸蕩燼ノ患アリ、 実二歎スヘキ至リナリ、

- 、龍吐水二挺、○桶五十ヲ求ムル事
- 該邨ノ如キハ川南・川北ニ備置ク 右器械ヲ配布スルハ、戸数ニヨリ便宜ノ地ニッ所へ置クベク、
- 時ハ一同ノ公費トスベシ 人ト見積リ、十保中ヨリ百五十人ノ人足ニテ使用スル目的 該器械購求代金ハ富有者ノ醵金タルベシ、但シ不得止出金難成 右器械ヲ使用スルハ、一保中(則二十五戸)ヨリ強壮ノ者十五 原説畢ル テリ

解ノ廉アラバ質問スヘキ旨ヲ言フ、質問スルモノ一人モナシ、依 右方法ノ演説畢リ依テ議長ハ各員ニ向へ、唯今十番ノ演説ニ不了 テ直ニ本説ノ可否ヲ討論スヘキ旨ヲ言フ

)四番関根城四郎原説ヲ駁ス、方今民費多端ノ折柄、 方法ヲ設クルコト甚不同意ナリ 右金アラバ之ニ使用スルヲ可トス、 目シテ、許多ノ金員ヲ費スハ甚不可ナリ、 故ニ消防器械ヲ購求シ且人足 目今道路橋梁甚不届 未来ノ火災ヲ

八番酒巻房次郎、 リ論スレバ、貧ナルモノハ自ラ労力シテ被災害者ニ報ヒ、 ハ器械ヲ備具シテ之ニ報ヒ、 富有者ノ醵金トアレバ何ゾ異論ナシ、一般人民ノ義務上ヨ 十番ノ原説ヲ賛成ス、其所以ハ民費多端ノ折 実ニ万全ノ策ナリ、故ニ十番ノ説ニ 富有者

○一番筑井易之助、十番ノ意ヲ補フナレトモ、器械ヲ求ムルニ少シ ク異論アリ、方今人民疲弊ノ折柄ニ付龍吐水ハ一挺ヲ求メ、 一十五ヲ求メ、漸々消防ニ付益アルヲ見テ増スヲ良トス 桶ハ

> ○三番山田常七、 弁解ナレモ大略一 番ノ説ニ同

)十八番森左司馬、十番ニ同意ス、 購ヒ、無限ノ火災ヲ防ハ、被災害者ノ為ノミナラズ、実ニ国家 器械ヲ原案ノ如ク求ムルト、一番ノ如ク求ムルトノ同意ヲ表ス、 之ハ二様ノ同意ノ表シテ後ニス、四番ノ説ハ未来ノコトニ金ヲ費 財ヲ失ハサル策ナリ、故ニ原按ヲ賛成ス 悉皆原按ニ決ス 原案ノ如ク求ムル同意ノ者ハ起立セヨト、応シテ起リモノ十六人、 スルモノアリ、依テ先ツ原按ノ同意ノ者ヲ起立セシヲ十八人、又 スハ不同意テ、目今ノコトニ使用シタキ旨ヲ言フ、又原案ヲ賛成 先ツ本議ハ二様ナリ、最モ器械ヲ求ムルニ付テハ少シク異論アリ、 右ノ外多少議論アレトモ大略同シ、故ニ同意ヲ表ス カスレバ、直ニ之ヲ消スコトアリ、サレバ些少ノ金円ヲ以器械ヲ ルトキ更ニ消防セサレバ尽ク蕩燼スベク、然ヲ各自ノ器械ヲ以尽 上大関係アルモノニシテ、譬ハ茲ニ十棟アル家アリ、之ニ出火ア 其訳ハ消防タルモノハ人民交際

物タル、 遑アラス、 ナセト種々世話アルト雖、目今ノ人民政府ノ何物タル、 シモノニシテ、突然政府ヨリ自主自由ノ権ヲ与ヘラレ、 行スへカラサルモノナリ、 夫レ村町会ナルモノハ政治ノ幾分ニ関係アルモノニシテ、 村町会尚早キノ説、十番議員関根城四郎 十月一日夜同所ニテ会議ス、 権義ノ何物タルヲ知ラスシテ、 故ニ尚早キ言フ原説畢ル 殊ニ吾輩人民ハ徳川氏ノ圧制ヲ受生立 議員 十五 何ソ政治ニ注目ニスルニ

教化ノ何 且会議ヲ

〇十九番森左司馬曰唯今説最不可ナリ、何トナレバ吾国従来圧制々。 議長ハ規則之通質問其他ノ手続ヲ以本議ヲ始ム 府ノ下ニ居レトモ、 方今政体ハ中々然ラズ、人民ニ自主自由

町会ヨリ漸々区県会ニモ及ボシ度存ス テ会議ヲナセシ時ニ基キ、百事公論ニ決スルノ時ナリ、 ヲ附与シ、人才ヲ登庸スルノ時ナレバ、諸有司廟堂ニ立テ会議 地方官会議アリ、之レ往昔庶々ノ神立天安河原ニ サレバ邨

ナリ、依テ考レバ通常ノ正租雑税ハ暫不論、費用上ノ事ハ悉ク邨 十二番酒巻房次郎原説ヲ駁ス、方今ノ人民ハ旧幕府ノ人民トハ 町会区県会ヲ経サレバ、 円ノ臨時用金等、 二異ナリ、 ハ官ナル時ナリ、 、明二知リ得ルモノニテ、 、権限之二附クモノニテ、 幕府ノ政事タル実ニ不可言、 訳モ分ラヌ金円ヲ取立、百事門閥ヲ以論シ、 然ルニ方今各地方県会アリ、区会アリ、 賦課スルコト出来ズ、 百事専断スルトハ事ノ相違アルハ無論 本県ノ如キモ尚此上区県会ヲモ設立致 何とナレバ何々ニ付何 村町会ノ権利アル 皆相応 官 大

○十番原説者曰、)五番山田常七日、 国皆会議スルハ此趣意ナリ、サレバ村町会ハ盛ニ行セ度思フ 会議ナルモノハ意見ヲ交換シ、 各員ノ説俗ニ曰鵜ノ真似ヲスル烏水ヲ呑ムト言フ 人民ノ智識ナルモノハ会議且教育等ニヨリテ出 智識ヲ研磨スルモノニテ、 各

僕力尚早キヲ主張スル所以ナリ ス事ヲナスベシ、之ヲ適度ニ関セズ致サセル時ハ恰ゴムノ如シ、 前説ニモ言通リ愚人召集スレバ反テ為サヽルニ如ス、又人智ニ限 モノナリ、 ゴムハ素ヨリ伸縮アリト雖、 レバナリ、 ^有ルモノニテ人力車ヲ挽モノアリ、 何ニモ不知ノ人民ヲ議場ニ出セバ、十 ト了知シテ事ヲ行フ故ニ、百事実際ニ運フベシ、然ルニ 各国人民ハ権義ヲ知リ、 仮令へ西洋各国ニテ会議ヲナスト言トモ、 ヤタラニ伸セバ切レルノ患アリ、 政府ノ何者タル、人民ノ義務 官員ニナルモノアリ、 -中ノ八九愚論ニ極レリ 其国ニ適ス

> 〇十六番筑井易之助曰十番説最可ナリ、 可ナリ 欲スルヲ所ヲサセズシ可ナリ、邨町会モ之ニ等シ、徒ニ会議ハ不 リ、サレバ成長ノ□リテ権義ヲ知リシ迄ハ、父ノ特権ヲ以テ各々 吞マント言ヒ、到底帰スル処ナシ、 其実際ヲ失フモノナリ、 レニ与フルニ会議ノ件ヲ以テスレバ、公平ハ会議ニアリト雖、 人ハ餅ヲ買ハント言ヒ、 一人ハ菓子ヲ買ハント言ヒ、一人ハ酒ヲ 譬ハ茲ニー家アリ、 遂ニ一家失亡ニ至ルハ現前ナ 徒ニ会議々々ト言フハ甚タ 小児五六名アリ、之

○五番曰、 ヲ主張ス 咽喉閉塞スレバ身体ヲ自由ヲ得ス、国家ハ素ヨリ然リ、 ニ会議ノ早キトハ何ソヤ、 先一二ヲ挙レバ、教育ノ盛ン、 十番・十六番ノ説甚不可ナリ、 国ニ言路アルハ身ニ咽喉アルカ如シ、 商法ノ勉励其他枚挙ニ不遑、 本国 フ 開 化見ルニ処アリ、 故二前

)十九番森左司馬曰、会議ハ智識ノ如何ニ関スト頻ニ主張スレトモ、 二前説ヲ補フ 議ナリ、左レバ百事公論ニ決スレバ、 リテ隣家へ相談シ、夫レヨリ一郭内へ及ホシ、 甚了解シ難シ、 譬ハ茲ニー 曲輪アリ、 他日異議ナキモノナリ、 今日ハ休日ニ致度ト思フア 其相談整フハ則会 故

〕十番又曰、会議ニモ大小アルハ勿論ナリ、 圧制ヲ受ルコト言語ニ絶タリ、依テ人民生テ圧制ヲ受ルヨリモ 会儀ハ如此時ニ起ルモノナリ、 及ヒ幸ニシテ英国ヲ敗レリト、 死シテモ人民独立ノ権利ヲ主張スベシト種々評議シ、 先教育先ニシテ後ニ会儀スベシ 吾国抔ニテ方今会議ハ実ニ無用 故ニ連年公議ニ決スト言フ、 聞二 亜国ニテ英国王ノ

依テ同意ヲ表ス、 先本議ハ原按ト十九番ノ動儀ナリ、 九番 右ノ外多少議論アレトモ大同小異ナリ

右二会共議長ハ中邨孫兵衛、幹事ハ森ト樋口ノ両氏ナリ意ノモノ僅ニ三人、多数ニヨツテ十九番ノ動議ニ決ス議ニ同意ノ者ハ起立セト言フニ、応シテ起リ者ニ十二人、原按

孫兵衛、 中条村の戸数は二四五戸(『武蔵国郡村誌』)なので、参加者は一割程度になる 積極的に論じる森左司馬の発言は白眉である。発言者は数人に限られるようであ の開催積極論に賛成が二二人、時期尚早論は三人に止まった。村町会の必要性を 課を例に取り会議の重要性を追加した。採決の結果は、 村町会より区県会へと会議を開くべきことを主張した。酒巻房次郎は諸費用の賦 馬が真っ向から反対意見を述べた。すなわち、元老院や地方官会議があるように、 提案者は関根城四郎である。その主張は、突然政府から与えられた自主自由で、 が一八人で原案が採択された。一○月一日は、村町会は時期尚早という議題で 案者は樋口善次郎で、非常のための消防機器の配備とその方法である。賛成二人、 史料57の共保会の会議とみられる。九月二八日の議題は消防法で参加二一人、提 人民はその趣旨をよく理解していないので時期尚早とした。これに対し、森左司 反対と修正が各一人合計四人の意見が載せられ、最終的に起立で決をとり、賛成 会議の進め方は共保会規則と同じである。両日とも夜である。議長は中村 会議の名称は「臨時会議」としか記載が無いが、発言者の人名からすると、 幹事は森左司馬と樋口善次郎、 中村と樋口は七名社員である。当時の上 参加者二五人のうち、

山口県士族福井英晴紹介、加藤栄之助付添) (長谷川家八五七)5 一八七七(明治一〇)年九月二九日 笹田默介書状(県下民情視察の

「第十五区長谷川敬助様 笹田默介」

旧里之者ニ而、当度本県へ罷越、治下之民情委敷相尋、且政府今日御清栄欣然之至ニ御座候、却説此仁山口県士族福井英晴と申、拙牛

頓首 順候、因而加藤栄之助付添差廻候間、不悪御承知被下度、為其早々 が厚く、地方困難ヲ察シ、将ニ成ス所アラントスルノ情実ニ付、無 シ厚く、地方困難ヲ察シ、将ニ成ス所アラントスルノ情実ニ付、無 定見も有之候ハヽ御面会之上承り度趣ニ有之、全体此仁は政事ニ志 定見を有之候ハヽ御面会之上承り度趣ニ有之、全体此仁は政事ニ志 と法例民情ニ適スルヤ否等之義ヲも致聞見候積りニ而県下巡回、御

栄之助は犬塚村の人で、当時は第一四区区長、 差出・〆封のある奥封上書形式なので、二重の封となっている。付き添いの加藤 に入れたいとあり、本書状の県下巡回と一致する。 書状も現存する(白根家一八五)。その内容は、 福井と会った記事がある。また、 川の「事務日誌」(史料20) (埼玉県行政文書 明九○七‐三二二)。 (解説) 封筒表書によれば、 長谷川の区長在任中の明治一〇年と推定でき、長谷 一〇月二日条に、 福井英晴が、 笹田の添状により熊谷清水旅館で 同年一二月二八日に県に出仕する 白根県令へ出した三月二〇日付の 昨年の巡回で得た鄙見書を御覧 この書状は、本文末尾に宛先

53 [|八七七(明治|〇)年|〇月|四日ヵ] 共同会結社大意及び出席者

(鴻巣市 福島家一七七)

社 大 意

結

ノ天賜ナリ、夫斯天賜ヲ保有セント欲セバ、必ズ自ラ治シテ自ラ立人力ヲ以テ之ヲ移奪シ得ベカラサル所ノモノニシテ、実ニ至貴至重権理ヲ以テス、斯通義権理ナルモノハ、即人民本然ノ性法ニ基キ、天ノ斯ノ民ヲ生スルヤ、必ス貴賤ノ別ナク均シク之ニ賦スルニ通義

ンコトヲ ム、諸君誠ニ此志ヲ同フセハ、請フ相供ニ勉強忍耐シテ此ニ従事セ 内万国ト相対峙屹立スルニ至ルヲ企望スレハナリ、故ニ吾輩切ニ望 人民ト相供ニ匹交シ得ルヲ期セントス、是又他ナシ、即吾帝国ヲ宇 本分ヲ尽シ、所謂天賜ノ通義権理ヲ保有シ、終ニ彼欧米諸国開明ノ ス百般ノ事績ニ就テ相共ニ講究合議シ、以テ自ラ治シテ自ラ立ツノ 同志相会シ、其苟クモ人民ニ益シ政治ニ補アルモノハ、内外ヲ問 ヲ弁セサレバナリ、故今我輩爰ニ感奮スル所アリ、将ニー社ヲ結ヒ 関スルヲ知ラサルモノ多シ、是皆先ツ其本分ノ通義権理ノ何物タル 本ナルノ真理ニシテ、国ノ富強ナルモ貧弱ナルモ人民品行ノ良否ニ 事トシ、所謂一国ノ富強貧弱ハ皆人民反射ノ光ニシテ、人民ハ国 ラズ、抑今ヤ我国中古封建ノ余習ヲ承ケ、人民其ノ政府ニ依頼スル ツノ本分ヲ尽シ、人々不羈独立ノ地位ニ至ルヲ期セズンバアルベカ ノ過甚ナルニ失シ、却テ徒ニ其政府ニ望ミ其政府ヲ責ムルノミ維レ 同 第六区 第八大区 第十三区 第廿五区立野村 第七区惣新田 真印 山 口 田口 増田 義三郎 栄十郎 良之丞 貞次郎 秋吉 進之 頭 ノ社中 第十三区本川股村(資介) 第七区 第八大区 第五区大場 同区三ヶ尻 第廿五区 第七区木立邨 大垣 六郎右衛門 澹如

共同会概 厠

共同会ハ毎年両度 〈四月第二日曜十月同〉ト定ム

会場ハ熊谷・幸手ノ両所トス

〈十月ハ幸手ニ会シ四月ハ熊谷ニ会ス〉

本会ヲ区分シ第三聯区トス

聯区 十二番中学区

第二聯区 番 同

、一聯区毎二幹事弐名副幹事数名ヲ置キ、幹事ハ専ラ該区内ヲ統 一聯区 従十三番中学区至十六番

各聯区幹事副幹事ノ姓名ハ別ニ記載アリシ 定会外時宜ニヨリ臨時会ヲ開クベシ 副幹事ハ之カ輔翼タルベシ

「以下姓名ハ本日出欄外加等)

懿貞

寛則

同

同 玉井村

郎

同 上川上村

郎

同

中条村

孫兵衛

勘一

郎

郎 同

同

同

同

玉井邨

第九大区本庄

開邦

第五大区森戸村

武

香

第十七区糠田村

幸三郎

第十七区大間村

-62 -

第十五区北河原村 (製) 第七大区村岡邨 長谷川 長井 市太郎 耕助 第十六区佐間村 第十六区佐間村 第八大区 原口 Щ

恵助

通弘

同 持田村

郎

同

堤根村

増田

松五郎

三田 清太郎

中学区と行政区及び現行市町村の関係は『埼玉県教育史』第三巻一五四頁を参照 である。ついで、当日出席の三二人の連名で、各人に付された区は、行政区である。 ている。会の組織は、学校設置の中学区を単位に三聯区に分けている。第一聯区は、 開催の概則では、毎年四月に熊谷、一〇月に幸手で演説会を開催することになっ 志が集まり人民に益あることを講究合議し、「天賜ノ通義権理」を体得させ、 周辺に集中している このように、埼玉県全域を対象に計画されているが、現実の出席者は幸手と熊谷 幸手を含む南埼玉・北葛飾、 には開明の欧米諸国の人民と交際できるようにする、という遠大な目標を掲げる。 頭に民撰議員設立建白書の天賦人権説を掲げ、 (解説)共同会という民権結社の結社大意と運営概則、 第二聯区は北足立、第三聯区は北埼玉と旧熊谷県域 自治自立を強調する。そして、 会議出席者名簿である。 さら 同 冒

収録し、 の幸手での開催記事も収録している(松崎欣一氏『三田演説会と慶応義塾系演説 に今度の第三回ハ幸手学校にて開き」と述べている。そして、 県下では昨年より有志輩が申し合せ幸手・熊ケ谷両駅にて交る々演説会を開き既 会』一九三~一九四頁)。結社大意と共同会概則は、 この史料には年号が無いが、 同書所収の長島二三子氏論文では明治一一年三月に結成としている。 明治一一年一一月一四日付『郵便報知新聞』の府下雑報欄には、「埼玉 『埼玉自由民権運動史料』では明治一一年として その性格からして第 前年一〇月 四日 回の

> 翌一一年四月の第二回の可能性もある 明治一〇年一〇月一四日とすべきであるが、 出席者名簿は熊谷地方が多いので、

いる。 子氏 係者の参加をみたのであろう。 を中心に慶應義塾関係者で企画され、 であるが、第一回が幸手で開催されたことからすると、 参加を誘われたが不参であった のときは、 日に熊谷で開催され、 年四月二一日に熊谷、 熊谷と幸手地域とは、 市 村の根岸武香や本川俣村(羽生市)の掘越寛介、この記録を伝えた大間村 名社員は九名で、欠席は高知県へ出張中の石川弥一郎だけである。さらに、冑山 さらにその周辺の有力者が参加していったのであろう。この出席者記録には、七 る。 真中忠直は、幸手在惣新田の出身で、 活動に参加していたことに関係するとみられる(林有章『熊谷史話』二六五頁)。 では、 (鴻巣市) 出身の加藤政之助 この真中忠直・直道父子と竹井澹如の関係で、幸手と熊谷を結ぶ結社ができ、 当時政府の駅逓権助をしていた真中忠直で、その息子直道が慶應義塾で演説 の福島耕助、 「熊谷地方の自由民権運動」六九五頁)。共同会の第二回演説会は明治一一 また、第三回幸手のとき、 なぜ熊谷と幸手が中心となるのであろうか。 竹井澹如や慶應義塾の加藤政之助の書状などが本史料集に収録されて 佐間村の山崎祥一郎などへ広がっている。高崎線開通以前には いずれも慶應義塾から多数の弁士が来ている。 第三回は同年一一月一〇日に幸手、 利根川の舟運で繋がりが深いという指摘もある(長島二三 (史料20「烟雲雑誌」)。 稲村貫一郎は竹井家から当日の演題を伝えられ 糠田村 川口村(加須市)真中家の養子となってい 同じく慶應義塾で演説活動していた滝馬室 (同市) の河野捨三などの縁で、 それは、 当地に縁のある真中直道 共同会結成の過程は未詳 第四回は一二年四月六 竹井澹如妻の実兄 熊谷で開催

54 |八七七(明治|〇)年||月||日 帰宅次第集義 竹井澹如書状(御内話之事至極同意

(長谷川家九一二)

「埼玉県下第十五区区務所長谷川敬助様」

浦和駅伊勢や保平方 竹井澹如

(対筒裏書) 明治十年十一月二日 『東京横浜製糸分社印行』 小生義無拠談事出来存外長逗留二相成、昨夕県下 *消印「浦和/武蔵・足立・一一・二」「イ・八・六号」

知いたし一ト先集議を尽し、其上外へ談示候手配ニ取計可申、 坐候、いつれ帰宅之上は惣々御報意可申候、御内話之事ニ而此間御 く
く
よ
ろ
し
く
奉
願
候
、 県庁之探偵ハ十分周旋可仕候、稲村先生へハ別段呈書不致、くれ 高慮御洩し被下至極御同意ニ候、 迄引返し申候、 益御清穆奉賀候、 少々県庁へ引合度事も有之、両三日滞在之積り二御 右之外申上度事共色々有之候得共、 帰宅次第根岸・中島・中村等へ通 何も不日 今日

十一月二日朝

拝顔ニ譲り早々如此御坐候也

長谷川様

尊大人其外皆様方へ、 過日之御礼よろしく奉希候

兵衛カ)と集義とある。 る。 竹井は東京に出ていて、 (解説) 年代は 長谷川との 「内話」には賛成なので、帰宅したら根岸 封筒裏書により明治一○年であるが、手紙の文意は明確でない。 「稲村先生」は、 帰りに県庁を廻り浦和に滞在、そこから手紙を出してい 稲村貫一郎か (武香)、中島、中村(孫

55 「長谷川敬助様親剪 (計簡表書) |八七七(明治|〇)年||月三日 川島楳坪 川島楳坪書状(川島熊谷滞在中、来遊 (長谷川家九一八)

敬堂兄

御在京中御約束仕候通信之義、

于今浦和ニ滞在候哉の趣ニ付、

同氏帰宅次第可差上候 略腹案ハ相立居候得共、

御存之通本

則草稿壱通、 江転宿仕候間、 申上置候、 来奉待候、右は笹田子伝言之旨も有之、縷々御話致度奉存候、 処、熊谷二罷越申候、 本日公事有之、当区務所二相伺候処、 頓首 就而は御退出之後、 御出勤前ニ有之、 御閑暇御坐候ハヽ、 御待可申之 御遊

十一月三日

三九六、三九七)。 月日が異なっている。 あるので貼継ぎを間違えたのであろうか。 堂」は長谷川敬助の号なので宛名である。この部分は小紙片で、不自然な位置に (解説) 年代は、 長谷川の区務所在勤で明治一〇年である。本文一行目の「敬 この前後に学資法成議の授受が行われている(長谷川家 史料59と同封であるが、 一月以上の

56 送付、「通信」原稿遅延詫、転居通知 |八七七(明治|〇)年 ||月四日 石川弥|郎書状(府県会規則草案 (長谷川家九九九)

﨑 玉県第拾五区池上邨区務所ニテ長谷川敬助 東京湯嶌五丁目壱番地小沢仁兵衛寓石川弥

十一月四日夕投函

「 封 言 動

*消印「東京/十年・一一・四・ぬ

郎

去卅一日御投函之御状披見、無異御帰宅之趣奉恐賀候、吉田氏立の 伝言も早々申通候、予而申上候移転之義も漸く相決、本日肩書之所 吉田氏より被廻候ニ付、 御面会之節は、 社友諸君江御鶴声相願候、 竹井江託し差上候、 ○県会規 併竹井も

候也(候間、不日記載可供大観候、右転居御報知旁如此、書余万縷期後信候間、不日記載可供大観候、右転居御報知旁如此、書余万縷期後信日迄彼雑沓中ニ混居罷在候故、未夕脱稿不仕、併本日より聊免雑沓

長谷川敬助様 貴下十一月四日 石川弥一郎

た、石川が執筆を約束した「通信」というのは、「七名社通信」であろう。路で流布していたことがわかる。府県会規則は明治一一年七月二二日に公布。ま政府で検討している府県会規則の草案が、吉田→石川→竹井→長谷川、という経氏は内務省出仕の吉田市十郎、竹井氏は埼玉県庁出仕の竹井懿貞と推定される。氏は内務省出仕の吉田市十郎、竹井氏は埼玉県庁出仕の竹井懿貞と推定される。氏谷川の区務所在勤とも矛盾はない。文中の吉田(解説)年代は、消印による。長谷川の区務所在勤とも矛盾はない。文中の吉田

57 |八七七(明治|〇)年||月|日 共保会規則

(中村(宏)家五四-四)

ナラサルヲ信シタリ、於是更ニ同志相会シ、倍々弁論ヲ振張センコ吾党農隙休暇等ニ集会シ、各所見ヲ陳シ異聞ヲ談シ、其稗益ノ鮮少「共保会規則」

法ヲ約シ、且姓名ヲ自記捺印シテ憑拠トス之ヲ発会セリ、依テ該会ノ永ク隆盛ナランコトヲ欲シ、茲ニ維持方トヲ希望セシニ、幸ニ各員ノ意見ト相投合シ、明治十年十二月一日

第一条 本会ヲ名ケテ共保会トス

第二条 毎月一日・十日・二十日某所ニ開ク

延会スベシ第三条 第二条ノ如ク定日アレドモ、会衆五分以上欠席スルトキハ

但、日限ハ延スト雖モ、毎月三会ヲ欠クベカラス

午後八時開会、同十一時閉会ノコト第四条 昼会スルトキハ午後一時ヨリ同五時マテ、夜会スルトキハ

幹事二報スベシ、幹事ハ順序ヲ定メテ題目姓名ヲ会頭ニ通シ、会第五条 意見ヲ演説セント欲スルトキハ、開場前ニ其題目ヲ記シテ

場へ掲示ス

第六条 弁論ノ順序

会頭ノ令ヲ須テ質問スベシ第二款 演説畢ルコトニ、其主意ニツキ了解セサルコトアル者ハ、第壱款 意見アルモノハ会頭ノ令ヲ須テ演説スベシ

第三款 会頭ハ会衆已ニ演説ノ主意ヲ了解セリト見認ムルトキ

ハ、更ニ令シテ弁論ヲ尽サシム

論アルトキハ、会頭ノ可トスルトコロヲ以テ、衆論ト認ムベシ同意ヲ表セシメ、多数ニヨリテ衆論ヲ公認ス、若シ同数併立ノ第四款 会頭ハ会衆ノ弁論已ニ熟セリト見認ムルトキハ、令シテ

事ノ如何ニ関セス、会衆之ヲ確守スベシ 第五款 凡ソ会頭ノ令スルトコロハ(コノ規則ニ触レサレハ)其

応スルヲ須テ発言スベシニスルモノハ、起テ会頭ト呼ヒ、其何番ト

第八款 弁論中ハ喫煙耳語スヘカラス 第七款 凡ソ言語ハ温和ヲ旨トシ、嘲笑罵詈ニ渉ヘカラス

第九款 規則ヲ犯スモノアレバ会頭之ヲ説論シ、又ハ退場セシム

ベシ

第七条 開場中ハ衆人ノ縦聴ヲ允ス

ヲ守ルヘキ誓書ヲ出スベシ請ヒ、允許ヲ得ハ深ク本会結約ノ主意ヲ体シ、確ク会中ノ諸規則第八条 自後会衆タルヲ望ムモノアレバ、書面ヲ以テ其旨ヲ幹事ニ

第十条 已ニ会衆トナルモノト雖モ、品行不正ニシテ本会ノ面目ヲ 汚辱スルコトアレハ、脱会セシム ヲ探訪シ、之ニ自己ノ意見ヲ添テ会衆へ公告シ、衆論ニ付スベシ 幹事ハ会衆タルコトヲ請フ書面ヲ得レハ、其人ノ履歴品行

第十三条 第十二条 会頭壱名幹事二名投票ヲ以テ撰定ス、会頭ハ任期ヲ立テ 第十一条 会衆タルモノ不得止事故アリテ、脱会セントスルトキハ、 ス、幹事ハ三ヶ月ヲ以テ任期トシ、再撰セラル、ヲ允ス 其旨口頭又ハ書面ヲ以テ会衆へ公告シ、其公認ヲ得ベシ 会頭意見アルトキハ更ニ代理ヲ特撰シ、会衆タルコトヲ

第十四条 任トス 会頭ハ会中一切ノ事務ヲ綜括シ、本会ノ隆替ヲ以テ其責

得ベシ

第十五条 会頭欠席スルトキ其事務ヲ代理ス、弁論中ハ他ノ会衆ト異ルコト 幹事ハ庶務・記録ノ二課ヲ分掌シ、以テ会頭ヲ補翼シ、

第十六条 会頭幹ヲ撰定スルハ、投票ノ多数ニヨリテ決スルト雖モ 以上ノ意見ニヨル、若シ三分ノ二以上一致セザレハ尚旧ニ依ルベ 入会ヲ允許シ脱会ヲ命シ、及諸規則ヲ増補改正スルハ、三分之二

明治十年十二月一日

第拾五区

筑井易之助 樋口善次郎印

山田 常七⑪

酒巻房次郎

58

島野長二郎卵

録での発言や議決の方法は、この規則の通りである。 月後にできており順序は逆になる。後から規則を成文化したのであろうか。議事 保は村内の組織を意味しているようである。ただ、共保会規則はこの会議の三カ 事録で、最初の演説者樋口善次郎発言の三項目に、「一保」は則ち二五戸とあり、 する今井村二名の一五名である。共保会の「保」について、史料51の臨時会議議 と記録の二名と、整った組織である。連名しているのは、上中条村一三名と隣接 毎回三~四時間とかなりハードな日程である。役員は会頭と幹事で、幹事は庶務 条は、さらに九款の細則がつき詳細である。農隙や休暇に開くというが、 (解説)共保会と称する弁論集会の規則。全一六箇条、そのうち弁論の順序の箇 月三回

籾山

小林熊之助印 大嶋常次郎 樋口織三郎

(EII)

関根城四郎

今井村

稲村 宗平印

稲村五郎兵衛

上中条村

中村孫兵衛 左司馬印

大崎兵五郎

藤文庵|件取計済、御心事笹田課長へ話、佐藤文庵医業仮免状北河原 八七七(明治|〇)年||月|〇日 川島楳坪書状(御互に心事吐露、佐

(長谷川家八七七・八七八)

第十五区々務所区長長谷川敬助殿公信

「学第二千五百四十号」 埼玉県川島楳坪

佐藤文庵一件之儀、 量候処、格別之影響は有之間敷奉存候、尚此上可然御配慮可被下候 別紙之通取計済ニ相成居、 二而得拝顔、互二心事吐露致、 寸書拝呈、向寒之節ニ相成候処、益御清務奉南山候、陳は此頃熊谷 帰県早々御打合之手続ニ可相運心得之処、最早 *消印 残懐不過之奉存候、乍去該書面ニより商 「浦和/武蔵・足立・一二・一一」「イ・八六・号」 快活此事二御坐候、其節御話有之候

十年十二月十日 楳坪 先は右申上度如此る

一御坐候、

頓首

敬堂盟挈

重啓、 伏本校ニ而も転校可為致愚案罷在候、 此段為御心得御内々奉申上候、 右は万々不得已次第二奉存候条、其辺之顛末笹田課長ニ情話仕候、 熊谷御内話之件御再考之上、御心事云々御示諭被下承知仕候、 岡正靖ニも又々困却仕候、無余儀松 御区中之事情無隠疎小生迄御

(*同封別紙

群馬県へ回答案伺

「学第二百三十九号」

而開業云々有之旨、 術営業出願候ニ付御調査之処、 御県衛第五拾五号ヲ以、 開業罷在候ニ相違無之、 此段及御回答候也 御照会ニヨリ取調候処、 御管下山田郡只上村田村芦庵、 尤当県二於而は佐藤文庵ト称シ寄留罷 履歴書中、 従前当県下北河原村ニ於 当県ヨリ仮免状ヲ授与 帰籍之上医

> 明治十年十二月一日 埼玉県令白根多助

群馬県令楫取素彦殿

職願のようで、同日付の辞職願書もある(長谷川家九二三)。 している(埼玉県行政文書 明五○九五‐五○八)。追伸の御内話は、 る(明五〇九二-一一一。また末尾の岡正靖は、 されているので、本書状の末尾に収録した。佐藤は北河原小学校助教のようであ (解説)佐藤文庵については、「群馬県へ回答案伺写」(長谷川家八七七)が同封 池上学校より松伏小学校へ転任

59 |八七七(明治|〇)年|||月|〇日 川島楳坪書状(学費支出決議録送付)

(長谷川家九一九)

限指令取計申候、 別冊学資支出決議録之儀、 宜布御承知可被下候、 御区中之都合も有之趣御察申候条、 草々不一

長谷川敬助様

十年十二月十日

川島楳坪

稲村貫一郎様

(解説) 追而 史料55と同封。 決議録指令は郵着之際、 臨時教育集会の報告書なので、 御落手可被下候 宛先が委員となった長谷

川と稲村連名である。

竹井転居、埼玉新報創刊、学事諮問に太田卓之来県、石川帰省通知) |八七七(明治|〇)年|||月|七日 小泉寛則書状(依頼の区画改正案:

60

(長谷川家九九八)

帰省スルトノ事、 態実ニ奇々妙々、 **筈**二御座候、 島氏『罷出候処、未夕同氏之手許二無之、不日入手之上相廻シ呉候 メ本県ニ被参候、 候得共、官令ト雑報トハ掲載有之候、○此程太田卓之学事諮問ノタ 第一号発兌二而、 帰県候ニ付、 時下寒冽之候愈御清適奉賀候、然は迂弟義去ル十四日竹井子と同 「十年十二月十七日(封筒裏書) ○竹井ハ昨十六日転居候 「第拾五区々務所長谷川敬助殿御親展 借受之上ハ至急謄写差上候間、 兼而御托之区画改正案早速写採御廻送可申上心算、 之ハ期拝謁陳述可仕候、 埼玉新報卜申新聞発兌相成候、 書外譲後便候、 ○東京石川より弟≒向ケタル書面ニ、 〈裏門通新築〉、弟も荷物運搬ニ手伝、 草々不具 *消印 「浦和/武蔵・足立・一二・一七」 従浦和駅小泉寛則 ○県下ニ於テ一昨土曜日 左様御承認相成度候、 未タ社説ニハ不及 歳晩ニ至リ 其情 Ш 車

る。

十二月十七日払暁 寛則

慶応四 井の転居先「裏門通」は、 をともにしている「竹井」 が、長谷川の依頼により、 じられている。このときに埼玉に来たとすれば、小泉が報じていることと一致す 務課長兼師範学校長となり、 る (職〇〇一四八一〇〇-〇二六)。 公文書館の記録に太田卓之の履歴があり 尾の方に国の役人のような書き方で出てくる太田卓之について調べてみる。 五年五月、 (一八六八) 年六月奥羽鎮撫総督府書記官、二年八月酒田県少参事などを 封筒裏書により明治一○年である。県で行っている区画改正案 左院権大掌記、 は懿貞で、 現在もある県庁から中山道へ到る路地か。 川島→小泉のルートで、伝えられている。小泉と行動 一〇年一一月一三日から一二月二八日まで出京を命 七年左院三等書記官、 太田は、 明治一〇年六月から県に出仕していた。 「岡山県平民 天保九(一八三八) 元熊谷」という記述があ 九年岡山県大属、 年九月生まれ 同県学 国立 竹

> - 二○九)によると下奈良村の出身で、三ヶ尻の小泉家に養子に行っているので のその後の履歴は、 府に出仕し、 卓之の履歴書と一致する。以上の検討により、 は医学校生と伝えている(同前、 師太田文庵の四男で、 吟子が明治一二年八月に飯能の田中かく子に紹介した結婚相手は、 官が帰省したと報じている(『熊谷市史』資料編8、資料一一四)。さらに、 年七月二五日付の田中正彜の書状はこれに対応するもので、 治七年七月に左院三等書記官太田卓之の熊谷県帰省届が収録されている。 太田と同郷となる (叙○○二三六一○○-○○一)。小泉寛則も履歴書 では、 冒頭にある「元熊谷」はどうなるか。国立公文書館の公文録には、 吉田1 一郎や田中正彜と懇意の人物であったことがわかる。 国立公文書館の太田卓之特旨叙任ノ件添付の履歴書に詳しい 長男はかつて酒田県参事、 資料一七八)。長男のかつて酒田県参事が、 太田卓之は中奈良村の出身で新政 二男は現在アメリカ滞在、 (埼玉県行政文書 明三七一〇 吉田1 中奈良村の医 一郎と太田書記 太田卓之 明治七 荻野 三男 明

埼玉県は郷貫、師範学校教科書に採用斡旋依頼、川島氏へ寄送) |八七八(明治||一)年||月||四日 永田健助書状(拙著世上に伝播仕度)

61

「長谷川君」

|長谷川家九三||)

此所ニ際シ君カ御諭示ヲ得タレハ、 氏へ差向一部寄送可致ト奉存候間、 相成候得は、実ニ此上も無キ光栄ニシテ、最渇望スル所ニ御坐候 ヲ以テ第一トス、 謝候、書元之発行いたし候得は、 新年之御慶奉祝候、 テ誇称スルニアラザレ共、 殊ニ埼玉県は生ガ郷貫、 陳は過日は拙著書之事ニ付御深意之御諭 多年少シク精神ヲ労セシ書ニシテ、 広ク世上ニ伝播スルノ道ヲ求ムル 御前案之文面ニ認メ、不日川島 尚宜敷奉願候、 若シ管内教育上ニ採用ニ 同書之儀、 示奉拝

も相成候故、 其他静岡・新潟等県立師範校教科書ニ納入ニ相成、 伝播之路開扉御尽力可被下候、 故ニ埼玉県ニ而採用ニ相成候得は、 ノ微力ニテハ賢実ニ訳せし積ニ御坐候、 、出張いたし事出来いたし可申哉トモ存ニ付、 然ル上は頗ル繁劇ニ 旧正月之頃ニ帰省可仕心得ニも御坐候間、 小生も翌月頃ニ至り、殊ニヨリ他方 誠二都合宜敷御坐候、 既二東京・宮城官立師範校 数百部発売仕候 其節尚詳細 何卒爾来

月十四日 派紙呉重郎方へ御届奉願候 長谷川盟兄 永田拝 硯北

家臣で、 が郷貫ということと、どこで繋がるのであろうか。その手掛かりが、この書状の ら国分寺にかけて野中新田があり、 府藩主家達)の家来腰山辰次郎とある。 應義塾、 ネット Bibliographical Database of Keio Economists)。『慶應義塾入社帳』第一巻(慶 学輸入史で重要な訳書と評価され、その訳者永田健助は、 が『宝氏経済学』であることがわかる(史料63)。『宝氏経済学』は、 ぐに川島楳坪へ伝達したようで、それに対する川島の返書も現存し、 他県の県立師範学校の教科書に採用されてきた。ついては、 永田荘作書状となっているが再検討する。内容は、 玉県でも、ぜひ採用して欲しい、と長谷川に依頼してきたのである。長谷川はす 翌年には地理学や歴史学の英書会読の教師を勤めていたという(インター 生国は武蔵、住所は野中、主人は清水民部太夫、保証人は徳川亀之助(駿 この書状の差出人「永田」とは誰か。文書館の長谷川家文書目録では、 野中に住んでいた。 一九八六年)によると、永田健助は、 埼玉県域には野中という村名はなく、 この辺りが該当しそうである。では、 これでみると、 明治元年一一月一八日に二三歳で ある翻訳書を出版し、 永田は御三卿の清水家の 明治元年に慶應義塾に 自分の郷貫である埼 東京の小平か この翻訳書 明治の経済 すでに 埼玉県

> 成所、 明治一一年五月七日付の加藤政之助書状(史料72)と同封だが混入か 料センター)。 統計寮、 略伝によると、次兄の永田健助は慶應義塾の講師とある(『埼玉県議会史』第六 いえば、 追伸にある「別紙呉重郎方へ御届」という言及である。 本編纂課雇員の昇級及同雇員御用掛申付の件、防衛省防衛研究所、アジア歴史史 |翻訳小社」として計画されたことと無関係でないかも知れない。なお、本書状は 以上のことから、この書状の差出人は永田健助であることが確認できたと思 永田健助は、 埼玉県議会歴代議員録)。 大学南校、 一二年二月に参謀本部編纂課雇に任じられている(明治一三年一月、参 同じ北河原村の人で第一回県会議員に当選する小林呉重郎がいる。その 永田健助のような英学者が身近にいたことは、七名社が「訳書小社 文部省編輯掛、 新政府に出仕し、明治三年六月の大学少助教を振り出しに、 要するに健助は養子で永田姓となっているのであ 学務課翻訳掛、 師範学校、 長谷川の周辺で呉重郎と 九年四月には大蔵省 開

る。 巻

|八七八(明治||)年||月||二日 根岸武香書状(年賀、土偶人周旋督促)

62

長谷川家八六四

「埼玉県第十五区埼玉郡北河原村長谷川敬助様侍 月廿

同県下七大区大里郡冑山村根岸

*封筒裏消印 「熊谷/武蔵・大里・一・二二」

恭賀新年

明治十一年一月廿一日

根岸武香

(花押

副啓、 御待申上候間、何卒御周旋奏図ヲ認メ、代価差上候申処、 長谷川敬助殿 旧年は数々御厚情ヲ蒙り難有奉謝候、 何卒御周旋奉願候、 于今御返書無之、一日千秋ノ思ヲ成シ 日も早ク引取、 然二土偶人ノ事先月中 玩物二仕度

御察可被下候、 猶委細後便可申 上候、

あろう。 根岸は、 の文字は見せ消ちの処理になっているが、受け取った長谷川が付したもので 年賀状であるが、 こうした古器物の収集で知られたが、長谷川も関係したのであろう。「代 追伸にある「土偶人」 (埴輪) の購入が主目的であろう。

らく他の書状のものであろう。 「埼玉県十五区池上村区務所長谷川敬助様」 一月一四日付の永田健助書状があるが、 現状では、もう一つ次の封筒が付いているが、「東京」 候補としては、 日付がやや離れる。 、 史料 61、 明治一一 の消印で不自然。 年と推定される おそ

*消印「東京/十一年・一・二二・と」

64

63 |八七八(明治||)年||月||八日 論を師範学校教科書に採用) 川島楳坪書状(永田氏訳述宝氏経済 (長谷川家九一七)

「埼玉県第十五区区務所長谷川敬助様回答」 浦 和 八番地川島楳坪

求評議仕候、右は中々面白き訳書ニ而、近来所絶無而僅有と奉存候 部郵寄之趣御申越二相成候得共、 師範学校教科書二差加申候、 新禧奉賀候、 先は右御答兼申進度、 陳は旧冬御憑仗有之候永田子訳述之宝氏経済論之儀 如此二御坐候、 *消印「浦和/武蔵・足立・一・二八」「イ・八六・号 左様御承知可被下候、 于今当着不仕候、 却説右経済論 依之書林二而購

月廿八日 川島楳坪

敬堂様

(解説) 年代は、封筒表書により長谷川が区務所在勤で、 明治一一年と推定できる。

> 究資料館、 府士族永田健助で、 される。 Political Economy for Beginners の邦訳、明治の経済学輸入史で重要な翻訳書と 氏経済学』(川島は「宝氏経済論」と記している) その奥付によると、 近代書誌・近代画像データベース)。 住所は第三大区五小区牛込揚場町十七番地とある(国文学研 明治一〇年九月六日版権免許、 ば、Millicent Garrett Fawcett 訳者幷出板人は東京

の通知である。当時川島楳坪は、

さきの永田健助書状

(史料61)をうけ長谷川が川島に斡旋し、

川島からきた了解

県庁で学務を担当する第五課の課長である。『宝

県会は地租改正終了後 更は不可、七名社通信、刑法草稿での国事犯と死刑、区会規則の検討: 西遊、七名社第二期結約草稿送付依頼、林勘兵衛入社、七名社社名変 |八七八(明治||)年||月三〇日 | 石川弥||郎書状(稲村が奥原晴湖と (長谷川家九六四

「﨑玉県拾五区池上邨区務所長谷川敬助様 東京神田小柳町三河屋与右衛門方石川弥

十一年一月三十日

郎

拝啓、 可致様申通候処、 段乍御手数相願候、 書綴相成候赴、 二相成候哉、 高論ヲ拝聴、 日帰省之節略及御相談候七名社第二期結約之義、 嵐山之桜、快心悦目之事ナラサルハナシ、健羨ニ堪ヒス、○過 頗ル愉快ヲ相覚候、 其後は意外之御無音仕候、 稲邨君の御話ニよれハ石阪君ヲ委員トシ、社約草稿御 愉快此事二御座候、 果テ然は右草稿御書綴之上ハ壱部御恵投被下度、 入社致度旨此程報道有之候間、 ○熊谷駅林勘兵衛ト申者≒第二期七名社≒入社 但同君ハ晴湖女史ト同行西遊被成、 此程稲邨君来訪、 却説過日ハ久々ニテ拝眼、 *消印「東京/十一年・一・三〇・ち」 其後如何之御都合 社約議定本社員調 一日二夜同居同 諸兄之 月瀬之 此

御方無之、 印済之上ハ、 御託し御報道被下度候也 直二及相談候も御不都合之義等有之候得は、 応同人紅御報道被下度、 但社中ニテ右林某を御存之 小泉香鱔江

得は、 トナシ、断然原名ヲ因襲被致候様仕度候也 歯牙ニ懸ルニ足ラス、惟其慣習トナリ人心ニ感銘スルヲ以テ足レリ 不適ヲ笑フモノモ可有之候得共、此等ハ皆浮文霊学ノ徒ニテ吾輩ノ サルタメ原名ヲ因襲スル方尤も宜敷、 都テ都合宜敷、 如何トナレハ、七名社の号ハ已ニ該地方ノ人心≒感銘致し居候間! 社約制定再結相成候共、社号ハ依然七名の称相用候方宜敷様被存候、 蹤令其水滔々山ヲカネ気船ヲ通スルニ至ルモ、其源ヲ忘却セ 且今回多少人員増加相成候共、其濫觴は即七名二候 又其字ノ不雅ヲ難シ、 其義ノ

照し通信可申上候 呈サス、但シ来ル二月ハ猶又如例通信致、 七名社通信本月分ハ已ニ過日帰省之節面談ヲ尽シ候得は別ニ贅言ヲ 三月よりハ更ニ新社約ニ

文有之候赴、 頃日日本刑法稿成候赴伝聞、 吾党大声疾呼快哉ヲ称スヘシ 其稿ニハ国事犯人ハ死ニ処セサル ブ明

約制定再結約之調印相済候上ハ、速ニ区会ノ規則按御議定相成、 儀以テ七名社更張ノ気勢ヲ相張り候様致度被存候、 ○吾県邨町会ハ已ニ諸君ノ建儀ニよりテ略端緒ヲ開 地租改正整理之後布告相成候様相成候赴二御座候 高論如何 キ候得は、 建

右申上度、 草々頓

石川 弥 郎

時二窓前雨雪

長谷川敬助様 乍筆末諸 貴下

御報道相願候也 朌 君江宜敷御致声相願候、 且其後珍説等有之候得は

> 二八九頁)。 有章のことで、 針としては、 民権論者らしく、 名社通信」と名付けて、自らの考えや様々な情報を書き送っていたこともわかる。 べきである、と明快に答える。この時期、石川は積極的に七名社に関わり、毎月「七 参照のこと。まず、 長就任は方針に合致する。 (解説) 社員は増えるかも知れないが、 年代は、 町村会から区会を目指しているようである。とすれば、 本人の回顧では結局入社しなかったという 封筒表書による。 国事犯の死刑制度にも強い関心をもっている。七名社の運動方 石坂がまとめているという第二期七名社約草稿の送付を依頼 なお、七名社に入社希望という林勘兵衛は、 書出しの稲村来訪の話は、つぎの稲村書状を 社名は地域の人々に知られた七名社を踏襲す (林有章 長谷川の区 『熊谷史話 のちの林

川氏と七名社改革相談、出立前区務取締免職、東海道筋寂寞、七名社 新結社無故欠席罰金法、社中募金、区内小学校監督) 八七八(明治二)年二月七日 稲村貫|郎書状(京阪漫遊、東京にて石

65

(長谷川家九九七)

「二月七日投函 ^(封筒裏書) 長谷川敬助様御親前 稲邨貫 郎 勢州四日市

謹啓、 参詣、 任欠員も増置、 所出頭ニ而相済候哉 二四日市湊ニ帰り、 **只発し東海道上り、** 時令厳寒之候益御清適被為在候哉相伺度、 此段御放念被下度候、 伊賀之ツキカセノ梅ヲ見、 万事整然タル事 卅一日勢州四日市着、 又不日ニ津・ 其後は区内之動静如何ニ候哉、 ト推考、 松坂辺 京阪ニ漫遊之積り、 貴所は 両日滞在、 本月三日一寸参宮、 迂生漸ク甘 月壱両回位 無事旅行罷在 夫ヨリ霊廟 最早後 ノ区務 日

州四日市蔵町米川善次郎殿取次方

(原晴湖同

喜罷在候七名社も改正ニ相成、新結社ニ相成、諸君御尽力ニテ盛大之事ト欣

般よろしく御依頼申上候だ生出立前ニ区務取締免職状到来、上途前多忙より其儘ニ打込、万万生出立前ニ区務取締免職状到来、上途前多忙より其儘ニ打込、万旅中奇事異聞申進度候得共、何分旅中匆々間ニ尽し難く他日ニ譲ル事相談し、同氏ノ意見も有之候得は申送り呉候様依托、其内申進哉客月十六七日之頃、東京ニテ石川氏トニ泊同宿、其節七名社改革之

ろしく様相覚候〈尤高崎より上ハ迂生不知〉東海道筋も甚タ寂莫、静岡・浜松・四日市抔ヲ除ケハ中山道余程よ

客月上途前者御尽力万謝候、右申上度、書余後信、頓首

二月七日 稲邨貫一

長谷川敬助様

操合一層御尽力相願候、(実ハチト社会遅不参社員失望、 幹事手数相省ケ便利存候、 新結社罰金法は施行相成候哉、愚考は無故欠席セシモノハ罰ヲ課シ、 ト確信いたし居候)中邨・石阪・樋口諸君ニも精々御致声是祈候 中依頼も有之ヨリ斯申上候、失敬く、 森カ上川上校ノ鈴木当罰ト思惟候旨、 よし、且社中募金モ聊ツ、ニテも毎月定日ニイタシ集金致し候ハヽ、 相対々シ候方ヨロシク様ニ存候、 参考迄布陳候、元七名社へハ不相替御尽力ト存候得共、万事御 七名社諸君へ別ニ書面不差上候間、 岡正靖ノ遺言ニ、当時奉職ノ教員中ナレハ、上中条校ノ 返書左ノ処へ宛御送り被下度 御熟考是祈候、区内小学校監督ハ施行ニ 已ニ協議社ノ罰則も現ニ相行居候 各校ノ人気ハ鈴木最宜シ申居 此節ハ決シテ遅不参抔無之 貴所より御伝声是祈候 迂生在村

○米川善次郎ト申モノへ書面取次頼置候間、同所ヨリ出遊先相届

可

たり、 記念 から一一 会と慶應義塾系演説会』一七九~一九六頁)。 應義塾関係者で結成された演説結社にこの名称がある。(松崎欣一氏『三田演説 員に対する罰則を提案している。事例とされた協議社は、 散見され、 ときに晴湖が稲村家に難を避けたという。 画家として活躍した。稲村家のある上川上村は古河藩領だったので、 区長の職を辞し、一三日に上京、 本書記録編収録の 五月二九日に帰るとある。奥原晴湖は、下総国古河藩出身で、明治時代に女流南 (解説) 七名社改革に対する意見である。 奥原晴湖展』二〇一三年)。 稲村が奥原晴湖などと関西旅行中に伊勢国四日市から出した書状である。 年一一月まで慶應義塾に在学しているので、その可能性はある(史料208 明治二四年からは上川上に移住した(古河歴史博物館 「烟雲雑誌」の冒頭に、 奥原晴湖及びその門人の晴嵐・晴林と西遊し、 この書状で注目されるのは、 具体的には、 別掲の 明治一一年一 稲村の弟関次郎は、 「烟雲雑誌」にも晴湖の記事が 理由なく会合に欠席した社 月一〇日に学区取締兼副 確定はできないが、 第二期発足にあ 『没後一〇〇年 明治九年五月 戊辰戦争の

|八七八(明治||)年||月||〇日 第||期七名社々則

66

(国文学研究資料館蔵 古沢家六〇四六)

「七名社々則」

拡充シ、結約訂盟以テ社則ヲ立ツルコト左ノ如シ矣、果シテ大ニ資益スル所アリ、今ヤ其期ノ尽ルヲ以テ更ニ前意ヲ欲シ、明治八年三月二十一日結約訂盟セリ、爾来踐約尋盟三年于茲吾党毎月盍簪シ、各所見ヲ陳シ互ニ異聞ヲ談シ、以テ相資益セント

社名ノ事

第壱条 本社ヲ名テ七名社ト云フ

第弐章 年限ノ事

解散ス可シ 本社結立期限ハ満二年ト定メ、 即チ明治十三年一月ニ至レ

第三章 分課ノ事

科目ヲ分テ三課トス、即チ討論・談話・演説、是レナリ

第四章 社員ノ事

第四条 社員ヲ分テ本社員・副社員・通信員ノ三種トス、 其別左ノ

第壱 科目中三課共ニ加入スル者ヲ本社員トス

科目中其一課以上二入ル者ヲ副社員トス

那課ニモ加入セス、他所ニ在テ文章ヲ往復シ、其論説意見

ヲ投寄スル者ヲ通信員トス

第五条 守スヘキ盟約ヲ為サシムヘシ 拒ヲ決シ、允スニ於テハ社員中一名保証人トナリ、社約ヲ恪 本社員二入ラントスル者アレハ、本社員ノ衆議ヲ以テ其容

テ其容拒ヲ決シ、允ニ於テハ之ヲ本副社員ニ報告スヘシ 副社員又ハ通信員タラント請フ者アレハ、第一科幹事ニ於

脱社ヲ乞フ者アレハ之ヲ許ス

社約ヲ破リ不正ノ品行ヲナシ、社員ノ面目ヲ汚辱スル者ア

ハ、衆議ニヨリ退社除名セシムルコトアルヘシ

幹事三名社員中ヨリ社員ノ投票ヲ以テ撰挙スヘシ、但本社

員ニ非サレハ幹事タルコトヲ得ス 幹事ハ三ヶ月毎ニ更撰スヘシ、但更撰ノトキ前ノ幹事再撰

セラル、モ妨ケナシ

第十一条 幹事ノ担当ヲ分ツコト左ノ如シ

第一科 幹事壱名

庶務記録ノ事ヲ司ル

金銭出納ノ事ヲ司ル

第二科 幹事壱名

第三科 幹事壱名

第十二条 書籍出納ノ事ヲ司ル ノ要領社員進退其姓名年月日等、一切ノ顛末ヲ会場記事ニ 第一科幹事ハ、本社ニ関スル諸般ノ事務ヲ処弁シ、議論

詳録スへシ

第十三条 第二科幹事ハ、予テ諸費出納簿ヲ製シ会計ノ顛末ヲ詳記 シ、若シ未納ノ金銭アレハ之ヲ督促収入シ、衆議ニヨリテ ハ那時ヲ論セス其出納ヲ公告スヘシ

第十四条 ノ書籍ヲ記載シ、借用返納ノ年月日及其姓名ヲ検シ時々之 第三科幹事ハ、予テ書籍目録・書籍配貸簿ヲ製シ、買入

ヲ調査シ、若シ毀損紛失スル者アレハ、第七章第廿四条ニ

拠リ其ノ償金ヲ収入スヘシ

第六章 集会ノ事

第拾五条 地番地ナリ 会場ハ仮リニ清水賢良宅ト定ム、所ハ大里郡代村第拾八

第拾六条 毎月開会ノ順序ヲ定ムル、 左ノ如シ

時宜ニヨリ他所エ出張開会スルコトアルベシ

第壱次 討論 第一日曜日

第弐次 談論 第二或ハ第三水曜 \exists

演説 第三或ハ第四日曜日

或ハ定例会ヲ閉ルコトアルベシ第拾七条 定日ノ外タリトモ社員過半ノ望ミアレハ臨時会ヲ開キ、

スヘシ、但行厨持参タルヘシ 第拾八条 会日出頭時限ハ午前第十時トシ、午後第五時ニ至リ退散

第七章 書籍ノ事

新り、ス 第拾九条 本社所蔵ノ書籍ハ、募金証券ヲ所時スル者ヲ以テ所有ノ

権アリトス

第弐拾条 社員中新ニ書籍ヲ購求セント要スル者ハ、其書目ヲ衆社

員ニ示シ熟議ノ上之ヲ決スヘシ

見疑記と、ませ員引力して出会センストン第廿壱条 前条ノ場合ニ於テ購求スルト決スルトキハ、概ネ其代価

ヲ擬定シ、本社員ヨリ均一ニ出金セシムヘシ

事ノ検閲ヲ乞フヘシ、但通信員ハ証書ヲ送寄スルモノトス予テ備へ置ク所ノ配貸簿ニ其事ヲ記シ、押印ノ上第三科幹第廿二条 本副社員ノ別ナク書籍ヲ借覧シ及之ヲ返納スルトキハ、

仮令未タ読ミ了ラサルモ、一応之ヲ返納シ調査済ノ上更ニ* 書籍ハ幹事更撰ノ時必ス調査スヘシ、故ニ此時ニ当リテ

借覧スヘシ、但通信員借用セル分ハ此限ニ非ラス

ヲ出サシムヘシ第廿四条 書籍ヲ毀損シ又ハ紛失スルモノアルトキハ、相当ノ償金

第廿五条 不用ノ書籍ハ衆議ニヨリテ、売却スルコトアルヘシ

第八章 討論ノ事

第廿六条 討論会ハ該日限リ議長一名、社員中ノ投票ヲ以テ撰挙ス

ヘシ、但一議案議シ了ラサレバ議長ヲ更撰セサルヘシ

第廿七条 録事壱名社員中ヨリ議長ノ特撰ヲ以テ之ヲ挙クヘシ、但

録事意見アレハ他社員ト同一ニ之ヲ説明スヘシ

討論ニ附セントスル議案ハ、開場前ニ普ク会員ニ通知ス

第廿八条

ルヲ要ス

第二十九条 討論ノ順序ヲ定ムル左ノ如シ

第一款 議長ハ会員ノ席定マルヲ見テ、録事ヲシテ議案ヲ朗読セ

シムヘシ

一款 議案中ノ主意ニ就キ了解セサル事アレハ、議長ノ令ヲ須

テ質問スヘシ

第三分/1 井倉フノ ハノ 第三款 議長ハ会員既ニ議案ノ主意ヲ了解セリト見認ムルトキハ、

更ニ令シテ討論セシムヘシ

第四款 議長ハ討論既ニ熟セリト見認ルトキハ、令シテ同意ヲ表

セシメ多数ニヨリテ之ヲ決ス、若シ同数併立ノ論アルトキ

ハ議長之ヲ専決スヘシ

第五款 凡ソ発言セントスル者ハ、起テ議長ト呼ヒ又自己ノ番号

ヲ呼ヒ、其返呼スルヲ須テ発言スヘシ

凡ソ言語ハ温和ヲ主トシ、嘲笑罵詈ニ渉ルヘカラス

第七款 討論中ハ喫烟耳語スルコトヲ禁ス

第六款

第八款 以上各款ヲ犯ス者アレハ、議長之ヲ警メ又ハ退席セシム

ヘシ

第九章 談話ノ事

話シ或ハ疑義ヲ質問答弁シ、都テ平易ナルヲ要ス第三十条 凡ソ事ノ公私雅俗ヲ論セス、互ニ其耳聞目撃スル所ヲ談

サシ其談話ハ満場ニ徹スルヲ要ス第三十一条 談話会ハ社員ノ親睦ヲ要スルモノナレハ、必ス輪座ヲ

第拾章 演説ノ事

第三十二条 凡ソ演説セントスル者ハ、開場前ニ其旨ヲ第一科幹事

第三十三条 幹事ハ演説者ヲシテ探鬮セシメ、其順序ヲ定テ姓名ヲ

場内二掲

第三十四条 スルトキハ、演説畢ルノ後其人ニ就テ丁寧ニ質問スヘシ 第拾壱章 演説中ハ他ノ衆員之ヲ黙聴スヘシ、若シ質問セント要 演説者ハ壱名宛順次ニ場内ノ上席ニ就テ演説スヘシ 傍聴ノ事

第三十六条 討論演説中ハ衆庶ノ傍聴ヲ許ス、但シ都合ニヨリ人員 ヲ限ルコトアルヘシ

第三十七条 社員ノ衆議ニヨリテハ傍聴ヲ禁スルコトアルヘシ 第三十八条 傍聴セントスル者ハ、其旨ヲ第一科幹事ニ通ジ名刺ヲ 差出スヘシ

ている。

第三十九条 傍聴人若シ意見アリテ、 トキハ之ヲ許ス 討論或ハ演説センコトヲ乞フ

第拾弐章 費用ノ事

第四十条 費用集徴ノ期ハ年ニ四回 〈一月四月七月十月〉ト定メ、一

会金三銭ノ割合ヲ以テ副社員ヨリ出金セシムヘシ 前条ノ金額ヲ以テ会場ノ諸費ニ充テ、其他ノ費用ハ悉

第四拾壱条 皆本社員ノ受持タル可シ

右 ハ社員石阪金一郎ヲ以テ社則編輯委員トナシ制定スルモノ也 明治十一年二月十日

七名社

られている (史料209)。 社の雰囲気を伝えている。 第五条には たに定めるとしている。「盍簪 冒頭に、明治八年三月二一日の結約から満三年目に当たるので社則を新 「本年二月結社」とあり、 ただ、それには明治八年四月一六日とあり、その本文 明治八年の結約は、中村孫兵衛の「手控」に書き留め (コウシン)」とは、 いずれもここに記された月日とは異なる。 友人の集まりのことで、 七名

> 役員、 いま、 ての性格を強く打ち出したところにある。期限は満二年、 は、 で、 社外の傍聴、 書籍の講読に加え、 社員石坂金一郎が委員となり制定したものである。第二期社約の大きな特色 討論会の運営、 集会という組織としての基本事項を定め、ついで事業にうつり、 その間の事情を詳らかにしない。 会費の徴収などに言及している。全体で四一条にわたる詳細な社則 談話の趣旨、演説会の運営について詳細に定める。 討論・談話・演説という活動分野を掲げ、民権結社とし この第二期の社則では、 明治一三年二月迄とし まず社名、 書籍の管 さらに、

67 一八七八(明治二)年三月一七日 石川弥|郎書状(地方官会議傍聴可否)

(長谷川家九八七)

「崎玉県第拾五区池上村区務所長谷川敬助様 至急回答

「三月十七日夕投<u>函</u> (新衛裏書) 東京三番町廿三番地石川弥一郎

依ルコト、想像セリ)可被許事ト想像罷在候処、 昨日御投函之貴書落手、被仰越候赴一々敬承致候、然ルニ地方官会 之候得は最妙、但貴下ニ於テハ前条之順序御尽被成候方肝要ト被存 地方官会議憲法有之、然レハ本年ハ不被許歟否不分明ニ御座候、付 議傍聴之義ハ、一昨年ノ例ニヨリ(傍聴ノミナラス一切ノ規則旧ニ 候二付、不取敢此段申上候、不及他事、 ト被存候、乍併不惰探訪も可仕候、 其筋へ為伺候方、順序其宜ヲ得、又確乎タル官ノ指令ヲ得ラルヘク スル能ハサルモノ或有之候間、貴下より該県庁へ伺ヒ、該県庁ヨリ 而は任貴命周旋探訪も可致候得共、 又ハ他府県より已ニ伺出候義有 所謂周旋探訪は確乎タルコト、 *消印「東京/十一年・三・十七・ぬ 草々頓首 昨日の新聞紙上ニ

三月十七日 石川弥

長谷川敬助様 貴下

宜敷御致声是請尚々、中邨君の御状も落手致候得共、特ニ回答不申上、貴下より

所狭隘ということで許可されなかった(長谷川家三五二)。

「新江回は三新法を議題に開催された。長谷川は、正式に県へ問い合わせたが、場第二回は三新法を議題に開催された。長谷川は、正式に県へ問い合わせたが、場会議は、府県の県令など長官を議員として開催された会議、第一回は明治八年六月二〇日から開催されているので、「一昨年」云々は、石川の勘違い。地方官会議が開催され、その傍聴に関する問い合わせへの回答。第一回は明治八年六月二〇日第三回地(解説)年代は、消印から明治一一年と推定される。この年四月一〇日第二回地(解説)年代は、消印から明治一一年と推定される。この年四月一〇日第二回地

事務章程) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九) (長谷川家九八九)

*消印「浦和/武蔵・足立・四・一二」「イ・八・六・号「中仙道熊谷駅在北河原邨長谷川敬助様親展(在浦和竹井懿貞)」

「明治十一年四月十一日記」

之儀、 前略、 事務章程手ニ入ル事も有之候ハヽ、御目ニ懸ケ度ト存候得共、 テ御間ニ合可申哉ニ奉存候間、此段不取敢申進候、 フ可カラザルモノ可有之哉 政府ヨリ洩セス、 登会之上拝呈可仕ト奉存候処、 然は過日御出発之際、 右は県庁ニて写シタルモノト少シモ異同無之候ニ付、 右章程ヲ見ザル内は、 御申置相成候御地方官様御会議御議案 如例 頓首々々 委曲朝野新聞二掲載有之、「十 郡長設置之得失ハ容易ク言 品ニ寄り郡長ノ

十一日 懿卓

敬助様

ど七名社の人びとへ、最新の情報が随時もたらされたものと推測される。て三新法を審議した。竹井懿貞は、県庁に出仕中である。こうした形で長谷川なわかる。第二回地方官会議は、明治一一年四月一○日から五月三日まで、主とし解説)本文には年月を記さないが、封筒表書から明治一一年四月であることが

書状受取、両氏へ五嘉棒贈呈、福島氏の書状転達、常泉村福島氏訪問)一八七八(明治二)年四月二二日 竹井澹如書状(加藤・朝吹両氏より

69

委曲可申上候、草々頓首りも別書到来ニ付、御転達申候、共々御落手可被下候、いつれ其内御承知可被下候、外ニ五嘉棒を金弐円買候而贈り申候、又福島氏よ書いたし候間上申候、尤小生より御連名にて返書遣申候、此段左様此程は打続き種々御煩慮を掛奉厚謝候、別紙朝吹・加藤両氏より急止程は打続き種々御煩慮を掛本厚謝候、別紙朝吹・加藤両氏より急

四月廿二日

二御都合被仰聞度候諸君へもよろしく、常泉の福島へハ何日頃参り候様可申遣哉、

0

竹井再行

長谷川様

日と思われる。また、加藤政之助と朝吹英二連名で竹井澹如と長谷川敬助に宛て料75)書出し部分から明治一一年五月と推定されるので、本書状は同年四月二二解説)年代は追伸にある常泉村(加須市)福島家訪問のことが、竹井書状(史

催された会とみられ、 である。 た明治一一年四月二三日と推定される書状もあり(史料70)、 慶應義塾の加藤と朝吹が熊谷に来たのは、 これは共同会の演説会であろう。 四月二一日に熊谷小学校で開 日付の前後が複雑

70 日演説会で訪問の礼 |八七八(明治||)年四月||三日 加藤政之助·朝吹英二書状(一昨 (長谷川家九二七)

被仰聞可被成候、 叶事ども多かりしならんと、一同苦心仕居候、 御約束之時限二後れ且不習練之演説人のみにて、 馳走ニ相成千万忝奉拝謝候、 小書拝呈、 意外之御懇遇ニ預り、多日之欝散愉快を極め申候、唯恐縮罷在候ハ、 陳は兼ての御懇親ニあまへ一昨日は多人数罷出、 奉願候、右御礼且御詫旁愚札差上如此御坐候、 平日籠居之ものども、 御序皆様へ宜敷御詫 定而御思召二不相 春日之旅行誠ニ 種々御

四月廿三 百 加藤政之助

朝吹英二

長谷川敬助様 各机下

竹井澹如様

追而 昨日は路上殊之外はかどり、 午後七時着京仕候、 乍憚御安

心申候

年一一月に、 足立郡滝馬室村(鴻巣市) (史料27)。また、四月二二日付竹井澹如書状も現存する(史料6)。 同一七日条に、 (解説) 口絵6。 慶應義塾に入社、 来る二一日慶應義塾社員熊谷小学校で演説、 年代は七名社の明治一一年「第二期七名社会場記事」同七日、 出身の政治家。 『東京曙新聞』や 最初埼玉県学事課に勤めたが、明治 『郵便報知新聞』に投稿し、 とあるのに符合する 加藤政之助は 慶

> す史料が数多く残されている。同行の朝吹英二も慶應義塾出版社主任、 市史』通史編三、近現代)。特に熊谷での活動は盛んで、書状をはじめ交流を示 應義塾関係者で協議社という組織を作り各地で演説を行い民権を論じた(『鴻巣 会社へ入社し実業界で活躍した(『国史大辞典』)。 のち三菱

71 [一八七八(明治一)年四月ヵ] 竹井澹如書状(長谷川区長辞任)

(長谷川家九二八)

り差上候也 会を脱し、 たゝ今小林君の話ニ、 自由世界二御入被遊候段奉拝賀候、 貴兄も願之通り区長を被免候由、 いつれ祝文はあとよ 彼の〇〇社

澹如

敬助様

年四月二四日なので(長谷川家九〇一)、 (解説) 本文に年月日が無く、 封筒も無いが、 明治 一一年四月と推定した 長谷川の区長依願辞職は明治一一

72 |八七八(明治||)年五月七日 加藤政之助書状(新聞逓送場所替、区

長辞任後の活躍を乞う、在野諸君の任務)

「五月七日発 東京三田弐丁目拾三番地 「埼玉県下第十五区北河原邨長谷川敬助様 (新刊)

緘印(

(EII)

(長谷川家九三一)

慶應義塾加藤政之助

*消印 「東京/十一年・五・七・と」

仕居候間、 偖先日は大勢参上、種々御世話様ニ相成、 花期漸去テ将ニ蚕時ニ至ラントス、 諸君へ宜敷御伝声被下度奉存候、 定テ御繁忙ニ可有之推察仕候 同御厚志之段深ク感佩 猶其砌被仰聞候新聞逓

セヨ 進歩ヲ奨励シ、上ニ向テハ飽迄意見ヲ吐露シテ、政府又ハ県官ノ枉 書面ニ預リ、多罪之段御海容ヲ請、 送場所替之義、 **之ヲ委ネサルヲ得ス、右斯ノ如キハ在野諸君ノ責任ナル可シ** ヲ得ルモ直接ニ之ヲ行フヲ得ス、故ニ今日地方ニアルノ諸君ニ向テ ヲ矯正シ、外県ニ対シテ我県ノ光栄ヲ燦然タランシメンコトヲ希望 君ガ今后ノ改正ニ於テ再ヒ地方吏ノ印綬ヲ帯ヒ、下ニ向テハ人民ノ 為ニ憂ヒザルヲ得ス、然レトモ既往ハ咎メス、来者ハ尚逐可シ、唯 長之任ヲ辞セラレタルトノコト、余ハ君ノ為ニ賀ス可キモ、 余ノ如キハ十里外ノ遠キニアルヲ以テ、間接ニ人民ヲ誘導スル 依而一言陳シ、 帰社早々可取計之処、 以テ長谷川兄ニ呈ス、兄ソレ余微意ヲ察 ○先生も左事之繁忙を厭 社用之多事二紛遷延致其際御 区

五月七日発ス

引き続き人民の為に活躍することを期待している。長谷川は区長辞任の直前、 嘱されている。 月六日に、 明治一一年四月 教育会議に続く活躍である 林呉十郎が選出されている 年代は、 浦和で開催された県主催の勧業演説会で、一二人の判者のひとりに委 七名社からは、 二四日で合致する。 消印により明治一一年、 (長谷川家一三五七「埼玉勧業演説会日誌」)。 各区委員として玉井村の鯨井勘衛、 加藤は、 内容的にも長谷川敬助の区長辞任は 長谷川に対し、国や県との間に立ち 北河原村の小 前年の 四

73 |八七八(明治|二)年五月|四日 稲村貫一郎書状(封筒のみ)

(長谷川家一〇三〇-11)

「中仙道熊谷駅在北河原邨長谷川敬助様平信

年五月十 ·四日夜投函 稲邨貫 郎

消印 「東京/十一年・五・一五・に_

(解説) 封筒のみで、この年月日に該当しそうな稲村書状は確認できていない。

阿波通信回送、秩父出張、長谷川区長辞職) |八七八(明治||)年五月|五日 竹井懿貞書状(大久保内務卿殺害) (長谷川家一五五七)

74

「中山道熊谷駅在北河原村長谷川敬助様急用 在浦 和竹井懿貞

作消印 「浦和/武蔵・足立・五・一五」「イ・八・六・号_

「明治十一年五月十五日午後投函

像候、 ヲ握ルモノハ誰、或は群雄相争ノ憂無クンハ幸甚 既ニ新聞上ニて御了知被為遊候半、昨十四日午前八時廿分、大久保 久保ヲ失フ、何ソ日本人民の不幸なるや、内務卿ニ継て天下ノ政権 内務卿は参朝之際途中ニ於て殺害セラレタリ、政府之混雑実ニ被想 噫明治十年以来、 日本の三傑ト称セラレタル西郷・木戸・大

度候得共、奈何ンセン距離数里ノ外ニ在りて、 阿波通信御回送ニ及候、小生等も浦和通信トデモ題シて時々報道仕 乍思誠ニハヤ 言ハント欲スル処ノ

モハ皆諸君の熟知スル所なれハ、

の卓論 生等ヨリ阿波ニ向けて送達可仕候 今般の議案ニ付而は社論は何等ノ点ニ傾キシヤ、 願ニ依りて解職相成候趣、 小生も先日秩父郡ニ出張いたし、漸ク十一日ニ帰県仕候、 書外譲後信、 一層の奇抜ヲ添へ、 -頓首 自今自由ノ身ニヲナリ遊バシテハ、平生 鋭鋒当ル可カラズト、 恐レミ惶ミテ奉敬 御通音被下候 留守中御

一年五月十五日 在浦和 竹井懿貞

長谷川敬助様

揄を交え期待の気持ちを伝えている。竹井が県庁を辞職するのは翌明治一二年正 願解職の話は、 後の政局に思いをめぐらす。 こうして四国の石川と熊谷の七名社とは繋がっていたのであろう。それに続く依 夫と関係をもった余韻であろうか。「今般の議案」の具体的内容は未詳であるが、 張中の石川弥一郎からの報告書である。 実質的には阿波徳島であったのか。それともかつて阿波自助社の小室信 口絵 5。 長谷川が四月二四日に区長を辞職したことを指しており、 年代は、 封筒裏書から明治一一年、 「阿波通信」というのは、 石川の履歴書では、 昨日の大久保暗殺からその 竹井の義兄で、 高知へ出張となって 四国へ出 やや揶

印、大久保利通暗殺事件と新聞の発行停止) (長谷川家一五六六)75 [一八七八(明治一一)年五月二三日] 竹井澹如書状(地租改正受

「長谷川敬助様」 「 緘 竹井澹如」

勢ニ而ハ被行間敷歟と動静相考居申候、 氏参りせひ一寸出かけ呉候様申二付、 前二御通達奉願候、 華墨拝読、 大区之説諭ニ御坐候、 様子、昨日七大区へ説諭有之、今朝不残受印いたし候趣、今日ハ八 ハトテモ間ニ合申間敷ニ付、いつれ来月之方可然と奉存候、 此段諸君へよろしく、 今日も不快ゆへ籠居罷在り、少しく所見も有之候へ共、今日之 扨此事ニ付而は定而喋々御社中ニ議論も可有之、弟も其内 余日愈暑く相成候得共、益御清穆奉賀候、 御承知之意なれハ、配達方手間とれ候趣ニ御坐 弟も久々不相勝候故、更二出掛不申処、 地租改正之事も如論弥落処、一同吃驚之 昨夕参り面会丈いたし引取申 大久保氏も如仰トンダ事ニ 常泉へ之報 七八日 村田

又々可申上候、草々外ニ何歟一新聞取候積り、高慮如何、先は拝復旁如此御坐候、何もも付合ニハ無之候へとも、都合ニより自ら停止いたし候趣、因而は拝顔、兇評吐露可致候、朝野新聞ハ気之毒の事ニ御坐候、民間雑誌

尊大人へよろしく

状況も伝える。

状況も伝える。

状況も伝える。

状況も伝える。

状況も伝える。

状況も伝える。

状況も伝える。

大久保事件の社説により廃刊となった(『国史大辞典』)。竹井澹如らの新聞購読大久保事件の社説により廃刊となった(『国史大辞典』)。竹井澹如らの新聞購読した、県の庶務担当の三等属村田譲吉であろうか。大久保暗殺事件の報道で斬奸とは、県の庶務担当の三等属村田譲吉であろうか。大久保暗殺事件の報道で斬奸とは、県の正務担当の三等属村田譲吉であろうか。大久保暗殺事件の報道で斬奸とは、県治一一年五月一四日に大久保利通が不保解説)文中にある大久保氏の事件は、明治一一年五月一四日に大久保利通が不

一八七八(明治二)年六月八日 植竹緑(石坂金一郎)の民権拡張論

76

(『東京曙新聞』明治一一年六月八日寄書欄)

是レ必ズ建言書中ノ旨趣ニ就キ審問セラル、事ノアルナラン

得已ナリト、 是ニ於テ建言者ハ曰ク、 ト欣喜出庁 セシニ、豈ニ図ランヤ胸算忽チ画 遂ニ復タ言ハズシテ退キタリ 仮令百万言ヲ費スモ採用セラレザル |餅ニ属 建 ハ亦 言ノ審

ニ吠ユレバ万犬実ヲ伝フノ譬ノ如ク、 セズ、毛髪踈然猶ホ余リ有リ、 実ニ最大ニシテ、吾輩ハ該官吏ノ面ニ唾スルモ、未ダ飽キ足 フベカラズ、 此ノ巷説ヤ未ダ果シテ真ナルヤ否ヤ知ルベカラズト雖ト 人心ノ同ジカラザルハ其面ノ如シ、未ダ必ズ如此ノ事ナシト言 惟フニ是レ虚説ナランカ、然リト雖トモ全国ハ広シ、官吏ハ衆 若シ果シテ此ノ巷説ヲシテ信ナラシメハ人民ノ不幸 請フ少シク之ヲ論ゼン 遂ニ吾党ノ耳竅ヲ穿チ トモ、 来リ シリ 犬虚

鎖ヲ耀カシ、 行へバ人民之ヲ抗争シ、 国ノ為メニ精励スルノ報酬ナルノミ、夫レ然リ是ヲ以テ政 ナシ、人民ノ自由ヲ保護シ家業ノ安寧ヲ維持シ各自ノ膏血ヲ絞リテ 夕優遊娯楽、 車二鞭チ、 今ヤ夫レ局ニ当ルノ官吏頭ニ昂々タル高帽ヲ戴キ、 ハ公益ヲ謀リ民害ヲ除ク等、 、権アルハ固ヨリ言ヲ俟タズ、 、民アランコトヲ、 、弊習ヲ一 書スル 入テハ則チ侍妾数 以テ人民ノ膏血ニ衣食シ住居スル者ハ何ゾヤ、 口梁肉ニ飽キ、 洗シ、 コトヲ得テ、国家ノ為メニ政府所置ノ得失ヲ論 官吏威権ヲ恣ニスレバ、人民之ヲ制 僻陬陋巷ノ民モ忌諱ヲ憚カラズ、 是レ懼ル、者ノ如シ、 身軽裘ヲ纏ヒ、出テハ則チ揚々得意馬 人花顔柳腰嬌姿婀娜タルアリ、 ノ建言上書尠カラズ、 況ヤ維新以降大ニ言路ヲ開暢 実二人民ノ幸福 政府ハ 胸二 閃 只一人モ 胸懐ヲ吐 府 マタル 花晨月 是レ他 止スル 暴政 \mathbb{H} É 金

> 奮発興 地何ノ県ナルヤ知ルベカラザルモ、 偶々道路 段ナカルベシト信ズ、 レバ切歯扼腕痛哭流涕長大息ニ堪へザル也、 ルトキハ、 下ノ春ヲ知ルニ足リ、 シテ巷説ヤ固ヨリ何レ 宗教ナリ凡ソ従来為シ来リタル所ノ者ハ尽ク之ヲ破壊シ、 四分五裂乱レテ麻ノ如ク、 断スルアラントハ、 ラザリキ斯ノ如キ不祥ナル巷説ノ耳孔ヲ穿チ来リテ改進. 我日本国内ニ絶滅スルニ非ザルヨリハ、 亦深ク憂フルニ足ラザルガ如シト雖トモ、 亦収拾スベカラザルニ至ル者、 ナラズ政府 起益 ノ説ヲ聞テ感ズル所アリ、 実ニ国家ノ為メニ弔スベキノ大ナル者ナリ、一 々民権ヲ拡張シ、 ノ治道ヲ補助スルノ大ナル者ト言フベ 四 嗚呼古ヨリ言路ヲ壅塞シテ発動激裂 出 **豈二勉メザルベケンヤ、戒メザルベケン** ノ地何レ 葉ノ零飄ハ天下ノ秋ヲ知ルニ足ル、 漸ク将サニ国会ヲ起サントスルニ 死屍堆ヲ為シ流血杵ヲ漂 参政ノ権ヲ得 之ヲ青史ニ照シテ歴々徴スベシ、 ノ県ナルヤ知ルベカラザルトキ 亦日本国内ニ行ハル、アリトス 聊カ意見ヲ開陳スルヤ 他二自 如何セン一花ノ薫芳ハ天 テ彼ノ圧抑専制 嗚呼吾党人民タル者 由ノ針 ノ針 念此二到 秩序紊乱 政府ナリ 如 ノ痕跡で 国家騒擾 フノ手 摭

本国内で それはまた、 ればよいと却下された、 る。 (専制に対して人民の抵抗を主張している。 布達に対し、 府が暴政を行えば抗 末尾で 投稿者植竹緑は石 一絶滅」 政 好府の その利害得失を論じて建言を提出したら、 す るしか 民 権ヲ拡張 「治道ヲ補助」 争し、 という巷説をひき、 坂金 自 由 官吏が威権を振るえば制 ノ針 郎のペンネームである するものであると、 路 「参政 に向かう手段はな ノ権ヲ得」 官吏と人民の関係を論じる。 ここでの民権論は、 7 止する権利をもっ 史 人民の行動 「圧政専制 人民は布達を遵奉して 料 しかなり激烈に圧 国家主義に絡め の正当 ノ痕 跡ヲ我日 ている。 人民は、 官

政

政

77 一八七八(明治二)年六月二日 植竹緑(石坂金|郎)の学資論

(『郵便報知新聞』明治一一年六月一一日)

○教育ニ公共費ヲ用ユルノ非理ヲ論ス

ク鞠育、曰ク教学即チ是レ也、蓋シ人ノ始テ生ズルヤ智、ハソ天下ノ父母タル者其子女ニ対シテ尽スベキノ義務 忽諸二附セバ父母タル所以ニ非ザル 愛スルノ心情ヲ発シ、 二善良ノ教師ヲ撰ミ適宜ノ教学ヲ施シ、以テ不覊独立完全無欠ノ人 体極テ軟 ·看護鞠育、 弱ナリ、 以テ身体ヲ生長セシメ、其稍ク長ズルニ及デヤ、 故二父母タル者ハ其子女ノ生ル、ト共ニ之ヲ可 百般ノ辛労ヲ辞セズ、 蓋シ人ノ始テ生ズルヤ無智ニシテ身 批 玉 其子女ノ幸福安寧ヲ謀 一ツ有リ、 竹 ヲ 係のハ 日

今ヤ各地方所トシテ学校 已ムヲ得ズ就 ヲ忘失シ、 弟ヨリ ーヲー 概ネ其子女ヲ鞠育スベ リト 樵 ル 然意 所 漁 以以ヲ 言フベシ、 往 、児童ニ至ル迄字ヲ知リ シ 々教学ヲ以 尋ネ テ相 ・セザ セシムル者ナリ、 関 者 係 然レトモ吾党今ノ世 セ ノ設ケアラザル テ社 、キノ 唯県官 ザ 如 ル者 会ノ ,責任ヲ知 遂二可 故ニ学 ト学区 フェッ、 義務ト 事ヲ解セザ '愛ノ子女ヲシテ 取 校 テ之ヲ教学スル *)* \ · 為シ、 ピノ父母 締 而 莫 良否 ク、 シテ其子 1 ・ ノ 督 ίV 恰 教 「タル 上 者 モモ鞠 ナク、 責 Ξ 師 者ヲ視 女ヲ ヲ 恝 育 善 懶 紳 ト教務 就学 悪 $\bar{\nu}$ 嗚 ノ子 惰 テ 哑 ル

> セリト言 論ズレバ、 ザラシム 陥ラシメ 、我邦教養ノ道ハ之ヲ維新以前ニは、ルニ至ル、豈ニ慨クベキニ非ズヤ、 ザ レ バ、 則 グチ通 俗 用 文 篇 買ヲダニ 此、 レスレバ頗、 此ノ一事! 綴 ル コ ル退歩が以上が 1

因ト言フ、曰ク学資ヲ公共ニ課スルニ根シテ輿論ノ誤謬偶々之ヲ情ヲ発セシ者ハ抑モ何ゾヤ、是レ蓋シ原因ノ在ルアラン、何ヲカ原 然ルニ今ヤ文化大ニ進ミ学校ノ隆盛ナルニ及デ却テ父母タル者ノ鞠義務ナルヲ信認セリ、見ル可シ当時人民自主ノ精神アリシコトヲ、 義務ナルヲ信認セリ、見ル可シ当時人民自主ノ精神アリシコトヲ、富ト莫ク貧ト莫ク、皆其子女ヲ鞠育教学スルハ当サニ尽スベキノ 見皮相ト言フベシ、 匠トヲ比較シテ、大ニ今日ノ学校ノ優レルヲ説ク者アリ、 間蓋シ其人ニ乏シカラズ、 ク笈ヲ負フテ都府ニ遊学セシメ、 ニ非ズト雖トモ、 ヲ破リ其身ノ安所ヲ得ズ、 ラザルノ人民 益スモノ也、 信認スル者ヲ撰ミテ子女ノ教育ヲ托シ、 貧富ニ因リ産 維新以前世ノ父母タル者其子女ヲ教育スルノ ハ暴行兇悪ノ盗賊拐児ト変ジ人ノ財 育ト教学トヲ二途視シテ、教学ハ社会ノ義務ナリト誤認シ卑屈 悟ル所アラン〉之ヲ要スルニ当時 以テ政 儒者ナリ学者ナリ、 大病患タルハ ノ法網ニ罹ル ハ天理・ 洋ノ東西ヲ問ハズ時ノ今古ヲ論セズ、 ノ有無ニ 宜シク費用ノ夥多ナルト比較シテ優劣ヲ判セラル 神官ナリ僧侶ナリ平民ナリ各其 一人情ノ 准ジ其教学ヲ施スノ方法モ亦 或ハ之ヲ自家ニ聘シテ教育セシメ、 者比 明々火ヲ観 遂ニ淫奔無頼ノ遊蕩治郎ト為リ、 何物タルヲ弁セズ、 〈論者或ハ今日ノ学校ト昔日ノ寺子屋手習 之解 適宜善良ノ教学ヲ施セシ者、 シトセズ、 産性命ヲ損害シ其毒ヲ社会ニ流 父母タル者上ト莫ク下ト莫ク 配ルガ如 又中等以上ノ人民ニ 有様 必ズ風俗ヲ紊シ産業 是レ人民ニ教学ナケ 故二此 教学ノ薫陶ヲ蒙 善良ナルベシト ヲ 然レトモ是レ 随 視 テ差 ル 異ナキ 或 ブ心 家 遠 浅 世 師

今夫レ 関。去。ラ 係。ラ。ン ニ論ゼシ 世 学資ヲ公共ニ課スルノ不理 貧 ルハ ル ヲ 畢竟輿論 ノ致ス所 ・受ケシ 困 帰着スル 非ザザ ートヲ ン誠二条理[・] -雖卜 視ス可ラズシテ、 、義務ナリトスル 、父母タル者ハ其子女ニ対シテ尽スベ ス 、以テ其当ヲ得タリト為スベキ歟、 ル 頃刻ニ考察シ去ラバ学資ヲ公共ニ課 府 嫌 裁 天下 モ、 X 如ク然リ、 11 夫レ鞠育ト教学ト ヤ 忌シ之ヲ ニシテ、 風 ントスル 二似タリ、 |上論者ノ喋々スル所ニシテ、 判 テリ -彰々乎 任ナリ 子細ニ之ヲ心ニ問 潮二篭絡セラレ、 所ヲ立テ、 ノ父母 真 理 ト言フガ如シ、 卑屈、 、貧院ニ入レテ鞠育ヲ受ケシムル 、ハ、譬バ猶ホ其子女ヲ貧院ニ入レテ鞠育ヲ受ケ、 然ルニ今其父母 ト誤認シ、 ータル 亦深ク怪ムニ足ラザル トシテ夫レ既 教学ハ社会ノ義務ニ非ザル所以ヲ 戻 而シテ今ノ父母タルヲシテ教学ハ社 、以テ社会 者 ル ノ心情ヲ発セシムルニ至ル、 ナル、 者 11 - ハ密附 其子女ヲ鞠 ニシ 真 ハバ 遂ニ其子女ヲシテ公共費ヲ 今茲ニ父母アリ、 理 決 テ、 安全幸 ・必ズ其で 明 ノ尽スベ ア所在ヲ失却シテ密考ヲ用 テ警察署ヲ設ケ裁判 亦 、関係ヲ有スル者ニシテ、 力 惟フニ 教学 丰 チ 吾党ハ決テ其然ラザルヲ 育スベキノ 福ヲ 也、 Ú 7年 ズル ノ義務責任ナル 保護 **活当ナル** | 輿論ハ大抵 社会ノ ハ恰モ 吾党ハ今一 吾党故 ノ責任ヲシテ却テ社 ピスル 其子女ヲ鞠 者アラバ、 、義務ヲ弁 至当 ヺ 弁 日 務 所 F 以 ハ 発 チ 崩 ラ立 歩 政 此 般 自の言の言いる。 、業二既 ラ進 íV シテ教育 ラ公共 フ 義 府 明 セ E 知ス、 ナ 世 **ズル** ビザ 世、 育 苟 ガ 是 ル 如

> 根シテ 父母、 テ輿論ノ誤謬偶々之ヲ益スモノ也トロタル者ノ鞠育ト教学トヲニ途視スル 学資ヲ公共ニ スル

一学資ヲ公共ニ

一課ス

ル

11

事

理

ブ当

サニ

然

ル

キ所ニシ

テ、

亦警

卜

学校ノ説ケアラザッ学ノ何物タルヲ弁知 党ノ万・ ラシ 或ハ言 益々教学ヲ以テ人民ノ自由ニ任スルテ教育ヲ托スル者世間比々鮮シトカ 怪ムベ ルベ モ亦 父母 或ハ教則 実際ニ就テ之ヲ験ス ノ督 関テカナキニ非ズト 聞ク所ニ拠 テ憂フルニ 府ハ人民ヲ就学セシムルノ 虚ニ 府 、カラザ 豊二其. メ 人民 ブ督 豈二教学ヲ以テ人民ノ自由ニ任スベキノ日ナランヤト、 ノ責 励 一震動 属 キニ 々保! ハン、 ヲ受クルモ ノ善 ス 励ナキモ必ズ父母タル者ノ其子女ノ 任ニシテ必シモ政 足 非ズ レ セ ĺ レ然ランヤ、 自 却テ神官 信 我邦 ラザ ラ 仮令従前 バ 良ナラ スル ヲ 由 方今文明ヲ以テ字内ニ称呼セラル ヤ 知 漸次改 ル 却テ就学ヲ ル 所 íν 知 数 任 が世、 - 雖トモ、 ザ ナリ僧 ルニ、 是レ セズ、 矧 莫キニ至リタル 百 テ ランコト ヤ 年 可 寺 我邦今日ノ文明ヲ来シタル 良 来徳川 他 往 チ 開 権 スル 子 ナシ、 然ル 侶ナリ平 今ノ父母 時不文ノ世ニ在 Ú 府 明 蓋シ時間 利ヲ施 屋 厭 手習 -ヲ憂フ 二今日 責 、意学シ .今日二於 氏 事 プノ治政 ルモ敢テ不可ナキヲ・セズ、夫レ然リ、タ 任ニ非ザレ 師 運ノ然ラシムル 퓌 理 タル ·校ヲ信セザルヲ以テ ・頗ル退歩ノ現像アル 斯 民ナリ各其 ハ ラ当 ÍV セズト、 匠 ノ文運ヲ 者アラン、 偏ニ 不文 者 デヲ 如 サニ 如キ 其子 テ ク ノスラ猫 喚起 教育ヲ怠ラザル ヤ 政 バ 一然ル 是 信ズ 開 積 世 女ヲシテ学: 府 レ 丰 弊 シ 然 ベ 雖 所 蓋シ教学 英 71 知、於是 故二我 且 É 来ラ ル ルニ 各 督 丰 政 玉 1 ニシテ、 一ツ教 承 所 地 所ニシテ 1 励 府 也、乎 也、八 バ 所 モ 如 者ニ 校二上 抑モ 吾党 夫レ 人民教 世 是 日 育 督 是 トシテ 論 邦 牛、 11 教学 吾党 仮 政 運 71 V レ 吾 怠 然 亦府 頼 政 七

リ、 ル

政

以上論ズル 所 ニ拠テ之ヲ観レ バ 我邦今日 ノ教育ハ 人民 ブ自 由 任

ミ自 フベ シテ又之レガ訓 モ敢テ不可ナキ也、 又大二栄誉ヲ博スルヲ以テ苟モ教育ニ志アル者ハ競テ茲ニ 正出教学ノ事ヲ托スルヲ得テ自主ノ精神振起スベキ也、而儒者ナリ学者ナリ神官ナリ僧侶ナリ、各其善良ナル者ヲ撰 キ也、夫レ然リ、苟モ教育ヲ以テ人民ノ自由ニ任スル 導タル者ハ恰モ一箇 否ナ自由ニ任スルヲ以テ真理ニ適スル ノ 財 産ヲ占有セル者 と者ト謂 ラ 如 1 丰

料 51 開かれ、 に大きな議論になっており、 名社の主張と理解しているのであろう。教育費をどのように調達するか、 がどれだけいるか、と強く批判している ている。 この二つは不可分のもので、 この主張はもっともなように聞こえるが、 人民の自主精神を尊重することを強く主張し「学校ヲ信セザル」なり、とまでいっ は 教育には、父母が子供を養い育てる鞠育(きくいく)と、知識を教える教学がある. (解説)石坂金一郎が植竹緑のペンネームで執筆した学資論である。 後者は公教育として政府が督励することになったが、 竹井は県官 この石坂の学資論については、竹井懿貞が長谷川敬助に宛てた書状で、 長谷川は民間から議長、 明治維新以前はともに父母が行ってきた。 この前年明治 (史料78)。 果たして自主の精神で教育をできる者 石坂は議員として参加している(中 ○年九月には熊谷で臨時教育集会が 竹井は植竹緑名の主張を七 石坂は教学においても 石坂の主張は 維新以降

報知新聞植竹緑の投書評 |八七八(明治||)年六月|||日 竹井懿貞書状(阿波通信第1 (長谷川家一〇二二) 一号回送

78

「中山道熊谷駅在北河原村長谷川敬助様

想の言歟、 きが故二、此ノ料理ヲ喫シ得ルモノ幾クカ有ル、 勉めて八百善・平清ノ最上点ヲ指示セサル可カラス、 知ラスト雖、 竹緑ナルモノ学資論一篇ヲ草セルヲ見タリ、 来着二付及御回送候、 弱ヲ醸スノ恐無キカ、 「浦和駅二百九番地寓 ハ則美ナリ、然レトモ麦飯家ガ急ニ之ヲ多食スルトキハ、恐クハ胃 向暑之候二御坐候処、 論文の旨趣味甚タ甘ク聊モ申分無之、 非歟、 其ノ文章の語勢ヲ察スルニ、或ハ曽テ相識の人ニ似た 書外付後信候 竹井懿貞 各位愈御清適奉拝賀候、然は阿波通 昨十一日報知社寄書欄内ニ於て埼玉県平民植 乍去通信の所謂傍観者ノ地位ニ在ルモノ *消印「イ・八六・号」「浦和/武蔵・足立・六・一三」 明治十一年六月十二日 賛嘆敬服、 緑君は何処ノ人ナルヲ 精養軒ノ料理 唯其ノ味甚甘 是亦当局は迷 信第二号 アハ美

十一年六月十二日 在浦和 竹井懿貞

くる報告書、 論は史料77である。 (解説) 本文の それ故、 「阿波通信」 八百善と平清は、 本文の宛先は は、 四 国 著名な江戸の料理茶屋である 「七名社御中」となっている。 へ出張中の 石川弥 一郎が七名社員に送って 植竹緑 の学資

対する対応 八七八(明治一一)年七月 四日 加藤政之助書状(演説会取締達に (長谷川家九一一)

79

「緘 七月二十四日午后 東京三田弐丁目拾三番地 ^{豬魔裏書} 埼玉県埼玉郡行田町在北河原村長谷川敬助様拝報 緘印®

慶應義塾加藤政之助

こそ余輩論者の百折不撓、 御座候、 為渡候段奉賀候、 の事ニ托し、 御帖拝読仕候、 先は御報如 目今形勢各県共却而抑圧主義ニ倚頼せし様相考候間、 御工夫至極奇妙二奉存候、 直接二政府安妨害と認られさる様、 如仰酷暑の候ニ御坐候得共、其御地皆々様御靖寧被 陳は御社員一同益々御奮発ニ而演説会云々之義御 突進可仕候時機と存候、 作併当地社員ハ爾今可成外国 一層注意致候積ニ 余は近日譲拝面 此時

七月二十四日午后

万一社員が糾問を受けたときの費用の拠金という、積極的な対応を行っている。 「第二期七名社会場記事」(史料20)同年八月一八日条によると、この布告に対して、 下第二期七名社会場記事」(史料20)同年八月一八日条によると、この布告に対している。 を担った協議社の方針か、外国のことに擬して官憲の追求を避けるとしている。 を担った協議社の方針か、外国のことに擬して官憲の追求を避けるとしている。 を担った協議社の方針が、過去の歴史に仮託して行われたことを思い出させる。 下第二期七名社会場記事」(史料20)同年八月一八日条によると、この布告に対している。 「第二期七名社会場記事」(中国20)の一名の方式に対している。 「第二期七名社会場記事」(中国20)の一名の方式に対している。 「第二期七名社会場記事」(中国20)の一名の方式に対している。

80 一八七八(明治二)年七月三一日 植竹緑(石坂金一郎)の閏刑律論

(日報知新聞第千六百四十七号社説欄内ニ掲載セル大橋君ノ閏刑(『東京曙新聞』明治二年七月三二日寄書欄)

律 頃

論ヲ拝読スルニ、

大ニ吾党ノ所見ト反対スルノ点ナキニ非ズ、

二寄ス、知ラズ記者先生余白ヲ借スヤ否ヤニニ録シテ以テ貴な篇ヲ得タリ、空シク蠧食ニ供スルニ忍ヒズ、更ニ録シテ以テ貴な而シテ偶々笈底ヲ探リシニ、今ヨリ四年前草スル所ノ閏刑律論一

今日ニ於テ至要ノ急務ニシテ、吾党黄口モ容嘴シテ講究セズンバア サシメンヲ欲セバ、 積リニナツテ居レバ、

亜国ハ別テ税ハ軽シト云フコト、 衆モ請負仕事ガ嵩デ来マシタ、併シ各藩々へ納メ来リシ重税ヲ納ル 政務ハ政府デ請負テ、下民ハ田地ヲ耕耘ナシ、 ルベカラザル所以ナリ、 除カズンバ何ヲ以テカ其愛国心ヲ興スヲ望マンヤ、 共同維持ノ論御下問条項民会ノ目アリ、苟モ人民ヲシテ愛国心ヲ興 蓋シ我邦数年前民間ノ実況ニシテ、是レ其慣習然リトナス、故ニ政 納ルコトニナツテモ下民ハ余リ頓着モアルマイト言ヒ合ヘリ、是レ 民ハ聴テ馬ノ耳ニ風ニシテ、何カ政府デハ御心配筋ノ御容子、各藩 ハ我邦従来ノ慣習ナリ、是ヲ以テ往時彼理来航ノ如キ大事件モ、 府モ之ヲ是トナシ、閏刑ヲ設ケ下民ヲ度外ニ附ス、 明治十一年七月廿七日 **閏刑ナルモノハ蓋シ其眼上ノ瘤ナリ、今ニシテ** 埼玉県平民 租税一 故ニ之ヲ除クハ 而シテ今ヤ上下 途二従事スル 竹

益々甚ダシ、何ゾ彼ノ華士族諸君ノ幸ニシテ吾党平民ノ不幸ナルヤ、 平民ハ廉恥ヲ知ラザル故ニ刑罰ヲ重クスト、 者或ハ曰ク、 ニシテ、華士族ハ吾党平民ト同等ナル罪科ヲ犯ストモ、 閏刑ハ現時ノ法律上ニ於テ華士族ノ為メニ設ケタル一 彼レモ人ナリ、吾モ人ナリ、 ヲ受ケズ、是レ其故何ゾヤ、吾党ノ疑団ヲ解ク能ハサル所ナリ、 幸不幸ノ懸隔スル何ゾ如此其レ甚乎哉、 夫レ刑ハ上ニ重クシ賞ハ下ニ重クシ、 彼ノ華士族諸君ハ廉恥ヲ知ル故ニ刑罰ヲ軽クシ、 均シク是レ日本ノ民ニ非ズヤ、 矧ヤ四民同権ノ今日ニ於テ 理其当ヲ得タリト謂フ 嗟呼如此ハ吾党ノ惑 種特別、 同等ナル罰 而シテ 例

モ必ズ其罰ヲ受クベキ也其害狭シ、故ニ上ミ過チアルトキハ、下モ罰ヲ受ケザル軽罪ト雖トバ也、又上ハ僅ニ奸邪ヲ施スモ其弊広大ニ及ビ、下ハ重悪ヲ行フモ可シ矣、何トナレバ上ハ知テ施スノ悪、下ハ知ラザルノ誤リ多ケレ

ニ所謂盗ヲ見テ索ヲ綯フノ勢ヒアリ、而シテ未ダ其閏刑ヲ除カザル 雄峙ヲ望ム、是レ木ニ緑リテ魚ヲ求ルノ説ナルナカランヤ、今其レ ヲ以テ人民ノ愛国心ヲ興シ此国ヲ共同維持シ、以テ彼ノ欧洲ト対等 保スベケンヤ、今ニシテ早ク是等ノ弊害ヲ抑止シ、以テ国家ノ紀綱 重クスベキヲ軽クシ軽クスベキヲ重クス、豈ニ其弊害ヲ生セザルヲ 如クニシテ、而シテ後チ刑罰其当ヲ得タルモノヽ如シ、然ルニ今其 彼ハ知テ施スノ悪、 ヲ受クベキ罪アリト雖トモ、 受ケザル軽罪ト雖トモ其罰ヲ受ケ、 蓋シ既ニ晩シ矣 百般西洋ニ摸倣シ学校以テ民智ヲ進動セントスルニ岌々タル、里諺 ヲ恢張セズンバ果シテ孰レノ日ヲカ待タントスル、抑モ此ノ如キ律 以上論ズル所ニ由テ之ヲ観レバ、彼ノ華士族諸君ハ吾党平民 我ハ知ラズシテ行フノ誤リナレバ也、夫レ此 其罰ヲ受ケズシテ可ナリ、何トナレバ 吾党平民ハ彼ノ華士族諸君ノ罰

によると、 は多々あるが趣旨は一致している。ただ、華士族を優遇する閏刑律を「四民同権 んや」とある箇所が同じ読みである「矧ヤ」になってように、 た原稿が日の目をみることになったのである。また、これにより植竹緑が石坂金 原稿を投稿するとしている。 史料20の明治八年六月二日に石坂金一郎名で執筆し 一郎のペンネームであることも判明する。 冒頭に、七月二七日、 『報知新聞』 「開明ノ今日実ニ一大欠典ト謂ハザルヲ得ズ」と強く批判した文章が 一六四七号社説に反論するため、 埼玉県平民植竹緑の名前で執筆経緯を記す。 両稿を比較してみると、史料20では 四年前に書いてあった 表現の異なる箇所 それ 況

らの変更がどの時点でなされたかは明らかでないが、新聞投書の原稿と掲載紙をそっくり削除されているのは、強い論調を避けようとした配慮であろうか。これ

比較できる希有な事例といえる

[一八七八(明治一))年七月]三1日 石坂金一郎書状(別紙投書草稿

81

上)(青木家六二九〇)

草稿之儘差上候也覧観可被下候、右ハ写直し差上申度候へ共、少々差支有之候ニ付、覧観可被下候、右ハ写直し差上申度候へ共、少々差支有之候ニ付、拝啓、陳は別紙投書草稿二冊甚だ反故ニテ恐入候へ共差上候間、御

三十一日 石阪金一郎

間迄書状」と表書きされた帯にくるまれ紐で綴じられているとのことである。でれる。しかし、この書状には封筒もなく、それ自体には年代推測の根拠となるでいる。しかし、この書状には封筒もなく、それ自体には年代推測の根拠となるでいる。ところが文書館の青木家文書目録では、この書状を明治一一年と推定しられる。ところが文書館の青木家文書目録では、この書状を明治一一年と推定しられる。ところが文書館の青木家文書目録では、この書状を明治一一年と推定しられる。ところが文書館の青木家文書目録では、「明治十一年同十二年八月

青木丑五郎に意見を求めた、 七名社員で新進気鋭の石坂金 破損のためか判明しないが、 原稿と明記しており、 七月二七日付で埼玉県平民植竹緑の名前で記した執筆経緯には、 京曙新聞』に掲載された文章とほぼ等しいのである(史料8)。掲載原稿の冒頭に、 推定される。この二冊の草稿のうち閏刑律論は、明治一一年七月三一日発行の『東 さて、この書状が明治一一年と関連しそうなことは、 史料20の閏刑律論に記された明治八年に符合する。 と解することもできる。ただ、なぜ写し直し、清書 普通に考えれば文書所有者の青木丑五郎であろう。 一郎が、 旧稿を新聞投稿するに当たり、 まったく別のことからも 四年前に書いた 地域の長老 宛名は

が知られる植竹 をせずに送ったの 緑が、 かは、 石坂 疑問 金 0 郎 残るところである。 のペンネー ・ムであることも判 この書状により、 崩 に

82 八七八(明治二) 年九月三日·四日 植 |竹緑(石坂金 郎 ŏ 都長 撰学

(『東京曙 新聞』 明治一一年九月三 四日寄

撰

方分権ノ目的ヲ達スルヲ得ンガ為メナラズヤ ()ノ便宜ヲ謀リ人民ヲシテ無究ノ幸福ヲ享有セシメ、 、将来ニ完全ナラシムル 全国 其之ヲ賛美シ之ヲ欣賀スル所以ノ者 やり、 制 |各府| 法ヲ遵奉シ、 県二於テ本年 之ヲ欣賀スル 蓋シ此ノ新法実施 漸次郡] 太政官 ノ基礎僅カニ立ツノ秋也、 ハ固ヨリ宜シク然ルベキ所 区 第十 ノ日ハ則チ寔ニ我邦地 編制ニ着手シ郡区 -七号ヲ以テ布 王県平民 則チ郡区長其 告セラレタル 是ヲ以テ輿 長ヲ撰 植 竹 以 方分権 ナリト雖 人ヲ得 分能ク地 人 郡

リテ 械タルニ 伺 若シ其レ ランコト テ ナラ ハ茫然顧ミズ、 百 地 府 万 方官庁 ゲル ・然ラズ郡区長其人ヲ得ズ、府知事県令ノ鼻息ヲ 国家ノ為メニ哀ム 過ギザル 知 - ヲ憂 ント 事 故 サ ラニ シフル 非 ヲ 令ガ故サラニ ノ便宜ヲノミ是レ謀リテ、 保 也 げ 万一ニダモ人民ヲシテ 護ス ートノ 郡 也 汝 ル は
ヂ
何
ゾ 区 也 、歎声ヲ発セシムル 吾党斯 長 ル 人物 其 ベキニ非 郡 責 暴 人 任 言ス ヲ ク 区 論 長其 、乏シキニ 得 ラ有 イズヤ、 ル ジ ル 来ラ 能 人ヲ得 スル ヤ 那区 11 然リ 人民 堂 ガ如 ザ 苟 バ 非 論 ル 々 T ル ザ 長 スキコト タル 著 ίV 1 Ī 能 氏モ亦圧 利 雖 府 所 ハ必ズ大声 也 地方 害 ザ ۴ -アラシ ĺ Ė 休 / ノミ是 吾 制 ラ ノ所 是 長 党 戚 室 唯 官 レ 至 メ 叱 恐 法

> 卜 J己ノ寵遇者ヲ撰挙シ以テ郡区長ニ任ズル是レ也、即チ府知事県令ノ特権ヲ以テ何レノ府県ノ人タルヲ論セズ、漫い、所、東京、別のでは、アランコトヲ恐ル、者ハ他ニアラー郡区長其人ヲ得ザルノ所為アランコトヲ恐ル、者ハ他ニアラ 夫 リ 其 レ 然ラン ヤ、 吾 党 1 府 知 事 県 令 ガ 故 サ

こ任ズト、是ニー長職制ヲ見ズヤ、 ナリ、 ズ 吏ナレ 性質タル半官半民ノ間ニ位シ、 賀シタル所 害ハ到 措テ問 権ヲ以テ之ヲ撰 論者又吾党ヲ難ジテ言ハン、 二背カザルノ気象ヲ有シタリシガ、 ニ任ズルガ故ニ、 夫レ斯 便宜ヲ是レ謀ル ト謂フベカラズ、 ユルニ於テヲヤ、 何セン、吾党前日此ヲ道路ニ聞ク、有名ナレま見合ゝセーート、\ワァイ天実ハ地理人情ヲモ了知セザル所ノ他府県人ヲ挙グルガ如キアルコ、、其形ヲ本籍ノ人ノ如クニシ其名ヲ本籍ノ人ヲ庸ユルニ托シス知ラザランヤ、然レトモ府知事県令ガ巧ミニ人心ヲ籠 殆ンド地方官庁ノ頤使ニ供スルニ過ギザルガ如シト雖トモ、 浸二自己 バ、 底免 汝 如 ザルニ至ル ヂ 仮令其土地居住ノ人ヲ以テ之レニ任ズルモ、 ペクンバ地方官庁ノ便宜ヲ ル ノ郡区長 其 、能ハザル也、 レ 1 ハ自然 過 其第二 竉 拠テ之ヲ観レバ、 学 又況ンヤ府知事 大二人民 蓋シ従前 過慮スル. 遇 テスレバ E ハ人情自然ノ勢ニシテ、 者ヲ ノ勢ヒナリ、 一項ニ曰ク、 或 勿レ ノ利害休戚ヲ計 庸 トテ、 一曰ク、郡長ハ該府本籍ノ人ヲ以テ之レ、汝ヂ何ゾ迂遠ノ甚シキヤ、汝ヂ彼ノ郡 区 果シテ然ランニハ折 却テ従前ノ区戸 ユ 且多クハ其土地居住 戸 ル .長ナル者ハ其権限 県令ノ寵遇者ヲ挙グルニ於テヲヤ ガ 今ヤ郡区長ノ性質タル 而ルヲ ノミ是レ謀リテ、 何 吾 如 仮令 レ 丰 ノ 府 迂ナリ 如 71 況ンヤ漫二他 画シ、 上文論 万 何ニ 長ニダモ劣ル 県 々 寧 角輿 府 F 為 極メテ ズル 口 ノ人ヲ以テ之レ 人 シ 雖 知 官二背クモ民 人民ノ 人ノ賛美シ ゴルニ托シ、 タ 1 事 地方官庁 所 府 ル ŧ 県 帰人ヲ 純粋ノ 狭 コトナシ ヲ 問 令 ザ /如キ弊 小ニシ 利 jν ガ 庸 其 所 11

設クルノ巧ミニシテ、輿人ヲ瞞着スルノ甚シキヤ、吾党ヲ以テ之ヲ 字二拘々シテ他府県人ヲ庸ヒザルトキハ、 乏シキヲ口実トシ、 ノ右ニ出ヅルアリト雖トモ、 本籍居住ノ人ナリト仮定シ、 今仮リニー歩ヲ譲リ此 寵遇者ヲ撰挙シ、 為メニ移籍セシムルトハ、 ノ便宜ヲ謀ル者ト謂ハザルヲ得ズ、 観レバ決テ法律ヲ活用スル者ニ非ズ、 スル者ニシテ所謂変通ノ道ヲ知ル者ナリ、若シ其レ然ラバ本籍ノニ 天ノ星ノ如シ、 テ某ノ県官ノ説ク所ヲ聞ケバ則チ曰ク、 於是乎始テ前日聞ク所ノ道路風説ノ虚ナラザルベキヲ信ゼリ、 県令第一ノ寵遇者ナリト聞ク)、是レ吾党ノ現ニ目撃スル所ナリ 未ダ深ク信ゼザリシガ何ゾ図ラン、頃日我郷里某氏ハ這般西陲某県 長ノ職ヲ以テセリト、又某々ノ県モ然リト、吾党ノ初テ之ヲ聞クヤ 、ザル也ト、 ^郡長ニ任ゼラルヽガ為メニ、 トナレバ凡ソ人情其居住 恰モ得意ノ顔色ヲ顕ハセル者ノ如シ、嗚呼何ゾ口実ヲ 愛国心ノ由テ起ル所ナリ、 不得已他府県人ヲ移籍セシメタリ、是レ法律ヲ活用 地方官庁ノ頣使ニ便センガ為メナレバ也 俄カニ他県人ヲ移籍セシメ、之レニ任ズルニ郡 ノ新移籍ノ人ヲシテ、 唯其名目ノミニシテ其実ハ府知事 其人物ヲ比較スルニ甲ノ才能 吾党ハ却テ乙ヲ撰挙センコトヲ希望ス 俄カニ本籍ヲ該県ニ移シタリ ノ地ヲ愛恋スルハ天稟自然ニ発ス 何トナレバ郡区長其 却テ法律ノ余地ヲ偸ンデ自家 故ニ郡区長其 我県下人物ノ乏シキ寥々暁 到底郡区長其 果シテ郡 八人ノ如キモ亦 (人ヲ得ンガ 、人ヲ得ル能 ハ遠ク乙 区 而 長

> 今汝ヂガ論ズル所ハ諺ニ所謂他人ノ疝気ヲ頭痛ニ病ムノ類ニシテ、 二任ジ、他府県人ヲシテ移籍セシムルガ如キハ決テ為サベル所ナリ、 吐クヤ、 ントスルニ臨ミ論者アリ、 スルヤ如此 アラズ、偶々郡長撰挙ノコトニ就テ感ズル所アリ、 凍テ天下ノ寒キヲ、 意外ノ幸福ナリ、然レトモ如何セン、 此ノ一篇ノ文章全ク空論ニ帰センハ固ヨリ希望スル所ニシテ、 ガ故ニ、 所ニ移リ去留常ナク、 自己ニ関係ナキノ空論ナラズヤト、 仮令撰挙其当ヲ得タルガ如シト雖トモ、 **/ トー タイ ト ト 多 番 ノ 人 具 才 能 ハ 優美 ナリト 雖 トモ、 本籍 居 亦随 テ 其事 ヲ処スルモ此ノ如ク信実ナラザルハ自然ノ勢ヒース 44 ** 聞ク我埼玉県郡長ハ皆ナ純乎タル本籍居住ノ人ヲ以テ之レ 是ヲ以テ見ル所聞ク所アレバ敢テ論究セズンバ 其土地ヲ愛恋スルノ情彼レガ如ク切ナラザル 吾党ヲ難ジテ曰ク、 吾党之ニ答テ曰ク、 大月暈シテ必ズ雨アリ、 吾党将サニ筆ヲ閣 汝ヂ何ゾ喋々贅論 朝失錯アルヤ漂然他 聊カ意見ヲ開 誠ニ然リ、

会日 料 208)。 というのがそれである。 八月一六日条に 郎からの要請により執筆したことが、 するよう強く主張している。 (解説) 、心事アリ」と吉田に書き送ったところ、 である。 であっ 八月三日に吉田から建言書が届き、 籍シ郡区長 区 趣旨は、 一町村編 「吉田氏ヨリ郡区長本貫人ヨリ撰挙ノ件、 稲村は体調を崩しており長谷川へ添書で伝えた。 府知事県令が縁故の者を選ぶのでなく、その府県人から登用 制法の施行を見据えて、 ニ挙ル 長谷川と相談のうえ「我社」 ノ喋々タルヨリ、 この郡長選任論は、 稲村 投書を促してきた。 貫 長谷川と相談して回答の予定とする。 郡長の選任方法について要望したも 同氏内務省 郎 内務省に出仕している吉田 Oニ於モ新聞紙ヲ投セントスル 「烟雲日 往々地方長官愛顧 一建言シ其草稿ヲ送ル」 誌 この日は七名社の からわかる こうして九月 ご他 市十 **争**

其土地居住

ノ人ヲ撰挙スルトキハ、

大ニ自己ノ利害ニ関係スルヲ以

然ルニ新移籍

テ必ズヤ事ヲ取ル

信切物ヲ処スル適実ナレバ也、

三日の 兵衛・稲村貫一郎・石坂金一郎の三人が同郡書記に選任された。 の郡役所設置にあたり、 県に長期出張しており、 この文章の主語は「吾党」とあり、七名社の意見というニュアンスを強く打ち出 ことを示すものである。 『東京曙新聞』に植竹緑の名前で、「郡長撰挙論」が発表されたのである。 この事例は、 ちょうど、この年三月から一年間は、 七名社からは長谷川敬助が入間高麗郡長になり、 吉田との接触が多くなったのかも知れない。 吉田市十郎と七名社とが、密接に関わって活動していた 石川弥一郎が高知 なお、 中村孫 翌年

学区講習校財務主管辞職願) 石坂金一郎書状(第一五番中名) 一八七八(明治一一)年九月三日 石坂金一郎書状(第一五番中

以書付奉願上候

私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又脚気症近来逐私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又脚気症近来逐私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又即気症近来逐私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又県庁^五願べク理中其義務ハ尽セリト奉存候、況ヤ事実差支も有之、実以恐入候儀トハ奉存候得共、前書ノ情状御憐察被成下、至急交替相成必入候儀トハ奉存候得共、前書ノ情状御憐察被成下、至急交替相成必別別二相成候二付、交替被成下度旨再三御願申上、御忙煩中誠二、私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又脚気症近来逐

十四番 同十二人

第十五番中学区講習校財務主管

石阪金一郎印

明治十一年九月三日

第十五番番中学区年番学区取締

人物として活動していた。 「解説」中奈良村に住む石坂は、近くの講習校の財務主管を勤めていたが、すで 大物として活動していたのであろう。この当時の石坂は、第二期七名社の中心 構成する第七大区の学区取締になっている。おそらく大区の学区取締が年番で中 香に依頼した。根岸は、この前年、明治一一年一二月一二日に第一五番中学区を に八ヶ月も務めたので交替して欲しいと、第一五番中学区の年番学区取締根岸武 (解説)中奈良村に住む石坂は、近くの講習校の財務主管を勤めていたが、すで

|八七八(明治||)年九月八日 七名社討論会での府県会規則議事録

84

(中村(宏)家五四-五)

二十二条朗読ス、原案同意、満場同条朗読ス、原案同意、満場府県会規則(第二十一条ヨリ逐次付議十一年九月八日

ルコトヲ得ス凡ソ議員タルモノハ、仮令区内村町ノ詞訟タリトモ、代言人トナ

故ニ且以下ノ文字ヲ刪除スルヲ可トスニ出テタルモノナレハ則惣代人ナリ、其故代言ヲナシテ可ナリ、本条中村町内詞訟タル固ヨリ公共ニ関スルモノ故、該町村ノ撰挙一番、六番同意、但自己親戚ニ関ス詞訟ハ之ノ限ニアラス

十四番 又立 六番ヲ駁ス

且以下ノ文字ヲ刪除スルハ不可ナリ、何トナレハ議員任タル一地

方略ヲ環シ其害言フヘカラス、依テ一般ハ勿論村町ト雖代言人タ ヲ甲区代言ヲナストキハ、居区ヲ勝ヲ欲スルハ人之常情故ニ、種々 方利害ヲ負担スルモノナレハ、茲ニ甲乙区ニ詞訟アリ、若シ本人

廿三条朗読、 ラサルヲ可トス 満場原案同意

廿四条 原按

一十五条 朗読、 朗読、 原按ニ決ス

一十七条 朗読、 同断

二十六条

同断

一十八条

一番起

(本条中発議ノ後ハ質問ヲ許サヽルモノトス)ヲ刪除スルヲ可ト

者ヲ要スルコトヲ見、 ス、何トナレハ堂々タル地方官会議ノ議員スラ、本論中又立答弁 且吾党ノ経歴スル進修会ニヲイテ、毎会是

等ノ事アルモノナレハ、本按ヲ存議ヲト雖決シテ実行スヘカラス、

故ニ前説ヲ補ヒ刪除ヲ主張ス

二番ノ動議ニ満場同意、 故ニ茲ニ決ス

二番起、 質問アリ

第二十九条 朗読、

原按ニ決ス

朗読、 同断

第三十一条 同断

同断

十四番動議ニ決ス

一番十四番二同意 十四番

> 第三十四条 朗読

二番起、 本条刪除シ左ノ条ニ改メタク

依、其意見判然タルモノハ、 ルハ多数ニヨルモノナリ、其決スル際ニ唯立ト□否ラザルトニ (ᠷ請き) 本条ヲ刪除シテ別条ヲ設クルニ及ハス、 別二文字ノ多キヲ欲セス、六番ノ 何トナレハ議事ヲ決ス

説ニ同意多キヲ以是ニ決ス

第三十五条 朗読

十四番起、前二条原按ヲ改メ又刪除ニスルニヲイテハ、本条モ贅

文ニ属スカ故、更ニ刪除スヘキヲ曰

十四番ノ動議ニ決ス

第三十六条 十四番 本条ヲ法ハト改、他ノ文□ヲ刪除スルヲ可トス、 朗読

書ハ存スルヲ可トス

但書ヲ存スル及ハス、 十四番ノ曰法トス迄ニ改メ可ナリ

わかる 会でもっとも参加者が多く、府県会規則に対し七名社員の関心が深かったことが をよく伝えている。出席者は二一人で、社外傍聴が一人である。記録の残る二九 第一八会に合致する。それによると午後 三六条までを議決し、 (解説)この議事録は、 四時四〇分に終わっている。この議事録は、 第二期七名社会場記事(史料207) 一時開会で、 府県会規則第二一条から の明治一一年九月八日、 討論会の状況

最モ但

85 一八七九(明治一二)年一月一三日 加藤政之助書状(一月二六日演説 長谷川家八六二

「埼玉県第十五区北河原邨長谷川敬助様 御回答

封一月十三日午前発 在出 板社 加藤政之助拝 *消印 「行田/武蔵・埼玉・一〇・一五

事も相見不申候間、 御通知可申上候、 何等之急事出来候哉難期ニ付、 東京出発可致心組二御座候間、 来ル二十六日演説相開き、七名社員出張二付、同日小生ニも参会可 去ル十二日発御帖到来、 御通信之趣拝承仕候、今日の勢ニ而は、差掛り同日別段之用 先は右御答申上候迄、 二十五日慶應義塾の演説相済次第、 拝誦仕候処、 此段予メ御回答申上置候、 万一右等之事故相起候ハヽ、 *消印「東京/十二年・一・一三・り 第十六区内山崎氏の邇ニ而、 夜馬車ニ而 尤も爾来 尚其旨

多罪々々、右一件も意外都合宜布相済、一昨七日帰県仕候、出京中

吉田氏ニは面会暫相噺候、

貴兄江も宜

敷と之伝言ニ御座候

田中氏ニハ面会不仕候得共、

月十三日午前発

加藤拝

されたことが報じられているので、 同日に加藤らの演説会が下忍村 予定の変更があったのであろうか。文頭の一六区内山崎氏とは、共同会員の佐間 治一二年一月二五日の記事はみえない(『鴻巣市史』 通史編3、近現代)。 何らかの. 演説には言及されていない (解説) 年代は、 一期七名社会場記事」には、 山崎祥 消印により明治一二年で、本文の月日とも一致する。 一郎であろう。 (史料20)。また、加藤の三田演説会の記録にも、 明治一二年一月二六日の会合記録はあるが、 (行田市・鴻巣市)で、七名社員も参加して開催 同年四月八日の中村孫兵衛書状 演説会が延期されたものとみられる。 (史料98 ただ、 加藤の 「第 眀

制発令、郡長選定地方名望家、法律学校教則、石坂出仕見込無) |八七九(明治||二)年||月九日 小泉寬則書状(大岡育典裁判出頭

郡

86

所≒出頭之命ヲ蒙り、不得已本月四日出発候次第ニ而、乍思御無音 本県『相係ル小学教員満年賜金請求一件答弁トシテ、東京上等裁判 二御承知も可有之、 「北川原邨長谷川敬助様」 一条二付、 時下余寒之候愈御多祥奉賀候、 御芳書被成下委曲拝承仕候、 山口県平民大岡育典なる者より〈元小学教員〉 御親剪 浦和小泉寛則 陳は過般は一月帰省相願置候 早速御回答可申上之処、既 (長谷川家九六九)

謹啓、

、本県郡制発令本月十五日頃二可相成旨、 罷有候 歟之憶測説有之候まで、其他実以説無之、予而申上候通、 郡長之撰定一向相洩レ不申候、尤警部中鈴木・児玉等は拝命可致 之処、未夕判然了知不致候得共、多分本月中発令之運ニ可相成候、 至極ト奉存候、 御社友諸君モ郡長其人ヲ得バ挙而奉命尽力ス可キノ御所見、 分ハ地方名望者流任用可相成奉察候、 何卒其精神鋭意以テ他日ノ改正ヲ待ンコトヲ希望 過日御書中ニも有之候通 過日御 承知之様御申越

、今回上等裁判所及大審院之対審ヲ傍聴仕候、 上多少御参考ニ可相成モノト認メ候得は、 ヲ調ベシモノ借用之筈、 テ、今府下ニ於テ法律学校 会少々申談示置候事も有之候、其事ハ民法刑法等講読順序之儀ニ 其内送付相成閲見之上、七名社諸 〈即代言社ニ於テ僅二三月ノ修業〉教則 早速逓送可仕候 且法律学者ニモ面 君江差

過日猪瀬伝一八等属之昇進中学校監事兼務、

元忍藩人医学校事

御回答相成候段、同氏ヨリ伝承仕候、書外譲后信候、早々奉存候間、小弟ハ断然承知無之見込ト兼而申居候処、此程ペケノー、川島ヨリ過般御相談申上候趣、石坂氏出仕之儀は到底不行事ニ務掛林高義ナル者十等属ニ而五課担任、此他黜陟も無之候

長谷川敬助様 小泉寛置

られる事件であろう(青木平八氏『埼玉県政と政党史』八四頁)。大岡について 吉田市十郎と会うなど、 が詳しい。こうした訴訟事件を担当した小泉は、 賜金」を請求して埼玉県令を訴え出た、我が国における自己訴訟のはじめと伝え る。 沼区)の教員で民権派の弁護士、政治家として知られる大岡育造のことと思われ が東京に出かけた用務「大岡育典」の訴訟は、足立郡の土呂学校(さいたま市見 る姿勢を示しており、すでに石坂金一郎の出仕も打診していたようである。 出仕し、本書状の時点では、 月四日の七名社新年会であろう。小泉はすでに明治一○年一二月に正式に県庁に 推定される。また、冒頭の「一月帰省」は、 長谷川ら七名社員は 長は「其六七分ハ地方名望者流任用」などと、人事情報も流している。この時点で 鈴木義治氏「秩父事件弁護人 大岡が明治一一年一月に退職する際に、 年代は封筒などに記載が無いが、郡制発令ということで、明治一二年と 「郡長其人ヲ得バ挙而奉命尽力」と、郡制に積極的に対応す 精力的に活動している 第五課(学務)の八等属である。その立場から、 大岡育造小伝」(『埼玉県近代史研究』第五号) 県からの手当、この書状では 「烟雲雑誌」(史料20) 東京で法律学校の教則を入手し 明治一二年一 小泉

月一〇日頃郡制発令) (根岸家五〇六七)一八七九(明治二二)年三月三日 川島楳坪書状(『湖海詩伝鈔』拝呈、来

87

「根岸武香様 詩伝添」「 **メ** 川島梅坪 」

存候、書余は在拝顔候、頓首拙著湖海詩伝鈔一部拝呈仕候、尊大人公ニ御差上被下候ハヽ難有奉謹具、春雨濛々愈御万祥奉敬賀候、小生無事御安意可被下候、陳は

三月三日 楳坪

根岸兄

令之許ニ参リ申候、一寸申上候之廉薄々誰乎否御判可被遊候、小生も昨日は上京之公事有之、県重啓、時下折角御自玉奉祈候、郡制来十日頃発令相成候趣、郡長

ある。 伸の部分であろう。年号は、 に伝えたかったことは、 この本を「尊大人」、すなわち友山に渡して欲しいと明記している。 を抄出した漢詩集。 (解説) 『湖海詩伝鈔』乾・坤は、 明治一二年一月、 郡制発令と自らが白根県令の側近として活躍している追 『湖海詩伝鈔』の刊年と郡制発令で、 清の学者王昶編 鴻巣長嶋為一郎が出版した。よく読むと 『湖海詩伝』から、 明治一二年で 川島が武香 川島が絶句

説会、小幡英之助へ入塾依頼の回答) (長谷川家八六三)8 一八七九(明治一二)年三月一二日 加藤政之助書状(四月六日熊谷演

「埼玉県下行田町在第十五区北河原村 長谷川敬助様御答 緘印⑪」 「顧養書」

*消印「行田/武蔵・埼玉・三・一三」

「三月十二日午前 慶應義塾出版社 加藤政之助」

*消印「東京/十二年・三・一二・に」

六日と御決定相成候段、御通知了承仕候、何れ尾崎其他の友人汽申朶雲拝見仕候、愈御清穆被為渡候由奉慶賀候、偖御地演説会は来月

之上近日否可申越筈ナリ、 聞同行可仕候、 兎ニ角次回ヲ待チ同人の決答可申上候、 致度旨昨日申出候間、 レハ、書生之為めに充分研究ノ便利ヲ得セシムル能ハス、故に実考 療之場ニ臨手伝等致さセ、 候訳ニは相成兼候間、 育ス可キー定の規則も無之ニ付、 一応御問合申候、 且小幡江入塾壱条は此程申談置候処、 傍ら書籍ヲ講究し、不審ヲ問ひ、又は実地治 次二小幡英之助も、来月六日ニは御地迄同行 其頃本人面会之上具二相談致候方可然存候、 右の次第二付尊公方御都合は如何御座候 実際の施術之模様等ヲ知ラシムルニ過ザ 引受候而も充分時間ヲ定め教育致 先は右迄、 如斯 未タ書生ヲ教

長谷川君 梧下三月十二日 加藤

文中 企画されている演説会は、 中津藩士で、 で演説会が開かれた。 に開業、 ており、 『郵便報知新聞』で報じられている(史料9)。また、翌七日は、下忍村(行田市 「尾崎」 福沢の推薦で明治一二年 年代は、 西洋歯科医の開祖として知られる(平凡社『日本人名大辞典』)。ここで 慶應義塾で学びのちアメリカ人歯科医について修行、 消印により明治一二年と推定、 尾崎行雄であろうか。 竹井澹如などと開催する共同会のものであることが 『新潟新聞』主筆となる。また、小幡英之助は 慶應義塾を出て『民間雑誌』 長谷川の郡長転任直前になる。 明治八年築地 の編集をし

封、七名社潰破嘆息、山崎氏挨拶、古沢氏斡旋、郡書記任用)89 一八七九(明治二))年三月二〇日 中村孫兵衛書状(稲村了承、石坂別

(長谷川家一〇一一)

帰省之上、稲邨・石阪両氏へ庁下事情及ビ御依頼ノ件、以早々申通

も七名社潰破ヲ歎息致候ニ付、大ニ影響可仕候通ニ付、何れ御帰省之上御談決可然義と存候」、右ハ両氏ニおゐてシゲモ相見へ候得共、大丈夫御召状ニ応シ可申候」石阪義ハ別封之致様子ニ御座候、最も尊兄へ文通等致候ニハ、確乎タル義ハ迷惑ラ候処、稲村義ハ朋友之情義ヲ以、兎角任所之遠近ハ不論、御輔翼可

- 可致由、稲邨氏申之、山崎氏へ挨拶之義ハ、来廿三日七名社会議ニ而弐三輩ノ名ヲ以
- 、古沢氏如何、此辺御勘考可被下〈月給十弐円位〉
- | 京即15日 頁上戻 | 、松園君ヨリ御依頼之書面、熊谷ヨリ立飛脚ヲ以御届申候間、其
- 旨御伝声頼上候
- 、御家内中ハ詳細義申通候間、御安心被下度
- 願上候一、山口カ小泉辺へ竹ノステツキ取残候間、御心付御帰之節御持参
- 名前及庁下目今ノ景況御通知願上候一、尊兄任所へ現ニ採用致候書記、其他有名ノ書記出来候ハヽ、其

哉、是又伺上候、草々右荒増申上候間、尊兄御帰省之日限何日頃ニ可相成哉、御胸算如何名前及庁下目今ノ景況御通知願上候

三月二十日 中邨孫兵衛

長谷川様

し、稲村や石坂から「七名社潰破」という厳しい認識も伝えられていた。中村で進められ、古沢花三郎も対象となっていたようである。こうした動きに対中村で進められ、古沢花三郎も対象となっていたようである。こうした動きに対郡書記の任用に関するもので、明治一二年と推定される。差出し月の記載も判読郡書記の任用に関するもので、明治一二年と推定される。差出し月の記載も判読の「解説」口絵7。封筒がないが、年代は内容が長谷川の入間高麗郡長拝命に伴う

90 |八七九(明治|二)|年三月二〇日 石坂金|郎書状(川越赴任辞退)

(長谷川家一〇一二)

スルノ人ト一般ニテ甚だ困却、 ニ候、併シながら彼レハ尋常ノ事ニテ、此度ハ友諠モアルコトナレ バ承知スベキナレドモ、 義ナラバ、先般丙丁童子ノ書面一件トテモ同様承知セネバナラヌ事 モ思ハザル事ニテ、 ノ節トハ反対スル様ニテ不都合ニハ候得共、川越ナドヽハ夢想ニダテ書記ヲスル訳ニモ参ラズ、断然御免相願候、左スレバ先般ノ御話 過般ハ御来臨ノ上、 川越郡役所詰トハ意外ノ遠方ニテ、誠ニハヤ御困難ノ義ト奉察 右二付中村氏ヨリ猶又御話シノ次第モ有之候得共、迚モ寄留シ 喫驚至極ニ御座候、若シ之レヲモ忍ンデ勤ムル 郡制云々ニ付御内話ノ次第モ有之候処、豈図ラ 如何セン此ク遠方ニテハ殆ンド官海ニ遊泳 依不本意ながら断然御免相願候、 頓

石阪

長谷川君

診したようである 長谷川は石坂を訪ね郡長拝命のことを話し、さらに中村を通して郡役所書記に打 年代は、同封の中村孫兵衛書状より明治一二年と推定した。これによると、

91 |八七九(明治|||)年三月||五日 竹井懿貞書状(川越郡役所長就任祝)

「埼玉県庁ニ於て 長谷川敬助様 平信急 熊谷竹井懿貞 (長谷川家九八六)

明治十二年三月廿五日

下非常之御多忙ト察し、 ても面目且幸福之事ニ御坐候、 御勉励之段、 春暖日加候処愈御多祥拝賀、 恐悦奉存候、 茲ニ擱筆仕候、 開進主義之紳士要路ニ登ルハ、吾党ニ於 然は此程ハ川越郡役所長御拝命、 幸二国家之為二御尽力所伏望候、

三月廿五日

長谷川敬助様

別封田中氏書状御落手是祈

紳士」と評されている。 備をしていたのであろう。 県庁ニ於て」とあるが、 (解説) 年代は、 封筒裏書による。 田中正彜の書状も添えられていた。 入間高麗郡役所の開設は四月一日なので、 アメリカ帰りの竹井懿貞から、 料紙は挿絵入りの便箋である。 長谷川は 宛名に 県庁で開設進 「埼玉

92 心、拝命出頭日取 |八七九(明治|||)年三月三〇日 中村孫兵衛書状(入間郡出仕を決 (長谷川家一〇一〇)

長谷川敬助様 御親剪

封意書 御注意被下度、 今朝書簡御投二而諸事了承仕候、 ハ拝命後三四日私ニ暇取居、 君ニ拝顔之上は、又二三日間帰省御許可之事ニ御手配被下候哉、 レカ為メ乍失敬以書面御伺申候、 人間庁へ出仕致度決心仕候、右ニ付拝命日限之義、 来月十一日二日之事二御手配蒙度、 三月三十日 中村孫兵衛 兎角明朝御出発之由、 十五六日頃川越表へ出頭可致哉、 小生身上之義、 乍併面謁之上諸般御指揮ヲ仰候方 定而御混雑之義と奉推察、 然上ハ直ニ任所ニ趣キ、 段々御厚意ニ基キ 誠ニ申上兼候得

都合ハ甚ヨケレドモ〉驚愕是事ニ候、

就而ハ拝命日限之義ハ、

昨夜御

ヨ」然処段々之談続ヨリ、生ヲ同郡へ周旋致度模様相顕レ〈任所ノ

宜敷候ハヽ、後刻一寸参堂可仕、否御回答願上候

三月卅日

中邨孫兵衛

長谷川様

命の決心とその後の段取りについて打合せている。(解説)中村孫兵衛の入間高麗郡書記任官は、明治一二年四月一一日である。拝

石坂承知、中村大里郡書記云々、中村拝命日程、稲村了承)93 一八七九(明治二))年三月三二日 中村孫兵衛書状(長谷川書状手渡、

(長谷川家一〇五〇)

94

「上中条村中村孫兵衛 明治十二年三月三十一日投函 」 (新麗書)

カシ鈴木郡長ト談判済之上ニ付、書記共苦情ハ訳モナイ事ニモセ 内石阪氏ニも断然大里郡云々ニ不取合申、誠ニ好機会ニ御座候、シ付二而仙次郎様ニ邂逅致、尊兄出立ノ手続及石阪氏へノ書面等承込、村ニ而仙次郎様ニ邂逅致、尊兄出立ノ手続及石阪氏へノ書面等承込、村ニ而仙次郎様ニ邂逅致、尊兄出立ノ手続及石阪氏へノ書面等承込、 おいか () おいま () がいま () が

此段不取敢御報知申上候

三月三十一日 中邨孫兵衛

長谷川様

尚々、稲村君ヨリ書面落手、委細承知仕候間、此段同氏へ御伝達

願上修

る。これによると、石坂にはすでに大里郡書記の話が進んでいたようである。石坂と稲村へ入間高麗郡役所の書記を受託するよう説得した状況が報告されてい(解説)年代は、封筒裏書により明治一二年である。中村が長谷川の意を受け、

一八七九(明治一二)年三月三一日《熊谷駅演説大会予告

(『郵便報知新聞』明治一二年三月三一日諸県報知欄)

の諸先生を招待し開場するよし○埼玉県下武州熊谷駅にてハ、是迄竹井澹如外有志者の発企にて春

がわかる。 (解説)これは竹井澹如らが主宰する共同会の演説会で、恒例となっていたこと

県へ具状依頼) 県へ具状依頼) 「長谷川家九八八)の「八七九(明治一二)年四月二日 石坂金一郎書状(川越赴任承諾、

「川越本町綾部七右衛門方止宿 長谷川敬助様 平安親剪 」

*消印「川越/武蔵/入間/四/三」

「熊谷駅ニテ中奈良邨

御遠慮ナク御処分被下度

最御郡近辺ニ而、

他人御

採用之方宜敷候ハヽ、先々ヨリ申上候通、小生言事ヲ聞キハセヌガ〉御注意被下度、

引上申候通、十弐日事ニ御決心ニ而、右郡へデモ取ラレヌ様〈最モ

明治十二年四月二日 石阪金一 郎

ヲ取リタル趣、就テハ先キ回ハリヲサレテ目色ヲ変ズルノ憂ハ無之張リ貴兄ノ方エ赴クコトヲ飯塚ヤ小島ガ知テ、無拠中瀬村川田勇吉 計有之度、 昨朝人力車夫ニ御托シノ書面正ニ落手、 定テ御落手ノ義ト被存候、 モ面会致シ、 夫レヨリ赴任可仕候、 既ニ到来ニ付、今晩当駅泊リニテ出発、兎モ角モ拝命ノ上一旦帰宅. 併シ浦和ヨリ直ニ川越ニ赴クコトハ何分都合不宜、 兎ニ角至急具状ノ方可然ト奉存候 併シ最早具状相成候哉トも奉推察候、 拙者ガハヅレタル上ハ中村ヲ取ラントセシガ、 是非同道ニテ赴任仕度奉存候間、 ○中邨氏≒ノ書面ハ正ニ相届ケ、今朝同人ト 其節申上候通り、熊谷ニテモ余程学務課 ∜消印「熊谷/武蔵/大里/四/二_ 来諭ノ謀策至極妙案ト被存 至急同人も具状御取 一昨日投函ノ書面 依テ召状ハ 是も矢

四月二日 熊谷ニテ石阪

長谷川君

どのような局面の展開があったか未詳であるが、何らかの「謀策」が授けられた ようである。 郡書記就任の要請を受け、 年代は、 石坂は、 封筒裏書により明治一二年である。石坂が長谷川から入間高麗 熊谷の大里郡役所からも学務担当で声をかけられていたよ 了解の旨を回答した書状である。二週間足らずの間に

会、石坂の動向 演説者八名氏名、 八七九(明治二二)年四月六日 .稲村の従弟を加藤政之助へ周旋、長谷川老人と参 中村孫兵衛書状(熊谷駅演説会盛況 (長谷川家一〇五二)

96

川越本町綾部七右衛門方止宿 長谷川敬助様

*消印 「上尾/武蔵・足立・四・七」

□月六日投入財務書 熊谷清水二而中村孫兵衛」

*消印 「熊谷/武蔵・大里・

四六

得共、 連中ハ、 云々、 云々申上候得共、 邨君へ御申通被下度、 坐アリマシタ、 五日出之書面拝読仕候、 一、昨夜、 同氏申候二、 定而書面二而 福島耕助外ハ明日会主ノ山ザキ等ニテ、 五日夜、 御歓ヒ被下度、 加藤氏ヨリ伝達ニ随ヒ可然御処分可被成候 唯今生同道ナリ可致様被申聞候位ニ付、 偶然長谷川老人清水へ参リ一泊仕度由申来、 〈加藤ヨリノ、此註ハ入間違〉 最モ本日同君ノ弟君関三郎様御出席ニ而、 偖本日ノ演説会ハ傍聴凡弐百名余 且加藤氏へ稲邨之従弟万二郎周旋 他ハ不参〉 御承引之義と存候 随分盛会二御 〈共同会 其

御帰宅、 節小子も見世ニ居候故、 則今朝到着五日出之 早速 五□ 区ノ 坐敷へ生と同席、

弐号

書面老人へ相渡候

- 一、老人曰ク、俵瀬村万大工と申者ヨリ約定ノ月賦金トヤラ、初金 宅ハ心配ナク公務勉励可致様文通可致旨、 ハ已ニ受取候由、水油ハ八十円位ノ由、且例ノ天狗了簡ヨリシテ、 生へ命令ニ御座候
- 、石阪氏も共同会員連中人少故、 赴任も延日可相成旨申之候 明日山崎会へも出頭備也、 自然

、青山篤次郎持参ノ書面正ニ

落手候、

演説連名、

真中正

直

堀

太郎〇計八名右荒増申上候、 委細ハ

太郎○加藤政之助○高野捨三○森下岩楠○坪井仙次郎○

今朝

四月六日中邨孫兵衛右荒増申上候、委細ハ後便

長谷川

稲邨 両兄

井澹如、 二二六~二二九頁) 後に桐原と改姓、政界・新聞事業などで活躍した(『鴻巣市史』通史編三、近現代 立郡糠田村 98などを参照のこと。なお、「高野捨三」とあるのは の佐間村 (行田市) 山崎正 中にある共同会は、明治一〇年一〇月に結成された結社、七名社のメンバーや竹 熊谷小学校で演説会を開催したのが該当しよう(史料10)。 明治一二年四月六日に、竹井澹如らの発起で加藤政之助ら慶應義塾の弁士を招き 年代は、長谷川が川越に在住する四月ということで、明治一二年か一三年である 一二年三月一二日付の加藤政之助書状(史料8)にも詳しく言及されている。 料紙は半紙二枚と切紙 根岸武香らも参加している (史料53)。 (鴻巣市) の出身で、 (祥)一郎の主催した会、演説者など詳細は史料7・ 枚、半紙には「壱号」「弐号」の番号が付いている。 加藤政之助とともに慶應義塾に進み、この二年 山崎会は、 「河野捨三」の宛字で、 翌四月七日に共同会 本書に収録した明治 足

97 一八七九(明治二1)年四月七日 下忍村演説会の記録

嶋崎ニテ演説会有之聴聞致、誠ニ馬鹿々々敷事ニテアル、同日午後第一時頃、旧区内ニおゐて左之員出張、会主山崎・増田・『明明明明』(行田市立郷土博物館所蔵 岡村家文書一二二明治二二年「公私雑誌」抄録)

各員 原

府県会ノ説

慶應義塾社員

栗林勝太郎

宗旨論

学問之事 真中真道服制論 河野捨三

 (*以下略)
 堀
 龍太

 (*以下略)
 堀
 龍太

 三目ノ話
 村井保固

 三目ノ話
 東中真道

に詳しい。 ついては、 たようである。その後、 党行田地方部などにも参加しているが、この時点では「誠ニ馬鹿々々敷」と感じ 二年後の明治一四年には行田地方の人びとで結成された行成社や翌一五年の自由 ている。 村樋上村(同市)戸長の岡村新三郎はこれに参加し、日記に演題と弁士を記録 でも開催された。七名社や共同会の活動が周辺へ波及している事例といえる。 (解説) 慶應義塾社員による演説会は、 会の様子は翌四月八日付の中村孫兵衛書状に詳しい(史料8)。 細田誠氏 「行田地方の自由民権運動」 明治二三年には初代熊谷町長に選出されている。 熊谷町に続いて翌日には下忍村 (『埼玉自由民権運動史料』 行田 岡村は 岡村に 市

会景況、一日県庁出頭後の予定) (長谷川家一〇五二)98 一八七九(明治二二)年四月八日 中村孫兵衛書状(四月七日下忍演説

竹・石阪・阪本、其他長男先生ノ連中三四名出張仕候、堀ノ演説は○真中○栗林○村井○河野○外ニ原猪作ノ各員、計七名、傍聴人ハ熊谷ニ不譲、或ハ多数ニ候様認候、会義ハ山崎外旧区長不残出頭、熊谷二不譲、或ハ多数ニ候様認候、会義ハ山崎外旧区長不残出頭、候通、昨七日下忍村旧区務所ニ而演説会相開キ、東京連も加藤○堀一昨六日附ヲ以書面差上候、定而御落手之義と奉存候、其節も申上

夫々ヲ罵詈ニ相渉リ候、 十分警部ヲ愚弄致候様存候、 委細ハ拝顔之節可申述候 右演説二付而 ハ、啻ニ警部ノミナラズ

午後ヨリ東京へ参リ、翌日東京ニ滞在、 日赴任可致様昨日被申候、 黄色袋、 -時ニ御坐候、 最も一先々ヨリ願上置候通、 本月七日早朝礼服着用云々、 右可致、 同日庁堂へ罷出、 右荒増申上候、 一先帰省仕度候、 到達、 十三日川越表へ出頭可仕 早々 用済之上ハ都合ニヨリ 日限ハ十一日午前 石阪氏ハ十三

長谷川

中邨孫兵衛

中の山崎は佐間村 竹井澹如を中心とする共同会によるもので、 衛の辞令交付などから明治一二年と推定される。この演説会は他にも史料があり、 (解説) 封筒は無いが、 (行田市)戸長で、共同会会員の山崎祥一郎である。 四月七日に慶應義塾の加藤政之助らの演説会、 前日には熊谷で開催されていた。 中村孫兵

99 景況伺、根岸の辞表提出) |八七九(明治||二)年四月||〇日 根岸武香書状(長谷川赴任地川越の (長谷川家九〇八)

「四月十日」 受取二相成候間、 之景況如何、 君も石坂君なとヲ御引出シ、永ク〈子孫マテハトヲダカ〉○長ヲ御勤 極ニテ、村々困却之由、長より二官カ威ヲ振ヒ、庁中モ不穏之よし、 愈御清適奉賀候、 入間高麗郡長 無事御統御之事と奉察候、 長谷川敬助殿 過日御来訪被下候処、 不日病気も全快之事と祝居候、 乞親展 小生も辞表熊谷郡長殿ニ而 御匆々申上奉多謝候、 大里郡胄山村根岸武香 松山なとハ誠ニ不 御地

事と熊谷辺ノ評判、

先々結構ノ事ニ御坐候、

小生も近日御地へ罷

越候間、 拝眉万々可申上候、

十日 長谷川先生

坐下

明治一二年四月八日と推定される。「熊谷郡長」とあるのは、 四月二九日に依願免官となる(根岸家一四五五)。 治一二年三月一七日、 木敏行のこと。松山あたりとは、鈴木庸行が郡長となった比企郡をさしている。 (解説) 乍末毫稲村君へよろしく御鳳声可被下候也 封筒裏書には四月一○日としか無いが、 根岸は同年三月二四日に大里外四郡書記に任命されるが、 長谷川の入間高麗郡長就任は明 よってこの書状は、 大里外三郡長の鈴

その間の

100 |八七九(明治||一)四月||〇日 吉田清英書状(開庁以後人民願伺届等 (長谷川家八五六)

件数調査)

根岸は五月の第一回県会選挙で当選し、

副議長となる。

入間高麗郡長 *消印 長谷川敬助殿 「浦和/武蔵/足立/四・一一」「上尾/武蔵・足立・四・一一」 「庶番外」 親展

長谷川君」 埼玉県庁

吉田大書記官

*消印「川越/ [

四。

無御座候得共、 度相願候、県令も出京中ニ有之四五日間ニハ帰県之筈ニ候、 有之度、 各役所開庁ヨリ、随而減致相成候、 多忙之筈、即今人民願伺届等之件数何程位ニ候哉、 其後ハ不得貴意候得共、 几 |月十日 且亦御所轄内之景況も致承知度候付、 朝野之為御精勤是祈候、 吉田 清英 愈御清栄御鞅掌奉賀候、 定而御繁忙被察候、 先は旁得貴意度如斯候也 乍御手数御報知有之 陳ハ御開庁以降 県庁ニおひて 右数為御知 申迄も

○埼玉県下熊谷近

長谷川敬助 殿

も注視していたのであろう。 である。 用した長谷川に対し、 官吉田清英が、 (解説) 年号は 川越は藩政時代の城下町 管下の 入間高麗郡役所開庁直後なので、 直筆の書状を出すところに、吉田の配慮が表れているよう 人民の動向について報告を求めている。 入間県の県庁所在地だったので、 明治一二年である。 新たに民間から登 埼玉県庁で 県の大書記

101 |八七九(明治||二)年四月||〇日 熊谷駅共同会演説会景況

(『郵便報知新聞』明治一二年四月一〇日諸県報知欄)

の諸彦を招待して演舌会を開かれしが、 大なりしと云ふ ○過る六日熊谷駅の小学校に於て、 共同社員が催主となり慶應義塾 聴衆も昨年より多く殊に盛

とがわかる (解説) 共同会の演説会は、 四月六日に熊谷小学校で開催され、 盛況であったこ

102 八七九(明治一二)年四月一二日 熊谷の近況

(『郵便報知新聞』 明治一二年四月一二日諸県報知欄

矢野生報

にて担当す、 務扱所ハ戸長大竹氏か郡書記に転したるに付跡戸長選挙まで副戸長 命の郡書記が陸続同地へ移転するゆゑ市中も何となく賑へり、○事 郡役所ハ元熊谷県庁の跡を用ひ四月 ○小学校の校務掛及ひ学区取締聯校督業ハ郡区改正に 一日開場に付本県近郷より新拝

> 取調に戸数千五百人口六千七百余内寄留千七百八十二人なり 講す、 を隔たる字郷地へ新築移転になる由又警察署も駅内へ新築になる、 ○熊谷蓮生坊の回向を来る廿四日より五月八日迄執行す、 東京より堀龍太・加藤政之助の二氏其他を招待し、 付廃止され校務掛ハ戸長にて兼る事になれり、 ○裁判所ハ相変らす繁忙なり風聞にハ現在の場所より二三町 ○演説会ハ四月六日 小学校に於て開

谷史話』三六四~三七〇頁)。 ろうか。明治六年一月開設の熊谷小学校教員に、矢野元民という人がいる。筆が 熊谷寺などの様子が詳しく述べられている。 立ち、新聞記者になろうとしたというので、この人の可能性が大きい (解説) 演説会だけでなく、四月から開設の郡役所庁舎、 報告者の矢野は、どのような人であ 、町の人事、裁判所、警察署、

103 員紹介) 一八七九(明治一二)年四月一四日 川島楳坪書状(東京日報社社 (長谷川家九二六)

[長谷川敬助様

浦和川島楳坪

之程奉希候、 御差支無御座候ハヽ御逢被成下、 社友人より、 謹禀歩履万福奉欣然候、 御交誼上より諸紳士ニ夫々周旋方委托有之、 当県各郡新聞弘通之為、 書外ハ譲拝晤 陳は甚以唐突之至ニ候得共、 艸々頓首 御郡内新紙交通相成候様 社員笹原政衛差遣二相成、 右政衛差出申候、 頃日東京日報 御斡旋

|月十四日

几

長谷川敬助様

年と推定した。 年であるが、一三年四月六日に辞表を出しているので(長谷川家六二六)、 東京日報社は、 東京日日新聞の発行元の日報社であろう。

104 何、福沢の代理で同邸へ転居予定) |八七九(明治|二|)年四月| 二日 加藤政之助書状(石田氏の件進展如 (長谷川家九三〇)

「埼玉県下川越入間郡長 長谷川敬助殿行「不足函上リ」「不足」」 (新)選書) (朱書) (朱書) 四月廿一日 消印「東京/十二年・四・二一・ろ」「川越/ 在東京加藤政之助出ス「山川三浦遊亀 間・四・三三

度事柄は沢山有之候得共、 江引移候間 予め此段御通知申上置候、 成兼候ハヽ、尊君方ニ而何れニ歟御都合御当用被下度奉存候、尤御 事柄二立至候哉、 小生義爾来福沢之代理被相托候間、先以此地二永住之積決定仕候間 不都合ニ御坐候ハヽ是又無拠次第ニ付、其段御申越被下度奉懇願候、 愈御清栄奉賀候、 万端可申述候、 御出京ニも相成候ハヽ、 陳は先頃中御依頼申上候石田氏壱条は者、如何之 至急御報道被成下度奉存候、 筆紙之能く尽すべきニあらざれハ、 右ニ付来ル五月中旬より福沢新築之家屋 御来訪被下度奉存候、 万一熊ケ谷江当用相 猶申上 其内

|月廿一日夜 加藤

早々不備

長谷川 那長様

の実態は未詳であるが、 いる(『鴻巣市史』通史編三、近現代) 消印から明治一二年と推定される。 加藤は同年八月に福沢の斡旋で『大坂新報』 福沢の 「代理」ということ に職を得て

105 川郡長就任後七名社状況如何、吉田市十郎琉球出張)(長谷川家九六八 |八七九(明治||一)年五月|五日 石川弥一郎書状(四国より帰京、長谷

「埼玉県入間郡川越町郡役所」 東京神田小柳町三河屋与右衛門方寓 長谷川敬助様 石川弥一郎 平安

拝啓、 郡制施行郡長撰任等之儀御報道被下、速ニ返書差上可申之処、 暖気日加新緑映人、伏惟福履康寧、 *消印「東京/十二年・五・一六・ろ」「川越/武蔵・入間・五・一七」 欣賀不過之、 却説過般

承知、 神戸へ赴キ、 罪不知所避、 リ稲邨・石坂・中村之数君ハ、皆貴下之招クトコロト相成候哉之赴 参考之一端ニ供スへク候、 シ、諸君之高論ヲ聞ンコト企望ニ堪ス、 島ニアリ、全国之大勢ニ鈍ク相成候間、 徳島へ帰着、 中ハ甚無事ニ苦ミ、閑暇ヲ偸ミ讃州ヨリ芸備播摂等漫遊、 四十五分同港出発之汽車ニ乗シ無事着京、三河屋へ寄寓仕候、 至リテ相決、 之ヲ聞ントスルコト、 モ久々通信ヲ惰リ候間、敢諸君之寛慢ヲ責ムル訳ニモ不相成候得共 方郡制施行民会開設ニテ、 在近ニ付、 揮毫之労ヲ惜ムコトナク、 昨今多忙ニ付閑暇ヲ得ルヲ待テ徐々可申進候、 ○吉田市十郎ハ曽赴琉球未帰京、 故ニ諸君へ報道セスシテ、先貴下へ報道スル如此、 決定次第併御報可及心得ニテ荏苒今日ニ至リ、 其間頗見聞スルニ足リ、 午後六時抜錨之東京丸ニ駕シ、 則一昨十三日午前一時徳島出帆、 伏請海涵、 大旱ニ雲霓ヲ望ムカ如シ、 帰期モ追々延引致候処、 其後七名社之景況ハ如何ニ候哉、 頗ル論談スヘキ事可有之候得共、 七名社之近況及県下之情勢ヲ報スルア 又説話スルニ足ル事有之候得 ○生モ当分ハ在京之事ニ可相 生モ又徐々鄙見ヲ陳シ、 直ニ論断ヲ下スヘキコト難 今暁五時横浜着、 其十時大坂着、 且本日田中正彜ヨ 漸本月五六日頃二 〇一月以来各地 其三十日 貴下幸二 生ヨリ 久ク孤

長谷川敬助様 貴下 五月十五日夜 石川弥一郎 成歟、右申上度、匆々頓首

近況ヲ詳ニセサレハ、貴下之返書ヲ得テ然後差出サント幸諒鄙意尚々、社員諸君へ書状差上度候得共、本文ノ如キ風説モアリテ其

がどうなっているのか、 務省に出仕している田中正彜から伝えられていたことがわかる。そこで、 波通信」とみえるものがこれに該当するのであろう(史料208)。 ていた様子がうかがわれる。 任A〇〇一一二一〇〇)。その間は、 及されているように、この年五月一三日まで四国にいたのである(国立公文書館 石川は、 に出仕している吉田市十郎が琉球処分で出張中であることにも言及している。 長就任は伝えられていたが、中村たちが郡役所の書記となったことは、 へ出張となっているが、 (解説) 年代は、 前年明治一一年三月二一日に高知県への出張を命じられ、 消印から明治一二年と推定され、 至急状況を伝えるように依頼している。末尾で、 本書状では 稲村貫 一郎の「烟雲雑誌」一一月二七日条などに「阿 「徳島へ帰着」とある。また、長谷川から郡 「通信」という形で、七名社の活動を指導し 郡制施行などとも矛盾しない。 履歴書では高知 この手紙で言 東京で内

村出馬、竹井も出馬、長谷川の分権主義拡張、舎兄弥一郎帰京)10 一八七九(明治一二)年五月一八日 竹井懿貞書状(県会選挙、中

(長谷川家一〇一五)

「熊谷・竹井懿貞・十二年五月十八日」 「川越郡役所ニ於て 長谷川郡長殿 親剪 」 「川越郡役所ニ於て 長谷川郡長殿 親剪」

*消印「熊谷/武蔵・大里・五・一八」が懿貞 十二年五月十八日」

愈御安全御奉職被為在、恐悦之至奉存候、陳ハ去九日附尊書澹如氏

二付、 節は、 寓居之由申来候、 御尽力所伏希候、 二不堪候得共、姓名ヲ被選簿中ニ掲ケ有之候ニ付、 可有之、一般の為めニ所賀に御座候、 挙之日ニ際し、 引仕候段御海容奉祈候、 ヨリ被 /御見込は、世人の望を貴兄等に属スル所にして、 実二貴重之責任ニ付心配に不被堪候、 早晩著シキ奏功を実際ニ見ルコトヲ得ベシト刮目罷在候、 示拝読仕候、 誠に好都合之事ニ奉存候、 先は右申進度拝答旁如此候、 舎兄弥一郎義も去十五日東京帰着、 然ルに小生儀、 却説中邨兄ハ御辞職相成候趣、 此程前橋表へ罷越居、 小生の如キハ素ヨリ議員之任 必定同君は当選中の人ニ 被仰越候分権主義拡張 匆々頓首再行 且平生之御持論 誤て選挙相成候 三与方ニ当 今ヤ議員選 貴答甚延

五月十八日 熊谷 竹

稲邨 三兄

石坂

は至急御報道被下度、此段奉願候、不一追而、御手数なから入間・高麗両郡当選議員姓名、

御分り相成候得

のは、 文書館、 谷市史』 郡から当選している。 (解説) 「舎兄弥一郎」は、 郡役所宛に出しているからであろう。 第 石川弥 資料編8、 回の県会選挙直前の書状である。中村孫兵衛は北埼玉、 郎履歴書)。 資料一一四)。 長谷川の持論の「分権主義」とはどのような内容か。 石川弥一郎のこと、 宛先が、 石川は、 長谷川・ 竹井は石川の妹と結婚している(『熊 四国へ一年余出張していた(国立公 稲村・石坂の三名になっている 竹井は大里

107 職、県会選挙投票状況、在庁時訪問予定 |八七九(明治||一)年五月|||日 中村孫兵衛書状(小林呉十郎県庁辞 (長谷川家一〇三九

入間(封筒表書) 「十二年五月廿一日午 新簡繁書) 高麗郡役所二而長谷川敬助様行 〈前後〉 時出ス 封 従上中条村 中村孫兵衛

今廿 度候、 二病ヲ発シ口ハマガリ眼ハヒツクリカイリ、尊家ハ製糸最中〈仙次郎様南河原敬三老人〉御 相成居候、 呉十郎へ入ルベク由同人申之〈是ハ郡書記仲間ノ電信ニヨルト言フ〉候、 リ〉ナレドモ一定ノ撰挙ニ出デ申而、 之○中村孫兵衛○伊藤卓三○湯本義憲)、計五名〉右之次第二而、 安心被下度、 大概御見込ニ相帰可申候間、 南河原・北河原・上中条・上川上等ハ、小林呉十郎ヲ撰挙致候様子 是非ナキ次第二御座候、 云々而寄合ヲ致候、 ヲナサヾル村々区内八分通アリ〉各邨照会之上、 止八木原三郎右衛門先生触元二而、 塚村ノ如キハ〈十八日ニ投票へ着手致、其人名ハ(○竹井澹如○間中進 ヨリ移令受取ナリ〉 十七日解任 去十六日申通候哉、 御老人義ハ不相変快愈ニ趣キ、既ニ目今ハ旧ニ相復シ、 日早朝御書面到達、)投票之義ハ幸愚父北河原へ参候間、 是も多ク御周旋ヲ請度様子見受候、 〈是ハ県庁ニテナリ、然シテ郵送故、十九日午前九時ニ郡長 又御注意仕候、 当地撰挙ノ模様も御書送ノ人名ニ帰シ可申 相成候間、 〈生ハ午後五時頃一寸参リ候処、旧区長連も見へタ 乍併最も多数ヲ占メ候今井・上ノ邨・池上 委細承知仕候、 両三中否小生へ挨拶可致由被申、 復亦御安心可被成、 且旧十区・十三・十一・十二区辺カラも、 も御書送ノ人名ニ帰シ可申哉、中ニ犬夫々御注意も不都合ハ無之候間、御 *消印 昨廿日旧区務所二而〈未夕投票 鳥与情況ヲ見受タリ、 御坐候、 偖而小林呉十郎儀も本月 「熊谷/武蔵・大里・五・二一」 誠ニ困タ病気ナル由申 小林呉十郎ヨリ 適当ノ人物撰挙致度 就而ハ近々委細申上 且佐藤先生へ伝達 ○仲二郎殿)承知相 其儘ニ 是レモ 尚御 不得 ベハ急

> 成候様仕度、 唯今御尊家へ愚父ヲ以御届申上候 Ż

五月廿一日午前 中邨孫兵衛

長谷川様

尚 算致居候 々、 御地撰挙会之頃 可伺歟、 兎角石・ 稲両君在庁之節伺度、 胸

福島弥兵衛の五名が当選した。 の選挙状況を中心に述べている。 が列挙されているが、 たようである。つぎに、 書記を辞職している。 会選挙に立候補するための処置であろう。 (解説) 北河原村小林呉十郎、 年代は、 封筒裏書により明治一二年、 この位置づけについては未詳。 選挙は郡ごとに行われ、 竹井澹如以下、 上川上村八木原 選挙の結果北埼玉郡からは、 大里、 中村孫兵衛も、 三郎右衛門、 北葛飾、 北埼玉郡では五月一八日に着手し 冒頭の小林呉十郎解任云々は、 以下本文では、 埼玉村湯本義憲 北埼玉諸郡の有力者五名 すでに入間高麗郡役所 上中条村中村孫兵 小林呉十郎 常泉村 県

八七九(明治二一)年五月三一日 七名社員と県会選挙

108

衛

(『朝野新聞』明治一二年五月三一日)

日の 郡長郡吏を拝命せり 議事堂に借用さるゝとの、 中学師範学校ハ建築の際不急の土木などゝ囂々せしが、 戸数割などになりてハ困ると取越苦労をなす、 ○埼玉県よりの報に、 員選挙に付、 費額ハ凡そ五千円計りとの風聞有るに付、 討論会演説会をも止めて奔走尽力を併該社員中若干名ハ往きに 県下人民の代議士の任に堪ふべき者を選挙せんと、 熊谷駅の警察所ハ此度新築になる筈にて、 ○県下にて民権論を唱ふる七名社員 同警察所々轄の人民ハ ○浦和駅に在る県立 此度県会の ハ議

0)

いた活動もきちんと伝えられている。熊谷の警察所新築費用の調達や、 (解説) 『朝野新聞』 地方三新法の実施により、 の記事。 「民権論を唱」 郡役所へ県会へと奔走する七名社員の様子を え「定日の討論会演説会」 を開いて 浦和の中

学師範学校での県会開設も報じている。

109 戸長改選対応、明治九二〇年貢租一件伝聞、戸長役場改編達書同封) |八七九(明治||一)年六月七日 掘越庭七郎書状(県会議員選挙状況:

(長谷川家一五六一・一五六二)

*消印「行田/武蔵・北埼・六・八_

「北埼玉郡長 掘越庭七郎

「川越町入間郡長

長谷川敬助殿

回答親展

十二年六月七日 前十一時著之

取極之趣御報知領承仕候、 先つ安心仕候、 撰状相渡候引合仕候ニ付、直チニ飛脚差立候間、 井村坪井晋辞表ノ確報有之、 両名有之、 本月四日付之御郵 同人も昨日呼立、 旧十壱区常泉村福島弥兵衛、 平沼高鹿新八二御座候 直チニ相達候テモ其報無之段々延引、 葛飾郡は八甫村義意智 書昨五日相達拝見仕候、 夫々申談荒増承知二付坪井晋之挨拶次第、 当部内高票之分多人数、 因テ過般申上候湯本・中村・八木原之 其跡北河原村小林呉十郎と相成申 惣新田間中進之、 御所轄之内県会議員粗 本日取極リ可申候、 漸本日東京寄留旗 中二は東京寄留 深無則関口 当

合村も離組抔申出候村々有之困り入申候、 戸長改撰之義去月廿七日別紙之通相達置、 然ル処是迄ノ合併村も聯 不遠書記派出為致夫々説

> 得之心得二御座候、 事件は当郡内ハ余程面倒と愚慮仕候 迂生之見込は無利ニ 押付は不致心得ニ御

戸長撰挙之義廻達は致置候得共、未タ本着手ニは無之候 何れ両三日中本着手之心算ニ御座候

前条之人員二付、此上別ニ工風無御座候、 県会議員之義も種々手配差急候得共、何分事務不捗取 ナリタルヨシ伝聞ニ付、 昨五日御帰県之趣ニ御座候、 内々申上候 九年・十年貢租 令公二モ長々御在京之処 件モ五十ヶ年賦 困入申 -候、先

回答如此御座候也

六月七日前十時

長谷川老盟台

「北庶第四百廿壱号」

各町邨旧

戸 長

其節 月七日迄二可取調置候、 費用支出相嵩ミ難義タルヘキニ付、 猶客月十一日付諭達之通リ、 今般本県甲第四十三 /小邨ハ最寄町邨協議ノ上組合戸長役場相立、 可差出、 此旨相達候也 一号ヲ以正副戸長ヲ廃シ、 尤百戸以下ノ各村へハ郡書記派出為致候条 戸口寡少ノ邨ニ独立戸長ヲ置キ候テハ 篤ト御趣意ヲ了解シ、 町邨吏員配置法布達、 別紙雛形二照準、 百戸已下

但 百戸以上ノ各邨タリトモ協議ノ上組合戸長役場相立候義 同様来月七日迄郡役所へ書面差出へク事

十二年五月廿七日 如本文相達置候処 独立耳申出 北埼玉郡長掘越庭七郎

明治

(解説) 年代は封筒裏書より明治一二年である。 県会議員選挙などについて、 郡

号であるが、同封の関連史料なので一括に収録した。たので、とくに関心が高かったのであろう。なお、戸長役場改編の通達は、別番長間の情報交換の様子を示す書状、北埼玉郡は長谷川の居村北河原村が属してい

竹井(澹如)から中村・小泉との会合案内) (長谷川家九一五)1 一八七九(明治二一)年六月八日 根岸武香書状(川越訪問中の礼、熊谷

「入間郡川越町本町綾部七右衛門様方(長谷川敬助様)親展(

大里郡胄山村根岸武香 」

六月八日

残念罷出兼候、先右申上候、早々不備 井氏より報道有之候得共、小生長ク留守ニ致シ、何用家務多忙、乍宇氏より報道有之候得共、小生長ク留守ニ致シ、何用家務多忙、作率多謝候、御暇ヲ乞ヘ十時過ニ発車、松山ニ少々用事有之、夕刻帰本多謝候、御暇ヲ乞ヘ十時過ニ発車、松山ニ少々用事有之、夕刻帰一書拝呈仕候、此程は長々御厄介、殊ニ一昨夜は一泊之御助成相成、一書拝呈仕候、此程は長々御厄介、殊ニ一昨夜は一泊之御助成相成、

日 武香再行

長谷川君

稲邨君

石阪君 侍史

との交渉があったといえる。との交渉があったといえる。宛名も、長谷川・稲村・石坂とあり、七名社全体との会合を断った旨通知した。宛名も、長谷川・稲村・石坂とあり、七名社全体年と推定される。熊谷の竹井(澹如)を通じ誘われた中村(孫兵衛)・小泉(寛則)(解説)封筒の表書には六月八日としか無いが、長谷川の川越在住から明治一二

建白、佐々木顕文持参) 11 一八七九(明治11)年六月九日 川島楳坪書状(県会開設遅延ヵ、例の11

成居、 存候、 等之事は、 候、多分廿日後二可相成奉存候、 御心添可被下候、県会も未定ニ御坐候得共、来廿日頃開設之見込ニ 候様可仕候、 有之候得共、 寸書謹呈、 用務多忙中、 尚此上之様子御報道可被下候、 別紙布達之刪志ニ而御承知可被下候、 従早川高尾生依頼之趣ニ御坐候得共、単身客地之儀ニ付 佐々木顕文差上申候、 小生は無覚束様相考申候、 各郡議員減額論之情況御申聞被下、心得二相成難有奉 顕文為待置 閣筆如此二御座候 議案印刷出来次第、 万事可然御指揮奉願候、 例之御建白は御見込之通ニ相 此訳は、 此外申上度事御坐候得 議案今以整頓不致 頓首 一部内々差上 本人旅宿

六月九日 辱知梅坪

敬堂兄

伝えられ、川島からは議案書の提供が約束されている。日に浦和の県立小学師範学校で開催された。事前に長谷川から郡内議員の動向が(解説)年代は、長谷川の川越在住で明治一二年である。第一回県会は、六月二五

今福屋へ到着、上中条村選挙落選人職場斡旋依頼)(長谷川家九七〇)12 一八七九(明治二二)年六月二二日 中村孫兵衛書状(大里郡連と浦和

*消印「浦和/武蔵・足立・六・二三二十二年六月廿二日午後投入 浦和今福やニ而中村孫兵衛」

も有之候ハヽ、其節伺候而も宜敷、 行ハレ兼候ハヽ、戸籍係ノ岡部老人死去跡へ、右直段ニ而御採用被 旦温柔ナル樋口氏閑散人ト相成、云々二而戸長公撰ヲ致候処、島田 辺御詮議之上ハ、否共至急御回答願上候、 生・八木原・小林・大里郡連共儀、 付御見込之義有之候ハヽ、 宜敷候間 下度、実々諸君ニも百般之事情御明察ニテ、仮令三四ヶ月限ニ而も ヲ以北埼玉郡辺へ金十円取位ノ郡書記ニ御周旋ハ如何、 御三君二而御決便御回答願度、 同氏ノ面目如何、 偖而先便申上候建儀云々、 細太トナク御報願上候、 島田氏へ当撰相成候、右ニ付彼ノ貧生 御斟酌被下度、 誠ニ憫然之事ニ付、諸君ノ御高評 唯今今福やへ着仕候間、 最も其中当駅へ諸君之中御出張 前件呉々も懇願仕候、 且弊邨之義も不得止三名 篤と御高評相仰申 此段深ク御依頼申上候 草々 若シ此等ガ 且県会ニ 不取 度 敢

六月廿二日 中村孫兵衛

長谷川様

石 稲 邨 様

尚、小林氏ノ皮付ハ正ニ受取候

の斡旋であろう。末尾で、県会についての意見を求めている。に浦和に出てきた。書状の主題は、上中条村での戸長選挙で落選した樋口の仕事いうと第一回県会の直前で、中村など北埼玉郡選出の議員は大里郡の連中ととも(解説)年号は封筒裏書により明治一二年、明記されていないが、六月二二日と

川を相手取り吟味出願) - 鈴木敏行書状(熊谷警察署へ長谷一八七九(明治一二)年六月二四日 - 鈴木敏行書状(熊谷警察署へ長谷

113

長谷川入間郡長殿(親展急」

*消印「熊谷/武蔵・大里・六・二四_

*消印「上尾/武蔵・足立・六・二五

*消印

「川越/武蔵・入間

大里郡長鈴木敏行」

込候儘不取敢申上候、若御心当りも無之様ナレハ、附会説ニ就御聞之方と存候、乍去事之真偽是非は明弁難致候様も、唯々知人より聞何等御心当りは無之哉、若果シテ然ラハ余り大火ニ不及内、御消防警察署≒地所之件ナルヤ、先醒ヲ相手取吟味ヲ願出候趣遑承度候、連朝之雨天御同窮ニ存候、陳は昨夕知人突然来テ語ルニ、昨日熊谷

六月廿四日 敏行

流し可被下候、

右申上度、

書外は万緒付拝晤候、

早々頓首

敬介様

人的な経済活動の一面がうかがわれる書状である。にある「先醒」は、先生、先輩のこと。「遑」は、急ぎの意である。長谷川の個(解説)長谷川の入間高麗郡長在職で、明治一二年と推定される。書き出し近く

告、加藤政之助来訪) 中村孫兵衛書状(第一回県会景況報11 一八七九(明治二二)年六月二五日 中村孫兵衛書状(第一回県会景況報

||越町〈入間高麗〉郡役所ニテ長谷川敬助様行 御親剪 」|

川貿

*消印「浦和/武蔵・足立・六・二五」

本日モ長次官其他各課ノ官吏出張相成候

一年六月廿五日

浦和大浦屋長造方ニテ中村孫兵衛

第二号 通言

時ヨリ各自協議之上親睦会ヲ相開キ、生等モ随分酔ヒ倒ニ相成、其昨日ハ規則立案ノ為ニ五名ノ委員正副議長共議事堂へ詰合、午後五

弁多ク原案其他ノ賛成ヲ表シ、誠ニ欣然此事ニ候、 御明察之事と奉察候、 建議ニ而議長ノ任ヲ尽シ申候、此辺ハ別ニ不申上トモ、 シテ今九時開会、 有様思コトニ、 トシテ纏マリシ議論も無之、 ノ議長ハ本日抔何ウカヤリキリ候、 田大書記二比ス)致シ、規則丈ハ一ノ修正無之、〈是ノ規則ハ笹田氏 タリ〉次ニ逐条ニハ余程愚論及誤解起も、頗ル生等ニヲイテ弁明 最も同氏ハ質問中丈ニ御坐候 員タルヲ以、番外壱番ノ席ニ就キ、 ノ編輯シタルヲ小生仲間ニ而修正シタルモノ〉原案ニ可決ス、且竹井氏 尊兄等ヨリも御投書是祈候 小林ガ内藤新宿ニ而ブランデヲ呑タル時ノ如シ、 議事規則ノ質問及遂条儀ヲ議シ候、右ニ付立案委 次二小林氏ハ存分ノ確論ヲ吐キ、 誠二歎息罷在候、 〈是ハ同人ノ手ニナリシモノ故ニ諮問人 併シナガラ半分以上生ト竹懿 竹井も二番二、 右ハ情況荒増申 次ニ湯本氏ハー 笹田氏三番二、 八木原氏も 君等ノ面々 然

六月廿五日 中邨孫兵衛

,林呉十郎

長谷川 兄

稲邨兄

石阪兄

参リ候、 尚々、 加藤政之助氏本日大浦やへ着同座致候、 外ニ湯本氏ヨリも宜敷トノ伝声 新聞記者モ五名計

料 112 か。 で一票を得ている。五名の立案委員は、 の眼で詳しく報じられている。第二号通信とあるが、第一号は六月二二日付の史 (解説) 議長は竹井 年代は、 六月二三日に開場式があり、 /詹如、 封筒裏書により明治一二年、 副議長は根岸武香と旧知の人が選出された。 白根県令の演説と議長以下の選挙が行われ 中村孫兵衛・竹井懿貞・埼玉村(行田市) 第一回県会初日の状況が、 中村も議長選 当事者

> なお、 の三分の一が欠席と伝えている(『埼玉県自由民権運動史料』一一七頁)。 便報知新聞』には、 新聞記者同行で浦和の旅宿大浦屋へ着いたことを記している。六月二八日の『郵 木原 第三次会(確定議)からなる(「埼玉県会議事規則」)。同僚の小林(呉十郎)、八 日で、議事規則を審議した。議案の審議は、第一次会(総体論)、第二次会(逐条議)、 翌二四日は県会議事規則を立案し、 圧倒的に県北の勢力が強かった(以上『埼玉県議会史』第一巻、一八四~一九二頁)。 湯本義憲·惣新田村 (三郎右衛門)、竹懿 (竹井懿貞) 松田大書記とあるのは、 県会開会の景況が報じられるが、 (幸手市) 吉田清英の誤りであろう。 の間中進之・大間村 終了後は懇親会となった。二五日が県会の初 の活躍、 一議長竹井澹如の采配を伝えている。 (鴻巣市) 蚕紙製造の真っ最中で議 末尾に、 の福島耕助であり、 加藤政之助が

115 八七九(明治一二)年六月二六日 加藤政之助書状(埼玉県会開場 (長谷川家九四九

「埼玉県下川越町入間郡役処」 長谷川 敬助

メ六月廿六日

浦和宿大浦屋加藤政之助

議員諸君へ拝顔、中隣へ転居

掛ニも相成候ハヽ、 之至ニ御座候、貴君御出京も無之哉、 殊之外奮発之様子、余等人民之代人にして如斯なるハ、 見込も御座候間、昨廿五日より浦和迄罷越、 久々御疎濶之段多罪々々、 六月廿六日 是又申上置候、 加藤拝 先は右迄、 御立寄被下度奉存候、 陳は今回県会開場相成、 余は期拝面候 御出も無之候得共、若し御出 生此程中隣家江移転仕候 議員諸君二拝顔仕候処 右二付小生段々 御同然欣然

長谷川

(解説) 年代は、 県会開会で、 明治一二年と推定され、 関連する中村孫兵衛書状

員となる。自身の「中隣」への引越も報じる。であろう。「段々見込も御座候」とあるが、翌一三年一○月、加藤は埼玉県会議もある(史料11)。加藤は出身地の埼玉県会の様子をみようと浦和に出向いたの

16 一八七九(明治二二)年六月二六日 福沢諭吉書状(中学校教師費用)

(県史CH中村家二九

*消印「東京/十二年/六/二六/ほ」「浦和/武蔵/足立/六/二七.「埼玉県下浦和宿大浦屋長造方 加藤政之助殿」

之積なり、 授ル之一校ヲ設ケントノ考ニテ、即チ今回之中学ナリ、其教師 為メ、青森よりも金ハ少なくして良師を得べし、 千円二足らさるべし、 設ケ、其教師ハ百円、助教之ニ準ス、百円之教師ニは津田純一赴任 ノモノ壱名ト申ス事ナリ、此郡中学ノ中心トシテ県庁下ニ又中学ヲ 令其所アルモ遠方へ子弟ヲ遣ス之費用ナシ、依テ各郡ニ上等之教を 業スル歟又ハ就学中俊英之少年アルモ、 青森県ニ而郡中学校設立之旨ハ、該県管下六郡小学之生徒、 東京三田福沢諭吉 右之次第ナレハー郡中学之費用壱年ニ五百円以上、 大造ナル人物ヲ要セズ、月給二十五円ヨリ三十五円 埼玉抔ニ設けたらバ、東京往来之便利宜布ガ 出 他方二遊学之場所なし、 右要用御返詞置候 既二卒 ご 固

六月廿六日 福沢

加藤様

方加藤政之助とあるのは、ちょうど加藤が県会視察に来ていたためである。ここ(解説)年代は消印により明治一二年である。封筒の宛先に、浦和宿大浦屋長造

助費として計上され、 玉県議会史』 校設立の建議があり、中村孫兵衛もこれに賛成したが、最終的には否決された(『埼 四一二~四二一頁)。こうした中で、 年一月に中学校は県立中学師範学校と改組されていた(『埼玉県教育史』第1 中村などから質問を受け、 に近い埼玉なら、より少額で良い教員が得られるであろうとしている。 七年六月に師範学校を設置、 (史料11・11)。内容は、 中村孫兵衛に会っているので、この書状が中村家にもたらされたのであろう 医学校も併設)。一一年九月、 第一巻、 中村はその必要性を力説している(同前、二八〇頁)。 二四○~二四一頁)。翌一三年の県会では、 中学校教師の給与について、 加藤が問い合わせた回答であろう。埼玉県では、 翌八年二月に中学校を併設し、 県会では、 師範学校と中学校が分離されたが、 七月二五日に竹井懿貞から中学 青森県の例を説明し、 県立学校と称した 公立中学校補 明治

|八七九(明治||一)年六月二八日 埼玉県会の状況

117

(『郵便報知新聞』明治一二年六月二八日府下雑報欄)

○埼玉県々会の現況

中村孫兵衛の書状(史料11) ていたことを記している の竹井澹如四○歳と竹井懿貞二五歳が同点となり、その他の委員も熊谷周辺が強 (解説) 第一回埼玉県会開会の様子を伝える新聞報道。 あいにく蚕紙製造の時期と重なり、 では、慶應義塾の加藤政之助と新聞記者が取材に来 欠席議員も多いと報じられている。 議長選では、 同じ熊谷町

118 |八七九(明治|||)年六月||九日 稲村貫一郎書状(郡吏傍聴之儀)

長谷川様

「石坂・稲邨

(長谷川家九六六)

都合よろしく様三原君ヨリ被申聞、 定相願候 高案候、 郡吏傍聴之儀、 帰郡之日ヨリ自由傍聴ナレハ敢テ御差支も有之間敷歟、 且中邨ヨリ委托云々、 高雄先生は引続き傍聴御許シニ相成候得 〈樋口〉 迂生も相考候ニ、 御協議二相成 随行事務も全 何レカ御決 は

六月廿九日 稲邨

石阪

てくる高雄や三原は入間高麗郡役所の書記である(「埼玉県職員録」 資料編19所収)。 年代は稲村と石坂の郡役所在任から明治一二年と推定される。文中に出 「郡吏傍聴」云々は、 県会の傍聴であろう 『新編埼玉県

|八七九(明治||二)年七月二日 石川弥一郎書状(新潟地方の耕地と

119

職土宜法龍紹介 農民、新潟新聞主筆古渡資秀、埼玉県会の状況如何、妻沼歓喜院副住

埼玉県入間郡川越町郡役所 殿 (長谷川家一〇二六・一〇二七)

長谷川敬助

回致居、 地ハ他村人所有多キカ、 セン、○当国ニテ最吾人ノ眼目ヲ驚カスモノハ、耕地所有ノ不均、之奇談、北陸之珍話、中々御話カ沢山有之候、先越後ノ一斑ヲ陳述 御安心可被下候、 モ、日々傘ヲ手ニシテ田畔ヲ歩行クハ、随分難儀之事ニ有之、雖然 諸高山ニハ白雪斑之(越中加賀モ又然)、得両句曰、六月薫風猶未遍 モ誣言ニアラサルヘシ、千町以上ノ耕地ヲ有スルモノ十ヲ以テ数フ 即大農ノ多キ則是也、 雖モ発明スルトコロ不小少候、 頃ニ可相成、 青山処々雪斑々、北陸之景況御推知可有之、本月下旬迄ハ当国ヲ巡 邨ヲ巡回ス、 井ヲ経テ石川県ニ至リ、同県ヨリ直ニ当地へ来リ、 は客月七日於東京報北陸行、 維時七月節届共、 へク、百町以上ニ至テハ数フルニ遑アラス、 如旧至健康、 八日ヨリ梅雨全晴、 連晴至極好都合、 明治十二月七月二日 新潟県出張先石川弥 廿六七日頃出発、 三伏ヲ北陸ニ於テ経過スルハ、 喫飯ハ時トシテ平時ニ倍スルコト有之、此段ハ乍慮外 東京ヨリ新潟着迄ハ、神戸ニテ一日雨ニ逢フ耳、 廿日頃より毎日陰晴、 陽盛暑鑠金、 ○北陸之形況ハ又自格別ナルモノニテ、生不敏ト 暑気日募、巡村之苦可知之、乍併会津及当国 越後州ハ日本ノ英国 村人ノ所有多キカヲ問ヒハ、村人所有多シ 再越前ニ赴ク都合故ニ、帰京ハ八月廿日 郎 爾後神戸ヨリ越前敦賀・坂井両港及福 ○来月帰京之上御面会ヲ得ハ、南海 伏惟、 起居康寧、 *消印 * 消印 * 消印 不常コト数日ナレトモ、 (農民ノ生計上) ト謂フ 随分好都合之筈ナレト 故ニ村中ニ入テ、其耕 「高崎/上野・七・六・午前 「川越/武蔵・入間・七・七 「横□/越後・□□・七・三」 何喜如之、 去月廿日ヨリ郡 廿 余

貧而愚ナルモノハ、富而智アルモノ、タメニ需要ヲ充タス器械也ト、 衰滅スルモノ多キニ至ラン平 ○雖然トモ大農モ世ノ風潮ノ変セシト、 コロアリ由、 ト答フルトコロ 纔二宅地ノミヲ有スルモノ多シ、貧民即小作人ノ無知ナル、 実ニ地主之奴隷タルノミナル、 是貧民ノ多キモ又堪驚、概シテ耕地ヲ一枚一筆ロハ甚稀也、或部分ハ村中挙テ一人ノ所有ニ帰 語曰、 概シテ耕地ヲ一枚一筆モ有 地租改正トノタメニ、漸々 強之肉弱之食ト、 スル 生 頁 又

街中ヨリ可出ト云評判也、 鄙見中邨君へ申上候、 モノ、如シ、○当県ハ即今県会議員撰挙中之由、 候事ハ無之ニ付、 古渡資秀当時新潟新聞ノ主幹トナリ、常ニ社説ヲ書キ候赴、 度共第一等之土地ニハ無之、先二・三等位之町柄ニ有之候 **慰度候也** 「ハ近頃両度大火有之、其一ハ客月七日、 時下暑気日 乍御手数形況御報道被下度候、 大農之利害如何ノ如キニ至テハ、猶未研窮セサル 乍併同氏モ新潟ニアルノ日猶浅ク、 定テ御聞取之事ト存候、 一日ヨリ甚矣、 豪農多シト雖人物ナシ、 幸為国家保愛 客月中東京ニテーニノ 其一 高見如何、 議長ナゾハ新潟市 ○其御地県会ハ 且郡村 昨 不一 夜 先日 へ出 乍併 両

長谷川敬助様 石川弥一郎

5万金一郎様 稲邨貫一郎様

口坂金一郎様 侍史御中

新潟県出張御伝声相願候、生へ御書面被下候ニハ、左ノ肩書御加被下度候尚々、中邨君へハ別段書面差上不申候間、幸便有之候得は、宜芸

地理改正事務局

廿五六日頃ニハ必出発石川県へ参り候間、同県へ御宛被下度候

(※同封別紙)

之タリ、 再啓、 其旨ハ已ニ既ニ土宜氏へ通知及ヒ、 アルゴトニ同院へ遊ヒ、 二富ミ、弟ノ之ニ交ル又頗親且篤矣、 固仏学漢学ハ充分有之、 人物妻沼ニ来ルモノハ該地方之幸福也、 中村・鯨井両兄始メトシテ、 其事ハ妻沼歓喜院副住職トナリシ土宜法隆氏之事是也、 客月於東京中 因之報之如此 ・邨君へハ已ニ委細申上候得共、 親密之交際ヲナサハ頗有益之事ニ可有之ニ 加之近頃慶應義塾ニ入リ英学ヲ攻メ頗才学 同院へ参リ候様致度、 同氏モ頗ル之ヲ喜ヒ候趣返報有 実二不易得人物也、 因之吾七名社ノ諸兄ハ閑暇 任幸便 又生ヨリモ **MY** 一 〇右様之 同氏ハ

のことを中村に伝えたとするが、 院副住職となった土宜法龍について詳しく紹介している。 行雄である 渡資秀は、 当地の土地所有、 (解説) ○年に創刊、 一石川は明治五年四月、土宜は同九年五月に慶應義塾に入社している 年代は、 明治一 (「新潟新聞」 慶應義塾出身者が代々主筆の民権派新聞である。ここにみえる古 封筒裏書により明治一二年である。 農民の存在形態を詳述する。 一年四月に入社するが、 『国史大事典』 現存する中村の長谷川宛の書状にはみえない など)。 八月にコレラで死去した。 後半にある 別紙の 新潟の出張先からの書状で、 「再啓」 石川は、 『新潟新聞』 後任は尾崎 治

資料編8)にも掲載したが、ここで改めて完全な形で収録した。
(『熊谷市史』資料編8、四七頁)。石川と田中は、同時期に東京で新しい学問を学んでいたことになる。そうしたなかで、土宜と知遇を得たものと推測される。この追いたことになる。そうしたなかで、土宜と知遇を得たものと推測される。この追伸部分については、文書館目録では独立の文書として扱われ、前掲『熊谷市史』資料編8、四七頁)。石川と田中は、同時期に東京で新しい学問を学んでいたことになる。そうしたなかで、土宜と知遇を得たものと推測される。この追称者では独立の文書として扱われ、前掲『熊谷市史』検討編8)にも掲載したが、ここで改めて完全な形で収録した。

へ出頭) (長谷川家一〇〇〇) 氏演説会聴聞予定、県会で師範学校費・土木費審議、七名社連中県会120 一八七九(明治一二)年七月二日 中村孫兵衛書状(加藤氏帰京、福沢

「浦和大浦やニ而中村孫兵衛 七月十一日 「三原」 」「入間高麗郡役所ニテ □□川敬助様行□親剪 」「A間高麗郡役所ニテ (♣舎)

相成、 日番外ノ両先生ハ県〇〇下ノ御説諭ヲ被リ、 此項ニ有ルベシト信候、且七名社連中も十四五日頃ニハ出頭致候様 意者ヲ可得トハ確信難仕候、 而ハ夫々意見有之、 数以上ノ欠席ニ而開会ニ不及、 京仕候間、 九日御投入之御書面到着、 本日ハ土木費ニ取掛候手筈之処、 其辺稲村君ニハ御斟酌被下度、 当県会も昨日小学師範学校丈ハ弐千円以上ノ減額ニ而決議 都合ニヨリ明日福沢氏ノ演説ヲ聴聞ナガラ出京ノ胸算ニ 充分発論之積リニ御座候、 直二竹井へハ相届ケ候、 実ニ愚論もヨレバ決議トナルノ笑止、 弥明日ハ土木費ニ差掛候、此項ニ付 中々御議論面倒故、 右ハ別段奇事も無之、啻昨 「浦和/武蔵・足立・七・一二」 従而生等へも公平無私 ナレドモ過半数ノ同 加藤氏ハ昨日 更二半

ベシ〉次第、此段御承引可被成候、草々二而議論可致様議長ヨリ申渡サレ候〈是ハ○○ヨリノ伝達ナリト信ス

七月十一日 中村孫兵衛

稲邨 両兄

うのも面白い記事である。 め県会に出席した県側の官員で、 116)で中学校教員の給与について教示をうけていた。 出京と記している。福沢には加藤政之助を介し、六月二六日付の福沢書状(史料 席議員も多く予定通り議事が進まないなか、 て間もない頃である。 (解説) 年代は、 長谷川の入間郡長在任により明治一二年、 冒頭の加藤氏は、 なお、 笹田默介や川島楳坪などが想定される。 末尾にある「番外ノ先生」とは、 県会を視察に来た加藤政之助である。 中村も明日は福沢の演説を聴きに 七名社連中の県会視察とい 第一 回県会が始まっ 議案説明のた 欠

大農の所以は新田開発) (長谷川家九八四)手及び批評、新潟及び石川県会選挙、コレラ流行、帰京遅延、越後地方12 一八七九(明治11)年八月二日 石川弥一郎書状(埼玉県会日誌など落1

*消印「越前福井/明治+□・八·三」「東京/十二年・八·八・ほ」□間郡郡役所長谷川敬助様親展 石川県越前出張先石川弥一郎」

「明治十二年八月二日 」

是迄区吏村役等ヲ一向ナサヽルモノモ幾分有之、定而充分(幼稚議有之、其他ノ各議員モ悉皆其郡屈指之人物、特ニ今回之議員中ニハ、景況ニ候哉、竹井氏之議長、根岸氏之副議長ハ先々可也之出来ニ可況一々奉敬承候、其後県会御傍聴モ被成候事トト推察仕候、如何之新潟県へ向ケ御差越之芳翰及県会日誌等該地ニ於テ落手、御地之近新潟県へ向ケ御差越之芳翰及県会日誌等該地ニ於テ落手、御地之近

ハ当分此 ケレトモ、

一虎烈剌蔓延中ニ居ルモノナレ

頗ル諸君、

ノ懸念ヲ煩

生ノ当県ニアルヤ県令ノ請求ニ応シテ留メラシユへ

会ニシテハ) ノ結果ヲ得ラル 丰

頗尽力セリ 東漸セシモノ、如シ、 スト云、 県ハ目下議員撰挙中ナレハ如何ノ人物出掛候哉モ難考候得共、 地方漸盛フ如 五里北ナル坂井港ヨリ始ム 可 11 権ヲ得ルタメニ故ラ地面ヲ近来購求セシモノ也ト云、其結果 議長ハ金沢区ヨリ出テ(金沢区ハ人口十万余)タル士族ニテ、 聞ノ社主ナル某ト申事也、 未聞 僧モノハ流行病也、 事客月廿 ノ所考ニヨレハ、 知 福井モ二三十人ハ有之、当地方流行病之蔓延ハ、 (新聞紙アレトモ未読)、 Ŧi. 百新 湯出立、 乍併是モ不遠シテ漸減 二至ルヘシ、 故ニ今日之勢ニテハ越前地方ハ漸減シテ加州 金沢ニハ即今患者六七十名、其六分ハ必ス死 議長ハ新潟第八銀行ノ副 石川県ハ昨日ニテ閉会、其重ナル議員及 廿八日金沢着、 (坂井ハ敦賀ト相対本州ノ要喉)、 民会話休題、 本日当地 当地方ニ来リテ最 頭 取ニシテ新潟新 県官予防ニハ 致候、 福井ヨリ ノ如何 而テ 古渡

帰期 延シ、共ニ緩々高論快談ヲ可致云々被仰越候処、 過般 層遅緩セリ、 廿日 頃 遺々憾々 帰京之旨申上 候 二付、 諸君之休暇モ生帰京迄御 此快事モ又何日 歟

廿九日金沢出立、 名之二随行セシカ、 一体石川 、再出張ヲ待ツ事也、 先ツ生ハ其障害物ヲ除ク事ニ幾分カ閑接ニ力ヲ尽シ、 又久野ハ至急帰京ヲ要スル事アリ、 海 新潟両県へハ久野六等出仕ナルモノ出 ノ風涛 信州へ出テ中山道ヲ過テ帰・ 人意 越前地方流行病其他ノ障害アリテ、 故ニ帰期ハ多分西風送涼、 随 力 ハサルコト、 事々如言 因之久野及他ノ一名 京 此、 秋気満天之候ニア 生独リ当 張シ、 巡回之運ニ 生及他ノー 一地へ留レ 而テ久野

> 原一郡、 其郡ノ新田多キ是也、 此大ナル歟ヲ考按セハ、其原因ハ皆同一ニシテ符節ヲ合スルカ如シ、 千葉・茨木・東京ノ四地方ニ分割セラル)、 地方大農之義先般申上候処、 飲食起臥ニ自身注意致候得は、 ハ有之、 原因ヲ考按致候得共、 旅宿モ県ヨリ高燥清 石川県地方ノ景況ハ、 ノ崎玉、下総ノ葛飾ノ如キハ殆之ニ亜クモノナリ (グラント然ト 国ノ半分余ヲ占メ、 乍併新田多キハ其大原因之一也ト断定仕候、 其改正反別田畑宅地惣計ニテハ拾壱万町 岩船郡ト云小郡トノミ、 シテ国賓 潔之地ヲ択テ之ヲ供シ、 吾国稀有之大郡也、 新田ノ多キハ古昔河流池沼 之ヲ取調ル事不精密ナレハ未タ確乎タル所見 在県日浅未タ其一斑ヲモ知ル能 也トハ難申 其原因等御考按色々被指越、 幸二高慮ヲ労セラル、コト勿 南蒲原ハー ケレドモ) 生ノ知ル所ニヨレハ武蔵 今此言 郡ニテ故高四五拾万石 予防薬等 県賓位 (葛飾ハ目今崎 余 ノ地ナレ 一体東越後 郡 頗 ノ如何シテ如 ハス、〇 郡 行 所 い也、 生モ又其 届 ニテ越後 デレ)越後 ハ蒲 玉

ヨリ ニ当リテ、 シモノナラン、 ○巡回 ラン、世開 シ、然ルニ以上三郡ノ如キ大郡ヲ置クモノハ他ナシ、之ヲ置クトキ スルニ古昔王朝ニ於テ国郡ヲ置クヤ、 殆ント方十里ニ至ルヘシ、 レハ本郡ハ大半 ナスヘキモノハ僅々今日ノ十一ニモ過キスシテ、 ・徳川ノ初世 [中曽蒲原 地形今日ノ如渺漠ナラス、 海 河流池沼郡中二縦横シテ許多ノ地盤ヲ占メ、其耕宅地 人口繁殖スルニ従テ漸々開墾、遂ニ今日ニ至リシナリ、 面開墾セラレタル 然ル所以ハ、 那古図 也 海ニシテ、 此大農ハ先祖ハ皆其開墾人及開墾人ヨリ買受ケ (七八百年 其海 (其他其海面ナリシ証左 開墾ニハ堤防ヲ築キ悪水ヲ切落ス等頗 ノ初メハ、 「面ノ今日村落トナリシモノハ、 却テ井 前ノモノ) 猶今日府県郡区ヲ設クルカ如 7整一部落ヲナセシモノナ 並シ元亀 ヲ見タリ、 其村落タケニ附 ハ猶多シト雖 天正 其図ニヨ ノ乱以前

節一ノ演説題トナスヘシ ナゾハ、猶考按シ能ハス、 至ルコト、 巨費ヲ要セハ、 然レトモ其大農ノ衰替セスシテ連綿今日迄維持セシ原因 区々小民ニハ到底難及処ナレハ宜矣、 其辺ハ帰京之節迄ニ篤ト勘考シ、 大農ノ多キニ

層甚シカラン、 時下当地ト雖猶烈日炎風、 為国家保重、 人ヲシテ難堪カラシム、 是祈、 匆々頓首 想フニ御地ハー

八月二日 長谷川敬助様 於越前福井 石川弥一

稲邨貫一郎様

石坂金一郎様 侍史

生義両三日当地滞在之上尚金沢へ参り、当分金沢ニ滞在之 若御書面被下候節ハ、 石川県庁へ向ケ御差出相成度候

るのは、 四国からの はあるが、地租改正事務局の職員らしく土地問題が中心で、政治向の話は少ない。 七名社員として平等に扱っているのであろう。 「阿波通信」もこのような内容であったのか。 封筒裏書により明治一二年である。 冒頭に第一回県会への言及 宛名が三名になってい

122 一八七九(明治二二)年八月七日 石坂金一郎書状(免職及び欠員補充願

(長谷川家九六七)

成候二付、 被下置度奉願上候、 [長谷川敬助殿 ⁄儀ハ御面談申上べク候得共、 免職相願度心得二御座候間、 実ニ不得已義ニ付、 内密親展」 右ハ甚だ卒然ニテ失敬ニハ候得共、 「石阪金一郎」 最早拝命以来殆ンド半年ニモ相 兼テ欠員ヲ補ヒ候、 或ル人ヨリ 御手配

此段御諒察是祈候、

御都合モ有

之義ト奉存候ニ付、 十二年八月七日 予テ申上置候、 石阪金 以上

長谷川敬助様

大坪美福を石坂の後任に打診したが、八月一八日に断られている(史料124 (解説) 長谷川は、 石坂のこの書状をうけすぐに学務課長の川島楳坪に、

|八七九(明治||一)年八月九日 演説会の無い熊谷の近況

123

(『東京曙新聞』明治一二年八月九日)

様子、 なさるゝ五様子、 唯農の五月計りの然らしむる所にあらざるの様子、○富士講の大流 詩歌ハ益々盛大に赴くの兆候なり、○髯鯰先生も随分妓楼にお登り そ○漢籍奴隷の倍々増加するハ気運の然らしむる所と見えたり、○ 縦覧所を設けて諸新聞を無料にて有志者に見するハ奇特のことにこ 所も演説会のなきハ長大息の至りなり、○主信社に於てハ側に新聞 行にハ臆と歎ずるのみ、 ○埼玉県熊谷近況 ハ随分沢山あれど多くハ没書函の幽霊にでもなる者と見ゆ ○達磨 (東京の地獄)ハ愈々大流行、 ○到処として不景気の不の字を言ハざる者なきハ 小学校に有し演説会も最早中絶して当時ハーケ ○絃妓酌婦ハ都へて竊かに娼妓職を兼業の ○新聞社へ投書する者

コレラ死亡者になるので、 態である。 ものである。 石坂の四人は川越に移り、 (解説) 最初の項目は、共同会が熊谷小学校に開催した演説会の盛況を懐かしむ 明治一二年四月の郡役所設置で七名社員のうち長谷川、 以下の項目は熊谷と断定はできないが、 石川と小泉はそれ以前に熊谷を離れているので壊滅状 一応の区切りとしてすべて収録した。 掲載箇所の次は府下の

は不可、乕烈刺病蔓延) (長谷川家九三九)124 一八七九(明治二1)年八月一八日 川島楳坪書状(石坂後任に大枝美福

「長谷川敬助殿 貴答 川島梅坪」 (新簡素書)

籍二而、 申上候迄之事ニも無御座候得共、 二前途教則改正之件及小学規程等変更不致候而は不相成、 照会二御坐候得共、 小官之自家之鄙見ニ御坐候間、本人之進退は上司之権内ニ有之、呶 前条之次第故二、本人身上之儀折角之御請求二難応奉存候、 検疫事務ニ相移、 施行以来は学事之影響不少、加之流行病蔓延之勢有之、課中大半は 来諭仕候、 近頃多病辞職致度旨云々有之、 貴書拝読、 学問品行も宜布候ニ付、石坂氏之代任ニ相充度趣、 宜布御照領是祈候、 秋暑如煅、 実二来諭之通、本人は学問品行兼備之者故ニ、 非常之繁劇二而、 目下本課之儀も教育衛生之事務多端ニ有之、殊 倍御勉務奉欣然候、 書外は拝顔可申尽候、草々頓首 就而は本県学務課大枝美福は貴郡貫 御内翰之旨趣ニ基き、課中之都合 小生等日々狼狽奔走罷在、 陳は貴郡学務担当石坂氏、 地方税御 栄誉之御 尤右は 縷々之

十二年 八月十八日 楳坪

長谷川兄

方法為部民奉万祈候有之、旁以小生各所奔走罷在候、貴郡は幸ニ無事之趣、折角予防有之、旁以小生各所奔走罷在候、貴郡は幸ニ無事之趣、折角予防中北埼玉郡・大里郡・足立郡・都下甚敷、新旧患者百五十名も可追啓、定而御承知可有之候得共、乕烈刺病之儀各所ニ蔓延し、就追啓、定而御承知可有之候得共、乕烈刺病之儀各所ニ蔓延し、就

状。大枝は、川越藩松平周防守家の旧臣で、明治八年九月から一一年五月にかけ、(解説)長谷川が石坂の後任に県庁学務課の大枝美福を打診し、川島が断った書

ろう。 ラ流行について詳しく報じている。 島の校閲で明治一三年二月に埼玉県蔵版で刊行している。追伸では、 れより前、 枝が県に出仕したのは明治一二年三月(埼玉県行政文書 明九○七‐二九○)。 に川島漁夫の名前で投稿された民権論は、 に投稿していた(『埼玉自由民権運動史料』)。 国会開設を中心に、 さらに『埼玉県内郡誌略』という小学生向けの地誌の教科書を執筆し、 明治一〇年九月の臨時教育集議では録事を勤め、長谷川とも旧知であ 条約改正、地方官会議、 当時、 学務と衛生は同一の担当であった。 川島楳坪のものであろう 立憲政体などの論考を『東京曙新聞』 おそらく、 同紙へ明治八年一二月 (同前)。 そ 大 Ш

貸座敷論へ憤懣、七名社でも検討要請) (長谷川家九八五)川県地租改正掛出張所滞在、福井の虎列刺、無定見の埼玉県会議員、一八七九(明治二一)年八月二六日 石川弥一郎書状(福井にて入院、石

125

「崎玉県入間郡川越町郡役所(長谷川敬助様)平安(葛薫書)

於越前福井石川弥一郎

*消印「越前福井/明治 []・八・二七」

「 十二年八月廿六日投函@ 昨夜十二時」

二付、 敷殆難堪ニ付、六日ヨリ福井病院ニ入リ治療ヲ受ケ候、実ニ一時 佳勝、 絶食ニテ纔ニ牛乳二合ヲ朝夕ニ飲ムノミ、悪疫流行之際ニ候得は、 旦可参旨過般申上候処、 京可相致候間、 甚心痛致候、然ルニ其後追々快方ニ向ヒ、 本月十七日御投函之芳翰今日落手、余暑ノ酷烈ナルニモ不拘、 昨夕病院ヲ退キ旅店ニ転寓致候、 日々御精勤之段慶賀之至リニ御座候、 *消印「越前福井/明治十二・八・二七」「東京/明治十二・ []・一_ 乍慮外御安心可被下候、 三四日頃ヨリ熱度追々高点ニ進ミ、 先々此分ニテハ健康ニテ帰 右二付今回之芳翰ハ金沢ヨ 両三日前ヨリ殆ント全快 弟事本月上旬金沢へ一 頭痛甚

候処、 由 福井二於テ一時ハ一日三十人モ死者有之候処、当節ハ僅々七人位之 当分当地滞在之事ト相成候(当地ニハ石川県地租改正掛出張所アリ IJ 致旨懇々忠告セリ、 方熾盛之由ニ御座候、 虎列刺蔓延之徴候有之趣、 今後若御書面被下候節ハ、 可参心算二候処、 金沢市街モ准之、 弟ノ当地へ来ルハ実ニ悪疫ノ淵叢ニ入ルモノナレハ頗用心可 相廻リ自然落手遅延致候、 石川県令明後廿八日当地へ被参候事ニ相成 而テ彼忽然黄泉之客トナル、喫驚千万々々 然ルニ悪疫ハ追々東漸致候ニヤ、 ○古渡氏ニハ新潟ニ於テ出立之日ニモ面会シ 右出張所江向ケ可被下候)、 御痛慮此事二候、 且説病気全快之上ハ直ニ金沢 当地ハ追々衰滅 其御地 昨今越中地 ハ追々 従而

ニ同意シ、 此崎玉県人民ノ位価ハ之ニ於テ数層ヲ下セリ矣、 之ヲ分析スレハ、 忽然之二同意ス、 員ハ胸無定見由、 今回御報道被下候県会之顛末ニヨリテ鄙見ヲ下セハ、崎玉県々会議 ルノ議起レハ忽之ニ同意シ、 、策焉クニカアル、 県令医学校ヲ存セサルヘカラサルノ議□ヲ再下セ ^(╈ヵ) 他人悲笑而悲笑者也ト評セン乎、則医学校ヲ廃ス 其議員ハ所謂鉄中之錚々ナル□ 何ソ定見ナキノ甚シキヤ、 噫、 ○高見如何 貸坐敷ヲ設クルノ建議アレハ、又忽シ 幼稚□県会ナリト雖モ 今後之ヲ挽回スル ノナルヘシ、 ン、 又 而如

至ラシメサルノミ、堂々タル数十万人民ノ代議人ニシテ、喋々貸坐売淫ノ盛ナルトコロハ、警察官ヲシテ時々懲戒セシメ、惟太甚シキス、然ラハ則何ヲ以テ得策トス、曰旧貴ニ之レ由ルノミ、則旧者ハス、然ラハ則何ヲ以テ得策トス、曰旧貴ニ之レ由ルノミ、則旧者ハス、禁勢でで、其弊彼密売ヨリ甚シキモノアラン、雖然弟今日ノ意見ハ、「以一、其弊被密売ヨリ甚シキモノアラン、雖然弟今日ノ意見ハ、「以一、其弊被密売ヨリ甚シキモノアラン、殊レトモ若新ニ公売淫ヲ聴スし、其弊を表し、

シケレ、 識者ノ笑ヲ受ケサラント欲スルモ得ンヤ、 敷ノ聴サ、ルヘカラサ テ可也ト云一訣ヲ、 キハ警察上ノ処分ニー任シテ可也、 地方数十万人ノ治権ヲ有セル県令ニシテ、 テ貸坐敷差許候、 噫 此旨布達候事、 数十人ノ議員中ニテー人ノ知リ得ザルコソクヤ ルコトヲ説明シテ県令ニ建議シ、 ナゾトキテハ、其官民ノ無智ナル、 堂々タル県会議員ハ不問ニ付シ 夫レ今日ハ売淫之事ノ如 某月某日ヨリ当県下ニ於 堂々タルー

之不幸ナリ、 採用セザラシムルコソ得策ナレ、若之ヲ実施スルニ及テハ実ニ人民 意セラレハ、 テアリキ、 トナサバ、 吉田兄へ問合セ、 右ニ付吉田市十郎兄ノ所見 三々嘆々 弟又何ヲカ謂ハン、 然リト雖モ諸君鄙見ヲ拒テ、事情ニ通セザル 県令ノ之ヲ実施セサルニ及ンテ、 若シ諸君モ鄙見ニ同意セラレ、 ハ如何ナルカ、 ○嗚呼、 貸坐敷論ハ実ニ意外ノ事ニ 諸君吾県人民ノタメ速ニ 県令ヲシテ其建 吉田兄モ鄙見へ同 ノ僻見也

排 筆

八月廿六日

石川

弥

郎

長谷川敬助様

稲邨貫

一郎様

金坂金一郎様 侍史御中

ストン尚々、貸坐敷ニシテ止メハ、医学校ヲ一年間徒設スルモ又無妨ト

『説)口絵8。年代は、封筒裏書により明治一二年である。石川は福井で高熱

解

を発し、 ている。 引き継いだ。 明治五年一〇月に新政府が出した芸娼妓解放令をうけ、埼玉県では翌六年一〇月 がこのような建議をするとは、「人民之不幸」で「憤懣ニ不堪」と厳しく叱責し を述べていた。これに対し石川は、 化する建議書が提出され、 分院を設置する議案を提出し賛成多数で可決している(『埼玉県議会史』第一巻 と、位置が南に偏っていることを理由に予算案を否決した。これに代わるものと 九年一月に浦和町に開設したものである。この県会では、 体的には、 く開会された埼玉県会にうつり、 でのコレラの流行状況を述べ、新潟の古渡氏の感染死を報じる。主題はようや 名社としても検討するよう指示しており、 役人であったので、そうした経緯を十分に踏まえた意見であろう。 娼妓の設置を繞って、 した状況になったといえる。 『埼玉県議会史』 し、白根県令はこの建議を取り上げなかった(埼玉県『さいたま女性の歩み』上巻 本庄町や深谷町では貸座敷という形で娼妓が公認されており、 に淫売を禁止する処置をとった。ところが、明治九年八月に合併した旧熊谷県の この付属病院を医学校の存続と捉えたのであろう。ついで、娼妓貸座敷問題とは、 八月九日に東京大学医学部へ生徒を委託する経費の建議書が中村孫兵衛か 吉田市十郎に一目置いていることも注意される。 この建議は、 入院した。「且説」は「さて」というような意味か。ついで、 県立医学校と娼妓貸座敷問題である。県立医学校とは、埼玉県が明治 可決された。一方県は、 明治一二年の県会では、さらに貸座敷を公認し、 第一 巻、二三六~二四○頁)。この建議に対し、 宿と周辺農村でしばしば訴訟となっていた。石川の家は宿 白根県令が取り上げなかったので、結果的には石川が主張 『埼玉県教育史』第三巻、四八七~四八八頁)。石川は 過半数で採択し、 熊谷宿では、 、貸座敷の全廃とはいわないが、「人民ノ代議人」 議員たちの無定見ぶりを痛烈に批判する。 八月一一日に浦和に県立病院、熊谷にその 白根県令側とは一線を画している 江戸時代後期から、 県令及び内務卿に提出された。 石川は、 経費が多大であること 埼玉県でもそれを 飯盛女とよばれた その賦金を地方税 中村も賛成意見 貸座席問題を七 判断の基準と 北陸地方

|八七九(明治|| |)年九月九日 鈴木庸行書状(本月第二土曜会議延引)

126

(長谷川家一五六四)

消印 松山 /武蔵・比企/九・一○_

九月九日午後 三時

不都合歟と存候〉今月之処会議は延引ナルモノト相心得候、右貴答迄、 書面、 モ無之、過日倉田氏より之通報ニ因ルトキハ、先般協議済差出 延引歟、又は県庁ト集会候義歟、 拝閲、愈御精励奉賀候、陳は本月第二土曜日ニは御同前会議之事丸 御 聞届ニ不相成旨ニ付 (就而は集会有無之事判然不致候半而は 縷々御問合セ之処、 消印 「川越/武蔵・入間 右は別段聞 九二〇_

早々不備

鈴木庸行

九月九日

長谷川敬助様 机下

再伸 兼而御譚之一事いまた様子分り兼候ニ付、 分り次第可申上候

(*別紙

県庁江成集会之事ニ 副啓、会議之事本月第二土曜日迄は多分余日モ無之候得共、 モ相成候義御聞込モ御坐候ハヽ、 乍御手数御

報被下度相願候

長谷川様

比企吉見郡長である (解説) 年代は、 長谷川郡長在職中で明治一二年である。 差出人の鈴木康行は

127

師範学校開校式、扇町屋でコレラ、稲村上京予定) 一八七九(明治二二)年九月|四日 稲村貫一郎書状(長谷川看護休暇 (長谷川家一〇〇三)

通運之両便ニ托シ、浦和駅「山口」屋へ送り置キ可申候 付而は礼服は本日退庁後行李ヨリ引ズリ出シ、履抔取纏メ脚夫カ 校開校式被執行候趣ニテ、立会之儀学務課ヨリ通知ニ付、 相成、三原君ニも其事由ヲ申述置候、 本月十一日附ヲ以貴翰御投寄、 ^直ニ御出県之方可然トノ見込ニテ、別封三原君ヨリ申進候趣、 来ル十七日迄看護追願写シ御回シ **猪今回**、 十八日本県師範学 貴地ヨ

郡内及庁中別ニ異事報ス可キモノナシ〈コレラ計リ〉

転ス〉、 も已二出張シ一回胗断、 氏宛可被仰聞候、 是又御含可被下候、東京ハ三河屋与右衛門方止宿之積り、 も極軽症不日ニ全治可相成、 ヲ受ケ岡田氏出張セリ、患者ハ警察所ノ前ニテ〈黒須警察扇町屋こ 十八日半トン、十九日日曜ト附込、出京事ニ三原君ニも願請致置 去ル八日ニ扇町屋ニテ虎列粒ニ感セシモノアリ、十一日ニ報告 迂生事も彼の万次郎入塾送り込一件、 大西氏引受ケ郡役所ニテハ詰合ナキコトニ示談、 遅クトモ廿一日頃ニ帰郡心算ニ御坐候 心配ハ無之旨引取申候、御安心可被下候 入間川医者掛リニ取極メ、新敬三氏 此十七日〈祭典休暇〉、 用向同 且患者

石阪君も帰郡相待居候

テ手回ラス云々、 雑税掛長ヨリ別紙被相托候候間、 增員渴望之内談有之、 御送申候、 委細書中ニ相悉シ有之儀 地方税・雑種税ニ

右申上度、 九月十四日認 書余面晤ニ譲ル、 稲邨貫 郎拝 頓首々々

長谷川君貴下

何之手続ニ致セハ宜シキカト、 今回之御出県序ニ、 彼の根岸之依頼銃鉋西洋人ヨリ直買云々、 邨田先生へ御打合相 願 如

所の同僚である 郷中であろう。稲村は仕事の報告と細かな指示を仰いでいる。三原: 長谷川は、 (解説) 封筒は無いが、 九月一五日付で親の看護願を出しているので 九月で稲村が郡役所勤務なので明治一二年と推定される。 (長谷川家六五八)、 岡田は郡役 帰

128 一八七九(明治二二)年九月一六日 泊につき来賁依頼 鈴木敏行書状(福地源|郎熊谷駅 (長谷川家一五五八)

「入間郡長谷川敬介殿 (新筒表書) (長脱)

大里郡長鈴木敏行

候間、 節は、 不相変不勝之天気御同困ニ奉存候、 明十七日東京出発、 前以御吹聴可申上事二御約諾候処、 同日は土曜日ニも有之候間、 十八日浦和滞在、 陳は過日福地源一郎当駅通行之 必御来賁相願度、 十九日当駅 唯今弟方より電報ヲ以 「熊谷/武蔵・大里/九・一六」 泊之趣通信有之 此段御通知旁

御依頼ニおよひ候、 九月十六日 早々敬白

敬介様

(*別紙

松山郡長江御便も候ハ 相願度存候、 御通 報願度、 可相成は鳥渡御立 御同行

長谷川の入間郡長在職から明治一二年である。このとき応対した林有章

´ガシミル、

此上五十歩百歩ガ続クヤウナラ、

余リ五十歩百歩ガ幾度モ続キタル故、

一枚ノ給セガ垢ニナリ寒

取寄セザルヲ得ザル

竹政 立分病院の開院式で祝辞を述べたようである。 の記録によると、 東京日日新聞主筆で、明治一一年東京府会議員、翌年議長となっていた。「来賁」は、 正と懇談している 福地源一郎は白根埼玉県令と同行し、 (林有章『熊谷史話』二四六~二五〇頁)。 福地は当地で一泊し、 熊谷に新設された埼玉県 福地源一郎は 旧知の大

賁来=賁臨で、

他人が訪れてくることの敬称である

129 り一ヶ月以上勤務、早期帰宅要請 [一八七九(明治一二)年九月一八日頃] 石坂金 一郎書状(当初心算よ (長谷川家一五六三)

成、是レモ五十歩□歩ダカラ待□開業へ御回リニ相成候ハヽ、又御帰 [長谷川郡長閣下 区々タル書面ヲヒネクリ回ハシテ居ルモ誠ニ飽キニケル、是上ハ君 ルベシ、始メノ心算ヨリハ最早勤メ過ギル事已ニーケ月余ナリ、日 以上ハ、今月一杯ヲ勤ムルハ当然ノ義ニ付、不得已御帰郡ヲ待チ奉 中デモ五十歩百歩ナルベシ、然シナガラ今月一杯ノ給料ヲ受取タル 稲邨ノ帰ルヤ又曰ク、 先日は書面差上、本月上半月分ノ給料ノミヲ受取リ帰宅セントセシ 、帰ルヲ待ツヨリ外ハナシ、 稲邨帰郡ヲ待ツベキ旨被申付候ニ付、 御帰郡ハ十三日ト延ビ、又十七日ト延ビ、十八日ノ師範学校 最早既ニニケ月余ナリ、是レヲ五十歩百歩ダト云へバ、今年 「埼玉県入間高麗郡役所」ニテ石阪金一 郡長ノ帰ルヲ待テト、其意ニ任セ待チ居リシ 又御帰郡ハ十九日歟二十日頃ニモ可相 只衣物モ取寄ルニモ及バズト思ヒタル □ルコトハ居リマセウ□ 高論ニ任セ待チ居リシニ、 郎 □ 待

> ナリ、 吅

からも一ヶ月以上が過ぎている と符合する。 さらに一八日に師範学校開業式とあるので、 (解説) 本文、 よって九月一八日以前と推定した。辞職を依頼する八月七日の書状 封筒ともに年月日はないが、長谷川が郡長なので明治一二~一三年 稲村の九月一四日付書状

130 [一八七九(明治一二)年ヵ]九月二三日 荷物送り、小幡入塾の件、奥原晴湖画出来) 稲村貫 郎書状(川 (長谷川家九七三)

「北河原邨長谷川敬助様(新質素書) 要信

九月廿三日 熊谷ニテ稲邨貫 郎

尽力奉謝候、 東京ニ遣シ候手配致候〈迂生尚又送り込ノ心算、 ろしく、帰途浦和ニテ岩田生退校之事、 出来不致旨ニ付、至急納成候様相談シ置、帰途尚又立寄相責込候処、 貴答相待候、 遅クトモ四五日中ニハ必着ト存候、 主人番頭惣掛ニテ拵居、今夕カ明朝馬車便ニて松田屋迄送り越候筈 彼御嘱之封筒先方ニ掛合候処、少々出来之分川越ニ送り、 より匆卒不出来ニ付、 今邨君ノ見世先ニテ取急、 月廿三日 相談可仕 迂生事本日薄暮帰着、 晴湖画も出来致候間、 ○小幡入塾之件も、 書余其節万々陳述可仕 兼テ申上置候、 已貴下御帰宅後ニテ遺憾千万々々、 乱筆御判読是祈候 兼テ加藤氏より噂之通ニテ都合よ 拝顔之節ニ差上可申候、 其上送り方ハ何レ方ニ可致哉 候、 ○其内拝顔、 大浦屋長造ニ相頼ミ、 匆々頓 日限未定〉、 北埼玉郡役所得 残り分は 段々御

-116-

長谷川君

政之助書状に見えるので、同年と推定した。ているので、長谷川の入間高麗郡長時代か。また、小幡入塾云々は史料8の加藤(解説)封筒から稲村が熊谷、長谷川が北河原にいて、川越に荷物を送ることになっ

| 高沢氏へ引合、草野徹帰郷、比企郡釘無村コレラ) (長谷川家八八〇) | 高沢氏へ引合、草野徹帰郷、比企郡釘無村コレラ) (長谷川家八八〇) | 13 | 一八七九(明治|二)年九月二三日 | 岡田稔書状(御委嘱の件検疫委員

祈候

右様尻ヲ据サル義ニテ貴兄ニ対シ甚恐縮之仕合ニ候へ共、父母ヨリニ決シタル由ニテ、今井田子迄内談相断候段、昨宵帰署之上承知、ノ郷里ヨリ、頻リニ帰郷ヲ促カサレシ由ニテ、小弟不在中帰国之念りニ有之候間、左様御承諾ヲ乞、却説予テ相願置タル草野徹ナル者拝啓、過日御嘱托之件々ハ検疫委員高津氏へ引合候処、御見込之通「綾部方ニテ長谷川敬介様 親展」 「 縅 岡田稔」

九月廿三日

前以拙毫申上留置

相願度、

参上詳細可申上処、

又比企郡釘無村コレラ故、

乍疎漏出発

之督促トアレハ致方モ無之、

小弟留守中御断申上候義ハ不悪御宥免

記である(明治一二年一〇月「埼玉県職員録」『新編埼玉県史』資料編19)。警察署八等警部、高津(雄介)、今井田(義光)は、ともに入間高麗郡役所の書(解説)年代は、史料32と同封で明治一二年と推定される。岡田稔は、当時川越

一八七九(明治一二)年九月二六日(石坂金一郎書状(岡田稔書状転

132

定的)(長谷川家八七九)村帰村、石坂辞表県へ提出催促、大枝美福来庁、佐藤氏も連合学校否送、学校敷地見分、清水宗徳勧業委員承諾、阪口氏・高雄氏勤務振、稲

「中仙道熊谷駅池田屋平蔵方ニテー長谷川敬助殿 親展 [番外] 」 (除書)

日留置候得共、余リ永ク留置クモ不都合ニ付及郵送候間、御落手是岡田稔ヨリ別紙一封到来候得共、格別至急用ニモ無之趣ニ付、一両「埼玉県入間高麗郡役所」」・※消印「川越/武蔵・入間・九・二六」(持角裏書)(印刷)

江罷越、 御報道可申上程ノ珍事ハ更ニ無之候得共、 二付、 ニ庶務ノ一途ニ従事罷在候、 相見へ申候、 子ナリ、併シ右様ノ気込ニ付、 カザレバ不都合ノ旨、 最早御承知ノ義ト被存候、 三原抔ハ余程喜悦ノ景情ニテ、已ニ貴兄宮も報知セシトノ事ナレバ 本県ヨリ学校敷地見分ハ未だ来ラズ候得共、 ノ外ニテ、是非共尽力委員ニ従事致度趣、 不日見分ニ相成ベク歟ト被存候 彼ノ勧業委員ノ話シセシ処、定メテ辞退スルダロウト思ヒ 高雄氏も学務掛兼務セリ、併シナガラ従前ノ如ク、単 榎本戸長ヨリ本県江願書ノ様ナ物ヲ差出候趣 阪口氏も廿日ニ拝命、 且是レゾ高雄ニ知ラセテ置ク方宜シカ 定メテ勉励スルナラント思考セリ 此間田中氏ガ清水宗徳方 田中も是ニハ喫驚セシ様 早ク何ントカ処分ガ付 余程喜悦ノ様子ニ

辞職ノ事ヲ催促スル様ナレトモ、事茲ニ極マリタル以上ハ、一日モ然ルトキハ三四日頃ニハ依願免本官ノ書面到来スベケレバ也、毎度間、本月卅日頃ニハ例の辞表本県汽進達候様三原氏汽御申越被下度、ノ都合ニ可有之、就而ハ拙者事モ来月五日ニハ帰宅ノ都合ニ致度候稲邨氏ハ来月二日迄ニテ十五日ニ相成候間、定メテ同日ニハ御帰邨ルベシト思考スル程ノ事モナケレバ、拙者モ亦構ハザレバ也

ズ 掛リニテ、時々呼出シタリ何ニカ致シテ居ル、未だ処分ハ申ニ付 時ノ賜ハリ休暇ヲ合ハスレバ来月七日迄ハ休スンデモ善キ訳ケナレ 話ナ事ハセズニ措クハ人情ノ免レザル所ナレバ也、稲邨兄モ県会ノ 早ク高雄ナラ高雄ニ其事ヲ担任サセレバ、却テ利益多キハ明 郡シテ担任セシメタル方可然ト被存候、 イト云フニハ決テ無之候得共、 ハ矢張構ハザル也、 ンヤ、高雄トテモ仮令学務兼務ヲ申付ラレタリトテ、拙者ノ居ル内 観ルガ如クナレバナリ、 民費表調製及ビ中小阪邨一件ノ如キモ、 拙者トテモ辞職スル以上ハ、後来ノ事ニ構ハナ 豈二敢テ拙者一己ノ都合ノミヲ云フニアラ 最早近日ニ辞職ニナルト思へバ、 中小阪ノ事ハ此節ハ三原ガ 稲邨兄ヲシテ早ク帰 一々火ヲ 世 力

此間、 帰県セリ アル様ナ気色ガ見ヘタカラ書面デモ置クカト思フタラ、夫レモセズ 大枝美福ガ三芳野学校ノ試験立会ニ来リ、 何ニカ貴兄ニ用 ガ

好マザレバ也 聯合学校ヲ定ムル事ハ佐藤モ参リ気込マズ、 ラント欲ス、 校ニ付、好マザル事ヲスルモ不本意ナレバ、 ヲ巡視シテ、三時頃ニハ綾部ニ帰泊セリ、 トモ思ハズニ付、未だ何トモ着手セズ、佐藤ハ毎日川越近傍ノ学校 然レトモ是ハ世話ダカラ為サナイ云フニアラズ、 両人トモ余リ好マザル聯 是レハ跡ノ学務掛ニ譲 拙者モ余リ 利益 アル 全ク 事

ルモ亦聊都合ノ在ルアレ 達ノ義三原氏汽御申越ノ程懇祈候、 右ハ岡田稔ノ書面逓送序ヲ以テ大略申上候間 御推読是祈ル バ也、 早々乱筆、 且又拙者ノ五日ニ帰宅セントス 中邨も三舎ヲ避クルナラ 宜敷御承知、 面

長谷川 一年九月廿六日 石阪金 郎

> 阪口氏モマダ出タバ トモ不相見候也 カリダカラ何ンダカ知レナイガ事務 ハ余リ達者

回の県会議員でもある。 業委員を内諾した清水宗徳は、 の高雄が兼務する段取りになっていたようである。学校の調査をしている佐藤氏 当していたが、後任に考えていた大枝美福を川島楳坪に断られ の病気で延長し、 を克明に報告している。 (解説) 郡役所の名簿には出てこないので、 石坂が郡役所辞職願の提出を催促した書状であるが、 役所に不在である 長谷川は、 上広瀬村 同年九月一五日に帰省願、 (長谷川家六五八、三八七)。 正規の役所職員ではなさそうである。 (狭山市) の製糸家として知られ、 併せて庁内 一〇月一一日に母 (史料124)、 石坂は学務を担 0) 勧

は、

133 [一八七九(明治一二)年一〇月八日ヵ] 勧解願、コレラ騒動 今村市郎書状(小作証請求 (長谷川家一二九五)

御状、 御返書差上申 七日御投函ノ御書面本日朝到着、 至極宜敷樣被存候間、 御書入ノ方可然と存候間、 正ニ拝誦、 被仰越候鈴木君ヨリノ 其段不取

、小作証請求勧解願、 若小作証ヲ差入ル之コト否ナレバ、 早速小作証モ差入ルレトモ、 収ノ後尚御説諭ノ処、 者白洲止メ被申付候後、 旨再三再四被申聞候得共、少シモ応セズ無瞻ノ答弁ニ付、 キ旨ヲ主張スルニ付、 出被申付候、 尤今日は結局ハケ様其次はケ様ノ手続ニナリ、 私同様強情ヲ張リ、 掛官 被告は、 弐日程不参致シ、 〔関村判事補〕 ヨリ申聞ケラレ候は、 左ナキ内ハ小作証は決シテ差入レ難 例 ノ通リ返リ証ガ改正ニナレ 立毛ノ儘地所ヲ原告江可引渡 漸ク今日出頭シ罪金徴 矢張白洲止メノ後、 明 両

説諭有之候得共、中々聞入レ不申候、尚跡は後便可申上候ニは兵隊ヲ備置テナリトモ其地所は取上ル手続ニナル抔トマテ御

今村市郎

長谷川様

一、先日判決相成リタル分ハ、近日執行願ヲ致ス心得ニ御坐候レタル儘、未タ呼出シ無之候尚々、警察署吟味願ノ義は、コレラ騒キニ付、追テ呼出スト申サ

一、聞置ヨリモ一書差上へキ御坐候得共、取込居候間、直敷申上呉モ近頃風聞承リ不申候一、御地モコレラハ根絶シテ相成候趣、先々御案心ニ御坐候、当地

候様被申聞候一、聞置ヨリモ一書差上へキ御坐候得共、取込居候間、宜敷申上呉

字未筆一寸申上候、以上 生未筆一寸申上候、以上

長谷川様

できないが、封筒は左の通りである。 できないが、封筒は左の通りである。 できないが、封筒は左の通りである。 ので、その翌日の八日と推定した。なお、この封筒に合致する中村の書状は確認ので、その翌日の八日と推定した。なお、この封筒に合致する中村の書状は確認ので、その翌日の八日と推定した。なお、この封筒に合致する中村の書状は確認ので、その翌日の八日と推定した。なお、この封筒に合致する中村の書状は確認できないが、封筒は左の通りである。

| 人間郡川越町本町綾部七右衛門殿方|| 長谷川敬助殿|| 無事」

熊谷在上中条村中村孫兵衛

X

*消印「川越/武蔵・入間・九・九_

業式式服祝文手配) (長谷川家九七二)4 一八七九(明治二1)年一〇月一五日 稲村貫一郎書状(小学師範学校開

封 第十月十五日夜認ム 」

了知之儀ト存候ニ付、別ニ贅言不仕候地ヨリ直ニ御出県相成候様、書面別配達之書面出シ、已ニ御落掌御貴翰拝読、小学師範学校開業式ニテ学務課ヨリ呼状云々、右ニ付其

- 、官印浦和迄送り方承知仕候
- 計リ入置候得共、猶廿本尚又差入レ可申差出候ハヽ取戻シ、新ラシキ下襦袢新調差入可申候、煙草も十本一、礼服ハ本日通運会社へ差出シ置ケリ、猶明朝問合セ未タ脚夫不
- 、祝文一件承知ト、石阪・佐藤両君引受申候
- 一、今度ハ当方よりハ誰も出県之都合ニ無之候
- 、異事ナシ

、稲邨君へ届物、落掌仕候

之通筆懶ニテ書尽シ兼、拝眉之節ニ譲ル、頓首右ハ御返事まで、其他言ハ先便書中ト礼服之添書ニ書尽申候、

十五日 夜十一時 稲邨拝

長谷川様

は九月の誤記の可能性もある。 九月一四日付の稲村書状(史料⑵)の続きのように思われる。封筒裏書の一○月(解説)稲村と石坂が川越にいるので明治一二年と推定される。内容をみると、

135 学校敷地、祝文委託 [|八七九(明治|| |)年||〇月||五日ヵ] 石坂金|郎書状(郡役所辞意 (長谷川家九七二)

シ帰ランコトヲ冀望スル所以ナリ、 二荊妻ノ実母ナレバ、拙者ノ他所ニ在ルヲ掛念スルハ自然ノ人情ナ ジルモノアリ)ト始メ申上タルハ、家内ノ者ニアラズ、 拙者辞表ノ義未ダ差出サズ、君ノ帰ルヲ待ツ覚悟ナリ、 人ナリ、 ノ書面ニテ已ニ御了知ノ事ト奉存候、 併シナガラ家内ノ者ト雖トモ、 加フルニ拙者モ亦自ラ事務ニ飽満セリ、是ヲ以テ、再応早ク辞 其レハ果シテ何人ゾ、曰ク前ノ家ノ母是レナリ、蓋シ思フ 固ヨリ拙者ノ他所ニ在ルヲ欲セ 請フ恕セヨ 一体拙者辞職ノ一件ハ 却テ他家ノ 是レハ昨日 アン

学校敷地ハ又々此間、 見分モ何モナシ 戸長及ビ旧村吏ガ県庁江呼出サレタト申スコ

第一等二居ラント信ズ 祝文ハ佐藤氏ニ托シ明文ヲ綴リテ送リ申サント欲ス、 蓋シ各郡長ノ

れる。 ある。 (解説) 末尾に祝文を佐藤氏に託す、ともあり、 年月日の記載は無いが、 前号の史料13と同封で、 前号稲村書状と同年同月と推定さ 封筒表に石坂の名前も

136 交詢社社則、埼玉県報告第四六号解釈 一八七九(明治二二)年一〇月一七日 中村孫兵衛書状(地券書替手続: (長谷川家一〇四六)

越町入間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行 御親剪

* 消印 「熊谷

「 封 言

十月十七日投入

上中条村中村孫□□□ ✓武蔵・大里・一○・一七_

> 告相成候事とハ存候得共、若シ其義無之候ハヽ、公告書〈交詢社社則 度、 二捨置見込二御座候、併シナントカ御工風出来候ハヽ、 候処、 誠ニ当惑仕候、 続書持参可願出とノ事ニ相成、都合ヨツテハ其筋ノ処分ニも可相成、 役所へ御出張忠告云々如何候哉、 過般御帰省中ハ毎度推参失敬申上候、 冊差上可申、 東京へ一大会議ヲ起ストノ報告有之候、 過頃御出張成跡御知ラセ被下度候、且今回小幡篤次郎氏ノ催ニ 遂二受理不致、 否御回答被下度候、 右ニ付近々新旧地券ノ引替時節ヲ待受、 加フルニ島田戸長ヲ督責致、 昨日当邨ヨリ代替地券書替願出 其節稲邨君御同伴、 其次第等其御地へも報 果テハ是迄ノ手 御寿候二願 当分曖昧 北埼玉郡

十月十七日 中村孫兵衛

長谷川様

稲邨様

石阪様

尚々、 如何候哉、稲村·石阪両君ニ伺度候、 成行ノ大概御文通願上候 埼玉県報告四十六号、 売品ノ機ヲ失ハサル云々ノ御高評 又彼ノ事件ハ方今如何候哉

がある。 豆・蕃蕃等豊熟二付売品時機考慮である(埼玉県史料叢書一八 詢社社則」は、 一七四頁)。 慶應義塾出版会WebOnly)、 長谷川君 末尾にある小幡篤次郎は福沢の側近で交詢社の設立準備を進めていた。 年代は、 米商いをしている中村には関心事である 追伸の埼玉県報告四六号は、 明治一二年一〇月九日頒布で(住田孝太郎「近代日本の中の交詢 封筒の表書より長谷川の入間高麗郡役所在勤で、 中邨 埼玉県立文書館小室家四五一八 - 二に実物 明治一二年九月二七日付の、 『埼玉県布達集二』 明治一二年で

稲・大

ある。

(解説)

社

| 37 || 一八七九(明治|| 1)年|| 月|| 日 | 中村孫兵衛書状(改正徴兵令に質疑)

(長谷川家一〇四七)

候で、篤と御熟考之上、明三日七名社行ノ小林へ御高論御伝被下度候間、篤と御熟考之上、明三日七名社行ノ小林へ御高論御伝被下度昨夜ハ失敬候、其節御高評相願候徴兵令改正ニ付、疑団ノ廉御伺申

ニシテ其跡ヲ継キタル戸主ハ此限ニアラス ハ絶家ヲ再興シ、及ヒ年齢五十才未満ノ者隠居シ、養子又ハ相続人 但シ徴兵年齢以前ニ分家シ、又ハ新ニ分家シタル女戸主入婿シ、或第二十八条 左ニ掲ルモノハ国民軍ノ外兵役ヲ免ス「第一項ニ戸主」

○又本月一日ノ新聞ニハ(右二条照準スレハ、二十八条明文中相続人○(是ハ嗣子ト小生ハ(右二条照準スレハ、に令二十九条ハ平時ノ免役ニ属ス者ニシー、何ニカ戸籍ニ関スル書類ニ見タ覚エモアリ、此辺確定致カタクモ、何ニカ戸籍ニ関スル書類ニ見タ覚エモアリ、此辺確定致カタクモ、何ニカ戸籍ニ関スル書類ニ見タ覚エモアリ、此辺確定致カタクモ、何ニ条照準スレハ、二十八条明文中相続人○(是ハ嗣子ト小生ハ(右二条照準スレハ、二十八条明文中相続人○(是ハ嗣子ト小生ハ

者ハ、第一予備徴兵トナシ、第二十九条・第三十四条ニ当ル者ハ、第三十六条。平時免役ニ属シ、第四十九条及第五十一条但書ニ当ル

長谷川様

十一月二日

中邨孫兵衛

る。おそらく、母の看病を理由に帰省していたのであろう(長谷川家一○○四)。と谷川家一一七に写本がある。史料36と同封だが、半月のずれがあり、長谷のある。長谷川家一一七に写本がある。史料36と同封だが、半月のずれがあり、長谷のある。おそらく、母の看病を理由に帰省していたのが、七名社には出会しないようである。おそらく、母の看病を理由に帰省していたのであろう(長谷川家一○○四)。

名社諸君の出京を依頼) (長谷川家九八〇)13 一八七九(明治一二)年 一月一三日 石川弥一郎書状(明後日帰京、七

尤在京九日・十日間位ニテ、再度出張致候ト可相成歟、又ハ再度之稟議次第有之、至急帰京可致事ニ相成、明後十五日出発帰京仕候、御休神可被下候、随而当地方御用向モ未タ相済候義ニハ無之候得共、国家御勤勉之御事ト奉推察候、生事其後健飯奔走罷在候間、乍慮外粛啓、其後は意外之御無音仕候、時下寒気日加候処、益々御清勝為

るのであろう(石川履歴書、

国立公文書館・任A○○一一二一○○)。

139 |八七九(明治|||)年|||月|日 石川弥一郎書状(昨夜着京、真中直道

ニモ可有之ニ付、 決候得は、 相成見込二御座候、 出張ヲ要セサル歟、 年六七月、 遅キ時は又秋収之候ニモ可相成モ難計ニ付、再出張ト相 是非二諸君二一度御目二掛リ度候得共、在京中ハ頗繁忙 帰郷致候訳ニモ不相成候故ニ、只々諸君之御出京 先今日之処ニ而は、 然ル時ハ事務整頓之上帰京相成は、 十中八九ハ再出張之事ニ可 早クシテ明

之奇景ヲ現シ候由、 当地方頗冷気ヲ覚ルト雖、 及御報知候也、 乍併自今二十日ヲ経過スル時ハ千里一白、 草々頓首 右ハ不取敢出立御報道迄、 未夕雪霜卜不見、惟白山之皚々雲居二聳 猶着京之上ハ直ニ可 眼界寸碧ヲ不見

於越前福井

十一月十三日夜 石川弥一 郎

長谷川

稲村

尚々、七名社諸兄へ別ニ報知不仕候間、 中村・鯨井両兄へハ直々御通報相願候 宜敷御通報被下度、 別而

野謙次郎随行として新潟・石川へ出張し、 川県への出張を命じられている。おそらく、 めていた明治一二年と推定される。 〈解説)封筒は無いが、宛名の長谷川・稲村・石坂の三名が、一緒に郡役所に勤 石川は、 同年一二月一二日に、改めて単独で石 この切り替え時期に一旦帰京してい 明治一二年五月三一日に、 上司の久

諸井・吉田両氏と面談、石川交詢社入会) より交詢社来春発会、大坂で加藤政之助と面会、長谷川へ出京依頼、 (長谷川家九七九)

崎玉県入間郡川越町郡役所ニテー長谷川敬助様親

東京神田小柳町三河屋与右衛門方

石川弥一

郎

二御出京相成候へは、 猶早ク出発致スモ難計、 申事、然ハ小幡氏モ本月中旬ニ不相成は帰京不相成事ニ可相成、 先月九州へ被赴、当節頃大坂へ帰リ即チ社員ヲ(大坂ノ)定ムルト 来春二可相成ト申事、 都合之赴二候処、 是対照考ルニ、真中ノ言ノ如ク必ス来春ニ可相成見込也、 与へ御差置之御書面ニヨリテ見レハ、交詢社発会頃御上京ナレハ御 会ニ不関御出京相成候様仕度、生モ廿日頃迄ハ滞京之見込ニ候へ共 明治十二年十二月一日 昨夜着京之赴及御報及ヒ候ニ付、定メテ御落手之事ニ可有之、三 十二月一日 昨日真中直道ニ逢ヒ、発会之景況相尋候処、 石川弥 生モ又都合宜敷御座候、 尤大坂ニテ加藤政之助氏ニ面会候節、 依之御出京之御思召ニ候へは、 郎郎 *消印 「東京/一二・一二・一・へ」 此段得貴意候也 十日前後迄 然は右発 小幡氏

長谷川敬助様

情ヲ了ス、生モ交詢社へ入リ、已ニ入社ノ決可ヲ得タリ、交詢社 鳴二達ス、翌日(昨日)共二吉田ヲ訪ヒ、 尚々、一昨夜諸井氏ト同宿、 社アランコトヲ是レ望ム ナル一大政党タルモ難計、 結社之上ハ何レー変スヘキ見込、果シテー変セハ、 モ今日之景況ニテハ、漠然トシテ為ス

へキ事ナキカ如クナレドモ、 先ツ其一変ヲ目的トシテ、諸君ニモ入 県会其他地方之景況ヲ談シ、 談又数刻大二県地ノ事 他日温和中正

(解説) 年代は封筒裏書から明治一二年。 石川は帰京の途次、 大坂で加藤政之助

のは、 川には一二月一〇日頃迄の出京を促している。 宿である 石川の旅宿 いて情報を収集していることである。 交詢社が正式に発足するのは、 詢社結成の準備状況を収集していた。石川自身はすでに入社を許可されており から小幡篤次郎らの動向を伺い、 帰京したその晩 「温和中正」の一大政党になるであろうと、長谷川らにも入社を勧めている 一河屋与右衛門の略で、 吉田 (市十郎)と諸井(興久)に逢い、 翌明治一三年一月二五日である。 東京では真中直道から慶應義塾関係者による交 長谷川の置き手紙があったように、 今回の東京滞在は短期間になるので、 冒頭のところに「三与」とあるのは、 埼玉の状況につ また注目される 彼らの定 長谷

勧業課の諸井興久であろう

140 「川越町入間高麗郡長 巡回様子報知礼、学校敷地) |八七九(明治|||)年|||月九日 鈴木庸行書状(笹田氏·諸井氏各郡 (長谷川家一〇二九)

長谷川敬助殿

親展

* 消印 「松山/武蔵・比企/十二・一〇」

拝閲 既二貴郡は御済ニ相成、 誠御懇情之段不浅奉万謝候、 先は貴答迄他は後雁と不尽、 [町比企横見郡長 愈御精励奉恭賀候、 鈴木庸行 因テ巡回先幷要路之件々詳細御報知被下、 陳は今般笹田氏諸井氏各郡巡回ニ相 猶御貴諭之廉々服膺、 頓首 巡回相待候様什

成

月九日 庸行拝

長谷川様

学校敷地云々ハ定而双方熟談之事と想像仕候得共如何 中見合セ升堂諸般縷々伺度候 時下霜威難堪、 折 角御自愛専一と奉祈候、 且兼而御配慮之 いつれ其

> 書状の消印から「十二月」 は史料41にみえる。 (解説) 年代は、 長谷川の郡長在職で明治一二年である。笹田默介の入間郡巡回 この書状の本文には「十一月」とあるが、 の書き間違いと推測される。 笹田と同行の諸井氏は 笹田の書状及び本

141 視、茶業・二子縞景況、勧業奨励 |八七九(明治||二)年||二月||〇日 笹田默介書状(入間·高麗郡内巡 (長谷川家七〇三)

「入間高麗郡長 ^(封筒表書) 長谷川敬助殿 親 展

秩父郡上名栗村出張埼玉県一等属笹田默介

仕合申候、 上名栗村へ相移候、 斜候、其後所沢・黒須・扇子町屋・越生・飯能等巡視、 眼ヲ驚候程之景況ニ御座候、 奉別後動履清況奉賀候、 入間・高麗郡内ハ近来茶園之繁殖、二子縞之増加夥敷 貴郡内ハ田中郡書記御連添被下、 川越滞在中ハ御丁寧之御取扱ニ預り感謝 乍去増殖ニ随ひ、 或ハ濫製ニ流候弊風 万事都合宜敷 昨夕秩父郡

業は地方之主脳御政治ニ候へは、最其人ヲ得度事と存候、 相生シ、終ニハ意外之失廃ヲ来シ候儀無之とも難申候間 員御増加且 生輩ヨリ百倍ニ可有之ハ喋々論ヲ待タス候付、 適シ、且本県御在籍ニ候へは、 三百里外之寄留人ニ候へ共、 者ハ予メ茲ニ注意シ、後来ヲ不誤様保護之道相立候様致度、 ハ、本県人よりも勝り候歟ト存候、 言ケ間敷申 平素之御厚誼ニ甘へ、 -上候様ニハ候へ共、 一層御人撰之程奉願候、 製産ヲ富シ、 旁不顧失敬申述候条、 勧業之一点ハ県郡合体候半而は難被 別而慷慨御奮励之御心事ハ固ヨリ小 況ヤ御官ニ於テハ職任其位置ニ 右は御権限内ニ立入り、 民智ヲ発達せしめ度心事 一入御尽力被下、掛 可然御了承被 其任二在 小生は 実ニ勧

重奉願候、 巡回之景況ハ田中郡書記ヨリ 早々謹) 御聞取可被下候、 其内時 下御 自

十二月十日 田

長谷川郡長殿

留人」と称しているが、 などの特産品を見て、さらなる勧業の促進を促している。 (解説) この年の一○月七日に勧業課長を兼務し、 年代は、 長谷川の入間郡長在任で明治一二年である。 笹田は長州出身である そのための管内巡視か。 自らを「三百里外之寄 庶務課長の笹田は 製茶や二子縞

142 八七九(明治|二)年|二月二|日 ?状報告、樋口郡書記学務課へ採用、会議議案印刷、全快の戯書) 中村孫兵衛書状(中村順天堂入院

(長谷川家九八三)

原川越町入間高麗郡役所ニテ 東京湯島順天堂佐藤病院二階廿五番ニテ 長谷川敬助様行 中村孫兵衛 平信

一月廿一日投入

*消印「東京/一二・一二・二一・□

等ニー歩相後レ可申、遺憾ナガラ不得止次第ニ御座候、 ク快方ニ趣キ候位ニテ、 此後県庁辺ニテ御出会も有之候ハヽ、○○連ノ交誼ヲ以随分御引立 答ヲ被り候〈此一条ハ入間郡長ヨリ決断速ナリ〉為、 記云々小泉氏へ照会候処、 廿八九日頃ナラデハ全快トハ申難カルベシト存候、却帰寓之義ハ君 過般中ハ失敬奉謝候、偖而小生病気之義未タ全快ノ期ニ至ラス、 偏二懇願仕候、 次二会議々案印刷済相成、 今日初テ便所へ匍匐シテ以相通申候、 十七等相当ニテ学務主任ニ御採用トノ回 廿五六日頃東京へ 彼ノ沈黙先生 且樋口郡書 何 漸 れ

> ゲニハ候得共、亦君等ノ目ヨリ見ルトキハ、鳥ノ雌雄ヲ分タザル云々 二放蕩ナ伯父や朋友ノアルノニハ当惑ノ事、此後ハ右様ノ不品行無 遇シテ犯カサヽルモ不体裁、前後困却ノ場合トハ此事ニ可有之、誠 不申是ハ折角ナヲリシ疵ノ再ヒ起ヘシト心痛ニヨル、 閣へ登ラズンバナラス、登ツタ時ニガ到底○○穿ツコトハ当分出来 君等ノ仕クタラカシノタメニ、不得止彼ノ地へ一寸参ラズハ成ルマ 相届キ候、 ト一服ナレトモ、 来ノ目途無之ヲイテハ御取消と相成候、 イト、今日ヨリ心痛致居候、何トナレバ彼ノ地足ヲ踏ム以上ハ、楼 /御返答可有之、此時ハ啻閉口シテ居申候、 将来ノ為メー寸御忠告申上候、 都合ニ候ハ、二部計三河やへ向御郵寄ヲ致度、 寸御通信ノ序如此ニ御坐候 如此弁立候ハ随分品行家ラシ 小生義も病気全快之上ハ、 右ハ夜中徒然ノ余戯書 誠二美婦人二 其以前出

十二月廿一日午後三時 中村孫兵衛

長谷川兄

稲邨兄

尚々、 八木原三郎右衛門先生唯今当地着仕

は県会の立案委員だが、 口郡書記は、 (解説) 年代は、 七名社社員の樋口善次郎である 長谷川の入間郡長在職中なので明治一二年と推定される。 東京の順天堂病院に入院中である。学務課に移動した樋 (埼玉県行政文書 明九九二-三六)。 中村

143 不随、熊谷にて米商 |八八〇(明治|三)年||月||日 中村孫兵衛書状(金談確認、愚母半身

(長谷川家九七六)

「川越町入間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行御親剪

熊谷駅池平方中村孫兵衛 十三年一月十一日投入 *消印 /武蔵・大里・一・一一」

「封筒裏書)

消印

「熊谷/武蔵・大里・一・一一」

円云々、 追々全快可致由被申候間、 診察掛ノ派出ヲ乞候、 過般ハ失敬奉謝候、 次ニ愚母事三四日以来中症ノ気味ニ而半身不随 「ノ得失未タ無之候間、 五日清水ニ而御回答有之候約定ノ処、 右都合ハ如何哉、 偖而先日拙宅へ御来訪被下候時ニー寸申上候金 医師 併而御安意願上候 先々御安心被下度、 ノ診断ニも極軽キ方故、 猶又伺上候間、 彼是取紛レ遂ニ其談 且熊谷米商之義も別 此段御返報願上候、 為二熊谷病院ヨリ 治療不怠候ハヽ

月十一日 中村孫兵衛

長谷川様

尚々、 ナク御通知願上候 稲邨兄へも宜敷御伝声願上候、 又貴地ノ奇事異聞ハ御洩シ

で米商を始めたようである。 年代は、 封書裏書により明治一三年である。県会議員の中村が、 熊谷町

144 に帰国か洋行 にて中村と面談、各地有志連合、九州四国の奮発、管下振起の策、年内 |八八〇(明治||三|)年||月||五日 加藤政之助書状(昨年末帰省、熊谷 (長谷川家九五〇)

「埼玉県下川越入間郡役所長谷川敬助様 明治十三年一月十五日 大阪新報社加藤政之助 要親披

書面被下、 久々御面語不仕候処、 省致候二付、 御返事も不申上失敬仕候、 是非々々一応足下二御面語申上度存念之処、 消印「大阪/□□・一・一六・ね」「東京/□□・一・□□・□ 足下愈御安康之趣欣然々々、 実ハ昨十二月廿六日神戸発帰 陳は旧冬中は御 百事蝟集

> 共 御委属旁匆々不宣 きにあらず、若今回之変革に当り流行に後レ候而は、最早我々ハ社 り、就中九州四国ハ虚声も可有之と存候得共、 今日之景状各地有志輩ハ皆々連合、 呉候様依嘱致置候間、 無拠東京ニ於而三四日滞在、 二は幸二熊谷二而面談致候間、 両条ニ決定之積ニ付、 有之度属望仕居候、 会ニ事を為すの機無之と存候間、 御地へ参事相叶不申、空敷帰京残念無他ニ御座候、尤も中村氏 小生も本年中ニは帰国致候歟、或ハ洋行致候歟、 若し帰省ニ相決候ハヽ、 定而同氏ヨリ御咄申上候事と相考居候得共 日限切迫候ニ付、 宜敷小生之心情、 飽迄御奮発、 天下二事を為さんとするの勢あ 中々の奮発油断すへ 管下振起之策御計 熊谷迄は参上仕候得 協力奔走可仕候、 貴君へ御伝言申上

一月十五日 加藤拝

長谷川君

追而、 宮内君へ御面会之節 ハ宜敷御伝声相願候

県会議員となっている。 帰国か洋行といっているが、 求の書名運動を決議した以降の動きを指しているのであろう。 奮発以下の記述は、 〔解説〕年代は封筒裏書による。 前年一一月に大坂で愛国社第三回大会が開かれ、 実際には一三年一〇月の埼玉県会補欠選挙に当選し 加藤は大阪新報社勤務。 後半にある九州四国の 加藤は、 国会開設要 今年中に

145 母子送金方法、 八八〇(明治一三)年一月二〇日 凶荒予備積立着手如何、 小泉寛則書状(牧野発起頼 樋口氏児玉郡役所拝命)

(長谷川家一〇一六)

「入間郡川越町郡役所ニ而(新屬素書) 長谷川敬助様 親展

度見込ニ御座候、貴官は如何被成候哉、御都合御窺候
こ想像仕候、其比出県之機会も無之故、小弟は銀行為換ヲ以送金仕
「児玉外ニ郡役所小泉寛則「庶番外」」
・消印「本庄ノ武蔵・児玉・一・二〇」
「創業書)

昨秋本庁

「各郡集会之節諮問有之候凶荒予備積立之儀も、社倉概則

実行為致不申而は不相成運之処、

貴郡施行之御着

任相成候条、御含迄ニ申進候、右之段得貴意度、草々不具曽テ御噂申上置候樋口氏弊郡へ任用之儀、去ル十三日拝命十五日赴

手是亦相伺候

ヲ以達ニ付而ハ、

一月廿日 寛則

長谷川様

ある樋口善次郎の採用に当たっては、中村孫兵衛書状(史料42)でも言及している。(解説)年代は、長谷川が入間郡役所在勤の一月で、明治一三年である。末尾に

材養成学校) イクス (長谷川家一〇三三)如何、地方官会議傍聴中同僚集会提案、吉田市十郎企画の地方人14 一八八〇(明治1三)年1月二六日 小泉寛則書状(衛生担任郡書記増員14 一八八〇(明治1三)年

「熊谷駅本町池田屋平造殿方迄

埼玉県入間高麗郡長長谷川敬助殿親剪「庶番外

「埼玉県児玉賀美那珂郡長 小泉寛則(新原業書) ※消印「本庄/武蔵・児玉・一・二六」「熊谷/武蔵・大里・一・二七」(

十三年一月廿六日投函

被成下候得は、 轄ノ如きは広闊故、 専務ニ、其他ハ悉皆兼務担任ニ而も不都合ニ有之様相考居候、郡ニ於テハ此際郡書記ヲ増員之詮議ニ可相成哉、傭ノ医世位コ 於本県僉議中ニも可有之歟、 は、此上増員も不容易頗ル困難之場合、 於モ多分故、 条は人心ニ大感動も有之候事故、徐々ニ督促候様致候心算ニ御座候、 過日は一書奉呈候処、 本県丙第壱号達衛生懸専任撰定之事ニ付、 随分御増員之運御差支も有之間敷、 幸甚々々 自然該事務も御多忙ニ可相成、 早速御回答被成下難有謹読、 甚憚候、 右目下ノ御詮議振り粗御移 併此一件ニ付而ハ、 又々御協議旁相伺候、貴 傭ノ医世位ヲシテ 独弊郡ノ如き小郡 勿論其定額上ニ 如尊見、 定メテ

良策ニ御座候同僚集会相催候都合ニは相成間敷哉、若此都合相行れ候得は、誠ニ同僚集会相催候都合ニは相成間敷哉、若此都合相行れ候得は、誠ニ曽テ御打合も有之次第故、成丈ケ御同行申度、傍聴好機之頃、各郡地方官会議ニ付県令も一昨廿四日頃出京之由伝承候、右会議傍聴は地方官会議ニ付県令も一昨廿四日頃出京之由伝承候、右会議傍聴は

二可有之被存候
こ可有之被存候
、常智事業ニ可有之、恰モ空海上人ノ二ノ舞
い、多少将来之見込も相付、同意スル向も可有之候得共、此事ヲシ
い、多少将来之見込も相付、同意スル向も可有之候得共、此事ヲシ
ロヲ了解サスル迄ニ、規則及方法書等ヲ予定シ勧奨誘導スルニ至ラ
ロヲ了解サスル迄ニ、規則及方法書等ヲ予定シ勧奨誘導スルニ至ラ
ロヲ了解サスル迄ニ、規則及方法書等ヲ予定シ勧奨誘導スルニ至ラ

下末臺尊大人御病気御大切ニ御保養祈居候べキ所、啊々べキ所、啊々一月頃新婦ヲ迎候趣、発車時間ノ遅ル、モ亦不得止事推察スを歳十一月頃新婦ヲ迎候趣、発車時間ノ遅ル、モ亦不得止事推察ス値口兄廿四日黄昏より帰宅候処、未タ帰庁不相成候、聴く、同人も

一月廿六日朝 寛則

長谷川敬堂先生

郎の考えは、 綜芸種智院が、 ともいえる。小泉はこれに対し懐疑的で、 地方人材養成学校の構想も、 会議傍聴に参加する同僚 題が提起された。これは、 ら社倉について提案があったようである。 谷川と意見交換を行った興味深い書状である。冒頭の文言からすると、長谷川か 同郡長に昇進した。翌年一月に郡政上の課題などを、七名社同人で先輩郡長の長 小泉寛則は、 史料49を参照 その没後に廃絶した事例に言及している。 明治一二年一二月一三日に、児玉賀美那珂郡役所書記から (郡長カ) での集会という提案も面白い。 吉田市十郎の 前年九月のコレラ禍を受けての対応であろう。地方官 妻沼の両宜塾、 空海が庶民の教育施設として設立した 小泉からは、 熊谷の七名社の意図を引き継ぐもの 衛生担当の郡書記設置問 これについて石川弥

147 |八八〇(明治|三)年||月||七日 埼玉県会議長の熊谷駅親睦会

を開かれ、 ○埼玉県会議長竹井澹如氏ハ頃ろ熊谷駅の親戚数名と相謀り親睦会 政事、 法律、 学術等を討論し、 (『東京曙新聞』明治一三年二月一七日) 漸々組合に及ぼし終にハ

全駅の親睦会と成さんとするの目論みなる由、

同地より通信

新聞』 号史料) な活動が始まっていたようである。末尾に「同地より通信」とあるのは、 』社通信員の杉山藤次郎のことであろう(『埼玉自由民権運動史料』一〇二 七名社や共同会の活動がなりを潜めて一年近く、熊谷での竹井澹如の新た 『東京曙

148 一八八〇(明治一三)年二月二五日 笹田默介書状(清水宗徳暢業社

、資本|条相談 (長谷川家八五八)

「長谷川敬助様貴酬 (對簡素書) 笹田默介

何時ニ而も差支は無之、為貴答如此候 貴墨拝読、 清水宗徳資本一条二付御相談云々被仰越承知仕候、 頓首

時刻

二月廿五日 默介拝

長谷川賢兄

玉机下

うした事情も含んだ延期許可なのであろう。 二四三頁)。笹田は清水の製糸場を「愛国衷情」の表れと評価しているので、こ 玉県蚕糸業史』二八八~二九五頁、 越に暢業会社という組織をつくり、 月一一日には、清水が社長になり入間、 資金繰りが思わしくなく、こうした出願に到ったものであろう。ただし、 上広瀬村(狭山市)に設立、そのとき確かに県から六千円を借りている。その後 与えたものである。暢業社は明治一○年一一月にわが県最初の器械製糸場として あった。勧業課長の笹田默介はその願書草稿をみて、郡長長谷川に出願の内諾を 社長清水宗徳へ貸し付けている製糸資本金六千円の返納について、 〔解説〕長谷川が入間郡長在任中の三月なので明治一三年である。県から暢業社 横の連携を図ることを県に出願している(『埼 五三一〜五三三頁、 高麗、北足立三郡八名の製糸業者が、 『埼玉県史料叢書』 延期の依頼が

149 計画の進捗如何、国会論盛行、交詢社発足、地方官会議開催、福井地 訪要請、各地で火事) 方の暖冬、新年の七言絶句、土宜法龍来書、私学校尽力、中村等の来 |八八〇(明治|三)年||月 石川弥一郎書状(年賀、私立中学校設立 (長谷川家九七八)

恭賀

Ш

新禧

石川弥一郎

長谷川敬助様

郎様

侍史

卒奮発家一人モ多ク相成、 モ其開設期限ヲ早メル様致度事ニ候 志相達候事、 社員辺ニテ出会シ、 ヨレハ、私立中学校設立之事モ未タ充分之捗取無之、近々更ニ七名 伏乞寛貸、 トヲ審ニス、 長谷川 弟事モ無事消光罷在候間、 不堪企望候、 欣喜何如之、 君芳翰廿九日落手、 篤ト御熟議相成 其以来ハ甚御無音、 廟堂官吏ノ心瞻ヲシテ寒カラシメ、 ○近来国会論所在ニ興リ雀躍ニ不堪、 厳寒之候文祉清嘉起居康寧ナルコ ノ赴、 乍慮外御放神被下候、芳翰二 協議速二一決、 疎漫之罪不知所避 多年之宿 一日 何

当年ハ頗少雪ニテ極度二尺ニ不達、 関係スルコト可有之候、 降雪ノ多少ハ全ク寒気ト併行スルモノニ無之、則山海之向背位置ニ 故ニ土人ハ東京ヨリ数層暖気ナルコトヲ喋々誇言セリ、 歩行致候共、我郷里ニテ浅間下シニ吹カルコトヨリハ余程凌キ能ク、 位ハ人力車通行被致候、 ニモ相成事歟ト想像被致候、 県下ノ利害ヲ左右スル貴重ル議員モ傍聴ニ可出掛候へは、 モ近日開院相成候へは、 盛会之由、 交詢社モ已ニ客月廿五日ヲ以テ発会、 一中近作録左、 臨時大会テモ相開候得は、 陳ノ如ク小雪ニテ凌キ能クハ候得共、 **乍併吾熊谷地方ヨリハ一人モ出会無之由、** 博 実験が 対節ハ治民ノ責ニ任スル貴重ナル郡長、 而テ寒気ハ東京ヨリ薄キ事ヲ相覚候、 実ハ積雪没檐ト謂フヘキ寄景ヲ可見心算ニ 其節ハ交詢社員モ随テ多ク出京可致候 是又一盛事卜被考候、 五六日以来ハ降雪モ無之、 新聞紙上ニヨリテ見レ 又失望ナキニアラス 併地方官会議 ○当地方モ 由是観之、 是御出京 ハ頗 雪中 市中 ル

福井新年

家々掃却門前雪 両株蒼松点綴春莫是遊人雅令辰 満城風物自更新

雪中赴某郡

仙山瀛海知何処 身入瑶林琪樹中骨冷魂清塵慮空 朝来踏破玉玲瓏

五嶽楼雪夜偶成

銀閣瑶台影茫渺 玻瑠窓裏去燈看山楼一夜雪欄干 酒醒遊人怯峭寒

外暗冥、燈ヲ去テ而後、始テ窓外ノ風物ヲ認メ得ル玻瑠窓裏ヨリ窓外ヲ望ムトキ、晴夜ナレハ燈火ガラスニ

映

窓

右御返報旁申上候、書余期後信候也

無之、其如何ヲ不審尚々、加藤政之助氏帰省之節御面会相成候哉、同氏ヨリモ其後通信

近来土宜法隆氏ヨリ来書アリ、其中ニ曰、石坂君ニモ宜敷御致声被下度候

言アリタシ此段中邨・石坂等諸君へ御伝致被下度、且早ク歓喜院へ参ル様御懇此段中邨・石坂等諸君へ御伝致被下度、且早ク歓喜院へ参ル様御懇可致ト雖、中村君等今ニ来訪ナシ、早ク来訪有之様御通報アレト、近来土宜法隆氏ヨリ来書アリ、其中ニ曰、私学校之事如何ニモ尽力

為メ臨時府会ヲ興シタリ、 熊谷ハ近来火事アリ、 大火アリ、 ノ郡長様ハ、 火事ノ当リ年ト謂フベシ、 如此余分ノ御心配モ可有之、 続テ小火所在ニ現ニ候趣、 其結局ハ如何、 川越 已ニ東京府)ハ如 是又一ノ可見事 何 Ħ. 高崎• 市 街アルトコロ 如キ 小川ニモ

と推定できる。年始の言葉につづき、差出・宛先があり、実質の本文は「追啓」(解説)年月日はないが、客月二五日に交詢社発会とあるので、明治一三年二月

塾の再生であろうか。中村たちが土宜を頼らないのは、 じているようである ある郡長、 地方からは出席者が無かった。 ている(『熊谷市史』 も感じられる。 の種智院の失敗例を揚げており、 の提案という「地方人材養生学校」ではなかろうか。 置建議に絡むものであろう。 中学校設立計画の進捗状況である。おそらく、 で始まっている。長谷川と稲村は郡役所勤務である。内容は豊富で、 に引き換え、 一大盛事であると、 石坂に土宜の所に行くよう依頼している。 画なのであろう。 歓喜院土宜法龍の来書を引用し、 議員は傍聴すること、 長谷川や中村などの行動は、 土宜の方では、この頃創刊された『交詢雑誌』を、小池水斎へ贈っ 石川は七名社として取り組むことを要請している。さらに末尾 国会開設運動の盛り上がりに大きな期待を寄せている。 資料編8、 具体的には、 近く開かれる地方官会議には、 資料一五一)。また、交詢社が発会したが、 真言僧の土宜に対する何か不信があったように そのときに交詢社の臨時大会でも開催できれば 私学校に尽力するとのことなので、 史料46の小泉寛則書状で、 石川の頭にあるのは、 時代の動きに対応できていないと、 前年の県会で否決された中学校設 東京にいる吉田と石川の企 小泉がさきの書状で空海 地方の政治に責任 寺門静軒の両宜 吉田市十郎 最初は私立 中村 熊谷 感

150 快復、出京中精養軒で会食、嚶鳴社討論会傍聴、県会用情報提供依頼、 八八〇(明治|三)年三月八日 中村孫兵衛書状(七日午後帰宅、愚母

(長谷川家九七七)

「封第三月九日投函 熊 (射魔書) 「川越町入間高麗郡役所ニテ 熊谷池平方 長谷川敬助様行 中村孫兵衛 御親剪

小生義五日出京、 七日午後第四時頃帰宅仕間 *消印「熊谷/武蔵・大里・三・九

次二御捺印証書正二拝受仕候、

偖而御老母様ハ漸次快方

以書面申上

先ツ愈リ方ノ工合ハ左ノ如シ 之由ニテ、 愚母も昨日帰宅仕候次第二付、 為御安心御報知申上候

其他気ニ入ル人ノ来リシ時ナリ 暫時、 三四時間ヲ指ス、 ハ起テ居レリ、 是 ハ富士 講

、食事も日ニ益シ進ム方ナリ、 ナリ 随而身体ノ運動も自由ヲ得ル

母ノ分〉申上候 右之次第二付、 御心配ニ及フマジト存候間、 愚母命令方ニ病状 会老

竹ノ奸策中ニ出ルモノト存候、随分此ノ料理ハ胸ニツカイル食事ト、日上野午餉云々申之、 果シテ出頭ヲ乞云々、丁寧ニ申通候、是レ小 何ト小生申セリ、スルト小竹飯田氏ノ処へ行キ、八木原氏へハ通知ニ面謁スルヤ否ヤ、本日精養軒云々申之ニ付、然ラハ八木原氏ハ如 思ハレ、又各自ノ出金トモ考ラレ、少シク曖昧ニハ属セリ、 今日ヨリノ心算致居候 無之云々ト申セシ者ト見へ、直ニ飯田氏八木原氏ノ坐敷へ参り、本 考ヲ以スレバ振舞ノ意味十分有之候、 六日正午二上野精養軒ニテ午餉饗応有之、 ○出京中未夕川島・飯田・早川・大小竹・根岸・福田等滞京中ニテ、 夫ト申スハ小生六日ノ朝小竹 川島氏ノ御振舞ノ様ニモ 丁寧ニ申通候、是レ小 併シ愚

○其他ハ何所へ参り不申、 啻嚶鳴社ノ討論会へ 三時間計傍聴 二出

ケ(六日午後ヨリ)聊愉快ヲ相覚へ申 ○笹田氏ハ五日ニ帰庁仕候、 小生行ガケニ蕨宿ニテ見掛ケ申候、 何れセヨ近々県会も開キ可申 偯

藤炳抔ハ今暫ラク滞京ノ由ニ

一御座候、

加

候間、 原案其他小生等ニ要用之件御聞込有之候ハヽ、 兼而御依頼申上義候 可成御報道二

三月八日 長谷川様

-129 -

実二米商家ヲ専ニヤル以上ハ中々困難之情有之、為ニ中島氏之如キ 相定候間、先ツ本年ノ県会丈ハ別段警官へ対シテ何ノ心配も無之候、

熊谷駅米商之義も更二関係不仕様致シ候胸算ニテ、其目的も粗

辞ノ字ヲ主張致候場合ニも至り候、

此義ハ貴面ノ節ニ非サレハ情 定テ御高案相立候事と奉察

原

且交詢社ノ質問ニ付而ハ、

尚々、 丈助^江之御書面今朝相届申 偯

六日には上野精養軒で、 したことになる。この書状は、 中村楼での府県会議員親睦会に参加していれば、いったん熊谷に戻り、 内容は三月一四日付書状と前後している(史料5)。中村が、二月二二日の 官会議で上京し、そのまま居たのであろう。 飯田、 これには共感を覚えたようである。 根岸など滞京中とあるので、彼らは二月五日から二七日迄第三回地方 長谷川 の入間高麗郡長在職から明治一三年である。 川島らと昼食があった。 三月五日から七日迄在京中の報告である。 中村の行動については、判然としない。 中村は午後には嚶鳴社の討論会 また上京 両国 記載

151 交詢社質問、七名社残務整頓、北辰社熊谷遊説、中村楼集会 |八八〇(明治|三))年三月|四日 中村孫兵衛書状(母病気、近々県会

キニテ、一昨十二日夕刻老大人拙宅へ被参、病院長大野氏相願度云々 其後ハ御疎遠ニ候処、 ニも及ブマジク候間此段申上候、 出勤無之、不得止鎮目氏相頼候処、 不取敢竹井懿貞君へ右之義談判候処、 右二付宅ヨリ其趣キ熊谷滞在ナル小生へ向ケ書面到来仕候 愈御勉務之由奉欣賀候、 且拙生義も近々県会開カレベク候 別紙之通診察書二付、 折節院長ニハ病気云々テ 偖而老母義不快之趣 (長谷川家一〇三六) 別段心配

> 候間、 連中ニ御坐候、 二中村楼集会ノ結末、 壱人同意スル馬鹿者無之候、 候由、誠ニ憫然之事と存候、 為メ集会ニ御座候、 員ノ煽動ニヨリ、地方団結トカ国会開設トカ言フ粗暴論者ニ同意仕 御書之節御通知被下度候、 早々 不相変駄螺ヲ吹キ居申候、 別紙之通成行ニ相成、 其足ニテ熊谷地方へ参り候得共、 誠ニハヤ御気ノ毒千万ニ御座候、 /吹キ居申候、○川越地方ハ地辰社○今日ハ七名社残務整頓ノ可致候 是亦憫諒致ス程 ○次

三月十四日 中村孫兵衛

長谷川様

埼玉県からは一一名が参加し、 年二月二二日に、両国中村楼での 之通成行」とあるが、 官会議傍聴のため全国から集まっていた府県会議員が開いた集会である。 権運動史料』一六二頁)。中村楼集会というのは、 ことで、 北辰社の山川善太郎などが熊谷で演説会を開催したのは、 議の通知が、 地方官会議のため四月二八日から開催された(『埼玉県議会史』第一 開催と決められていたが、「近々県会開カレベク」とあるように、 は県会や民権運動の事柄で、いずれも明治一三年と推定できる。通常県会は三月 つぎに第二期七名社は、 三郎右衛門、 前半は母の病気や熊谷での米商売の話で、 『東京曙新聞』 表紙の右上に 石坂金一郎名で出されている(『埼玉自由民権運動史料』一五一頁)。 小林呉十郎など、七名社と近い議員が多くを占めている。 長谷川家文書に関連の史料が二点ある。 の熊谷での通信者杉山藤次郎も演説をした(『埼玉自由民 明治一三年一月に年期が切れ、 「中村様」とあり、この書状に同封されたものであろう。 中村孫兵衛をはじめ、 「府県会議員親睦会人名簿」である(長谷川家 明治一三年二月二二日 年代の決め手が無いが、 竹井懿貞、 同年三月一一日の解散会 明治一三年三月七日の ひとつは明治一三 巻、二四 明治一三年 五頁。

ている。 ・ は一人もいない。この書状で中村が、国会開設運動に批判的なことと一致した「国会開設建言」である(長谷川家一○三七)。しかし、こちらには埼玉県の点は同年二月二日付で、一府九県の府県会議員有志二七名が元老院議官に提出し

15 | |八八〇(明治|三)|三月||三|日|| 笹田默介書状(暢業社へ資本金返納延期)

(長谷川家八五五

「熊谷駅ヨリ別配達」「熊谷郵便局別仕立」「北埼玉郡北河原邨〈入間高麗〉郡長(長谷川敬助殿)親展(鷺)

*消印「浦和/武蔵・足立・三・三」「上尾/武蔵・足立・三・三三」

「埼玉県一 誠功も奏シ候哉ニも被相考候間、 御部内高麗郡上広瀬邨暢業社々長清水宗徳外十五名へ、 及御照会候也 頃日御細話之趣も有之事ニ付、 含ミ迄二而、 節出願候様御配計相成度、 ハ兎ニ角宗徳儀も実地愛国之衷情ヨリ、彼ノ製糸場ヲ設候義ニ而、 属スル廉も有之候ニ付、右等相省キ聊カ附箋セシメ及返却候、文意 見込ミヲ以、一応草案之儘御差越シ篤ト逐披見候処、 書草稿ヲ以申立、 末、曩日於東京御面語之趣も有之候処、既ニ本人ヨリ年延相願度願 シテ貸下候金六千円、 等属笹田默介 決而本人へハ御移リ無之様致し度、 右主意ニ而差支無之候へハ、表方ハ進達可相成御 返納銭五千五百円、 御如在ハ無之候へ共、此照会状之趣は御 いつれニも尽力可致候、 願意採用之成否ハ暫ク差置キ、 還納方ニ付追々御照会之 表向ハ進達之上ハ 願書面冗長ニ 製糸資本ト 御答旁此段 此

三月廿二日

長谷川敬助様

笹田默介

致し度、追而可申進義も有之候へ共粗申進置候也追而、本文六千円之内千円は性質相異リ候義ニ付、混淆不

日には、 含んだ延期許可なのであろう 笹田は清水の製糸場を「愛国衷情」の表れと評価しているので、こうした事情も 業会社という組織をつくり、 繰りが思わしくなくこうした出願に到ったものであろう。ただし、同年五月一一 上広瀬村(狭山市)に設立、そのとき県から六千円を借りている。その後、資金 与えたものである。 あった。勧業課長の笹田默介はその願書草稿をみて、 社長清水宗徳へ貸し付けている製糸資本金六千円の返納について、 (解説) 蚕糸業史』二八八~二九五頁、五三一~五三三頁、『埼玉県史料叢書』一、二四三頁) 長谷川が入間郡長在任中の三月なので明治一三年である。 清水が社長になり入間、 暢業社は明治一○年一一月にわが県最初の器械製糸場として 横の連携を図ることを県に出願している(『埼玉県 高麗、 北足立三郡八名の製糸業者が、 郡長長谷川に出願の内諾を 延期の依頼が 県から暢業社 川越に暢

命令) (長谷川家九七五)5 一八八〇(明治1三1)年三月二八日 稲村貫一郎書状(長谷川へ県庁出頭15)

「中仙道熊谷駅池田屋平蔵殿方 長谷川敬助殿

「大至急」 第三月廿八日発

*消印「川越/武蔵・入間・三・二八_

「入間県川越町郡役所ニテ「稲邨貫一郎」(新慶恵)

*消印「川越/武蔵・入間・三・二八」

明治十三年三月廿六日 埼玉県令白根多助相達義有之候条県庁へ出頭可致、此旨相達候也

入間高麗〉

郡長々谷川敬助殿

出県ヲ申越歟、 スル事ナレハ、 シ書写ヲ佐藤氏本日出県ニ托シ申候、且其用向笹田歟川島辺ニ内 前書之通達書本日到着、 追テ若シ病気等ニテ出県難相成候ハヽ為代理書記壱名可差出! 右は用事ノミ、 達書但書ニ依リ同人代理用向相弁候方可然ト相談相決シ、達 其都合ニ依リ郡長歟代理書記又ハ其他ノ書記別ニ出県ヲ要 御地へ伝信ニテ申進スルカ、 何レニも便宜佐藤・岡田両氏ニテ取分候積リ取計置 書余帰郡拝謁ト申残候也 因テ相考候ニ、岡田郡書記勧業会ニ出県中 当地へ仕立脚夫ヲ以テ 候也 々

稲邨貫 郎

長谷川敬助様

取扱候間、 更二当役所願書御差出シ相願候 別紙三原氏書中ニも官印云々申上候得共、 左様御承知相成度、 若シ又帰省願ナラハ追願デナシニ、 明日ヨリ帰郡之積リニテ

が郡役所で仕事をしている この頃、 長谷川は、 父ついで母の病気を理由に度々帰省願を出し、 稲村

154 員出県、郡長帰省中の対応 一八八〇(明治一三)年三月二八日 三原教徹書状(勧業主務及び委 (長谷川家九七四)

尤同 勧業上之儀二付主務之者幷部内勧業委員出県之儀、 候様一応申聞候得共、何分前条之次第ニテ出県難相成トノコトニ候、 母大病ニテ難手放由ニテ出県難致旨申出候ニ付、 不得已岡田・秋葉一昨廿六日出県致候、 相成居候処、 .人見込書之儀ハ去ル廿六日ニ差出候付、 田中氏去ル廿五日より俄然発病、 且勧業委員清水宗徳儀も老 何分出県難致由ニ付、 岡田氏携滞出県候間 是非操合之上出県 兼テ本県より達

右様御了知可被成下候

之、岡田書記も出県中之儀ニ付、 是又御了知相願候 稲村君ト協議候処、御帰省中ニテ御出県難相成、 昨夜御出県之義ニ付別紙之通達有之、 同氏用弁之上帰庁候様申遣候間 宿直之者より差上候付、 且追書之趣も有

、今廿八日ニハ御帰庁之積ヲ以御発印相用居候間、 不相成候様仕度、 当分御帰庁之儀御六ヶ敷、 右条々申上度為夫如此、 自然来ル卅日以外ニナルトモ御追願 草々頓首 右様御通知 万々

三月廿八日

長谷川様

帰省中の長谷川郡長へ事務の報告をしている。 (解説) 年代は、 同封の史料153より推定した。三原教徹は、 入間高麗郡役所の書記。

155 発兌一件、御老母大患、小学定期試験対応、郡役所営繕、埼玉職員表、県 庁勧業会提出書面作成、下畑村戸長及び学務委員選挙へ出張、 八八〇(明治|三)年三月二九日 稲村貫一郎書状(永田翻訳書菅間

(長谷川家一〇四〇)

仲仙道熊谷駅池田屋平蔵殿ニテ長谷川敬助殿親展 三月廿九日

途菅間氏へ操込、 本月廿七日附信書、廿八日午後五時着 川越本町綾部稲邨貫 先ツ邇間之復願書、 親展書ト復願書写シ携ヒ三原氏ニ行、 永田中間立チ云々、 郎 糊封印紙ヲ張リ込、 又貴君中ニ立チ一件談シ込候 〈此日小仙波辺散歩、夜帰一覧〉、 消印 消印「川越/武蔵・入間・三・二九 「川越 宿直ニテ不在ナリ、 下婢ニ郵便局へ為持 /武蔵・入間・三・二九

一読、

写ヲ示シ、 可 見本訳料ハ速ニ取計可申、 雑報之如キモノニテ、 ーート存候、 **分**迂生 貧乏書生ナルヨシ、ソコデ銭ヲ投シ見本訳料トナシタシ、 田舎客ノ多き時売付タラ抔ト申モノノミ、故ニ先ツ発兌 生多事甚緩漫二経過恐縮、 因テ迂生より彼訳者ハ君之知ル通リ長谷川ニ非ス、 ハ結局之端立チ〉、 後事相 夫ヨリ郡役所へ **吥**ト申訳有之候、 東京同業者賛成モ少ナク、 菅間 永田君ニも、 飛込三原 兎ニ角前条如ク引合候間 申 其儀兼テ永田君ニも明言致置候間 ・聞候ニハ、 面 発兌セヌト申カ言悪キヨリ 会 彼 0) 地方官会議 |面ヲ渡 訳書タル 復 速ニ相運 ヤ 永田ニ |願書之 新 前 菅間 聞

当方より直ニ返書ヲ裁シ郵寄之積リ一案候得共、 之通り廿九日本県ニ巡回訓導会議ニテ、廿八日午時両訓導出県致候、 推察候処、近況ニヨレハ大ニ兆候変シ候様相見、 御老母君大患之儀ハ大息之至候、 取 ヲ引ズリ 力限リ帰郡之日ハ、 佐藤モ兼テ川島ト濹桜観覧之約アルト申居、 田三氏外傭教員随行之積リ、 ナリ、其事由ハ左ニ陳スヘシ〉、 取急請承まてニー書呈シタナリ 本月廿一日附書廿三日朝着、迂生書面ト行違ニ相成双方片便ト相成)郡役所営繕之見込ハ松本三 又丈助 廿三日より中三日間ニ付、 回シ、 『殿御遣し之節ニ其事ヲ記セサルハ、 承知 单 千円ニテ旧館ヲ売却 島 候 茶色ヲ時候ト共ニ相表ハシ候ハヽト存候、 承諾奇妙二候、 中々不紛明廉モ有之候得共、 両日奔走、 ○小学定規試験ハ佐藤・ 或ハ徒労モ難計ト相止メ候次第御坐 昨日綾部ニテ決定致候、 〈此日ハ甚タ多事ニ、 気候も追而 君ノ老手段敬服 更二築造ガ最便吥申 碁盤ニ朱ヲ点シタル 今度出京ナラン、 暖 同 和 折角御 帰郡之日ヲ数フレ 人直ニ帰リ之積 三原ト協議 随 応答二及ハサ [保護是祈候] 都々木・飛 兼テ御承知 漸次佳候ト 僕 ジ前 唖 々

阪口• 二其 ナリ、 二付、 協議、 チト県ニ不都合トテ病気ナラント田中ノ説〉 リ、勧業委員清水老母之病気トテ出県断リ書 候処、 ヲ中 任セニテ、 相陳へ手伝致候得共、 同人夫より見込書ヲ筆記シ、三原ト両人ニテ尽力、 出県困却旁其説ヲ賛成シ、 シク、此分ニテハ迚モ出県致兼ル旨申聞、 ニ至ル、 二丈助氏渡シ、 之書面ヲ携ヒ田中寓所ニ行、 丈助氏持参書面着セシ時ナリ〉 チ候事故、 出県セネバナラヌト事ニテ、三原ヨリ岡田ヲ出県為致候積リノ旨申 兼テ御存ニ有之、 丈助氏ト約アルヲ以テ、 モ適当ノ答ト覚シキモノヲ見ス、 **八儘岡田** 係 田中引籠居ルニ付、 -島モ踏ミクリ 高雄此 外適任者無之、 論旨二幾分之差モ有之哉二見込候得共、 清水モ帰ル、 ハ素ヨリ 周間帰省二相成、 岡田も亦来ル、 奇々妙々ナモノ出来セリ、 ヨキモノ出来ル節ナレハ行ナリ、 持参セリ、 廿七日ヨリ 程下畑邨 同人綾部一泊ニ決ス、 無之候得共、 田中モ夫ヲ心 カイシ候、 翌朝一寸田中ヲ相尋候処、 迂生脚気患者、 何分ニも文章ヲ不知故、 勧業会ハ へ出張、 生ハ薄暮ニ帰ル、 三原・清水ト田中ノ寓所ニ行キ相談 聊カ卑見ヲ陳シ、清水ノ見込書ヲ読ムニ、 岡田ハ陽ニ困却ヲ唱ヒ、 不幸、 周間之暇ヲ願帰省致 生ト岡田ト退庁後応援ノ約ナリ、 同人へ書面ヲ渡シ、彼の返事ヲ作リ直 吅 九郡中 蓜 々、 戸長撰挙・学務委員撰挙共略決定致 周 田中モ廿四日持病痛 田中見込書未夕出来ス、此夜ハ 間 君之帰郡ヲ待チ意見確定之積リ 来月上旬免ノ字ナルヘキモノ、 直ニ勧業応援ノ為メ又田· 莅 本郡不出 最当日出県、)勧業掛本月廿七日本県召集 廿五日ニ清水見込書携ヒ来 意見書ハ不纏 岡田・三原・田中ト残り 相 面 出次第ヲ記シタルマデ 力 病気昨 甚タ困却、 候 来 改正スル暇ナシ、 〈同人ハ彼 IJ 意気揚々然タリ、 迂生多少卑見ヲ 可 同 午前より噪キ立 等ト 申と存候、 日ヨリモ又悪 風 人病気モ生命 上納金 ノ気味引籠 午後ヨリ 結局両人 |中寓

三月廿九日 稲邨貫一

長谷川敬助様

中邨氏御面会ニも候ハヽ宜敷奉願候

り、 楳坪の評価をみるとき、この菅間の言い分がどの程度的を射ているかは疑問が残 書なども扱う書店である。 その代理と持参する書類の作成経緯を詳細に報じている。 水 大きな問題となっているのは、 編纂課雇の職にあったはずである(防衛省防衛研究所所蔵、 る。 ものであろう。永田は、 訳書発兌一件は、長谷川が仲立ちして永田の翻訳書を菅間から出版しようとした 郡長不在中の仕事の様子を細かに報じている。 に斡旋した永田健助であろう (史料61)。 結局、 永田健助は、文部省編輯掛や学務課翻訳掛などを経たうえ、当時は参謀本部 年代は、長谷川老母の大患、復願書とあるので明治一三年三月と推定され 見本訳料を支払うことになった。ただ、『宝氏経済論』に対する川島 は、母の病気を理由に欠席、郡役所で勧業を担当する田中は体調を崩し、 明治一一年一月に訳書『宝氏経済論』を師範学校教科書 永田が翻訳した本は菅間の意に沿わず発兌は中止とな 県庁の勧業会への出張問題である。 菅間 料紙は半紙三枚。 (定治郎) は、 履歴書)。もう一つ 川越城下町で教科 最初の永田氏翻 勧業委員の清

源十郎の返書) (長谷川家九九〇) 156 [一八八〇(明治]三)年四月二六日以前] 稲村貫一郎書状(小敷田新井

延シ廿四日出発事ニ致帰宅、夜書面ヲ認置新井へ遣し、返事取リ候兼テ御打合之小敷田新井源十郎之返書取リ可差上心算、因テ一日ヲ昨日薄暮ニ帰着、途中ニテ間室君ニ拝顔、本日赴任之よし、然ルニ「川越本町綾部ニテ長谷川敬助様」「間室君托ス 在邨稲邨貫一郎」(韓國書))

法律抵触ニテ取消シヲ内務卿より命シタル一ツト承居、

当時

かし其内来リ候ハヽ、決心承リ御報道可仕候、○(後欠ヵ)帰宅云々書シ、不参様注意致シ候得共、前書口上ニテ返答困却、し被参候ハチト迷惑之気味ニ付、書面雛形外ニ家族中病人有之、一寸ニテ断ルモ惜シ、所謂鶏肋ニテ猶予未決ト相考候、小生も病人ニテ之上口頭ニテ申上トノ返答〈口上ニテ〉空シク帰来、惟フニ○少ナ積リ、廿三日朝小野郎ヲ馳セ書面遣し返事促シタルニ、いつれ昇堂

室君と本文の間室君も矛盾がないので、これを下限と推定した。に住んでいるので、郡長在職の明治一三年四月二六日以前となる。封筒裏書の間(解説)この書状は後欠とみられ、年月日はない。封筒表書から、長谷川が川越

荷物、県会議員と町村会議員の重複、学務課の話は御断) 一八八〇(明治一三)年四月二七日 稲村貫一郎書状(熊谷へ送付

157

中面会之相談ト可致ニ付、 奉願候、彼一円謝ハ兼御噂申候通一件ニテ其儘相成居候間 ニテ、態々御送り被下奉謝候、 ヲ覚り候頃ト存候、併シ御手数奉謝候、 ケットウ故、 儘二置キ、 或ハ誤りも難計ト、今日拙方より幸便清水へ申送り、書籍は当分其 芳墨拝誦 北埼玉郡役所ニテ、県会議員町邨会議員トナルヲ得ス云々、 、程最初ハ県庁意見モ其通りニテ、 四角包貴所分ニテ、小生之分ハ平たき荷物、 御無異之条欣喜之至候、 夫丈此小僧二渡セト申遣し候間、 書籍御送り之節ニ此義 右ハ出立之節ニ其儘致し置シニ付、 清水預ケ之荷物行違ニ相成候旨 迂生出京之頃吉田氏より噂 石阪氏へ書籍幸便ニ御送り 清水ニテ只今頃ハ過 筆奉願! (長谷川家一〇三二) 元もよきの 成

リト確認致居候、果シタ迂生記臆ノ如クナラシメハ、則中県会議員ノ四字ヲ取消シ云々ト、本県甲号ヲ以テ 県庁より達シ遅カリシヲ疑ヒ居候処、 之会計一件ハ実ニ奇々妙々、 日八木原戸長ニ達シヲ借り一覧之積り、 筈ニ付、単ニ郡役所ノミヲ責ムルハ、チト卓見ト申難ク儀ト存候、 より罪アリト雖モ、 ハヽ幸便ニ月日号ヲ可申上候、 応事務所〈戸長役場誤り〉公布編冊ヲ御一覧奉願候、迂生も明 書余拝顔可申述候、 僥倖々々、 同夜帰宅一人ニテ抱腹致居候、 布達セラレタル已上ハ管内人民ハ不残承知之 匆頓首々々 今少々処ニテ中邨カ八木原ニ自首之 以上筆ニ任セ卑見開申仕候、 大凡一二月ヲ過き町村会規 本県甲号ヲ以テ達セラレタ 若シ当方ニテ達見当リ候 呵々、 郡役所ハ素 右御請ま

廿七日 弟貫 拝

敬堂雅兄硯北

愚父へ一応相談致見候積りナレトモ、家事引請云々ハ申間敷ト存 迚モ永ク官途従事致兼、又一年ヤ半年出入致候も却テ不本意ニ付、 宜シク川氏へ御断被下度候、 兼テ御内談之学務一件ハ、未タ愚父ニも熟議不致候得共 頓首 貴君段々ノ御論も有之ニ付、 兎ニ角

の荷物と考えると同年四月の書状か。 が明治一三年四月一六日、 の荷物が、 村の書状が同封される可能性はなく、後の混同であろう。 (解説) もうひとつ具体的に述べられている内容は、 史料46と同封であるが、本庄にいる小泉の書状と、 同時に熊谷の清水に届いている。 長谷川の同郡長の辞職が同年四月二六日付なので、 別啓にある稲村の県庁再就職話とも矛盾 稲村が入間高麗郡書記を辞職したの 県会議員でも町村会議員にな 冒頭で、長谷川と稲村 川越ないし熊谷の稲

> トの略、 るのは、 のとみられる。荷物のなかの「よきのけツトウ」は「夜着のケット」(ブランケッ 第一巻、二八九頁)。この稲村書状の背景には、 では、長谷川敬助と稲村貫一郎が両者の後任として当選している(『埼玉県議会史』 会議員に立候補しようとしたのではないか。因みに、 郎右衛門と福島弥兵衛が退職している。おそらく、この両人のいずれかが、町村 一三年の県会では、 ある(『埼玉県史料叢書一八 れるという県の達であるが、これは明治一二年一一月一四日付の、 毛布) 県会議員である者が町村会議員に立候補しようしたためであろう。 であろう。 会期中に辞職する者が一一名に及び、 また、 埼玉県布達集二』一九二頁)。この規定が問題とな 別啓中の 「川氏」は県学務課長の川島楳坪とみ こうした事情が反映しているも 同年一〇月の県会補欠選挙 北埼玉郡では八木原三

158 生の近況、小林の舎兄来県 |八八〇(明治|三)年五月五日 川島楳坪書状(長谷川郡長退職、小林 長谷川家九四二)

「埼玉県下北埼玉郡北川原村長谷川敬助様」 侍史_

*消印「浦和/武蔵・北足立・五・五」「行田/武蔵・埼玉・五・六」*印「先□入八不足」

「埼玉県庁川島楳坪」

在候、 事ニ奉存候、 成候趣、 上度存居候処、彼是取紛延引仕候、其 寸書謹呈、 十三年五月五日 御安意可被下候、 為郡下可惜之至二御坐候得共、 清和之時節ニ相成候処、 此上は間接上為官民御尽力奉希望候、 陳は頃日は不得已之御事情 辱知梅坪 愈御清穆奉忻然候、 、内拝範万可申尽候 御孝養二取候而は本分之御 右は日々一封差 小生 草々頓首 御退職 相

過日は小林生之事ニ付両回御内書被下候処、 先般以来両三

内話致し候事も有之候得共、日々生は勉強翻訳致居候、此旨添而内話致し候事も有之候得共、日々生は勉強翻訳致居候、此旨添而不致旨ニ御坐候、御安意被下度候、当節同生之舎兄も参県致居、度春泉亭ニ遊蕩之事有之、依之従小生縷々忠告致し、此上は登楼

(解説) 長谷川の入間高麗郡長依願免職は、明治一三年四月二六日である(長谷川家三八六)。 家七四三)。その前から母の病気を理由に帰省願を出している(長谷川家三八六)。 追伸にある小林生は、誰であろうか。第二期七名社の第一回演説会に社外で登壇 した北河原村の小林呉十郎の弟六郎は、履歴書によると明治一三年一月に埼玉県 に出仕し、東京府牛込区揚場町同府士族永田健助同居とある(埼玉県行政文書 明 九三○ - 一三六)、さらに『士氏物理小学』なる翻訳書もある(県立文書館小室家 四○九七~四○九九)ので、日々勉強翻訳にも合致する。

長、七名社第三期約相整) (長谷川家一〇〇六)立願望者云々憶説、県会減額主義、根岸氏議長、頼母子講金、北埼郡150一八八〇(明治1三)年五月一六日 小泉寛則書状(長谷川辞職、国会設

自然消滅ヲ謀候積 測説ヲシテ、 軽躁者抔、彼ノ退任、 何寄之御儀篤々御侍養奉祈候、 以下一同愕然之事推察候、御退任後御老母様御容体漸次御快復之事、 二御辞職之顛末縷々御内報、 「北埼玉郡北河原村長谷川敬助様親展」 笑之極、 愈御清適奉欣然候、 何れ迂弟等参県之頃 ○○閣下へ触散スヤ云々ト、之レ甚以御遺憾之事、 他候国会設立願望者トナルタメナリ云々ト臆 陳は過日は寸楮拝呈候処速ニ御回答、 委曲敬承仕候、突然之御発、代理先生 扨今回御辞任之原由ヲ不知向、 斯ル浮説之弁解説ヲ主張シ、 「於本荘駅小泉寛則 所謂 其辺 特

当撰之趣尽力相察候)の承知候、尠し今之レヲ廃スルハ、不同意ニ有之候、根岸氏議長ニリ金の不相変減額主義にして、巡回訓導費ノ如きも全廃ニ帰センヨー

共、算当可相付ものゝ様被存候、御算考之上否御申越可被下候、 曽テ御乗合之頼母子第五会ニ至候間、 罷出候心算、 候様承知候、 タ確報無之、 同意ニ候得は、 月ハ三百五拾円手取ニ而川辺有道受取候趣、 哉ニ相考候、素より官員社会之結立、 田郡長弥々辞職、 為迂弟断然浮説ト想像罷有候、七名社も第三期約相整 乍末筆御惣容様始御隣家御一 自然御閑暇之節御出席可被為在二付、 参県之節諸井二託候、受取方策略可相施候、 其相続官竹井旧議長拝命云々之説有之候得共、 其内受取候策ヲ施し候方可然 可成受取置候方上策二候、 同へよろしく御伝声相願 随分其任二而受取候得 其内小弟も差操 此頃行 未 御

書外譲後信候也

長谷川様

五月十六日夜

寛則

流されていたこと、七名社は第三期の規約が整ったようである。児玉外二郡長に就任した。長谷川の郡長辞任が国会開設運動に専念という憶説が(解説)年代は長谷川の郡長辞職で、明治一三年である。小泉は、前年一二月に

墾、吉井友賢氏評、白根県令病状、保晃会宜敷) (長谷川家八六六)16 一八八一(明治一四)年六月二九日 吉田市十郎書状(鉄道の件、那須開

「中山道熊谷駅池田屋平造様迄北埼玉郡北河原村

長谷川敬助様 親展 六月廿九日

*消印「東京/一四・六・二九・り」「熊谷/武蔵・大里・六・三○」

御開示被成下敬承仕候、段々御尽力奉謝上候拝見仕候、暑気相加候処愈御清祥被為渡奉抃喜候、陳は鉄道件委曲

- 大幸不過之奉存候一、那須東原地質モ意外ニ宜敷、且立木多数有之候趣、社中一同ノ
- 申居候、何卒全快之義、為管下千祈万祷仕居申候快ノ由、乍去医術ヲ心得居候人ノ説ニハ、到底根治ハ六ツケ敷趣一昨日承ル所ニ依レハ、体重二百戔増シ、幾分歟気力モ相復シ順一、白根県令へハ十日計前見舞ニ参リ候節ハ余程疲労致居候得共、
- ナキニシモアラサルヘキ歟該地へ開墾ノ事業相起シ候ニ付テハ、幾分歟間接ノ益ヲ得ルコト一、保晃会之義御厄介相成難有奉存候、何分宜敷奉願上候、此事モ

右御請迄、匆々頓首

六月廿九日 吉田市十郎拝

長谷川敬助様

取扱 維新以後は司法・工部・宮内など各省の要職を歴任した(『日本人名大事典』)。 事典』)。 同年一一月一一日に特許条約が下付され、吉井友実が社長に就任した(『国史大 那須東原の開墾は、 (解説) 「鉄道件」とは、 (国立公文書館・叙○○二三一一○○)、長谷川は県会議長である。 消印から明治一四年と推定される。このとき、吉田は内務省取調局事務 この書状に「友賢」とあるのは誤記であろう。 日本鉄道会社のことと推測され、 明治一三年九月から、吉田市十郎・中村孫兵衛、 明治一四年五月二一日に出 吉井は鹿児島藩の出身で 長谷川敬助 最初の

> 白根は、 0) が保存基金の募集期間であった(森本和男氏 地元の豪農層が政府へ設立を申請し同年一一月に許可、 ようである。保晃会は、 る。 中村家二三八、三七一等)。まさに、豪農吉田一族と七名社員の合同事業の感があ 稲村貫一郎、)病気見舞いの様子も詳しく報じられている。 吉田の認識では、これと日光の保存を図る保晃会とも関連するところがある 翌一五年三月一五日に没した。 吉田! 郎 吉田六郎などで行われたものである(「那須東原開墾碑」、 明治一二年に訪日したグラント将軍の日光賞賛を受け、 『文化財の社会史』)。 「戔」は、重さの単位・グラムである。 翌一三年一月から三年間 県令白根多助

村の大書記官へ上答) 吉田市十郎書状(鉄道社委員推奨、中一八八一(明治一四)年八月三日 吉田市十郎書状(鉄道社委員推奨、中

161

□山道熊谷駅□田屋平造様迄 ^(注)

北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様親展 八月三日 _

*消印「東京/一四・八・三・ほ」

|東京神田中猿楽町 | 吉田市十郎 | 埼玉県管下」

八月三日 吉田市十郎拝

長谷川様

上答ハ至極意尽セル御義ト奉敬服候、 御序之節中村君へ宜敷奉願上候、 再頓首 先日吉田大書記官へノ御

うか。当時、長谷川は県会議長、吉田は内務権少書記官の要職にあったが、埼玉 事委員に選出され (史料17)、 県内の動きについても相談に乗っていたのであろう。長谷川は、同年一二月に理 げん)とは、 に当り、 年代は、 長谷川から相談を受け、吉田は長谷川を推薦したのであろう。 へつらっていうことば。長谷川が推薦した「彼」とは誰なのであろ 消印により明治 翌一五年には鉄道株募集の書状が数多くみられる。 一四年。 日本鉄道会社の委員を埼玉県から出す 諛言

162 四年三月『芸林珠璣』三号同封 一八八一(明治一四)年八月八日 稲村貫一郎書状(勧業講出席、明治

(長谷川家一〇四八)

「北河原村 長谷川敬助様貴下」 [上川上村 稲邨貫一郎

幸便も可有之拝察致し候ニ付、 別冊は幹事回シ相成、 伊藤卓三氏配賦之分ニ有之、貴所ヨリハ自然 御手数なから同氏へ御届被成下度御

右申上度、 も〈一昨日帰宅〉出頭ト存候、 テ尽力之心事、貴君ニも御操合御出張相願度候、 本月十一日は勧業講松文ニテ集合之通知有之、 匆々頓首 中邨・小林両氏ニも御通知奉願候 同日は八木原氏 同日可成早出二

稲邨貫 郎拝

(解説) 文頭に 「別冊」とあるのは、 この書状に同封されている埼玉県立中学師

> 推定した。 範学校・明治一四年三月刊 送り先の伊藤卓三は忍町在住の県会議員・副議長、 『藝林珠璣』第一九集である。よって、 稲村と長谷川も県 同年の書状と

腰落着、一会を開催 一八八一(明治一四)年八月一七日 中村孫兵衛書状(鎮目氏熊谷へ 〔長谷川家一〇二三〕

163

「秋元善三郎様坐下御親展 ^{封簡素書)} 中村孫兵衛

封筒裏書 十四年八月十七日

候間、 先夜ハ失敬ニ候、其節御噂仕候鎮目氏事漸ク熊谷ニ腰を落付候心得 候得共、幸便ニ任セ為念申上候、 二相成候趣キ被申越候、 御同志御募リ之義ハ可然御配慮願上候、 就而ハ近日一会相開キ、 早々 右ハ御聞込も可有之 行々ノ相談申上度

十四年八月十七日 秋元大兄

中村孫兵衛

ノ設置否ハ又御胸中ニ可有之候 一伸、聯合会役員撰挙手続之義ハ一層御尽力被成下度、 然上子数

鎮目 鎌倉町に開業した(『熊谷人物辞典』)。 (解説) (養真) は、 宛先の秋元善三郎は未詳、 埼玉県立病院熊谷分院の副院長、 なぜ長谷川家文書にあるのかも未詳。 明治一四年六月、 分院廃止後

164 |八八|(明治|四)年九月|||日 中村孫兵衛書状(県会常置委員会

「東京神田雉子町門左衛門跡旅舎三河屋与右衛門様方止宿顧蕭 報告、江戸川護岸工事、決算残金使途) (長谷川家一二九八)

封 十四年九月廿二日 浦和宿大浦屋長造方中村孫兵衛」

考居申候、 来会之事ニ相延し申候間、 来会委員会ニ而決議之積リニ御坐候間、 有様ニ主張致候得共、此際ハ貴兄も御欠席、殊ニハ泥濘ノ折柄ニ付、 不相変運不申候、 越両銀行へ公債抵当ニ而、 三千円以上ヲ要シ候、 皆相済申候、 其他十三年度決算余リ金三万円以上有之ニ付、 雨天之処御発車、 右之外面倒無之候、 可成御達シ被下度、 彼ノ江戸川 「浦和/武蔵・北足立・九・二二」「東京/一四・九・二三・は ○同人説ヲ起シテ、前書江戸川通ノ土功検査致度 右ハ原案之通、彼ノ旅費滞在増額案ハ否決仕 御困難之義と奉察候、委員会も昨夕迄二悉 通り堤塘破壊ノ護岸幷ニ新規築立費ニテ 貸方ハ合候事ニ相成候、 左様御承引願上候、 昨夕福田氏参着、 呉々も申上候、 都合ニヨリ八九朱も奪取度 其他申上候ハ各件相 早々頓 例之義問合候処、 尤も利子之義 此際三万円丈川

T二日早朝認 中村孫兵衛

長谷川様

尚々、是レヨリ帰宅仕事、御依託ノ要件可弁候、以上

しの部分からすると、会議の途中で長谷川は所用で東京に出かけたようである。中村が常置委員であった。常置委員会の内容を、長谷川に書き送ったもの。書出(解説)年代は、封筒裏書による。この年、県会では、長谷川が議長で常置委員、

| 転勤、開拓使処分問題) | 「長谷川家一二八三)| 165 | 一八八一(明治一四)年一〇月三日 | 石川弥一郎書状(租税局改革、長野へ

三玉県大里郡熊谷駅在北埼玉郡北川原村

長谷川敬助様親展

租税局長野出張所「石川弥一郎」

*消印「高崎/一四・一○・五・ほ」

*消印「上野/□□・□□・一○·三」野出張所 石川弥一郎」 *消印「上野/□□・□□・一○·三」

如此情況アルヤ否、 二帰京被申付候様及相談候得共、 申付候、右ハー身上ニ取リ頗迷惑之義ニ付、 二於テ陳々朽腐ニ付スルノ情況アルヲ認メ得タリ、 下落セシ趣、 是亦上作タルヲ失ハス、 殊ニ水害ヲ被リシ場合ニシテ非常ノ上作ナルアリ、 越後ハ往々霜害アリ、早稲ニハ格別害アリ候得共、又一方ニハ平年 生ノ経歴セシトコロニヨレハ、信州ニハ多少水害アリシモ先最上作、 ニモ相成間敷ニ付、 ミナラス、将ニ体力ヲモ削ルニ至ラントス、乍併格別永ク居ルコト 海之風浪変化無常如此、此上永ク如此社会ニ在テハ智力ヲ減スル 酒造検査ヤラ国税領収ヤラ、 長の不在中代理ヲ委托サレ、 長野及新潟出張所長心得被命、 到リ候処、 起居佳勝、 其後は意外御無音打過 義二付、不得已去廿七日新潟出立、三十日当地到着致候、 テ一昨年巡回セシトコロナリ、 租税局出張所ヲ各地方ニ被設候ニ付、 此上何等之社会□□相成哉、 随テ驕奢力モ相進ム様相覚タリ、 拝啓、 過般租税局改革之事アリ、 信州ハ中作位ナリ、 者八月中長野県用向相済、 御懸念被下間敷候、 候、 大豆作ハ越後ハ最上作、 時下秋冷日々相催候処、 一旦赴任セサレハ開設之差支ニモ相成 人ヲシテ俗了セシムルノコトノミ、官 其状況ヲ一昨年ニ比スレハ一般財力 同人ハ当分新潟ニ居リ候都合ニ付、 今回巡回セシ越後ノ或部落ハ、曽 元来曽テ信越へ同行セシ伊藤某カ 大息此事二御座候、 従来之集税委員出張所ヲ相廃 却説本年其御地作物如何 弟事モ長野出張所在勤被 且一般米穀ヲ相貯、 局長へ其旨申通シ、速 其十九日出立、 為二其価格モ甚敷 貴地二於テモ又 彼是平均スレハ 伏惟文祉清嘉 愈長野在勤 ノ現出スルア ハヤハヤ 新潟ニ

候也 光寺如来へ参詣アラレマセウ、 リ、吾兄ノ如キハ信向心ナキヤ否、 ナル処ナレトモ、 相定候上ハ頗流罪ト相似タリ、御信心ノ御方ニハ小弟当地在勤中善 当節ハ松茸之時ナレハ、之ヲ飽喫スルノ一快事ア 山多ク風寒ク魚類少ク、 一笑、 右御報知迄、 随分不都合 書余期後便

十月三日 石川弥一郎

(*別紙 長谷川敬助 様 侍史

之経過ニテ、感慨蝟集、 春来信越之間ヲ奔走シ、 米山嶺ヲ六度経過ス、去廿八日ハ即其最後 低佪久之、其節ノ拙作左ニ録シ一粲ヲ博ス

建勲明時豈容易 米山下書感 托身

米山下 拍岸怒涛依旧多

萍草遂如何

秋来重過

稲邨・石坂・中村諸君へよろしく

はみられない。 には東京に戻れず不本意な人事であることを縷々述べ、七名社や政治向きの話題 年代は、 開拓使処分問題への言及で、 明治 一四年と推定される。 内容的

166 |八八|(明治|四)年|〇月八日 川島楳坪書状(本県小学校教則送付)

(長谷川家一二二二)

「「学第千七十一号」武蔵国北埼玉郡北河原村 小学教則布達書壱部添ル 長谷川敬助殿

「浦和/武蔵・足立・一○・八」「行田/武蔵・北埼玉・一○・九

埼玉県庁川島楳坪

草々頓首 修正ヲ加へ候都度、教育上之便益ヲ与へ候義ト相考候、 拝啓、 本日布達実施之期ニ相成候ニ付、 トハ変換致居候条項も有之候、 一覧被下度、 一ハ文部省之命意ヲ遵奉候より、旁修正相成候義ニ有之候、 陳は今般本県小学校教則御布達相成候処、 尚間接二於テ教育振興之方法御計画之程不堪希望候 是一ハ地方教育家之考案ヲ採用シ、 為御参考一部進呈いたし候間、 兼而入貴覧候草案 新教則も愈 乍去其

明治十四年十月八日 Ш 島楳坪印

長谷川敬助殿

(解説)このとき川島は学務課長、 長谷川は県会議長である。

167 象山書) の展開、帰省出願、国会開設に対応、県庁斡旋へ回答、吉田老・小池酔翁 の逝去、鉄道着手、演説・新聞等規制強化、小泉寛則実父死去、佐久間 八八一(明治一四)年一〇月一七日 石川弥|郎書状(開拓使払下げ問題 (長谷川家一二五六)

埼玉県大里郡熊谷駅在北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様親展

*消印 「長野/「]・|・|七 「高崎/一四・一〇・一九

*消印 「行田/武蔵・北埼玉・一〇・二〇」

信州長野租税局出張所 石川弥 郎 十月十七日投函

候趣、 尚々、 掛居り候 随分高キ由、松代地方ニハ其偽物ヲ以テ取合セルモノ往々有之 佐久間象山先生之書ハ当地方ニモ偽物ノミ多ク、 故二其真偽ノ監別ニ苦ミ、容易二難相求候、 価直

弟ノ大憾トスルトコロハ、 輩長者凋零スル 然御含置被下度候、 二相成候、 囂々ヲ来セシ開拓使払下事件モ取消相成、継而大隈参議其職ヲ辞シ、 十四日付芳翰落手、 田老翁東京二頓逝、 事ヲ是請 右様之義ハ独リ清聴ヲ煩スノミ、他人ニ向テ可言之事ニアラス、 之地歩ヲモナシ可被得候間、 務長之任ヲ授ケ候へは、 事モ其権ナク、却テ他方ニアルノ勝レルニ若カサル事ニモ可相成候 ハ此方ヨリ売ラントスレハ価直モ自然安ク相成、 ルニ高案父母之国云々ハ随分面白事モ可有之トモ被考候、 スルニ至ルモ、是ニテ其地歩ヲナシ得タリトハ困難申事ニ有之、 会ニ後ルノ憾モ可有之、旁左思右考スル時ハ、蹤令佳報ヲ得テ帰京 日之形勢ヲ考レハ、 廿日迄二其佳報無之以上ハ、一寸帰省相願候心得ニ候間! 帰京之路全ク絶タルニアラス、 善光寺畔ニ閑日月ヲ過スハ、実ニ不可言之拙策ニ御座候、 志士力ヲ尽スノ時、 随而其党とモ追々政府外ニ飛出スカ如キ新戯出現、 「地は頃日陰雨多ク、 ニアリ、 是亦半信半疑ノ間ニ有之候、 本月下旬乃至来月上旬ニハ拝謁之期モ可有之、 〈即紙首ヨリ是迄ノ一段ハ、必ス御一読之上御火中相願候〉 此上ハ浮々薄書堆裏ニ黙然経過スル訳ニモ難相 為二其葬儀ニ会シ後進之礼ヲ尽ス能ハサル事ニ有之 如 갩 一日二日万機アリトモ可申時勢ニ有之、然ルニ 他日国会開設ニ際スルノ地歩ヲナサ、レハ其期 小池酔翁モ長病之処也、 且此迄之文面ハ、 高諭之趣委曲敬承、 天命トハ乍申愁傷不小少之事ニ有之候、 且事務モ固格別無之、 復父母之国ニ対スルノ義務ヲモ被尽、 両老両長者仙遊ニ際シ、山河万重遠ク異 随分憤発之ニ応セサルニモアラス、 不日何分之佳報ヲ得ル心算ニ候、 乍併彼県令等弟ヲ信シ一等属庶 御一読之後丙丁ニ付セラレン 其後新聞紙ニヨレハ世論之 先閑散無事トモ可申 復仙遊之由、 価直低クトキハ何 随分面白世之中 雖然回首今 吾党之先 乍併此義 何レニ相 成 他日 所謂 併 然 若 吉 可

得貴意候、書余期後便候、草々頓首を青燈古人ヲ尚友スヘキ書籍モナク、実ニ無聊ヲ相窮候、右回答旁況ニ有之候処、雨夜月夕燭ヲ抱テ襟胸ヲ開クヘキノ快友モナク、深

月十七日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

リ、国家之大幸不過之候、 鉄道モ愈着手、汽声一発瞬間東京ニ往復スル、 らさるへし 不容易時勢とハ相成候、 聞等も従来二比れハ一層厳重ニ相成候事と想像被致候、 上猶多少之変革可有之、 尚々、稲邨・中坂・石坂諸君へ御面会之節可然御致声被下度候、 如此変革も、 或ハ国家ノ為ニ宜敷かりしとの感なきニしもあ 且其進路モ一段果断○○二至て演説 乍併数年後 二至リて回顧すれい、 或友人よりの通信等ニよれ、 ノ快ヲ得ルモ近ニア 廟堂ハ此 何ニ致セ 如此処 新

(*別紙)

追伸

辺可然御注意相願候近日佳報云々等之事モ、相洩候而は聊不都合之義モ可有之候間、其最未定之事ト御認定被下候様相願候、又申上候迄モ無之義ハ候得共、又事アリテ帰省難相成哉モ難計候間、後便確報更ニ申上候迄ハ、先々本文帰省之事、今日之心算ハ固如此ニ候得共、身已ニ官海之一葉、

る。 なるとみている。出張先にありながらも、 山道鉄道の敷設へ言及し、 先達でもあった。 小池酔翁 にあたる。 庶務課長待遇ならば、と断っている。これは、 誘いがあったようである。 さして重要な仕事もなく遠く長野から、大隈参議以下が政府から撤退、 らの状況を「浮々薄書堆裏」と表したのは、 六三郎は、 このとき、 (解説) 当時、 民権的な視点を失っていない。 年代は、 という時代の大転換を眺めざるを得ない石川の心中がよく現れている。 (妻沼町の小池水斎、 長谷川から「父母之国」すなわち埼玉県庁で仕事をしないか、 石川に先立ち明治八年七月に地租改正事務局に出仕しており、 ついで、 石川は長野に出張滞在中、 開拓使払下事件から明治一四年の政変に到る記載から推定され 小池水斎は、 吉田老翁 またこの政変で、 石川は、 一○月一○日没)の死去を悼んでいる。 (四方寺村出身の吉田六三郎、 妻沼両宜塾の運営で世話になった。 自ら売り込むようなことはしない、 長谷川は県会議長の職にあった。 国会開設への対応、 「うかゝゝ簿書堆裏」という意味か。 演説・新聞などの取締が一層厳しく 当時の県庁では、 一〇月二 言論への取締強化 笹田默介の位置 追伸では、 一日没)、 特に吉田 国会開設 石川が自 一等属で 職場の という 中 と

治就職斡旋依頼) (自根家三七六)16 一八八一(明治一四)年一〇月三二日 吉田市十郎書状(大麻生村藤野慶

其後は意外之御疎闊打過候段、 拝啓仕候、 般帰郷仕候得共、 方奉職ハ相成兼候事情ニ付、 大麻生村藤野慶治義、 時下寒冷相増候処愈御清適被為渡、 甥幼年二付同人義後見セサルヲ得サル都合ニテ、 何卒御県へ御採用相願度旨、 先年来宮城県ニ奉職仕居候処、実家兄ナルモ 情実縷陳之上宮城県ノ方ハ辞職仕、 御海容奉願上候、 抃喜雀躍之至奉存候、 此程尋来申 陳は御県下大里郡 -聞履歴等 遠

> ニモ奉懇願候、 迄奉申上度、 保ノ責ニ任候ハ不及申次第ニ御座候、 序之節御聞取被成下、 差出候ニ付、 春二相成候共聊不苦趣申聞モ有之候間、 委曲 匆々頓首 尤本人義ハ至テ正直ニテ事務勉励ノ者ニ付、 事情 何分御聴許御採用被成下候樣仕度、 ハ内局白根君へ履歴書相添懇願仕置候間 且御聴許之上ハ、御採用ハ来 何分宜敷奉願上候、 此段幾重 小生担 御

十月三十一日

白根県令公閣下

吉田市十郎拝

改訂版に、 多助の三男で内務省に出仕した専一か。 根が明治一五年三月一五日没なので、明治一四年以前。 (解説) 。 埼玉県職員録』 四年八月序、 吉田市十郎が知人の就職を白根多助に依頼した書状。 勧業担当の九等属にみえる。 一五年四月宮城県蔵版で で藤野慶治を確認すると、 そうすると、 藤野慶治は宮城県奉職とあるので、明治 『養蚕略説』 明治 一四年版にはなく、 明治 を刊行した人物と思われる。 「内局白根君」とあるのは、 四年の書状か 年号は無い 一五年二月 白

頼、米価動向、佐久間象山書、廟堂の風波、七名社員の動向) 169 一八八一(明治一四)年二1月四日 石川弥一郎書状(帰京予定、借用金依

(長谷川家一二四六)

「中山道熊谷駅在北崎玉郡北河原村 長谷川敬助様 親展」

京被命候事ニ可相成由、是帰省ハ先見合罷在候、然ルニ此ニ一請任候、啓は弟事モ未定事ニハ候へ共、大抵月末又ハ来月初旬ニハ帰廿五日御差出華翰落手、近来之御動静委曲了承、且御回答之趣モ承信州長野石川弥一郎 」 *消印「高崎/一四・一・六・は」 *消印「長野/信濃・水内・一一・四」「行田/武蔵・北埼玉・一一・七

円ハ貸、 期シ度、 不致事ト相決居リ候 都合モ可相成候得共、 東京留主宅へ御送付被下度候、 様願候、 稟アリ、 貞二申遣候テハ不都合ニ付、 ヲ煩シ候、尤其金額ハ百円、 同僚等ハ多ク各地方ノ出張所ニ離散シ、 難ヲ生シ候処、 一不都合之義有之候而は不相成ニ付、 右御聞済相成候ハ、御返答相発之後、 即東京へ御送リ被下候共宜敷御座候、 尤期限中ト雖都合相成候ハヽ、 御存之通リ帰京之期モ延引、 帰京之上ナラサレハ奈何トモナシカタク、且 御存之人物故、 不得已相願候、 返弁ハ帰京後速ニスル心得ニ候得共 利子ハ如何程ニテモ不苦候、 彼トハ金穀上ハ事ハ決テ相談 当地在勤等ニテ会計上ニ頗 万全之処ニテ来春三月迄ヲ 何時タリトモ御受取被下候 即今他二策無之不得已清聴 其御都合ニヨリ先五十 内国通運会社ニ托シ、 田中氏へ申遣候得は 右ハ懿 在京

こ及シ処有之、 スヘキヤ、愚考ニテハ多少下落致候哉ト被存候、御見込モ有之候ハヽ、 米価之高低ハ如何、 モ宜敷候時は、 紙トキテハ、其字数ニヨリ拾円以上ニモ可至候、 波及無之事ト被存候、 ノ者へ御面会モ有之候ハヽ御探訪被下度候、 御示被下度候、 此上ハ地方官ニモ可及歟、 酒造ハ昨年ニ比スレハ其高多ク有之候也、是亦其筋 見当リ次第相求可申上候、 本月ヨリ田税収納之時期トモ相成、 ○佐久間ノ書々翰ニテ壱円五十銭位、 右得貴意度、 鄙見ニヨレハ地方官へハ 廟堂之風波モ書記官迄 右様ナル高価ニテ 草々頓首 旁多少下落 半切全

一月四日 石川弥 郎

長谷川敬助

様

侍史

熊谷郡役所へ御出勤被成候哉否、 報知ノ都合モ有之候間 口氏ハ是迄小泉氏ノ許ニアリシ処、 本月ハ何日頃御出県ニ相成候哉、 御出県之節ハ御報知相願候、石坂君ハ猶 乍御手数後便御報知相願 頃日解役帰郷被成候趣 若帰京 トモ相成候ハヽ 御 御 樋 面

会モ有之候ハ、可然御致声相

地方官には及ばないと推測している。 (解説) は義兄の竹井 年号は、 消印から推定できる。 懿貞、 田中 は田中正彜であろう。 帰京予定を述べ、借用金の依頼をする。 明治 一四年政変の影響は、 一懿

貞

中旬までに帰京、帰京途次に熊谷滞在は不可) |八八|(明治|四)年||月||四日 石川弥一郎書状(借用金督促、来月 (長谷川家一二四五

170

「崎玉県中山道熊谷駅在北埼玉郡北河原村(崎薗養書) 「長野/信濃・水内・一一・二四」「行田」 長谷川 ∕ 武蔵・北埼玉・一□・□七」 敬助様 親

信州長野租税局出張所 石川弥一 郎

御落手次第御返事被下度候、 付 申遣置候処、于今何等之報道モ無之、 付 へ御投寄被下候旨、 過日は金員借用之義相願候処、 テ宜敷候哉、 其旨留守宅へモ申送リ、金員請取之上ハ、其段速ニ報道被致旨 如何之行違ニヤ、 証書之認方モ有之候間心得置度候条、 且出県之上ハ猶御端書被下候旨御回答被下候ニ 心痛之余リ其後之御起居相伺候、 此段奉懇請候、 早速御允可被下、 且浦和ヨリノ御書面モ無之ニ 消印 「高崎/ []・一一・二六・は 且該金員之利子何程二 御出県之節留守宅 後便御垂示 乍失敬此段 相

事昨今窮迫ヲ極メ居リ候秋故、 モ有之、

旁熊谷ニ滞在スルハ好マシカラス、 弟事モ来月中旬迄ニハ帰京被致候事ニ 弟熊谷経過之節ハ御来訪被下候云々等之来諭モ有之候 (猶出立日限相定リ候上ハ可及御報道候)、 郷里之人二面会スルモ恥敷様之心地 相成候間、 且縦令一泊スルモ不得 右二付、 此段 御 過般御書中 同 へ共、 慶被下度 弟

泡雪降、 ハ凛冽、 当地は廿日雨アリ、 踏テ来リ、 見ヲ不可ト御認相成候義モ有之候ハヽ、猶高諭ヲ承リ如何共可仕候 会等ニテ御出県之事モ可有之候ハ者は其節ハ或ハ御出京ニモ可相成 別差掛候義無之候ハヽ、 已一二ノ親戚ノミニ面会シ、其他人ニハ面会致サル様仕度候間、 御面会ハ其節ヲ期シ度候、雖然不得已事有之乎、又ハ右ノ鄙 到底帰途ニ就ク時分ハ、 寒威裂膚トモ可申気候ニ有之、 亦雪ヲ踏テ去ル、 翌廿一日朝ハ咫尺ノ諸山総斑白、 熊谷御来訪ハ御延引被下度、其内ニハ委員 踏尽人間行路難ナドトモ可謂哉、 碓嶺上モ尺之雪ニ会スヘク、 併一昨日来美晴ナリ、 、平地モ少時間 寒威 草々 格

十一月廿 过 \Box 石川弥 郎

長谷川敬助様 侍史御中

忙である。 うである。 属に昇任している うな事情か未詳だが、 長野在勤で金子借用、 このとき、 石川は予定通り帰京したようで、 長谷川は県会議長で、 石川は経済的にも精神的にも苦しい状況に置かれていたよ 帰京の記事から明治一四年と推定される。 さらに日本鉄道の理事委員などで繁 明治一四年一二月一九日に大蔵四等 どのよ

171 け御礼) |八八|(明治|四)年||月二七日 石川弥一郎書状(留守宅へ金子御届 (長谷川家一二四四)

-山道熊谷駅在北埼玉郡北河原村 *** 「長野/信濃・水内・一一・二七」 長谷川敬助様平安 「高崎/一四・一一・二九・い

消印 「行田/武蔵・北埼玉・一一・三〇」

「新 類 調 調 調

信州長野石川弥

郎

過日御宅へ向 □□□呈、 (g. 援) 員留守宅へ御持参被下候事ヨリ京塵中 草々不及他 御起居相伺候処、 本日愚父之報道ヲ得、 一定之形情ヲ承知致候、

御厚意謹奉鳴謝候、 石川弥 郎

長谷川□助様 十一月廿七日 朌 々、 本証書之義ハ、 侍史 過日差出候書面之御返事ヲ得而 御中

可申候

明治 (解説) 四年と推定できる。 一一月二四日付で督促した金子が、 入れ違いに届いたことを伝えるので、

172 会社理事委員選挙、吉田市十郎と太田卓之昇進、樋口氏辞職 八八一(明治|四)年||月二七日 小泉寬則書状(隣家主人遠行、鉄道

長谷川家一二八九)

「熊谷宿本町池田屋平造様迄 長谷川敬助様親展

*消印「本庄/武蔵・児玉・一一・二七」「熊谷/ [

中山道本荘駅 小泉寛則

付而は、 回之凶報ハ嘸御驚愕之御事ト奉推察候、 来尊君ニも再三電信ノ急報ヲ発セラレ候由予而承知罷有候得共、今 昨今彼是多端二付其内罷出候間、 良村野兄より承知、 不相叶遠行相成候由、 奉啓仕候、 会、引続日本鉄道会社株主惣会ニ而御出京中、 乍御迷惑又々御当撰可相成儀卜想像罷有候、 其後は御無音打過多罪之至奉謝候、 実二奉愕然候、 加之不慮之火災御老母火傷云々、昨夜始而奈 御姉様其他皆様へ宜布相願候、 早速御見舞旁参上可仕筈之処、 ○鉄道会社理事委員撰挙二 陳は此程は常置委員 御隣家主人終二養生 未タ結局不相

中 申越候、 共昇進、 成モノト相見、 人ト相成候、 も御面会相成候御事ト遠察候、 ハ、拝命候方可然旨、 村君へよろしく相願候、 内実辞セシヨシ、 殊ニ此変革ノ際御同様愉快之事ニ御座候、 ○疾御承知ニ奉存候得共、樋口氏儀も去月下旬辞職自由之 北埼玉郡二而頻二登庸之見込有之候趣御坐候、 当駅株主抔も帰宿不相成候、 然レトモ云々ノ内諭、 此程も内話いたし置申候、 右御見舞旁取急忽々不備 満足ニ可有之候、 先日は吉田 為メニ拝命セシヨウ 太田も高知県ニは 定而市十郎君ニ ○御面会之節は 及太田 無差支 二氏

「常置委員

長谷川敬助殿親展」

長谷川敬助様 一月廿七日 侍史御中 小泉寛則

たように中奈良村の出身であるので、 昵懇のようである。 で修史館御用掛兼務として東京に戻る。そのときに 〇〇二三六一〇〇-〇〇一)。 県少書記官を命じられており、 料60)で検討した太田卓之の履歴書を確認すると、一四年一一月一二日に高知 けで通じる人物であろう。 内務権少書記官に昇進している(国立公文書館・叙〇〇二三一一〇〇)。 市十郎及び太田の昇進の報告がある。 人の太田はどんな人物か。 に長谷川は議員辞職しているので、 (解説) (同·雑○○八八九一○○)。 冒頭にある常置委員会は、 小泉はその前に そこで、 当然吉田市十郎と同様に国の役人で、長谷川へも姓だ 高知には一六年二月迄在勤し、 この書状の内容と一致する(国立公文書館・ 明治 年代は明治一四年と推定される。文中、 明治一〇年一二月一七日付小泉寬則書状 この書状からすると、 私的な関係があるかも知れない 吉田の履歴書によると、 「奈良村野兄」とあり、 四年二月に県会に設置、 「高知県自由党沿革」を書 太田と小泉はかなり 太田はさきに検討し 同年一一月七日に 太政官権少書記官 翌一五年五月 もう一 吉田 更

会社理事委員選出、児玉郡内同社発起人の動向、保晃会加入 八八一(明治|四)年||月||三日 小泉寬則書状(老母死去、日本鉄道

173

児玉外二郡役所 (長谷川家一二七四)

小泉寛則

常置委員会二而御参県之由、 御含置可然御取計相願候、右得貴意度、 迄二加入之人名書抜回送候、 上御出京之上は、 内発起人之内こも、今日ニ至思想ヲ変ヘタル者も有之哉ニ相聞候次 以退社スル者有之哉ニ伝承候得共、 可然候、然ルニ該会社惣会之結局ヨリ種々議論相分レ、断乎主義ヲ 御迷惑不尠奉察候得共、自然人望之帰スル所、 会社役員撰挙之儀、 書拝呈後又々老母遠行之趣、 義ニ付邨田氏より照会有之候ニ付、 書拝啓、 甚遺憾困却之事ニ心痛候、 逐々寒威相募候処、 尚殊二其実況御報知相煩し候、 兼而想像ヲ以申上置候通理事委員御当撰之由 就而は県庁之所論及御意見相伺度、 如何ニも愁傷之極ニ御座候、 名簿当月下旬迄二同氏へ回付之積、 併素より制止難き事ト存居候、 尊台愈御清勝奉恭賀候、 未タ〆切以前ナルヲ以テ、 甚不可思議之事二有之候、 草々不備 是以不得已儀御引受 ○保晃会員名簿之 扨過日は愚 当郡 宜

十二月十三日 寛則

敬堂君 侍史御中

ある 画で保存資金の募集を行っていた(『森本和男氏 出されていたことがわかる。また、 置委員に就任している。 (解説) 「保晃会」は、 明治 「敬堂」は長谷川の号である 一四年から県会に常置委員会が設置され、 日光保存を目的とする会で、 併せて、この書状の直前に、 同社発起人の流動的な状況も伝える。 明治一三年一月から三年間の計 『文化財の社会史』二六三頁)。 日本鉄道会社理事委員に選 長谷川は議長とともに常

委員継続の依頼、会社募金、佐藤氏書状) (長谷川家二二六八174 |八八一(明治|四)年|二月二|日 稲村貫|郎書状(理事員当選の祝意、

175

も多忙二もセヨ、一月五六日間位ハ何人も私用ニ日子費シ可申候間 貴君ニも理事員御当撰之段奉祝候、 覧済ト存候、 出金候間、 依テ本日為持差上候間、 十五日出中邨氏よりノ書面ニ、 操合出来サルノ理有間敷存候間、 委員も御勤続之事ニ仕度 都合二御出勤相成候哉相心得度、 ·操合御出会奉希望候、 此程は御出県ヨリ続テ京地迄御出張、 是又御落掌可被下候、 同氏通信如ク、一月四五日頃ニ帰来候上ハ一会可仕、 右申上 御查入被下度、 〈明後年迄も、 会社募金拾五円 度 過日中邨氏とも略相談仕候得共 一期ハ御勤了と奉希望候、 ○佐藤氏より通信も浦和ニ於テ御 匆々頓首 〈襄中ハトモアレ〉右ハ如何ナル 是ハ後談譲ル〉、仮令会社ニ 八木原氏も通知候処、 之趣御苦労千万奉存候 〈百分二〉 徴収云々、 ○去ル 同様

二月廿一日 稲邨貫一郎拝

長谷川敬助様

あろう。 治一 中村が熊谷から出した一二月二二日付の手紙 年二月となる計算である 式に関するものであろう。 四年となる。 年 年代は、 二月の規約によると二年間、 冒頭にある長谷川の理事員当選が、 それに続く委員は七名社に関するものか。 (史料66)。 東京に出る中村に、 そのつぎの会社募金は、 継続されていれば一三年二月に三期 (史料175) その一五円を委託したのであろう。 日本鉄道会社であれば、 と一緒に保存されたので 七名社第二 日本鉄道会社の株 一期は、 <u>一</u> 五. 明 明

和調神社集会、長田健介願用、隣家普請)(長谷川家二二六九)着、牛肉進呈、米価下落、柴田忠明脱社、竹井懿貞の保護利子主張浦[一八八一(明治一四)年ヵ]二月二二日(中村孫兵衛書状(東京より帰

| 對 十二月廿二日夕克熊谷池平方中村孫兵衛」||東京神田区小柳町旅舎三河屋与右衛門様方止宿長谷川敬助様||東京神田区小柳町旅舎三河屋与右衛門様方止宿長谷川敬助様|

星野君参リ、 君ノ用願上候、矢坂氏へ十一月上旬相届ケ候金円ノ着否聞取願上候 如此議論ハ矢張○○ノハズレヨリ相関シ申候様存候、 和調神社集会等ヲ無滞済申候、 居候由、小林呉十郎ヨリ聞取申候、 換八円七八十銭位ノコトナリ、 別ニ熊谷ニテ買受不申、 貴館へ罷出異常ノ有無相伺候、毫も変ル義無之無事消光ノ由承リ候 レハ制限布告ハ五六十日間相過キ、 且牛肉一斤ハ筋違ニテ、 昨 ノ普請も稍出来申候 -夜拝別、 又熊谷竹井懿貞抔ハ保護利子ノ制限年期ヲ彼是レ申唱 折節道路泥濘ノ為、 *消印 「熊谷/武蔵・一二・二二」「東京/一四・一二・二三・ほ ロースヲ買受、弟ヨリ老大人へ進呈仕候間 ○米価ハ下落ノ様子ニテ、荒木上米九円計、 其上理事〇〇撰挙ノ金抔迄願上候、 又柴田忠明君も脱社届 昨夜七時頃熊谷へ着仕候、 右ハ甚タ誤見可有之候、 特ニ相定候ニハ無之、 外ニ長田健介 可差出候由 然ルニ浦 何トナ

本鉄道理事委員に選出されているので、 能性があり、 年代については、 村が東京の長谷川へ出している。 解 本文には年月日のいず 消印も 本書状と同封の稲村貫一郎書状 四」とも読めそうである。 れも無し、 これは、 東京滞在も矛盾しない。 本文の書出しと矛盾しないようである。 封筒書では一二月二 (史料174) 一四年一二月には長谷川は日 が、 一日に、 内容では、 明治 四年の可 中

は熊谷で米商か。また柴田忠明は三本村の学務委員、 る長田健介は、 小林呉十郎の兄で慶應義塾の永田健助であろう 脱社は七名社か。末尾にあ

176 谷で正月 |八八二(明治|五)年|月四日 石川弥一郎書状(長野より帰京、途中熊

(長谷川家一二八一)

「中山道熊谷駅在北﨑玉郡北河原村(韓蘭義書) 長谷川敬助様

東京麹品 区飯田町三丁目十七番地石川弥 *消印 「東京/一五・一・五・い」 郎郎 行田 /武蔵・北埼玉・一・六_

封 十五年一月四日夜

恭賀

石川弥一郎

之候ハヽ、 副啓、 有之候処、 樋口諸君へ宜敷御報道相願候 且顔ノ故人ニ対スルモ余リ快事ニモ無之義有之、旁拝趨之礼ヲ欠キ 在中参館モ可仕義ニハ候得共、歳末年始ニテ彼我繁忙之秋ニモ有之、 旧茅堂ニ於テ送旧迎新、 京被相達候ニ付、不取敢廿七日出立昼夜兼行ニテ廿九日払暁熊谷着、 頃迄ハ彼地滞在之事ニ相成候勢ニモ相成候処、去廿六日電報ニテ帰 伏而御寛貸相願候、 其後は意外御無音打過候、 幸ナル義ニ付先以テ御報知相願候、 帰期或ハ定リ或ハ然ラス、 本月中二御出京ニ相成候様ナル御都合モ有 一昨二日遂二出立、無恙帰京仕候、 実ハ帰期決定之上通信可仕心算ニ 種々変化有之、 稲邨・中村・石坂 或ハ猶三四月 熊谷滞

御報道迄、 月四日夜 書余期後便候、 草々頓首

> 沢花三郎と明治前期の地方政治」 明治八年八月二六日に入社した、上中条村の樋口善次郎であろう(松沢裕作氏 う文字はないが、 見知りの知人とは逢いたくない事情があったようである。 朝熊谷着、年末年始を実家で過ごし、 (解説) 年始を兼ねた帰京の報告である。一二月二七日に長野を発ち、二九日早 稲村、 中村、 石坂などの名前がある。 一七二頁)。 帰京したという。 樋口は、 「顔ノ故人」、 末尾では、 七名社発足後の すなわち顔 七名社とい

177 [|八八|(明治|五)年ヵ]||月五日 実況知リ度松本氏訪問紹介状 竹井懿貞書状(日本鉄道会社二付 (長谷川家一二三六)

「北河原邨長谷川敬助様(新篇表書)

熊谷竹井懿貞 松本三千三君ニ托ス」 侍史御中

処、幸ひ貴台理事委員御担当ニ付、事情拝承之為め参謁仕候義ニ付、 鉄道会社に関し少ク目的有之、該社之実況承知いたし度趣ニ御座候 今熊谷中学教員在勤、 陳ハ此松本三千三氏ハ、已ニ御承知も被為在候半歟、 奉賀新年、其後ハ久ク不得拝謁候処、 右得貴意度、 何卒御多忙中ニハ可有之候へ共、 草々如此候、 小生平素懇意二仕居候処、 頓首再行 可然御接待被成下度、 愈御静栄恐悦之至二奉存候 同氏之大人某日本 忍藩人ニて現 奉伏望候

一月五日 竹井懿貞

長谷川敬助様

翌一五年のものと推定する。ちょうど鉄道株の購入のことでさまざまな情報が流 年号は無いが、長谷川の日本鉄道会社理事委員就任が明治 四年末なので、

れていた。

178 |八八二(明治|五)年三月|五日 川島楳坪書状(白根県令死去)

(長谷川家一二五三)

先は取急キ御報迄如此御座候、 候得ども、 「神田小柳町三河屋与右衛門方川島楳坪 二相成候間、 拝啓仕候、 「□□□郡北河原村□谷川敬助殿 (封筒表書)(北埼玉) 陳は白根令公御義養生不被為叶、 来ル十八日午後一時と先ハ御見込も有之よし二御座候、 不取敢御報知申上候、尤も御葬式日限は未タ確定不仕 早々頓首 急事 三月十五日午前投函 本日午前第四時御逝去

三月十五日午後一時 長谷川賢兄 東京ニ而梅坪

(*同封別紙

御辞世詠歌

上野山花より花の奥ニ入りて 花の香りをしめて寝なハや

学務課二而 樋口 右は只今東京より帰りたる課員よりきゝ得たるまゝ申

候也

長谷川君

学務課職員の樋口利喜太郎であろう(『埼玉県職員録』)。 (解説)年代は、白根多助の死去で明治一五年である。 辞世の詠歌を送った樋口は

内 |八八二(明治|五)年三月|六日 吉田清英書状(白根県令死去会葬案

179

(長谷川家一二九七)

北埼玉郡北河原邨長谷川敬助殿 仕書 立 別仕立

三月十六日発

成度、 謹啓、 然御会葬相成候向も御坐候ハヽ、 中墓地へ埋葬之都合ニ有之候間、 誼も有之候ニ付及御訃報候、 京湯島梅園町二番地自宅ニおゐて死去いたし候、 草々不叙 白根県令義久々病気之処、 尤も右ハ郡長より兼而各議員へ及御報知候筈ニ有之候間、 葬式ハ来ル十八日正午十二時出棺、谷 養生不相叶昨十五日午前第四時 御差支も無御座候ハヽ、 御誘導被下度、 兄義ハ年来之御交 此段為御知旁申達 御会葬相 自 東

十五年三月十六日 吉田清英印

長谷川敬助様

県令白根多助が死去したとき、吉田は大書記官、 長谷川は県会議長であ

た。

180 死去葬儀通報 |八八二(明治|五)年三月|六日 北埼玉郡役所庶務掛通知(白根多助 (長谷川家一二五二)

「北庶第三百拾九号」

午十二時出棺、 県令白根多助殿議兼而病気之処、 候条、此段不取敢御心得迄二及御通報候也 湯嶋梅園町弐番地自宅ニ於テ死去被致候、 谷中墓地へ埋葬相成候旨本県庶務課長より通知有之 去ル十五日午前第四時東京本郷区 就而は葬式来ル十八日正

明 治十五年三月十六日 北河原村長谷川敬助殿 北埼玉郡役所庶務掛

印

追テ別封及逓送候也

(解説)現状は、川島楳坪書状(史料18)に同村

| 18 | 一八八二(明治|五)年四月二六日 | 川島楳坪書状(適当の人物公選)

(長谷川家一二七三)

今回も適当之人物公

撰相成、御同慶奉存候、右申上度草々頓首

只今松岡郡長より別紙之通申来候間入御覧候、

十五年四月廿六日 川島生

長谷川議長殿

追而、本書ハ御序ニ御返却被下度候也

半数改選に関するものか。(解説)松岡郡長は北埼玉郡長、「適当之人物公撰」とは時期的に見て県会議員の

振、五月二日大雹被害) (長谷川家一二八五)18 一八八二(明治一五)年五月二五日 鈴木庸行書状(鉄道株加入勧誘不

*消印「松山/武蔵・比企/五・二七|埼玉県北埼玉郡北河原邨長谷川敬助殿 親展」

「比企郡松山町鈴木庸行」 ^(穀商裏書)

料等下付方手配罷在候仕合、然レトモ右加入之義は不撓勧誘致し居桑茶等皆損或ハ七八分通り損害ニ而、其惨状不忍見次第、目下種穀十一日之天災降雹ニ而比企郡中八拾ヶ村余右之災ニ罹り、苗代麦作越され了承、兼而県庁よりモ通達有之候ニ付部内勧誘中之処、去越特別、時下愈御清穆奉賀候、陳は鉄道株加入之義ニ付縷々御申

貴答迄、他は後雁二譲り、匆々頓首 豊答迄、他は後雁二譲り、匆々頓首 大部十一次第二付、有栖川宮始皇族方御加入之趣尋ね、鍬入利益等之処懇論 大部立と謂りへキ歟、なれと郡内而已加入之者無之と申モ遺憾之 が第二付、有栖川宮始皇族方御加入之趣尋ね、鍬入利益等之処懇論 が第二付、有栖川宮始皇族方御加入之趣尋ね、鍬入利益等之処懇論 が第二付、発起株之者脱社二而都合甚悪敷処、今般之雹災郡内二而は 候得共、発起株之者脱社二而都合甚悪敷処、今般之雹災郡内二而は

五月廿五日 鈴木庸行

長谷川敬助様 机下

追而、時下折角御保嗇専一奉祈候、今村エも御伝語申通しに

編埼玉県史』自然編、一八六頁)、日本鉄道株の勧誘とも矛盾しない。(解説)年代は、明治一五年五月一一日に川越地方で大雹があったことによる(『新

報告、鉄道株募集状況、長谷川の県会議員辞職)183 一八八二(明治1五)年五月二八日 小泉寛則書状(日本鉄道会社状況

(長谷川家一二四九・一二五〇)

日本鉄道会社理事委員 埼玉県北埼玉郡北河原邨

長谷川敬助殿親展」

消印「本庄/武蔵・児玉・五・二八」

「埼玉県児玉賀美那珂郡長小泉寛則」

運、殊ニ株主ニは有栖川始メ皇族一同加入申込候等之上景気、且又閉場後、直ニ御上京鉄道会社へ御出勤之処、該事業諸般好都合ニ相会ニ而暫く御出県、不相変管下ノ為メ御尽力之段奉謝候、議事完結芳墨謹読仕候、時下梅雨之候愈御清穆奉恭賀候、陳は過般は通常県

理由、 間 御詳知発起人退社ノ影響ニ而何分充分之点ニ参ル間敷被相考候、 満家へは、 集方之義ニ付而は、 井上鉄道局長も民立ノ皮切、 此際養蚕繁忙金融必迫之時季、 夫故部内之処も彼ノ貴社広告一葉ツヽ各町邨ニ配布而已致置候得 兎角自由主義歟放擲主義歟、本県ノ意見各郡長任カセ之精神ニ有之、 此程迄加入申込候者壱人モ無之場合、 殊二今回縷々御報道之趣も有之候義故、昨今見込之町邨又ハ金 左様御含置相願度候、 一応説示勧奨相始メ申候、 近時ノ実況巨細御内報被成下、委曲敬承仕候、 自由主義ヲ以目下事業之景況、 本県勧業課より一応照会も有之候得共、 書外譲後信猶景況可申上候、 国家ノ為メ畢生ノ力ヲ尽ス可キ明言其 彼是以御郡等之割ニは到底無覚束候 多少平株出来可申存込候得共、 小生胸中ニは甚遺憾ニ有 平株加入之増加スル等ノ 草々拝復 如仰平株募 此度ハ 将 如

五月廿八日 寛則拝

長谷川敬助様

時候兎角不順、 為国家御自愛専一奉祈候

別啓、 名は結構ナル撰定ニテ、 クモ裏返シ、否ナ御保養ノ為ノ御来遊相待居候 邨君ニは御出会候ハヽ、宜布御伝声相願候、又謹申ス、 実主義否ナ我党ノ権力ヲ維持貫徹センコトヲ、如御評説常置委員三 深察申上候以上は、 メ亦弟等ニ於ては甚遺憾失望之極ニ有之候得共、貴兄近時之御都合 議員再撰御辞撰相成候義は、 不得已義ニ奉存候、 福田・中邨氏等骨折之事ニ御座候、 疾ニ拝承罷有候、管下人民ノ為 何卒中村君此際大奮発、 御操合セ置 其内中

として整理されているが、 文書館の目録では、 ここでは一括収録した。長谷川は、 本文は長谷川家一二五〇、 別啓が長谷川家一二四九 明治一 四年から県

> の常置委員の選任などにも言及している いたが、児玉郡は予定通りいっていない状況が報じられている。別啓では、県会 鉄道会社理事委員を勤めていた。理事委員として、 会議長であったが、 この書状は明治一五年である。 明治一五年の議会終了後、五月八日に議員を辞職しているの 議員辞職前から、 株式申し込みの促進を図って 封筒表書にあるように日本

建設金へ宮内省より賜金 |八八二(明治|五)年六月二日 埼玉県通知(故白根埼玉県令紀年碑 (長谷川家一二四七-二)

184

下北埼玉郡北河原村三十七番地 長谷川敬助殿

*消印「浦和/武蔵・北足立・六・三」

紀年碑発起人

下附候条、此旨相達候事 故白根埼玉県令紀年碑建設候趣殊勝之事ニ付、 成度段曩ニ宮内省へ上申候処、 今般別紙之通下賜相成候二付該費 右費額, ノ内へ賜金相

明治十五年六月一日 埼玉県令吉田清英

別紙写

故埼玉県令白根多助儀多年奉職治蹟不尠、 今般紀念碑建設之趣被

埼玉県

聞食金百円下賜候事 右之通昨一日御達相成候間、 明治十五年五月卅一日 明 治十五年六月二日 紀年碑発起人惣代 宮内省 此段及御報道候也

本文は印刷である (解説) 長谷川家一二 四七 (史料185 に同封。 但し、 目録には掲載されず。

币 史 科 集 185

常置員会議事、吉田県令に拝謁、入間比企郡の雹災、日本鉄道株勧誘)診察、妹菊、吉田市十郎の備荒貯蓄金、吉田二郎の中央銀行論、県会一八八二(明治一五)年六月三日(中村孫兵衛書状(東京大学医学部

長谷川家一二四七 - 一

「封 浦和大浦屋長造中村孫兵衛」 *消印「浦和/武蔵・北足(射筒裏書) 「北埼玉郡行田町北河原邨長谷川敬助様 親展」

好都合二御坐候 星野ト同居、 井上ハ繁多ノ身柄故、 又ハ池田・ 東京用事、 日々ノ療治配剤等ヲ見習セルマデナリ、旁々以お菊モ当時就学中 ニアラザレハ、昨二日井上達也へ弟子入ヲ致申候、此弟子タル迚モ サルニヨリ早速全快可致トノコト、又お菊ハ井上達也ニ診察相願候 大丈夫全快可致趣キ答レ候、殊ニ星野も自分病気中ナガラ左迄 浦和大浦屋長造中村孫兵衛 高木等ノ診察ヲ乞トノコト、 星野氏モ大野・坪井両先生ノ添書ヲ以医学部ノ洋人教師 日々通テ療治ヲ乞申候、 手ヲ以テ教授ハ不致、 *消印「浦和/武蔵・北足立・六・三」 往復共星のト同道ニテ、 同人病気モ未夕充分増長セ 唯々束脩金拾円ヲ承リ 至テ

こも可相成トノ考案ヨリ 拙者
モ群馬埼玉両県へ預置
キ候凶荒備金ヲ下ケ、 吉田市十郎ニ面会、 行模様聞 吉田二郎ニ面会ニ、同人ハ吉田清成中央銀行頭取ト知己ナレ 又福島県会ハ三島出京ノ上、 国家ニ利益アル者ハ之ヲ保護スル見込ノ由 其利子ハ学校ナリ道路ナリ、凡テ人民ノ為ニ用ヒタキ趣 ハ直輸出品保護ノ為ニ止マリ候故、 右設立ノ上ハ各銀行へ低利ノ金ヲ貸下、 同人曰ク、飯塚氏サイ鉄道へ加入スル位ナレバ、 中央銀行ヲ設ケルト様子ナリ、 夫々協議之上、 再議ノコトニ相成候由 今回 兼而設ケアル横浜 其金ハ悉皆会社 ハ内国殖産 又ハ工業 常置委員 ア保護

- 1 | 福田ハ未タ不着、目下ノ下附ノ案ハ五六ノ流用其他学校・郡

合ナリ リ二三愚論出テ候得共、 是モ可決致スベク、 巻村地内ニテ千円計、児玉郡ニテ六百円計ノ普請目論見ヲ出し申候、 スルニ付、 シキニヨリ、 中貴村ノ有様ニ似タル次第ナリ、○次ニ入間・比企郡等之雹災ノ甚 流行病予防費、 其他土木費ハ兼テ諮問ヲ受タル堤防費二千円計余リガ出来、 「チップス」病蔓延ニ付三百円計ヲ要スルトノコトニテ、 公債証書ヲ可買金円ヲ流用之上、之ニ充テル訳ナリ、 儲高金ヨリ種苗料其他ヲ補助貸与ニ付、 是レ 凡テ委員会ハ穏当ノ結菓ト存候、 ハ榛沢郡桜沢村、 消滅ノ姿、 誠ニ兼テノ考通リ余程面白キ場 入間 野 大谷木・的場村等ニ、 三千円計ヲ要 例ノ先生達ヨ 恰モ昨年

談可仕候

『中・小泉ノ両人も出席トノコト故、彼ノ鉄道之義充分申罷在候、間中・小泉ノ両人も出席トノコト故、彼ノ鉄道之義充分申川県ハ、コレラ盛ンノ趣キ、此ノ影響当県下へ及フヘキヤ甚タ心痛三議目アルトノコト、随分議論可有之候、目下新聞ニモ見へ候神奈地方衛生会 大野氏其他モ出席ノ由ニテ、六日ヨリ開会、本会ニハ地方衛生会 大野氏其他モ出席ノ由ニテ、六日ヨリ開会、本会ニハ

此義貴兄へ伝言セヨトノコトナリ○吉田県令ニ拝謁、令公ニハ不相変自由の流ヲ嫌ヒ、我党ノ着実主の言田県令ニ拝謁、令公ニハ不相変自由の流ヲ嫌ヒ、我党ノ着実主○吉田県令ニ拝謁、令公ニハ不相変自由の流ヲ嫌ヒ、我党ノ着実主

気ト存候、何トナレハ会社ハ左迄加入金ヲ望マサルモ、白川迄ハ充ナリ、乍去同人ハ左迄ニ勧誘ヲ致サズ、各郡長へ書面デモ差出位ノ○山中ニ面会、同氏ニハ御依託ノ義縷々申述候処、委細承知ノ趣キ○笹田氏面会、同氏ニハ別論無之、啻世間話ヲ致シ帰宅仕候

宮老ハ断シテ加入スルトノコトナリ 甚タ宜カラサル次第ニテ、「是レ等ヲ」先ツ差入為致度趣キナリ ドウモ書以事ハ尽ザレハ弁明シテ承服致サセルトノコトナリ、 も墓参二来ル故、 之氏加入云々義ニ付而ハ至急手配可致旨ニテ、殊ニ長官ヨリも募集 同氏ノ曰ク、本県官吏・郡長等も自分ガ加入セズシテ人ヲ誘導スル、 ニ相成タル趣キ、 宮老ニ面会、 方之注意可致トノコトモ有之ニ付、充分手配可致旨答ヒ有之候 ヨリ余計ハ無覚束存、 分出来可申抔○又金融閉塞○又民間農忙○入間・比企ノ雹災等、 焼兼ネ可申トノコト、 同氏曰、 且葛飾ノ親類へハ本月五日実家ニ供養有之、 小生も出掛充分口上ヲ以説諭加入可為致旨ナリ、 工事ハ已ニ着手相成、 凡テ勉強不致様見受申候、○吉沢氏ハ源田守 又曰、 本県内ニテ平株ハ頂上千株、 川口ノ堤塘モ切割コト 即五万位 何れ 種 々

置委員モ居レバ極好機会ト存候、 此際貴兄御出張、 自分デ入モセズニ人ヲ入ル、抔ハ、不体裁千万トノ語モ有之ニ付、 右ニテ大略用済、 余ハ後報ニ認度、尤モ宮老ノ説ニ県官・郡長等ガ 県官ヲ御督責ハ如何、 是レハ小生ヨリ建議仕候也 幸間中・小泉等も出県、

五月三日認メ

六月 明治一五年の記事として妥当である。月日については、五月三日と読めるが、 シリと書込む。文中の入間・比企郡の雹災は、明治一五年五月一一日のものと推 整理番号が付いていないので、子番号で処理した。料紙は原稿用紙に毛筆でビッ の書き誤りか 日の雹災に言及していることと矛盾する。 現状では、 書状中の中央銀行(日本銀行) 葉書二枚が同封されているが、 の設立、 消印が六月三日と読めるので、 内容的な関連はないであろう。 神奈川県のコレラ流行なども、 五

内容は大変多岐にわたる。 最初は東京大学医学部のことである。 埼玉県立医学

うのは。

勧業課長の山中福永であろう。末尾近くの「宮老」は、

租税課長兼出納

長谷川の委託をうけた日本鉄道株の勧誘状況である。

吉田県令以下、

そうした状況の中で、 県上層部の動向を述べ

長

特に詳細なのは、

谷川に県政の動向を報告したものである。

の事項を審議した。議長は加藤政之助である。以下は、

となる(長島二三子氏 星野氏は未詳、中村身辺の医者志望者か。お菊は、 どはそうした医学生か。また、医学校校長坪井為春は、 東京大学医学部へ転校した(『埼玉県教育史』第三巻、 校は明治一二年の県会で、中村らの主張により予算を否決、閉校となり在学生は たち』)。井上達也も埼玉医学校からの転学生の可能性がある 大野氏は、のちに医学校長となる大野秋香か(埼玉県行政文書 明五○九三‐五)。 「歌人医師 中村喜久の生涯」『熊谷ゆかりの女性先覚者 中村孫兵衛の妹、 県立病院長になっていた。 四八九頁)。 池田、 のちに医者

玉県議会史』 長谷川敬助は勇退し、 己であった。『吉田清成関係文書』には、 出身で欧米に滞在、 記官になっている(国立公文書館・公○三四○五一○○添付の履歴書)。 勤めていたことがある。 吉田からの情報であろう。吉田は、かつて五代友厚の依頼で福島県の半田銀山 令と対立した県会が、議案をすべて否決した事件関連であるが、文脈からすれば の担当者が調査に上京、その直後に当たる(松沢裕作氏「「奇特之者」から官僚へ」 ぐるものである。群馬県の方針に異議を申し立てた吉田に対し、五月二八日に県 間に祖父市右衛門が幕府へ差出した一万両の利金で備蓄した、 『近代移行期の地域・国家』四四○~四四四頁)。つぎの福島県会云々は、 明治一五年五月八日に通常県会は終了し、翌九日に役員選挙があった。 万博に行き、帰国後は大蔵省や外務省で活躍した。 内務省に出仕していた吉田市十郎である。 第一巻、 帰国後大蔵省へ出仕、 中村孫兵衛が副議長、 四三七頁)。 吉田二郎は、 常置委員は五名、 四方寺村の吉田六左衛門家の養子となりパ 吉田二郎の書状も多数収録されている。 中央銀行論で有名な吉田清成はその知 常置委員、衛生委員に当選した この年四月には、 県令の諮問を受けて、 凶荒備金の問題は、 籾などの処分をめ 。議長の 薩摩藩 天保年 『埼

IJ

課長の宮内公美であろうか

状況、反政府感情から退社の動向、中村と稲村から有志団結の勧誘)18 一八八二(明治一五)年六月七日 根岸武香書状(日本鉄道会社株勧誘

(長谷川家一二五五)

「埼玉県武蔵国大里郡胄山村 根岸武香」 」「北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様 親展

致シ 辺ハ退社連中兎角鉄道会社は政府ノ保護ヲ受ル所ノ会社故面白 所へ株数届申候、比企郡ノ分本社へ直二送候心得二御坐候、 導いたし、此節近辺ニ而平株百弐十株出来、大里郡ノ分ハ昨日郡役 陳は日本鉄道会社追日盛大ニ趣候、 セシナレハ、平民ハ株主ニナルニ不及ナド、 会社瓦解スルナルベシ」「該会社ハ華族ノ金ヲ引出ス為ニ政府設置 却可然ニ存候〉、或ハ十年ノ後ニ至レハ、政府八分ノ利ヲ出サヌ故、 カラズ、〈民権説ナルカ〉〈政府ノ保護ヲ受ルガイヤナラバ田畑屋敷ハ売 而御存之通、県庁及公衆へ対し退社候も信ヲ失候様心得、 朶雲拝誦仕候、 「六月七日 ^(封筒裏書) 〈実ハ欲張主義カモ知レマセ〉 日々欝々敷御天気御同困奉存候、 居残故、 懇二被仰聞奉多謝候、 夫々中間ヲこしらい度誘 出鱈目説ニ而内々煽動 *消印 益御安寧奉恐賀候 熊谷/武蔵・六・八 依然入社 小生も予 熊谷

右御貴酬まて、頓首至極宜敷事と奉存候得共、迂生もいまた考中、何分決心致兼居候、吐程中村・稲村両君より有志団結ノ事被仰聞、方今各党団結之際、

株此程申込書熊谷郡役所へ差出申候、

郡役所・発起株主

へ頒布致候てハ如何

鉄道会社ニテモ雑誌様

ノもの

小生誘導仕候中、

致シ様子ニ而、

余り入社も無之由ニ御坐候、

長谷川君坐下 根岸武香

再伸、乍末毫中村君・小林君・稲村君へ宜敷御致声可被下候也

話会のことか。 末尾にある中村・稲村から「有志団結」のこととあるのは、一二月に実現する談ていたが、反政府色を強める「民権派」自由党系株主に退社の動きが出ていた。明治一四年一二月に日本鉄道会社理事委員になっている。郡単位に株主を勧誘し(解説)史料18と同封。日本鉄道会社株式の勧誘で明治一五年と推定。長谷川は、

鉄道会社退社慰留) (長谷川家二五四)18 [一八八二(明治一五)年六月八日ヵ] 某(松岡半六)書状(掘越寛介日本

「北河原邨長谷川敬助様」乞親剪」

遣候節、 底之二応セス、故ニ不得止、楊州曰ク、 奉啓、 尤ノコトナリト、 主ノ第一回払込前ナレハ、不少其影響ヲ及ホシ、 セントスルノ際、足下カ脱社スルトキハ、募株ハ勿論、曽テ発起株 多ニテ迚モ今之組織ニテハ純益ハ甚タ尠ナシ云々ノ外、侘ニ言論ナ 出候事と存候、其訳ハ同人口実トスル所、他ナシ、鉄道会社、 之趣了承、因之同人退社之原由ヲ推考スルニ、只利己之算盤上より 故ニ退社ノコトハ今暫ク黙々ニ付オルヘシト、 モ有之所、右ハいまだ決而退社状等差出不申、 キ由ニ御坐候、 昨七日付を以、 退社之精神ヲ抑留セシ為、 将タ又既ニ会頭ニ向フテ脱社状差出タルヤ否ノ御問 之ヲ諾ス、 掘越寬介鉄道会社退社之事二付、 如此次第二付、 掘越父子へ縷々懇談スルモ、 然ラハ目今平株募集ニ降手 掘越ガ退社之事ハ未タ 其訳ハ過日楊洲ヲ差 掘越父子曰ク、 ・甚タ困ルコトナリ 縷々御 聞

リテ、 来利潤少キ時ハ八朱マテノ保護アルナリ、夫ヨリ先キハ儲モノト只 他ニしル人少ナシ、 ケニテ郡吏ト農区委員ト出し、 抔デハ捗取不申候ニ付、 候如ク、一応書状ヲ以照会致置候得共、 思想変換セル一段ニ至ルヘクト愚存ス、本社平株の募方も過日申進 カラ、今更脱社トハ甚タ男子ノ恥ル所ニ無之哉、夫ダカラ貴下御出 本県下ノ発起人ヲ浦和ニ会同セし等、逐一会社ノ成立モ心得アリナ 会ニモ出頭し、 言ハ、何レノ点ニ付テ述ルカー向相分不申、殊ニ昨年中ハ会社之総 入シタルモノナルヘシ、然ルヲ今ニ至リ、 利子抔ノ事ニ頓着セス、 ハ素ヨリ、利子二割ノ金ヲ貸ス積リテ入社シタ訳テハアルマジ、元 感覚を起し、 テ、目今会社ノ状況及ヒ将来ノ目的等縷々御談示相成候ハヽ、 ナリ、先ソコ迄ハヤツテミル方と存候、 ニ向フテ抑留談判十分ニ尽シ、 ス、其訳ハ、今時退社抔言出ス人コソ他ノ笑ハ免ルマジ、故ニ其人 令此事ノ尽力空フナルモ、 此際談判スルモ無功ニ属セし時ハ云々ノ御意見ニ候得共、 利益相当ニアルノ見込抔面話セシナラ、 此事御了承可被下候 思想ヲ変ル事モ可有之と相信候、其故ハ会社純益云々 貴下ニモ充分御説法被下度候、 其上総代人ヲ設クルカヨイトカ何ントカ論シ出し、 因而小生も尚便法を以、 日本国民ニ便益ヲ与フルノ義務ノ精神ニ加 本日農区委員ヲ会し、談判之上、 決而他の笑を招ク様之儀有之間敷ト愚考 ソコデ徹頭徹尾氷解セザレバ夫マテ 是ハト観る所ハ洩サス勧奨スル手続 最早余日も無之、 因テ閣下御自身御出向アリ 利益ガ少カルベシ抔トノ 情々抑留之談判ニ及フ 然ルニ貴下又御考ア 大二面目ヲ顧ミ、 書状往復 所々手分 仮

ので明治 一五年と推定され、 186 と同封、 料紙は罫紙 同年六月七日付の根岸武香書状 三枚。 日本鉄道会社株の購入に関する内容な (史料186) <u>ح</u> 緒に

> 投稿している民権家でもある(『埼玉自由民権運動史料』)。 編埼玉県史』資料編19)。楊洲は、 なる人物は、北埼玉郡役所吏員の古橋楊洲であろう るか議論をしている。 越寬介が、日本鉄道会社の株主から撤退しようとしているのをどうやって慰留す ている。 あるので六月、さらに本文の書き出しに「昨七日附」とあるので八日、 五年六月八日付と推定される。差出人は、文書館の目録では根岸武香書状となっ 一五年六月当時の北埼玉郡長である松岡半六の書状と推定される。 包紙表上書にある長谷川敬助であろう。 しかし、 書体も文体も異なる。 手紙の筆者が掘越寛介を説得するために派遣した 明治八年一一月、 書状の内容は、 (明治一二年埼玉県職員録 一二月に「東京曙新聞 本川俣村 以上のことから、 (羽生市) 宛先もない 則ち明 「楊洲」 新 眀 に 治

清助の事) |八八二(明治|五)年六月二九日 中村孫兵衛書状(那須原野へ出立 長谷川家一二八〇

188

治

「東京神田区小柳町旅舎三河屋与右衛門様方 *消印 「東京/一五・六・三〇・二」 長谷川敬助様親展

熊谷宿 ヘ平方中村孫兵衛 十五年六月廿九日

消印 「熊谷/武蔵・六・二九・午後

君二御逢致被申候ハ、宜敷 尚 々、 徳永君途中御差出ノ状拝読仕、 放願上候 誠二御 心痛之段奉察候、 同

二付、 バ来月一日」大田原郵便局留置キニテ御発状願上候、 事御坐候ハヽ、 異常無之候ハ、御発信御断リ申候、 遅クモ二日ニハ到着致候様仕度、 過般御拝別以来農事二奔走致居、 明三十日那須原野へ罷出候間、 久山 宿印南丈作方大田原宿中村孫兵衛宛サスレ 右之如キ五月蝿手紙之出シ方 京地近況、 次ニ清助事、 漸ク昨日田植 又ハ矢板辺へ御用 相仕 東海道ノ 尤モ来月 申 一日 候様

になる。

的タル段々ノ口陣ニヨレバ、熊谷在原島村ノ土方職ニテ、当時 郎ノ弟子奴等ヨリ承リ、 右考案ノ出デ候ハ、 近傍ニテ相応ナル親方ノ由、 方社会ハ無筆算ノ処ヨリ、 御村方ノ庄五郎親方、 至極良イ事ト思込ンタル由、 貴方抔ハあげ膳すい膳で大切ニ取扱レル 一是レヲ便リ帳面付デモ致ス心得トノ事 右之如キ考ヲ起シタルナリ、 又ハ近所林之助ト申庄五 是レハ畢竟士 静

ン、然ルヲ彼ノガイン社会へ飛入、丁度ノ食事も無覚束、 ト一般ニテ、恰モ長谷川ノ老人ガ大日本鉄道会社ヲ管下スト何ソ択ト言フテモ損得上ノコトニ充テル芸デハナシ、当時ノ筆算ハ小児輩 大切ニ取扱ハレ候共知レタ者、 テ愚母抔も歎息仕、 縦ニサワカサレヲ真向キニ受、 如何ニセン土方トハ卑賤ノコト、良し前陳之通 況ヤ清助ガ如キ健忘症ニテハ、 筆算

出ハ良ニもセヨ、 御帰ノ上今一応当人へ御命諭被下、 貴兄帰館迄ハ蟄居トノ厳命ヲ下ス方可然と存候、其義ニ取計申候間 罷在候義二付、 今夕愚父へ上奏〈先日ノ儘未タ親父へ告け不申〉断然 学校病院等ノ小遣位ニ用ヒ場ハ有之間敷哉抔心痛 他二良へ稼キ場ヲ考付候カ

ト交際致候上ハ、此末迚裸体連ニ操込マレルコトモアラン、兎角他

段貴兄様へ生ヨリ願ノ文句ナリ)又ハ百里外ニテ彼ノ人物ノ事実承 彼ノ地差遣テワ如何ト、 知之上、他人振ニテ取扱呉候人ハ有之間敷哉、若シ京地ノ御考ニテ 御見込も相立候ハヽ、 何れ ヘナリ御周旋願

六月廿九日発 中村孫兵衛 此段偏 二願上候、

上愚父トモ御相談願度、

早々

兎角帰宅之上御来臨又ハ愚兄御呼寄之上カ、

長谷川様

原で埼玉開墾社を創設し開墾事業をしていた。以下、 年代は封筒裏書による。 中村孫兵衛は明治一三年から栃木県那須郡那須 長々と孫兵衛の兄清助の話

189 |八八||(明治|五)年||〇月|日 七名社預ケ書目

預ケ書目

会議便法

交際論

分権論 西洋穴探

明治八年地方官会議日誌

殊二彼等

献策新篇 分第 集第

続公会演説法

演説一班

仏国収税論 斯辺撤氏代議政 体論

本朝民鑑

坤壱

弐 六

壱 壱 壱 壱

近世日本外史

近世事情

五ヨリ十三迄九冊

続近世日本外史

乃至ハ御枉駕之

経済小学 英国法律全書

農家短

農工商経済論

古今紀要

四弐三弐五

一、英国商法 三 二、治罪法備考上編 六 二、治罪法備考上編 六 三

、仏国商工法鑑

四壱壱

司法職制法

、弥児経済論、英国議院章程

輿地誌略

一、西洋品行論

弐 弐 四 三

、仏国史略

明治十五年十月一日 社員 中村孫兵衛右差向キ御預ケ申度、猶追々持参可仕候、以上

幹事御中

外二

一、国法汎論

政体論

日本政党銘々伝

冊

小本二冊

代日本における討論の史的研究に関する予備的考察」『ことば・文化・コミュニケー大島貞益と掘越愛国の翻訳で、討論の方法や心得を紹介した書物(諸岡淳也外「近書上げられている。最初の『会議便法』は、明治七年一二月刊、外務省翻訳局の(解説)書名と冊数だけの簡単な記述であるが、七名社が主要目的とした翻訳書

追加分とみられなくもない。この史料は第二期七名社の期限である明治一三年三 うに一冊づつ丹念に検討していくことが必要であろう。 刊である。『分権論』 名社や共同会とも関係の深い加藤政之助の訳書で、 ション』第三号、二〇一一年)と同一のものと推測される。第二期七名社社約第 いう文言からすれば、これで総てではないようである。ただ、冒頭から宛名の「七 二九条の討論順序との比較検討も必要となろう。一つおいて『西洋穴探』は、 月以降も存続していたことを伝える史料である。 名社幹事御中」までは青い墨で書かれ、「外ニ」以下は墨書なので、この三冊が は、 明治一〇年一一月、福澤諭吉著・刊であろう。このよ 明治一三年、 末尾の 「猶追々持参」と 慶應義塾出版社 七

190 |八八二(明治|五) 年二月二〇日 小幡篤次郎書状(談話会出席)

(県史CH中村家二九)

武州熊谷駅本町竹井澹如様親収(小幡篤次郎)

*消印「熊谷/武蔵・大里・一一・二一」

或ハ罷出候事相叶難候ニ付、 申訳無之候、福沢へも申談候処、 川弥一郎君へは一昨日同様申置候ニ付、 来月三日(前夜到着) 小生ニ罷出候様御話し、早速取極貴下迄御報可申上之処、 時下秋冷益御清和被成御起居奉恭賀候、 存候得共 . 封 「東京南鍋町弐丁目十二番地交詢社本局」 前記三君へ宜御報道被成下度候、 錦地ニて御催し之談話会御開き之日、 御盛会二陪候様可仕、 小生義他ニ演説ニ慣候もの同伴、必す 罷出度とハ申居候得共、 或 陳は過日長谷川・ ハ既ニ報知ありしやと被 余は拝眉之日ニ相残候 此段御報知申上候、石 大二延引 何分多用 福沢或ハ 中村

十一月廿日 小幡篤次郎

長谷川敬助、 は「起学会」という名称も使用されたようである。この書状に拠ると、談話会は、 発したことが報じられている(『埼玉自由民権運動史料』三二五頁)。この段階で 年一二月二日に長谷川敬助の発意による起学会に、福沢の代理で小幡篤次郎が出 に竹井澹如が居るような形で準備されたようにみえる。 会則草案では明治一六年一月の発会とあるが、「自由新聞」の雑報欄には、 篤次郎が代理で来ることを報じたものである。 (解説) 談話会の発会に際し、 中村孫兵衛、 根岸武香が中心となり、石川弥一 交詢社へ福沢諭吉の講演を依頼したが、結局、 宛先は竹井澹如である。談話会は 郎も加わり、 <u>一</u> 五. 小幡

191 |八八二(明治|五)年[|二月ヵ] 談話会々則草案

(長谷川家一六二七)

「談話会会則草案」

談話会々則草案

近里ノ人ニ於テスヘク、 親睦スルヲヤ、 理ニ由ラサルハ莫シ、故ニ他日為ス有ラント欲スル者ハ、 諺ニ云フ、三人相合ヒハ文殊ノ智慧ヲ成スト、況ンヤ数十百人盍簪 セント欲ス、本源ヲ養成スルノ方、蓋シ盍簪相益シ読書精ヲ研クニ 源ヲ養ハサルヘカラサルナリ、我輩茲ニ同志ト謀リ所謂本源ヲ養成 不易ノ通理ナリ、 本立ツテ而シテ後チニ末治リ、源深フシテ後チニ流溢ル、是レ千載 夫レ人ノ智識ハ交通談論ノ間ニ開発スルモノ多キニ居ル俚 其益タル知ルヘキノミ、然レトモ盍簪交通ハ今人ト 熟古今ノ事蹟ヲ視事業ノ成敗ヲ察スルニ、 古人ト遠隔ノ人ニ於テスへカラス、 先ツ其本 是レ読

> スル所少カラスト信ス、因テ会則ヲ作リ有志ノ君子ニ謀ルト云爾 疑ヲ質シ事ヲ問ハント欲ス、 鴻儒ノミ、故ニ別紙会則ノ方法ニヨリ、 之ヲ照ラス秦鏡ノ如ク、之ヲ断スル利刀ノ如キモノハ、只夫レ碩学 書セサルヘカラサル所以ナリ、 相親シミ相磨カキ、学識ニ富ミ経験ニ豊カナルノ名士ヲ聘シ、以テ ノアリ、疑フヘキモノアリ、正シキモノアリ、邪マナルモノアリ、 本ヲ立テ源ヲ深フスルノ方ニ於テ裨補 書ヲ読ム易カラス、書ニ信スヘキモ 盍簪麗沢ノ方ヲ立テ、以テ

第一条

本会ノ目的ハ会員タル者親睦ヲ厚フシ知識ヲ求ムルニ在リ

第二条

本会ハ談話会ト名ツク

第三条 結約期

続スルト否トヲ決スルハ、 本会結約ノ期ハ明治十六年一月ニ起リ其十二月こ 末会ニ於テ特別会員ノ投票ヲ以テス ニ終ル、 但満期後継

第四条

第一節 期限ニ同シ 特別会員ノ投票ヲ以テ常置幹事三名ヲ公撰ス、 其任期は 結約

第二節 ヲ置ク、 各地方部二其地方部内特別会員ノ公撰ヲ以テ幹事三名以上 其任期前ニ同シ

第四節 第三節 常置幹事ハ常ニ本会ノ事務ヲ総理ス 幹事ハ常ニ其部内ノ事務ヲ処弁シ、

毎会其部内会員ノ参否

処弁ス ニ関セス、 及ヒ其部内ニ会合ヲ開キタルトキ常置幹事ト共ニ事務ヲ 其募金ヲ支出シ、 会合ノ節其部内会員ノ進退ヲ本会ニ

第五節 第五条 役員ハ総テ俸給無シ

金一円ヲ出シ、普通会員ハ金二十銭ヲ出スモノトス第一節(会員ヲ分チテ特別・普通ノ二種トシ、特別会員ハ毎会会費

退会セサル内ハ不参セリトモ会費ヲ出スモノトス但特別会員ハ身分変換アルモ結約中ハ会費ヲ出シ、普通会員ハ

完二節 会員ノ入会ハ幹事二名以上ノ推薦ニ拠ルヘシ

バハン 第三節 普通会員ノ特別会員タラント欲スルモノハ其部幹事ニ申込

第四節 会員ハ友人二名以下ヲ同伴スルヲ得

ダイノ タオ ノエノロ

スヘシ第一節 会場ハ当分左ノ如ク定ム、但シ会員ノ増加ニ随ヒ之ヲ増加

熊谷 深谷 本庄 行田 柘山

事及幹事ニ於テ毎会次会ノ期日ヲ定メ之ヲ報告ス第二節。会期ハ二月四月六月八月十月十二月トス、其期日ハ常置幹

ノ分ヲ会員ニ報告セシム第三節 常置幹事ハ金員ノ出納ヲ明ニシ、担当幹事ヲシテ毎会前会

二十円ヲ呈スベシ 第四節 会日ニハ学士ヲ聘スベシ、但報酬トシテ当分一会ニ付キ金

ヲ受クルヲ得 第五節 会員ハ学士ニ就テ疑義ヲ質シ、又ハ所見ヲ吐露シテ其批判

第七条 会則改正

此ノ会則ハ特別会員ノ三分ノ二以上ノ同意ニ依リ之ヲ変更スルヲ得

動」)。第一回の年月日は、長谷川家一三○四「第一回談話会議出納帳」によるも会員姓名表は翌六年二月の成立とされる(長島二三子氏「熊谷地方の自由民権運(解説)談話会の第一回会合は、明治一五年一二月三日に熊谷で開催され、会則と

布施田、 などから、長谷川敬助を中心に七名社員が企画した会と思われる 惣次郎がおり、第三回の警察への届出を会主として中村孫兵衛が行っていること されていること、第一回の会計を石坂金一郎がまとめ、 員だけの内輪の懇親会といえる。会長の規定はないが、会計帳簿が長谷川家に残 を支出している熊谷寺であろう。当日は学士六人で、総人数は二五人とある。会 たようで、同年一二月九日に第四回が熊谷で開かれている。会場は、 交詢社から二名の学士が来ていることがわかる。六・八・一○月は開催されなかっ れた領収書などから、同年四月一六日に行田で開催、史料15の警察への届出で 名の報酬二五円を支出する。第三回の出納簿はないが、談話会書類編冊に綴じら の開催は前記の通りであるが、学士の報酬二〇円を支出、熊谷委員は石坂、 かる(長谷川家一三〇四、一三二四、一三〇一、一三〇五、一三三二など)。第一回 や書類綴、会費徴収簿などが保存されており、会計関係を中心に詳細な状況がわ 深谷・本庄・行田・松山で開催する。 得で、そのため会合には学士を招き討議をすることになっている。会合は、 一六年一月から一年間で、その間、 とあるので第一回に作成・提示されたとみるのが自然であろう。結約期間は明治 のと思われる。ここに収録した会則草案は印刷物であるが、年月日はない。「草案 清水の四名である。第二回は翌一六年二月一八日に深谷で開催、 隔月に会合をもつ。目的は、 長谷川家文書には、第一、二、四回の出納帳 第二回の深谷には阪本与 親睦と知識の獲 借家料五円

|八八二(明治|五)年|二月七日 長谷川敬助の起学会設立

192

(『自由新聞』明治一五年一二月七日)

為めに福澤諭吉氏を招待せられしかと同氏にハ事故あるを以て、小てハ第一我々の恥辱なれバとて、今度起学会といふを設立せられ、にして来る二十三年国会開設の期に及び他県人に劣るやうの事あり○又同県下にてハ県会議長長谷川敬助氏の発意により、県下の人民

幡篤次郎氏を代理として去二日出発せしめられし由

(解説) この記事で長谷川が設立したとしている「起学会」は、その会合の月日

新聞』は推測している。また、長谷川らは福澤諭吉を招待したが、代わりに小幡 から「談話会」であることがわかる。その目的を、国会開設に向けて、と『自由

竹井澹如に伝えられている(史料19)。 篤次郎が出席としている。このことについては、すでに一一月二○日に小幡から また、一二月七日付で長谷川敬助が田中

玉地方史』五三)。 万次郎に宛てた書状があるという(鈴木義治氏「埼玉の自由民権運動年表(一)」『埼

> 四方寺 吉田六郎

比企郡 木村清夫 根岸俊平

鯨井勘一郎

鯨井勘衛

松山 南吉見 小高親根 大野甫紹

横見郡 榛沢郡 粂田 深谷 内山温載 坂本与惣次郎

西大沼 田嶋大重

中瀬

河田雄吉

齋藤安雄

足立郡 下手計 望月久知

北埼玉郡 府川秀之助

(中奈良 石坂家一七)

北河原 上川上 稲村貫一郎 長谷川敬助 小林呉重郎 八木原三郎右衛門

上中条 中村孫兵衛

埼玉 上ノ村 秋元善之助 湯本義憲

中村謙七郎

普通会員 ブ 部

男衾郡 本田

児玉郡 男衾郡

八幡山 本田 三ツ本

福田禮蔵

本田 柴田忠明

騰

大里郡

冑山 熊谷

根岸武香 竹井澹如

布施田秀作

清水愛助

村岡

長井市太郎

談話会会員姓名表

明治十六年二月

特別会員ノ部

193

一八八三(明治一六)年二月

談話会会員姓名表

旛羅郡

下奈良

飯塚吉五郎

石坂金一郎

金谷藤次郎

清水精三郎

井沢善蔵 中山重作 丸橋一之

飯野知厚

浅見園吉

水谷麻之助

畠山

三ツ本 田島周作 吉野寅吉

田島栄七

田嶋

等

長嶋作八郎

-159 -

高荷徳首 吉田令輔 神山茂平 長谷川新 郎 田島英三郎 相原主馬

北爪義勝 清水俊明

新井繁雄 土肥正忠

大里郡

清水賢良

石坂豊人

木村義親

原口通弘 四分一清作

清水久造 鈴木五三

宇田川市郎

堀江庸寛

武井敏太郎

北足立郡 比企郡 旛羅郡

中奈良 捕川 沼黒 平塚 村岡 津 田 箕輪 西別府 柿沼 岡郷 玉作 相上 中曽根 小泉 熊谷 万吉 大麻生 永井太田

須藤開邦 栗原七郎 松本鋭彦 須永富夫 黒田時雨次郎 中島忠明 林元三郎 高柳次郎 小野沢孫三郎 小林嘉行 古沢花三郎

塚本魁三 大河原有太郎

松本三千三 岡本 柳沢常太郎 定

堀

宗禕

小林範二

郎

榛沢郡

葛和田

島田克二郎

井田

田口

九儀 毎太郎 所当俊

高橋為輔 福田啓寛

杉田専衛

郎

東大沼 坂本欣四

古田起一郎

矢島

小暮宗敏

大屋長重

中瀬 北根 宇野里二郎 新堀良策

石川暢二郎

齋藤三郎平

石原新五郎

北河原

田中

三村金十郎

内ケ嶋 小針 塚越太平 田嶋竹之助

北埼玉郡

小林兵衛門

吉岡庄三

郎

スカ 川嶋得太郎 小沢愛次郎

高野吉弥

八木原愛助

同

才条

松岡三五郎

上川上 齋藤周一郎

新井千代三郎

今村三五郎

福嶋貞次郎

弥左衛門 同 市三郎 塚田啓太郎

浅見長十郎

伝 栗原半八郎

-160 -

的には羽生地方を中心とする自由党に対抗する姿勢も垣間見える。長谷川敬助と、埼玉県会の歴代議長が参加し、県北地域の有力者が集まり、政治特別会員三六名、普通会員八九名の合計一二五名である。竹井澹如、根岸武香、(解説)印刷された名簿である。年月日から第二回の席で配られたことがわかる。

宛、懇親会出席者の状況報告) (中村(宏)家二四二)194 一八八三(明治一六)年一月一六日 松波宏作書状(中村孫兵衛

謹賀新禧

明治十六年一月十六日

神奈川県 島田三郎・福井直吉ノ両氏

岡山県 森真十郎・池田茂ノ両氏 岩手県 上田農夫・板垣政徳ノ両氏

愛媛県
小林信近・鶴田節二郎ノ両氏

島根県佐々田懋・佐々木善右衛門ノ両氏

口県 礒部十蔵氏外壱名

『取県 岡崎平内・中井静雄・田中政春・岩本平太ノ四氏

報アリ但シ品ニヨリ四氏ノ中二氏而已ニ相成ルヤモ難計旨通

岐阜県桑原孫一郎・清水粲蔵ノ二氏

三重県 角利助氏外壱名

滋賀県 川島宇一郎氏外壱名

青森県 二名出京、氏名不詳

新潟県 同

長崎県 同 但シ壱名

福岡県 同

石川県

同

御報知申上候、右不取敢御回報迄如此ニ御座候也、匆々頓首多少ノ遷延ヲ来タシタルモノ、如シ、先ハ昨十五日夕刻迄ノ景況ヲ右ノ外他府県ヨリハ未ダ何等ノ決答モ無之、全ク七十号布告ノ為メ山梨県ヨリハ七十号布告ノ為メ目的相違ニ付断ル旨申越シタリ此外田口卯吉氏ノ許へ迄弐三ノ県ヨリ此程通報アリシ由、氏名不詳

中村孫兵衛様

月十六日

松波宏作

告は、 京府会議員である。 ものである。そのため「日本同志者懇親会」という曖昧な名称になったのかも知 事項ヲ以テ他ノ府県会議員ト聯合集会シ又ハ往復通信スルコトヲ許サス」という 過日出された七○号布告により、会の開催に大きな制約を受けたとある。この布 三八〇頁)。これによると、差出人の松波宏作は東京府議員である。 懇親会規約が、東大和市の内野家文書にある(『三多摩自由民権史料集』上巻、 催を予定していた日本同志者懇親会であろう。この会の一月二六日付案内状と (解説) 明治一五年一二月二八日付で出されたもので、「府県会議員会議ニ関スル この全国レベルでの懇親会は、 文中に出てくる藤田茂吉は 埼玉からは、 県会副議長の加藤政之助と県会常置委員の中村 『郵便報知新聞』 明治一六年一 一月一日に、 の主筆、 田 浅草本願寺で開 口卯吉は当時東 この書状では、

四一九頁)。の景況については、『東京横浜毎日新聞』二月三日、四日に報じられている(同前、の景況については、『東京横浜毎日新聞』二月三日、四日に報じられている(同前、孫兵衛が出席することになっている。当時の県会議長は長谷川敬助である。当日

|19|| 一八八三(明治||六)年四月||五日|||佐間村清善寺にて談話会開催届

(長谷川家一三二四「談話会書類編冊」収録:

御届

有志者相集り、談話会相開キ候間、此段御届仕候、以上当郡佐間村清善寺ヲ借受、東京交詢社員鎌田栄吉・矢田績其他地方

石会主

北埼玉郡上中条村 中村孫兵衛

行田警察署 御中治十六年四月十五日

明

を主導している様子がうかがわれる。 で主導している様子がうかがわれる。 で主導している様子がうかがわれる。

少ノ快楽モアルヤニ気憶セリ、先々此贅言ハ左へ置キ、右ニ述べ拝啓、此程は甚タ失敬、謝スルニ余リアリ、夫ニ反シ亦御同様多(県庁移転請願寄付金割合方村々協議)(県史CH大河原家一七四) [一八八七(明治二〇)年一二月ヵ]二四日 八木原儀右衛門書状

、前日ノ評決トハ意外ニ見ル処ノ差ノアルアリ、 上度 中曽根原島ノ四聯合ニ於テ弐拾円、 ヅキ事情ヲ生セリ、為メニ仲ナヲリトシテ憐聯合、即チ村岡 決セリ、然レトモ右等ノ場合ニ付、上手ト下手ノ間ニ少シク気マ ス、山手ノ方即チ男衾郡地方ノ聯合ニテハ、戸数四分、 会議ハ更ニ生へ御依頼相成候ニ付、二次会ノ評決左ニ申上候 サル□此事也、 差出期日之儀ハ日取モ至急ヲ要スルコトニテ、 知事宛ニテ可差出筈ニ付、 カ久下、アト十円ガ三聯合ノ負担ナリ、 コトニ郡長より被頼、 後七時過迄掛リ、畢竟生又下奈良聯合所謂ル下手ノ者ノ意通りこ 分ニ致度旨支帳致、小生及ヒ下奈良其他下手ノ戸長ハ、 ト評決セリ、此評決ニ就而ハ色々六ヶ敷事情アリ、 聯合ノ負担ト定マレリ、其賦課法ノ儀ハ、 トナリ、妻沼村ガ三百円ト昇リタリ、 六百円之処、前日ノ見込之通リ千円ト昇レリ、又寄居町モ四百円 原村ノ負担ノ内、 戸数五分ナラデハ承知難相成旨ヲ支張ス、故ニ評決ニ手間取り午 千五百円ガ三十三聯合へ増しタリ、 君モ烈否申御承知ナレハ、今此処二多弁ヲ不要レトモ、 様被談候儀二付、 即チ貴官ノ代印ハ小生調印シタリ、 余ハ拝顔万々可申述候、 且夫々該当ニて金額丈ケ至急寄附ヲ募り、 彼ノ県庁移転ニ付該費寄附募集之儀、 即チ五千円ノ内一千五百円減額セリ、 四名トモ承知セリ、 右様御了知可然御取計へ可被成候、 亦述ブ、 他ノ聯合より負担ヲ重クスル 就而ハ右賦課率〈地価五分戸 差引金四千八百円ヲ三十三 夫レカ為メ深谷宿 先ハミき不取敢御報導申 右ニテ評決議場ヲ退出セ 戸数五分、 其二十円ノ負担ハ十円 本月中位 他ニ非ニアラ 加之ナラス石 初日 地価割五分 地価割六 地価五分 故二其 翌 日 ノ負担 ノ評決

廿四日夜認厶 八木原儀右衛門

尚々、 取急キ認メ而已、 乱筆御判読可被下候

置問題については、『埼玉県行政史』第一巻を参照(四七六~四八一頁)。 の翌日の書状と推定される。 谷移転派も村落レベルから寄附を取り付けていた様子が具体的にわかる。 郡村々の連名で出願しており(『埼玉県議会史』第一巻、一〇八二頁)、これはそ 県庁の熊谷移転願は、 (解説) 年月の記載は無いが、 明治二〇年一二月二三日付で、竹井澹如が代表となり一四 浦和残留派の県庁再建資金寄附の動きに対応し、 県庁移転請願で明治二〇年一二月と推定される。 県庁位

197 |八八八(明治|二)年||〇月七日 七名社社費受取(鯨井勘衛宛)

(高橋 (泰) 家一〇六二)

199

記

金壱円五十銭 社費

右正二受取候也

廿一年十月七日 七名社幹事印 (七名社

鯨井勘衛殿

の人で七名社創設以来の社員である。その社費領収書が高柳村高橋家文書に含ま また、「七名社」の社印が捺されているのも珍しい。宛先の鯨井勘衛は、 本書収録の史料では、七名社の名称が出てくる最も新しいものである。 高橋家と七名社はどのような関係になるのであろうか

記

一金壱円五十銭 社費

右正二受取候也

廿一年十月七日 七名社幹事印(七名社)

鈴木五郎殿

料 207 に入社したのであろう。 明治九年一〇月の進修会演説会の出席者(史料36)、「第二期七名社会場記事」(中 、解説)前号史料19と同年月日で、鈴木五郎宛の社費領収書である。鈴木五郎は、 の明治一一年九月二八日の第一八会に社外傍聴と出ており、その後、

挙当選の場合就職) |八八九(明治||二|)年||月||八日 吉田市十郎書状(明年衆議院選 (青木家二一六九

「飯塚徽様 青木丑五郎様 「東京麹町区冨士見町五丁目拾三番地吉田市十郎」 」 飯塚吉五郎様 各閣下

当選ノ場合ニ於テハ就職可仕決心ニ付、 争シテ賢路ヲ妨クルノ意思ナキハ不及申候得共、 資格アルモニシテ、当選ノ場合ニ於テハ、職務上支障アラサル限リ 法幷議院法御発布相成候ニ付テハ、官吏中ニテモ衆議院議員被選ノ 拝啓仕候、微暖相催候処愈御清祥被為渡候段奉恐悦候、陳は過般憲 ハ、就職候方其筋立案ノ主義ナル由ニモ拝承仕候事ニ付、小生義競 先は右迄奉申上度、 匆々頓首 此段御含被為置被下度奉願 明年ノ選挙ニ於テ

一月廿八日

七名社社費受取(鈴木五三郎宛)

198

|八八八(明治||二)年||〇月七日

飯塚吉五郎様

御就職被成下度、為邦家不堪専祈奉存候、拝又頓首無之事ニ付、各閣下ニモ必ス候補者トナリ、当選ノ節ハ乍御迷惑ニ白、衆議院議員ニ着実中正愛国ノ至誠アル人物ヲ得度ハ申迄モ

お、吉田の履歴に衆議院議員に関する事項は見当たらない。補する意思を表明し、青木丑五郎らにも立候補するよう要請した書状である。なはってこの書状は明治二二年となる。吉田市十郎が在官のまま衆議院選挙に立候が説)憲法発布が明治二二年二月一一日、第一回衆議院選挙が二三年七月一日、

助演説会費用精算、別紙演説及懇親会費精算書)20 一八八九(明治二二)年五月一日 八木原儀右衛門書状(加藤政之の

(県史CH大河原家一七四)

「元中曽根村聯合役場ニテ大河原孟賀様 親展」

|特別表||・消印「武蔵・熊谷/廿二年五月二日・二便」「武蔵・熊谷/廿二年五月三日・イ便」||・消印「武蔵・熊谷/廿二年五月三日・イ便」

「在元村岡村八木原儀右衛門」

五円位ノ物ヲ贈与スルコトニ致テハ如何ナルモノナルカトノ申込ア会員一同如何ニモ無情ノモノ、如クニ付、当地産物ノ絹弐疋、代金セス、然ル処頃日ニニノ人ヨリ、加藤ノ受納セサルニ甘ンジ居ルハ、と候、他ノ義ニ無之別紙積算書ニモ記載有之候得共、加藤政之助氏坐候、他ノ義ニ無之別紙積算書ニモ記載有之候得共、加藤政之助氏生み、多罪之段更ニ御寛恕奉祈候、扨同日ノ会計精算候処別紙之通井啓、演説会之節は弁士送迎且雑沓ノ為メ、小生義は非常ノ失敬ヲ

就而は御両君ニ於テ御内意被成下、諸君ニ議り前条御賛助願上候為スコト能ハス、依テ左ノ割合ニ拠り御賛成ヲ得テ謝意ヲ表シ度、厘ニ過キザレハ、是ヲ執行スルニは殆ント四円ノ金ヲ義集セサレハリ、然レトモ予算外之支出等アリ、有余金ハ僅カニ一円弐拾二銭六リ、然レトモ予算外之支出等アリ、有余金ハ僅カニ一円弐拾二銭六

御正村会員中 五十銭

吉岡・楊井ノ両村 弐円五十銭

右報告旁御賛成ヲ得度、御同意ニ候はゝ負担額御遣し被下度、十四円

五月一日 八木原儀右衛門邸儀書中ヲ以テ奉願上候、早々

大河原様

田口様

伝へ可被下候追テ、精算報告之義は名々ニ申上ザル間、御両君より便宜可然御追テ、精算報告之義は名々ニ申上ザル間、御両君より便宜可然御

(*別紙)

演説及懇親会費精算

演説会費之部

金壱円五十一銭七厘 準備迄ニ要セシ諸費

一、金壱円五銭

金壱円六拾銭

会員ノ弁当四十人前

、金壱円弐拾銭

同上昼飯代及ビール二本弁士及案内人人力車代

一、金弐拾銭

茶菓子代

金弐円三十銭

弁士帰京ノ節気車代二人分

〈是ハ加藤へ金八円ノ手当ヲナセシモ、次会ノ資金ニ可致旨ヲ以テ受

納セサルニ付、 当方ニテ本金負担セリ〉

金廿銭 金五十五銭

待茶屋ノ茶代

金壱円廿五銭

金五円

金拾五銭

茶壱斤代 弁士気車持込ノすし及ヒール代

弁士秋庭演太郎へ手当

金四拾五銭

金壱円 金弐銭

薪炭油代 人夫賃九人分

縄代

見性院へ席料

土瓶代

計金拾六円五十七銭七厘

金八円四十銭 懇親会ノ部

賄四十二人前和泉屋へ払

金五十銭 泉屋へ茶代

《此茶代ハ弁士昼飯ノ為メ案内セシトキ、非常特別ノ扱アリシ為メ下

付ス〉

金壱円

金壱円

金六拾銭

酌婦二人ノ纏頭

留主居ノ女中及ヒ番頭へ手当

ヒールニ本

芸妓弐人箱屋一人、

酌婦二人ノ人力車代

芸妓二人ノ纏頭

金弐円

金壱円七十五銭

芸妓送ノ箱屋途中迄車代 箱屋へ手当

金拾五銭

金五拾銭

金五拾銭

同上箱屋へ手当

芸妓玉代

金壱円三十四銭

金弐拾銭

村岡渡船場手当

金三円七十一銭五厘 酒代

金四十四銭弐厘 人足ノ昼飯代及釘其他雑費

計金弐拾弐円拾九銭七厘

演·懇 支払惣計金三拾八円七十七銭四厘

同上 収入惣計金四拾円也

差引

金壱円廿二銭六厘

有全金

参考

金弐拾壱円

懇親会費収入高

金廿二円十九銭七厘 同支払高

差引金一円十九銭七厘 不足

金拾九円 金拾六円五十七銭七厘 同支払高 演説会費収入高

差引 金弐円四十二銭三厘

懇親会ニ於テ不足分

壱円十九銭七厘ヲ

差引 金壱円弐拾弐銭六厘 是全ク有余金

説明

弁士加藤政之助へ金八円ノ手当ヲナス予算ニテ、即チ同氏へ相渡 余金ヲ生スベク之処、 ニ可致トノコトニテ、 セシモ何分同氏ニ於テ手当金受納セス、而シテ該金ハ次会ノ資金 左記之通り万止ヲ得サル支出(予算外)ア 同氏受納セザルニ於テハ無論金八円丈ケハ

金弐円三十銭〈加藤政之助ニ於テ手当金受納セサル為メ、帰京ノ節ノ汽

リシ為メ、前記ノ如キ都合ト相成申候

金壱円弐拾一銭 弁

金壱円弐拾一銭 弁士気車持込ノすし・ヒール一本代及待合所

ノ茶

会席料

金壱円

金壱円十四銭五厘 酒ノ追買、人足ノ弁当代其他雑費

右之通りニ御坐候也が金五円六十五銭五厘

会主 八木原儀右衛門@

珍しく、懇親会では酒のほかにビールが二本出されている。弁士用であろう。を支出した見性院とみられ、吉岡村万吉の曹洞宗寺院である。こうした決算書はの参加者は、御正・市田・吉岡・楊井の四ヶ村の四二名である。演説会場は席料士は加藤政之助と秋庭演太郎の二名、加藤は当時埼玉県会議長である。懇親会へ士は加藤政之助と秋庭演太郎の二名、加藤は当時埼玉県会議長である。懇親会へ付岡村の八木原儀右衛門が会主となって開催した演説会の収支決算書である。弁村岡村の八木原儀右衛門が会主となって開催した演説会の収支決算書である。弁

につき書類訂正、県官依願退職カ) (長谷川家一〇四二)20 一八九〇(明治二三)年二月二四日 笹田默介書状(兼而志願の一条

拝啓、爾来御無沙汰仕候、扨は兼而御志願之一条弥相運候事ニ相成「長谷川敬助殿「親展」 「埼玉県書記官 笹田默介」

二月廿四日 笹田默介

附箋之通り相直シ可被下候、

右申上候也

長谷川賢台 侍中

(解説)明治二三年三月三日付で長谷川は埼玉県書記官を依願免職(長谷川家

月一日の第一回衆議院選挙に立候補したが落選している。明治一九年七月から二三年一〇月迄なので矛盾しない。長谷川は、明治二三年七七五九)しているので、これを「兼而御志願之一条」と考えた。笹田の書記官在任は、

举景況) (長谷川家二三八)一八九〇(明治二三)年二月二四日 吉田清英書状(長谷川出馬惣選

202

二月廿四日

長谷川兄

後の混入であろう。 後の混入であろう。 後の混入であろう。 後の混入であろう。 後の混入であろう。 後の混入であろう。 ともに落選であったが、二三年の第一回は、 長谷川はどちらにも出馬している。ともに落選であったが、二三年の第一回は、 長谷川はどちらにも出馬している。ともに落選であったが、二三年の第一回は、

改選、本年非常の水災) (長谷川家一二三二)一八九〇(明治二三)年一〇月二四日 鈴木庸行書状(日本鉄道役員

203

「東京神田小柳町三河屋与右衛門方止宿」 * 消印 「武蔵・松山 長谷川敬助殿 /廿三年十月二十五日・ロ便 必親展

比企郡松山町鈴木庸行

抔と申居、 よりてハ売払へき哉も難計、 ハ所持致し居候得共、 テ横川氏へ申入候処、何分ニも堅固ナル人ニ而、今日之処は株券少々 日本鉄道会社役員改選云々縷々御申越され之趣、逐一承知仕候、 本月十七日付貴翰拝誦、 株数も判明不致困却ニ付、同氏は選挙権有之者ニ候哉、 素より商法之為二買入置故、明日ニも相場ニ 秋気蕭索之候愈御清福被為渡奉恭賀候、 *消印「武蔵·東京/廿三年十月| 私之今所持スル処ハ当テニナラヌモノ 十五日 「・ ヲ便 扨 大

十月廿四日 長谷川様 鈴木拝

衛氏ノ実弟ニ有之候、

被致歟と被存候、

通し置候得共、いまた委任之所判然不致候、是は多分惣会ニ出席可

横田五郎兵衛氏は健康、

又横田徳三郎氏は五郎兵 右申上度他は譲後信候

右様御承知被下度候、

ヲ有スルモノハ何株以上之者ニ候哉、

寄ニ而一両人有之候得共、五十株以下之者ニ可有之と存候、

御報知願度候、本郡ニは鉄道株所有者は僅少ニ而、

右ヲ確メ候得は尚手段ヲ尽し候心算ニ有之候間、

其辺御分リニ候

小川町模 撰挙権

ニ罹レリ) 候事ハ敬承、 共無難ニ而人民之幸福不過之候、 横見之水害ニは実ニ当惑之至(迂生未タグヅく〜致し居、又災害 本年は非常之水災ニ而殊ニ錦地は一層別段之事と察上候。 毎度御懇情之段不堪感謝候 赤尾・吹塚間は予テ御配慮ヲ蒙リ候故、 御休神奉希候、 特別御内意被下

> 地主 日本鉄道の役員改選候補を聞かれ回答したもの。候補としてあげられている横川 (解説) 比企郡腰越村 横田五郎兵衛は入間郡川越町の豪商である。 年代は、 消印から明治二三年、 (小川町) の山林地主、 追伸の水災とも矛盾しない。 赤尾の林は入間郡赤尾村 書き出しにある「蕭索」は、 (坂戸市) 長谷川 0)

は

204 (年不詳)四月二六日 七名社会案内

もの寂しいさまを表す。

(県史CH大河原家一七四

拝啓、 万障御繰合御出席被下度、 沼黒大河原有太郎殿」 五月一日午後四時、 御案内申上候也 七名社会ヲ清水藤左衛門方ニ相開

候間

大河原君

四月廿六日

七名社

是亦伺度候赤尾林氏へも内々

モノクロの写真版でみると、 文書が残る(『埼玉県史資料所在目録』第二集、 県にも出仕している(埼玉県行政文書 明九○七‐二八四)。父と平行して各種の ようにみえる 年代を推定する手掛かりはないが、 所謂こんにゃく版で、 大河原有太郎は、 大河原好一家文書目録)。 宛名の「大河原」のみ墨書の 大河原孟賀の息子で、 券ヲ以テ長ク該社ノ資本トナシ、

然ルトキハ将来製糸ノ利外ニー

第 記録編

205 一八七三~七六(明治六~九)年 中村孫兵衛手控(抄録)

仲村 宏 家五七

*民費取調書明治七年分 明治六年三 地券統合併高反別幷地代金控帳 上中条村 (省略)

月

* 川々国役 一時上納につき出金記 (省略)

*

*明治八年三月十九日 常光院境内操人形興行御届

*墓地拡御願 (省略

①明治八年三月七日 川島楳坪など製糸会社株金募集言上書

製糸会社ヲ募ルコト請書

理財家ノ説ヲ聴クニ茲復法アリ存ス、今入社ノ稠衆ヲシテ速ニ株金 ヲ出サシメ、之ヲ禄券ニ換ユヘシ〈給禄奉還人ノ公債証書ナリ〉此禄 ノ用ニ供スト雖モ、 金ヲ募ルハ、工場機械ヲ購求シ、家屋ヲ建築シ、繭蛹ヲ買取スル等 二子銭ノ増殖ヲ計ラサレハ社中ノ鴻益ヲ致ス能ス、今茲社ニシテ茲 上一日モ軽過スヘカラス、蓋シ世人貴重スル光陰ヲ金銀ニ化 結社株金ヲ募集スルハ之ヲ製糸ニ充ン為ナリ、資本已ニ備レハ職務 規模遠大ニシテ整頓日アリ、緩急序有リ、 ラ、更

> 治八年三月七日 白根埼玉権令閣下

愚等誠惶誠懼上言

製糸館 仮社長 島

②明治八年三月三日 製糸会社資本募集時期につき願書

奉申上候

聞候二付、 害御達相成候処、 製糸会社資本募金之儀ハ、 右出金四月廿日・五月廿日両度二集金上納致度、 此段奉願上候、 目今敗育金幷二貢租等上納之儀出金相嵩居候間 以上 本月廿日・四月廿日 両度ニ御庁へ上納ノ 株主重立ヨリも由

明治八年三月十三日 第区々製糸世話掛共

同

*官林之儀につき布達(省略)

*墓所据置之儀につき御願 (省略

*墓所拡御願

*明治七年分営繕費民課金ほか書上 上中条村

③明治八年三月ヵ 製糸結社出金につき一札

結社之内万事主トシテ担当シ幷ニ売捌ノ周旋致シ候者ハ、 割手数料として相渡シ、 但シ万一損失等有之候節は、 其余ハ惣仲間中出金高ニ割付可致事 結社出金高 一割付可償候事

半株

壱株

十ヶ年目ニ至テハ百円ノ現金トナルカ故ニ、八十三円ヲ引トキハ十七円ノ 八十三円ノ現貨ヲ以テ百円八歩ノ利ヲ得ルカ故ニ、此金利壱割ニ近シ、且 ナリ、此百円ニ政府ヨリ年々八歩ノ利八円ヲ持主ニ渡セリ、然ルトキハ金 層ノ金利ヲ得ルコトアリ、〈公債ノ法百円ノ券面ハ通価八十三円ノ売買

、両度二株金ヲ勧ムヘキ旨、県ヨリ入社ノ稠人ニ告諭アランコトヲ、

督促スル、

誰カ復タ異議アラン、

是資増殖

ノ法ニシテ万金ノ策也、万金ノ策ヲ以募金ノ事

肯テ望ラクハ本月廿日四月廿日

以上何株

〆金千円也

証乃定印紙貼用一札為取替候者也 万一犯約等致候ものハ、 立置候様相尽之、 右之通規定可成相違無之、然ル上ハ互ニ誠実ヲ以社益漸々盛大ニ 中途ニ而違約或ハ不公平之事決シテ有之間敷候 入金其儘没入之上相当之罰金可取立、 則後

結社中 何の誰

*上川上村官林之儀につき上申 (省略)

* 明治八年三月十五日県第三三号 雑税 (省略)

* ·明治八年三月 地租改正取調方相違につき達 (省略

地租改正着手ノ要件一七箇条

(省略)

*三月二十四日 墓地取調差出につき達、 省略

*

·明治八年三月十九日

*寺院触頭相談議定之事 (省 略

*三月二十四日 地租改正取掛順序

*米穀物産表書上相場(省略

*明治八年 埼玉県へ酒小売り荒物現金売捌伺指令 (省略

*上ノ村社務所にて説教 (省 略

* ·明治七年六月 元朱印地調書 (省略

*全国戸数人員書付(省略

*明治八年二月十五日ヨリ五月八日迄諸費概計表 (朱書、 省略

④第一五区内諸費申合(全文朱書

該区村々諸費均一二仕度 第十五区村々戸長 一同申左之通

区務所出勤村吏ハ日当金八銭

仮事務所定額費ハーケ月草高千石以下金二円、 同以上ハ金二円半

第三条

同所書記月給ハ百戸以下金 三円 同以上ハ十戸ヲ増毎ニ十銭ヲ加

第四条

同所詰弁当代ハ壱賄金四銭

第五条

(原文空白

第七条

代議人ニ於テ月番出納致上 ハ相当ノ前割可致事

右一同合議仕候間

⑤地租改正着手及び製糸館結社金の集会につき回章(全文朱書)

製糸館世話掛中無欠席、 地租改正着手順序心得方幷二製糸館結社金収納之義二付、夫々御達 納ノ事ト存候間、 ノ旨有之候、 御相談致度候間、 為念御断リ及候、 正時御集会可被成候、若欠席ノ者ハ募金収 明十二日午前第十時村々戸長衆幷二 回章周尾ヨリ御返却可被成候也

明治八年五月十一日 村々事務所御中

*第十五区埼玉郡上中条村戸数人員

(省略

*戌年田租皆済目録(省略

*地籍編輯につき不分明廉々各区伺指令写

*青砥左衛門云々、 伊藤仁斎力 (省略

*明治七年自一月十二月迄区長以下月給明細表

⑥明治七年四月二日 白根権令正副区戸長へ直諭

明治七年四月二日 [根権令公正副区戸長御直

者ナレバ、人民モ又職員ニ資給セサレハ其義務ヲ失シ、職員ハ人 民ヲシテ其権利ヲ有タ使サレハ又素餐ト謂フベシ 夫上ハ大臣ヨリ下ハ村吏ニ至ルマテ、人民保護ノ御為メ設立スル 主上御写真尊前ニオゐテ誓テ職員タル者ノ条理ヲ述ン

ル者ニシテ、必ス束縛ト誤解スル勿レ、 人権利ヲ妨ル勿レ 国法ノ制限ハ、人民保護ノ為メー人ノ私利ヲ以公権ヲ害セ使サ 自己ノ権利ヲ主張シテ他

可スベシ 御趣意柄徹底セサル者へハ威権ヲ以テセスシテ、 懇切ニ説諭ス

前条々正副区戸長厚ク注意ス可

*五月二十三日 行田支庁出 頭 入費

* 地租測量器械届 (省略

* 明治八年五月二十三日 上中条村船税など受取

* 明治八年五月 地租改正実地調心得書 (省略)

明治八年五月二十日 酒類受売営業願提出達 (省略

*明治七年八月 中村孫兵衛など地券金取調書上 (省略

⑦明治八年五月一日 上川上村協議場開設仮議定書(後欠)

該区上川上村仮議定書写

冗費ヲ省クハ、約束ヲ厳ニシ協議ヲ設ケサルヘカラス、 八年第五月一日各氏ヲ会同シ協議場ヲ開クノ主意、 各氏ト共衷情協力シ聖世ノ化ニ浴セントス、夫レ事務頓整シ 百般ノ事務ヲヲ整頓シ冗費ヲ省キ、 協議ヲ設ク 有益ノ基ヲ 我村内ヲシ

一年

公平至当ノ論ヲ建ルヲ要ス、依テ左ノ条件ヲ約定ス ヨリ伍長へ通シ、□長伍中へ議シ、以テ会議シ利害得失ヲ熟考シ、 ルヤ必ス瑣事ニ各氏又会同シ、費咎ヲ徒費スベカラス、故ニ先通常 ノ事件ハ正副戸長代議人ニテ協議決定スヘシ、 異常ノ事件ハ代議人

公私ノ事務ヲ頓正スルハ万機ヲ ケ、或ハ故有ヲ事務ノ出頭ヲ去ルヲ違約再変 (原文空白) 可ラス、 時間ヲ期シ集会ヲ告

⑧明治八年五月頃 製糸会社設立計画につき建言書

アリ、 已二今日至リテハ百般緒ニ就キ、 某等謹テ白 費用許多ニシテ得ル損ヲ償ハヽ、一歳其ノ出納ヲ審ニスレハ、 等等容納ノ恩ヲ荷フノミナラン、実ニ四十三万人ノ幸福ナリ 愚ヲ恕シ微衷ヲ諒シ、霊徳以之ヲ内省シ悉以之ヲ備慮セバ、豈ニ独 是亦所謂軽々進歩ナルモノ之請フ、其説ヲ陳ン、閣下若シ某等ノ狂 メテ盛挙ヲ賛スベキノ秋ナルガ如クトモ、退テ静思スレハ則然ラス ス、当二是レ本県人民タル者欣然金ヲ納シテ美ヲ副ヒ、信然口ヲ極 ルヲ知ラス、故陋ニ苟安シテ精良ノ物産ヲ繁植スルヲ知ラサルヲ憂 是工業ノ経ナルモノナリ、器械霊功ナリト雖モ、物産精良ナリトモ、 百万円ノ利アリ、是乃チ工業ヲ起スノ目的ヲ達シ其正理ニ合者ナリ、 テ之ヲ運用シ、精良物産ヲ製シ之ヲ販売シ、其会計ヲ問ヒハ一歳幾 何ソヤ、窃ニ惟ルニ方今吾帝国ニ於テ会社ニ真偽アリ、工業ニ経権 ヒ、夙ニ富有ノ人民ヲ結社セシメテ製糸場ヲ設立シ、以テ民智進歩 ルニ在ルカ、三尺ノ童子モ熟知スル処ナリ、今マ霊功ノ器械購ヒ ノ端ヲ開カント欲シ、勧業課ノ諸彦ヲシテ再四説諭万方誘導セシメ 商也工也其業ヲ起シ、目的利ヲ得ニ在ルニカ、将タ金ヲ散ス 閣下、本県人民ノ旧習墨守シテ霊功ノ器械ヲ運用ス 将ニ金ヲ募リテ直チニ着手セント

会社ナリ、 今日ノ社会タルモノ其発起人名ヲ求ムルカ為ニ強テ結社セシムルア 識ナケレハ互ニ相信任スル能ハス、相信任スル能ハサレハ協心戮力 レハナリ、 ヲ冗費スベカラス、 ソ敢テヲ醜事ヲナスヤ、 結フハ智識アルモノ醜トスルトコロナリ、 何ゾ会社ト見認ムへキ、 スル能ハス、協心戮力スル能ハサレハ社会ノ実アルコトナシ、故ニ 夫レ共同結社ノ崇フヘキ所以ノモノハ、社員互ニ相信任シテ百敗不 長始メテ其人ヲ得ヘシ、半開国ニ専裁ノ政府ヲ刺撃スル人民少ナケ 大臣纔ニ其責ニ任スヘク、 会社ニ真偽アリトハ何ソヤ、 計算ヲ偽テ利ヲ奪ハンカタメニ騙テ結社セシムルアリテテは、 独力ヲ以支ヘカタキヲ支ヘ、敢為ノ志ヲ遂クルヲ以テナリ、 是二由テ之ヲ観レハ、今閣下ノ再四説諭シテ結バシムル会社偽 本県人民ヲ論シテ富岡ニ詣テ目撃セシムルハ足矣、 吾国未タ社会ノ少キハ鑒識アルモノ甚タ乏ケレハナリ 百方誘導シテ開カシムル製糸場ハ権工業ナリ、 是レ等某ノコノ挙ヲ目シテ軽々進歩ト言フ所以 是則偽会社ナリ、是レ所謂会社真偽アルナ 権工業ニ至リテハ隣県富岡ニ大製糸場アル 会社人ヲ知ルノ識アル株主多クシテ、社 国家政府ヲ刺衝スルノ人民多クシテ、 閣下県令ノ重任ヲ帯テ何 更二許 偽会社ヲ 擥

閣下或ハ言ハン、今ヤ結ハシムル会社強ルニアラス、騙スニアラス

ナリ、 ミト、 ウケ、 ヤ必セリ、是レ某等ノ保証スル所ナリ 願セルモノハ脱社ヲ允スト令スヘシ、 社金ヲ以幕政中地頭ニ奪ハルヽ用金ト一般ノ看ヲナスノミ、其レ窃 二閣下ヲ誹謗スルヤ所在甚矣、 八民ノ情願スルトコロナリ、 其社長ヲ撰シ其事務ヲ幹シ、 然シテー人之ヲ拒ムモノナキハ、 是レ大ニ然ラス、 鄙見ヲ以テスレハ感権ヲ以テ結社セシムル 惟其智識才能ニ乏ヲ以本県其 閣下若シ是ヲ偽ナリト思意セハ、 其ノ出金ヲ集メ其器械ヲ購フノ 朝二其令ヲ伝テタニ瓦解スル 無気無力ノ人民ナレバ、入 ノ依頼ヲ

軽々進歩トナス所以ナリ、 キヲ保ツヘケン、是レ決シテ利ヲ得ル能ハスト言フ所以ナリ、 ヲ三所ヲ設ケシニ、三名已ニ失敗シ目今将ニ破産セントス、 ニ於テ前橋伊勢崎等ノ有志輩三名、 無気無力ナルヲ奇貨トシ、 ヲ楽ムヘキノ意ナリト、 止ヲ得サルニ出ルトナリ、 スニ委スレハ、其事何レノトキニ挙ルヤ知ルへカラス、今マ強ル 閣下或ハ曰ン、人民ノ情願セサルハ固ヨリ之ヲ知レリ、 下ヲ信セサルコト甚シカラシムヘシ、 ス所以ノ目的、 テ利ヲ得ル遠シ、 ル能ハス、況ヤ決テ利ヲ得ル能ハサルヲヤ、 工業ヲシテ遂ニ大利ヲ得セシムルモ、 ルヲ信シ、益大工業ノ不理タルヲ畏ルヘシ、 益ヲ謀ルハ自己ノ利益ヲ謀ルヨリ切ナルハナシ、失敗ヲ虞ルハ自家 ノ如キモノアリ、 /失敗ヲ虞ルヨリ密ナルハナシ、然レドモ猶ホ失敗ヲトル彼 遂ニ達スル能ハサルノミナラス、 失敗ニ至ルニ於テハ、 奈何ソ月俸ヲ給スル社長ト幹事トニ委シテ失敗ナ 是亦某等ノ服セサルトコロナリ、 万一ニ僥倖スルニ過キス、 所謂民ハ共ニ始ヲ謀ルヘカラス、与ニ成 閣下若シ某ノ狂愚ヲ恕シ、 勧業寮ヨリ三万円ヲカリ製糸場 識者ヨリ之ヲ観レハ、 是レ某等ノコノ挙ヲ目シテ 故陋ノ人民愈器械 然則閣下 且聞ク、 本県人民ヲシテ閣 圧制ノ譏リ免 昨年熊ケ谷県 ・コノ工業ヲ起 惟 夫レコノ 人民 ノ無用タ 夫レ利 グ三名 フナ

ニコノ挙ヲ止メ、本県人民ヲシテ、 人ノ量アルヲ知ラシメハ、則幸甚 閣下改遇否各ノ徳アリ、 舎已従

⑨明治八年四月||六日||七名社規約

茲ニ結社シテ約条ヲ立ツ 書籍ヲ購ヒ、輪次之ヲ読ンテ疑義ヲ討論シ、以テ相資益セント欲シ、 吾党七名毎月盍簪シ各所見ヲ陳シ、互ニ異聞ヲ談シ、傍ラ醵金シテ

少モ変易スへカラス、仮定社約ハ社員三分ノ二以上要ルトコロニ従 社約ヲ区別シテ確定・仮定ノ両項トナス、確定社約ハ該社解散マテ 何時ニテモ増減改定スベシ

第二条

第一条ヨリ第十条マテヲ確定社約トシ、以下ヲ仮定社約トス

該社ヲ名ケテ七名社トス

第四条

ムベシ 二於テハ社員中壱名保証人トナリ、社約ヲ確守スヘキ盟約ヲナサシ 入社ヲ請フモノアレハ、之ヲ允スト否ト社員ノ衆議ヲ以決シ、允ス

第五条

本年二月結社セシコト、看做シ、 該社ヲ解散スベシ 其ヨリ満三年即明治十年二月ニ至

解社ノトキハ存在ノ書籍ヲ悉皆皈売シ、其ノ代金ヲ書籍購求出金高

ニ配当スヘシ

書籍ニアラサル該社所属ノ諸物品ハ、 ヲナサシベシ 解社ノトキ更ニ熟議シテ処分

第八条

衆議ニヨリテ脱社セシムルコトアルベシ 社約ヲ破リ又ハ不正ノ品行ヲナシ、社員ノ面目ヲ汚辱スルモノハ、

第九条

不得已ノ事情アリテ脱社ヲ請フモノハ、何時ニテモ之ヲ允スベシ

置クコト、看做シ、解社ノトキニ至リ其出金高ニ応シテ配当スベシ 解社ノ期未タ至ラサルニ脱社スルモノハ、之ニ渡スヘキ金ヲ該社ニ預

第十一条

会場ハ原島村養平寺ト定ム

第十二条

会日ハ前月ノ会場ニテ期スベシ

社員一名コトニ各月一円出金シテ、購求書籍ノ代価ニ充ツベシ

書籍ヲ購フニハ熟議ノ上書目ヲ定メ、社員中一名ヲ択ンテ之ニ購求

第十四条

ノコトヲ委任スベシ

第十五条

購求書籍ハ会場ニ於テ一般ノ社員均一ニ分配シ、 月会日マテニ必ス読了リテ、会場へ持参スベシ 其ノ分配書籍ヲ翌

キハ速ニ之ヲ允スベシ、 全社員読了リ書籍ハ、社員ハ勿論社外ノ者タリトモ、借覧ヲ乞フト 但シ社外ノ者へ貸ストキハ証書ヲトルベシ

当ノ償金ヲ出サシムベシ 社員社外ノ別ナク、該社所蔵ノ書籍ヲ毀損又ハ紛失スルトキハ、 相

第十八条

社員書籍ヲ自宅ニ持参スルトキハ、書籍配貸簿へ其事ヲ記セシメテ、 押印スベシ

第十九条

不用ノ書籍ハ衆議ニヨリテ売却スルコトアルベシ

第廿一条

社員投票ヲ以テ幹事一名ヲ撰定ムベシ

第二十条

幹事ハ六ヶ月コトニ更撰スベシ

第廿二条

幹事ハ諸般ノ出納会計ヲ掌リ、又ハ左ニ列スル五種ノ帳簿ヲ作リ、

事由ニヨリテ之ニ記録スベシ

会場記事 諸費出納簿 書籍購求金出納簿 書籍配貸簿 購求書籍

第廿三条

筆墨紙会場屋賃其它ノ諸雑費ハ、毎月全社員へ均一ニ課シテ取立ツ

明治八年四月十六日

中村 稲村貫一郎 隆助

鯨井 小泉 勘衛 寛則

石川弥一郎

長谷川敬助

石坂金一郎

*六月八日 *明治八年五月二十八日乙六十八号 脱籍者など護送途中賄料 行田支庁ヨリ呼出ニ付出頭入費 (省略)

⑩書名覚

泰西修身論

⑪中村孫兵衛次男中村龍助生年月日

当村農中村孫兵衛次男 二百五十二番屋敷

明治六年十二月所有地 中村

御新流ノ者分家

右同断附添

嘉永六年六月廿日出生

文化五年正月三十出生

*佐野真二郎住所 (省略

⑫明治八年六月九日 製糸館出金成兼届書

第十五区製糸館結社世話掛 同

都度々、 右申上候、 右出金相兼候義と決定致候間、此段申上候、以及々、会議ハ勿論金子空風等仕候得共、何分一同人、会議の五両月右社金現募可致旨御達ニ付、 何分一同生計向不如意二 以上 再四御説諭ニ候

明治八年六月九日

右世話掛

稲村貫一郎外壱同

区務所御中

*明治八年六月四日 天神河原用水につき集会(省略

⑬明治八年六月二日 民会以下論究題目検討結果

処採書シテ、以他日ノ証左トス 明治八年六月十一日民会事議創立可否ヲ問論究シ、 其衆意ノ帰スル

創立スル事ニ限ル

第二会議事

窮民救助之事

恤窮其軽キモノハ民費、 非常火災危ニ罹ル救助ハ官費仰ク

積石方法ヲ設クル事

但シ飢歳二際米粟外国より輸入スル真貨ナラサレバ得ル能ハサ

議事道路之事

等二等修路費官民折半ノ事

但シ民費割合方ニハ其県適宜ノ事

等二等道路橋梁ハ官費カ又ハ自費ニテ架造、 橋銭収領ニ止ル

堤防ノ事

等二等河ニ属スル堤防定式修繕費ハ旧制ニ拠ル

但シ百石ニ付五十人迄ハ民費、 ヲ官給ス、百人以上ハ壱人一升七合ツ、給フ 五十人以上百人迄壱人七合五勺

第四会議事

警察之事

ノ体裁ヲ可トス

付 宿題ノ外左ノ二件ヲ論決ス

第五会学費ノ事

敗育金ノ外各区村補厥金、 許可ヲ得テ後従前ノ通取集メ供給スル事

治水ノ事

悪水吐ノ為設置セシ樋門入費組合改正ノ事

*奈良玉井大麻生三堰など旧忍県預助成金につき伺書

*明治八年自四月六月迄三箇月分区費割賦(省略)

*明治八年九月二十六日 金井藤兵衛立会証

*明治八年 権現堂川通堤塘新築につき献金願(省略

(4)討論議題

政府ヲ設クノ主意ト其興ル勢トヲ論ス

外人雑居 許スヘキヤ否

保護税ノ 可否

民撰議院 設ヘキヤ否

拷問廃スヘキヤ否

外教許可

華士族ノ処分

北海道開拓

石七件討論スベシ

*明治八年九月 徴兵成丁簿記載者登用伺書

*勉学熱心者大試験へ呼出上申書

*明治八年八月 地租改正測量請負盟約書 (省略)

*明治八年 *上知山林下渡願書雛形 上中条村第百五十五番小学校敷地下渡願書 (省略

*十月十三日

*明治八年十一月一日 山野税地官民区別取調廻村達(省略)

学校費日計簿差出通知

(省略

⑮明治八年一〇月ヵ 学資増額及び医館設立費用につき村吏協議書

協議書

第一条

何の一般本県甲第三十二号ヲ以各区村々御布達相成候学資増額ノ云々如の

第二条

一、第一条学資増額ハ従前三万円之処、今壱円五千円ヲ加へ合金右之両条御協議有之、村吏一同心得左ニアルニ於テハ、其費用一般人民皆其責ヲ受サルヲ得スノ云如何本県甲第三十三号ヲ以各区村々御布達相成候医館設立、各区講習所

一、第二条医院ヲ開ニ付、一般人民其費用ヲ可受ハ今日ノ義務当然四万五千円ヲ現在敗育金内ヲ相用候儀、決シテ故障無御坐候一、第一条学資増額ハ従前三万円之処、今壱円五千円ヲ加へ合金

立ノ敗育金内ヲ以該費ニ相充度候之事ニ付、費用可差出候得共、現今諸費多端之折柄、依テ兼テ積一・ジュジュート・デンター・ディング・ー・ディング

般承知之義と御心得可被成候也之候ハヽ、本月二十日限可申出、右二十日迄ニ否不申出候ハヽ、一之候ハヽ、本月二十日限可申出、右二十日迄ニ否不申出候ハヽ、一右之通村吏一同確答致候処相違無之候、最帰村之上万一異存之者有

*薬舗など廻村先へ出頭達(省略)

*種痘人手数料取立通知(省略)

*明治八年 田方内見帳写(省略)

*明治八年一一月一七日 会議出頭通知(省略)

*明治九年一月二三日 借金証文奥印(省略)

⑥明治九年|月ヵ 売淫禁止の説諭

リ、故ニ方策ヲ問フ、然ルニ今衆議中隣府県不得止ノ所置ニ做ヒ リ身ヲ醜悪ノ渕ニ沈溺スルモノアルニ及ンテハ、実ニ痛歎ニ不堪ナ 衆此意ヲ認誤ル事ヲ勿レ 免業賦金貧病両院設立ノ事ニ及、一理有ニ似タレトモ管内幸ニ制止 シテ良業ヲ求ザランカ、 ル者アリ、是必竟未管庁未説諭ニ至ラス誠意ノ貫カサルヨリ、 セサルヨリ、良モスレハ眼前ノ小利ニ泥ミ売色免許アランヲ願請ス 為シ、爾来遊蕩俗変シテ精農ノ風ニ移ラントス、然レドモ旧習ノ脱 管下曩ニ解放ノ令下リシヨリ儼然之ヲ廃シ、衆庶剏メテ醒覚ノ思ヲ 業トスルモノアルハ数百年来染俗ノ弊、 者右体ノ業願出ル時ハ、 風俗ノ善美ヲ顕シ、 復セントス、至論ト云フ可ラス、免業ノ事ハ断然之ヲ厭止シ、徐々 トシ歯セサルニ不臻、却土地繁花名トシ僥倖ノ利ヲ索メント欲ス、 人ヲシテ良業ニ導クハ其所ニ長タルモノ注意ニ拠ル、 ノ告諭ニ漸次復業ノ念ヲ撲減セントス、今纔ニ請願ヲ酌ンテ其素ニ 不得止ノ所置ニ做ハサルニ注意シ、 仍テ思フ、不知ノ婦女生理活計ニ窘シミヨ 区戸長二於テ救助ノ目途ヲ建テ申出ベシ 人是レヲ見聞シテ醜悪ノ熊 今世ニ売色ヲ

⑪明治九年|月ヵ 第|大学区会議題目

人民奨励之事第一大学区会議日

教員養成之事

学資集徴之事

就学督励之事

教員給料之事

学校世話役之事 学区取締之処分

学校建築法之事

教員会議目

用書籍之事

教場指令規則

生徒試験之法

男女教授スルニ方法自別アルコト

*全国石高・租米・戸数・ 町村数覚

*金銭出納記(省略) * 頼母子集金覚(省略

*学校営繕諸色納 (省 略

*明治八年五月 区村費用水路 人足覚

* *畑税皆済目録 明治九年二月一三日 (省略)

馬喰営業税受取 (省略

*明治八年度暮割書上

*明治八年中民課金仕訳書警察費覚 (省略)

*第十五区上中条村高反別書上 (省略

*明治九年三月廿五日県区費割賦表 (省略

*土地丈量之事(省略

*地方惣代区内選挙人書上(省略

明治七年八月二二日 各区諸入費賦課協議書

*上知御下願書 明治九年村費 (朱書、 (雛形 省略 省略

> *明治九年六月 風除官林払価見込達書

*第十五区元除地社寺逓減禄明治七年分渡帳

*第十五区村々折半高風除官林払書

*操替金受取書(省略

*明治一〇年二月九日 身代限証文

*字別改正反別総計調記 (省 略

*第拾五区模範池上村組合上中条村地位等級表 省略

*明治八年 上中条邨田畑宅地々租書上 (省略

*明治九・一○年 田畑正租書上(省略

限られたスペースの中で全体の流れが理解できるよう努力した。 た。本文を割愛した箇所は細目次のみを収録し、その頭に*印を付した。こうして、 きと関連しそうな一七件の本文を収録し、 中村孫兵衛は幼名の隆助で署名している。年代は、明治八年が主体でほぼ年月順 社の結成時からの社員で、明治九年三月に戸長となっている。七名社規約には、 る「手控」とした。この記録の筆者中村孫兵衛は、上中条村の当時副戸長、七名 中表紙とみられ全体の内容を示していないので、本書では従来から使用されてい 地代金控帳(同一○年迄)」としている。たしかに巻頭にはこう書かれているが 録Ⅳ』では中村(宏)家文書五七が該当し、明治六年三月「地券総合併高反別幷 控」として規約の部分のみ収録している。その後、埼玉県立文書館 帳、墨付一四二丁、表紙がついているが、現状では表題や題簽は見当たらない。『埼 られたもので、七名社の規約が収録されていることでよく知られている。 に簡単な細目次を作成した。その数は九五件、そのうち本史料集には七名社の動 玉自由民権運動史料』や『新編埼玉県史』資料編19などでは、この帳簿の名称を「手 〔解説〕この帳簿は、七名社の中心人物のひとり上中条村中村孫兵衛の家に伝え 前後の錯綜も散見される。本文はメモの羅列なので、内容のまとまりごと その細目次に丸数字で通し番号を付し 『諸家文書日

今回新たに確認された史料としては、 第一ページに記載とする「明六雑誌」以下の書名列記は確認できなかった。また や松沢裕作氏前掲論文で分析されている。ただ、 官会議日誌。 も議論が行われたのであろう。 七名社の社員が、地方官会議の動向に深い関心をもっており、おそらく七名社で 埼玉県の区会で各区長が討議した結論である(『埼玉県議会史』第一巻、 である。第五条の結社の期間が、 長文のものであるが、 中村孫兵衛「手控」を中心として」(『立正大学地域研究センター年報』20) い。なお、 会以下の論究結果は滝沢氏が指摘されたように、第一回地方官会議の議案に対し、 文が紹介されているが、 「古沢花三郎と明治前期の地方政治」(『近代移行期の名望家と地域・国家』) 名社規約は、 は明治一一年二月に第二期七名社が発足しているので一一年の誤記であろう。七 権関係では、 六、村政関係が④⑦の三、県布達が⑥⑯の二、教育関係が⑯⑰の二件である。 七名社規約をはじめ幅広く採って⑩⑪⑬⑭の五件、製糸館関係が①②③⑤⑧⑫の しい考察をしている。ここに本文を収録した一七件の内訳は、 本史料については滝沢健次氏「民権結社「七名社」の結成についての一考察 があり、 (史料20、 この時期の七名社社員の思考を示す文章として古沢花三郎の がある。⑭も論題であるが、 国文学研究資料館の大麻生村古沢家文書にも確認され、松沢裕作氏 ⑨明治八年四月十六日の七名社規約は、 滝沢健次氏「「七名社」と古澤花三郎」(『熊谷市郷土文化会誌』43 21 事業に関する規定は書籍の購入及び管理に関するもののみ 明治一〇年まで満三年という記載は同じである。 史料189の 明治一〇年二月まで、 石坂金一郎の 「七名社預ケ書目」にも『明治八年地方 七名社固有のものであるか判断できな 滝沢氏が本稿五九頁で「手控 前文及び二三箇条にわたる 「閏刑律論」と「区戸長論 満三年とあるが、 民権関係が、 四四 「雅俗文 。 (13) の 民 実際に 頁。 が詳 ⑨ の に全 民

郎

布し事業の概要が示した 積極的に進めた事業である。 製糸館のことは近代的な産業を育成するため、 (『埼玉県史料叢書一 明治六年一一月、 埼玉県は製糸館建築の告諭書を頒 埼玉県史料一』一五八頁)。 県が主唱し、 区戸長を動員して 同年

この間、 ないようにみえるが、 づくことが必要であり、 富岡製糸場をみても利益は覚束ない。 よく考えてみると問題がある。会社を作るなら採算を考えなければならないが この趣旨は、器械製糸場を設立し「民智進歩」の端緒を開こうとする県の施策は 谷川家九五一)。ここでいう建言が、時期、内容からして⑧の建言書と推定される。 作成年月日、 設立計画につき建言書は、こうした中で作成されたものと推定される。 せる方策と奨励している(『埼玉県史料叢書』第一巻、一七四頁)。⑧の製糸会社 告諭を出し、県内有志者による製糸館設立の動向に言及し、家を富ませ国を富ま 四月二〇日及び五月二〇日となっている。県の方はさらに五月一〇日に、 郎他一八名が提出した(長谷川家三一四)。このなかには、長谷川敬助、 谷川らの製糸館募金は順調にはいかず、四月二○日に延期願を北河原村小林呉十 この三月に第一四区区長となり、長谷川らとは近隣の関係にあった。しかし、 ①明治八年三月七日の製糸会社資金募集請書が、製糸館仮社長川島梅平と舟津徳 資料編21、二三四頁、長谷川家八四四)。こうした準備がなされたうえで、 取締をしている。同年九月、埼玉製糸会社稟告書が出されている(『新編埼玉県史 館結社世話懸に任命された(長谷川家七〇〇)。長谷川は前年から副戸長と学区 には正副区長世話掛惣代を県庁に招集している(『埼玉県蚕糸業史』五二八頁)。 上川上村稲村貫一郎、 右衛門の連名で埼玉県権令へ提出された。川島梅坪は須加村(羽生市)の出身で 一二月八日には、 「偽会社」であり、 埼玉県権令白根多助が「製糸会社設立ニ付建言ハ参考ニ受取」とした書類を 中村孫兵衛など七名社員の名前がみえる。②によれば、募金の上納期限は 七年二月一九日、七名社の中心人物となる北河原村長谷川敬助が、 提出者、 事業の担任を戸長とし世話掛の任命を命じ、 それは無気力な人民が「幕政中地頭ニ奪ハル、用金」と同 北河原村長谷川敬助及び小林呉十郎宛に提出している(長 宛先いずれも記載されていないが、 「権工場」になってしまう。人民が会社への出金を拒んでい 我が国ではそこまで到っていない。それゆえできるもの さらに会社の設立は、 明治八年五月二九日付 翌七年四月一二日 これには 勧業の 製糸 長

進歩」と結論づけている。 らの主張が県の布達に全面に取り入れられたものと評価される。翌九年一二月に というのではなく、仮社長となっていた川島梅坪と十分に話し合い、その結果彼 業史』五三〇頁)。この一件は、 出した。翌明治九年までに設立が確認されるのは、埼玉郡成田町(行田市) 区製糸館結社世話掛は、 理ニ悖リ候ニ付、 束会社ハ衆力協同結立いたシ候事ニ付、 奨致シ候儀之処、此勧誘を命令と誤解致し無拠社入候者も有之趣ニ相聞 せば、「朝二其令ヲ伝テ夕ニ瓦解スルヤ必セリ」と論断し、今回の製糸会社は 玉県史提要・県治提要・内訪納議』一六五頁)、これに関連して出された説諭と の明治九年一 月日がないが、 正副区戸長へ与えた諭達である。このとき白根は権令拝命後初めての管内学校巡 重視した内容である。県布達は⑥⑯の二件で、⑥は明治七年四月に、白根権令が こうした対応と同様なものと思われる(『新編埼玉県史』資料編19、 は、七名社のメンバーは連名で町村会仮規則案を白根県令宛に提出しているのも、 玉製糸会社と高麗郡上広瀬村(狭山市)の暢業社の二社であった(『埼玉県蚕糸 谷川らの建言をほぼ全面的に取り入れた内容である。こうして六月九日、 志之輩而已協同結社ニ加可能」と述べている(『埼玉県蚕糸業史』五二九頁)。 日に県が出した仮社長と世話掛の廃止の通達に、「此会社結束之儀最前従県庁勧 じに考えているからである。もし県が、出願する者は「脱社ヲ允ス」と布達を出 このほかに村政関係は二件で、④は第一五区区務所の経費に関する規定、 この三箇条とは大きく異なるので要検討である。 区戸長に五箇条の論達をした(『埼玉県史料叢書一 一郎の住む上川上村の協議場開設に当たっての議定書で、 月三一日条に、新たに売淫罰則を定めたとあり その前後の年号から明治九年一月頃とみられる。 毫も疑惑を抱き候歟、 ⑩の製糸会社募金に出金できない旨の書類を区務所へ提 この建言は握りつぶされることは無かった。五月三一 たんに長谷川たち七名社の社員が出金を拒んだ 事情了解不成得者ハ除脱可致筈、 望無之者をして加入せしめる如ニ而ハ条 ⑥の売淫禁止の説諭は年 埼玉県史料一』一〇二 (埼玉県立文書館 熟議より効率を 一八二頁)。 へ候、 因テ有 第一五 の埼 長 結

第一五区学区取締の長谷川敬助が出席している(史料23)。 第一五区学区取締の長谷川敬助が出席している(史料23)。 1 (東東が公認されていた。教育関係は二件で、⑤で言及している学資増額、医学館を敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑥で言及している学資増額、医学館を敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑥で言及している学資増額、医学館を敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑥で言及している学資増額、医学館を敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑥で言及している学資増額、医学館を敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑥で言及している学道増額、医学館を敷が公認されていた。

六○)。おそらく、明治九~一一年分も作成されていたのであろう。明治一二年四月からのものが「過眼雑録」として残されている(中村(宏)家なっている(埼玉県行政文書明三七一○-四○)。なお、中村の同様な手控は、連の記事が極めて多い。中村は明治九年五月に、第一五区村々地租改正調総代に連の記事が極めて多い。中村は明治九年五月に、第一五区村々地租改正調総代に

206 一八七七(明治一〇)年七月~一二月 事務日誌

明治十年第七月

事務日誌

長公

第七月一日 日曜

二日 午前八時三十分出頭

務所控ナリ、上中条村森良助県費師範生入学保証状三通奥印ス、内壱通ハ区、上中条村森良助県費師範生入学保証状三通奥印ス、内壱通ハ区

同僚協議之上副戸長金子氏エ書面返却ス来ル、然ルトコロ願ノ筋等ニモ非レバ区務所ノ奥書ニ及ブ間敷、、箱田村ヨリ旱ノ為メ田方植付出来兼難渋届ヲ成サント奥印ヲ乞、馬見塚村荻原庫八郎烟草商廃業願三通、右同断

(長谷川家三一)

三日 午前八時四十分出

、上中条村副戸長新井八兵衛、 田島安五郎辞職書ニ別啓ヲ以テ添

書調印ス、但稲村連印

区内地位等級表ニ調印ス、 附 箱田 馬見塚之両村ノ見込書ニ

、上中条村酒巻幾三郎外弐名、

副戸長拝命具状書官庁ニ差出ス、

調印ス

四 日 午前七時五十分出

区務所改革取極メノ為メ持宝院エ出頭

棄児養育米代ヲ渡ス旨稲村ヨリ報

犬塚村加藤峯吉ヨリ六月廿七日盗難届致しヲケルノ後、 当七月

三日自宅畳ト唐紙ト之間ニ衣類弐枚捨有之ヲ見附、 是賊

ニ相違無之段届出デ奥印ス

五日 午前第九時出頭

、区内諸般打合セ及村町会之儀ニ付、 来七日午前九時各村集合回

池上学校教育議事及諸般協議トシテ、 稲村同行出張

六日 午前第九時出頭

埼玉県卒業生関根城四郎上中条学校エ派出ノ為メ立寄ル、 添書

ヲ出ス

、町村会開設ニ付取調方雛形ヲ作ル

明七日集会ニ付評議案ヲ作ル、県庁ヨリ来ル九日午前1 八時 ブ御

召状到ル

日曜休

午前十 一時出発埼玉県へ行、 但御用召ニ付

昇庁、 学資改御用掛ノ辞令上局ニ於テ受取拝命ス

> 帰区、 自十一日至十四日マテ日々昇庁、学資改正ノ草案ヲ編ミ十五日 立浦和着、 十六日幷二十七日〈此日ハ半日〉区務所二出勤、 翌十八日ヨリ三十一日迄出庁、 出納法案ニ掛ル 同日午 旦

第八月一日

学資及出納法上司ノ改刪ヲ乞フノ間三日迄滞在、 翌四日帰

五日 日曜休

午前十時区務所

町邨会議ノ事務ニ関ス、 其他は略ス

出

七日 午前十時出頭

町邨会議々員開札、 邨々集会立会フ

八日 午前十時出頭

町邨会議員開札、残り之邨之残務ニ関ス

午前十時出発、 長等へ頒布、 及ケ條質問受トシテ出県 学資改正法案、 各区学区取締 正副区

十日

各区正副区長・学区取締浦和玉造院へ集合、 其席ニ列ス

十四日

同断 質問受幷二議員撰挙法之下調

十五日

第五課ニ出テ、 夫ヨリ十一番中学区ノ質問ニ答弁、 且其不了解ノ廉

ヲ説論ス

上司ニ出テ一旦ノ帰区ヲ届ケ、 同日早朝発帰区 且此上ノ議事県会法ヲ可上申之処

不快ニ付日直ニ托し、

十八日 午前九時出 頭

上ノ邨副 三戸長渡辺長右衛門之辞職聞済之受書ヲ取ル、 但弐通

県庁ヨリ芸妓開廃如何之下問書到る

十九日

日曜

不快二付自宅養生

同

廿 四 日 午前八時出勤

弁二各村議員ノ中壱名申合出頭セシメ以テ協議ス、

但此時委任状〈各 学資改正法案渡シ及議員撰挙之事ヲ施サンガ為メ、区内各村正戸長

村ヨリ其議員ニ渡スモノヲ〉ヲ検査ス

各村議員ヨリ公撰議員壱名撰挙之投票、来る廿八日午前十時迄ニ届

来る廿九日午前八時各村議員不残出頭之筈、 但委任状ニ調印ノ為メ

也

五日 午前九時出頭

トシテ不日巡臨之旨達書至ル、 第十四区出張先本県地誌編纂掛堀内守約殿ヨリ、 区内 ノ儀ハ未タ該事相運び不申、 地誌編纂下調検閲 自

今精々着手ノ心算ニ有之旨ヲ為念回答置タリ

廿六日 日曜休

廿七日 区内郷社祭典休

八日 午前八時出頭

区内各邨議員ヨリ教育県会議員ノ投票ヲ受取

午後四時開封、 左ノ票数ヲ得タリ、 但惣票数ハ六十九枚也

稲邨貫 郎

小林兵右衛門

十弐枚 中邨孫兵衛

八木原三郎右衛門

四枚 小林呉十郎

計六拾九枚 、区内議員一般ヨリ教育議員工委任状ヲ渡サシメガ為メ、各自ノ 廿九日 午前九時出頭 多数ヲ以稲邨貫一郎ト撰定

、投票数ヲ為念各議員ニ披露ス

出頭ヲ要シ、其姓名ヲ自記セシム

卅日 卅日 不快二付不勤

九月一日 午前八時半出頭 午前十時出頭

、改正掛森殿来ル、木元ト談判、 終リテ十六区二移

、上池守村根岸繁蔵添屋焼失ノ届書奥書印形ス、 副戸長根岸平右

衛門引合

、本県第六課ヨリ区内上中条邨力太郎エ旧水戸藩農馬代返納金達 状到ル、丸写ヲ以右村役人 (原文空白) へ相渡、 日限ノ十日迄返納可為

致旨ヲ相達ス

、田方無仕附々々荒ノ調達案ヲ丸写シニ成シ、 条酒巻、筥田今井ハ教員ニ相渡ス、但来ル十日午前迄ノ訳ニ約ス 上ノ村秋元、

日曜休

午前九時出頭

牛馬調 ノ回達雛形ヲ添三通ヲ発ス、 其他村吏五六名ヨリ諸向質

問談等ニテ了ル、 外ニ県庁ヨリ電信云々ノ諭達至る

四 日 午前九時出頭

本校岡正靖ヨリ校事ニ付談議アリ、 応弁ス

上ノ村佐伯正雄至リ、 該村混雑 〈原被法庭ニ関スル ノ事 件アリ〉

景況ヲ内聞ス

五.日 歯痛二付不勤、 但稲村ニ申合セ

六日 午前九時出頭

筆生ニ回し受渡済 南河原村副戸長飯塚氏ヨリ、 徴兵護送旅費ヲ受取申出ツ、 新井

江袋計之助柾蔵ヲ召連れ、 右柾蔵ヲ区務所筆記ニ傭上ケノ件ヲ

議し、月給金四円ヲ以テ勤務ノ筈確定ス、但明後八日ヨリ出頭

場二出ス、但江袋計之助回状ヲ持参ス 害不致様論達有之、 是ヲ丸写し各村፲達センガ為メ、持宝院ノ会 、県庁ヨリ中山道電線路傍ノ各村は別而其地各村人民右線柱ニ妨

地租改正ノ云々ヲ申述べ承之

木元直八郎出頭、

川島・竹井官吏ヨリ教育県会ノ来状ニテ、来九日ヨリ熊谷伝習

校出張ヲ申越レタリ

、租税課ヨリ、当年早損ニ付田方無仕附幷仕附荒等書出し方ハ、

成し、持宝院出張小林兵右衛門方へ廻し各村へ申達ス 半紙横帳ニテ改正反別ヲ以テ可取調旨再達アリ、直ニ其状丸写ニ

、同課熊谷支庁ヨリ十二業等級調、 都合有之急々可差出旨達状ア

指令来達、 本県庶務課より、 速日持宝院☆持参相渡ス、 北河原· 犬塚両邨より之亡跡相続願書聞 但使は区務所小遣申候 窟之

七日

午前九時出頭

熊谷教育県会ニ付出頭ノ手配ヲ成し、 差当りノ事務悉皆新井書

記ニ相渡ス

本校二於テ各校生徒大寄セ試験ニ付立会フ

熊谷教育会議出張ノ為メ取纏メ物旁在宅

熊谷出張

十四日

十五日

十九日

二十日

二十一日 終会

二十二日 帰区

二十三日 十四日 日曜休

北河原・馬見塚民費調ヲ閲シヌ 午前九時出

地誌編纂ノコトヲ同僚エ議 ス

虎狼痢病予防法ヲ見テ其要領ヲ此 二謄写 Ų 用間他人ニ弁説セ

ントス

厠ニハ緑礬ノ研末スル者半斤水一升ニ溶シ、 ノ糞中ニ混入スベし 毎日若クハ隔 日厠

該病ノ前徴アルモノハ、鶏卵湯又ハ葛粉湯一椀ニ生姜ノ搾汁少

許ヲ入レ温服スベし

五日 午前十時出頭

地誌編纂之儀ニ付第十四区々務所エ打合書ヲ発ス、北河原・南

河原へ警察分署組替願之事口達ス

廿六日 午前八時半出頭

書三通ヲ出セリ、 南河原・北河原両邨ヨリ警察分署ヲ熊谷エ引直し願之儀ニ付願 其壱通ヲ区務処ノ控ニ成し、残弐通ヲ奥書調印

廿七日 風邪二付欠席 ヲ成し副戸長今邨佐五右衛門≒渡ス

廿八日 午前九時出頭

内エ十月一日会集ノ徴状ヲ出ス 地誌編纂掛堀内守約ナル官吏巡臨、 村誌編製ノ事ヲ議シ直ニ区

、犬塚村光照院住職ヲ和田邨宝珠院住職ニ兼務願書面、 渡ス、外上之村旱損調書ヲ下調ベセリ、其他ハ諸向雑談判等種々 被差戻改メ届書ニ致可差出旨ニ付、 直ニ本村議員雅吉居合セ即相 支庁ヨリ

廿九日 午前八時半出頭 土曜日

地誌ノ雛形調磨、 且成田警察署ヨリ二等巡査至リ虎刺病予防

儀談判

三十日

十月一日 午前八時半出 頭

、村誌関係書類ヲ取調べ居ル

右ニテ各村集会役員至る、併セテ虎刺羅病及学資金決議ノ事ヲ

改正掛森官吏至ル、 小林担任応接ス

第五課ヨリ旅費調催促之状到ル

地方之民情向背如何之百端質問ニ答弁、尤其夜清水ニ泊し翌日迄 リテ熊谷清水旅宿出張ヲ申来ル、直ニ出頭、福井某ナル人ニ面会、 第十四区出張先ヨリ本県加藤栄之助ノ急状到リ、 笹田ノ添書ア

午後五時帰宅

三日 熊谷江滞留

四 日 午前九時出頭

、十三区堀越区長ヨリ諸照会ノ文書ニ答フ、 村誌仕立ノ差図ヲ村

五日

午前九時出頭

村誌ノ差図ヲ成ス

第五課より学校主任之改撰内達到る

六日 午前十時出頭

、区費取立ノ事務ニ関ス

七日 日曜休

午前九時出頭

、区費幷ニ牛馬税之取立ニ関ス

警部代理虎列羅ノ事ニ応接、 其外今井・上中条寺ノ住職願ニ奥

印

午前十時出勤

、金拾弐円五十銭牛馬税下半年分、 下池邨棚沢関三郎ヲ以熊谷支

一、区費幷ニ敗育取立自身関係之分取調左ノ如し

区費ノ部

金六円五拾弐銭四厘

大塚

三十四円四十七銭九厘 上之邨

弐十三円六十一銭四厘 南河原

十円七十六銭七厘 上池守

三十弐円十九銭六厘 上中条

十円弐十四銭壱厘 五円四十弐銭九厘

北河原

小計金百三十三円弐十五銭 七ヶ村分 犬塚

内金七円八十五銭

行田買物払ノ為メトテ島田君

に渡

内金四十五円 し取次 長谷川時借

引〆金八拾円四十銭

島田俊輔殿へ渡ス

金拾五円七拾九銭四厘五毛 上池守分

島田俊輔殿へ渡ス

外ニ

金壱円三拾銭五厘

大塚邨より改正費受取新井源十郎殿

金弐十五銭也 牛馬税払入費

へ渡ス

内金十銭

下池守棚沢関三郎殿へ日当

預り

以上残金 壱銭三厘

上川上宮田志津馬依頼受売廃業願奥書

同石川善六 右同断

村誌編製ノ事ヲ同僚ニ議ス

東京へ歯痛治療ノタメ本県願済ノ上出立ス、廿九日帰

廿六日

浦和迄立戻り直ニ敗育ノ儀ニ付県庁ノ協議 二出頭、 廿七・廿八両日

廿九日出立、 同日深更に入り帰宅

卅日

卅日 午前九時出頭

副区長ヨリ伝報、依テ同所へ区内より三名ノ面附ヲ送ル 浦和調神社ニ於テ西南暴動戦死ノ者ヲ祭ルノ挙アルノ旨、 廿二区正

十一月一日 午前十一時出頭

小敷田邨小川代助職猟銃免許願ニ奥印ス

上之邨棚沢瀬兵衛進退之亡跡へ、新井孝吉ナル者相続願ニ奥印

日 午前十時出頭

租税課ヨリ達ニ付、旧神官配当ノ件々取調不分明ノ場も有之ニ

佐伯正雄ヲ以熊谷支庁へ質問ニ差出し候事

、下川上小久保万吉戸長ヲ呼ビ、 敗育金上納事ヲ談ズ

来る五日正午集会之事ヲ三通ニ成し、区内廻状ヲ発ス

三日 天長節休

四 日 日曜休

五日 午前九時出頭

、各村集会敗育残余ノ金額救荒予備ニ存スルノ県令諭達ノ可否決

答協議、皆可ニ決ス

但大塚・中江袋欠席 午前十時出頭

、中江袋・大塚両村昨日欠席ノ為メ出頭ニ成り、 又前日之事ヲ議

ス、矢張可ニ決ス

七日 午前九時出 頭

中江袋村中野 養子ヲ家督相続サセ候儀ニ 付 願 || 書奥

調印ス、控দは支庁帰りニ届ケル筈、

、犬塚邨松次郎亡跡相続候儀奥書印形、 過般区長御召出之上御高諭相成候救荒予備之儀、 加藤中左衛門 実二民間最重

般

「相達候処、右は全ク既往ヲ反顧シテ将来ヲ画慮スルノ御趣 随テ旧管已ニ積蓄ノ敗育存廃得失等ノ云々、縷々区内人民

明治十年十一月七日

同厚感服之趣報答被申出候、

依之此段上申仕置候也

第十五区

副区長 稲村貫 郎

同同 小林兵右衛門

島田 俊輔

区長 長谷川 敬 鲂

白根多助殿

先般区長御呼出、救荒予備ノ儀及敗育存廃等之利害得失御高論之趣 然る二近来人民之出費何分多繁ニテ各自頗る困却罷在、 区内へ申聞候処、已二去る七日書面ヲ以上申仕候通一同感戴

名称相換り候マテ之義と一途ニ想像、 り候村々も有之折柄、 客年ヨリ敗育積立ハ遂ニ難及力ニ段、各区之内ニは屡区務所汽相迫 且先般学資改正は過不及有之候トモ、敗育之 因而旧新御管内一躰之方法ヲ

人口壱人金弐拾銭宛積立之儀、 教育会議ニおゐて決定候へ共、

之区務所迄御下ケ、本金ハ救荒予備ト相定置其利子ハ年々学資ハ遣 実ニ救荒予備之儀は素より不可欠モノニ付、現在敗育残余之金其区 一候儀ト奉存候間、 人民支出幾分之助ニ仕候ハヽ、 積金御下渡之儀区内一同望候付此段奉歎願候! 即学資方法モ救荒予備モ両ラ相

> 御聞 届相成候上 後来之維持支用法等、 当区内協議之上 確別相定

更ニ可伺出候也

治十年十一月 第十五区

取締兼副区 稲村貫

郎

副 区 長 小林兵右衛門

島田俊輔

区長 長谷川敬助

埼 白根多助殿

北河原邨森田伝蔵妻ヲ、実家熊谷五十 五番屋商長野六左衛門方

離縁之送籍奥書調印ヲ成ス

八日 午前第九時 出頭

前日草案ノ積金願之清書ヲ作ス

皿尾大友氏☆銃猟願之指図ヲ成ス

九日 午前十一時出頭

戸籍掛永田来り、徴兵之事ヲ扱フ

上ノ村渡辺保之助ヲ副戸長ニ上申書ヲ作ル

熊谷支庁へ

依而此段御届申上候也 高之云々取調処、 本年第十月十日租ノ第三千弐百四十三号ヲ以御達相成候旧神官配当 区内上之邨祠官佐伯正雄之外ニは更ニ無御坐候

区々長 長谷川 敬助

埼 玉県令 白根多助

午前九時出頭

小敷田・上之邨両邨議員進退之具状ヲ成シ、 陸軍曹長へ上川上兵卒吉田作次郎通行覚状返上 本日郵便ニ投ス

十一日 日 曜

午前九時出頭

第廿五区へ北河原ノ秋葉保五郎之移住証へ送籍ヲ附ス

第一課へ敗育下願書面ヲ壱通追出しヲ成ス

上中条副戸長筑井柳治当人分免職状至る 熊谷支庁根岸平右衛門之銃炮願手直し書参る

上川上邨八木原初三郎帰住之事ヲ聞ク

上川上より第十区外田ヶ谷へ之送籍 、但養子

(原文空白) 下池守内山嘉十郎養女ヲ離縁、 但東京府下へ之送籍

十三日 午前十一 時出 頭

根岸平右衛門へ銃炮手直申渡ス

下川上肥留川平次郎より亡跡相続願ニ奥印ス

南河原新吉より馬見塚二掛ル忍県之時ノ貸金訴出る、 依而馬見

塚へ呼状ヲ出ス

十四日 午前九時出頭

申議之云々ヲ説諭し、竟ニ明十五日尚出頭之事ニ引合 馬見塚栗原弥左衛門・同弥市出頭、 旧忍県入廻し金南河原より

、今井村井原兼吉嗣子願之書ニ奥印ス

、区内へ学資会之儀ニ付四本廻状ヲ出ス

、根岸平右衛門之銃炮届ヲ熊谷郵便ニ投ス

十五日 午前十時出頭

馬見塚・南河原旧忍県云々ヲ説諭ス

、成田警察へ小学試験生ノ届ヲ成ス

十二区十三区々長へ敗育残余下方云々之回答ヲ成ス

今井村兼吉徴兵之儀より嗣子云々不相済旨ニテ、栗原引戻し之

書面ヲ即帰ニ附ス

租税課より第四期金貢触れ至る

小敷田・上之邨、 戸長副戸長之辞令至る

十六日 午前九時出

学資会議ニ付各村集会ヲ成ス

上之邨副戸長(渡辺、(小敷田戸長 (岩井、 (南河原教員(今村)

等之呼状ヲ発し置く

、本県出納課より区内社寺逓減禄渡方達至る

南河原今邨喜代助へ東方転任ノ辞令渡ス

十七日 午前八時半出頭

、上之邨渡辺保之助へ副戸長辞令渡ス

馬見塚邨弥左衛門・弥市返答書督促、 荻原戸長へ伺へ差出ス

正午迄二差出之、返答口上ニテ在リ 箱田・小曾根来リ、 昨日集会不参ニ付即其云々縷述ス

十八日 日曜休

十九日 午前九時出頭

校務掛辞令書到達 今井

中 中里 条 上川上

北河原

議長届受ケル

上之村田方旱損ノ儀ニ付申出アリ、

廿日

廿日 午前十時出頭

上ノ村旱損願ノ末文ヲ糺ス、 此外別二嘆願書二奥印ス

廿二日

午前九時「二始メ午後四時ニ終ル」「ヨリ始ムベシ」

、一人発論中他人亦発論スベカラズ

議論二様ニ亘リ対決スルトキハ、議長之ヲ判決スベシ

議場ニヲイテハ必他人ヲ誹謗スベカラス

議場ノ進退動作都テ議長ノ指揮ニ随フベし

議事中ハ決シテ他ノ事件ヲ話スベカラズ

姓名印

姓名殿

明治十年十一月廿四日

廿三日 新嘗祭休

廿四日 土曜

廿五日

各小学区内より学資会議之決案ヲ取る

上之邨旱損願之事ヲ聞ク、次テ借用乞願ヲ申出ルヲ聞く

南河原今邨千代吉之妻葛和田へ離縁復籍之印ヲナス

廿七日 午前十時出頭

木元氏ヨリ小作調ノ話し幷ニ亡跡相続ノ願方質問アリ

上之邨渡辺、 小敷田圭次郎拝命受書、 上中条筑井・柿沼免職受

書ヲ小林兵右衛門より差出ス

小敷田荒井房之助副戸長増員願ヲ出ス、 同断

上之邨旱損一件幷二佐藤文庵之事、 廿八日 午前九時出頭 議決録之事等、 右同断頼ミ

> 北河原邨亡跡相続幷二廃業 〈馬喰紺屋〉 願ニ奥書ス

学資会議書類ノ改算調査ヲ成ス

北河原邨へ昔話興行之儀聞届指令ヲ成ス

三十日 廿九日 出頭 出頭 其両日多業ニテ此附込ミ亡失し茲ニ不記

日 午前九時出頭

第五課へ学資金決議之儀進退ス

日 日曜

午前十時出

、諸方之送籍等ニ調印ヲナス

地租改正ノ儀ヲ小林より聞

四 日

警察署へ虎刺羅患者養生所之家脱取下ケ書ヲ成ス

五日

午前十時出頭

小敷田邨へ副戸長辞令之為メ呼出しヲ成ス、 上之邨より拝借金

願之書面下案ヲ成ス

六日

午前十時出頭

小敷田荒井房之助へ辞令書ヲ渡ス

七日 午前十時半出頭

、下川上及今井邨副戸長拝命之草案ヲ作り、 副戸長茂兵衛辞職書

取候

、今井おしも離縁送籍ヲナス

八日 午前十時出頭

上之村中西百姓より拝借金願ニ奥印ス

同 元上組トテ別ニ上ノ邨用取扱之由来歎願書ニ奥印ス

	有可 京 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	十七日 午前□	十六日 同	南河原鈴木、今井稲邨、下川上田部等へ副戸長拝命書ヲ渡ス	十五日	一、南河原新井庄之助之免職、下川上新井藤三郎之免職状ヲ渡ス	下川上田部延秋ノ呼出状ヲ成ス	池上等ノ学資催促ヲ成ス 今井稲邨彦三郎、南河原鈴木庄之助、	一、下池守村ノ亡跡相続エ奥印ス、中里・北河原・南河原・上之村・	十四日	十三日	二都而引渡ス	一、取立物幷ニ下池亡跡相続地ノ下案ヲ成ス、取立高〆金ヲ稲邨氏	十二日 午前九時出頭	一、諸納物幷ニ村誌集メ等ヲ行フ	十一日 午前十時出頭	一、諸取立物及箱田両相続之印奥等ヲ成ス	十日 午前九時出頭	九日 日曜	〆金六百四十三円八銭也 色々願□	外二五十円 十一年□代	以上金五百九十三円八銭 願分	内金五十八円九十四銭 不□分	上之村金高六百五十弐円弐銭

稲邨より出納受取

(*以下料紙ナシ、裏表紙もナシ、但し綴紐は締められている) 熊谷支庁へ区内官林風折木投票ヲ送る

(挟込紙片一)

敗育金残余之分救荒予備ト致、即其維持方法之儀疾ニ区内一同之協 **敗育金残余之分救荒予備金トナシ、即其維持方法之儀区内一同協議** 奉恐入候得共、来明治十一年一月七日迄御日延御猶予被成下候様什 之上確則相定疾ニ可申上之処、将来之得失等ニも相関し候金員之事 議ヲ尽し上申可仕候処、 二付、苟且二相通り候ては是又不相済、旁以自今評議 此段奉願候也 未タ少々相調兼候儀御坐候間、 甚遅延之段

長谷川

島田

下川上より商業納メ之事ヲ書面ニ作り為扱候事

□県令殿

十二月廿九日成案、 上之邨副戸長任免

官林投票届出ス

郷社祠官へ答書

第百四十二号 書留郵便物請取証

(挟込紙片二)

書状 壱通

埼玉県四等属

差出人 第拾五区々長 長谷川敬助 島 梅 坪殿

別配達税金拾銭 郵便局印

明治十年十二月十五日

殿

(挟込紙片三)

第百四十三号 書留郵便物請取 証

書状

請取人 差出人 第拾五区々長 埼玉県令白根多助

長谷川敬助殿 一月十五日

明

別配達税金十銭済 郵便局印

欠の可能性もある。この時期の長谷川の公職は、 子がうかがえる(史料39、 ている川島楳坪書状に詳しく、 ともいえる。 小林兵右衛門、 竪帳、墨付二六丁、表紙はきちんとし綴紐も締められているが、裏表紙が無く後 長谷川敬助の明治一〇年七月一日から一二月二一日までの日誌である。 五月二一日に第一五区区長に任命されている。 島田俊輔の三人であった。いわば七名社員による区政運営の記録 長谷川の区長就任前後の事情については、 41 両者が個人的に親密な関係をつくりあげていた様 42 45 46 この記録を読むには、こうした第 明治一〇年四月に学区取締を免 副区長は、 県学務課に出仕し 郎

> 務的な内容に限られ、 五区区政の背景を理解しておくことが必要であろう。日記の記述 長谷川の性格がよく現れているようである 従 極めて事

玉県臨時教育集会議事日誌」としてまとめられ、 と記すだけであるが、長谷川家文書に関連史料が散見される。準備の詳細は、 ど外部委員として県の原案作成に従事していたことになる。県でこの仕事を担当 れる八月三日まで浦和に滞在した。八月九~一六日は、再び浦和へ行き、 の作成作業、 拾ってみよう。七月一〇日、学資改正御用掛を拝命する。 開催するが、その議長を勤めたのが長谷川敬助である。この日誌から関連記事を 問題を検討するため、 くは学区取締の経験があり、彼らにとっても大きな関心事である。 島楳坪書状 (史料4)、竹井懿懿貞書状 (史料5) に詳しい。 日までは、熊谷伝習学校で臨時教育集会が開催されたが、日誌には「熊谷出張 竹井懿貞である。第一五区の動きをみると、八月二四日に学資改正議員の選出方 したのは、前述の川島梅坪と、石川弥一郎の義弟で熊谷駅戸長から県に出仕した 正法案を各区正副区長や学区取締へ説明した。七月中旬から約一ヶ月は、 の負担をどのようにするかということが大きな問題となっていた。七名社員の多 この時期、前年八月に熊谷県の旧入間県域を統合した埼玉県では、 (『埼玉県史料叢書一七 選挙の結果、 いったん帰村し一八日から学資の出納法を作成し、それらが決済さ この明治一○年九月に熊谷で臨時教育集会(教育県会)を 二八日に稲村貫一郎が選出された。九月八日から二一 埼玉県布達集一』)。 九月二七日付で県下に布達され また、会議の詳細は「埼 一四日まで県庁で草案 、教育費 県では、 学資改 ほとん Ш

利子は学資金の足しにしたいという歎願書を第一五区として作成し、 五旦 へ提出している。末尾に収めた挟込紙片によれば、 ただ、これと同時に、敗育金の残余は各区に下げ渡し、各区で本金は救荒予備とし この会議において、一人二○銭宛の学資金積立が決まったので、県ではこれま 第一五区では各村を集め会議を開き、県の方針に従う旨を七日に回答した。 回答期限を来年一月七日まで 諭達してきた。 一月

する者の救済、 延ばすよう出願する案もあったようである。 第三巻、 及び学資金を充足するため毎年積み立てたものである(『埼玉県 凶災により窮迫

月五日、 四日 月二日、 層がどのように地域を運営しようとしたのか、 ある (史料53)。ここにあげた断片的な記事も丹念に検討すれば、七名社の指導 幸手で共同会の演説会があり、 を済ませた休暇という意味もあるのかも知れないが、この間の一〇月一四日には 許可を得て歯痛治療のため東京へ出かけている。臨時教育集会の議長という大役 南暴動戦死者」を祭る式があり、 する貴重な記録である。 散見する。 九月二四日、 町村会議員の開札などは一連のもので、一一月二二日の会議規則も関連であろう ての質問に答える。笹田の書状は史料52である。一○月三一日、浦和調神社に こに記される地誌編纂の経過は、政府が全国で進めていた皇国地誌編纂事業に関 各村集会を実施し、地誌編輯取調、 近日調査の達、 七名社に直接言及する記述はないが、一〇月一一~二五日まで、長谷川は県の このほか、 区務所改革を取極、七月七日、区内で町村会開設の評議、 県庁の笹田默介からの依頼で熊谷駅清水旅宿で福井某に地方民情につい 村誌の「差図」を作成する。これは地誌に附属される村図であろう。 県の地誌編纂については、八月二五日、県庁地誌編纂掛堀内守約から 眼についた記事を紹介しておこう。すべて明治一〇年である。七月 コレラ予防法の要領を筆写、 着手の心算を回答、 八月一八日、県庁より芸妓改廃如何の下問がある。一〇 当日の名簿とみられるなかに長谷川敬助の名前も 区内より三名派遣を決定する、などである。 コレラ病予防、 九月二八日、堀内守約が来所、 コレラについては警察との関連記事も 検証する一助となるであろう 学資金決議などを行う。一〇 八月八~九日 一〇月一日 西西

明治十一年

会場記事

第壱号 七名社

ルモノ即左ノ如シ 明治十一年第二月十日、 該社第一 一期ノ社則成ル、 本日入社ス

退散ス、此日大ニ雪ルリ、以テ暫ク内外諸般ノ説話ヲナシ、午後三時三十分ニ至リ一同リ、以テ暫ク内外諸般ノ説話ヲナシ、午後三時三十分ニ至リ一同 今邨三五郎、已上ノ十名副社員ニ入、 徳三郎、堀井庸寛、荻原信有、武井敏太郎、 島作八郎、小林鼎、 長谷川敬助、 ノ十名皆本社員ト成ル、滝口哲二、林勘兵衛、 石阪金一郎、 中邨謙七郎、 原口通弘、 鯨井勘 本副合セテ弐十名各調印セ 鯨井勘衛、 郎 井田諄、 宇田川市郎、 樋口善次郎、 中邨孫兵衛、 吉岡庄三郎 已上

第一会 二月廿四日 演説

坂本与惣次郎・田島大重・小林呉十郎ノ三名来リテ副社員ニ入リ、 森茂三郎ハ本社員ニ入ル

幸ヒ郷地ニ帰省中ナルヲ以テ本日客員タリ、 埼玉県第十五区北河原邨平民小林六郎、即当今東京府寄留ノ学生、 起スニアリ品行方正ヲ要スル〉ノ二題ヲ演説ス 〈今日ノ急務ヲ産業ヲ

本日出頭ノ社員及其説目等左ノ如シ 小学設立ノ方法改良スベキノ説

鯨井 石阪金一

勘一郎

勘衛

原口 通弘

小林 長谷川敬助

金銭活用スベキノ説

207 一八七八〜七九(明治一一〜一二)年 第二期七名社会場記事

(中奈良 石坂家五)

県会開クベキノ論

中邨孫兵衛

瀧口

吉岡庄三郎

社外傍聴人七名

以上演説了リテー 同退出、 時午後四時半ナリ、 此日晴朗

第二会 三月三日

南河原村今村喜代助来テ副社員ニ入ル、本日出 頭 ノ社員左名ノ如

石阪金一郎 大重 中邨孫兵衛 勘衛 長谷川敬助 中邨謙七郎

井田 (※原文一行一名)

八木原愛助本社員二入

藤木銈次郎同断 代島久義副社員ニ入

府県会条例末章マデ議了シ会議止ム、 時午後三時半、

話ヲナシ、午後四時二十分一同退場

第三会 三月十三日 烈風 談話会

中邨孫兵衛 中邨謙七郎 勘衛 石阪金一郎

原口 通弘 八木原愛助 長島徳三郎 森 茂三郎

長島作八郎

傍聴人 鈴木孫四郎

第四会

三月廿四日

本日ハ演説会ノ処、来四月共同会ニ付福沢社中召待云々談件有之、

竹井澹如君来臨 遂ニ演説ハナシ

阪本与惣次郎 勘兵衛 鯨井勘一 中村孫兵衛 郎 原口 長島作八郎

(※原文一行一名)

四月三日 福沢社中演説会方二付臨時会

本日竹井氏人力車ニテ午前十一時五十分着、 種々談話ス、

一二ハ警察巡査配置ノ方法

二二ハ地租改正発行ノ期ニ迫リ其方法

三二ハ勧業会諸結果ノ想像ヲ談ク

中村孫兵衛 石阪金一郎 八木原愛助

中村謙七郎 四月七日 鯨井 茂三郎

(※原文一行一名)

長谷川敬助

第五会 討論会

本日福沢社中民間雑誌関係ノ先生両名ヨリ書面到着ニ付、

本月

二十一日演説会相開キ候事ニ決議ス

原口 通弘 八木原愛助 阪本与惣次郎 石阪金一郎 鯨井勘 田島 郎

(※原文一行一名)

本日四分一清作入社ヲ允許ス

午後二時十分二着停二以討論会ヲ休 Ĺ

四月十七日

宇田川市郎

長島作八郎

長島徳三郎

堀井庸寛

中村鎌七郎 長谷川敬助 八木原愛助

中村孫兵衛

本会ヨリ出頭 古沢花三郎

(※原文一行

為メ、午後一時ヨリ中村孫兵衛委員トシテ竹井澹如方エ出張 来ル廿一日慶応義塾社員熊谷小学校エ出張演説会開設事務照会ノ

第七会 午後四時退場、此日晴朗

四月廿八日 演説会

本邦女子ノ風俗

通弘

原口 石坂金一 通弘 郎

藤木銈次郎 中村孫兵衛

第九会 永井大田演説会 第八会 五月五日 国会設立之順序ヲ論 卑属人民ヲ御スルニハ案山寺ヲ以足ルノ論 内国債募集主義ヲ説 午後四時一同退場、 処、更ニ討論会ニ入ルコトヲ一同公認許可ス 国会設立ノ機来リシノ説 徴兵令改正スヘキノ説 国会起スヘキノ説 任侠ヲ尚ブノ説 布告ノ徹底ヲ要スルニハ仮名書ヲ可トスルノ論 本日府県会規則第 本日宇田川、長島、 地租改正論 中村孫兵衛 宇田川市郎 鯨井勘一郎 石阪金一郎 (※原文一行一名) 討論会 一条ヨリ第二十条迄討論ス 井田、 此日晴朗 田島 長谷川敬助 五月十二日第二日曜日 茂三郎 太十 〈此ノ日晴朗 荻原、 堀井、武井六君、 四分一清作 中村謙七郎 阪本与惣次郎 則第一日曜 田島 四分一清作 長谷川敬助 古沢花三郎 中村孫兵衛 八木原愛助 Ė 談話会入社之 井田 瀧口 長島作八郎 阪本与惣次郎 田島 太十 古沢花三郎 小林呉十郎 長谷川敬助 中村孫兵衛 石阪金一郎 長島作八郎 茂三郎 第十二会 演説会 第拾壱会 談話会 六月十二日 間接ノ害ハ直接ヨリ甚キノ説 シ、同日上中条学校ニテ演説会ヲナス 聴聞シ頗ル愉快ヲ覚ユレトモ、農繁ニ際シ候故七月七日迄延会致 本日ハ西京行ノ稲村、東京行ノ鯨井両氏出頭ニテ、両京ノ珍事ヲ 本日ハ社員欠席多キニ付討論ヲ開カス、姑ク談話ヲナシ午後四時 娼妓ハ切手ヲ以テ販売スヘキノ説 討論演説ハ国力ヲ振起スルニタルヘキノ説 自由ハ人民ノ適度ニ応スヘキノ説 西郷ノ死ハ国ニ益アルノ説 華頓之履歴英名ヲ賛ス 流行ノ神仏ヲ祈ルノ不可ヲ論ス 大赦ノ典ハ半開国ニ適ス 一同退出、此日小雨アリ 権利義務ノ弁 〈主上御巡幸ノ趣意ヲ誤解セシ県官及区吏アルノ風聞ヲ説ク〉 長谷川敬助 石阪金一郎 宇田川市郎 石坂金一郎 (※原文一行一名) 、本会限リ討論会ノ分説席ヲ乞フ、 七月七日 鯨井 中村孫兵衛 長谷川敬助 勘衛 依テ許ス〉 稲村貫 原口 通弘 郎 (※原文一行一名) 長谷川敬助 代島 原口 荻原 宇田川市郎 長島徳三郎 田島 八木原愛助 宇田川市郎 長島徳三郎 長島作八郎 長島作八郎 石阪金一郎 久義 太重

石阪金一郎 森 茂三郎 長谷川敬助郎本社員二、社員衆議ノ上允許ス本日該社設立届云々ノ書面ヲ認メ社員連印ス、日第十五回 談話会 八月四日 第一日曜日	新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任軽キノ弁交際論	日本政府英雄ナキノ説教育之説	圧制ハ自由ノ原素タルヲ論ス民会起スヘキノ説	小学ヲ盛ニシ及ヒ家庭教育必要ノ説	酒ト茶トノ利害軽重ヲ論ス万物保護ヲ頼ノ説	第十四会 七月二十七日土曜日 犬塚邨演説会中村孫兵衛 阪本与惣次郎 田島 太重	石阪金一郎 長島作八郎 長谷川敬助	本日犬塚邨演説会ニ社員招待サル第十三会 談話会 七月十七日水曜日	巡査ヲ賛成スルノ説				以上演説者	気力論
超	長谷川敬助 信有	中村孫兵衛中村孫兵衛	阪本与惣次郎 諄	鳥	森 茂三郎		稲邨貫一郎		黒江仙五郎		堀井 庸寛	与		中村謙七郎
其初葉ヲ以テ募金法右ハ議決ノ概要ヲ記一、該金募集中万一	一、該金積ンデ五但、幹事ノ任	務ニ関ラシムルモノトス一、該募金出納幹事ハ本社一、金弐拾銭宛〈有志社員	スル即左ノ如シ 社員中有志ノ醵 ^会	社員中弁舌ヲ錯リ	一、演説会ニ向、政一、本日ハ社議数種	〈明治十一年八	(※原文一行一名)	武井敏太郎	古沢花三郎	中邨孫兵衛	第十六会 討論会		樋口善次郎	八木原愛助
其初葉ヲ以テ募金法則ヲ登録スベキコト、本日議決ニ基キ即チ該右ハ議決ノ概要ヲ記スルモノニシテ、巨細ハ別ニーノ帳簿ヲ製シ、フコトモアルベシー、該金募集中万一非常罹災アレバ都合ニヨリ臨時額外募金ヲ行ー、該金募集中万一非常罹災アレバ都合ニヨリ臨時額外募金ヲ行	該金積ンデ五十円ノ額ニ満レバ休止ノコト但、幹事ノ任期ハ三ケ月毎ニ公撰更代ノコト	3二関ラシムルモノトス	スル即左ノ如シ 社員中有志ノ醵金ヲ以テ其幾分ヲ補助センガ為メ、其方法ヲ決定	社員中弁舌ヲ錯リ其筋ノ糺問等ノ為メ旅費其外入要アルトキハ、	演説会ニ向、政府ヨリ監視ヲ加フルノ布告アリシニヨリ、万一本日ハ社議数種アルヲ以テ討論会ヲ止ム	(明治十一年八月十八日八木原氏ノ媒介ヲ以テ副社員ニ入)	名)	長谷川敬助 茂三郎	宇田川市郎	石坂金一郎	第八月十八日	11111111111111111111111111111111111111	長島作八郎	中村孫兵衛
イコト、本日議り、巨細ハ別ニハ都合ニヨリ臨	ハ休止ノコト公撰更代ノコト	コリ別ニー名ヲ	伸助センガ為メ	為メ旅費其外	ノルノ布告アリ云ヲ止ム	ノ媒介ヲ以テ副		中邨謙七郎	坂本与惣次	田島大重			荻原 信有	鯨井 勘衛
則ヲ登録スベキコト、本日議決ニ基キ即チ該スルモノニシテ、巨細ハ別ニ一ノ帳簿ヲ製シ、非常罹災アレバ都合ニヨリ臨時額外募金ヲ行	ı	/撰挙シ専ラ其事	へ、其方法ヲ決定	人要アルトキハ、	/シニヨリ、万一	肥留川唯二 (鄭麗)		堀井 庸寛 塚田敬太郎	八木原愛助	原口 通弘	(%) 原 () () () ()	() 首(で) 一丁一, ゴ	代島 久義	鯨井勘一郎

第十七会 演説会 幹事ヲ公撰スルニ其投票ノ多数ナルヲ以テ中村孫兵衛ト定ム 午後一時開会、府県規則第二十一条ヨリ三十六条迄ヲ決議セリ、

議員其人ヲ失スルトキハ却テ圧制手段トナルノ説 〈日曜日 八月廿五日 稲村貫一郎

八木原愛助

憲法ナキノ国民ハ自由ナキノ説

名実適合ヲ要スルノ説 政事ノ善悪ハ政体ニヨラサルノ説

> 古沢花三郎 茂三郎

> > 犯

姦律論

樋口善次郎

演説会ノ利益アルヲ論ズ

宇田川市郎

中村孫兵衛

井田

良工ヲ養成スベキノ説

国会設立ノ機ハ在廷諸君印綬ノ解クノ日ニアリ

武井敏太郎

社外傍聴 藤木銈次郎

郡長ハ公撰スベキノ説

江黒仙太郎 樋口織三郎

江黒忠三郎

午後四時一同退出

第二十会 討論 十月六日

八木原愛助 石坂金一郎 今邨喜代助 稲邨貫一郎

田島 大井

大重

樋口善次郎 阪本与惣次郎

長島得三郎

中邨孫兵衛

(※原文一行一名) 塚田啓三郎 江黒仙太郎

堀 井江第田

大井

中

江黒仙太郎

藤木銈次郎 塚田啓太郎

鯨井勘一郎 武井敏太郎 今邨喜代助

(※原文一行一名)

久義 庸寛 諄

鈴木 五郎

宇田

川市郎

長島作八郎 長谷川敬助

原口

通弘

中邨孫兵衛 稲邨貫一郎

荻原

八木原愛助

中邨謙七郎 石坂金一郎

討論会

明治十一年九月八日

阪本与惣次郎

本日ハ府県会規則第四十三条迄ヲ議決ス

時二四時四十分ナリ、於是閉開ス

第十九会 演説 九月廿日

禄券売買ハ禁スベキノ説

阪本与惣次郎

四 六

稲邨貫一郎

阪本与惣次郎

Ŧī. 八木原愛助 石坂金一郎

長谷川敬助

中村孫兵衛 塚田啓太郎

代島 義久 古沢花三郎

田島 長島作八郎 大重

宇田川市郎

外二傍聴弐名

社外傍聴

江黒忠三郎

-村孫兵衛 樋口善次郎 十月十六日

長島作八郎 阪本与惣次郎 荻原 石坂金一郎 信有 堀井 長谷川敬助

大重 八木原愛助 稲村貫一郎 (※原文一行一名)

該会ハ談話上ノ都合ニヨリ熊谷駅清水愛助方ニ於テ之ヲ行フ、 談

了リテ西洋料理ヲ喫ス、但午後五時一同退出

第二十二会 討論 荻原 十一月三日 堀井 庸寛

田島 大重 長谷川敬助 長島作八郎 塚田

中村孫兵衛 (※原文一行 樋口善二郎 一名

井田

本会ハ府県会規則末節迄ヲ悉ク議決セリ、 但議長ハ荻原信有ヲ公

塚田 啓三郎 (天郎カ) (※原文一行一名 長島作八郎

第二十三会 談話

十一月十三日

古沢花三郎

長谷川敬助

堀井

庸寛

樋口善次郎 中邨孫兵衛

本会四幹事ノ投票ヲ行フニ其撰ニ当ルモノ即左ノ如シ

中村孫兵衛 出納 長谷川敬助

書籍 稲村貫一郎 備蓄 古沢花三郎

第二十四会 演説会 一月廿四日

議員撰挙法 上下協同之説

方今ノ急務

荻原 阪本与惣次郎

塚田啓太郎

中邨孫兵衛 樋口善二郎

八木原愛助

品行論

藤木銈次郎 稲邨貫一郎

石阪金一郎

中 郎

古沢花三

本日深谷駅田谷学校二於

第二十五会

演説会 十二月八日

阪本与惣二郎 談話会 十二月十一日 稲邨貫一郎 石阪金

郎

(※原文一行一名)

第二十七会 十二月廿二日

ニテ談話会相開き候事ニ決ス、 本日明治十二年ノ会日表ヲ製シ、且同年一月四日熊谷本町清水方 右ハ小泉・竹井帰省中故、 面謁致

度ヨリ右手続ニ相成候

中村孫兵衛 鯨井 勘衛 原口 通弘 田島

阪本与惣二郎 江黒仙五郎 長谷川敬助 古沢花三郎 鯨井勘一郎 八木原愛助 (※原文一行一名) 塚田啓太郎

第二十八会 明治十二年一月四日 本日正午頃各員列席、 竹井澹如先生ノ別荘池ノ亭ニ於て酒肴ヲ賜 新年賀

IJ

樋口善次郎 石阪金一郎 鯨井勘 稲村貫一郎 郎 鯨井 長谷川敬助 勘衛 原口 中村孫兵衛

田島 太重 阪本与惣二郎 塚田啓太郎 堀井 通弘

滝口

第二十九会 明治十二年一月廿六日 小泉 寛則 堀井 敬慎 (※原文一行一名)

-194 -

者如左 本日ハ熊谷警察署へ届ニ付其委員幷ニ交替幹事公選、 其選ニ当ル

鯨井、 石 阪 稲村、 長谷川、 中村、 熊谷支庁行

同 樋口善次郎 中村孫兵衛 長谷川敬助 書籍幹事 臨時儲蓄幹事 稲邨貫 阪本 長島 阪本与惣二郎 郎 中 庶務幹事 出納幹事 田島 塚田啓太郎 石阪金一郎 樋口 石 太重 鯨井 江黒仙太郎 長島作八郎

勘衛

※原文一行一名

第二期七名社の正式な活動記録といえる。半紙竪帳、

墨付三〇丁、

記録

伝えた石坂金一郎を中心に記録されたものとものと思われる(口絵9)。 者は表紙に「七名社」とのみ書かれているが、会の庶務を担当し、 一九五二年に発表された石坂養平氏「七名社と談話会」で紹介され、七名社に関 この書類を

する基本史料であり、『埼玉自由民権運動史料』、 史料なので、 文が翻刻されている。今回も新出の稲村貫一郎「烟雲雑誌」と合わせ検討すべき 利用の便を考え、改めて石坂家の原文と照合して採録した。 『新編埼玉県史』資料編19で全

ている。 定する。 井澹如が来臨する。 め竹井澹如が来臨相談する。 談話の区別、 二九会までである。 記述の内容は、 主なものを列挙すれば、 天候が記されることもある。また、会ごとに特別な事項があれば記載し 八月四日・第一五会、 出席者、新入社員、演説会は演題、 明治一一年二月一〇日の発会の初集から一二年一月二六日の 会合ごとの基本的な記載事項は、 四月七日・第五会、 四月三日、 竹井澹如氏が来臨、 三月二四日・第四会、 福沢社中演説会につき臨時会を開き、 共同会の福沢社中演説会が二一日に決 討論会は論題、開始・終了時刻 七名社設立届書に社員連印す 会数、 四月の共同会演説会のた 月日、 演説・

> け委員及び幹事を公選する、などである。 方とする。一二年一月四日・第二八会、 二二日·第二七会、 る。 視布告をうけ、万一の場合のため醵金を決定、 る。 一一月一三日・第二三会、 八月一八日・第一六会、議題が多く討論会を中止、 一〇月一六日・第二一会、会場を熊谷駅の清水亭とし西洋料理の会食をする。 竹井懿貞と小泉寛則も参加する。 明治一二年の会日表を作成し、 庶務・出納・書籍・備蓄の四幹事を選出する。 新年賀、 一月二六日・第二九会、 その幹事に中村孫兵衛を選出す 会場を竹井澹如の別荘池亭に変 次回一月四日は熊谷本町清水 政府の演説会に対する監 熊谷警察署へ届 一二月

~17頁)に収録したので、これらも併せて参照していただきたい をもとに、各会の出席者と演説会の演題などの一覧表を作成し、 の活動に関する記述があるので、その解説にまとめてある。 そこには、 この七名社会場記事と並行して稲村貫一郎の日記「烟雲雑誌」がある 明治一一年七月以降厳しくなる警察の取締や、 第二九会以降の七名社 また、 解 説の総論 (史料208)。

208 |八七八~八|(明治||~|四)年 烟雲雑誌

(下奈良 小林氏収集一)

烟雲雑誌

可備、 時日誌ヲ廃ス、 九日ヲ以テ帰家、 上途東京二到、 明治十一年一月十日学区取締兼副区長ノ職ヲ辞シ、 左ニ録ス 近歳殊ニ記臆力ヲ失シ遺忘ス、啻二三ノ暗記スル処ノモノヲ 奥原晴湖及其門人〈晴嵐晴林〉ト共西遊シ、 七月望此簿ヲ作リ其間多少誌シテ、 記行別冊ニ在リ、 殆半歳ノ漫遊帰郷之際多忙、一 後日ノ観ニ雖有 同十三日ヲ以テ 五月廿

、「ユーニティー・『コーニー・『コーニー・『アーニー・『アーニー・『アーニー・『アーニー 『アーニー・『アーニー 『アーニー・『アーニー 『アーニー・『アーニー・『アーニー・『アーニー・『アーニー 『アーニー・『アーニー アーニー・『アーニー

六時頃ヨリ熊谷へ回リ夜帰宅 名社ノ会ニ出ツ、此日来会スルモノ鯨井勘衛・中村・八木原・長名社ノ会ニ出ツ、此日来会スルモノ鯨井勘衛・中村・八木原・長年社約改正シ其時ニ入社シ、当時書籍掛リノ幹事ナリ〉、共ニ代邨ニ七日七日 此日七名社会日ナリ、十時宅ヲ発シ八木原愛助氏ト〈本

六月十二日 大人不例、熊谷行ヲ止ム

六月十七日 此日小麦ヲ刈リ収納ス

日実田終ル
六月廿五日 雨 挿秧、柊木ヨリイゴ田其他ヲ済シ新宅西到、此六月廿四日 曇或雨 前田ヨリ天神ニ到リ中里桶屋来リ援

ク、故ニ近隣残余ヲ請フト云フ、此日以テ挿秧ノ末日トナスヲ得ル多キヲ以テ、中ニ議変シ挿秧ノ事ニ決着シ、故ニ秧少且乏箱田ナルモノハ皆田ヲ圃ニ変スル予算ナリシニ、水多ク殊田ノ益六月廿六日 晴 此日箱田ヨリ秧ヲ請フモノ来リ、残余ヲ与フ、

六月廿九日・三十日 両日農後ノ休日トナス

七月一日 休日

スで、此夜一伯シテ去ル、鯗魚弐百俵ヲ買フヲ約日ニ古稀ヲ過クト云、此夜一伯シテ去ル、鯗魚弐百俵ヲ買フヲ約影ノ石燈籠、此翁兵庫ニテ買購セシモノナリト云フ、当時祖父嘱〉、歳村藤蔵故支配人鉄右衛門老人来ル、商用ノ為ナリ、〈方今庭中ノ三七月五日(雨)上中条邨中邨庄五老人来ル、又午後ニ関宿ノ喜多

二行、病ヲ問テ帰ルリ、金一君ト午時迄談話シ午餐饗亨テ帰ル、帰途下奈良長谷川氏七月六日 晴 午前第八時二出テ中奈良石阪氏ニ行、会計事托ナ

七月七日 聴員三四十名有リ、各演説終リ余ト長谷川・中邨三名中孫氏ニ行 中邨〈酒巻〉・石阪・阪本・長嶌・森・今邨其他数十名ナリ、傍 五郎氏東京ニ行ト云、頃刻談話、 笑シ暁ニ達シ寝ル能ハワス、翌八日第八時三十点ニ起ル、此日庄 同日彼地ニ着ハ奇偶ト云フヘシ、啻恨ラクハ邂逅セザルヲ、交談 月三日ヲ以テ伊勢宗廟ニ指、樋口モ同日ニ山田ニ滞在ナリト云フ、 泊 本年社約改正已降新入人ナリ、故ヲ以テ悉ク記ス能ハス、長谷川・ 雨ヲ冒シ来ルモノ甚多シ、社員中未タ余ノ面識セサモノ有リ、是 ム、余先ツ中邨ニ到リ用ヲ弁シ、午餐ノ饗ヲ亨ケ帰リ学校ニ到ル、 故ヲ以テ朝村費ヲ納収シ終テ午前十一時出宅上中条村ニ赴ク、大 人中邨庄五郎老人ニ熊谷ニて出会之約ナリ、雨ヲ以大人熊谷行止 鯉ノ饗ヲ亨、尋テ樋口氏来西遊中経暦話笑ス、余モ本年三 此日七名社会日ニて上中条学校ニ演説会ヲ開 第十二時帰宅

愛助・余ト四名ナリ、各反別ニ賦ノ基本成ル到ル、此日会スルモノ八木原藤左衛門・吉田十郎右衛門・八木原六月九日 雨 地租穫量計算事務ヨリ依頼ニ付、早朝愛助氏宅ニ

八月十一 八月十日 月十二日 熊谷 雨 雨 事 務 務所ニ行き宅地ニ等位

所

ヲ勧ム、辞シテ去ル、 中田両人来リ為小宴ヲ設ケ談論薄暮ニ到ル、 木原ニ到リ 十四日 午前事務所行、万次郎浦和より帰省ス、 事務所行 又雨俄ニ到ル、 途ニ雨ニ逢ナラン、此夜八 両人共一宿為スヘキ 午後長谷川

六月十五日 午前事務所行キ地順帳ヲ書ス、午後休ミ、因テ此帳簿ヲ作ル、 大人上郷ニ行 日已来霽天ナシ、 啻本日少シク晴ニ逢

本日竹次郎来ル、午後休日、此熊谷天王祭日ナリ

本日ヨリ明朝迄熟覧之、

明午後各自二印形持参請印之事ヲ達ス

六g六g 月 月 十十六日 六月十八日 三郎方ニ滞宿スルコト凡十八年ナリト、 托ス、午後事務所へ行き事務ヲ援く、今朝庄太夫老人死去旨届 道八人ナリ、 説会開ク事ニ決シ、一日上ケ廿七日午前十時出頭時間トス、 古兄(『文章)(『文章) (『文章))(『文章) 木原愛助・石阪金一郎、〇長谷川敬助・中邨孫兵衛、 日此業ニ従事セシモノ国五郎・佳助・浦吉・半次郎・阿菊 大人行き埋葬儀ヲ決ス、 大人市ニ行夜帰リ、 本月十日より下宿〉阿由〈新宅下婢〉阿関々 正午漸干シ切り、 五兵衛、 早朝耕地一巡シ後、 此七名社ノ会トス、 朝ヨリ事務所ニ行、 (原文空白) 奥原より西京文人合作画送リ来ル 薄暮余行テ弔ス、 今朝恩田建具屋藤吉来ル、 等ナリ来会、犬塚邨学校ニテ演 字蔵場藍ヲ刈セ余督ス、 早朝耕地ヲ一周シ帰リ、 今春病ヲ以テ実家ニ帰ル、 地順帳書シ終 此翁余支族稲邨甚 (林三郎妻半日間傭) ○阪本 **〈阿春** 薄暮 此

> 七月十九日 二狼狽、漸収ム、雨止シ又半晴、 リ事務所ニ至リ、 頃シテ止ム、然レ共一時大降リ、 為ニ土ヲ掛ケ来リ、帰ル時日已ニ西山ニ投ス、午後二時 殊潜然タリ〈死時翁年七十七ナリト云フ〉、喪ヲ送リ龍渕寺ニ到リ ヨリシテ恩ヲ受ル多年ナリ、 常二祖々母摩療セシム 晴或は曇り 此日暑気甚シ、 午後一 〈翁摩捺医タリ故ヲ以テナリ〉、 故ヲ以翁モ又勤仕、 事務所ニて地位等級付切符分賦 建具屋藤吉衣架ヲ作ル、 地二水流ルニ到ル 時雨降数烈、 満庭藍ヲ晒干ス故 余も継 頃雷雨俄 事追感シ 我祖父

七月廿日 日中也、 ル、馬石川氏ノ鮝魚ヲ川岸より運 ニ到リ計算、 リ晴嵐氏ニ送ル書ヲ作リ、 払フ、故ヲ以テ水来ル乏シ、第八時より事務所ニ到、 飛し、暫時雨至リ或止又細 晴 家僮は田ノ草耕、 第六時帰宅、 第五時頃より雷気、 午後又事務所行、 事務所ニおゐて本日地位等級請印ヲ取 建具屋藤吉不来、 醎 前田水ヲ引ク、 六時過き颶風俄ニ到リ塵埃ヲ 此日暑気甚し、 本日は熊谷駅天王祭 野田草取ニて関ラ 十一時二帰

七月廿一日 休暇中当方ニ居ル約ナリ、 昨日及ヒ本日ノ新聞紙ヲ読ム、 ヲ作リ東京渡辺晴嵐・奥政明両人ニ送ル〈八木原馬子寅二郎ニ托ス〉、 此日桐ノ器局ヲ作ラシム、 衛門トイコ田等ナリ〉、帰ルトキ第八時ナリ、此日建具屋藤吉来ル、 ハ西方大降ナラン、溝渠水甚多シ、朝耕地見回ル〈後田大口十右 宗より帰省旨伝聞ス 午後第三時頃ヨリ雷気、 第九時より事務所ニ行合算、 故石川江托書ナリ、 今朝万次郎不快之旨報来ル、是ハ 此辺雨降ラス、 本日八木原市三郎 午時信書 昨日

我祖々母甚三郎ノ家ニ老隠ス、祖父為ニ庄太夫ニ一室与テ居ラシ

郎本日リ下中条へ行 瞔 第四時長谷川北河原ヨリ書面来ル、師範学校建築寄附金ナリ件ナ へ托シ藤屋源七へ通幣等送ル、 又曇微 午前一 夕景前田ヲ見回ル、 巻ヲ終ル、 「雨トナル、耕地見回り〈柊木前田〉 時下奈良吉田氏支配人喜助暑中見舞トシテ来ル、 第一 本日午後休日、 時ヨリ大人熊谷ニ行夜第 八木原ヨリ武家系図ヲ返ス、竹次 第二四草耕終ル、 午前十時リ古文読ミ 第時帰宅、 半次郎 午後

北河原邨小林貞ナルモノ来リ、 漲り後堀ノ縁ヲ越スニ至ル 則ヲ一覧セス故ニ織者質ス云々、 時ハ巨万金モ不足ヲ憂ルノミ、已大蔵卿ニ内願シ其意見ヲ可トス ル能ハサルニ苦ム、 運会社荷物為替之便ヲ図リ為スモノナリ、 出シ談後第三時至ル、陰二銀行社入ヲ勧ムル、且其規則ヲ質問 ルニ至ル、故ニ近傍有志募ランコト本社ヨリ被托、 一時ヨリ事務所ニ行算計事務ヲ援ク、薄暮帰宅ス、 余条例読セサルヲ以テ不知ヲ答フ、此間興起スル銀行は通 朝耕地巡視シ、帰テ古文開キ三四葉ヲ閲スル時 此社如キハ見ニ全国ニ結社シ、荷為替ニ充ル 西国ノ風説ヲ談シ小酌シ、 ○近勢之事談シ第三時ニ帰 通常銀行常ニ金流通ス 雖然未タ銀行 昨夜大雨水 ・午餐ヲ ル

代商用ニて来リ泊ス各邨名寄反別帳ヲ総計ス、薄暮ニ帰宅ス、此日関宿喜多邨藤蔵手七月廿四日 晴 朝畳ノ縁繕ニ従事シ、第八時より事務所ニ行、

午後事務所ニ行収穫調帳之基帳ヲ書ス、此日藤左衛門午後区務所元善之助氏来リ、午後第一時前三十分迄相話シ小酌及午餐ヲ出シ、行督責為ナリ、後林三郎ヲ呼ニ遣し大人ト共ニ厳責ス、第八時秋七月廿五日 晴 午後第五時頃ヨリ雷雨、事務所ニ行名寄帳計算イ商用ニでオリギラ

廿四日両日ニ出ツ、本日(呉下原文等)へ行ク、夜廿五日新聞一枚ヲ読ム、地方郡制布告朝野新聞廿三日

七月廿八日 七月廿七日 寄簿ヲ写ス、午時八木原氏来リ、此日事務所へ出勤セシモノ正 戸長三名ナリ 拝シ帰ル、 ヲ命シ、 シ途ニ降リ久保島邨ニ到ル、已ニ棺出シ期ニ後ルヽヲ謝シ□前ヲ テ装整シ久保島ニ至ラント、先熊谷ニ出テ髪ヲ刈リ、 二行キ先ツ久保ノ不幸ヲ弔シ、帰テ神明ノ圃ニ行キ茄子採リ、帰 藤屋ニ至リ工事ヲ促シ、青柳ニて香筒ヲ買求シ、 晴薄雲天ヲ或ハ遮リ、 トキニ薄暮ナリ、 朝重右衛門トイコ田巡視シ、 廿六日ノ新聞ヲ読ム 此日暑気最甚シ 帰リ事務所ニ行名 吉見ニ午飯 朝 車ヲ命 八 木原 副

七月三十日 七月廿九日 夕夕石原寺山嫗至リ、 計算、 借リ帰ル、 時頃ニ行ニ約シ、 ル、奥原晴湖聯ニ揃、 命シ埋投セシムルコトニ決ス 手ナルヲ以テ日暮提燈ヲ取リ綱ヲ張リ其目的ヲ標シ、 ヲ買ヒ又小泉香巒ノ宅ニ遊ヒ雅話時ヲ移ス、板橋詩集幷疑問録 ノ為ナリ、 廿七八日両日ノ朝野新聞ヲ読ム、廿七日々々新聞モ見ヲ得ル 第十一時二帰宅、 晴 寺山ニ行キ石エヲ促シ邨吏ニ請ヒ経界厘 第一時石原着、 暑気甚シ、午前事務所へ行き名寄清書成ルヲ以 本日後林へ涼床設ク、 朝肥留 明日隣家ト界ヲ改ムル約故ニ来リ、 此日三番草耕済ム、 午餐ヲ喫シ石原邨寺山ノ屋敷経界ヲ釐正 川氏ヲ依頼シ中島屋へ耕石香谷 暑気甚シキヲ以テ薄暮ニ譲、 阿芳本日後渠二投. 事務ニ行名寄帳写ス 定ス、 明日職人ニ 本幷二墨 因テ午 画ヲ送 シ幸無

中 土蔵腰巻極下面ヨリ西

表柱面ヨリ 表双一尺五寸ツヽノ処 壱尺壱寸五分 土蔵西南隅

南

南中両所ニ経界石ヲ埋ム、其石左ノ如シ北方ハ 丁字形ノ界石アリ、之ニヨル 壱尺弐寸五分 柱中墨ニ付斯ク減ス、双中間

ナリ

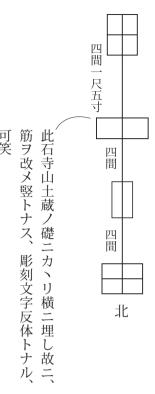


関根幸次郎

八月一日 七月三十一日 テ小酌、 リ新聞ヲ取リ、 夜微雨降、 右衛門奔馳周旋ヲナス、副戸長三枝ハ代理ナリ、大谷身来ル、 右弐箇、 [日新聞ヲ読ム、 二晩餐ヲ喫シ第八時ニ出テ散歩、 沼尻兵七郎来ル、 誤テ前堀二陥リ半身浸混、 雑菜飯ヲ出ス、 寺山松五郎代理トシテ明日立会ノ筈ナリ、此日阿波森仙 雨終日、 事務所二而収穫再算、 晴 帰時第十時十分ナリ、此日野口膳来りよし、 第八時頃ヨリ我然陰リ雨ヲ催ス、然レ共不甚多 不見日 此日慶應義塾関次郎へ学資金ヲ送ル 事務所ニ行等級分ケ寄セ算、 事務所行収穫附再算、此日熊谷魚屋忠五郎来 伊香保温泉ニ行き此程帰リシ旨 此日越後縮屋へ来ル、帷子一巻ヲ買フ 事務所ニ行、収穫之等級分ケ寄算不 婢ニ命シ日晒ヲサシム 第五時ヨリ正副戸長招キ涼台ニ 松田屋ニ立寄リ、又柏屋ニ到 大人不例 本日ヨリ

積リ、本日十一屋来リシ旨ナリ社報、長谷川へ談シ回答之心算、明日は七名社会ニ付事務休業ノ已後数日間拙家保管トナル、東京吉田氏ヨリ建言書及ヒ府下実況林三郎来リ、是ハ熊谷ニテ帰ニ関シ暫ク熊谷行停止セシニヨリ、

八月六日 八月五日 八月四日 十八日 午後二時頃市三郎来ル、東京慶應熟同人社等近況談シ、 等厨房多忙、早朝二起リ水行、男体山拝シ献灯、又例ニヨリ洗硯、 出シ及晩餐ニ饗ス、薄暮ニ帰ル、此日東京吉田氏ニ贈ル書面作ル 藤左衛門来リ、林三郎脱奔件ナリ、事務所ニ行計算、 幸二付何カ出品は有ル間敷哉照会アリ、 邨・長島・樋口第数名来居ル、 名同行宅ヲ出ルトキ第九時三十分也、 故ナリ、午後熊谷行尋ル事ニ示談 シ以テ示ス、 足見、決シテ真正ノモノ非サルヲ明言ス、 事務所ニ行キ収穫総計成ルト雖モ違算アラン、故ニ反別総計ヲ為 屋藤吉来リ茶器箱造ル、前日已ニ板ヲ合糊シ置、本日箱組立成ル、 は十四日ノ処、 ルヲ希望スルノ問題、 郎氏来ル、 午時石川善左衛門晴湖額ヲ購求シ携来リ示ス、 帳簿第一号ヨリ八号迄トシ、七号迄総計済、 〈日曜日ナリ〉 晴 晴或曇り 談話遂二七名社同行之事、 夕陰ル 暑気甚し 酒巻丑太郎来ル、 旧盆ノ十六日ニモ出席人必ス少ナカランヲ察 会同ノ事ニ操替、 我社友各員来会答書可差出事ニ広告ス、来 此日旧七夕日トス、例ニヨリ小麦漫頭温沁 朝八木原藤左衛門来ル、是ハ林三郎脱 早朝肥留川氏官令新誌仮リ来ル、建具 談話殊二多シ、竹井澹如来ル、 干鰯水揚件ナリ 〈昨夜林三郎脱ス〉、 夕方退散シ第五時帰宅 無程八木原愛助氏来ル、三 到ル時長谷川・石阪・中 来会討論可致且社盛大ナ 且印譜ヲ以テ印ヲ照合 明日は藻刈ヲ休 石川氏ヲ呼誤違 贋造ニシテ不 肥留川只次 午後休業 葡萄酒々 **∭**



二送リ金封ス〈いせ嘉いせ文〉、 学校ヨリ帰省ニ付暑休来訪、 リ立華藤屋立寄リ帰宅、 カハセ可致と之書面ヲ仙右衛門老人ニ托ス、第十一時用済、 副 ヨリ数日間来寓、 刈ニ付事務所休業約、 一時間計相談シ帰ル 戸長大谷源蔵立会、 建具屋藤吉箱仕上ケ成リ、 ヲ共ニ来リ、暑中見舞ナリト云フ、酒ヲ出シ 大人午後より熊谷行、 安八もり仙右衛門同断 時十二時五分ナリ、 直ニ帰ル、 佳助ニ托し熊谷ニ遣ル、石原財木 他日可来約シ、本日は藻 栗原永之助浦和師範 岩田万次郎来ル、 蓋外郭ヲ作ル、 他日図面ヲ作リ取

附シ誤ヲ正ス、不終シテ日投ニ止ム、建具屋茶箱仕上ケニ成ル、八月八日 陰 事務所ニ行計算、収穫ニ差違アリ、因テ反別ヲ

十二時帰り伏を常右衛門老人死去赴音、直ニ行き手配、明日人足遣方ヲ指揮、在常右衛門老人死去赴音、直ニ行き手配、明日人足遣方ヲ指揮、午後聯ノ心ト茶箱繕フ、タ帰ル、明朝熊谷ニテ金物ヲ取来ル約、

- 豊く、常立寺出官、七日を吊くレニアあっ、建具書藤吉士にこま、八月十日 - 半晴 - 早朝ヨリ常右衛門方ニ手伝として出張下婢はる明日指揮方談シ第四時帰ル、此日建具屋糸ワク作ル - 精々方援力トシテ常右衛門方へ遣ス、午時ヨリ常右衛門方ニ行、八月九日 - 曇 - 八木原常右衛門方不幸ニ付事務所休、下男浦吉米

八月十一日 計成ル、午後懷中時計磨、 早起龍渕寺墓所掃除二行、 例ニヨリ祖先迎フ祭ル 資トス、薄暮又常右衛門方ニ行き、 遣ス、第五時出棺、 て来ル、挂時計磨キニ従事ス、余傍ニテ熟視シ他日自ラ磨ク為ニ 今夕帰リ通計八日間ナリ、八木原市三郎時計屋湯川徳次郎同道ニ 今夕鈴木万次来ル、 半晴 薄微雨 此日来弔スルモノ多し、建具屋藤吉仕上ニ寄 八木原弔スル為ナリ 余ハ別荘ニテ時計直シ従事、 薄暮二成ル、夜ゼンマイ切ル、 此日陰暦迂盆十三日トス、 会計調成セシヤヲ見ル、 故ニ大人 午前挂時 第五時

時計直シ器械ヲ皆余ニ与ヒ去三十点、湯川氏ノ為ニ葡萄酒酌シ明日秩父実家ニ行ントシテ帰ル、ニ行、例ニヨリ施餓鬼ニ立会ヒ、後本院饗ヲ亨テ帰ル、第五時肥留川氏来リ時計直シ托ス、第十一時甚三郎ト共ニ龍渕寺ニ墓参八月十二日 晴 湯川氏懐中時計セン前ヲ継ク、第十一時成ル、

談話シ、帰ル時第六時ナリ岡氏ニ行、回テ万次氏ニ行、午飯ヲ饗亨テ、孫四郎来ニて殆三時又上奈良・玉井仏詣、于時玉井鈴木五郎来、余ハ辞シテ上奈良富月十三日 半晴 午雨数点 八木原及常右衛門氏ニ行き、帰テ

八月十四日 曇 昨日帰来ヨリ不例、因テ懶起シ飯ヲ喫シ又褥ニ

終夜不得寝夜苦水ヲ吐ク、四五回ニ及フ催シ西遊帰途東京ニて患フル所ノ如シ、故ヲ以母為ニ来リ看護ス、「以の、午後市三郎氏来ル、明日帰塾スト云フ、時計直シ器械貸、如例、午後市三郎氏来ル、明日帰塾スト云フ、時計直シ器械貸、如例、円後市三郎氏来ル、明日帰塾スト云フ、時計直シ器械貸、が、肥留川氏来リ湯川氏与フル所ノ器ヲ仮リ帰ル、正午送リ盆

伯母来ル、吉田氏ヨリ信書有リも午時二来昣、昨夜已来食事廃ス、吐気サカン為ナリ、午時岩田勢昇一来ル、十二時過マテ按摩シ去ル、明日来ル約ス、栗原先生八月十五日 晴 昨夜来腹痛不止、医者丼ニ針医ヲ迎フ、第十時

委、同氏午後来リ意見談シ、此夕甚タ不快、勢昇一来ル治療田ヨリ書面ヲ托ス、昨日七名社会日ニ付愛助君ニ托シ代兼出社ヲ八月十七日 晴 大人熊谷ニ行、勧業講ニ長谷川来会可致ニ付吉

八月十八日 午後愛助君来ル、社実況伝

ト云フ 六来ル、此日東ノ十郎右衛門方ニ来リシニ不例ヲ聞、直チニ来ルハ月十九日 岩田万次郎午時来ル、明日帰塾ノ筈、玉井村並木甚

大浦屋ニ托スル書牘ヲ作リ万次郎附ス、直ニ岩田生出発、不例漸々八月廿日 微雨 午時ヨリ晴 未暁岩田生浦和帰塾ニ付、学資金

説ノ日限ハ確乎可致、当日警部巡査ノ内臨席可致トノ事ナリ社号ハ何故ニ七名社ト名ケシヤ、右再議廉トナリシト云、討論演可致、討論ハ何ヲ論スルモノ歟其大略、社員中不残性名書可出、ノ意ニ付、兼て係員ト議シ先ツ本日は引取シト、会場日限共確定支庁ニ届ケシテ出張処、彼質問ノ上、再考致シ再度届ケ来レト云快気良随テ薦ム、午後四時頃社員中邨孫兵衛来リ、本日社則熊谷

八月廿一日 晴 習字

シ先ツ小宴ヲ開、夜十時ニ帰ル 人熊谷行夜帰、夜今邨市郎来、頼母子加入頼談、追々返辞可致ト八月廿二日 晴 習字、読書、十一時頃四分一兵太夫来、午後大

八月廿四日 八月廿三日 晴 僕一人、僕酒ヲ給シ午後帰ル、余板橋詩集ヲ写ス、十一時並木甚 髯ヲ剃ル、大人病ニ付勢昇一呼来、 リ〉、餐ヲ出シ暫ク談話シ第十時ニ帰ル、後事務所ニ出勤午時迄 後四時事務所ニ行、事務ヲ見、 ル、大人不例ニ付臥ス、玉井ヨリ阿繁来ル、女児ヲ負ヒ老婆幷下 ト棊戦八回、 ヨリ赤飯ヲ送リ、 算計、午後休ミ、此日ハ下川上ヨリ龍頭舞ニテ村社ニ来リ、例ニ 六(玉井村)来ル、是ハ余病気伺候ニ来ル也、 朝陰リ第九時ヨリ晴 勝敗不決シテ止ム、 且風祭リ休日ナリ、 朝幸次郎ニ命シ中奈良石阪氏へナマリ5本ヲ送 明日ヨリ出勤ヲ約ス 第四時ヨリ新宅へ到ル、 新聞紙読 又栗原先生ヲ迎フ、午後第三 朝八木原主人来リ 阿繁等村社二行、 午後四時 病後始テ 〈第六時 去ル、午 ナ

こ退散ス、児阿芳病風邪ナランテ中邨氏ト共ニ委員トナル、九月二日支庁行きヲ中邨ト約シ薄暮り、右終テ支庁ニ演説会届方議ス、委増サン請、余投標多数ヲ以中邨氏第一、第二古沢、第三余、第四阪本トナス、第五樋口氏ナ

九月一日

曇リ

今上皇帝北巡本日熊谷駅二一

泊ニ付、

家族幷熊

暫息帰宅、栗原先生来居時ヨリ郷社礼拝之為上之邨ニ行、于時区内各邨役員両三名来会、時ヨリ郷社礼拝之為上之邨ニ行、于時区内各邨役員両三名来会、事務所休業、八木原ニテ新聞氏ヲ綴ル、早朝ヨリ行共ニ整正、午八月廿七日 半晴 時々雨ヲ催ス 此日郷社上之邨神社祭典ニ付

通常六十筆ナリ、五時三十分止ム八木原藤左衛門両人ノミ、因テ一時間地価計算及書入数ヲ試ム、不不原藤左衛門両人ノミ、因テ一時間地価計算及書入数ヲ試ム、来、吉田十郎右衛門氏午後熊谷ヨリ上之邨郷社ニ行キ不来、余ト八月廿八日 半晴 事務所ニ行計算、八木原愛助氏久保島ニ行不

果シテ止ム、時計師来リ、細工道具貸ス都合行クヲ約ス、夫ヨリ書籍ヲ類分ケシ箱ニ入ル時雨降ヲ以テ不居リ、御巡行前多事ニ可有之、因テ当日ハ家族幷余ト招度申聞、九時前事務所ニ行キ計算、午後第三時過き帰宅、于時八木原媼来八月三十日 晴 午後三時より曇リ夕大雨 朝書籍ヲ干シ、午前

二事務所ニ行ク〈時三時ナリ〉相托ス、帰宅セシ時ニ兵七郎氏・多平氏ト両人来談笑シ、余ハ直ヲ借置シヲ送リ呉レヨト申来ル、幸便八木原より有之ニ付封シ上リヲ報シ来リ、又中嶌屋御巡幸ニ付可成より申来リ、且清人書幅八月三十一日 曇リ 事務所ニ行計算、東京渡辺晴嵐ヨリ画帖成

二行泊ス、明日此日拝観人甚タ多シト云フム、大人ト余ト留守、午後第四時皆帰来ル、啻母ト波ト八木原屋谷二行鳳輦ヲ拝ス、第九時喫飯ニて十時宅ヲ発シ松田屋ニ行カシ

九月二日 氏ヲ尋ネ、于時石阪氏凴郡区長撰挙件投書作リ模写ス、帰り、竹井氏ニ行、行在所見ル、甚雑踏、直ニ帰リ町E 暫ク談シ且書画ヲ見、万暦年間揮毫陳候儒ナルモノ書アリ、 リ町田ニ行き、石阪・中邨・樋口皆本陣竹井ニ行ク、 会届ケ支庁へ委員ナルヲ以テ其方法ヲ議ス、星野氏ノ宅ヲ借 皇ヲ拝シ、暫クシテ中邨孫兵衛氏ト寺山前ニテ逢フ、七名社演説 木原愛助熊谷二不行 帰途柏屋ニ寄リ八木原氏ニ面会、 両人行ク、以テ下婢ヲ遣シ迎フ、共ニ来リ形勢ヲ談シ薄暮ニ去ル、 アリ、顧レハ小泉氏なり、共清水ニ行暫話ス、 泉氏ヲ訪フ、実家ニ行き不在ナリト云フ、暫ク散歩シ裏ヨリ呼者 甚タ晴湖書ニ似リ、其他浮鳩・松泉軒等画アリ、竹井辞シ四人小 ハ八木原屋孫四郎招ニヨリ同人方ニ行き、 届書数通書シ支庁ニ到ル、 于時未夕岩倉右大臣不発、 曇リ 昧爽起テ喫飯、直チニ石原ニ出テ寺山前ニテ天 書面預り置キ追テ沙汰可及とノ事ニ付 然レ共路傍ニ居ル所ナキヲ以テ止ム 第七時帰宅、 酒幷午餐饗ヲ亨テ、帰 直ニ帰リ町田行キ石阪 此日事故アリテハ 星野二中邨 余又直二行、 暫談シ余

八月三日 陰リ夜雨 第七時出宅ニテ中奈良邨石阪藤兵衛方ニ返

薄帰宅、紙ヲ調成ニ着手〈勘定帳用〉、夜四日新聞紙読ム地価再算、第四時終ル、夫ヨリ獲量加算ニ着手、午時銀ヲ試験、九月五日 雨 朝紙ヲ折ル〈勘定帳用紙〉、第八時ヨリ事務所ニ行

口氏ヨリ明日七名社会ノ議案借望ノ為便来ル、大人熊谷行ク、夜六月七日 晴 事務所ニ行、収穫加算相済地価加算ニ着手、夕樋頼談也、沼尻兵七郎氏棊戦、第三時ヨリ又事務所ニ行 頼談也、沼尻兵七郎氏棊戦、第三時ヨリ又事務所ニ行 相談也、沼尻兵七郎氏棊戦、第三時ヨリ又事務所ニ行 東務所収獲加算、午時帰宅、玉井鈴木賢二・柿沼九月六日 晴 事務所収獲加算、午時帰宅、玉井鈴木賢二・柿沼

(大月八日 晴 此日七名社会日二付行厨命し髯ヲ剃リ八木原氏来六月八日 晴 此日七名社会日二付行厨命し髯ヲ剃リ八木原氏来
「関盟ス、又学資献納ヲ托ス

九月十日(雨) 早朝太郎左衛門長女病気危篤ト逼り、九月九日(雨) 事務所ニ行計算

昨日成田

日迄三日間工事ニテ相済帰ル付藤左衛門同道ニて来ル、此日ヨリ已往暫ク食家トナル、左官本付藤左衛門同道ニて来ル、此日ヨリ已往暫ク食家トナル、左官本算、百分三税トニ半ノ税ノ調査、林三郎脱奔セシ処、此度復帰ニ九月十一日 雨 此日大人東京行処雨ヲ以テ止ム、事務所ニ行計

九月十三日 九月十二日 新税算当只八号ヲ残スノミ、七号迄昨日来相済、 時坂蔵・金兵衛来ル、大人ト同伴出京ノ約アリ故ニ来ルナリ、因 馬ニて北河原迄送ル、 リ候筈、 儀四郎来ル、塩品ナシニ付ニ付、持合分出シ引受度旨申入レ有之 夕方柿沼兵七郎来ル ス、本日晴雨未定、 要蔵長男米太郎傭ヒ幷ニ新宅ノ下婢ト弐人ナリ、 テ上中条ヨリ北河原ニ出ル道ヲ指シ川端ニ送ル、晴景気ニ付藍刈、 候得共、甚品少二付赤穂廿四俵融通之事ニ致し、後荷着次第相送 八木原氏来八時頃より十時過迄談話、 晴 朝曇リ九時ヨリ或ハ晴又陰、 本日大人東京出立之処明日ニ決ス、事務で 或ハ俄ニ曇リ雨将到、 同所ヨリ乗船ニて出京ノ手筈ナリ、 十一時頃半晴 数度藍葉片付ルニ到ル、 第十時大人発ス、 林三郎藻苅二遣 藤左衛門再算 所ニ行、

九月十五日(大雨終日間ナシ、将暮西北風吹起ル) 午後休日、下下婢還ス、午時太市病ニ罹リシ旨ニ付行見ル 藍収納相済ム、午後ヨリ大根まきニ遣ス、夕方ニ済、午餐後新宅九月十四日 晴 藍苅因テ米太郎ト新宅下婢ヲ傭フ、午時前一時

受ク男肥反シ、屋漏四五ヶ所、故事必読ヲ初一ヲ読ム、孝次及波算法

暮事務所ニ行ク、午時茂三郎来ル、畠小作ノコトヲ托ス五郎来ル、典物ノ為ナリ、午後無事報東京ヨリ到ル(大人)、薄タルナリ、授業料校務掛ニ納、太市病床ニ行き見ル、長吉妻及銀日一日ノ約ナリ、下僕ハ肥反シ午後休ム、但シ後ノ休日ヲ操上ケ九月十六日 曇午後雨降少シ夜又雨 佳助昨夜ヨリ暇ヲ遣ス、本

二行下調帳ヲ書ス、本日ヨリ〈斎田四十七銭赤穂七十銭ト改〉九月十七日 雨二 第十時熊谷支庁ヨリ七名社ノ儀ニ付質問致度九月十七日 雨二 第十時熊谷支庁ヨリ七名社ノ儀ニ付質問致度

九月十八日 半晴或微雨降 愛三郎来リ要蔵事談シ、且後談八木九月十八日 半晴或微雨降 愛三郎来リ要蔵事談シ、且後談八木上八月 半晴或微雨降 愛三郎来リ要蔵事談シ、上後談八木上八月 半晴或微雨降 愛三郎来リ要蔵事談シ、上後談八木

下婢ヲ附シ遣ス

ヲ以本日夕帰弔、米一升送ル 九月十九日 雨 此日無事、昨日藤兵衛妻鬼簿登ル、余不在ナル

忍と不在二逢フ、途ヲ転シ中邨ニ行、途樋口氏ニ逢フ行談、同氏九月廿日 雨 行厨ヲ携ヒ上中条中田塾ニ行不在、雨ヲ冒シ悪路

塾ニ到リ政記等ヲ読ム、遂薄暮帰宅、本日午後休暇門前ニ到リ別レテ中邨ニ至ル、戯戦、午時ニ到リ全勝、午後中

田

ル、伯母近日可来よし 型ニ到リ政記等ヲ読ム、遂薄暮帰宅、本日午後休暇 シニの、 が精一折ヲ遣ス、嘗テ赤穂注文ニ付弐俵送ル、帰途ハ麦弐俵附帰 が精一折ヲ遣ス、嘗テ赤穂注文ニ付弐俵送ル、帰途ハ麦弐俵附帰 シク援ク、手馬宮ケ谷戸ニ遣シ、水ノ実況ト病者ノ候ヲ問フ、氷 シクガー日、半晴・浦吉・竹次郎熊谷ニ遣シ肥ヲ取ル、農業一巡 ル、伯母近日可来よし

九月廿三日 九月廿二日 半晴 愛三郎同伴之事、 百足飾物ヲ致ス、 先ツ一笑、社員漸々来集ル、午後演舌、 日呼出シ置候得共未タ不来、多分今日は申可来之間懇論ニ可致ト トス、薄暮退散、 木原愛助ト共二七名社演説会ニ行ク、于時石阪来リ居、先ヲ争ヒ コトナリ、石川善左衛門来リ、又学校竹次郎来ル、第九時ヨリ八 廿四日補 佐太郎勘定方ニ来ル、此夜前新田寅三郎方ニて 油屋源兵衛来リ、塩ヲ出ス約ス 夜雨二て殆閉場、幸二雨歇ミ再ヒ飾付、妹ナミ 午前八木原氏来ル、要吉長男米太郎復帰為致、 朝八木原主人来、 此日其員五名、 余ハ聴問

九月廿五日 晴 朝新聞ヲ読ム、午後事務所ニ行キ計算
を特ニ大患ニ罹リ因見舞、廿四日宮ケ谷戸甚三郎行
時大人帰来ル、東京新説、午後第三時兵七郎氏帰ル、只次郎妻昨
聞ス、故ニ馬便問合セ因テ荷ヲ引取ル、沼尻兵七郎来リ棊戦、于
九月廿四日 晴 赤穂五俵油屋源兵衛へ出ス、昨夜来大人帰家伝

却ヲ余ニ托ス、後西国異聞ヲ話、 時ヲ消シ、午後第三時熊谷竹井懿貞来、当春一別已後情話、 学足ル、其請不止故ヲ以テ先一年間ヲ約シ成ムヘシト約ス、茶話 年生ヲ教育スルノ財ナキヲ辞ス、固請フ、余之答曰ク、 谷ニ行き再会期シ去ル、大人夜帰 小宴ヲ開き且談且話、 家訓ヲ守リ旧業ヲ勤メハ足ル、何ソ教育厚ク望ムニ非ス、請夜間 テ強ユ、素ヨリ多ク文字ヲ学ヒ或ハ書ヲ能クスル志シニ非ス、啻 テ少年生ヲ示スヘキモノナシ、是余ノ固辞スル所以ナリ、不聴シ ク又書能クセス品行一模範トスヘキナシ、農業ヲ勤メズ、一トシ 長男寄留為致度旨、 大人市行、 西城森氏突然帰ル、竹井氏八木原之負債償 事務所ニ行、 第五時去ル、 新宅伯母より被談、 宅より迎ニ付帰宅セシ 明日演説会二付熊 因テル

九月廿八日 先ニシ是ヲ後ニスルモノナランカ、 モ亦五六十名来集ル、堀龍太郎等之来ルヲ俟ツ、薄暮ニ到テ不来、 恩寺ナリ〉スト答、故二直二報恩寺二到リ竹井等午餐和泉楼二行、 氏尋来リ黒田氏返報曰ク、 吉見楼ニ登ル **テ行田ニ到リ原寿責シム〈黒田時雨次郎〉、電信返辞ト行田使還ヲ** 電信ヲ以テ照会ス返辞ヲ待ツ、暫クニシテ博聞文友堂童来リ報シ 報恩寺ニ到レハ竹井澹如在リ、本日会スル所ヲ謝シ且話ス、聴衆 石阪其他数名ニ逢フ、相謀テ吉見楼ニ投シ午餐命シ喫シ、終テ亦 不在故ヲ以愛助氏ト共喫飯シ後チ出会セントシ、途ニ社員長谷川・ リ愛助氏同伴ニて熊谷ニ到ル、先髪ヲ剪リ懿貞氏訪、 本日後七時ヨリ行田ニ於テ演説会ヲ開ク札アリ、故ニ彼ヲ 席ヲ散シ清水楼ニ投宿、 〈石阪・中邨・長谷川・余ト四名〉、 朝別荘障子ヲ繕、 彼モ又堀等ノ来ルヲ俟ツ、 夜竹井懿貞来リ、我四名誘又鰻店 社員皆怒曰ク、直一介使ヲ駆 後土蔵土戸ヲ蔵シ、 暫クシテ竹井澹如 - 寺二出張〈報 余輩本日況 第十時ヨ

戸入ル、骨稽連発シテ清水へ帰リ又談不寝来トー報致スへシ決ス、一酌止帰ル、散歩星野家ニ到ル、已寝控情ト異ナルナシ、先一笑、明日電報返辞ヲ俟、且ツ東京断然不煩

九月廿九日 晴 昨夜鶏鳴ヨリ眠ルヲ以テ眼痛不能起、強テ起友 上別日 時 昨夜鶏鳴ヨリ眠ルヲ以テ眼痛不能起、強テ起友別の時にをでは、独石阪眼ヲ開キ共談ス、第十時ヨリ竹井澹如 大ヲ喚フ、皆不答、独石阪眼ヲ開キ共談ス、第十時ヨリ竹井澹如 (産ぎ)

衛門余ト戸長ノミ〉 事務所出テ計等、藤左衛門午後熊谷行〈十郎右九月三十日 晴 事務所出テ計等、藤左衛門午後熊谷行〈十郎右

午後細工、支庁ヨリ演説会承認ノ達書到ル十月二日 晴 大人熊谷行、午前事務所ニ行、十月一日 晴 事務所ニ行

買ヒ、薄暮帰宅ス
買ヒ、薄暮帰宅ス
買ヒ、薄暮帰宅ス
買ヒ、薄暮帰宅ス
開い、悪原は八木原ニテ別レ原嶋ニ行ク、余ハ林三郎世帯道具ヲ
おっと、第三時辞シ青柳某ニ行キ古器物ヲ見ル、意ニ適スルモノ
を茂一郎大患之旨ニ付、栗原氏ヲ頼ミ行テ見ル、稲葉某来リ居、
を茂一郎大患之旨ニ付、栗原氏ヲ頼ミ行テ見ル、稲葉某来リ居、

十月六日 雨最微或晴 此日討論会日トス、八木原愛助氏ト共ニ

収穫地価帳ヲ組ミ、

時解散四時過閉場、府県会規則第三十条ヨリ始第四十条ニ止ム、午後四四時過閉場、府県会規則第三十条ヨリ始第四十条ニ止ム、午後四二シテ阪本氏来ル、夫ヨリ漸々来集ル、第三時ニ討論ヲ始ム、第代邨会ニ赴ク、于時第十一時ナリ、社員未タ来ルモノナシ、暫ク

スのシ薬ヲ取リニ遣ス、新宅甚三郎ニ托シ、熊谷へ烏犀角ヲ買ニ遣命シ薬ヲ取リニ遣ス、新宅甚三郎ニ托シ、熊谷へ烏犀角ヲ買ニ遣読、午時栗原慎斎先生来リ、小画帖ヲ示ス、第三時帰ル、阿菊ニ十月七日 晴 英国税目表ヲ読ム〈加藤政之助訳〉、数日来新紙ヲ

十月八日 晴 朝藤左衛門来、立かへ幷改正日当持参、林三郎内十月八日 晴 朝藤左衛門来、立かへ幷改正日当持参、林三郎内上月八日 晴 朝藤左衛門来、立かへ幷改正日当持参、林三郎内上月八日 晴 朝藤左衛門来、立かへ幷改正日当持参、林三郎内上月八日 晴 朝藤左衛門来、立かへ幷改正日当持参、林三郎内

十月九日 晴又雨

来リ、客居祖父送来ルートリートの一下、十一日補 午後孝次郎中里ニ帰省、西城村森満蔵ー・

ニ来ル也〉、説演会ヲ開ク、其論題 左衛門同行石上寺ニ到ル、堀龍太郎・原猪作東京ヨリ来ル〈九日十月十一日 十二日補 午前庶務、午時ヨリ熊谷ニ行、愛助・弥

発論自由 原猪作 不平論 〈不ハ公ト誤正ス、其所以ハ警吏ノ尋問厳ナルヲ以テナリ〉

堀龍太郎

国民義務

寺上リリ茂一郎病状ヲ問、帰青柳ニ到リ茶器ニ三品ヲ買帰ル、于時第九リ茂一郎病状ヲ問、帰青柳ニ到リ茶器ニ三品ヲ買帰ル、于時第九第三時三十分開場薄ニ閉ツ、此日聴ニ百人ナリ、後八木原屋ニ至

(*以下は十日の記事

田二出発ス田二出発スの中村氏来リ曰ク、本日熊谷竹井氏ヨリ演説開場十日早朝上中条中村氏来リ曰ク、本日熊谷がフ報アリ故ニ行クナリ、請君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニ行クナリ、請君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニ行クナリ、請君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニ行クナリ、請君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニ行クナリ、諸君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニ行クナリ、諸君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアノ報アリ故ニのでは、

十月十二日 晴 西風秋気始膚ヲ浸ス、十三日補 報知新聞ヲ読 十月十二日 晴 西風秋気始膚ヲ浸ス、十三日補 報知新聞ヲ読 カニシテ帰ル、時薄暮ナリ、来会談話ヲ熊駅清水亭移シ西洋料理 な、午飯後基戦、二時ニ去ル、第三時栗原先生来、第四時長谷川・ ス、午飯後基戦、二時ニ去ル、第三時栗原先生来、第四時長谷川・ は、墨ヲ摩シ後地価帳写書ス、十時過キ沼尻兵七郎来リ、父ノ病 と、墨ヲ摩シ後地価帳写書ス、十時過キ沼尻兵七郎来リ、父ノ病 と、墨ヲ摩シ後地価帳写書ス、十時過キ沼尻兵七郎来リ、父ノ病

十月十三日 ヲ刈ル 受クザルモノナシ、多半ニ到リ少キハニ三本刈稲中虫ノアルモノ ニ生スルモノ如シ、 生スルモノハ青クシテ根ヲ萌芽ヲ発ス、 ヲ見ル、虫ノ生スル甚タ遅ナルヲ以テ大体稲熟シ、其中早ク虫ノ 中コロニ発スルモノ籾不及半シテ熟スルヲ見ル、 〈赤山〉、 晴 蝗甚多ク稲腹ス、 朝常右衛門方ニ行陶器ヲ見ル、 米虫ニ似テ背ニ文アリ、 因テ往見ル、 又穂モ不熟ト雖モ僅少可 試ニ一茎ヲ取リ之ヲ 株毎二虫害ヲヲ

割リ其虫数ヲ験スルニ七匹ニ到ル、此等ハ其数ノ果シテ多ナル 又料ヲ練ル、補、十二日夜太郎左衛門突然入リ来リ、 屋孫四郎長男茂一郎死去報ス、于時第九時ナリ 引取ル、本日甚多事、大人快復ヲ村社ニ祈ル、例ニヨリ氏神奉幣 日ニ待ナルヲ以テ掃除ヲ指揮シ、且雨近キニアリ故ニ刈稲ヲ宅ニ スル四季序失ス、皆虫害ノ生スル所以ナルカ、 、ナラン、大人曰ク、此虫平年ニ存ス、啻本年多ナルモノ桃李花 座敷ヲ掃除ス、本

十月十四日 ル帰ル、 郭ハ皆行洩ル、ナシ、第四時出棺ニテ 随ヒ往弔ス、老人慟哭、 社・神明社・伊勢宮供饌、 正午十二時出棺ト云ニ付、 帰途数人同伴 雨気多ク午後雨 実ニ不忍言、 其前新紙ヲ読ミ第十二時ヨリ孝五郎ヲ 第九時帰ル、本日茂一葬式ノ報アリ、 例二因ヨリ村社二詣シ、 甚三郎尋テ到リ、上川上村 雨ヲ冒シ夜 稲荷 東

十月十五日 辞シテ不行 雨降 地価帳ヲ書ス、 八木原屋ヨリ忌明ニ付招 待

長谷川・余・八木原愛・中村・樋口其他合セテ十一名トス、 如湧第四時解散、 谷清水楼二移シ西洋料理会食、此日相会スルモノ阪本・堀井・石阪 午後森幷ニ孝五郎算教授ス、後農事ニ奔走ス、夜膳氏来ル、 午時ヨリ大ニ雨ヲ催ス 薄暮帰宅、 本日水曜日ニテ七名社談話会日ナリ、 此夜新宅ニ伯ス、明日又来約ス、寄居ニ馬遣 森老人〈西城村〉来ルト云フ 地価帳写ス、午前二成 本会ヲ熊

大人病ヲ問フナリ、

し糶売ス、大人髪大ニ乱ル因テ結髪ヲ切リ散髪トス、余従事ス、

暫ク此所ニ留リ時々来ル旨ヲ届ケ来ル

登写セシ所地価帳八木原へ持参シ、

新聞紙ヲ

此日髪結職来リ、

夕雨

談ス、宮ケ戸伯母来リ、大人病臥為ナリ 談シ雨濛ニ泊シテ共ニ談ス、林三郎妻せき母来リ、 時鯨井勘一郎来ル、大人病ヲ訪為ナリ、煎茗亦小酌ヲ設ケ風流ヲ 読ム、十一時野口氏来リ暫談話、 不敬ヲ怒リ、故ニ安右衛門・甚三郎嘱シ悟悔ヲ表セシムル手続ヲ 午餐ヲ出ス、栗原氏来ル、 藤左衛門業為

十月十九日 雨或止 行温鈍ノ馳走ニナルルヲ以、所置長谷川 リ、古銅花瓶仮ス、塩延着ニ付船人咤来ル、長谷-月十九日(雨或止) 鯨井酒ヲ好ム故ニ又酌ム、 所置長谷川へ書面ニて托ス、本日午後休日、 長谷川ニ積合セ荷ア 朝飯第二時ニ到 薄暮新宅ニ

十月廿日 馬ニテ送ル、馬夜麦ヲ附帰ル、夜ル算教授ス 来リ、後事ヲ大人ニ謀ル、甚三郎氏熊谷行、 来ル、椰子携来ル、昨日熊谷へ行三郎君迎フ、 八木原ニ行、第三時再来リ、 晴 朝犀角磨ス、 鰻ヲ以テ饗ス、第一時八木原や老嫗 弥左衛門水車措ニ来ル、 宮ケ谷戸伯母帰ル 不帰ト云フ、 柿沼 午時

十月廿一日 晴 塩引取、 聞雑誌一冊ヲ読ム、夜八木原ニ行、 菊下川上ニ芝居ヲ興行トテ午後三時ヨリ暇ヲ遣ス、客多ク消間新 村田儀四郎来ル、是も大人病ヲ見舞、 阪蔵・由兵衛来ル、 八木原ヨリ松茸贈ル 宮田浪江大人病ヲ見舞、本庄別甲屋来ル、 大人病ヲ見舞、松田屋清蔵来ル、 柊木田稲刈、 以上三人第四時ニ帰ル、婢 馬北河河岸ヨリ 病ヲ見舞

十月廿三日 十月廿二日 直ニ金ヲ送ル 雨 宮ケ谷戸倉吉、玉井万次・五郎来リ、 佳助宮ヶ谷戸ニ遣シ医事談ス、 藤左衛門托 シ奥

十月廿四日 母来ル旨報ス、栗原ニ前条ヲ報シ同刻来リ立会呉候様約ス、午後 一時伯母医員伴来ル、 半雨 佳助朝帰来、 玉井ニテ少シク酌ム来リ候よしニテ大酔入 本日午後三時東方医伴と嵓田

原飲第十時ニ至リ止ム来、栗原氏ヲ待ツ、薄漸ク栗原来ル、共ニ談シ東方医夜帰ル、栗

ルニ歩何責 母滞留、藤野佳助不正所為ヲ内告、小泉竹次郎所為悪事遂ル媒タ ヨリ談判セシム、満蔵不止所為アリ、夜皆浸後談ス、宮ヶ谷戸伯 十月廿五日 半晴 午後休日、上川上校長鈴木不勤ヨリ校務掛リ

十月廿七日 晴 半次郎不快ニテ休ム、前田稲刈、栗原先生来リ 三日ニテ本日帰、帰ル時第十二時ナリ、手馬送リ遣ス 十月廿六日 晴 前田稲刈リ、廿七日除ク、宮ヶ谷戸伯母来リ、

見舞、沼尻兵七来ル、十郎右衛門大人病ヲ見無

大人病気平愈ヲ祈ル、符被贈リ云フ、暫ク話シ酒屋ニ行、小山某来共ニ談シ帰ル、養平寺ニテナリ、古銅水入被贈、鈴木孫四郎大患ニ罹リ行テ見舞、肝蔵病ナヲ托ス、新聞集誌ヲ読ム、第十二時鯨井繁来ル、大人病ヲ省スル十月廿八日 曇大ニ雨ヲ催ス 八木原氏熊谷行ニ付関次郎へ送金

十月廿九日 二嘱シ送ラシム、婢琴随フ、薄暮上奈良村並木徳来リ、大人病為 方高橋君来彫ノ約ナリシカ病家ニ行キ不帰、 熊谷往復道路甚壊崩ニ付、上之村ニ談営繕ヲ促ス、之ヲ処スル書 成田栗原先生来ル、 木原氏稿ヲ作ルヲ約ス、宮ケ谷戸ヨリ一童来報シテ曰ク、本日東 ヲ以テ懇ニ請ヒ、 大人病気ニ付見舞為ナリ、 半晴 寒暖計七十八度ニ至ル 速修理セシムル若カズト、因テ書ヲ作ル、 高橋ト相会スル約ナリ、 八木原ヨリ鰻ヲ被贈、 鯨井繁帰ル、米太郎 故二明日可来云々、 朝酒巻房之助来ル、 八木原氏来リ、

東方高橋氏来リ、大人病ヲ聄察シ大ニヨロシト云フ、処方書作リ十月卅日 晴 熊谷八木原屋嫗来リ、代松嫗共ニ大人病為ナリ、

十月卅一日 曇 十一月一日 曇リ午後雨 ナリ、稲収納 啻六七日ヲ無事ニ送ルヲ得ハ幸ナリ云々、 行キ孫四郎氏病看ル、益厚シ、恐クハ数日ノ後此世ノ人ニ非ラサ フ、末文二卅一日及一日ト角力興行アリ、 ルヘシ、志村・矢野諸氏来リ居ル、志村曰、二三日中変症ナシ、 ノ如ク梅平馳走、第十二時辞シ上奈良並木ニ行キ、 石阪氏ニ行、仮ル所ノ金ヲ返ス、金一郎君及啓蔵君不在ナリ、例 ヨリ喚起状ヲ松田屋ヨリ托セラル、上中条中村氏モ同様ナリト云 新聞ヲ読ム、夜森満蔵呵責、 去ル、雑誌ヲ托シ鈴木五郎嘱シ下奈良高橋氏ニ致ス、廿九日報 栗原氏ニ遣ス、小宴ヲ設ケ饗ス、 大ニ雨ヲ催シ、微雨降数 氏神ニ献燈シ後村社ニ詣ル、 秋元善之助ヨリ報曰ク、 第四時ニ去ル、第九時上奈良徳 辞シテ帰ルトキ第四時 余暇アラハ幸臨云々 第九時出宅中奈良村 又玉井鈴木ニ 第九時ヨ 知

喚起同行約スト云フ如例隣保ニ送ル、余ノ不在中上中条村中村氏大人来ル、明日警察如例隣保ニ送ル、余ノ不在中上中条村中村氏大人来ル、明日警察リ事務所ニ行キ地価帳精算、午後又行薄暮帰宅、此日新米ヲ炊キ―一月一日 曇リ午後雨 氏神ニ献燈シ後村社ニ詣ル、第九時ヨ

十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニホー月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ

日十一時ニ到ル、本日柿沼四分一兵太夫来リ、嶌崎氏も侍シ饗申シ十一時ニ到ル、本日柿沼四分一兵太夫来リ、嶌崎氏も侍シ饗申シ帰ル、下忍嶌崎広三郎・古市半之丞ト両名来リ居、飯後一話、第

寄留ナリ〉、 同時長谷川多平殿来ル、 四方寺村高柳喜平来ル、 ス、古市・嶌崎等京師諸大家書画示ス、第十一時ニ去ル、第十時 人病ヲ見且ツ教員周旋等事ニ付テナリ、鯨井安井来ル〈当時東京 |時ニ到リ帰ル、 東ノ国五郎米弐俵ヲ買フ 大人病ヲ見舞ト帰省兼来ルナリ、小酌ヲ設ケ饗ス、第 或ハ曇 夜鯨井より迎来ル、代ノ田島ニテ行違ナラント 雨ヲ催ス 午後第三時帰ル、八木原三郎君来ル、 会計為ナリ、 天長節ニ付国旗ヲ掲ケ祝意表 酒飯ヲ出シ第十二時帰 ル

リ料ヲ練ル、午後雨傘徴号ヲ書ス十一月四日 旧暦十日夜 午後休日 半晴 午前稲収納、例ニ因

自作ノ詩ヲ被贈、幸五郎帰省、明日帰来ヲ約ス谷川ヨリ使来リ、阿波通信ヲ送リ併セテ復信候様委托アリ、幷テ暮勘定帳ヲ口取書ス、長谷川多平昨日発病、□部ヨシ、北河原長堂饅頭持参シ直ニ帰ル、坐敷ヲ掃除、諸物品ヲ本位ニ復ス、午後十一月五日 雨 朝肥留川只次郎大人病気見舞トシテ来ル、中家

大一月六日 雨 佳助ヲ遣シ鯉魚買ハシム、第十二時購来リ、弐十一月六日 雨 佳助ヲ遣シ鯉魚買ハシム、第十二時購来リ、

猪飼麻二郎 須田左次郎 坪井証蔵 四屋托二十一月七日 竹井より報道幸手演説人名

郎

野定四郎 古渡次右衛門 堀 龍太 真中直道

河の捨三

十一月八日 曇リ午後時 十一月七日 テ小学文範二冊ヲ借ル モノ、上中条和二郎養子幷ニ肥塚大塚折右衛門来ル、 ル約シ、葡萄酒飲ミ帰ルトキ第十一時半也、 三日中ニ送ルベキヲ伝ヒ、鯨井ニ至リ茶器ヲ見花瓶幷ニ画幅ヲ借 来ル、只恐ラクハ鬼簿ニ登ランコト、同氏ニテ喫飯、 ニテ芝居興行事、太郎左衛門差添ニテ届ケ来ル、支障ナキヲ答フ 更紗梅幷テンプヲ買、帰ル時第七時三十分也、今朝仁左衛門勧進元 托ス、○藤屋源七ニテ鳩目打托シ、○魚屋忠五郎へ金談、 出ス、竹井寄リ幸手演説会ニ行ク能ハサル談シ、且ツ諸般同氏ニ 第二時熊谷竹井氏より父病気見舞トシテ便来リ、 発ニテ言語聊カ渋シ、○玉井孫四郎病状ヲ問フ、同様ニテ疲労漸 九時出宅下奈良・玉井二行、長谷川太平 小屋諸敷借度旨請、因テ其請ヒヲ許ス、浦吉ヲ下中条ニ遣シ竹次 ○寺山清三郎ニ而米価採ル、 儀四郎ニテ小売ノ塩相場ヲ問合セ、壱俵四十六七めナリト云フ、 会社より東京へ金六拾円送ル、端郵便ヲ幸内へ托シ東京伊勢加 会出張成否ヲ被問、後時面語回答ス、第三時より熊谷市行 雨 第十時幸五郎父同人送リ来ル、 根岸浅蔵・吉田太郎左衛門来リ、芝居 ○立華堂ニテ唐筆買フ、松田屋ニテ 此日大人見舞ニ来ル 部ヲ発行見ル、 且十日幸手演説 第二時 酒屋三升両 玉井鯨井ニ 二帰

井ニ行、鈴木孫四郎病状ヲ問、玉井並木甚六来リ、大人病状ヲ問ル、○帰途長谷川ニ寄リ不在、宅ニ入時第七時ナリ、新宅伯母玉ト云フ、酒ヲ酌ミ午後第四時発シ帰ル、○勝安房揮毫一絶ヲ貰帰ト云フ、酒ヲ酌ミ午後第四時発シ帰ル、○勝安房揮毫一絶ヲ貰帰京行、治原十旬快気ニ到ラス、故ヲ以テ行テ病状ヲ問フ、片眼暗京行、治療土

(*以下、月日不順)

十月十一日 大ニ雨ヲ催ス 玉井佳助遣ス、鈴木孫四郎氏病状ヲ キ月十一日 大ニ雨ヲ催ス エ井佳助遣ス、鈴木孫四郎氏病状ヲ エリ熊谷行クトテ去ル、午前書簿ヲ尋ネ桶類積ヲ算出セントシ法ヲ リ熊谷行クトテ去ル、午前書簿ヲ尋ネ桶類積ヲ算出セントシ法ヲ リ熊谷行クトテ去ル、午前書簿ヲ尋ネ桶類積ヲ算出セントシ法ヲ ナー月十九日 雨 中村氏昨夜来リー泊、午前十日迄談話、夫ヨ十一月十九日 雨 中村氏昨夜来リー泊、午前十日迄談話、夫ヨ

青天トラハ万R、答書アリ問フ、半次郎中条より北河へ遣ス、長谷川氏より返書ニ、十三日十月十一日 大ニ雨ヲ催ス 玉井佳助遣ス、鈴木孫四郎氏病状ヲ

物品ヲ調成料理ノ方ヲ定ム
「任」き
「一箇ヲ買フ、夜ル甚三郎ト松田屋会シ共ニ帰ル、芝居興行ニ付諸ーの一箇ヲ買フ、夜ル甚三郎ト松田屋会シ共ニ帰ル、芝居興行ニ付諸ーのでは、一方のでは、

ヲ含ミ刺客ヲ托シ幼主刺シメントシ、政岡ノ意ニ出スモノヽ如クシ、婦兄威ヲ仮リ威幅ヲ張ントシ、他婢不奉政岡局位ニ復ス、恨為ニ小酌ヲ設ク、八木原氏モ共ニ酌ム、演劇ハ伊達噪動ナリ、政家僕幷ニ婢菊・美智等ヲ遣ル、余モ行テ見ル、○成田栗原来ル、十一月十三日 晴 玉井村並木甚六来ル、止メテ芝居興行ヲ見ル、十一月十三日 晴

覺云でし、 反転 ベイレー ス事顕ル、第二、千松ヲ殺シ以ヲ幼主ノ難ヲ避ク処ト為ス、第三

来ル、大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗十一月十五日 晴 此日麦根〆初日トス、第十一時清水藤左衛門十二時ヨリ劇場ニ臨ム、此日ハ婢春ヲ従ヒ母劇場ニ到ル、第二時期の連ヲ迎テ酒ヲ出ス、第八時退散、此日ハ旧暦恵美須講ナリ、原此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルヲ以テと膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ帰ルを此事アルラ、第一月十四日 曇雨将降、午時より漸晴 柿沼四分一兵七来ル、十一月十四日 曇雨将降、午時より漸晴 柿沼四分一兵七来ル、

ヨリ引合余ト中村氏ト委員ナリ告ケ来ル のでは、大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗 ののでは、大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗 ののでは、大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗 ・ 大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗 ・ 大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗 ・ 大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、会計為ナリ、栗

十一月十七日 晴 補十八日 午前橘ノ構ヒ指揮シ、午後熊谷市明日ヨリ国五郎来ル約ナリ、リ候約ナリ故ヲ孝五郎下中条へ迎ニ遣シ、午後第四時ニ来ルナリ、レ構ヲ為ス、午後半次ヲ役ス、竹次郎来ル、竹次郎ハ本日より来十一月十六日 晴 今春中里ニテ買得橙実将黄、窃盗アランヲ恐

(*十一月十九日は、十一月九日次条に既出)

塩ノ注文トシ八木原支店代ニ馬夫寅三郎来ル、魚弐尾贈ル、浦吉病気不勤、兄来ル〈孝五郎迎ニ遣シ〉、夜原先生来ル、八木原氏来ル、十時石原寺山清三郎大人病気見舞ニ十一月廿日 晴 正午十二時六十度 勘定帳ニ着手、午後二時栗

(*次条以下日付錯乱)

時ニ孫四郎病死スト、且明日午時ノ葬式ナリト云フ門老人来ル、午後第十一時玉井村ヨリ人来リ曰ク、昨日午後第四門老人来ル、午後第二時ニ至ル、昨日八木原味甘樹下川上村ニテ買入漸ク終ニ午後第二時ニ至ル、昨日八木原味甘樹下川上村ニテ買入漸クトー月廿三日 晴 午前橘ヲ採リ構置ク、橘数四百僅ニ弐ヲ欠ク、

居興行ヲ視トシ、雨ヲ以テ止ム、○髪師来リ剃髯ノ談、○午前第九時孝五郎髪ヲ芟リ遣ス、○此日上中条へ行キ芝十一月廿一日 雨 勘定帳仕組○八木原氏十二時ニ来リ、会計事

十一時ヨリ八木原愛助君玉井村見舞ニ来呉玉井同道、夫より七名第十時八木原藤左衛門玉井不幸ニ付見舞来ル、勢昇一来ル、第十一月廿四日 晴 朝曇漸々雲散甚穏ナリ 朝新聞駁論ヲ書ス、

付慶應義塾引払、此日風雨針針買来ルは、関次郎帰省、脚気病ニ其七八名来会、熊谷行委員ヲ中村ニ托ス、関次郎帰省、脚気病ニスルモノ甚多シ、午後第四時ニ式終テ七名社ニ行ク、中村・石阪社ニ行クヲ托ス、后後若し早ク終ラバ社ニ行ヲ約ス、此日喪ニ会

十一月廿六日 十一月廿五日 次郎頼ミ亦孝五郎ト送リ行ク 造ル、新宅伯母周旋、本日ヨリ国五郎暇ヲ三日間遣ス 井酒屋へ五升近日送リ呉レ様約ス、美智ヲ酒巻ニ遣ス、 席、石阪・小島両人見舞トシテ来リ、 第十二時ヨリ玉井鈴木ノ忌中払ニ行、 島樵雲・沼尻兵七郎同伴ニテ来ル、為小酌ヲ設ケ午後第三時ニ帰 迄同伴、忌中払ニ会スルモノ甚多シ、田暉・森・中村・鯨井等同 矢野玄貞ヨリ頼母子加入成否ヲ問ニ来ル、金五円加入可致ヲ答フ、 舞ヲ兼来ルナリ、 捉シ来ナリ、第四時帰ル、 ル、熊谷矢野玄貞妻来リ、 屋ニテ買へ、孝五郎幷ニ満蔵携ヒ採リ帰ル、時第十一時ナリ、田 此夜矢野ノ土産牛肉ヲ佃煮ヲ為ス、此日柚醤ヲ 朝英国葡萄ニ霜除ケ、第九時ヨリ 金銭出入帳ヲ造ル、第十一時過到ル、 大人病ヲ問フヲ名トシ、実頼子加入ヲ 夜二入宮ケ戸伯母来ル、玉井へ不幸見 宮ヶ谷戸伯母帰宅ニ付玉井 暫ク談話、 夜入リ帰宅、 小学校竹 玉.

十一月廿七日 ス、松田屋へ鰻ヲ托シテ買フ、青木仙右衛門行き弔ス、老人八木 五郎へ被招遅帰ヲ以テ謝ス、伊勢久へ金55送ル 状ヲ問フ、夜帰ル、孝次郎迎ニ来ル、八木原同帰、 殆二時間ヲ消ス、 原ト相続之葛藤ヲ生シ大人ニ嘱シ所置請フ、辞スルニ病ヲ以ス、 価帳二調印、 船促ス、 午時より熊谷行、 晴 〇石川より阿波通信来ル 青柳ニ行茶碗幷ニ盆ヲ買フ帰ル、 第十時迄障子張リ、第十時より事務所ニ行地 池田へ托シ書ヲ以テ中邨へ金ヲ促 端書弐葉ヲ出 八木原二行病 此夜孝五郎佐

農
唐臼挽き

銭五郎来ル、此日中村より回章ヲ以テ臨時集会ヲ促シ来ル

大原屋来リ〈石原〉青木慶嗣之件ナリ、共八木原ニ行き談シ、明
十一月廿八日 晴 風雨ヲ修繕ス、午前伊満利古茶碗ヲ洗フ、八

十二月一日 十一月三十日 同行シ魚幷柚ヲ買送ル〉、 ヲ示ス、午後三時ニ帰ル、玉井鈴木賢次来ル、校務掛より依頼ニ 氏来ル、本日熊谷行約ナリ故来ル、直ニ衣ヲ襲ヒ共ニ行〈僮鉄蔵 二遣ス筈ナリシカ、故アリテ止メンセンシニ媒人不聴、之ヲ止 寄リ鈴木辰弥転校之件ヲ談ス、八木原ニ永井某来リ、本校ニ従事 致トテ余モ行テ面会ス、夜太田中村代来ル、同安右衛門入浴之為 、策ヲ如何ト謀、大人指示シテ帰ル、幸ニ昨夜示談セシ旨来話 共二本社届ケ方ヲ議ス、其儘置可否共不言シテ置クヲ上策ト 校務掛托為ナリ、 同甚三郎来ル、 愛助来ル、十一時熊谷中島屋来ル、 夜上之邨島田文五郎来リ、娘しん在家飯塚 薄清水楼西洋料理饗アリニ行き竹井澹如来 余ハ斎藤周 勘定帳ヲ調、 一郎宅ニ行キ校長転校事ヲ談 午後第二時長谷川・中村二 書画器: 1

時第十二時ナリ、寝第三時ニ到ル甲乙相論シ、石阪我輩ノ説ニ左袒シ終ニ届ケノコトニ決シ就寝、ス、余其説ヲ非難シ、一回届ケ置き争ノ端ヲ開キ後傍観スヘシ、

十二月二日 晴大風 熟発寒甚シ、 ニテ十日頃ニ可来通信ナリ、因テ大人ヨリ直ニ返書可出ト添書ニ 付、夜松田屋ニテ認投函ヲ托ス、 シトノコトナリ、石阪等ト分レ長谷川ト端物ヲ買ヒ、又分レテ八 トノ事ニテ用済、 般長官へ出セシ写ヲ可出ト達シニ付、飯ヲ喫シ後写ヲ出ス、 木原屋ニ行き、青木寄リ古器物ヲ見テ帰ル、昨東京奥原より書面 第十時半警察所ニ行き届書出ス、午後一時ニ呼込ニ付行、 夜帳簿点検シ寝 演説題ハ前会届ハ難致ト述フ、当分夫ニテヨロ 第八時ニ起リ喫飯、 四五日来風邪冒サレ、 斎藤周一 郎来ル、暫談 右風より 先

肥留川ト共二八木原ニ行謝ル所ヲ以テ言フ、八木原モ其一般ヲ諾、家法改正云々ハ後日ニ譲ル所ヲ以テ言フ、八木原モ其一般ヲ諾、家法改正云々ハ後日ニ譲吐キ八木原怒ル、余ニ謝ヲ托ス、午後八木原来ル、肥留川ノ次以暴言ヲ十二月三日 晴 風邪ニテ不能起座敷ニ寝、肥留川只次郎暴言ヲ

十二月六日 晴 風聊快ヲ覚フ、勘定帳調 ノ帰入ヲ談ス、風邪不晴、勘定帳ヲ調ブ 十二月五日 晴 藤左衛門来リ、本日八木原ノ代ヲ兼中嶌屋行妻

(*以下七~八行分空白)(*以下七~八行分空白)(*以下七~八行分空白)偏深谷行、学校二第一時ナリ、此演説第九時肥留川ヲ伴ヒ八木原ニ行、謝ヲ述テ帰ル、正ニ午出宅深谷十二月八日 晴 朝八木原来ル、因テ肥留川托ニ付前罪ヲ謝ス、

倚百五十名近シ小宴ヲ開きて饗ス、遂ニ一泊、中邨独帰リ熊谷ニ泊ス、此日演説小宴ヲ開きて饗ス、遂ニ一泊、中邨独帰リ熊谷ニ泊ス、此日演説根察官熊谷警察署長・鈴木八等警部・巡査弐名ト来リ臨席、終ニ

夜第七時ナリッ不在〉、鯨井二て周笠画幅ヲ借、午餐饗アリ、酒屋立寄リ帰宅、リ不在〉、鯨井二て周笠画幅ヲ借、午餐饗アリ、酒屋立寄リ帰宅、ヲ受ケ、第十一時ハ和尚共ニ玉井ニ至ル〈宮ヶ谷戸ニ到リ朝餐饗十二月九日 不晴 雨ニ催ス 未暁ニ起リ宮ケ谷戸ニ到リ朝餐饗

十二月十日 晴 勘定帳調ブ始終ル

こ恳放 時より七名社ニ行、此日相会スルモノ石阪・阪本両氏のみ、薄暮時より七名社ニ行、此日相会スルモノ石阪・阪本両氏のみ、薄暮十二月十一日 晴 朝畠税藤左衛門・十郎右衛門納、髯ヲ剃十二

二談シテ帰ル○村田・中嶌屋書面作り、明朝送ル為ナリ大工月十二日 勘定帳校合、第十時より熊谷行、石原八木原屋行十二月十二日 勘定帳校合、第十時より熊谷行、石原八木原屋行十二月十二日 勘定帳校合、第十時より熊谷行、石原八木原屋行

ンの下暫ク談話、玉井邨へ回り酒屋三升注文シ鈴木本家立寄夜帰石阪ト暫ク談話、玉井邨へ回り酒屋三升注文シ鈴木本家立寄夜帰午後下奈良邨行き長谷川病気ヲ問、次ニ中奈良石阪ニ行き返金、二月十三日 雨 朝八木原ニ行き書面ヲ頼ム、小作帳ヲ写ス、

沢・米弥等来リ、頼母子株ヲ分ツ、精十時ニ帰伏十二月十四日 晴 唐臼挽済ム、米弐拾五俵得ル、夜八木原・萎

薄暮八木原常右衛門来ル、頼母子集金ヲ預リロナシヲ貰花瓶ニ挿ム、茂三郎長男死去ニ因リ見舞、此日無事、十二月十六日 晴 第九時柏屋発帰宅、于時十二時ニ及フ、午後

品なしニテ積入兼ル旨伊勢嘉より報アリ、迎ナシニテ夜帰ルニテ空シク帰ル、八木原屋行キ青木寄リ夜帰ル、此日東京より塩代ヲ受取ラントセシニ、八木原本家書抜ヲ托シ故ニ、未タ不来旨上手小林邨酒巻氏来リ、生ハ熊谷市行く、先ツ新宿八木原ニて塩十二月十七日 晴 午時中嶌豊五郎来リ、とめ死後所置為ナリ、

算且両人掛還シノ出金額ヲ定ム、夜第十時ニ至ル 十九日喚徴状ナリ、菱沢・八木原ト頼母子勘定為来ル、生立会結 成田町ニ出頭致し呉レロトコトナリ、且警察署より御用状出ス、 ヲ出シ塩半抔注文、午後三時長井長吉来リ、質品不正モノアリ、 質品不正モノアリ、 質品不正モノアリ、 の職ノ下タ地ヲ作ル、伊勢久へ書面

生ノ宅来リ居ル

佐竹内ト会シ暫時相話シ、区務所ニ行夜帰ル、篠田氏ハ先ニ帰ル、途竹内ト会シ暫時相話シ、区務所ニ行夜帰ル、篠田氏ハ先ニ帰ル、小、本日成田警察より喚出ニ付、篠田長吉同道ニ而行田町ニ行、別、本日成田警察より喚出ニ付、篠田長吉同道ニ而行田町ニ行、上月十九日 晴 八木原来リ、青柳ニ托シ置シ茶火ハタき携来

山岸政五郎代来リ金談、午前大工ニ指揮十二月廿日 晴風 聯ノ下張リ為ス、柿沼沼尻兵七郎来ル、熊谷

十二月廿二日 青 月七二三百軍ノ○曷欠囚りれ岳棲ニ参察之 区務所寄リ学校事ヲ島田ニ托シ夜共帰ル、○嵓田万次郎帰省 察、質品ヲ為持出テ物品領置、請書幷ニ始末書ヲ出シ帰ル、帰途 十二月廿一日 曇 雪ヲ催シ、夜ル無雪シテ雨降 早朝又行田警

余卜三人ナリ、于時皆帰ル、愛助氏卜共帰宅、未暮ナリーの泉・石阪清水楼ニ在リト聞キ行テ面会、午餐喫シ一話「此時中小泉・石阪清水楼ニ在リト聞キ行テ面会、午餐喫シ一話「此時中小泉・石阪清水楼ニ在リト聞キ行テ面会、午餐喫シ一話「此時中小泉・石阪清水楼ニ田席之心算ニ而藤屋ニ前ニ到リ須藤ニ邂逅シ、フ、肺病ニ付治療ヲ可然被申聞薬ヲ貰帰ル、余は熊谷市用ヲ弁シ、十二月廿二日 晴 朝大工ニ指揮シ○関次郎つれ吾妻ニ聄察乞

ニテ朱檀の台買ヒ帰ル 木原屋ニて忌明ニ付尋行ク、高柳及甚三郎同席、第三時帰リ青柳十二月廿三日 風晴 熊谷支庁へ地券書換願ヒ第一時ニ用済、八

万次郎実家行ヲ止ム第一時ニ帰宅、第二時ヨリ聯下拈リ、明日大掃除致ス心算決ス、十二月廿四日(雪帰ル、積ニ至ラズ)(第十時関次郎吾妻ニ遣ス、

時上中条中邨柳助氏来ル、頼母子金ヲ渡ス、午時一童書ヲ携来リ、掃除加勢ノ為ナリ、不霽ヲ以テ止ム、故余ト同寝明ヲ俟ツ、第十十二月廿五日(曇或ハ雨ヲ催ス)(早暁甚三郎来リ門ヲ扣ク、本日

及ブ、第十二時ニ寝ニ就ク従之、熊谷駅ヨリ徒歩シテ来リ、小酌ヲ設ケ且談且話西遊ノ事ニ暫クシテ松田永吉道ヲ至ル、晴湖養女ヲ阿翠ヲ携ヒ、晴嵐・晴林掃除事ヲ決ス、夜石川太蔵来報曰ク、晴湖来ル于時夜第六時ナリ、奥原晴湖本日来ルトノ書ナリ、雨微降ヲ以テ不来想像シ、明より

田行約ス、車行不便ナルヲ以て止ム

且江島よりアワヒノナラ積、廿六日補、晴湖・川上冬崖絹本花鳥幅、翁センベー・花幷ナリ、

十二時ニ及フ、銀ノ茶托ヲ晴湖依頼ス翠女子ニ報ユ、夜三郎右衛門来リ話、明朝未明発足ナルヲ以テ談練太織ヲ晴湖ニ、生太織ヲ晴嵐・同晴林、五色糸幷ニ金弐百匹阿

為ナリ、早起シテ行弉ナシ熊谷ニ送ル、于時天漸明行灯消シ別ル、十二月廿八日 晴浄 午前三時三十分車夫来リ門ヲ扣ク、東京行

処ニ到り餞別ス一二郎・清助・理三郎等来り、明伊勢参宮為出発スト、夜生右数人展にあり、方式、午後長谷川多平来り泊ス、夕方林蔵・嵓蔵・藤瀬二因ルト云フ、午後長谷川多平来り泊ス、夕方林蔵・嵓蔵・藤村二月廿九日 晴 午前四時ニ起り甚三郎来働ク、前日坐敷除掃

諾尊ノ幅ヲ長吉へ帰ス、柿沼ノ沼尻氏来ル時十二所ニ大祓人形ヲ携行キ村社ヲ拝シ且幣ヲ携帰ル、此日伊弉-二月卅一日 晴風 明元朝ノ吉礼祝スル為諸特物調成、第十一

明治十二年日誌

龍渕寺・栗原・秋元・並木四家ニ年ヲ賀シ帰ル、于時第四時ナリ、独来ル、三人共年賀性名簿ニ登記、村社行詣シ、生ハ上ノ村へ行、氏ト共学校ニ行き、村内一同年ヲ賀スル為ナリ、皆不来藤左衛門村ノ内成田年賀幣物ヲ造ル、第十時八木原ニ行キ年ヲ賀シ、愛助一月一日 晴風 正午〈風雨針寒暖計〉 神前献灯例ニ因ル、上之

大人服痛、甚三郎為ニ泊ス、薄暮佳助ヲ遣シ昇一ヲ迎フ、不在ニ宅ニ到リ同人事ヲ弁ズ、長吉妻サワ来リ、ハル本年傭役事ナリ、十二所ノ八百吉途会シ大人不例故ヲ以テ事弁セズシテ帰ル、又共

馬 休

本日休業、

佳助歳男トス

長 野原山へ薪採、佳助・浦吉

本斎附帰ル、午後新斎田ヲ取ル、此日本斎百俵内新五十俵着、馬 酒巻ニ炭ヲ贈ル、未歳祝ノ為ナリ、塩魚弐尾、帰北河原ヨリ

船伊勢久出

此日東京送リ年始状ヲ書ス

月三日 馬 宇野愛三郎来リ、 年金収入、午後柿沼村沼尻兵七郎氏来ル、 夜記簿後火躰ノ図ヲ写ス、是大沼へ注文為ナリ、第十二時寝就 定方為ナリ、栗原先生来ル、薄暮村田重兵衛来リ、会計事為ナリ、 ル、第九時頃ニ庄三郎来、数術ヲ余ヲ訪、常右衛門長男モ又来リ 野原芟薪、 朝塩上之邨桜井四俵送ル〈本二新二〉、 晴 午〈針計〉 佳助・浦吉・国五郎・新家丑五郎四 預リ金ヲ渡ス、稲村安右衛門来リ、 第八時坂蔵由兵衛ヨリ使来リ金ヲ送 薪運二反 肥塚車屋主人モ来リ、 志村千六勘

月 四 ヲ約、 ニ到リ社員来会スルモノ問、 三幅裱弉ヲ托ス、中嶌屋ニ行き翁セんへへ幷扇子弐ヲ贈ル、 日 第十一時ニ発シ熊谷ニ行、 午時 直池亭ヲ趨行、 〈針計〉 本日酒造人ノ会合ニテ雑踏故諸君池 納見チョヲ呼ヒ、 相会スルモノ五六人、長谷川暫ク 経師屋、 玉立・直入二合作一合 春吉本年傭入レ 清水

ニシテ到 た澹如祝酒ヲ出ス、 ル 万次郎転業事ヲ談ス、小泉・竹井等到リ頻談話、 飲了テ松村亭ニ登謌舞時ヲ移ス、 又吉見楼二 竹

行き小酌且晩餐ヲ喫ス、 佳助・浦吉・国五郎・新家丑五郎 帰時第十二時ナリ

野原ニ行キ薪運ヒニ反

遣ル、 月五日 第十一時八木原藤左衛門仏事招ニ応リ、 日旧暦十三日ニテ明日ヨリ傭人賜暇ノ旧慴ナリ故帳簿ヲ調成シ、 夜傭僮各自調書成ル、 晴風 午 〈針計〉 第四時成田龍渕寺ニ行、 長嶌万右衛門来リ、 午餐供養亨テ帰リ、 金談アリ、 八木藤氏暮 母ヲ 本

佳助米搗、 国五郎俵ヲ拵ヒ、 浦吉外被造リ俵ヲ拵フ

野原ヨリ薪ヲ採再反

止ル、 月六日 調書ヲ渡ス、半次郎独残リ、 二実父文右衛門来リ、本春吉傭入約ヲ決ス、年靡十円貸金拾弐円 京ヨリ画弐葉通運ヨリ達シ来、 運賃ヲ払塩代ヲ受取ル、 上之村渡辺兵七来リ、 五十円ヲ貸スヲ約ス、 余ハ皆帰省ス 明日浦和帰校ヲ栗原へ約ス、 晴静 午 〈針計〉 会計事為ナリ、小林兵右衛門代理来 揉医勢昇一来ル、栗原先生来ル、東 石川金右衛門弟由五郎来リ、 明日ヨリ薪ヲ採ル為ナリ、 八木原藤氏托為ナリ、嵓田 傭人渡シ調書ヲ再算、 国五郎・佳助・浦吉・半次郎 春吉母ちよ 阿菊モマ 金融談 一 万 次 郎

農 薪ヲ二階ニ上ル、 ヲ直シ、午後休ミ、旧十二月十四日ニテ暇ヲ賜 佳助熊谷ヨリ肥糞ヲ運フ、 国五郎 浦吉米

馬 原ヨリ薪ヲ採ル、 独リ残ル

傭 テ報アリ、 人等帰省人少ヲ以テ喜三郎来泊ス、 故ニ書ヲ以テ掛合江袋氏ニ托ス、夜二日已降日記ヲ書 明日江袋村江袋氏頼母子二

> 本日蔵入米ヲ改ル、 肥留川只二郎氏来リ袴ヲ返ス 左ノ如シ

〈手作小作〉 白ノケ外被ナシ 合百弐拾九俵

耕白六俵

白米三俵

西蔵入リ

弐拾弐俵、 但買米ナリ

月七日 晴静 ⟨針計⟩ 作帳不明ヲ調 成 ٤̈́ 上之邨小鮒

買購 周三郎へ書面ヲ送ル、第十二時ヨリ熊谷行 麻 枡 アハヒ 小半紙 数子 百合

古文典刑

村田調 寺山調

人無クシテ休ミ

馬

野原より薪運

馬丁半次郎ニ命シ、 小松数十本ヲトラシム

木原主人来ル 夜喜三郎来泊、 婢菊暇ヲ賜帰省、 報知社説ヲ読ム〈六日七日〉、八

月八日 ヲ炊ク、一奇ナリ、元右衛門小作帳調べ収米ヲ減ス、 平来リ、葡萄酒壱瓶ヲ遣ス 仙蔵来ル、 家法建八木原ニ依頼為ナリ、 金右衛門弟石川由蔵来ル、会計事ナリ、萎沢六右衛門来ル、 晴 午針計 浦吉作業傭入為ナリ、 婢欠クヲ以テ孝五郎・喜三郎婢ニ代リ 九日誤ナリ、 沼尻兵七郎来ル、 江森喜平・八木原 婢菊帰ル 長谷川多 飯

此日小松ヲ植ユ

馬

野原ヨリ薪ヲ運ブ、 午後北河原川岸より塩取ル

来ル

十月九日 生来ル、 ラル、上中条邨中邨孫兵衛老人来ル、 吉傭入事ヲ談ス、 談夜第八時ニ及ブ 証書改テ隼延ヲ約ス、 晴風 午 来客多ク午後ニ及フ、 〈針計〉 第十時大塚喜平仙蔵ヲ伴来リ、 勧業構其他談アリ、 勧業購抽籤談ナリ、 秋元善之助氏来小鮒藤七 太織壱端ヲ贈 浦

上之邨斎藤へ書面ヲ送ル〈十日ナリ

十⁽²⁾ 月 十 日 理セシム、栗原先生来ル、根岸浅蔵来リ、 ス、喜三郎頼ミ喜蔵方頼母子ニ行代理セシム、此会当リ籤ニテ集 金ヲ携帰ル、 練羊かん壱箱ヲ被贈 晴少風 午前八木原藤左衛門来リ、 午 〈針計〉 第四時甚三郎托シ勧業構行ノ代 晴湖謝金ヲ受取ル礼トシ 国五郎明年傭入事ヲ談

休ミ

休ミ

十月十一日 六日佐間村1 喜三郎来泊シ浦吉モ又来泊ス、長谷川より寄附金請書促来ル、 熊谷勧業構より帰リ来ル、来会嶌田当籤ナリト云フ、勺薬ヲ植ユ、 水車へ遣シ麦粉ヲ作ラシム、 篠田長吉方ニ行婢明年傭入レ事ヲ談シ、第十時帰宅、 所繁蔵方ニ行小作督促ナシ、弓削権八方へ行音五郎聟入リヲ賀シ、 一おゐて演説会ヲ開キ、 長谷川より報アリ 朝石川善六来リ貢金融通被談、 十五日ヲ期シ帰ル、 加藤政之助ヲ呼事ヲ郵信ヲ以 稲村甚三郎午時 国五郎肥塚 第八時十二

端書郵便ヲ調ブ

馬

十月十四日 リ宮ケ谷戸伯母帰ル、 来塩取引調書ヲ考フ、 来リ金融、 ヲ談ス、十二所万右衛門来ル金融、 転業事談ズ、床屋来剃髯、 米吉来リ家法改正請フ 長野高沢磯右衛門来リ、 〈針計〉 本日十四日ニ付棚ヲ下ケ松ヲ抜ク、 森満蔵ヲ送ル遣す、 午後高柳喜兵衛来リ金融、 八木原氏来、 宮ケ谷戸伯母ト万次郎歯医師 年賀為ナリ、 夜熊次郎招キ後嗣ヲ談 上川 村 _校教員 田儀四 長谷川多平 午時ヨ 印春已 進退

来リ、 月十二日 甚六・沼尻兵七来リ居ル、 来ルナリ、其請許ス能ハサルヲ言テ帰ス、 源兵衛ニて塩代取ル、 河より書面ヲ請取リ幷ニ浦和万次郎より書面ヲ領収ス、六明社文 郎及善六次女婚礼アリ、善六へ関次郎遣し仙之丞へ生自行、 堀嘉平太来リ、上之村小鮒周三郎来ル、 友堂ニて日本開化小史ヲ三冊ヲ借帰ル、藤屋ニて文鎮買フ、油屋 寺山ニて長谷川ニ会シ米ヲ相談ス、 下中条磯部源次郎来リ、 八時雨雪甚微、 立華堂ニて帽子ヲ買フ、 第三時より熊谷行、 竹次郎借用金返済方之恩恵願之為 時ヨリ北方晴 寺山二て調差引残金ヲ取 宮田浪江来リ、嶌文五郎 此日吉辰二付大嶌兵二 村儀ニて書抜ヲ取 松田屋寄り東京三 九時小八ツ林

十月十三日 屋夕飯喫ス、浦吉迎トシ来ル、第八時三十分ニ帰宅後帳合 石原版木屋ニて印弐ケ買フ、坂蔵由兵衛金ノ融通被談、 晴 午〈針計〉 早朝八木原主人来リ、 共ニ朝飯ヲ

書抜き調査ス、 リ帳面ヲ贈ル、 金穀勘定帳文字ヲ書ス、米価三○渡ス、午後村田 時熊谷八

喫シ暫クニシテ秋元善之助来リ、

第十時ニ帰ル、

ル、薄宮ケ谷戸伯母来ル、 木原屋老母・樫蔵来リ、 春母来リ、 歳暮祝ノ為来ル、 泊ス、 本年傭入ヲ約シ証書成、 夜柿沼村中沢次郎吉来泊ス、夜 酒ヲ出ス、 第四時二帰

新宅ノ甚三郎来

馬

佳助昨日残り米搗ク、

浦吉馬肥ヲ採ル、

国五郎同耘ル

馬熊谷行、川岸ニ行ク

壱月十五日 調ニ掛リタ方漸成ル、 依頼セントシ、 七五郎傭人タルヲ厭ヒ、 ヨリ引移ル、藤野佳助来リ、 浦吉明日ヨリ引移リヲ命ス、国五郎本日粉ヲ挽きニ行ク、 佐谷田叔母来ル、中邨・酒巻両人来リ、 曇漸晴夜 余暇ナキヲ以テ辞ス 雨 午時成田音次郎来、 愛三郎・要蔵ト共ニ来リ、 〈針計〉 明朝約ヲ定メ明日ヨリ引移ルコトニ 関次郎吾妻ニ行ク、 会計為ナリ、 七名社届方余二 説諭ス、 朝金銭

農 国五郎新宅ニ粉引ニ遣す

馬 休!

> 月十八日 有金夜調査ス 武兵衛来ル、 次郎来リ、督業西山来リ、 ナリ、沼尻兵七郎来リ、 ト請人弐人喜代松印形未タ不見当旨ニて延印! 石川善六来リ、 銀五郎来リ、 風 金用ナリ、 高柳喜平来リ、長谷川多平来ル、 太郎左衛門来ル、 不勤之件ヲ談、 昨夜帳記調 八木原助 査ス、 秋元善之助来ル、 夜伴次郎来ル、 二致、 二郎来リ、 半次郎来リ、 本年傭入約定 是又金用 島田松

金弐百七十一円六十銭

同一円 同五銭 一円 一ツ

銭壱円十四銭三厘

同

五十銭

農 野原山行、佳助・浦吉・国五郎・东計金弐百七十弐円七十四銭三厘

馬休

留十郎小作地ヲ上ルコト申出ツ
田税徴収日トス、諸帳簿点験シ或ハ記シ或ハ除キ無余暇、石川がテ来、金ヲ渡ス、諸帳簿点験シ或ハ記シ或ハ除キ無余暇、石川が元兵と郎・今井長次郎、馬丁半次郎来リ、塩代取リ帰ル、本日 国十九日 曇〈針計〉 此日旧慴ノ歳未ニ迫ルヲ以テ多事、客

馬

藁ヲ俵瀬荻野八百助送リ、帰リニ芋三俵報ハル、午後北河原

へ遣し塩ヲ取ル

月11日 ・青景 ・F支膏&レ〜++〜 ・巴留川・ニア、花台・宮直ニ茶ヲ煎ル、記簿成リ、伏時第十二時ナリを石川善左衛門来リ、奥原氏ヨリ托セラル処ノ茶托五個持帰ル、

第一期租金納ム、上之邨斎藤喜助来リ、金之利子受取ルき弐円弐拾五銭取り、余利子は用捨、新宅甚三郎熊谷より野原行、時間、第十一時ニ帰ル、武兵衛・熊次郎来リ、負債小平次分ヲ歎時間、第十一時ニ帰ル、武兵衛・熊次郎来リ、負債小平次分ヲ歎に入、八木原氏モ来リ又藤左衛門来ル、奇遇ヲ笑フ、助三郎来リ、一月廿日 晴穏 昨夜雪降ル〈針計〉 肥留川ニ行ク、花台ノ事

月廿二日 愛助氏来リ一話、 氏神へ献灯ノ後出入帳ヲ〆、 本平蔵来リ、 七日迄半時ツヽ、十一日迄米飯ト定ム 薄八木原主人来ル、 曇午後雨 商事ヲ話シ幷酒ヲ酌ミ、第一時ニ帰ル、 年賀為メ並木音次郎来ル、 〈針計〉 蔵ノ有米ヲ調フ、第十 本年傭人休業等談ス、 本日ヲ己卯正月元日トス、 本日質屋税ヲ収ム、 一時熊谷駅松 三日間飯前 戸長八木原

ヲ賀ス、吉田ニ行、中奈良村石阪氏行、賄酒後午餐、此日客多シ、月廿三日 曇リ大風為ニ晴 第九時出宅、先ツ長谷川氏ニ行年

テ喫シ帰ル、于時第八時ナリク、宴ヲ催シ饗ス、鈴木ニ到ル時日将西山ニ没ス、晩餐賢ニ宅ニク、宴ヲ催シ饗ス、鈴木ニ到ル時日将西山ニ没ス、晩餐賢ニ宅ニ温斎氏ト久ク話スルヲ得スシテ帰リ、上奈良富岡氏行、鯨井ニ行

長 皆縄ヲ索、浦吉随行

馬 休ミ

信ス故、 月廿四日 為二宴ヲ開ク、 原小林氏ニテ又酌、 郡制改革方向如何論シ一杯ヲ酌シ、 賀セントシ、途中島田ニ至リ、早朝在宅期、 再煩フト伝フ、 夜二入リ帰宅、此随行春吉ナリ 早朝十郎右衛門来リ曰ク、浅蔵嫁帰談終不整ヲ 長谷川氏ニ行談論時移シ、 石川善左衛門来ル、 柿沼・酒巻両氏ニ行き、 此日酒巻二行き年ヲ 如案在宿、 酒卷邨中邨氏行 旧情話シ

馬

阪蔵由兵衛共ニ来、賀年客ナリ、宴ヲ開き談笑夜ニ及ブ元善之助氏来リ、酒ヲ出シ後温飩ヲ出ス、第二時過坂蔵金蔵幷ニ門処ニ行金融件ヲ談シ、甚三郎先ツ有リ、西遊之事談ス、午時秋月廿五日 晴 八木原氏ニ行当学校へ教員新任事談シ、安右衛

農

馬

ヲ呑テ去ル、七名社ニ到ル時社員皆在リ 代邨ニ赴ク、途中沼尻氏行年ヲ賀ス、酒ヲ出且午餐進メレト忽酒一月廿六日 晴 此日七名社会日ナリ、八木愛氏ヲ携第十時より

本日議は

幹事交代投票、其撰ニ当ルモノ(従前如ク会主社長ナキヲ可決ス会主立ツル如何

石阪 金 郎 書籍 阪本与惣次

本社官庁へ届方委員当撰左、 鯨井勘衛 ア如シ 臨時 出 納 樋口氏ナリ

長谷川敬助 中邨孫兵衛 鯨井勘衛

第五時退散、 石阪金一郎 帰途治郎兵衛氏ニ寄リ年ヲ賀、 稲邨貫

浦吉縄、 佳助• 国五郎溝汲ミ万御魚獲ル

熊谷送附

第一月廿七日 曇夜雪 時第九時ナリ、 種見ル、 リ汁餅ヲ喫シ、青柳ニ而茶器数種ヲ買フ、帰途琴玉ニテ書画帖数 肴屋忠五郎ニ而午餐、 より始年ヲ賀ス、次ニ池田屋・中屋・松田屋・清水・竹井・油屋、 次二松田至リ寺山代松・大谷・西田・青木より八木原ニ到 松田屋ニ而数十分滞リ晩餐饗セラル、 帰途雪逢フ、新宅ニ寄リ一話シテ帰ル 墨柿火躰ヲ見ル、甚妙ナリ、 第十時より熊谷行、 先筑波町二行 後証書ヲ視帰宅 坂蔵由金両氏

熊谷米出ス

シ暇ヲ乞ナリ、 月廿八日 其意陳シ事終後行ヲ諾ス 明後日招待セント書ヲ贈ル、 止メテ酒賄フ、幷弓削権八来ル、又浅蔵来曰ク、国五郎西遊セン 邨沖田惣兵衛来ル、 酒ヲ出ス後午餐出、 セントシ金ヲ借ラン請テ、即許ス、石川金右衛門来リ、 簿点験ス、第十時弓削常吉来リ、 略其請ヲ諾ス、 第十一 年金ヲ携来ル、 飯ハ辞シテ帰ル、 時より晴ル、雪積コト弐寸ナリ 余多忙ニテ甚窮ス、 夜稲邨甚三郎来ル、 西遊連皆好人物ナルヲ以テ同遊 酒ヲ出ス、上中条島田氏来リ、 地頭方邨宮崎初太郎・上砂 故二略書ヲ作リ 秋元氏より余 年ヲ賀シ 朝出

馬 作リニ行、 常式礼年玉ト贈

月廿九日 薄暮権八来リ、 八不在ナルヲ以テ母ヲ諭帰ル、 且ツ輒ク許ノ色ナシ、請為解説セヨト、勢不可止故経テ説ク、権 風 米四俵金十円遣し旨申出ル 常吉・浅蔵来リ、常吉参宮ノ件父ノ許可ヲ得ス、 長嶌万右衛門入来ル故托シテ遣

馬

月卅日 井来リ、 部ノ宅ニ到ラント鈴木之宅ヲ訪不在ナリ、明日事ヲ処スル約ス、 リ、下ノ池田屋ニ行、跡ヲ追テ行文友堂ニテ及ブ、相会シテ一笑、 帰途新宅ニ寄リ第十時ニ帰ル 余ハ伊勢行人明朝ナルヲ以テ、長谷川・中邨・鯨井三人托帰ル、 先吉見屋ニ昇リ一酌、社員来会スルモノヲ町田迎ス、長谷川・鯨 天皇大祭日休暇ナルコトヲ諭リ大ニ悔ス、 故ニ雨ヲ冒シテ行ク、第十一時熊谷ニ達ス、警察所門閉始テ孝明 午餐ヲ喫シ、 雨 本日七名社演説会届方委員五名熊谷へ集会ニ付 届書草案ヲ作リ、空ニテ帰宅遺憾ナリ、 町田ニ行独リ中邨氏来

月卅一日 送ル、此日参宮人左ノ如シ 二行き周旋、余モ行テ奔走ス、 大風 第七時稲村甚三郎来リ暇ヲ告ケ出ツ、 村内一 同皆庚申塚ニ集リ上途人ヲ 母新宅

旧例ニ寄リ謡ヲ謌 元氏ニ行、嘗テ余程再三故ニ招ニ応、 -後第四時二帰宅 吉田太郎左衛門 稲村甚三郎 フテ送ル、 原口要蔵 吉田十郎右衛門 長嶋清三郎 余ハ上之邨郷社庭 龍渕寺浦氏来リ共饗ヲ享ク、 柿沼又市 吉田勝蔵 根岸浅蔵 ニテ別ル、帰リ秋

九人ナリ

薄暮ニ帰ル吉田六三郎・高柳喜平、上中条邨中邨孫兵衛、中邨氏汁餅及酒宴、二月一日 晴 午時ヨリ年賀、今井村伊勢郎・藤右衛門、四方村二月一日 晴

農 佳・浦・国・春携、野原山行

馬 塩

テ帰ル テ開ル 早朝より七名社代村清水ニ行、八木原氏不行、石川二日 晴 早朝より七名社代村清水ニ行、八木原氏不行、石一月二日 晴 早朝より七名社代村清水ニ行、八木原氏不行、石

不在ナルヲ以テ夕方ニ帰ルス、戸長杉田氏へ周旋人笠原茂吉老人同判シ証書案托ス、加印人二月三日 晴風 暁馬ニ乗シ野原ニ到リ、笠原丑松地所買請談判

数改メシム、松九百弐拾本、外ニ雑木 農 佳助・浦・国・林・春ト野原山林ニ行き、此日は国・春ト木

馬薪ヲ運フ

トナル、小間物万忠来リ珊瑚珠ヲ買フニ月四日 晴 午後休日、午後吉田市十郎殿代理来、百円○返金

農 佳助熊谷酒取り遣ス、浦・春宅酒ヲ酌ム

馬 野原薪ヲ輸入半日

途中上奈良村市郎老人年賀ニ立寄ル、岩田ニ午後第壱時ニ着、汁二月五日 晴 旧暦十五日 本日宮ケ谷戸小児紐解祝ニ付出張、

料饂飩饗ヲ亨テ帰ル、薄暮ナリ

農 佳助・春吉・満吉、野原ニ遣ス

馬 薪貨

一月六日 晴 旧十六日 休日、午後根岸長松来リ、文友堂

五十部源次郎ナルモノ来リ、年賦返済致し呉候様候願出ル季遣ス事約ス、鯨庄三郎来リ金五円貸、栗原金五右衛門咤トシテ

農

馬力

馬 薪引取ル

「月八日 晴大風 第八時出宅ニテ熊谷行、支庁へ地券書換ヲ願一月八日 晴大風 第八時出宅ニテ熊谷行、支庁へ地券書換ヲ願

辰 皆山行

馬

薪輸入

嫁娶リ礼ヲ行ワン欲ス、装太田ニ買シ故、叔母君ニ托シテ注文依遣ス、午後沼尻氏来ル、又酒巻邨中邨氏来ル、宴ヲ開夜ニ入ル、近々二月九日 晴 聯ノ下張リ及蘭之帖下張ヲ為ス、馬ヲ上岡観音へ

輏

農 山行

馬 観音へ詣ル

孝五郎屈戸田口氏ニ年頭ニ遣フ

蔵太田ニ遣ス、薄暮帰来リニ月十日 晴 聯ニ書画ヲ帳付ル、父為尽申、及小口張ル、

農

長谷川行書面ヲ委托セラル、松田屋ニ而傘ヲ借帰ル

馬
午前上人野原二行、午後原観音行

来リ、地所之事談ス二月十一日 晴 昨日残タリ聯ノ上張リ後画帖造ル、宮田志津

農

馬 薪ヲ取ル

ル、此日相会スルモノ石阪・阪本・鯨井勘衛・同勘一・八木愛ナリ、後商業ニ従事之為試験ナリ、本日七名社談話会ニ付直ニ代邨へ回第二月十二日 晴 第九時ニ出テ長松ヲ文友堂ニ送リ行き、是ハ

受方ニ柏屋行ク、書類受取リ清水ニ而西洋料理喫シ、夜第十時帰事ヲ談シ文友堂ニ行、長松逃帰、復事談○秋本より願書案被托、事ヲ談シ文友堂ニ行、長松逃帰、復事談○秋本より願書案被托、正書下ル、八木原より書換願被托持参、本日警察盗難引合物品納第二月十三日 晴 熊谷警察署呼出ニ付第九時行ク、野原邨地券

リ、書画ヲ示ス、午後喜三郎来リ、無尽帳題辞書ス第二月十四日 画帖錦合、午時玉井邨鈴木賢二来リ、是ハ縁談ナ

婆阿波・阿政ト共ニ野原ニ行ニ逢フ、熊谷ニ而竹井懿貞宅ニ寄リ参詣人甚多シ、宮ケ戸邨岩田伯父ニ逢フ、又八木原屋〈財木屋〉行、地所周旋ヲ謝ス、戸長へ諸入費事ヲ托ス、直文殊尊拝シ帰ル、第二月十五日 雪降 暁起野原邨文殊尊へ行き途中笠原茂吉方へ

農休

馬 壱駄野原行

因テ午後より繕フ、第十一時酒巻邨中邨鎌七郎来ル、酒及飯ヲ出第二月十六日 曇 午後好天気 鯨井より借ル所ノ花瓶甚毀ツ、

二教授ス
に教授ス
な二八木愛『奥書事ニ而談判為ナリ、夜森万蔵作書入レヲ為ス、故ニ八木愛『奥書事ニ而談判為ナリ、夜森万蔵止ト喜三郎へ談ス、夜八木原ニ行ク、留十郎本日来リ、宅地及家余曰ク不可ナリ、今常吉不在父浅蔵不在、軽噪失策アラン、不諾ス、第二時帰ル、午後喜三郎来リ、長松権八養子ニ為ント意陳ス、ス、第二時帰ル、午後喜三郎来リ、長松権八養子ニ為ント意陳ス、

休、半二郎本日暇遣ス補吉米搗、佳助馬踏ヲ作、春吉木綿実取リ、下婢木綿拵

並木甚年始為来ル

馬

ボン、びこうでは、大きにより、熊谷市行、古着屋勇吉仕立事ニテ行、青柳江回リ八木原へ寄リ帰熊谷市行、古着屋勇吉仕立事ニテ行、青柳江回リ八木原へ寄り帰り、大きない、びこうでは、大きない、できない。大きないるい。大きないるい。大きないるい。大きないるいるい。大きないるい。大きないるいるいるい。大きないるいるいるい。大きないるいるいるいるい。大きないるいるいるいのはいるいるい。大きないるいるいるいるいのではいるいのではいるいのではいるいるい。大きないるいるいるいるいのではいるい。大きないるいるいるいる

来ル、夜二入ル第七時ナリ

馬

農

報知新聞挟ミ板作ル、桜井源次郎 両人来リ煎茶 一月十八日 晴 朝煙管膝ニテ繕フ、後火躰営繕、午時ニ終ル、

馬

左衛門托シテ印章送ル、午後上中条村柿沼良不快之よしニ付見舞、一月十九日(雨)午後ニ止ム) 上之村より地価帳調印申来ル、弥

隻

当人二不会シテ帰ル、

此日新聞紙綴ル

馬

へ回リ中島屋へ寄り第九時帰宅ニ到ル、新五右衛門不在ナレ共茶器其他雑品ヲ見ル、帰途行田町二月廿日 晴 午前第九時立、皿尾・池上・沼尻ト年賀ス、清水

豊

馬

一月廿一日 已ニ約成ル、 暮行夜第九時帰ル、此夜喜三郎頼母子発起ニ付規則取結為メ行、 右衛門妻ヲ肥塚邨東氏ニ迎フ 来リ診察、 晴 以テ其意ニ任ス ○諸帳簿検査、 本日足痛漸起、 〈中屋ト字家〉 ○八木原氏来リ暫談話、 森遣し栗原先生ヲ迎フ、午後第 約ヲ結ヒ故ニ行、 ○稲村兵

一月廿二日 ヲ貸ス、 油屋源兵衛本斎拾六俵出ス約ス、円二弐俵五分、 大阪平佐宛稲村甚三郎書面ヲ出ス、 石川・桜井ト三人ニテ帰来ル 石川善左衛門来ル、酒巻村石川由蔵来、 此日村儀立本斎出スヲ約ス、 桜井源次郎へ金 、熊谷行、

一月廿三日 学校石川生来ル、 石川氏携為ナリ、 大蔵屋根竹ノ当ル為敗ル、 〈浦吉縄〉 暴風雨一時最成、風雨針平常点離レ極下、僅一分余ス 〈米搗佳助〉 午後田島宇野金平氏来ル、伊勢ニ行ント欲故ニ 午前新聞紙〈十八日十九日廿日廿一日〉 国不来、半次郎踏 大凡五十枚、竹ヲ切ル廿本余

一月廿四日 塩ヲ直ス、午後庭ノ掃除、 東詰茶屋又右衛門宛、 昨日石川善左衛門孫誕生日祝ヲ為ス、 晴風 西遊稲村甚三郎へ書面ヲ出ス、西京三条大橋 東京三田八木原市三郎へ書面ヲ出シ歯磨注 夕方酒巻新右衛門来ル、沼尻兵七郎来 賀シテ行慶ス、午前

佳助カキヲ繕フ後植ツリ、 国五郎・浦吉米搗 半次郎踏

一月廿五日 授ク 及柳谷ト合四幅貸ス、 り人来リ 村氏衣裳ヲ引取ル為ナリ、 〈中村手人〉、 曇リ第八時ヨリ晴 山林 因テ 東京奥原へ書面ヲ出ス、午時酒巻邨よ 〈待せ置〉 〈塩蔵後ロ〉枝取リ幷ニ枯木切ル刀ヲ 石川竹次郎傭ヒ熊谷へ遣し、 衣裳幷二晴湖両聯、 鶴亭幅 中

一月廿六日 酒巻草官令新誌ヲ返済、 持参セリ、愛助身進退事相談ス リ急よし、北河原川岸へ塩送リ方申送ル、長谷川ニて五岳幅借ル、 談ナリ、手馬寄居遣ス、 為ニ尽力ス、午後上之邨秋元善之助来リ、米沢織宮も来ル、皆金 阿道酒巻へ遣す二付、土産為ニカステヲ焼ク、 八木原藤左衛門来リ、 午後第三時より阿道酒巻遣ス、国五郎送 今井文右衛門証書

馬

一月廿七日 貸金証書返ス、 根岸武香ニ会フ、 ニて米価金三十三円受取、 二返済可致ト談ス、 ニ達スルトキ第九時ナリ、 人より依頼ニて四郎兵衛殿立入八木原屋件又着手、 兀善之助面会、 晴 金用達、 ○迎ヲ不待帰宅〈廿八日故途中行違トナル 中邨|勝右衛門長男|鎌七郎邂逅ス、 暁起野原二行、 ○青柳ニ立寄リ古器物ヲ見ル、 ○桜井より塩代金受取、 ○師経屋寄リ琴玉老人ト相談ス、 帰途先ツ八木原やへ立寄ル、金ヲ来市 地価帳調印為ナリ、馬参リ野原 ○松田屋前橋之 ○此日青木老 ○松田屋行秋 ○寺山清三郎

甲山

前田作

馬

熊谷繕ヒ行

一月廿八日 [屋売掛証ヲ示シ成否ヲ談ス、 午前左官手伝、 午後第一時杉浦佐次右衛門来、 午後客来、 正午肥留川来ル、

午後休日、掃除中結社帳調印、生社長之名ヲ附ス、此日下絵図貰来リ、修復ス、中結社帳調印、生社長之名ヲ附ス、此日下絵図貰来リ、修復ス、ヲ賀ス、酒|及飯ヲ出ス|、第三時ニ帰ル、八木原行龍渕寺より檀

農

馬休

ヲ通センコトヲ謀ル、無益ナル旨ヲ説テ止ム 又市・万右衛門・権八、新宅伯母同伴ニテ参宮迎有事之浮評、信次郎ニ命シ糊ヲ附ス、午後新聞略読ス、夜風邪ニ付早伏ス 三月一日 雨 三日補 朝村社ニ行、絵図之切継余紙ヲ切ル、関

j

. . . .

雨レ 一月二日 雨 風邪二付懶起、第九時二八木原愛助氏来リ、行厨三月二日 雨 風邪二付懶起、第九時二八木原愛助氏来リ、行厨三月二日 雨 風邪二付懶起、第九時二八木原愛助氏来リ、行厨三月二日 雨 風邪二付懶起、第九時二八木原愛助氏来リ、行厨

農 佳助踏、浦吉米、春縄、半次郎踏、熊谷迎佳助

馬 休ミ

銀茶托○黄銅茶托・有田焼茶碗○永楽焼茶碗・古唐津焼茶碗十、蔵授業、一昨日酒巻中邨より茶器其他借品ニ人来リ、左品ニ渡ス、第十時行ヲ約ス、午後二時肥留川ニ行席ヲ借ル約ス、又八木藤氏第十時行ヲ約ス、午後二時肥留川ニ行席ヲ借ル約ス、又八木藤氏第十時行ヲ約ス、午後二時肥留川ニ行席ヲ借ル約ス、又八木藤氏第十時行ヲ日、雨、朝より絵図縁ヲ継キ午後終ル、午後前第十時島田三月三日、雨、朝より絵図縁ヲ継キ午後終ル、午後前第十時島田

○銚子壱対、古銅花瓶壱ツ○提藍煎杯廃刻、○黄銅水注、朱檀茶盆○前葉式茶盆、朱檀烟草盆壱対

佳助・半次郎踏、浦吉米、春縄

馬 休ミ

第三時より半次郎熊谷遣し、安房書額取寄セ

三月四日 ナリ、都合五人ナリ、此席ニ連ナルモノ長谷川・生・磯野^(東文室目) ル、下忍村島崎清太郎・媒・嫁父斎藤 磯野・生ト三人、日本雄英ヲ論ス、夜入第八時ニ嫁ヲ送リ親類来 門長男・熊谷鎌屋・北河原中邨為三郎・長谷川敬助ナリ、 五行、達トキ第十時ナリ、春吉北河原へ回シ、塩着セシヤ否ヲ問 宴ヲ止ムトキ第三時ナリ、 次二周旋僕・田島・中邨為太郎 セ帰宅セシム、此日相会スルモノ小針田島甚太郎・磯野十郎右衛 雨 草鞋ヲ穿チ春吉ヲ供ニ連レ、 長谷川氏ト共伏ス 分家中邨ナリ、 額面携ヒ酒巻中邨氏 其宗家斎藤富蔵及 杯ヲ数行 田島

農

馬

日疫神祭ニテ休業ヲ以テ疲甚シ、早寝ニ就ク、昨日稲村甚三郎より信書到着ス、本時関次郎ト共肥留川ニ行絵図面手入ル、夜七五郎来ル、昨夜不寝時関次郎・共肥留川ニ行絵図面手入ル、夜七五郎来ル、昨夜不寝三月五日 雨 第十時起リ酒ヲ飲ミ飯ヲ喫シ、第十二時ニ解散〈長

農休ご

馬 休!

懶起〉、飯後肥留川ニ行絵図面ヲ見ル三月六日(雨)第八時ニ起ル〈一昨夜不寝疲甚シ、故ヲ以平生ヨリ

三月七日 晴夕方雨 午前絵図仕立、午後熊谷行、暮ニ迫リ八木

ア、弄禿朮三回忌目台に寸、所に立卑ヲ Fリスア 口に内、且と三月八日 ・晴風 ・昨夜近山雪降リ甚寒シ、四望満白、朝霊位ヲ設敷ヲ取リ度ト永吉より申談シ有之、因テ利害談シ帰ル原屋より申越、一応面会致度旨ニ付行、雨ニ逢フ、松田屋ニて屋

行預リ金ヲ10返シ、 第二時出宅肥留川ニ寄絵図見ル、糊乾キ紙張リ可喜、直稲安宅ニ 第一時書面ヲ作リ東京八木原氏送ル、八木原屋事件ニ因リテナリ、 氏ニ書ヲ送リ明朝客ニ招ク、 納ル為ナリ、第八時出宅ニ而太平山行、 田島琴玉ニ至リ表装ヲ促シ、帰ル時夜ニ入ル 寿量院廿三回忌相当ニ付、 清寿院・清雲院両位牌、未タ不作ヲ以テ新調シ太平 方針転シ熊谷行、 帰途八木原ニ寄愛助氏ヲ招ク、 新ニ位牌ヲ作リ太平山 松田屋ニ到リ屋敷買入事談 明朝七時来リ約ス、 朝霊位ヲ設 午後 Щ 祖

菱沢六右衛門来ル、家事改正シ隠居暮料ヲ額ヲ定ント八木原ニ乞 関次郎叔母ト下忍ニ行ク、 之助又来リ、 去ル、文雅風流話ス、午後大人位牌ヲ携ヒ龍渕寺ニ到 テ秋元善右衛門来リ、 桑野氏妻ト共ニ来リ、 朝肥留川ニ行き、区内仮リニ水張之邨絵図ヲ折ル、 第九時二龍渕寺住職入リ来ル、番僧一人、 昨夜上之邨中西ニ火災アリト伝フ、 午後玉井邨鯨井氏来ル、 第九時より午後第四 第四時ニ去ル、 時 秋元善 ニ到ル 暫ニシ

~ 阿道帰リ来ル

同人不在ナルヲ以テ止ム、

十六七日期シ来ルヲ約ス

- 十四日羽生行約シ遣ル

三月十二日 晴 夕雨 本日七名会日ニ付、第九時出宅ニテ柿沼日上中条邨柿沼良蔵死去旨申来リ、明日葬送ナリト云フヒロ張リ及ヒ渋紙下張リ、薄暮区内絵図裏打成ル、折ヲ附日暮ヲ三月十一日 晴 早朝より肥留川ニ行、区内図ニ裏打チ、茶ノホ

暮帰宅、于時雨降ラントシ満蔵傘ヲ携来ル、共帰ルニ行、満場無知己甚困却ス、利十・余紙ヲ読ム、第五時出棺、薄時代邨会場ニ至ル、石阪・阪本両氏在リ相話、第二時間上中条村田暉ニ委頼スルヲ托ス、加籠屋来リ蚕加籠ヲ作ル頼ム、○第十一田暉ニ委頼スルヲ托ス、加籠屋来リ蚕加籠ヲ作ル頼ム、○第十一田暉ニ委前スルヲ托ス、加籠屋来リ蚕加籠ヲレタル華山幅鑑定ヲ

要ス、而夜帰ル、秋元ト共ニ成田ニ至リ分ル 三月十三日 晴 上之邨島田文五郎方祝儀有之、因テ本日招き応 三月十三日 晴 上之邨島田立五郎方祝儀有之、因テ本日招き応 三月十三日 晴 上之邨島田立五郎方祝儀有之、因テ本日招き応 三月十三日 晴 上之邨島田立五郎方祝儀有之、因テ本日招き応 三月十三日 晴 上之邨島田立五郎方祝儀有之、因テ本日招き応

三月十四日 整置ヲ談シ、途中竹井両氏及諸井氏逢フ、立談シ且来月第 き屋敷地之事談シ、未決ニ付多分売却トハ相成間敷よし、文友堂 托ス、午後熊谷行、 墨ミ下駄歯ヲ折 トヲ談ス、 衛ニ而新宅分之米代ヲ談ス、 村田儀四郎寄塩売ル26、 二佐間村て演説会ヲ開き、加藤政之助等クル筈ナリ故ヲ告相分ル、 二て官令新誌ヲ取リ藤屋ニ注文シ、阪蔵ニ立寄リ財木屋差引調 晴 八木原屋行暫話、 八木原屋老母、 先ツ中屋・池田屋参宮餞別送ル、 油屋源兵衛へ塩売弐拾四俵26、 青柳ニ行き八木原氏帰宅迄日アルコ 夕飯ヲ喫シ帰時第八時ナリ、 孫甲子蔵提ケ来リ、 松田屋二行 教育ヲ余ニ 寺山清兵 . 一 日 曜

合、第四時北河原邨長谷川敬助来リ、共ニ酒酌ミ頻ニ談笑、本日次郎上中条邨へ遣ス、忌中払ニ付ナリ、午前生徒ニ授ク、午後帳第三月十五日 晴 出納簿ヲ検査ス、第九時迄渋紙ヲ張ル、後関

一時二発シ帰宅、

新婦阿兆廿二日ニ招ヲ約ス、○帰途北河原邨

月四

日

晴

記簿、

吉田久弥君来ル、

直ニ帰ル

〈午後四時〉、

田

宅ヲ報ス、

関次郎午前十時ニ帰ル、煎絣ヲ煎キ、

酒巻氏来会談

熊谷ニ行ク、午後休日命ナラン、君為ニ尽力スルカ、答、家事多以テ答フ、薄暮ニ帰ル、熊谷ニ行泊スト、且曰ク、十七日浦和呼出シ、心ニ期ス、郡長拝

郎書面ヲ出ス認ム、宮ケ谷戸邨蔦吉・清吉滞金督促状書ヲ出ス、浦和留学万次三月十六日 晴 朝帳合、○朝秋元善之助来リ、藤井氏内訳書ヲ

伏ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 がス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 がス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家 大ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・斎藤新右衛門及分家

三月十八日 曇リ チ帰リ、中邨代助病ヲ看ントシ、飯ヲ喫シ羽生町出ル時第二時ナ 証恐ラクハ此世人ニ非ルヘシト、本日人来ラハ命老之暫ニシテ人 酌ム、八代ヲ迎フモノ数来リ、皆辞シテ不行、期スルニ明日明後 斎藤新右衛門来リ、 日ヲ以テス、○昨日八代、 酒巻邨より来ルト、皆驚ク、酒数杯ヲ喫シ余輩三人八代ト直 終二夜二入ル、 酒巻二到ル第四時トナル、分家代助看舞、 半晴 復タ宴ヲ開キ暫クニシテ医八代者来リ、共ニ 中邨氏ニ泊ス、夜雨降ル、 第十時起ク、 第七時ニ起ク、茖ヲ喫シ全楽堂富士画ヲ見ル、 酒巻邨中邨克右衛門次弟病ヲ看ル、重 飯ヲ喫シ東京奥原袋滋頼画書ス、 宴夜第一時到ル 医員三名卜共二酌

ラタチニ伊太郎托シ継中邨兵助病死ヲ弔ヒ帰宅、時第四時ナリ、蜜柑穂携帰リ、岩ノカ

三月廿一日 晴ッ曇り 午後三時より雨降 朝帳合、第十一時酒巻三月廿日 晴或曇り 午後三時より雨降 朝帳合、第十一時酒巻三月廿日 晴或曇り 午後三時より雨降 朝帳合、第十一時酒巻三月廿日 晴或曇り 午後三時より雨降 朝帳合、第十一時酒巻

明治十四年一月一日 晴 例ニヨリ村社ニ詣

(*以下記載なし)

佐藤先生ハ帰宅両氏来泊ス、談話午後二時ニ及ヒ、高雄氏ハ北河原長谷川ニ行、両氏来泊ス、談話午後二時ニ及ヒ、高雄氏ハ北河原長谷川ニ行、、昨日午後高雄純一〈入間高麗郡書記〉・佐藤準九郎〈肥塚寄留〉

一、盆栽室成ル

一、午後三時ヨリ成田ニ年賀ノ為メ行、夜帰ル

一、今井村伊勢五郎来ル

、勢昇一来

一月三日 晴 無記事、吉田へ書面ヲ出ス、長谷川ヨリ書面ハ帰助三郎養子ノ事ヲ談ス、関次郎友人親睦会ニ行 販本・中村・田島・東及生、他ハ高雄氏ナリ、夜ハ八木原ニ行、永之助来ル、午後一時佐藤塾ニ行、七名社会同、出席社員石阪・一月二日 晴 大人熊谷行夜帰、朝新宅ニ行、勢昇一帰ル、栗原

中〈入間郡中宿〉・奥原 〈東京下谷〉・ 福田 〈前橋相生町生産会社〉・

越寄留間室、 信書ヲ発ス

月五日

上之村建具屋来リ、辻番火林ヲ造

村中村氏ヲ訪談、 午前九時ヨリ下奈良村ニ行、久弥氏ノ訪為ナリ、帰途上中条 長谷川辞職ノ事ニ及ブ、其不可ヲ陳ズ、

ヲ喫テ帰ル

阿文下婢傭入ニ付持田ニ行帰報ス

、薄暮長谷川・中村両氏来ル、 因テ辞職ヲ止メ明日行田ニ行郡

長へ談シ辞表ヲ取戻シヲ約ス

、大人不例床ニ就ク

、根岸〈冑山〉信書ヲ発

、来信、石川聚三〈日本橋区檜物町六番地山田半兵衛方〉・交詢社 京鍋町〉・小林六郎〈埼玉県官〉・根岸〈冑山〉四氏也 介東

月六日 理由ヲ陳シ、辞表生ニ托スヘキヲ陳ベ、之ヲ携テ帰ル、帰途中島 勤セザルナリ、暫クニシテ出勤セリ、依テ長谷川辞ス可カラサル 郡衙ニ到ル、蓋シ昨夜ノ役ヲ踏ムナリ、未タ郡長幷代理書記等出 晴 暁起理髪者命シ髯ヲ剃セシメ、第八時ニ発シ行田

一、建具屋火躰成ル、此夜甚三郎来ル以テ銅ニテヲトシヲ作ルコ屋ニ行物価ヲ渡シ帰宅、于午後第三時ナリ ト托ス

、太郎左衛門来リ請フ、 負債消却方法以テス

、大塚邨戸長高橋氏来ル、学資未納ヲ持参セリ

托ス、幉簿及戸長役場ノ届書ヲ渡ス(火火) 今井邨伊勢五郎氏来ル、 依テ同邨所有地ノ進退人タルコトヲ

> 上之邨兵七氏来ル、 私債納利ノ為ナリ

上中条邨小倉氏来ル、下婢事ナリ

大人熊谷行夜帰ル

、上中条邨中邨氏へ那須原ノ縮図幷ニ信書ト長谷川辞表ヲ送ル、

皆封書ニテ熊谷池平ニ托ス、大人携行

、此日記簿

、吉田氏ヨリ信書来ル、松本氏モ賀表送ル

月八日

大人熊谷行、工歯ノ為ナリ

午時昇一按摩来ル、

阿母宿痾有痛

辻番ノ口ノ削ル

市三郎氏来ル、佐藤出京否ヲ問ス、答アルニ不知ヲ以テス

月九日 晴

、学資表ノ結算後記簿

柿沼邨次郎吉来ル、阿母治病ヲ祈ル

午後善左衛門氏来ル

阿父一婦人ヲ携来ル、下婢口入ノ為ナリ

不在ナル以テ此宵明暁ニ答フへキヲ以テス、 中邨孫兵衛氏ニ行、明日群馬行順路出会所ニ問ハシム、長谷川 甚三郎氏上中条二行、 下婢明年傭入ヲ約定スル為ナリ、因ニ 〇中邨右ニ付書面

、長島喜十郎及鯨井庄三郎来ル

到来、答甚三郎氏ニ托スル以ス

、大人不例床ニ就ク、然レトモ微痾ナルヘキヲ以テ意トセズ

旅装整ヒ中邨ノ来報ヲ俟ツ

客歳末月已来雨ラス、大雨ハ十月二日ニシテ、其後十一月廿二

日雨アリ爾後雨ナシ、茲ニ六旬ニ及フト云フ

一、法律誌叢八木原二送ル

一、昨夕大人玉井行泊シ幷朝帰来、弓削権八来ル、会計幷ニ三男

一、葛屋幾三郎来ル、昨日東京行旨ヲ告ク、長吉ノ件ナリ

午後ニ去ル原野地請願手続ヲ報ス、信書葛幾氏ニ托シ郵便函ニ投セシム、「、葛屋幾三郎来ル、昨日東京行旨ヲ告ク、吉田市十郎氏ニ赤城

一、柿沼邨治郎吉来ル、稲荷神社へ

一、石川竹次郎氏来ル、会計事ナリー、阿母病気ノ快腹ヲ祈ル為ナリ

、此日租金ノ取立ヲナス、依テ両人分及ヒ林三郎分共納ム

一、薄暮秋元善之助氏頼母子ニ行、于時小林氏来リ共行、夜十時

月十七日 晴

ニ帰ル

渡ス、依テ同人ニ托ス、赤城原野願手続ヲ長谷川へ報スル書作ル、小林鼎氏来リ船賃

一、午後四時十二所ニ行、林三郎ノ小作ヲ促ス、弓削権八氏ニ行ニ時三十分分袂、予ハ帰宅、八木原氏ハ熊谷ニ行ー、第十時三十分発宅ニテ盈科校ニ行、八木原市三郎共行、午後

長吉傭役ノ事ヲ談、夜帰ル

一、大人熊谷行、夜帰ル

時十二時ナリ因ニ柳助帰宅否ヲ問、未帰ナリ、老人ト一時間余相話シ帰宅、于因ニ柳助帰宅否ヲ問、未帰ナリ、老人ト一時間余相話シ帰宅、于債消却ノ事ヲ托ス、又上中条邨中村氏ニ行、地所買入奔走ヲ謝ス、月十八日 晴 第八時出宅ニテ四方寺高柳ノ氏へ行、吉田氏負

樵雲老人来リ、書画会ノ事ナリ

、午後松田屋故清蔵妻はん来ル、随行小児伝及(四人ナリ、、傭男ノ事ヲ貞三郎ニ托ス、又長吉氏ニ依頼)

薄暮ニ帰ル、正金預ル - 午後松田屋故清蔵妻はん来ル - 随行小児伝及

右衛門及市三郎氏来ル、夜算法ヲ授ク
お価ノ廉ナルヲトスヘシ、此日来客ナキヲトシ煎餅作ル、午後常・大多シ、客歳十一月二日雨降、其后同廿一日微雨降〈旧恵美須・大多シ、客歳十一月二日雨降、其后同廿一日微雨降〈旧恵美須・大多シ、客歳十一月二日雨降、其后同廿一日微雨降〈旧恵美須・大多シ、客歳十一月二日雨降、するので、大後雪降薄暮最が、雪後快晴ヲ常トス、然ルニ本日曇天多シ、午後雪降薄暮最大の一方ので、一方のでは、一方には、一方のでは、一方の

来ル、○八木原主来ル、夜八時二去ル
| 日日 | 稍晴然レトモ雪不消 | 鯨井庄三郎来ル、米買入ノ差引月日日 | 稍晴然レトモ雪不消 | 鯨井庄三郎来ル、米買入ノ差引月日日 | 和晴然レトモ雪不消 | 鯨井庄三郎来ル、米買入ノ差引

月廿一日 晴 夜雪 其金員ヲ同人ニ托シ八木原エ渡ス、 邨会決議書附候義却下セラル、ニ依リ其書類ヲ示ス為ナリ、 賦金償還ノ為メ便来ル、幷木音次郎来ル、 宮倉健次郎へ信書出シ債ヲ促ス、 二地所買戻ニ付金百五拾円携来ル、于時愛助氏来リ坐ニ在リ、 農業傭之約束ヲナス喜代松ナルヲ同伴立会、半田久次郎 為ナリ、吉田太郎左衛門来ル、会計事ナリ、津久井半次郎明治年(※5) ニ付戸井製造為ナリ、喜三郎鉄条携来ル、 ノ人〉来リ、金融ノ為ナリ、鈴木賢次来ル、八木原三郎右衛門氏 篠田宇之吉来ル、 薄暮中邨孫兵衛氏来ル、 俵瀬邨荻野広三郎及中曽根邨 秋元善之助預リ金延期 高沢礒右衛門氏ヨリ年 鯉買込〈買飼ノ誤ナリ〉 **宁川** 赤城原 町

時過寝ニ就ク今日一日安眠漸起リ来ル、暫ク談話欲帰、雪降ヲ以テ止メ、十二今日一日安眠漸起リ来ル、暫ク談話欲帰、雪降ヲ以テ止メ、十二野地借地ノ件ニ付生ト前橋ニ行、昨廿日帰郷、同日北河原ニ行、

月廿二日 晴 寒最甚シ、 貫ナリ、県会組合幹事中村孫兵衛氏ヨリ、客歳臨時県会決議中第 ル書讃、 後二時ニ休業、石川竹次郎来リ、茂三郎身代事ヲ談ス、 祝宴ヲ明日相設ケ、依テ被招、 其一ヲ吉田ニ送ル、大人熊谷ニ行或ハ一泊ナル歟、篠田喜蔵結婚 托シ郵便函ニ投ズ、関次郎ニ命シ赤城原野地略図三枚ヲ作ラシム 十五条消除セラレタル旨報告回章アリ、依テ湯本氏ニ郵送 于時赤城原野地ノ請願手続ヲ吉田ニ報告ノ書ヲ作リ、大人ニ 試ニ雪ヲ採リ八斗俵ニ詰何日ヲ保ツ歟ヲ計ル、 寒暖計四十度ナリ 篠田宇之吉鰻両三櫛進、 中村氏九時二起 且本日午 篠田沢来 量十四五

十二月廿四日 十二月廿三日 シ、佳助一人大人之帰リヲ俟ツ、 賦返済ニ致度旨申入ル、右ハ永年奉仕セルニ付相当用捨可致ナレ こ来リ、本年ハ宅ニ帰リ度旨申、 第三時帰宅、関次郎又市方之応招、 事ナリ、大人第十一時ニ帰来、篠田喜蔵長男ニ妻ヲ迎ヒ〈昨年已 トモ一時済方不相成トキハ用捨不相成ニ付、金員才覚可致旨申談 負債ノ事ニ付八木原へ咤ヲ依頼之為ナリ、高柳喜平氏来ル ニ分家〉本日結婚之儀ヲ行、 晴 今井邨藤野佳助証人〈昨年傭役加判〉両名共 記簿、弓削権八来ル、本日より長吉遣ス約定、 依テ被招第一時ニ応招宴席ニ列シ、 且負債ハ当時干若入金、余ハ年 柿沼邨沼尻兵七郎氏来ル、会計 夜十時帰ル、 萎沢千五郎来ル

社答弁書ヲ送ル、中邨ヨリ吉田氏ノ信書弐通ヲ送リ来ル間室親造氏ヨリ端書郵報来ル、○長谷川多平氏来リ、中邨へ交詢沢負債延期ヲ話ス、○萎沢千五郎来リ八木原へ行、午飯ヲ出ス、

- 一、栗原国子来ル
- 、東京奥原ヨリ銀瓶及清人画贈ル
- 、助三郎来ル
- 一月廿六日 晴
- 、村儀ノ記簿ヲ調査ス
- 、堺屋長兵衛来リ〈午後ナリ〉、米ヲ貸ス
- 一、八木原老母来ル〈財木屋
- 、水車〈肥塚〉歳暮二来ル
- 、大工宇之吉来ル、戸井製造ノ為ナリ
- 久米氏ノ負債ノ事ヲ談ス大口沼土手拵ヲ頼ム、○林三郎小作ヲ促ス、○長林ニ依質方及一、午後十二所ニ行、土蔵土台製造ヲ木挽理八ニ命ス、○権八氏
- 一、音次郎一昨日肥塚二遣シ〈織市結婚行儀〉今夕帰
- 、よし一昨日帰省、今日帰心
- 、鈴木賢次氏ヨリ来信〈地所買戻金策ヲ報ス〉
- 一、八木原市三郎来ル
- 明日新宅ニテ料練ニ付人借度旨ヲ伝フ
- 、浅蔵氏来リ、国五郎地所売却之談ナリ
- 、此日助三郎来、多事ヲ見テ帰ル
- 地所買シノ証書作ル、大人熊谷行夜帰ル月廿七日 晴 大工宇之吉来リ、戸井用ナリ、此日岡田国五
- △以下多事ニシテ日記ヲ廃て卅一日夜ノ記録ニ係ル、故ニ脱漏多

十二月四日

廿五日誤リ

-婢ます来ル

間喜三郎来ル、〇長吉来ル、大工宇吉来ル、戸井〈戸井〉製作為ナリ、

石川竹次郎・並木茂三郎来ル、負債出願ニ付方法協議為ナリ、風

木賢二氏来ル、八木原氏地所買戻シ為ナリ一月廿八日 晴 中邨孫兵衛氏夜来ル、談話弐時間ニシ帰ル、鈴

此日旧暦大晦日ナリ、鈴木氏ヨリ書画幅ヲ贈ル 一月廿九日 晴 来客殊ニ多シ、且多事不可記、夜第一時伏ス、

月卅一 田島 時日西山ニ没ス、今夕邨義ヲ会スルヲ以テ辞シ直ニ帰ル、 吉両氏不在ナリ、 酒飯ノ饗ヲ享テ二時間計相話ス、直ニ宮ケ谷戸到リ、半十郎・倉 二及ブ、酒屋新家・上奈良邨並木・中奈良邨石阪〈金一郎氏幸在 第十時ニ止ム、 八木原藤左衛門・宇野愛三郎・石川太蔵・篠田宇之吉来リ交謡フ、 テ鯨井庄三郎届金托セラル、第八時帰宅、此夜小謡ノ会ヲ為ナス、 日記ヲ書ス 玉井鈴木 晴風 客去談後寝二就ク、時十二時ナリ、○廿七日已来 〈汁粉饗ス〉、五郎氏来リ居故ヲ以テ談話 伯母ト相話シ発時四時四十分、玉井鯨井ニ到 午前八時出宅、 年ヲ賀ス、 下奈良長谷 酒屋ニ 時 間代

廿八日達書幸便ヲ以テ来ル中学設立ニ付其規則申合度ニ付、二月二日出頭被致度旨、一月県会ノ達書、一月廿八日達二月五日開会旨、北埼玉郡役所ヨリ

二月一日

則ヲ示サル、余曰ク、中学設置は本郡一般ニテ壱校ヲ設クル良策義憲・中村孫兵衛来ル、郡長及松本書記・邨上書記ト共ニ出テ規リ、依テ行田ニ行、郡役所ニ出テ着ヲ届ケ戸長詰所ニ俟ツ、小見||月二日||晴||此日郡役所ヨリ中学規則草製申合セノ為出頭達ア

張、 氏ト熊谷二回ル、清水ニ泊リ此夜徳永実氏参り、 区島崎新五右衛門・山崎祥一郎来リ、十六区ハ特立スヘキ旨ヲ主 トス、 テ生及中邨・長谷川数氏ト一酌ヲ設ク、夜談話如滂殆鶏鳴ニ至ル 田町中島屋ニ行フラネル代及備前合羽ノ仕立料払、 **ヲ云フヲ得サルノ権ナシ、故ニ余ヲ輒調印スルヲ欲セス、旧十六** 余ハ元素不可ナレハ之ヲ親セサルヲ得ス、 二止リ、故二意見ヲ陳述シテ調印セント欲ス、衆皆ソれニ同シ、 会ニシテ元素ヲ論及スル権ナキモノナレバ、此規則ノ是非ヲ云フ ヲ調印スルヲ喜ハス、諸君以テ如何トナス、中邨曰、 限ニ干渉シタルモノナリ、 ノ妄断ニ出ル歟、 生等ノ列ニ加ハラス、故ヲ以テ熟談ニ不至此日ハ解散、 福田礼蔵氏ヨリ信書来ル 而シテ謀リ茲ニ出ズ、本郡ヲ三分ニシタルハ何等ノ権ヲ基 由ヲ解スル能ハズ、是郡長ノ専断ニ出ル歟、 戸長ノ依頼ニ依ル歟、 如斯ハ人民ノ幸ニ非ス、 何レニセヨ本郡人民ノ権 仮令訪問会ニセヨ是非 八木原氏会主二 故二余此規則 後中邨孫兵衛 此会ハ訪問 果タ県令

宅、昨夜宮ケ谷戸伯母来ル、関次郎養子談ナリ二月三日「雪微降」一十時ニ起リ朝飯ヲ喫シ、徳永氏ト分袂直ニ帰

二月四日 明日浦和行ノ故ヲ以テ行李ヲ収ム、故ニ多事

一月五日 暁起出宅、已後別帳ニ記ス

会ニ付関次郎遣ス、夜半ニ帰リ熊谷駅買物ニ遣ス、故ニ今朝同人来、生ノ帰ルヲ俟ツ、関次郎養子ノ相談ナリ、昨日田島老人書画「月十四日 昨日浦和ヨリ帰来リ、去ル十一日ヨリ宮ケ谷戸伯母

谷川氏ノ負任ヲ責ムル為ナリ、田島・飯塚弐人不来、刀水岸小林北河原ニ行、此行湯本・阪本・飯塚・田島・中邨等ト相会シ、長一月十五日 晴 早朝宮ケ谷戸伯母帰ル、酒巻邨ニ年賀トシテ行、

楼上ヲ借リ一泊、

酒肴美味ヲ尽ス、此夜長谷川氏ニ談判、

漸ク承

一月十六日 引渡シ地ニ望アリ内托為ナリ、 速ニ処分セラレンコトヲ望ムカ為ナリ、又栃木ニ行那須原野地所 寺裏ニテ湯本・阪本ト分レ吉田行、老人昨日東京ヨリ来着セリト 馬ヲ視テ樋口善次郎氏ニ逢フ、一話、 約ヲ与ル、湯本・坂本両氏飯塚ニ行ヲ以テ同行、上中条邨ヲ過キ 敬助氏ト共出テ此日四方寺吉田六三郎氏ニ行約アリ、中邨氏六女 云フ、明日老人前橋ニ行、彼開墾地ノ件ニ付県令及属官等ヲ説キ、 観音傍ニ至ル、 氏任ヲ負フ衆人ノ望ミナルコトヲ談シ、略承諾ヲ得ル、 相話ス、木履及ヒ傘ヲ借リ帰ル、長谷川ニ行キ老人ヲ説ク、敬助 故ヲ以テ早朝迎来ル、三人共行、 湯本・中邨・生ハ楼上ニ寝ネ、夜着不潔実ニ不可 雪降 人馬雑踏忽チ一覧ノ意起リ暫止リ、堂ヲ登リ回 午時ニ止ム 晩餐ノ饗ヲ受ケ帰ル 小林呉十郎氏朝餐饗スル 吉田氏行ヲ約ス去ル、 鯉ヲ烹テ一酌ヲ催ス、 因テ辞シ ノ約ア 四方 ル

一月廿二日

一月廿三日

宮ケ谷戸倉吉来ル、大口沼ニ土工十人出ル、大人熊谷行、大口沼築堤ニ土工九人出ル

左官来

不服ノ理由ヲ述ブ、断然相止ム、後島崎曰ク、代人料願書戸長印生ハ島崎ヲ訪ヒ此事ヲ談ス、島崎曰ク、代籤可ナルヘシト云フ、代人料ヲ納ルモノ抽籤ノ理ナシ、依テ解約スヘシ、汝直ニ行ケ、代人料ヲ納ルモノ抽籤ノ理ナシ、依テ解約スヘシ、汝直ニ行ケ、八代料ヲ得ル、代人料納事ヲ談シ演達ヲ俟タシメ、余ハ松田屋ニ帰一月十八日 晴 暁起熊谷駅徴兵検査場ニ行キ、関次郎検査合格

清水ニ寄星野ヲ訪ヒ薄暮ニ帰ル相違アリト、因テ書面壱通ヲ島崎ニ托ス、関次郎先ニ帰シ、予ハ

引換為ナリ 一月十九日 晴 八木原氏ニ行一昨日来検査場実況ヲ報ス、宅ヨ 「月十九日 晴 八木原氏ニ行一昨日来検査場実況ヲ報ス、直ニ帰 リ迎来リ、大口沼築堤為メ十二所権八等来リタル旨報ス、直ニ帰 お会合ニ上リヲ以テ午後ヨリ不来、関次郎ヲ野原ニ遣ス、地券証 お会合ニ上リヲ以テ午後ヨリ不来、関次郎ヲ野原ニ遣ス、地券証 おり (本) は (も) は

一月廿一日 一月廿日 来ル、 謌吉之五人ナリ、大工十人、殊多忙、 稲邨正二郎及ヒ八木原林三郎来ル、傭人〈円次佳助〉・〈熊川郎浦吉〉・ 谷川来ル、鯨井勘一郎氏来ル、鈴木へ書面ヲ頼ム 市三郎氏共行、 明日倉吉氏来ル旨ヲ報ス、此日大口沼へ土工八人出ル 雪降 晴 午後三時石阪・中邨・田島等来ル、 午前十時ヨリ晴 西蔵上棟式ノ定日ニ付貞三郎 午前 岩田半十郎 十時ヨリ佐藤塾ニ到 〈八木原ノ次弟〉・ (宮ケ谷戸) 暫クニシテ長 ル 馬

一月廿六日 微雨行降誤 大口沼ノ築堤ヲ休ム

ク、宮ケ谷戸倉吉氏来ルーカーの一方では、大口沼土工十人来ル、大口沼築堤終ル、土蔵瓦ヲ葺

堤修成、権八・清三郎来ル、都合人夫ヲ要スルコト六十六人半ナ一月廿八日(微雨降) 瓦葺終ル、傭人藤三郎・実之丞、大口沼築

リ、一日金三十三銭之約定

(*中略 金銭覚)

(*中略

綿打ち日記

十四年十二月八日通信佐藤準九郎横浜野毛町三丁目百廿一番地三井真策方東京南鍋町壱丁目四番地小幡英之助東京南鍋町壱丁目四番地小幡英之助東京神田小柳町十五番地三河屋

稲村関次郎東京府下牛込区市ケ谷加賀町一百一番地小尾輔明方

(*自略 小作番号記)

(*省略 挿入文書 明治十八年四月 郵便切手売下高

稲邨氏

たためであろう。再開された日記は、明治一四年二月二八日で終わり、それに続月までは、記録者稲村貫一郎が入間高麗郡役所書記に就任し、川越に赴任してい日から始まり、翌一二年三月二一日でいったん途切れ、この丁の裏面は明治一四日から始まり、翌一二年三月二一日でいったん途切れ、この丁の裏面は明治一四日から始まり、翌一二年三月二一日でいったん途切れ、この丁の裏面は明治一四代のの。表紙に「烟雲雑誌」とあり、それを史料名称とした。横長帳で、縦一二・四㎝、(解説) 稲村貫一郎の日記で、現在は熊谷市下奈良小林武雄氏収集文書に含まれ(解説) 稲村貫一郎の日記で、現在は熊谷市下奈良小林武雄氏収集文書に含まれ

日記を読むうえで極めて重要なことなので、傍注を施した。日記を読むうえで極めて重要なことなので、傍注を施した。は所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭党、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻いて、綿打ち、金銭党、住所録、小作番号などのメモがあるが、は明録を除き

の日記では県会議員である。 の日記では県会議員である。 の日記の当時は地租改正関係の役職にあったものと推定され関係記事は多い。 この日記の当時は地租改正関係の役職にあったものと推定され関係記事は多い。 この日記の当時は地租改正関係の役職にあったものと推定され関係記事は多い。 の日記では県会議員である。 この日記の冒頭にある。 この日記の目記の冒頭にある。 この日記の目記の目頭にある。 この日記の目記の目頭にある。 この日記の目記の目頭にある。

が、 帰省した。 は弟の関次郎である。 九月一三日には、馬で北河原河岸に行き、乗船して出京している。 場するのは父で、「大人」と表記されることが多い。病気や外出の記事が多い。 急病になり、妻に命じて按摩、とあるが名前は記さない。これに対して頻繁に登 思われるが、日記にはほとんど登場しない。明治一一年八月一四日に、 (『慶応義塾入社帳』第二巻)。この日記でも七月三○日に学資金を送金しているが に協議離婚した。この日記の当時は酒巻村中村勝右衛門の長女と再婚していたと 家族関係をみると、妻については最初俵瀬村荻野家の吟子と結婚するが二年後 七名社への直接的な関与は確認できない。翌一二年二月一七~一八日には 月九日に病気との手紙があり、同月二四日に脚気のため慶應義塾を引き払い 在塾二年余にわたっており、 明治九年五月一日、 どのような学問を修得したのか興味ある 一五歳八月で慶應義塾に入社している 注目すべき 貫一郎が

方村 でいる。もう一人、市三郎という人が慶應義塾関係のようで、 登場している筈である。かかりつけの医師は、 の伯母がしばしば登場する。葬儀や年始回りの記述も多いので、親戚関係は多数 の記事があるが、 関次郎の徴兵検査の記事がある。日記末尾の住所録では、 市三郎来て東京慶應塾同人社等近況、 (深谷市)の高橋氏、 関次郎との関連かも知れない。親族では、 按摩の勢昇一などがいる。稲村家の菩提寺は、 八月一四日、 成田(上之村小名)の栗原氏、 市三郎氏、明日帰塾など 東京府下市ケ谷に住 宮ヶ谷戸村 明治一一年八月 (深谷市) 上之村 東

の龍淵寺である

二つの事業を稲村は差配していた。こうした家業とも関連するのであろうか、 農は雇用人の労働で、この時期は野原村での薪取り、馬は塩や薪の輸送で、この から運び、 日の天候の記載は極めて詳しい 月一日からは、 原に行き土地買受の談判などもしている。家業については、 薪は荒川対岸の野原村に山をもっていたようで、一二年二月三日には、乗馬で野 一七日には、 に処置を託する。一〇月二一日、馬を出し北河原河岸より塩を引取る。 一一年一〇月一九日、 日には藍作もみえる。注目されるのは、 家業は、 おそらく熊谷町及び周辺の村へ出荷していたものと思われる。 雇用人による農作業の記録が散見されるほかに、 「赤穂」「本斎(斎田)」など塩の銘柄(産地)の記載もみられる。 毎日 「農」と「馬」に分けて従事した雇用人名を書留めている。 塩が延着し船頭が詫びにきた。積み合わせ荷のある長谷川 塩と薪である。塩は利根川の北河原河岸 日記の明治一二年一 明治一一年七月一八 一一月 例えば 毎

旅行に行っていたので、最初の記事は六月七日、八木原愛助氏と代村の七名社へり実体に即した史料が提供されることになる。前述したように稲村貫一郎は西国との日記の出現により、会合以外の七名社の活動、日常的な社員の交流など、よ名社会場記事」があり、二九回におよぶ会合の概要は知られていた。それに加え、年二月一○日に新たな出発をした第二期七名社については、本書にも収録した「七年二月一○日に新たな出発をした第二期七名社の記事である。明治一一もちろん、この日記でもっとも注目されるのは七名社の記事である。明治一一

行く、出席者六名とある。ただ、これは記憶で書いた部分で、七名社会場記事の行く、出席者六名とある。ただ、これは記憶で書いた部分で、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳年した三月三日に、樋口も山田に滞在していたという奇遇に話も盛り上がる。稲がの日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳末の日記さないが、社員相互の行動については詳末の日記さないが、社員相互の行動については詳末の日記さないが、社員相互の行動については詳末の日記さないが、社員相互の行動については詳末の日記さないまする。

頁。 出 の八月四日に「該社設立届云々ノ書面ヲ認メ社員連印」と記録されているのが届 藤政之助に問い合わせ、七月二四日付で回答を得ている。 有志之輩互ニ聚合演説会等ヲ開設セントスルトキハ、 候事」と、太政官達をそのまま伝達する。さらに翌二〇日付で、 長官ヨリ令禁止、其事情ヲ具へ内務省へ可届出旨御達有之候条、 煽動シ国安ヲ妨害スルニ渉リ候者ト看認候節ハ、東京府下ハ警視長官、 多衆聚合スル者有之趣相聞へ、右ハ警察官ニ於テ視察ヲ加へ、万一其挙動民心ヲ 地方二於テ国事・政体ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト称シ、或ハ演説会ヲ開キ 止を達する。それをうけて埼玉県では、 は七月一二日付太政官達二九号で、国安を妨害すると認められる演説会などの禁 られるが余り注目されていなかったので、その背景も含めまとめておこう。 それへの七名社の対応である。これは「七名社会場記事」にも断片的な記事はみ 会等の届出の布達を掲示させた(『埼玉県史料叢書』一七 へ可届出、此旨布達候事、 そんな中で稲村が詳しく記述しているのは、 への対応であろう。 これに対し、 七名社では敏感に反応を示し、 この日稲村は肥留川只次郎を誘い、 但 既ニ開設致候向ハ本文之通リ可届出候事」と演説 七月一九日付で区長、戸長に対し「近来 政府や埼玉県の演説会規制政策と 史料79のように慶應義塾の 其旨県庁及ヒ其所轄警察署 第 八木原と三人で出席し 埼玉県布達一、四四九 一期七名社会場記事」 「甲第五十五号 為心得此段相法 地方ハ其 政府

或律、 書の写しと推定される。 邨孫兵衛と上川上村稲邨貫一郎、 此段及御届候也 并会日表差上候、 届書は原本が未確認なので本書には収録されていないが、おそらく文面は 翌一八日に稲村と中村が出頭すると、大庭から演説の趣旨を問われた。稲村らは、 幸の天皇が熊谷に宿泊した翌日であった。九月一七日に熊谷支庁から呼出があり、 選出された。 演説会だけでなく結社そのものを対象としており、さきの太政官達や県布達の文 村へ伝えている。支庁で要求された届出事項は、会場、日限、 の会に欠席したが、二日後の二〇日に、 金を決め、 意義を積極的に社会に広めようとする強い意思がうかがえる。さらに、 次回に回答するよう告げられた。官憲からの規制が加えられるなかで、 た。 と答えたとおり、 権運動史料』 寄リ論種予メー定難致、 番地清水賢良方へ定、 各自の所見なので一定の 言よりさらに踏み込んだ内容といえる。中村は、再考するということで持ち帰っ 日の七名社の会合では、この布達により万一社員が糾問を受けたときの費用の拠 私共儀是迄七名社ト唱フルモノ相設ケ、会場ハ第八大区二小区大里郡代村十八 社号七名社の由来などで、会場には警部巡査が臨席するということであった。 八月二五日の七名社の会合で、演説会届方委員の選挙を行い、中村と稲村が 日記には「社盛大ナルヲ希望スルノ問題」が話し合われ、 或世帯勧業、 中村孫兵衛が担当幹事に選出された(史料27)。稲村は体調が悪くこ 九月二日に熊谷支庁へ出向き演説会届を提出した。当日は、 一〇六頁)。この文面では、稲村たちが 論種は 明治十 且他所へ出張、 其他新聞紙上諸説ヲ取リ演説討論等致来、 時々集会致シ、凡人世稗アリト思惟スルモノハ、或ハ教育 この史料は、 然ル処今般甲第五十五号御布達有之二付、別紙社員名簿 一定でない、 「法」は無いと答え、 一年九月十八日」、 宛先は埼玉県令白根多助である(『埼玉自由 又ハ臨時会ヲ開キ常会ヲ閉候節ハ更ニ可申上、 七名社員の古沢花三郎文書にあったもので、 となっており、 中村が熊谷支庁へ出頭し、その状況を稲 差出人は、 届書にその旨を書き込んだ。 一演説の趣旨は 支庁へ提出した最終的な届 七名社員惣代上中条村中 討論大略、 最モ会日ノ模様こ 社友各員に対し 一定ではない 八月一八 七名社の 北陸巡 社員名 「御届 この

> だったものといえる らによる熊谷支庁や警察署での交渉、 する七名社の対応は、 洋氏『自由民権の文化史』二四七~二六六頁)。そうしたなかで、 三三頁、 の論評や東京警視局での動向も紹介されている(宮武外骨『明治演説史』二四 説会取締の太政官達は、 説会承認の達が来る、とあるのはこの許可の通知であろう。明治一一年七月の演 県職員録』、 五等属の大庭雄次郎で、 届け出たあとに社員に報告された文面であろう。なお、支庁で対応した「大庭」は、 岩波書店『日本近代思想大系一一 言論とメディア』四三九頁、 国立国会図書館デジタルコレクション)。 一〇月二日に、 万一の場合の積立金の開始、 明治一三年四月の集会条例に先立つ最初の規制で、 熊谷支庁の責任者である(明治一一年八月一五日 その結果の社員への報告と、きわめて組織 官憲との交渉委員の選出、 この規制に対 支庁より演 稲 埼 当時 囲 彼

届方は、 中村、 方から熊谷の清水楼で、 で臨時集会を要請される。翌二九日、 るので、一三日に社中での議論があったのであろう。一一月一八日夜に中村が来 川が来て、 る内容が見当たらない。稲村は、一三日の七名社会も欠席したが、一五日に長谷 論することになっていた。稲村は所用で欠席したが、七名社会場記事には該当す 届け出ること約束させられる。中村との打ち合わせでは、 した内容の蒸し返しである。警察側は強硬だったのであろう、結局「社議ヲ尽シ」 の演説表題の届出を命じられる。これは、九月一七日に支庁の大庭雄次郎と了解 稲村と中村に呼出状があり、一一月二日に出頭する。鈴木警部と面会し、 て警察署への届け方を相談するが意見が一致せず、社員の再議に付すことにする。 月 七名社の活動に対する規制はその後も続く。一〇月三〇日、 長谷川、 一四日の七名社の会で、 明後一日熊谷に会し、二日に警察署へ 稲村と中村が熊谷警察との折衝に当たる委員となったことを伝えてい 稲村の幹事と特選委員石坂の四名が中村宅に集会した。 稲村ら四人と竹井澹如が集まり、 警察署行きを中村に託す。二八日、 七名社の演説届について紛議が生じたので 「出決」とする。 七名社の届方を議論す 翌三日の七名社会で議 今度は警察署より 一二月一 中村より回章

午後、 参加し、 る。 谷に泊 中村・樋口・小林・稲村らは、 が直接対応に当たっている。 終ニ夜ニ入ル」「此日演説倚百五十名近シ」と盛会であったようであるが、 分が空白となって、「視察官熊谷警察署長、 接担当部署である警察署に提出することは、それだけの影響があったようである。 主張が功を奏したようにみえる。 分夫ニテヨロシ」と認めさせる。「前会」は「毎回」のことで、長官宛の届書と 察へ行き届書を出す。さきに「長官」へ出した写しを提出せよということなので 留任運動の系譜をうけていることの表れなのであろう。翌一二月二日、 社という組織が、 の明治一一年一二月には、 届け出て「争ノ端ヲ開キ後傍観」を主張、石坂が稲村説に賛成しこれに決定した。 で最上位の児玉親広六等警部、 谷警察署へ届出た影響が表れているのであろう。警察署長とあるのは熊谷支所詰 同様である。 か演題が意図的に記載されていない(口絵10)。これは第二期七名社会場記事も は この過程は大変興味ある。 「深谷演説会ニ行、 一二月八日の七名社は、深谷の習田谷学校で演説会が開かれた。稲村の日記は 一熊谷にいる竹井が相談役的な位置にあったのであろう。さらにいえば、 前に引用した九月一八日のものであろう。このやりとりでは、稲村や石坂の 可否ともいわずそのままにする案が上策とされたが、 写しを作成し提出した。演題については「前会届ハ難致」と主張し、「当 最年少の石坂の意見で決着する。 この空白が伝える意味は、 とあるのも気になる記述である。 さきの大庭雄次郎といい、 暗黙の内に竹井澹如・吉田市十郎・石川弥一郎による河瀬県令 (中略) 学校二第一時ナリ、 石川は遙か遠く高知に赴任、吉田も内務省に出仕し 七名社の重要事項を決めるのに社員でない竹井澹如が 会場の深谷は坂本与惣次郎の地元で、 坂本宅で小宴を開いて一泊したが、中村は独り能 鈴木善恭八等警部がそれに次いでいる(前掲『埼 しかし、たとえ同じ文面であっても、 極めて深いものがある。一二月 警察の対応でも熊谷支庁の最高責任者 なぜ竹井が出席したのであろうか。 鈴木八等警部、 此演説」と書いて、 一二月一一日の七名社の会合は 稲村はこれに対し一 巡査弐名ト来リ臨 長谷川·石坂 以下七~八行 四人で警 取締の直 二日に熊 なぜ 七名 席

坂本、石坂、稲村の三名のみの出席であった。

演説会の届け出について、県及び熊谷警察署と七名社との争論が、こうして一演説会の届け出について、県及び熊谷警察署と七名社との争論が、こうして一度ならとする者に対する届出規定が甲第八九号として布達された。内容は二箇条からなり、第一条は「凡政談・講学ヲ目的トシ衆ヲ集メ演説若クハ論議スル者ハ、からなり、第一条は「凡政談・講学ヲ目的トシ衆ヲ集メ演説若クハ論議スル者ハ、からなり、第一条は「凡政談・講学ヲ目的トシ衆ヲ集メ演説若クハ論議スル者ハ、大以上ノ住所・属族・姓名ヲ明細ニ記載スヘシ」と、居書の記載規定である。ここに指定された内容は、すでに熊谷警察署においては七月段階から要求されていたものである。東京警視局では、七月頃から内規で警察官の臨監を行っていたとたものである。東京警視局では、七月頃から内規で警察官の臨監を行っていたとたものである。前掲『明治演説史』三二頁)。同じようなことであろう。

へ直接向かうが不在であった。結局、 演説会届方委員の五名が熊谷警察署に赴くが、孝明天皇大祭で閉庁、 出されている。七名社としてはもっとも重視している役員である。一月三〇日に、 して官庁届方委員として長谷川・中村・鯨井・石坂・稲村と五名の古参社員が選 に決まった。幹事は庶務に石坂、 挙があった。会主・社長は従来通り立てないことを決め、役員は投票で次のよう 何論シ一杯ヲ酌シ」と政治向きの話も出る。一月二六日には七名社の役員交代選 退する。そんな中でも、 みられる。一月一五日、 助の返信は、 会を開き加藤政之助を呼ぶことを郵便で照会したことの知らせがある。 されている。一月一二日、長谷川から、一月二六日に佐間村(行田市)にて演説 井澹如の池亭に変更となり、小泉寛則や竹井懿貞なども参加し、 翌明治一二年一月四日の新年会は、 史料8に収録した通りであるが、 中村から七名社届方を依頼されるが余暇がないとして辞 一月二四日、 書籍に坂本、 長谷川・中村・鯨井に明日行くことを依頼し 年始回りで島田に行くと「郡制改革方向如 清水楼を予定していたが、当日になって竹 出納に鯨井、 演説会は四月に延期されたものと 臨時出納に樋口、 澹如から酒が出 加藤政之 そ

一三日の布達に対応する手続きであろう。稲村は村の参宮見送りで欠席した。届出の内容は未詳であるが、おそらく一二月

中村、 月二日 とは、二月九日付小泉寛則書状 いると、「十七日浦和呼出シ、心ニ期ス、 最後は稲村、 述からすると、会合は二カ月で四回、 代村の会場に行くと「石阪・阪本両氏在リ相話」、と記すだけである。 書面を託される。三月二日、 二月一五日、 石坂、 録されている。以下の記録は、 た郡役所出仕のことなどで忙殺されたのであろう。結局、 羽生町斎藤家の宴会に出る。ここでのちに埼玉自由党の中心人物となる掘越勘助 さらに「君為二尽力スルカ」と協力を求められた。これに対して、稲村は「家事 伝えている。 三月一二日付の加藤の長谷川宛書状(史料8)に基づく情報であろう。 月第一日曜日に佐間村 未詳である。三月一四日には、 ここまでの七名社の記録は、 日は月日と天候だけで以後白紙となる。長谷川から依頼され、 、坂本、鯨井勘衛、同勘一郎、八木原愛助の六名、長谷川と中村は欠席である。 長谷川などが来る。このうち「大沼」と読めそうな社員は、ここに初めて に逢っているが、特に記すことはない。このあと二〇日の記事はあるが、 断った。七名社の社員が、郡制発令に積極的に対応する考えであったこ 討論のテーマは未詳である。二月一二日、代村の七名社談話会に出席 早朝より七名社、代村の清水方で討論会、 稲村が議長で討論会、テーマは未詳である。三月一二日、七名社の会日 三月一五日、 石坂、坂本の三人になっている。演説会はなく、討論会のテーマも 野原村の文殊寺参詣の帰り、 (行田市) で演説会を開き、加藤政之助などが来ることを 午後遅く長谷川敬助が来て、酒を酌み交わし談笑して 八木原愛助と七名社へ行く、石坂、 稲村のこの日記にしかみられないものである。 内容が異なることも多いが七名社会場記事にも収 熊谷の街で竹井両氏と諸井 (史料86) 出席者は二月二日の一一名から順次減少し、 にも述べられている。三月一七日には 郡長拝命ナラン」と打ち明けられる。 熊谷の竹井懿貞に立寄り、長谷川宛の 稲村を議長に選出、 編年史料に収録した中 (興久力) に逢い、 坂本、大沼、 いったんは断っ 以上の記 出席は 樋口、 来

> 兵衛書状・本書史料⑸。 兵衛書状・本書史料⑸)。 大衛書状・本書史料⑸)。 大塚真常や石坂金一郎の書状から判明するように、入間高麗郡長に任命された長村孫兵衛や石坂金一郎の書状から判明するように、入間高麗郡長に任命された長村孫兵衛や石坂金一郎の書状から判明するように、入間高麗郡長に任命された長

取締、 来泊、 月一旦、 谷川、 ことが、 谷人物事典』)。七名社という団体は、 代々私塾を経営した家の当主清太郎と推測される。清太郎は寺門静軒に学び学区 場所は肥塚村寄留の佐藤準九郎の塾である。新たに名前のみえる東は、 村 郎が来る。この三つの記事から、七名社の名称が残っており、長谷川、 雄氏である。二月二〇日、 同」とあり「出席社員」は、 「烟雲雑誌」が再開されるのは明治一四年一月からで、 石坂らの創設社員と坂本与惣次郎、田島太重、 大里郡書記などを歴任しており、稲村、長谷川らと類似の経歴である 中村はともに県会議員、 高雄は北河原村の長谷川へ行く。翌一月二日は、 社費の受取でわかる(史料19、 稲村のところに入間高麗郡書記の高雄純一と肥塚村寄留の佐藤準九郎が 佐藤塾に行く、 石坂、 石坂は大里幡羅榛沢男衾郡役所の書記である。 坂本、 明治二一年一〇月七日までは存続していた 198 石坂、 中村、 中村、 田島、 鯨井勘一郎なども健在である 田島、 佐藤塾へ行き「七名社会 東 このときには稲村、 生 (稲村)、 長谷川、 中村、 他に高 長

書状で言及している(史料6、6)。ところが、その年三月から翌一二年五月までは 名社通信」と称するものを書き送っていたようで、 れぞれの立場から七名社の活動を援助している。以下、 三人による河瀬熊谷県令留任運動があった。 正事務局に出仕、以後は熊谷の地を離れていた。 そこで、熊谷の仲間との連絡に「七 七名社設立の中心人物であった石川弥一郎は、 七名社の運動に先立ち、熊谷地方では、 竹井澹如、 いわば先駆者であるこの三人も、 明治九年一〇月に政府の地租改 明治一一年一月三〇日などの 吉田市十郎、 関連記事を拾ってみよう。 石川弥 郎郎 そ

料 74 いないのが残念であるが、 が来る。一二月七日にも「阿波通信第四号」に言及している。 が着いたので回送とあり、六月一二日には第二号が回送されている をもってきて、返事をくれるよう依頼する。一一月二七日、石川より「阿波通信 に当たる竹井懿貞が、明治一一年五月一五日付の長谷川敬助宛書状に、「阿波通信 高知県へ出張となり、 78)。この稲村の 今度は「阿波通信」と称する連絡が来ていた。 「烟雲雑誌」では、一一月五日、長谷川の使いが 明治一二年に福井から出した書状などと類似のもので 現物を確認できて (口絵5、 石川の義弟 「阿波通信 史

あろう (史料12、125など)。

郎の軌跡―」 いうよりは、 田島大重が「郡長ハ公撰スベキノ説」を論じており、まさに七名社の意見として もらう。この投書が、翌九月三日付『東京曙新聞』に植竹緑のペンネームで掲載 がなっているようである。九月二日に、石坂から郡区長選挙の投書を模写させて 至急投書するよう昨日返事が来たので、長谷川に連絡した。 あろう。 日である。 社宛に送ってきたので、長谷川に相談し回答の積り、とある。翌日が七名社の会 明治一一年八月三日、 治一○年の動向が知られている(松沢裕作氏 にみえる議員選挙法の貸借も吉田に絡むものであろう。これについては、 石坂金一郎が執筆したものであろう。とすると、植竹緑名の投書は、 に長谷川敬助が「新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任軽キノ弁」を、その後九月二○日 当時内務省に出仕していた吉田市十郎も、 「郡長撰挙論」であろう(史料82)。郡長については、すでに七月一 七名社でも新聞紙に投書しようということになり吉田に連絡をとると 建言の内容は、 七名社の見解として公表されたものといえる。九月一〇日や一八日 『近代移行期の名望家と地域・国家』 東京吉田氏より建言書及び府下実況を社報、 同月一六日条に記されている郡長選任に関するもので 七名社の活動に深く関わっている。 「「奇特者」 四三八頁 から官僚へー吉田市十 吉田との窓口は稲村 すなわち七名 石坂個人と 前年明 一七日

を募った。これは、九月一・二日に北陸巡幸の途次天皇が熊谷に宿泊するので、そ竹井澹如の名前も散見される。八月四日には七名社の会に来て、巡幸への出品

ども参加し、澹如から酒が出されている 治一二年一月四日の新年会は、竹井澹如の池亭で行われ、 の演説会である(松崎欣一氏『三田演説会と慶應義塾系演説会』一九四頁)。 欠席している。これは、昨年の秋から幸手と熊谷で開催している共同会の三回目 事は無い。一一月七日には、竹井から幸手での演説人名が届いているが、 た。 と記録している。午後三時三○分開場、薄暮に閉会で、聴衆は二○○名にのぼっ の論題は「不平論」であったが警吏の尋問が厳しいので「公平論」と修正された 上寺に行き、東京から来た慶應義塾の堀龍太郎・原猪作の演説会に参加した。 る。 かの行き違いでそちらに行ったようで流会となった。堀は慶應義塾の弁士であ 名集まっていたが、 原愛助と熊谷の報恩寺へ行くと、竹井澹如、長谷川、 らせがあり、翌日、 のときの展観品を募ったのである。 会主は明記していないが、竹井澹如であろう。七名社会場記事には、 結局、この演説会は一○月一○日に開催された。稲村は、午後から熊谷の石 竹井懿貞が訪れ、明日の演説会を約す。二八日当日は、 弁士の堀龍太郎などが来ない。行田でも演説会があり、 九月二六日には、 石坂など、聴衆も五~六〇 熊谷で二八日の演説会の知 小泉寛則や竹井懿貞な 関連記 眀 原

つくり、 新誌 集では『官令新誌』がよく使われ、八月六日に肥留川が『官令新誌』を借りに来る、 朝新聞駁論を書す、 集めた民間の冊子である(近代書誌・近代画像データベース)。一一月二四日には、 んでいる。これは、東京や大阪の主要紙から社説や記事の転載や、 聞を読む、一二年一月七日、報知社説を読む、二月一八日、報知新聞の挟み板を 朝野新聞と日日新聞を読む、と複数の新聞を読んでいる。一〇月三〇日、 新聞では、 一二年二月二六日に酒巻へ『官令新誌』 つぎに稲村個人に関する記述をみていこう。読書に関する記載は多くはないが を受取、 翌日、 明治一一年七月二六日夜、朝野新聞で地方郡制布告を読む、 と貸借や購入の記事がある。 新聞紙を綴じている。 とあり新聞を読んで何か意見を書き付けたのであろう。 また、一〇月二八日には を返済、三月一四日に文友堂にて『官令 図書としては、 一〇月七日に加藤政 「新聞集誌」 官庁の情報を 同月

之助訳 年一月一二日、 も頻繁に演説会をしており、 軒のうちに中山道鴻巣宿長島為一郎がある(国立国会図書館デジタルコレクショ 本格的な文明史論と評価され、明治一五年に全六冊が完結する 友堂にて『日本開化小史』などの価を払う、同書は明治一○年九月から刊行開始 ン)。稲村は、発刊されてすぐに読んだことになる。訳者の加藤政之助は熊谷で 之助訳の英国税目表を読む、とある。これは正式には、ホワイトケル著・加藤政 『英国雑種税表』で、 熊谷六明社文友堂にて『日本開化小史』三冊を借り、 足立郡滝馬室村(鴻巣市) 明治一一年年九月、 慶應義塾出版社刊、 の出身である。 売捌書林四 一七日に文 明治一二

す。

画家として頭角を現わし、 慶応四年には上野の戦火を避け、 慶応元年、 付き合いである(稲村量平氏『奥原晴湖』一八頁)。晴湖は古河で絵画を学ぶが 歴史博物館 として懇意な関係にあった。 奥原晴湖は古河藩大番役の池田繁右衛門の娘で、稲村家は古河藩領上川村の名主 文化面での重要な記事は、 一四歳上の晴湖が姉のように面倒をみたという。それ以来の、家としての 関宿藩士奥原家の養女となり江戸に出て、 『没後一〇〇年 木戸孝允などの知遇を得、宮中でも揮毫をする 奥原晴湖展』図録、巻末年譜 女性画家として著名な奥原晴湖に関するものである。 貫一郎は一三歳の頃から、古河の池田氏邸で勉学を 二度ほど上川村の稲村家に移る。その後、 下谷摩利支天横町に住む (古河 女性

中奉行と称された父」貫 の門人晴嵐、 で石川弥 宅した。 は五代友厚の厚遇を受け、 儒者で著名な文人土井聱牙を訪れ、月ヶ瀬の観梅から奈良、 記述したところによると、 村二八歳のときである。貫一郎の息子量平が紀行文をもとに前掲 「烟雲雑誌」の冒頭には、 稲村が出発した一月は、 一郎と打ち合わせをし、二月七日には長谷川敬助へ書状を出している 晴林そして貫一郎と四人で西遊をしたことを記す。 木戸孝允の未亡人などを訪れ、 郎である。 出立は一月二一日、 ちょうど第二期七名社の発足直前であり、 明治一一年一月一三日に上京し、 東海道を行き、 随行者は弟子の菅野、 伊勢参宮とともに旧津藩 稲村は五月二九日に帰 大阪へ出た。 晴湖四 『奥原晴湖 奥原晴湖とそ 晴嵐と 歳 大阪で 東京 道 に 稲

> 七月、 天横町の家が鉄道敷となり、 東京の奥原より銀瓶及び清人画を贈る、などと交流が続く。その後、 断期を経て、明治一四年一月四日、東京下谷の奥原などへ信書をだす。 せられた茶托を持ち帰る。二月二五日、 月一七日、東京の奥原より書面来る。一月一九日、 まで人力車を用意し、 書画に関心の深い知友が自慢の作品をもって集まったのであろう。二八日、 村家の当主貫一郎と西国旅行をしてきたばかりの女性画家奥原晴湖師弟を迎え 寺龍淵寺の九幅を借り、 熊谷町の佐藤氏 翌二六日は、 晴湖が養女「阿翠」(お翠、晴翠)、弟子の晴嵐、晴林を従え、熊谷から歩いてきた。 のは一二月二五日のことで、 きた報がある。これが前掲『奥原晴湖』八五頁に掲載される「西遊百図」であろう。 左衛門が購求した晴湖額を贋造と鑑定する。 原より西京文人合作画が来る。七月二一日、 存在は確認されていない。 関西での民権運動の見聞も気になるところであるが、 一二月二日、 (史料64、 七月二九日、 七七歳で没した。 65)。これらのなかでは、新しい七名社に対する意見も寄せているので、 晴湖にみせるために北河原村の小林古鼎氏と敬堂 奥原から一○日頃に行く予定の手紙をうけ返事を出す。実際に来た (中島屋)、玉井村の鯨井氏より画幅を借りる。二七日は、 熊谷の中島屋へ画を送り晴湖の聯に揃える。 早朝に稲村は熊谷まで奥原一行を送った。翌明治一二年 晴湖は額の揮毫や書画の鑑定もする。この二日間は、 その後も晴湖に関連する記事は多い。七月 午後に奥原晴湖が来るとの知らせがあった。 明治二四年二月、 東京の奥原へ書面を出す。 東京の渡辺晴嵐と奥政明へ信書を出 八月三一日、 晴湖は上川上に転居し、 石川善右衛門が奥原氏より託 現在のところこの紀行文の 渡辺晴嵐より画帖がで 八月六日、 (長谷川敬助) 稲村の日記申 一月二五日 大正二年 夜六時、 石川善 氏 稲 奥

熊谷の青柳で香筒購入、 に頻繁に骨董屋や表具師などを訪れている。 『時流行した中国清朝の文人趣味の煎茶にも凝っていたようで、 〈原晴湖に関連し、 貫一 七月三〇日 郎の日常生活では書画骨董関係の記述も注目される。 小泉香巒宅に遊び板橋詩集などを借りる たとえば、 明治一 一年七月二七日, 熊谷へ出たとき

月八日、 画を提供した長谷川など、若い七名社の社員にも広まっていたようである 田島樵雲は代村生まれの画家で、 田卓之は小泉寛則書状 九月三日、 した書画の趣味は、稲村だけでなく、ここに出てくる鯨井、晴湖が来たときに書 は太田家に養子に行き、国の役人として活躍したという(『熊谷人物事典』)。太 など枚挙にいとまが無い。 俳人として知られ、 熊谷の田島琴玉で表装、一四年一月一八日、樵雲老人より書画会案内 鯨井へ行き古器物を見る、一一月二五日、 (史料6)で言及されている人物と同一であろうか。また、 竹井家の別邸池亭の造園計画にも参加した。実弟の卓之 特に田島琴玉は熊谷寺門前に居を構えた文人で、表具 益山・田暉と号した(『熊谷人物事典』)。 田島樵雲が来る、一二年三

湖に関する記事を中心に紹介してきたが、 竹井本陣で書画を見る。 郎は父と留守、 王祭の中日、 た日記であるので、このほか随所に興味深い記述がみられる。 この史料集の主題である七名社や、 一二年一月二五日から三一日までは、 一一月一五日に貸し出した道具の返却をうけるまで関連記事が続いている。 地域の出来事、催しの記事も散見される。明治一一年七月二〇日、熊谷駅の天 九月一日、天皇の北陸巡幸で熊谷駅に宿泊、家族は「拝観」、 翌日は七名社の書類届もあり貫一郎も行き、 一一月七日、 近代熊谷の文化で大きな位置を占める奥原晴 村方の参宮旅立ちに伴う記事がある。以上、 仁左衛門が勧進元となる芝居興行を許可 こ の 「烟雲雑誌」 行在所になっている は丹念に書き込まれ 貫

協力者·協力機関 覧

熊谷市史近代·現代専門部

岡 本

雅子(公募委員)

福澤諭吉センター 石坂健彦 熊谷市立熊谷図書館 国立公文活音センター 行田市郷土博物館 大分県立先哲史料館 国立公文書館 大河原敏家 京都府立丹後郷土資料 国立国会図書館 慶應義塾大学 (敬称略)

小林末夫 小林武雄(故) 埼玉県立熊谷図書館 埼玉県立

中村洋平 書状の会 人間文化研究機構国文学研究資料館 竹井輝彦 高橋泰巳 徳島県立文書館 根岸友憲

文書館

萩博物館

長谷川英世

福島憲基

丸山三江

箕田叔行

特別調査員

部 老川

慶喜

専門調査員 齋藤 邦明 信吉

清俊

和弘

吉田

重田 到

須長

勉

飯田 明彦 伊藤

陽平

成

員 教寛 山本喜久治

協

(令和二年度·敬称略)

熊谷市史編さん委員会委員

熊谷市史編さん関係者

一覧

長 飯塚 (民俗研究者)

委員 員 長 北村 行遠(立正大学名誉教授)

副 委

幸子 (熊谷市議会議員)

黒澤三千夫 (熊谷市議会議員)

千羽鶴 (熊谷市文化財保護審議会委員)

信之 (元埼玉県立秩父高等学校長) (埼玉県立さきたま史跡の博物館学芸主幹)

栗岡眞理子

(大東文化大学文学部教授)

平井加余子 (熊谷市自治会連合会副会長) (熊谷市郷土文化会副会長)

熊谷市教育委員会

長 野原

社会教育課長 育次長 田島 斉

市史編さん室

担当副参事

副課長兼室長 大野

嘱託職員 查 蛭間 健悟

小林久美子 仲泉

井出英美子 藏持美弥子 剛

補助職員

望月

潤

滝沢きよ子

高井 水品 洋介 直美

持田

-240-

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 14.11.27	小泉寛則書状	144	172	隣家主人遠行、鉄道会社理事委員選挙、吉田市十郎と太田卓之昇進、樋 口氏辞職
明治 14.12.13	小泉寛則書状	145	173	老母死去、日本鉄道会社理事委員選出、児玉郡内同社発起人の動向、保 晃会加入
明治 14.12.21	稲村貫一郎書状	146	174	理事員当選の祝意、委員継続の依頼、会社募金、佐藤氏書状
(明治 14 カ) 12.22	中村孫兵衛書状	146	175	東京より帰着、牛肉進呈、米価下落、柴田忠明脱社、竹井懿貞の保護利 子主張、浦和調神社集会、長田健介願用、隣家普請
明治 15.01.04	石川弥一郎書状	147		長野より帰京、途中熊谷で正月
(明治 15 カ) 02.05	竹井懿貞書状	147		日本鉄道会社ニ付実況知り度、松本氏訪問紹介状
明治 15.03.15	川島楳坪書状	148	178	白根県令死去
明治 15.03.16	吉田清英書状	148	179	白根県令死去会葬案内
明治 15.03.16	北埼玉郡役所庶務掛通知	148	180	白根多助死去葬儀通報
明治 15.04.26	川島楳坪書状	149		適当の人物公選
明治 15.05.25	鈴木庸行書状	149	182	鉄道株加入勧誘不振、5月11日大雹被害
明治 15.05.28	小泉寛則書状	149	183	日本鉄道会社状況報告、鉄道株募集状況、長谷川の県会議員辞職
明治 15.06.02	埼玉県通知	150	184	故白根埼玉県令紀年碑建設金へ宮内省より賜金
明治 15.06.03	中村孫兵衛書状	151	185	東京大学医学部診察、妹菊、吉田市十郎の備荒貯蓄金、吉田二郎の中央銀行論、県会常置員会議事、吉田県令に拝謁、入間比企郡の雹災、日本鉄道株勧誘
明治 15.06.07	根岸武香書状	153	186	日本鉄道会社株勧誘状況、反政府感情から退社の動向、中村と稲村から 有志団結の勧誘
(明治 15.06.08 カ)	某(松岡半六)書状	153	187	掘越寛介日本鉄道会社退社慰留
明治 15.06.29	中村孫兵衛書状	154	188	那須原野へ出立、清助の事
明治 15.10.01	七名社預ケ書目	155	189	七名社預ケ書目
明治 15.11.20	小幡篤次郎書状	156	190	談話会出席
(明治 15.12 カ)	談話会々則草案	157	191	談話会々則草案
明治 15.12.07	自由新聞記事	158	192	長谷川敬助の起学会設立
明治 16.02	談話会会員姓名表	159	193	談話会会員姓名表
明治 16.01.16	松波宏作書状	161	194	中村孫兵衛宛、懇親会出席者の状況報告
明治 16.04.15	談話会書類編冊	162		佐間村清善寺にて談話会開催届
(明治 20.12 カ) 24	八木原儀右衛門書状	162	196	県庁移転請願寄付金割合方村々協議
明治 21.10.07	七名社社費受取	163	197	鯨井勘衛宛
明治 21.10.07	七名社社費受取	163	198	鈴木五三郎宛
明治 22.02.28	吉田市十郎書状	163	199	明年衆議院選挙当選の場合就職
明治 22.05.01	八木原儀右衛門書状	164	200	加藤政之助演説会費用精算、別紙演説及懇親会費精算書
明治 23.02.24	笹田默介書状	166	201	兼而志願の一条につき書類訂正、県官依願退職カ
明治 23.02.24	吉田清英書状	166	202	長谷川出馬惣選挙景況
明治 23.10.24	鈴木庸行書状	166	203	日本鉄道役員改選、本年非常の水災
(年不詳) 04.26	七名社会案内	167	204	七名社会案内

(付記)

- ・この表は、本書に収録した史料の内容を、年代順に一覧するために作成したものである。
- ・編年史料編に収録した史料は、各史料の年月日、表題、内容を記載した。
- ・ただし、新聞記事など書状以外の表題は、スペースの関係から一部変更を加え、内容欄に記載したものも多くなってしまった。両欄
- を合わせて御覧いただきたい。 ・記録編に収録した史料のうち中村孫兵衛手控は、本文に挿入した小見出しとその年月日を記載した。事務日誌・烟雲雑誌・第二期七 名社会場記事は、七名社の活動にかかわるような箇所の年月日と、新たに作成した小見出しを記載した。

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 12.09.16	鈴木敏行書状	115	128	福地源一郎熊谷駅一泊につき来賁依頼
(明治 12.09.18 頃)	石坂金一郎書状	116	129	当初心算より1ヶ月以上勤務、早期帰宅要請
(明治 12カ) 09.23	稲村貫一郎書状	116	130	川越へ封筒荷物送り、小幡入塾の件、奥原晴湖画出来
明治 12.09.23	岡田稔書状	117		御委嘱の件検疫委員高沢氏へ引合、草野徹帰郷、比企郡釘無村コレラ
明治 12.09.26	石坂金一郎書状	117		岡田稔書状転送、学校敷地見分、清水宗徳勧業委員承諾、阪口氏·高雄
				氏勤務振、稲村帰村、石坂辞表県へ提出催促、大枝美福来庁、佐藤氏も 連合学校否定的
(明治 12.10.08 カ)	今村市郎書状	118	133	小作証請求勧解願、コレラ騒動
明治 12.10.15	稲村貫一郎書状	119		小学師範学校開業式式服祝文手配
(明治 12.10.15 カ)	石坂金一郎書状	120		郡役所辞意、学校敷地、祝文委託
明治 12.10.17	中村孫兵衛書状	120		地券書替手続、交詢社社則、埼玉県報告第四六号解釈
明治 12.11.02	中村孫兵衛書状	121		改正徴兵令に質疑
明治 12.11.13	石川弥一郎書状	121		明後日帰京、七名社諸君の出京を依頼
明治 12.12.01	石川弥一郎書状	122		昨夜着京、真中直道より交詢社来春発会、大坂で加藤政之助と面会、長
741H	E77177 FFE F			谷川へ出京依頼、諸井・吉田両氏と面談、石川交詢社入会
明治 12.12.09	鈴木庸行書状	123	140	笹田氏・諸井氏各郡巡回様子報知礼、学校敷地
明治 12.12.10	笹田默介書状	123		入間・高麗郡内巡視、茶業・二子縞景況、勧業奨励
明治 12.12.21	中村孫兵衛書状	124		中村順天堂入院、病状報告、樋口郡書記学務課へ採用、会議議案印刷、
/// 15:15:51			- 15	全快の戯書
明治 13.01.11	中村孫兵衛書状	124	143	金談確認、愚母半身不随、熊谷にて米商
明治 13.01.15	加藤政之助書状	125		昨年末帰省、熊谷にて中村と面談、各地有志連合、九州四国の奮発、管
				下振起の策、年内に帰国か洋行
明治 13.01.20	小泉寛則書状	125	145	牧野発起賴母子送金方法、凶荒予備積立着手如何、樋口氏児玉郡役所拝命
明治 13.01.26	小泉實則書状	126		衛生担任郡書記增員如何、地方官会議傍聴中同僚集会提案、吉田市十郎
7 THE	* *************************************			企画の地方人材養成学校
明治 13.02.17	東京曙新聞記事	127	147	埼玉県会議長の熊谷駅親睦会
明治 13.02.25	笹田默介書状	127		清水宗徳暢業社へ資本一条相談
明治 13.02	石川弥一郎書状	127		年賀、私立中学校設立計画の進捗如何、国会論盛行、交詢社発足、地方
7111 10:02	H7/13/1. 24-11-17	12.	110	官会議開催、福井地方の暖冬、新年の七言絶句、土宜法龍来書、私学校
				尽力、中村等の来訪要請、各地で火事
明治 13.03.08	中村孫兵衛書状	129	150	7日午後帰宅、愚母快復、出京中精養軒で会食、嚶鳴社討論会傍聴、県
7111 10.00.00		120	100	会用情報提供依頼
明治 13.03.14	中村孫兵衛書状	130	151	母病気、近々県会、交詢社質問、七名社残務整頓、北辰社熊谷遊説、中
7111 10:00:11		100	101	村楼集会
明治 13.03.22	笹田默介書状	131	152	暢業社へ資本金返納延期
明治 13.03.28	稲村貫一郎書状	131		長谷川へ県庁出頭命令
明治 13.03.28	三原教徹書状	132		勧業主務及び委員出県、郡長帰省中の対応
明治 13.03.29	稲村貫一郎書状	132		永田翻訳書菅間発兌一件、御老母大患、小学定期試験対応、郡役所営繕、埼
741H -0100I	1141427			玉職員表、県庁勧業会提出書面作成、下畑村戸長及び学務委員選挙へ出張
(明治 13.04.26 以前)	稲村貫一郎書状	134	156	小敷田新井源十郎の返書
明治 13.04.27	稲村貫一郎書状	134		熊谷へ送付荷物、県会議員と町村会議員の重複、学務課の話は御断
明治 13.05.05	川島楳坪書状	135		長谷川郡長退職、小林生の近況、小林の舎兄来県
明治 13.05.16	小泉寛則書状	136		長谷川辞職、国会設立願望者云々憶説、県会減額主義、根岸氏議長、頼
				母子講金、北埼郡長、七名社第三期約相整
明治 14.01.01	烟雲雑誌	226	208	入間高麗郡書記高雄純一、肥塚寄留佐藤準九郎が来泊
明治 14.01.02	烟雲雑誌	226		七名社の会同、石坂・坂本・中村・田島・東・稲村、他に高雄
明治 14.01.05	烟雲雑誌	227	208	長谷川辞職反対を中村孫兵衛へ要請、交詢社・埼玉県官小林六郎・冑山
				根岸より来信
明治 14.01.25	烟雲雑誌	229	208	中村へ交詢社答弁書を送付、吉田氏の信書2通、東京奥原より銀瓶及び
				清人画到来
明治 14.02.02	烟雲雑誌	230	208	北埼玉郡役所の中学規則訪問会に稲村が出席
明治 14.02.20	烟雲雑誌	231	208	佐藤塾に行く、石坂・中村・田島・長谷川・鯨井勘一郎など七名社のメ
				ンバー会合
明治 14.06.29	吉田市十郎書状	136	160	鉄道の件、那須開墾、吉井友賢氏評、白根県令病状、保晃会宜敷
明治 14.08.03	吉田市十郎書状	137	161	鉄道社委員推奨、中村の大書記官へ上答
明治 14.08.08	稲村貫一郎書状	138	162	勧業講出席、明治14年3月『芸林珠璣』3号同封
明治 14.08.17	中村孫兵衛書状	138		鎮目氏熊谷へ腰落着、一会を開催
明治 14.09.22	中村孫兵衛書状	138	164	県会常置委員会報告、江戸川護岸工事、決算残金使途
明治 14.10.03	石川弥一郎書状	139	165	租税局改革、長野へ転勤、開拓使処分問題
明治 14.10.08	川島楳坪書状	140		本県小学校教則送付
明治 14.10.17	石川弥一郎書状	140		開拓使払下げ問題の展開、帰省出願、国会開設に対応、県庁斡旋へ回答、
				吉田老・小池酔翁の逝去、鉄道着手、演説・新聞等規制強化、小泉寛則
				実父死去、佐久間象山書
明治 14.10.31	吉田市十郎書状	142	168	大麻生村藤野慶治就職斡旋依頼
明治 14.11.04	石川弥一郎書状	142		帰京予定、借用金衣頼、米価動向、佐久間象山書、廟堂の風波、七名社
				員の動向
明治 14.11.24	石川弥一郎書状	143	170	借用金督促、来月中旬までに帰京、帰京途次に熊谷滞在は不可
明治 14.11.27	石川弥一郎書状	144	171	留守宅へ金子御届け御礼

	± 57	vict		
年月日	表題	頁数	No	内容
明治 12.01.04	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第28会、新年賀、出席13名、外3名、会場を変え竹井澹如の別荘池亭
明治 12.01.04	烟雲雑誌	215		七名社新年会、武井澹如別邸池亭、小泉寛則・竹井懿貞、同澹如出席
明治 12.01.11	烟雲雑誌	217		長谷川より1月26日に佐間村演説会へ加藤政之助依頼の報
明治 12.01.13	加藤政之助書状	90		1月26日演説会了解
明治 12.01.17	烟雲雑誌	218		熊谷文友堂で日本開化小史と文法書の対価を支出、東京奥原晴湖より書面到来
明治 12.01.24	烟雲雑誌	219		稲村が年始先で、郡制改革方向如何と政治向きの話
明治 12.01.26	第二期七名社会場記事	194		七名社第29会、出席13名、熊谷警察署へ届け委員及び幹事を公選
明治 12.01.26	烟雲雑誌	219		七名社、会主・社長は従来通り立てない、幹事選出
明治 12.01.30	烟雲雑誌	220	220	七名社演説会届方委員 5 名熊谷へ集会、孝明天皇大祭で警察閉門、鈴木 警部宅も不在
明治 12.02.02	烟雲雑誌	221	220	七名社、代村清水で討論会、稲村議長に選出、出席 11 名
明治 12.02.09	小泉寛則書状	90	86	大岡育典裁判出頭、郡制発令、郡長選定地方名望家、法律学校教則、石 坂出仕見込無
明治 12.02.12	烟雲雑誌	222		七名社、代村で談話会、石坂・坂本・鯨井勘衛・同勘一郎・八木原愛助・稲村
明治 12.02.18	烟雲雑誌	222		稲村が報知新聞の挟板を作り翌日綴じ込む
明治 12.03.02	烟雲雑誌	224	220	七名社、石坂・坂本・大沼・樋口・中村・長谷川、稲村議長で討論会
明治 12.03.03	川島楳坪書状	91	87	『湖海詩伝鈔』拝呈、来月 10 日頃郡制発令
明治 12.03.12	加藤政之助書状	91		4月6日熊谷演説会、小幡英之助へ入塾依頼回答
明治 12.03.12	烟雲雑誌	225		七名社、代村会場、石坂・坂本・稲村
明治 12.03.14	烟雲雑誌	225		熊谷文友堂で官令新誌、来月第一日曜に佐間村演説会に加藤政之助
明治 12.03.15	烟雲雑誌	225	220	夕方長谷川敬助来る、酒酌み談笑、17日に郡長拝命の予定、協力依頼に 家事多端と回答
明治 12.03.17	烟雲雑誌	226	220	稲村が羽生斎藤家の宴会に出席、掘越勘助(寛介)も同席
明治 12.03.20	中村孫兵衛書状	92	89	稲村了承、石坂別封、七名社潰破嘆息、山崎氏挨拶、古沢氏斡旋、郡書記任用
明治 12.03.20	石坂金一郎書状	93	90	川越赴任辞退
明治 12.03.25	竹井懿貞書状	93	91	川越郡役所長就任祝
明治 12.03.30	中村孫兵衛書状	93	92	入間郡出仕を決心、拝命出頭日取
明治 12.03.31	中村孫兵衛書状	94	93	長谷川書状手渡、石坂承知、中村大里郡書記云々、中村拝命日程、稲村了承
明治 12.03.31	郵便報知新聞記事	94	94	熊谷駅演説大会予告
明治 12.04.02	石坂金一郎書状	94	95	川越赴任承諾、県へ具状依頼
明治 12.04.06	中村孫兵衛書状	95	96	熊谷駅演説会盛況、演説者8名氏名、稲村の従弟を加藤政之助へ周旋、 長谷川老人と参会、石坂の動向
明治 12.04.07	岡村新三郎公私雑誌	96	97	下忍村演説会の記録
明治 12.04.08	中村孫兵衛書状	96	98	4月7日下忍演説会景況、11日県庁出頭後の予定
明治 12.04.10	根岸武香書状	97	99	長谷川赴任地川越の景況伺、根岸の辞表提出
明治 12.04.10	吉田清英書状	97	100	開庁以後人民願伺届等件数調査
明治 12.04.10	郵便報知新聞記事	98	101	熊谷駅共同会演説会景況
明治 12.04.12	郵便報知新聞記事	98	102	熊谷の近況
明治 12.04.14	川島楳坪書状	98		東京日報社社員紹介
明治 12.04.21	加藤政之助書状	99		石田氏の件進展如何、福沢の代理で同邸へ転居予定
明治 12.05.15	石川弥一郎書状	99		四国より帰京、長谷川郡長就任後七名社状況如何、吉田市十郎琉球出張
明治 12.05.18	竹井懿貞書状	100		県会選挙、中村出馬、竹井も出馬、長谷川の分権主義拡張、舎兄弥一郎帰京
明治 12.05.21	中村孫兵衛書状	101	107	小林呉十郎県庁辞職、県会選挙投票状況、在庁時訪問予定
明治 12.05.31	朝野新聞記事	101	108	七名社員と県会選挙
明治 12.06.07	掘越庭七郎書状	102		県会議員選挙状況、戸長改選対応、明治九・一〇年貢租一件伝聞、戸長役 場改編達書同封
明治 12.06.08	根岸武香書状	103		川越訪問中の礼、熊谷竹井(澹如)から中村・小泉との会合案内
明治 12.06.09	川島楳坪書状	103		県会開設遅延ヵ、例の建白、佐々木顕文持参
明治 12.06.22	中村孫兵衛書状	103		大里郡連と浦和今福屋へ到着、上中条村選挙落選人就職斡旋依頼
明治 12.06.24	鈴木敏行書状	104		熊谷警察署へ長谷川を相手取り吟味出願
明治 12.06.25	中村孫兵衛書状	104		第1回県会景況報告、加藤政之助来訪
明治 12.06.26	加藤政之助書状	105		埼玉県会開場、議員諸君へ拝顔、中隣へ転居
明治 12.06.26	福沢諭吉書状	106		中学校教師費用
明治 12.06.28	郵便報知新聞記事	106		埼玉県会の状況
明治 12.06.29	稲村貫一郎書状	107		郡吏傍聴之儀
明治 12.07.02	石川弥一郎書状	107	119	新潟地方の耕地と農民、新潟新聞主筆古渡資秀、埼玉県会の状況如何、 妻沼歓喜院副住職土宜法龍氏を紹介
明治 12.07.11	中村孫兵衛書状	109	120	加藤氏帰京、福沢氏演説会聴聞予定、県会で師範学校費・土木費審議、七名社連中県会へ出頭
明治 12.08.02	石川弥一郎書状	109	121	埼玉県会日誌など落手及び批評、新潟及び石川県会選挙、コレラ流行、 帰京遅延、越後地方大農の所似は新田開発
明治 12.08.07	石坂金一郎書状	111	122	免職及び欠員補充願
明治 12.08.09	東京曙新聞記事	111		演説会の無い熊谷の近況
明治 12.08.18	川島楳坪書状	112		石坂後任に大枝美福は不可、乕烈刺病蔓延
明治 12.08.26	石川弥一郎書状	112		福井にて入院、石川県地租改正掛出張所滞在、福井の虎列刺、無定見の 埼玉県会議員、貸座敷論へ憤懣、七名社でも検討要請
明治 12.09.09	鈴木庸行書状	114	126	本月第二土曜会議延引
明治 12.09.14	稲村貫一郎書状	115		長谷川看護休暇、師範学校開校式、扇町屋でコレラ、稲村上京予定

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 11.06.12	第二期七名社会場記事	191	207	七名社第11会、稲村西京談、出席6名、農繁で次回は7月7日、上中
	, ,,, - ,, - , ,, - ,			条学校で演説会
明治 11.07.07	第二期七名社会場記事	191		七名社第12会、上中条学校で演説会、出席12名、社外1名、演説10名
明治 11.07.07	烟雲雑誌	196		上中条学校で七名社演説会、雨中盛会、社員数十人、傍聴 3 ~ 40 人
明治 11.07.17	第二期七名社会場記事	192		七名社第13会、談話会、出席7名
明治 11.07.17	烟雲雑誌	197		七名社へ八木原愛助氏同道、奥原より西京文人合作画到来
明治 11.07.20	烟雲雑誌	197		熊谷駅の天王祭中日
明治 11.07.24	加藤政之助書状	83		演説会取締達に対応
明治 11.07.26	烟雲雑誌 第二期七名社会場記事	198		稲村貫一郎が朝野新聞で地方郡制布告を読む
明治 11.07.27 明治 11.07.31		192 84		七名社第 14 会、犬塚村演説会、出席 10 名、演説 10 名
(明治 11.07.31	東京曙新聞投書 石坂金一郎書状	85	81	植竹緑(石坂金一郎)の閏刑律論 別紙投書草稿二冊差上
明治 11.08.03	烟雲雑誌	199		東京吉田氏より建言書及び府下実況を社報
明治 11.08.04	第二期七名社会場記事	192		七名社第15会、談話会、出席12名、社外竹井澹如、七名社設立届書社
7,11,11.00.01	// D'// B' L L Z /// 18 - 7	102	201	員連印
明治 11.08.04	烟雲雑誌	199	208	七名社会、竹井澹如出席、巡幸に出品、七名社を盛大方法
明治 11.08.16	烟雲雑誌	201		吉田市十郎より書状、郡区長人選につき新聞への投稿を要請
明治 11.08.18	第二期七名社会場記事	192		七名社第16会、議題多く討論会中止、出席17名、布告をうけ醵金を決定、
				幹事に中邨孫兵衛
明治 11.08.20	烟雲雑誌	201	208	熊谷支庁が七名社の会場日限・討論大略などの届出を命令、当日警部巡
				査のうち臨席
明治 11.08.25	第二期七名社会場記事	193		七名社第 17 会、演説会、出席 11 名、社外傍聴 3 名、演説 5 名
明治 11.08.25	烟雲雑誌	201		七名社、演説会、支庁へ演説会届け方委員の増員
明治 11.08.31	烟雲雑誌	202		稲村へ渡辺晴嵐より画帖できるの報
明治 11.09.01	烟雲雑誌	202		天皇北陸巡幸熊谷宿宿泊
明治 11.09.02	烟雲雑誌	202	208	支庁へ七名社演説届けを提出、行在所の竹井本陣で書画拝観、石坂の郡区長
III./. 11.00.00 . 04	本之mg が用れ去	0.0	00	撰举投書筆写
明治 11.09.03・04	東京曙新聞投書	86		植竹緑(石坂金一郎)の郡長撰挙論
明治 11.09.03	石坂金一郎書状	88	83	第一五番中学区講習校財務主管辞職願
明治 11.09.08 明治 11.09.08	七名社議事録	88	84	七名社討論会での府県会規則議事録 七名社第 18 会、討論会、出席 21 名、外傍聴 1 名、府県会規則 21 条よ
9月7日 11.09.08	第二期七名社会場記事	193	207	して 10 元、 10 元、 10 元、 10 元 11 元、 12 元、 12 元、 12 元、 12 元、 13 元 元 13 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
明治 11.09.18	烟雲雑誌	204	208	第員選挙法を長谷川へ返却、熊谷支庁へ届書を提出、大庭が演説の趣旨
91(11.05.10	四五个时间	204	200	を尋問
明治 11.09.20	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 19 会、演説会、出席 13 名、傍聴 2 名、演説 5 名
明治 11.09.22	烟雲雑誌	204		七名社演舌会、午後演説5名余は聴聞とあるが、会場記事では20日で
7111 11100111	AH MAHAD.	201	200	稲村が演説
明治 11.09.28	烟雲雑誌	205	208	熊谷の報恩寺で演説会、聴衆も5~60名集合、弁士堀龍太郎など不参
				で流会
明治 11.10.02	烟雲雑誌	205		熊谷支庁より七名社へ演説会承認の達し到来
明治 11.10.06	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 20 会、討論会、出席 12 名、傍聴 1 名、府県会規則 43 条まで決議
明治 11.10.07	烟雲雑誌	206		稲村貫一郎が英国税目表を読む
明治 11.10.11	烟雲雑誌	206	208	熊谷の石上寺で演説会、弁士堀龍太郎など、警吏の尋問が厳しく論題を
HHAVE AND	W He t. 7. LL & te =====			変更、聴衆 200 人
明治 11.10.16	第二期七名社会場記事	194		七名社第21会、談話会、出席11名、会場熊谷駅清水亭、西洋料理会食
明治 11.11.02	烟雲雑誌	208		七名社演説会の件で警察署鈴木警部と面会、演題の届出指示
明治 11.11.03	第二期七名社会場記事	194		七名社第22会、討論会、出席9名、府県会規則末節まで議決
明治 11.11.05 明治 11.11.07	烟雲雑誌 烟雲雑誌	209 209		長谷川の使い、阿波通信を持参 竹井より幸手演説人名が届く、欠席を伝達
明治 11.11.17	烟			七名社第23会、談話会、出席8名、庶務・出納・書籍・備蓄4幹事の選出
明治 11.11.15	烟雲雑誌	194 210		稲村が七名社の書籍幹事、長谷川が七名社の鍵を持参
明治 11.11.18	烟雲雑誌	210		中村と熊谷警察署届け方を相談、社員の再議と決定
明治 11.11.24	第二期七名社会場記事	194		七名社第24会、演説会、出席11名、演説4名
明治 11.11.24	烟雲雜誌	211		七名社、稲村の弟関次郎が脚気病で慶應義塾を引き払い帰省
明治 11.11.27	烟雲雑誌	211		石川弥一郎より阿波通信が到来
明治 11.11.29	烟雲雑誌	212		七名社演説届方につき中村宅で幹事が協議
明治 11.12.01	烟雲雑誌	212		熊谷の清水楼で竹井澹如も来て七名社届方を協議
明治 11.12.02	烟雲雑誌	212		警察へ行き届を提出、演題の毎回届け無用、奥原晴湖から訪問予定の手
	see		_00	紙をうけ返信
明治 11.12.07	烟雲雑誌	213	208	稲村が八木原愛助に依頼し阿波通信第四号を書写
明治 11.12.08	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 25 会、演説会、深谷駅田谷小学校
明治 11.12.08	烟雲雑誌	213		七名社が深谷で演説会、熊谷警察署長など臨席、聴衆 150 名、演説会の
				内容の記載なし
明治 11.12.11	第二期七名社会場記事	194		七名社第26会、談話会、出席3名
明治 11.12.11	烟雲雑誌	213		七名社、出席は稲村・石坂・坂本の3人
明治 11.12.22	第二期七名社会場記事	194		七名社第27会、出席11名、明治12年の会日表を作成
明治 11.12.22	烟雲雑誌	214		七名社、小泉、石坂、稲村の3人
明治 11.12.25	烟雲雑誌	214		夜6時、晴湖が養女お翠(晴翠)・晴嵐・晴林を従え熊谷駅より徒歩
明治 11.12.26	烟雲雑誌	214	208	晴湖用に小林古鼎、敬堂(長谷川敬助)、佐藤、玉井鯨井より画幅を借用し展観

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 10.05.31	川島楳坪書状	55	45	長谷川の区長新任で取次、頼襄書幅代金、川島帰県、川島出京
明治 10.06.16	川島楳坪書状	55	46	学資金方法書、川島熊谷地方巡回、長谷川区務所に不在、出県を渇望
明治 10.07.04	川島楳坪・竹井懿貞連	56	47	学資改正御用掛依頼
7111 20:01:01	書状	00		1 37 37 mm is 1/10 feet lie only
明治 10.07.10	事務日誌	179	206	長谷川敬助が学資改正御用掛拝命し県庁で原案作成開始(8月4日まで)
明治 10.08.08	事務日誌	179	206	第一五区内で町村会議員撰挙の開札(9日まで)
明治 10.08.18	事務日誌	180	206	県庁より芸妓改廃如何の下問書
明治 10.08.19	川島楳坪書状	56	48	学資改正、臨時教育会議規則印行出来、現況視察巡回日程
明治 10.08.28	事務日誌	180	206	教育県会議員に稲村貫一郎を選出
明治 10.08.30	石川弥一郎書状	57	49	被選挙人及全戸数資料落手、府県会条例案起稿中、七名社として選挙法
				検討を要請、仏国五法講義全部の写本購入依頼
明治 10.09.05	竹井懿貞書状	58	50	臨時教育会準備打合
明治 10.09.09	事務日誌	181		熊谷教育会議へ出張(9月21日まで)
明治 10.09.24	事務日誌	181		長谷川敬助はコレラ予防法の要領を筆写
明治 10.09.28	共保会会議録	58	51	上中条学校にて臨時会議録
明治 10.09.28	事務日誌	182		県地誌編纂掛堀内守約が第一五区区務所へ巡回
明治 10.09.29	笹田默介書状	61	52	県下民情視察の山口県士族福井英晴紹介、加藤栄之助付添
明治 10.10.01	事務日誌	182	206	第一五区集会で地誌編輯取調、コレラ病予防、学資金決議
明治 10.10.02	事務日誌	182	206	熊谷清水旅館で福井某に面会
(明治 10.10.14 カ)	結社大意	61	53	共同会結社大意及び出席者
明治 10.11.02	竹井澹如書状	63	54	御内話之事至極同意、帰宅次第一同集義
明治 10.11.03	川島楳坪書状	64	55	川島熊谷滞在中、来遊を待つ
明治 10.11.04	石川弥一郎書状	64	56	府県会規則草案送付、「通信」原稿遅延詫、転居通知
明治 10.11.07	事務日誌	184	206	第一五区で
明治 10.12.01	共保会規則	65 cc	57	共保会規則 物石はと東山東 佐藤寺房 体形計算 物と東韓田親長。新 佐藤寺房
明治 10.12.10	川島楳坪書状	66	58	御互に心事吐露、佐藤文庵一件取計済、御心事笹田課長へ話、佐藤文庵
明治 10.12.10	川島楳坪書状	67	F0	医業仮免状北河原村で開業を確認 学費支出決議録送付
	小泉實則書状	67	59 60	李貫文山次議録送刊 依頼の区画改正案、竹井転居、埼玉新報創刊、学事諮問に太田卓之来県、
明治 10.12.17	小永見則音仏	67	60	依頼の区画以正系、竹井転店、埼玉利報創刊、子事韶同に太田早之米県、 石川帰省通知
明治 11.01.14	永田健助書状	68	61	石川州有週和 拙著世上に伝播仕度、埼玉県は郷貫、師範学校教科書に採用斡旋依頼、
切(日 11.01.14	水山陡め音水	00	01	川島氏へ寄送
明治 11.01.21	根岸武香書状	69	62	年賀、土偶人周旋督促
明治 11.01.28	川島楳坪書状	70	63	永田氏訳述宝氏経済論を師範学校教科書に採用
明治 11.01.30	石川弥一郎書状	70	64	稲村が奥原晴湖と西遊、七名社第二期結約草稿送付依頼、林勘兵衛入社、
7,111 11.01.00	THE WEST	10	01	七名社社名変更は不可、七名社通信、刑法草稿での国事犯と死刑、区会
				規則の検討、県会は地租改正終了後
明治 11.02.07	稲村貫一郎書状	71	65	京阪漫遊、東京にて石川氏と七名社改革相談、出立前区務取締免職、東海
,,,,,,			-	道筋寂寞、七名社新結社無故欠席罰金法、社中募金、区内小学校監督
明治 11.02.10	第二期七名社々則	72	66	
明治 11.02.10	第二期七名社会場記事	189	207	第二期社則成、本社員10名、副社員10名
明治 11.02.24	第二期七名社会場記事	189	207	七名社第1会、演説会、出席10名、演説4名、社外傍聴人7名
明治 11.03.03	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第2会、討論会、出席11名、府県会条例末章まで議了
明治 11.03.13	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第3会、談話会、出席8名、傍聴人1名
明治 11.03.17	石川弥一郎書状	75	67	地方官会議傍聴可否
明治 11.03.24	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第4会、演説会無し、4月共同会のため竹井澹如来臨相談、出席8名
明治 11.04.03	第二期七名社会場記事	190		七名社、福沢社中演説会につき臨時会、竹井澹如来臨、出席7名
明治 11.04.07	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第5会、討論会、福沢社中演説会21日に決定、出席8名
明治 11.04.11	竹井懿貞書状	76	68	地方官会議議案、郡長事務章程
明治 11.04.17	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第6会、談話会、出席6名、事務打ち合わせで中村孫兵衛が竹井
				澹如方へ出張
明治 11.04.22	竹井澹如書状	76	69	加藤・朝吹両氏より書状受取、両氏へ五嘉棒贈呈、福島氏の書状転達、
THE N. C. L. L.		_		常泉村福島氏訪問
明治 11.04.23	加藤政之助・朝吹英二	77	70	一昨日演説会で訪問の礼
	書状			
明治 11.04.28	第二期七名社会場記事	190		七名社第7会、演説会、出席8名、演説3名
(明治 11.04 カ)	竹井澹如書状	77	71	F 1 1
明治 11.05.05	第二期七名社会場記事	191		七名社第8会、討論会、出席13名、府県会規則第1条より第20条まで討論
明治 11.05.07	加藤政之助書状	77	72	新聞通送場所替、区長辞任後の活躍を乞う、在野諸君の任務
明治 11.05.12	第二期七名社会場記事	191		七名社第9会、永井太田にて演説会、出席13名、12名演説
明治 11.05.14	稲村貫一郎書状	78		封筒のみ
明治 11.05.15	竹井懿貞書状	78	74	大久保内務卿殺害、阿波通信回送、秩父出張、長谷川区長辞職
(明治 11.05) 23	竹井澹如書状	79	75	地租改正受印、大久保利通暗殺事件、新聞の発行停止
明治 11.06.02	第二期七名社会場記事	191	207	月日欠だが烟雲雑誌より推定、七名社第10会、討論会、出席6名、欠
HHAA 11 00 00	古古 照	70	EC.	席が多く談話 特殊は、不ちな、即、の日本共通教
明治 11.06.08	東京曙新聞投書	79	76 77	植竹緑(石坂金一郎)の民権拡張論 は佐緑(石坂金一郎)の営盗会
明治 11.06.11 明治 11.06.12	郵便報知新聞投書 竹井懿貞書状	81 83	77 78	植竹緑(石坂金一郎)の学資論 阿波通信第二号回送、報知新聞植竹緑の投書評
ツパロ 11.00.12	11 开题具盲仏	00	10	門以四百ヤー7凹心、取刈利用他刊稼り仅亩計

び東上依頼 川に書状依頼 禁懇願 言上書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲太 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同 返却、管下及び埼玉県下の人物同行如何
川に書状依頼 禁懇願 言上書 書 書 書 書 ま 本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
集懇願 言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
集懇願 言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
集懇願 言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
言上書 書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切 京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大切京要請、吉田県治上建議感心、大井憲力 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
書 書、本県両次官への呈書同封 自助社法則同封、関八州会議同意、大場京要請、吉田県治上建議感心、大井憲プ 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
事、本県両次官への呈書同封自助社法則同封、関八州会議同意、大切京要請、吉田県治上建議感心、大井憲の出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門局
自助社法則同封、関八州会議同意、大場京要請、吉田県治上建議感心、大井憲元 出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
京要請、吉田県治上建議感心、大井憲元出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
京要請、吉田県治上建議感心、大井憲元出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同
言書不達一件留
多 欠)
の集会につき回章
官会議で有志輩勧誘、河瀬県令在任以 津田氏鹿児島出張、駅逓頭往復書同封
, ,
3
-
き村吏協議書
出張要請
山灰女萌
日 川 杜 糸 仕 杯
見則持参依頼
七名社委員の継続
石川千葉出張
具依頼
3限切迫、田中正彝帰京
吸誉、頼山陽書軸代金
等思
まる 『取締辞任、稲村の区長辞任、根岸と川』 の動静面目なし、内国博覧会に出京要請
西などの現住地主義、西南暴徒再燃 参上

熊谷市史料集 7 熊谷自由民権運動史料 1 「七名社」の時代

令和 3 年 (2021) 3 月 31 日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室

〒 360-0202 熊谷市妻沼東一丁目1番地(市立妻沼展示館内)

電話 048-567-0355

印 刷 株式会社 ピーアイピー